

平成26年
6 月

宮崎県定例県議会会議録

平成26年 6 月 6 日開会

平成26年 6 月 24日閉会

平成26年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

6月6日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 議席の一部変更	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野一則議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第14号まで並びに報告第1号及び第2号上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自6月7日（土曜日）

至6月10日（火曜日） 休 会

6月11日（水曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 知事発言	12
1. 一般質問	12

山下博三議員質問

-----	12
-------	----

- ・中山間地域政策について
- ・米政策と今後の水田農業の課題について
- ・農業大学校の新たな方向性について
- ・PEDの防疫について
- ・道路行政について

清山知憲議員質問

-----	25
-------	----

- ・子供の貧困について
- ・まちづくりについて
- ・公共施設等総合管理計画について
- ・青島観光について
- ・人事交流について
- ・県立宮崎病院の救命救急センターについて
- ・医師修学資金貸与条例施行規則について

黒木正一議員質問

-----	41
-------	----

<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業のユニバーサルサービスについて ・林業政策について ・小規模事業者の振興について ・農林産物の輸出について ・世界農業遺産について ・スポーツランドみやざきについて ・少子化対策について 	55
西村 賢議員質問 -----	55
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・航空路線について ・認知症患者について ・公共事業について ・食品加工について 	
6月12日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	69
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	69
1. 一般質問 -----	70
中村幸一議員質問 -----	70
<ul style="list-style-type: none"> ・アジアの安全と危機的状態について ・スーパーグローバルハイスクールについて ・出生率について ・公務員の資格取得について ・障がい者支援事業について ・都城志布志道路について 	
新見昌安議員質問 -----	80
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税について ・統計データの利活用について ・携帯情報端末への情報配信について ・生活困窮者対策について ・障がい者優先調達について ・鳥獣被害対策について ・食物アレルギーについて ・警察行政について 	
丸山裕次郎議員質問 -----	92
<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに宮崎が取り組むことは 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 神楽の世界無形文化遺産登録に向けて ・ 農政大転換への対策について ・ 畜産振興について ・ 歯科行政について ・ 特殊詐欺事件について 	
田口雄二議員質問	107
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東九州自動車道(宮崎一延岡間) 開通後について ・ 知事の政治姿勢について ・ 医療福祉行政について ・ 東九州メディカルバレー構想について ・ 農政水産行政について ・ 教育行政について 	
6月13日(金曜日)	
1. 出席議員	123
1. 地方自治法第121条による出席者	123
1. 一般質問	124
松村悟郎議員質問	124
<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ観光の推進について ・ 災害に強い河川整備について ・ 太陽光発電の導入促進等について ・ 環境に優しい農業の取り組みについて ・ 東九州自動車道開通に向けた活性化について 	
二見康之議員質問	136
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 霧島ジオパークについて ・ 海外戦略について ・ ものづくり補助金について ・ チョウザメ振興について ・ 子ども・子育て支援新制度について ・ 教育行政について ・ 林業公社について ・ 投票率向上について 	
有岡浩一議員質問	152
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 若手職員の育成について 	

- ・観光振興と交通網整備について
- ・外部指導者の活用について
- ・警察署整備について

内村仁子議員質問 ----- 164

- ・土木行政について
- ・男女共同参画推進について
- ・教育行政について
- ・福祉行政について
- ・総合政策（観光と中山間）について
- ・環境森林行政について

自 6 月 14 日（土曜日）
至 6 月 15 日（日曜日）
6 月 16 日（月曜日）
休 会

1. 出席議員 ----- 181
1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 181
1. 一般質問 ----- 182

中野一則議員質問 ----- 182

- ・知事の政治姿勢について
- ・農業政策の諸課題について
- ・教育政策について
- ・限界集落の対策について
- ・専決処分のあり方について
- ・国県道の安全対策について

前屋敷恵美議員質問 ----- 194

- ・知事の政治姿勢について
- ・子ども医療費助成について
- ・国民健康保険税について
- ・松枯れ対策について
- ・寡婦控除適用（みなし適用）について

坂口博美議員質問 ----- 205

- ・法人税改革と地方財政について
- ・防災・減災について
- ・地域医療について
- ・農業水産業について
- ・土木問題について

函師博規議員質問	218
・攻めの高齢者福祉政策について	
・中小企業振興策について	
・ラグビーワールドカップ誘致の動きについて	
6月17日（火曜日）	
1. 出席議員	231
1. 地方自治法第121条による出席者	231
1. 一般質問	232
太田清海議員質問	232
・教育行政について	
・知事の政治姿勢について	
・市町村の広域連携について	
・福祉医療行政について	
・土木行政について	
重松幸次郎議員質問	246
・環境問題について	
・自転車の安全対策について	
・県立図書館について	
・福祉保健について	
・地域包括ケアについて	
・人口減少問題について	
井上紀代子議員質問	260
・記紀編さん1300年の取り組みについて	
・男女共同参画社会の実現について	
井本英雄議員質問	274
・里山資本主義について	
・動物愛護センターについて	
・教師のあり方について	
・在宅医療について	
・延岡南道路・高速道路開通後について	
・受付・窓口について	
1. 議案第12号から第14号まで採決	286
1. 議案第1号から第11号まで、報告第1号及び第2号並びに請願 委員会付託	287
自6月18日（水曜日） 常任委員会	

至 6 月 19 日 (木曜日)	常任委員会	
6 月 20 日 (金曜日)	特別委員会	
自 6 月 21 日 (土曜日)	休	会
至 6 月 23 日 (月曜日)		
6 月 24 日 (火曜日)		
1. 出席議員	-----	291
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	291
1. 常任委員長審査結果報告	-----	292
松村悟郎総務政策常任委員長	-----	292
鳥飼謙二厚生常任委員長	-----	293
岩下斌彦商工建設常任委員長	-----	295
内村仁子環境農林水産常任委員長	-----	296
西村 賢文教警察企業常任委員長	-----	298
1. 質 疑	-----	300
前屋敷恵美議員	-----	300
1. 討 論	-----	302
井上紀代子議員 (請願第48号の不採択に反対)	-----	302
前屋敷恵美議員 (議案第 2 号、報告第 1 号、第 2 号に反対、請願第30号、 第47号、第48号、第49号の不採択に反対)	-----	304
高橋 透議員 (請願第48号の不採択に反対)	-----	306
1. 議案第 2 号、報告第 1 号及び第 2 号採決	-----	308
1. 議案第 1 号及び第 3 号から第11号まで採決	-----	308
1. 請願第30号及び第49号採決	-----	309
1. 請願第47号及び第48号採決	-----	309
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	309
1. 議員発議案送付の通知	-----	309
1. 議員発議案第 1 号から第 5 号まで追加上程	-----	310
1. 討 論	-----	310
前屋敷恵美議員 (議員発議案第 3 号に反対)	-----	310
1. 議員発議案第 3 号採決	-----	311
1. 議員発議案第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号採決	-----	311
1. 閉 会	-----	311
<hr/>		
1. 資 料	-----	313
平成26年 6 月定例県議会日程	-----	315

議案送付文書	316
一般質問時間割	317
議案・請願委員会審査結果表	319
閉会中の継続審査・調査申出一覧	321
1. 議案議決件名一覧表	323
1. 意見書	327
豚流行性下痢（PED）対策に関する意見書	329
地方財政の充実・強化を求める意見書	330
地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書	331
中小企業の事業環境の改善を求める意見書	332
森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書	333
1. 請願一覧表	335
1. 議事経過	351

6月6日(金)

平成 26 年 6 月 6 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 開 会

○福田作弥議長 これより平成26年6月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○福田作弥議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○福田作弥議長 会議録署名議員に、坂口博美議員、鳥飼謙二議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○福田作弥議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野一則委員長。

○中野一則議員〔登壇〕 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を御報告いたします。

閉会中の去る5月30日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました平成26年6月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。今期定例会に提案されます知事提出議案は合計16件、その内訳は、補正予算1件、条例8件、予算・条例以外の5件、報告承認の2件であります。このほか7件の報告がありません。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会

において審査をいたしました結果、会期については本日から6月24日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月11日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計20名以内とし、質問順序は、9日が締め切りとなっております通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

6月18日、19日の2日間で各常任委員会を開催いただき、6月24日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○福田作弥議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月24日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第14号まで並びに
報告第1号及び第2号上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より、議案第1号から第14号まで、並びに報告第1号及び第2号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成26年6月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、今週の6月3日から5日までの大雨による被害の状況につきまして御報告いたします。

今回、県内では、北部を中心に大雨に見舞われ、門川町や高鍋町などで避難勧告等が発令されたところであります。幸いに人的被害はありませんでしたが、児湯地域の5町で約60棟の床上・床下浸水などの被害が発生しました。農作物への被害等を含めた県全体の被害の状況は、現在調査中ではありますが、被害に遭われました県民の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

これから夏に向けて、梅雨や台風等による災害の発生が懸念されるシーズンを迎えますが、引き続き、常在危機の意識のもと、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

それでは、ただいま提案いたしました議案の

御説明に先立ち、県政に関しまして2点ほど御報告させていただきます。

1点目は、高病原性鳥インフルエンザ及び豚流行性下痢、いわゆるPEDに係る防疫対策についてであります。

まず、4月に熊本県で発生した鳥インフルエンザにつきましては、発生が確認された当日に、私を本部長とする対策本部会議及び市町村、関係団体等を招集した緊急防疫会議等を開催し、県境の3カ所に消毒ポイントを設置するとともに、県内の全養鶏場に対し防疫措置の強化を伝達するなど、本県における防疫対策の徹底を図ったところであります。その後、新たな発生もなく、去る5月8日に終息を迎えたところでありますが、引き続き、各農家に対し防疫措置の徹底をお願いするなど、必要な対策を講じてまいることとしております。

次に、PEDについてであります。本県を含め全国的に発生しておりますPEDにつきましては、昨年から、市町村や関係機関とともに蔓延防止に懸命に取り組んでいるところであります。このような中、4月に県畜産試験場川南支場において発生が確認されたところでありますが、農家を指導する立場にある県の研究機関において発生したことは大変重く受けとめており、まことに申しわけなく思っております。現在、宮崎大学等の協力を得ながら原因究明を行っているところであり、今後、県施設における防疫体制の見直しはもちろんのこと、本県の防疫対策に役立ててまいりたいと考えております。

本県におけるPEDの発生は減少してきているものの、いまだ沈静化には至っていない状況にあります。県としましては、引き続き、市町村等との連携を図りながら、養豚農家への必要

な支援と早期の沈静化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、東九州自動車道についてであります。

先月28日に、国土交通省におきまして、東九州自動車道日南一志布志間の計画段階評価の手続である社会資本整備審議会九州地方小委員会が開催され、昨年10月にこの区間の整備の対応方針として示されました3つの案のうち、地元とともに本県が強く望んでおりました全線バイパス案を採用することが確認されたという、うれしい情報がありました。新規事業化までには、まだ幾つかの段階を経ることが必要であります。着実に前進しつつあるものと受けとめております。今後とも、東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期完成に向けて、県議会の皆様を初め、地元市町村、関係団体等との連携を図りながら全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第1号一般会計補正予算案についてであります。

補正額は30億5,139万7,000円であります。歳入財源は、国庫支出金22億1,864万1,000円、財産収入115万7,000円、繰入金7億8,109万9,000円、諸収入5,050万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,763億6,339万7,000円となります。

以下、その主なものについて御説明いたします。

まず、駐日各国大使への宮崎アピール事業につきましては、駐日各国大使の視察を受け入れることにより、本県と諸外国との交流を図ると

ともに、東京オリンピック・パラリンピックの合宿候補地や、多くの集客効果が見込まれるビジネスイベントなど、いわゆるMICEの受け入れ環境を初め、本県のすぐれた観光資源や歴史・文化など、宮崎の魅力を国際的に広くアピールするものであります。

次に、消費者行政活性化基金事業につきましては、消費者の安全と安心を確保するため、引き続き、消費者行政活性化基金を活用し、啓発活動や相談体制の充実強化に努めるものであります。

次に、子育て支援対策臨時特例基金積立金につきましては、安心して子どもを育てることができる社会づくりを進めるため、安心こども基金への積み立てを行うものであり、この積立金を活用して、保育所や認定こども園等の施設整備に対する支援を行うこととしております。

最後に、家畜伝染病リスク管理体制強化事業につきましては、先ほど申しあげましたPEDの蔓延防止と早期の沈静化を図るため、市町村の自衛防疫推進協議会等が行う防疫強化の取り組みを支援するものであります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、法人県民税法人税割及び法人事業税の税率を改正するものであります。

議案第4号「職員の配偶者同行休業に関する条例」は、地方公務員法の一部改正に伴い、外国で勤務等をする配偶者と生活することを希望する職員の休業制度を導入するための条例を制定するものであります。

議案第5号及び議案第6号は、消費者行政活性化基金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例

基金について、それぞれ基金を活用した事業の実施期限が延長されたことから、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第8号「宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例」は、環境影響評価法の一部改正に伴い、その改正内容に準じた環境影響評価を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号及び議案第11号は、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第12号公安委員会委員の任命の同意につきましては、公安委員会委員藤田紀子氏が、平成26年8月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく藤田紀子氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第13号は、収用委員会委員野崎義弘氏が、平成26年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として増田良文氏を任命いたしたく、また、議案第14号は、収用委員会委員近藤日出夫氏が、平成26年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく近藤日出夫氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このほか、議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」外2件であります。説明は省略させていただきます。

次に、報告第1号は、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴う、平成25年度一般会計補正予算（第5号）の専決報告であります。補正額は11億7,566万7,000円

で、歳出予算の主な内容は、退職手当の減額5億5,517万円余、公債費等の減額2億5,288万円余、県債管理基金への積立金19億8,035万円余であります。この結果、平成25年度の一般会計歳入歳出の規模は5,879億2,812万1,000円となります。

報告第2号は、地方税法の一部改正により、不動産取得税及び自動車税の特例措置が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。

これらの専決につきましては、時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす7日から10日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、11日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時16分散会

6月11日（水）

平成 26 年 6 月 11 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有岡浩一	(愛みやざき)
4 番	凶師博規	(同)
5 番	西村賢	(同)
6 番	松村悟郎	(自由民主党)
7 番	内村仁子	(同)
8 番	岩下斌彦	(同)
9 番	後藤哲朗	(同)
10 番	右松隆央	(同)
11 番	二見康之	(同)
12 番	清山知憲	(同)
13 番	福田作弥	(同)
14 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡辺創	(県民連合宮崎)
17 番	田口雄二	(同)
18 番	高橋透	(同)
19 番	星原透	(自由民主党)
20 番	蓬原正三	(同)
21 番	井本英雄	(同)
22 番	丸山裕次郎	(同)
23 番	中野一則	(同)
24 番	中野廣明	(同)
25 番	宮原義久	(同)
26 番	山下博三	(同)
27 番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太田清海	(県民連合宮崎)
30 番	井上紀代子	(同)
31 番	鳥飼謙二	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	横田照夫	(同)
35 番	十屋幸平	(同)
36 番	外山三博	(同)
37 番	坂口博美	(同)
38 番	中村幸一	(同)
39 番	押川修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	橋本憲次郎
総務部長	成合修
危機管理統括監	金丸政保
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	徳永三夫
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	舟田美揮子
企業局長	四本孝一
病院局長	渡邊亮一
財政課長	阪本典弘
教育委員長	齊藤和子
教育長	飛田洋
警察本部長	白川靖浩
代表監査委員	宮本尊
人事委員会事務局長	亀田博昭

事務局職員出席者

事務局局長	大坪篤史
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	亀澤保彦
政策調査課長	高林宏一
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	松吉浩
議事課主査	松本英治
議事課主任主事	川崎一臣

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして申し上げます。

桂宮宜仁親王殿下におかれましては、去る8日に薨去されました。ここに、謹んで哀悼の意を表しますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

◎ 知事発言

○福田作弥議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいまの議長のお言葉にもありました、桂宮宜仁親王殿下の御訃報に接しまして、一言お悔やみを申し上げます。

殿下におかれましては、これまで農林業の振興や伝統工芸への支援など、さまざまな分野にわたり、幅広い貢献をしてこられました。

殿下御自身がリハビリにお努めになりながら、御公務を果たされるお姿に深い敬愛の念を抱き、御回復を願っていたところですが、薨去されましたことは、まことに哀惜の念にたえません。

ここに謹んで御冥福をお祈り申し上げますとともに、県民の皆様とともに心から哀悼の意を表します。以上であります。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の発言は終わりました。

◎ 一般質問

○福田作弥議長 本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の

一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。6月議会トップバッターであります。きょうは、私の地元からたくさんの応援の皆さん方がおいでいただきました。常日ごろ私に「博三ちゃん、博三ちゃん」と言っていて、あるときは優しく、そして、あるときは厳しく指導していただく方がたくさん出席いただきました。ありがとうございます。

先日、気象庁は、南米ペルー沖の赤道海域の水温が平年より高まるエルニーニョ現象が5年ぶりに起きそうだと発表されました。そして、この夏は、冷夏や空梅雨、大雨、洪水などの異常気象に注意すべきだと言っております。5年前のエルニーニョでは、アジア全土で多雨、そして西日本での長期的な豪雨をもたらし、2000年代過去最高の冷夏となり、大災害が発生したことが記憶されております。ことしも梅雨期に入り、門川町や高鍋町で、大雨による避難勧告や床上・床下浸水の被害も出たところであります。ことし1年、大きな災害が起こらないことを祈っております。

それでは、通告に従いまして順次お伺いしてまいります。

衆議院宮崎3区管内の県議団と、それぞれの市町の首長を交え、古川財務副大臣の主催によります勉強会が先月の24日に都城市で開催されました。今回は、財務省主計局の岡本次長が出席され、「我が国の財政の現状と課題」と「目指すべき日本の未来の姿」について御講演いただきました。岡本次長から御説明いただいた資料によりますと、平成26年度国の一般会計予

算96兆円、うち税収50兆円程度、社会保障費は毎年1兆円ずつ増加が見込まれており、例えて言うと、月給50万円の家庭が100万円の家計支出をしている状況であるということでもあります。公債残高につきましても、平成26年度末で780兆円に見込まれており、これは、国民1人当たり615万円、4人家族で2,460万円になるとのことです。これほどの公債残高があっても日本が強いのは、家計金融総資産で1,579兆円、金融総資産から住宅ローンなど負債を差し引いた家計金融純資産でも1,218兆円あるということと、資金が海外に流れているのではなくて、しっかりと国内に残っていることが、まだ日本の金融が安全であるという説明でありました。

一方、昭和40年に65歳以上の高齢者1人を20歳から64歳の若年層9.1人で支えていたものが、現在では2.3人になっており、将来的には1.2人になるという予想がされております。1人の若者が1人の高齢者を支えるという厳しい社会が訪れることが見込まれているということでもあります。さらに、内閣府が行った人口推計では、出生率が現状と同じレベルの1.35人とした場合、我が国の人口は、2060年には8,700万人に、約100年後の2110年には4,300万人まで減少するという大変ショッキングな結果が出されております。

先般、ニュースで報道されておりましたが、自治体が消滅する可能性が高いという、大きな衝撃を受けた資料もありました。それは、「選択する未来委員会」において、東京大学の教授で元岩手県知事の増田委員から提出された資料で、2040年には、1,799総自治体数の中で、今のような地方から東京への人口移動が収束しない現状が続けば、最大で523の自治体が消滅する可能性が高いというものであります。地方から大

都市への人口移動が収束した場合でも、243の自治体が消滅するという内容であります。このような中、6月7日の朝刊に宮崎県の状況が詳しく掲載されておりました。それによりますと、県内26市町村の6割に上る15市町村が消滅する可能性が高いというものであります。このような衝撃的な記事の内容や、「選択する未来委員会」の予測について、知事はどのようにお考えであられるのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

国の経済財政諮問会議の専門調査会であります「選択する未来委員会」で取り上げられました消滅可能性のある自治体予測につきましては、2010年から2040年までの30年間で、20歳から39歳の若年女性の数が半分以上減少する市区町村を「消滅可能性のある」自治体として、さらにそのうち、総人口が1万人以上[※]となる市区町村が「消滅可能性が高い」自治体として、予測されたものであります。本県では、消滅可能性のある市町村の中に15市町村、消滅可能性の高い町村の中に10町村が、それぞれ含まれております。この予測につきましては、東京一極集中や雇用・産業の大都市偏在といった、我が国の長年にわたる構造的な課題と少子・人口減少問題との関係に光を当てた側面がございます。その解決に向けて国民的議論が喚起されたことにつきましては、高く評価しておるところであります。

一方で、私としましては、人口1万人を境界としまして、地域の消滅可能性を機械的・画的に論じることには、違和感も覚えるところでもあります。現に県内を見渡しますと、人口は少

※ 15ページに訂正発言あり

ないながらも地域活性化に懸命に取り組んで成果を出している地域がございます。現に消滅可能性が高い都市として名前が挙げた中に、例えば、昨日、町長選挙がありました綾町は、県内でもきらりと光るユネスコエコパークの取り組み、有機農業等、これも県外に広く知られておるところでありますし、西米良村などは、国交大臣賞をおがわ作小屋村の地域づくりで受賞したところではありますが、移住などもふえて、平均年齢も下がっているというような動きもあるということで、このように頑張っている地域からこそ学ぶべきことも多くあると考えておるところであります。

いずれにいたしましても、人口減少というものは、経済を縮小させ、社会活力の低下、ひいては社会経済の持続可能性を揺るがす大きな要因となるものであります。地方にあっては、最終的に地域の維持・存続にかかわる非常に深刻な問題でありますことから、引き続き、県政の最重要課題の一つとして、この問題に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 今、知事の答弁にもありましたように、多くの県民も大変な違和感を感じておられるものと思っております。

さて、新聞記事にもありましたが、大きく人口が減少して、市町村が消滅する可能性が高いという原因として、20歳から39歳までの若年女性人口の減少が挙げられております。「地域には仕事がないし、あっても給料が安い。中学や高校の友人のほとんどは、東京、大阪、福岡などの都会へ出て行った」という、地元に残っている24歳の女性の声が心に残りました。まさに、子供を産み育てる女性の大半を占める若年女性を県内にとどめ、それぞれの地域で安心し

て出産し、子育てができる環境をいかにつくっていくかが、これから地方自治体が生き残れる大きな鍵であると考えております。記事の最後に総合政策課のコメントがありましたが、「流れはとめられない。できるだけ緩やかにするしかない」ということであります。

一方、日之影や三股町など、何とか生き残りをかけて知恵を絞ろうとしている自治体もあります。世の中の流れをできるだけ緩やかにするために、市町村と協力し、知恵を出し合いながら、生き残りをかけて宮崎オリジナルの取り組みを目指すのか、また、どのような考えで取り組んでいこうとされるのか、再度知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 人口減少の局面におきましては、さまざまな知恵と工夫を重ねながら、地域の活力を維持し、人口減少に歯どめをかけていく取り組みというものを、長期的な視点に立って着実に進めていくことが重要であると考えております。県としましては、平成23年に策定しました現総合計画におきましても、人口減少対策を県政の最重要課題の一つとして位置づけているところであります。その上で、自然減に対応するための出産・子育てしやすい環境づくりなどの少子化対策、人口流出による社会減に対応するための雇用の場づくりや流入対策としての移住の促進、また、人口減少の中にあっても地域の活力を維持していくための交流人口の拡大や地域経済循環の促進、さらには、高齢者や女性の活躍する場の拡大などに、市町村等とも連携して取り組んできたところであります。

現在、合計特殊出生率の改善傾向が見られるところであります。1.67から0.05ポイント改善して1.72になったと、全国第2位という数字も

ございますが、本県の人口をめぐる状況は依然として厳しい状況にありますことから、今年度見直します総合計画におきましても、引き続き最重要課題として捉え、市町村や民間とも連携しながら、なお一層地域の実情に応じたきめ細かな対策に全力を挙げてまいりたいと考えております。

1点、先ほどの答弁で、修正をさせていただきます。消滅可能性が高い自治体、これは総人口が1万人未満となる市区町村であります。先ほど答弁の中で、1万人以上というふうに申してしまいました。おわびして訂正をさせていただきます。

○山下博三議員 ありがとうございます。

企業も本社は東京に移し、生産の拠点は海外に移される時代、特に2020年東京オリンピック開催も決まり、国内の働き手はよりよい就労条件を求めて大都市に移動する、山間地域においては、若者を大都市に奪われ、高齢者が高齢者を介護する老老介護となり、いつまで介護ができるのかと日々戦々恐々としているのが実態であります。また、先日、猟友会の総会に出席してまいりましたが、その中で、本県には2,000余りの集落があるそうではありますが、65%の1,300の集落においては、野生鳥獣被害を受け、農作物の被害額が約11億円に上るということであります。

私の地元、都城市では、市全体としてはそれなりの活気もあり、県の提唱されておりますフードビジネスの分野で全国トップクラスの企業も多く見られることから、消滅する可能性の高い市町村ではないと確信はしておりますが、集落公民館単位で考えますと、大変厳しい状況であります。そこでお伺いいたしますが、急速に進む高齢化と、限界に近づく中山間を多く抱え

る本県として、集落の実態把握の現状と今後の集落形成維持のための取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 集落の実態把握につきましては、これまでも過疎地域を中心に行ってきており、平成23年度に策定いたしました宮崎県中山間地域振興計画の策定作業においては、中山間地域の1,873集落の全てを対象とした実態調査を行ったところでございます。調査の結果、冠婚葬祭や清掃活動等の集落機能が低下あるいは維持困難となっている集落が約14%存在しており、今後は約8割の集落で人口減少が予想されるなど、集落機能の低下が懸念されているところでございます。集落を維持するためには、産業の振興や集落の活動支援とともに、そこで暮らされる方々の日常生活の維持・充実を図っていく必要があります。県といたしましては、医療、福祉、交通、災害対策などの多様な分野における施策に全庁を挙げて取り組んでいるところであります。本年度は、中山間地域振興計画を改定いたしますので、このような中山間地域の集落を取り巻く状況を再度調査するとともに、市町村や関係機関とも一体となって、中山間地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

次は、教育長にお伺いしたいと思います。県内では、これまで昭和、平成の2度の大合併により、今日に至っております。3市22町64村の合計89市町村あったものが、昭和の大合併により、9市28町7村の44市町村となり、10年前の平成の大合併により、現在の9市14町3村の26市町村となっております。今までの合併の是非は別といたしまして、西米良村、諸塚村、椎葉村等、合併せずに元気に存在感を発揮しておら

れる地域もあります。

先日、常任委員会の県北調査で、西都市東米良の銀上小中学校を訪問いたしました。東米良地域は、昭和38年に児湯郡西米良村より西都市に合併しております。以前は、山景気で人も多く住んでおられ、集落活動や山林の作業を通して、人と野生動物とのすみ分けがなされていたということですが、長引く木材価格低迷で山林作業が激減する中、人が少なくなり、山が放置されるという悪循環が起こり、今では、獣害から人を守るために、おりの中で暮らさなければならぬ状況になっております。調査した銀上小学校は、校舎や校庭が金網で囲まれており、何か異様な感じを受けました。説明によると、昼間でもイノシシが学校を訪問し、生徒や教師の安全を考え、昨年設置されたものということでもあります。

このような中、西都市銀鏡地域では、地域の活性化を図るために、平成7年度に奥日向銀上山村留学実行委員会を設立され、毎年10数名の山村留学生を受け入れてきておられます。これまでの約20年の中で、270名の児童生徒が里親のもとから小学校、中学校に通学し、充実した山村での留学生活を送っているということでもあります。これらの児童生徒は、親元を離れ、奥日向の自然豊かな山村で生活し、勉学に励むとともに、さまざまな自然体験を積むことにより、たくましい体と豊かな心が育ち、我慢強さや自立の精神も身につけてくると聞いております。本年度は全校生徒25名中17名が留学生ですが、内訳は、小学生で11名中4名、中学生は14名中、実に13名となっております。まさに留学生がいないと学校の存続が困難となり、地元での教育の機会が奪われることはもちろんですが、地域全体が成り立たないという状況に

なっております。そこで、20年間の山村留学の果たしてきた役割や貢献してきた成果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 現在、西都市で行われております山村留学は、豊かな自然や親密な人間関係の中で、一人一人のよさを発見し、成長させる取り組みであり、子供たちを伸ばすための地域が一体となった取り組みは、地域の活性化にもつながっているものと考えております。「娘を山村留学の地に送り届けた後、何度か連れて帰ろうと思い、涙がとまりませんでした。今、たくましく成長した我が子の姿を見て、この学校に通わせてよかったと心から感謝しています」、これは卒業式で保護者代表の方が言われた謝辞だと伺っております。昔から「かわいい子には旅をさせろ」と言われますが、山村留学は、子供たちはもちろんのこと、預ける保護者にとっても、あるいは預かっただけ側にとっても、大きな覚悟が必要でありますものの、得るものは大きく、家庭・地域の教育力の大切さや、どの子にも大きく成長する可能性が秘められていることを実感させる取り組みだと認識しております。山村留学を20年にもわたり続けていただいておりますことに、心から大きな敬意を表するものであります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

4月21日から22日にかけて、県議会観光議員連盟で、県内山村の地域おこしで頑張っておられる地域に行って、農家民泊の体験をさせていただきました。私は、黒木議員、図師議員との3名で、西都市東米良の銀鏡地区で農家民泊をされている方の家に泊まらせていただき、地元の方々も交えて、夜遅くまで山村の課題等について話を聞くことができました。銀鏡地区では、古くから文武両道を教育の基本として、地

域を挙げての子育てに熱心に取り組まれてきたとお伺いいたしました。民泊体験をさせていただいた方の御子息は、宮崎医科大学を卒業され、現在、西都市内で医者として勤務しております。また、そば打ち体験をさせていただいた方の御子息は、県庁に勤務しておられるとのことでありました。

今回の民泊でお世話になった方の御子息のように、子供の時期を山村で暮らし、進学等のために地元を離れられ、県内各地に就職しておられる方もたくさんいらっしゃると思います。地域が寂れ、消滅することを喜ぶ人は誰もいないと思います。むしろ、小さいころ育った山里の思い出や郷愁を胸に毎日を過ごしておられるのではないかと、しみじみと考えたところでありました。せめて、県内の中山間地域の出身者が、年に1回でも2回でも構いません、地域に戻って、同窓会でも地域おこしのための意見交換会でも、地元のことを語れる機会をつくれなものかと考えたところでありました。そこで、総合政策部長にお伺いいたしますが、県職員の出身者だけに限らず、県内のさまざまな方々に呼びかけて、「地元へ帰ろう 一斉Uターンの日」なるものでもつくり、地域の活力を取り戻すきっかけになるような政策を計画できないか。お父さんが都城市高崎町出身であったということなのですが、その経歴をお持ちの橋本総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 県では、中山間地域と都市部の交流・連携や経済活性化を図ること等を目的といたしまして、中山間地域をみんなで支える県民運動を展開しており、その一つといたしまして、地域活動を支援する中山間盛り上げ隊の活動を実施しているところでございます。中山間盛り上げ隊を活用される地

域では、地元出身者も戻ってきて運営を行うとともに、登録されている中山間地域出身の方にとりましては、出身地域で活動支援をすることが、地元へ帰るきっかけになっているというお話も伺っているところでございます。私自身、東京におりますと、なかなかお墓参りにも帰ってくるできないというのは残念に思っておりますけれども、御提案のありました「一斉Uターンの日」につきましては、出身の方が出身地域の活性化に貢献するという考え方をわかりやすく示す一つの方法だというふうに受けとめております。県といたしましては、そのような視点も踏まえながら、中山間盛り上げ隊の活動や県民運動の取り組みを充実することなどにより、中山間地域の活性化に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

私は今回、中山間の抱える課題が多くある中で、東米良地域のことを取り上げましたが、急速に進む少子高齢化の中、私が住む都城市も、見た目は活力があるように見えても、一步、中山間に入ると、東米良地域と何ら変わらない問題を多く抱え、また、数年もたたないうちに集落形成も思うようにいかない地域がたくさんあります。そのことを思い、取り上げさせていただきました。

常任委員会の調査を行う中で、熊本県球磨郡多良木町が進めておられる集落再生の取り組みが私の頭をよぎりました。それは、多良木町の槻木地区において、昨年度から、熊本大学の助言をもらいながら集落再生に取り組み、平成19年に閉校した小学校が再開校することができたというものであります。具体的には、町が集落支援員を設置するに当たり、町内に移住することを前提に公募を行い、県外から元介護職員を

採用し、集落支援員として移住したということ
であります。地域での介護需要にも応えられ、
さらに、定住人口増にも期待できるものであり
ます。そこで、本県における集落支援員の設置
状況はどうなっているのか、また、その支援員
の方々はどのような役割・活動をされているの
か、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 集落支援員
は、平成20年度に国により制度化されたもの
で、昨年度、県内では、6市町村に42名が配置
されているところでございます。集落支援員の
方の役割というのは、市町村職員と連携しなが
ら、集落のいわば目配り役として集落を巡回
し、状況把握や住民の話し合いの支援等を行う
ものでございます。具体的な事例といたしまし
て、集落支援員が中心となって行った集落での
話し合いの結果、ほかの地域との交流に取り組
みたいという住民の意見が出てまいりまして、
それに基づき、集会施設をみずから建設し、交
流イベントの開催に加え、特産品づくりにも取
り組み始めたという集落の事例もあるところで
ございます。議員の御質問にございました熊本
県多良木町のように、集落支援員の設置により
まして、小学校が再開した事例もございますの
で、県といたしましては、全国の取り組み事例
も市町村に紹介しながら、引き続き集落支援員
の配置・活用を働きかけてまいりたいと考えて
おります。

○山下博三議員 多良木町では、学校がなくな
ることによって村が疲弊していく姿、これを何
とかしたいという思いで再開校できたという喜
びがありました。

続けてまいります。先ほど申し上げました
が、銀上小学校の児童は11名であります。内
訳は、留学生が4名、教職員の子供が5名、生

粋の地元っ子は2名であります。この山村留学
里親制度は、地元の児童生徒がいなくなると廃
止されるのではということで、地域の活力がな
くなるのではないかと、大変心配をされており
ますが、今後の山村留学里親制度の方向性につ
いて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 公立小中学校の存続
や廃止等につきましては、設置者であるそれぞ
れの市町村が判断されるものであり、銀上小学
校や銀鏡中学校におきましても、山村留学を希
望する児童生徒の状況に応じて、西都市が適切
に判断していかれることになると思います
が、県教育委員会といたしましても、市町村の
取り組みを可能な限り支援してまいりたいと考
えております。中山間地域の僻地等学校の教育
につきましても、市町村教育委員会の要望を踏
まえ、緊密な連携のもと、学校の存続や活性化
を含めたさまざまな課題について、県としてど
のような支援ができるかを検討してまいりたい
と考えております。

○山下博三議員 再度教育長にお伺いいたしま
すが、平成24年度より、銀上小学校と銀鏡中学
校は、施設一体型小中一貫教育校としてスター
トしております。3年目を迎え、多くの問題を
抱えながらも、里親の皆様、地域の皆さん、そ
して何より教職員の皆さん方の精いっぱいの方
力で、地域を守ろうという姿に頭の下がる思い
であります。歴史のある銀鏡神社の保存、そし
て何より国指定重要無形民俗文化財の銀鏡神楽
を存続すること。若者がいなくなる中、何とか
地域を盛り上げようとされている株式会社かぐ
らの里の取り組みなど、中山間の特性を生かす
べく頑張っておられます。西都市はもちろんで
ありますが、県としても中山間のモデルとして
何か支援はできないものか、また、銀上小学校

の跡地利用についても何か考えられないのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 銀上小学校の跡地利用につきましては、地元西都市において委員会が設置され、地元住民の方々の意見要望等を聞きながら、今後の利活用について検討が行われていると聞いております。県教育委員会におきましては、市町村の学校跡地利用等の取り組みを支援することは、大変重要なことであると考えており、施設の活用事例や利用可能な補助制度の紹介、利活用に向けた事務手続に関する助言などを今まで行ってきたところでありませう。今後、西都市教育委員会から要請があれば、どのような支援ができるか、さらに検討したいと考えております。

○山下博三議員 次に、米政策と今後の水田農業についてお伺いしてまいります。

昨年末、国の大きな政策転換の中で、40年以上に及ぶ米の生産調整、いわゆる減反を進める米政策を廃止して、需要に応じて水田をフルに活用することを目指して、新たな米政策の変更をされました。先日、市町村の関係者や農家の方々からも、長年定着してきた減反政策で、転作作物も定着しているという話も多く聞いております。本県の約3万5,000ヘクタールにも及ぶ水田の利用状況を、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県の水田面積は、平成25年度の「耕地及び作付面積統計」によると、3万4,700ヘクタールとなっております。その約54%に当たる1万8,700ヘクタールで主食用の水稻が作付されております。米以外の作物につきましては、生産調整の取り組み状況によりませうと、WC S用稲が4,400ヘクタール程度で約12%、野菜等の園芸作物が3,500ヘクタ

ール程度で約10%、飼料作物が2,800ヘクタール程度で約8%作付されております。また、米政策の見直しの中で注目を浴びている飼料用米や加工用米については、合わせて400ヘクタール程度と、水田面積の1%程度となっております。さらに、水田裏作として、飼料作物を中心に9,200ヘクタール程度が作付されております。

○山下博三議員 続けてまいります。県は、本年2月に、霧島酒造と経済連との3者で、焼酎原料用の加工用米利用における協定を締結され、私も環境農林水産常任委員長として、その場に立ち会いをさせていただきました。この取り組みは、農業者にとりましても、地域の水田を水田のまま活用でき、高齢化が進む中で、田植え機やコンバインなどの手持ちの機械を最大限に使えて、安定的に低コストに生産できる体制を目指したもので、大変高く評価されております。県では、市町村別に加工用米の目標数値を配分したと聞きますが、現段階での進捗状況はどうなっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 加工用米につきましては、米政策の見直しを受け、県内で確実な需要が見込まれることから、平成28年度1万トンの供給を目指して取り組みを進めているところでありませう。その初年度となる平成26年度は、取り組みの目安として、680ヘクタール、3,200トンを各市町村に提示したところであります。現在、地域では、各農業者から提出された営農計画書を取りまとめている段階であり、5月末時点で、作付面積1,200ヘクタール程度、生産見込み数量5,500トン程度と、生産の目安として提示した数量を大きく上回ることが見込まれております。

○山下博三議員 目標の倍近い見込み実績が上

がっております。本年度の目安となる数量や面積を大きく上回っているということですが、米の減反制度が変更されたことにより、農業者は今後4つの米づくりが選択できることとなります。4つの米づくりとは、主食用米、焼酎原料用のお米、家畜の餌となる飼料用米と稲発酵粗飼料、いわゆるWCSであります。これまで転作といえ、米をつくってはいけないということで、水田では水はけのよい農地に改良する汎用化の取り組みが進められ、余り水を使わない品目、例えば野菜や飼料、大豆などを作付するよう誘導されてまいりました。

しかし、今後は、先ほどの部長答弁にもありました、主食用米に加え、加工用米、飼料用米、WCSの作付が飛躍的に伸びてくることが予想される中で、生産の基盤となる農地の基盤整備や、特に米づくりに不可欠な水の確保は十分できるのか、大変気になるところであります。都城市のある土地改良区は、大淀川からの水の取水配分が決まっており、今でもちょっと日照りが続くと、とても水は足りないということでもあります。米作中心の水田に戻る中で、今後、水使用量の見通しと、必要な水を確保するための対策をどのように進めていかれるのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 今回の米政策の見直しにより、今後、主食用以外の米の作付拡大に応じて、水の使用量は現状と比べて増加するものと予想しております。このため、節水を図る小まめな水管理の徹底や、漏水対策など水の使用効率を高める基盤整備等のソフト・ハード両面からの対策に取り組んでまいりたいと考えております。また、今後、地域の実情を踏まえた上で、安定した水の確保対策について、

国を初め関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 大事な水の問題をぜひとも真剣に捉えて、大きな水騒動が起こらないように、万全な体制をとっていただくとありがたいと思っています。

それから、水を必要とする米による転作に対しての水の確保以外にも、農業者は大変な不安を抱えておられます。特に飼料用米については、収量が一定基準以上ないと、助成金の満額配分がされないということでもあります。今までも農家は、天気次第で泣き笑いをしてきましたが、農家が安心して作付を進めるのには、農業共済制度への加入がどうしても必要となります。農業共済加入については、基準単収の設定などさまざまな課題があると思いますが、いかがお考えか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 飼料用米、加工用米として新たに導入が見込まれる多収性品種につきましては、農業共済制度の加入要件となる基準収穫量等のデータがそろっていないため、現時点では引き受けの対象となっております。このため県では、今年度、加工用米の栽培実証を行う圃場を22カ所、同様に飼料用米の圃場を8カ所設置し、収穫量や品質の調査を行うことにしております。米政策の見直しを実現するためには、経営のセーフティーネットとなる農業共済制度の適用が不可欠でありますことから、早期の引き受け開始に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、農業大学校の新たな方向性についてお伺いしてまいります。

近年、農業者の高齢化や担い手の減少などにより、家族経営体の減少が続く中、今日にお

る状況は、企業経営体や集落営農組織など、組織経営体の増加が顕著となっております。農業者や就農者に求められる能力や技術力に加え、雇用を抱える企業経営として、労務管理や一段とハードルの高い経営力を求められる時代になってまいりました。このような中で、農業大学校はこれまで、本県農業を支える中核的な農業者や指導者を数多く輩出してきたこと、また、農業粗生産額3,036億、全国第7位の地位を築いてきたのは、誰もが認めることであります。

しかしながら、ここ数年の農業大学校の入学定員数の推移を見ますと、3学科合計65名の定員に対して、未達の状況が続いております。また、24年度から10名定員の専攻科も廃止されております。広大な敷地と恵まれた自然環境、そして何より農業者を育てる施設、教育環境が整っているにもかかわらず、今日の状況をどう捉えておられるのか、また、どのような指導方針で農業者育成に取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農業大学校の入学定員が満たない状況につきましては、御指摘のとおり、農大校が有する施設や人的資源を十分生かし切れていない状況にあり、本県農業の将来を託せるすぐれた担い手を育成・確保する上では、危機感を持って早急に対応すべき大変重要な課題であると認識いたしております。一方で、卒業生の多くは、自営及び法人への就農、または農業関連産業に従事し、地域農業を牽引するリーダーとして活躍するなど、農業大学校は、本県農業の発展に大きく貢献しております。このため、本県農業の担い手育成の中核機関として今後とも重要な役割を担い続けるために、県内の農業高校を初め、各関係機関等と

の連携をより一層強化しながら、「たくましい実践力と高い経営力を備え、即戦力となる農業者を育成する」という方針で取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 多様化する新規就農者等のニーズに対応するだけでなく、将来の経営者となるべく労務管理や加工技術、販売戦略、E P A、T P P対策など、国際化に対応できる経営者像を目指す方向もあると思いますが、魅力ある農業大学校を目指す考え方を、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 近年、農業大学校の卒業生は、後継者等の直接就農に比べまして、法人就農が増加する傾向にありますが、多様化、高度化する農業情勢に対処できる経営者育成を目指し、平成22年4月に専修学校化とあわせて学科編成を行うなど、教育内容の充実強化に努めてまいりました。具体的には、企業経営や6次産業化等に対応するアグリビジネス学科の設置と、国際化、経営力向上に向けたカリキュラム再編、農大校独自のG A Pの取り組みや地域に根差したプロジェクト学習の質的向上などに取り組んでいるところであります。今後とも、農業情勢の動向等を踏まえ、常に最新の技術や経営情報を取り入れたカリキュラム編成とともに、生産現場での実践教育の充実強化を図りながら、さらに魅力ある農業大学校を目指していきたいと考えております。

○山下博三議員 ここ数年、定員割れの状況が続いておりますことは、今日、家族経営体を目指す農業者が少なくなっていることが大きな原因だと思っております。つまり、入学生の状況を見ましても、約半数は非農家の子供たちが入学しております。最近、農大出身の生徒を雇用した農業法人の経営者から、採用してみたけれ

ども、全く農業に対する意欲がない、根性がない、すぐやめてしまったという話も伺いました。農業は自然との闘いであり、自分たちの飼う家畜やつくる作物と会話ができるくらいにならないと、プロの農業者ではないと教えられてまいりました。農業大学校でも、余りにも機械的な論理で農業を教えていないか、それとも合理主義的な感覚での教育がなされていないか、農業人としての教育や根性づくりも必要ではないでしょうか。農魂、つまり人づくりの教育が必要じゃないかと思いますが、農政水産部長に御所見をお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 変革する農業情勢の中で、農業人として生き抜くためには、理論を実際の行動に移し、「守りから攻めの農業」へと転換・発展できるたくましい実践力を備えることが重要と考えております。このため、農大校におきましては、コミュニケーション能力を備えた人間力、マネジメント能力や国際感覚を高めた経営管理能力、高度な栽培・飼養管理や加工等の技術実践力、農業機械等の多様な資格取得による機械管理能力などの経営マネジメントを修得した「人財」の育成を強化してまいりたいと考えております。また、法人経営者や、就農している農大校卒業生などの先駆的な農業者を招聘いたしまして、農業に対する夢と志を語ってもらうなど、より現場目線での実践的な教育の充実を図っているところであります。今後はさらに、学生自身が組織や地域において果たすべき役割を自覚し、農業人として活躍できるよう、人づくり教育に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。ぜひ、県内の優秀な若者の根性のある人たちを、学校の場にまた講師としてお招きいただくとあ

りがたいと思っています。

同じく、PEDの状況について、農政水産部長にお伺いしてまいります。

2013年10月に、7年ぶりに国内、沖縄県で発生が確認されて以後、今日までに38都道府県754農場で発生、発生頭数は83万頭、哺乳豚を中心に約22万頭が死亡しております。本県においても17年ぶりの発生で、昨年12月、串間市で発生して以来、78農場で発生、発生頭数4万3,386頭、2万9,668頭が死亡しております。5月22日、小林市で78例目が発生して以来、20日間ほど発生しておりません。ほぼ沈静化したと思われるのか、また、養豚農家に及ぼした被害額がどれほどになるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御質問の中にもありましたとおり、5月22日の小林市の発生以降、新たな発生は確認されていない状況にありまして、これまでの発生頻度等から判断いたしますと、沈静化の傾向にあると考えております。しかしながら、一部の発生農場におきましては、子豚の死亡や下痢等の症状が継続している農場もありますので、引き続き、早期の沈静化に向け、防疫の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、被害額についてであります。現在確認されている約2万9,000頭の死亡子豚のみを対象とし、1頭当たりの評価額を2,400円と設定した場合の直接的被害額として推計いたしますと、約7,000万円程度になるものと考えております。

○山下博三議員 被害額について、ちょっと私の数字をお出ししたいと思うんですが、豚というのは、約半年の肥育期間を経て成豚として出荷されます。そのときの売り上げの計算をして

みました。枝肉重73キロ、単価650円で計算してみましたら、1頭が4万7,450円になります。これを2万9,000頭、実際2万8,000頭を出荷したという計算にしましたら、何と13億2,860万円の売り上げが宮崎県の養豚農家からなくなったということなんですよね。その餌とかを運ぶ流通の人たち等、多くの人の手がかかっているわけですから、そのかわりがなくなったということが、実際の被害額だろうと思っております。このこともしっかりと被害額として頭に入れておいていただくとありがたいと思っています。

次に、本県は、2度の口蹄疫の発生や鳥インフルエンザの発生を経験し、常日ごろの防疫には万全な体制をしいてきたと思います。しかしながら、完全な防疫体制であったはずの川南支場にまで感染してしまいました。法定伝染病と違い、届出伝染病ということで、初動防疫のあり方や農家の意識が希薄でなかったか、養豚農家同士の行き来はなくても、農家の特定ができない中、そこに関係する人たち、例えば資材・薬品・飼料運搬業、死亡豚の回収業、はたまた新聞・牛乳・郵便配達、数えれば切りがないほど、人は行き来したはずであります。また、屠畜場でも、搬入について、感染農家の豚の出荷も日常と変わらない中での出荷体制がとられていたと聞いております。また、国の機関でも、発生拡大の原因は究明されておられません。また、秋口になると発生する可能性があると言われていた中、早く感染拡大の原因究明をする必要があると思いますが、御見解を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 口蹄疫の反省を踏まえまして、発生当初から、迅速な情報提供に努めますとともに、農場防疫の徹底はもとよりですが、屠畜場や運搬車両等に対する消毒

体制の強化を図るなど、関係機関と連携したさまざまな対策を講じてまいりました。しかしながら、結果として発生が拡大したこと、さらには、県の研究機関であります畜産試験場川南支場でも発生したことにつきましては、まことに申しわけなく、大変重く受けとめており、今後の対策を講じる上でも、発生拡大の原因究明は非常に重要であると考えております。このため、発生農場における豚や人、物の動き等の基本情報を収集し、検査データとあわせた疫学調査を進めますとともに、宮崎大学の協力をいただきながら、発生拡大地域や畜産試験場川南支場における発生要因の分析を進めているところであります。

○山下博三議員 今回の拡大の大きな要素は、最後まで発生農家の公表がなされなかったことだと思います。届出伝染病で、個人情報として取り扱いがなされたことが大きな原因だと思います。私は、そのことでかえって変な疑いがかかったり、げなげな話題がひとり歩きしたりして、本来の防疫も思うようにできなかったのだと思います。個人情報保護条例は都道府県条例だとお聞きいたしておりますが、農家公表のあり方について、御見解を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 発生農場に関する情報の共有化は、周辺農場への注意喚起を促すとともに、関係機関一体となった迅速な防疫措置を行う上で、非常に重要であると考えております。しかしながら、発生農場の公表につきましては、個人情報保護条例による個人の権利利益の保護の観点から慎重に取り扱う必要があります。現在、本人の同意を得て、発生地区名までを公表しているところであります。このような中で、一部の養豚関係者から、蔓延防止のた

めには、より詳細な情報の提供が必要との声も
ございます。発生農場の情報共有に関しまして
は、国においても問題意識を持っており、今
後、全国の状況等を踏まえた上で検討を行い、
9月までに方向性を示すこととなっております。
県としましても、国の検討状況や防疫上の
有用性等を踏まえまして、発生農場の公表のあ
り方について、しっかりと検討してまいります。

○山下博三議員 私は、個人情報保護条例、今
回の質問の聞き取りの中で、かなり議論いたし
ました。今回、口蹄疫と鳥インフルエンザでこ
れだけ悲しい思いをした宮崎県で、宮崎県の条
例ですよ。これを養豚農家が求める、なぜ公表
してくれないのかと、そのことの願いも届かな
かったんです。皆さん方は、この保護条例で議
論されましたか。されていないんですよ。宮崎
県の条例なんですよ。そのことを早く真剣に考
えていただいて、秋口にはまた発生する可能性
があるんです。そのことをしっかりと踏まえ
て、宮崎県の条例だったら、早く養豚農家とも
話をして、公表できるようにシステムをつくっ
てください。お願いいたします。

次に、もう1点あります。法定伝染病と届出
伝染病の国の支援のあり方がどのように違うの
か、お伺いいたします。また、農家補償につい
てもお伺いいたします。今回、県費負担が総額
どれほどになると予想されるのか、農政水産部
長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 法定伝染病に
つきましては、家畜伝染病予防法に基づき、強
制的な措置が課せられますので、殺処分家畜へ
の手当金や移動制限に伴う損失支援など、法に
基づき、一定の農家補償や支援策が講じられて
おります。しかしながら、PED等の届出伝染

病につきましては、殺処分や移動制限等の法的
な措置を伴いませんので、農家への補償等は制
度化されていない状況にあります。

次に、PED対策に係る県費負担額について
でございます。直接的な費用を伴う対策としま
しては、県営の消毒ポイントの設置がございま
すが、現在も対応を継続中であり、あくまでも
概算でございますが、本年2月12日の開始から
仮に今月末まで継続した場合、費用は約6,400万
円程度になると見込んでおります。

○山下博三議員 防疫日本一を宮崎県がうたわ
れるなら、プロの畜産農家を育ててください。
お願いしておきます。

次に、道路行政に入ってまいります。

県道都城東環状線の麓地区から都城志布志道
路梅北インターチェンジ間、約1キロの道路整
備区間について、県土整備部長にお伺いいたし
ます。都城志布志間高規格道路梅北インターよ
り平塚インター約5キロが平成24年3月に開通
し、梅北インターから県境までの約5キロも事
業化され、地元の人たちは大きな期待と喜びを
感じておられます。中でも梅北地域は、志布志
港と都城市をつなぐ飯野松山線が通過してお
り、連日、飼料を運ぶコンテナやバルク車が激
しく往来し、道路沿いの方々は、道路の横断も
容易にできない状況であり、一日も早い全線開
通を待ち望んでいるところであります。

県道都城東環状線につきましては、平成12年
に、都城志布志道路の梅北インターへのアクセ
ス道路として事業に着手されてまいりました。
一部完了はしたものの、梅北インターの取りつ
け位置が変更になったことと、用地取得困難箇
所があったことで事業区間が短縮され、一部用
地取得が済んでいるにもかかわらず、事業完了
になっております。一部志布志道の開通に伴

い、大変な交通量の増加であります。この道路は、小中高生の通学路にもなっており、危険性からも早急な整備が必要かと思えます。昨年の5月にも、地元地権者の同意もいただき、要望をいたしております。見通しについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道都城東環状線は、都城志布志道路の梅北インターチェンジにつながる重要なアクセス道路であります。このうち、麓地区から梅北インターチェンジまでの約1キロメートル区間につきましては、平成12年度より、麓地区の約520メートル区間において事業着手し、これまで約170メートルが完成しております。残る約350メートル区間につきましては、用地取得が困難でありましたことから、事業を中止しておりますが、全ての地権者の御協力が得られれば、事業再開に向けて取り組むこととしております。また、梅北インターチェンジまでの約480メートルの歩道の未整備区間につきましては、交通量や歩行者の安全確保等も十分勘案して、今後、事業化に向けて検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 最後の質問になります。どうぞよろしくお伺いいたします。同じく県道417号牛ノ脛山田線上椎屋地区付近における未改良区間の道路整備についてお伺いいたします。一体的な整備が完了していないため、本路線の改良済みの区間の有効利用がなされず、改良の効果が十分に発揮されていないのが現状であります。未整備区間の現状につきましては、道路幅員の狭小最小幅員4メートルで、普通車両の離合や普通車両と農耕車両との離合にも多大な支障を来しておられます。蛇行箇所も多いことや、路肩の樹木や枝葉の繁茂により見通しが悪いことや、路肩及びのり面の決壊等の危険性も

高く、運行車両等の安全性の確保に多大な影響を及ぼしております。今まで何回となく要望されてきたと思いますが、ことし2月にも、地元5地区の公民館長連盟で新たな要望書を出されましたが、約1.5キロも未整備区間があります。早期な整備が必要かと思えますが、御見解を同じく県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道牛ノ脛山田線は、都城市夏尾町と山田町を結ぶ延長8.4キロメートルの一般県道でありまして、このうち、上椎屋地区から東牛ノ脛地区までの約1.5キロメートルが未改良となっております。当区間におきましては、地元の要望を受け、道路にかかる支障木を除去するなど、車両交通の安全確保に努めてきたところであります。この区間は、議員御指摘のとおり、幅員が狭く、線形も悪いなど、状況は十分承知しておりますが、交通量の推移や他の事業箇所との優先度などを総合的に考慮しますと、現時点での早期の事業化は厳しいものではないかと考えております。御理解をいただきたいと思えます。

○山下博三議員 以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 次は、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の清山知憲です。

まずは、今月8日、桂宮宜仁親王殿下が薨去されましたことに対しまして、謹んで哀悼の意を表したいと思います。昨日より、県庁におきましても記帳所を設けて、記帳を受け入れておりますので、ぜひ我が県からの弔意を届けていただきたいと思います。

以下、主に子供の貧困について質問を続けてまいりたいと思えます。

2008年はまず、子供の貧困という言葉そのもの

のが政策論議の俎上に上った初めての年で、子供の貧困元年とも呼ばれております。そのとき以来、世論の関心も高まり、昨年、ようやく「子どもの貧困対策法」が国において成立したところでございますが、折しもことし2014年は、我が県において、石井十次——「児童福祉の父」と呼ばれた偉人でございますが——没後100年を記念しまして、地元紙もいろんな特集記事を組まれているところでございます。

私もそうした特集を見るにつけ、改めて、我が国においては、全ての子供に必ずしも機会の平等が保障されていないこと、それから、子供のときに貧困の状況に置かれていることで、その後、数十年にわたって、その後の人生に大きな影響を与え続けること、子供の人生を左右し続けることを切に感じるところでございます。何より、声を上げることのできない子供と、そして声を上げる余裕のない、また方法を知らない子供の家庭、そうした声なき声に、我々は真摯に耳を傾けていく必要があると感じておりますが、まずは、我が県において、子供の貧困問題につき、本年度どのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長へお伺いいたします。

以下、質問者席よりお伺いいたします。(拍手)〔降壇〕

○福祉保健部長(佐藤健司君)〔登壇〕 答えいたします。

子供の貧困対策についてでございます。子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することは、大変重要であると考えております。このため、県では、従来から家庭環境や経済状況に応じて、生活保護制度の適用や生活福祉資金の貸し付け、ひとり親家庭医療費助成などの支援を行っているところでございます。また、今年度から、生

活保護世帯以外の、生活に困っている方の相談を受けて、自立に向けた支援を行うために、県の福祉事務所に相談支援員を合計3名配置したところであります。今後とも、子供の貧困の解消につながるよう、関係機関と連携した支援を行いたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○清山知憲議員 知事に伺いますけれども、今おっしゃった、ひとり親家庭医療費助成なんかも、すっかり、以前から全国の自治体で定着している事業でありますし、また、2つ目におっしゃった相談支援員の増員ということも、どちらかというところ「生活困窮者自立支援法」を受けた対応であって、必ずしも子供の貧困に焦点を当てたものではないと思います。厚労省において、平成25年度補正なんかにおいても上げられているんですが、ひとり親家庭への支援のさらなる充実や、子どもたちの居場所づくり支援事業などについて取り組まれております。我が県の取り組みは、ちょっとおくられているのではないかと感じておりますけれども、知事のこの問題に対する思いや今後の考えをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 議員御指摘の子供の貧困の問題であります。貧困の問題、生活困窮の問題は、従来からさまざまな形で取り組まれておるわけでありましたが、その中でも、子供というものが、いろんな意味でしわ寄せが来てしまう弱い立場にあるということ、さらには、貧困の連鎖ということで、貧困が一人一人の将来へも影響、さらには、国力、また地域への影響も及ぼす、そういうことの中で、今、着目され、さまざまな検討がなされているものというふう

に受けとめておるところでございます。

今、部長が答弁申し上げましたように、国に

においても、さまざまな施策の柱を立ててやっておるわけであります。教育支援、生活支援、保護者の就労支援、それから経済的支援、それに対して、生活保護世帯、困窮世帯、ひとり親世帯、いろんなマトリックスをとりながら、さまざまな施策がとられておりますが、今後、ことしの夏ごろに、国が「子どもの貧困対策に関する大綱」というものを策定することになっております。これは、さまざまなそういった施策というものを網羅的に再チェックし、どのようなところに漏れがあるのか、力を入れていくべきなのかというのが再点検されるというふうに考えております。

今、県の取り組みについても御指摘があったわけでありますが、国におけるそういう再点検の動きと合わせて、県としても地域の実情に合わせて、どのようなところにさらに力を入れるべきなのかというものを再点検しながら、県としても引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 目下、内閣府においても、子どもの貧困対策会議で大綱の策定に向けてやっているところですが、ことしの1月にも各都道府県に国から通知があったように、「子どもの貧困対策法」の趣旨を踏まえて、各県の事情を踏まえた取り組みを大綱を待たずして取り組んでもいいわけですね。大綱の中身、柱なんかも徐々に明らかになってきておりますけれども、ぜひ、準備を進めて、速やかに取り組んでいただくよう期待したいと思います。

そして今、知事はマトリックスというような表現で言われましたけれども、子供の貧困についての対策というのを整理すると、川上対策と川下対策と言われたりすることがあるんですが、川でいえば上流に当たる、子供の貧困の原

因そのものを何とかしよう、そして、貧困が生まれないように全ての子供に対して何らかの施策を行っていこうということを川上対策と言いますし、また、既に生じてしまった貧困から生じるさまざまな問題、そして貧困に陥ってしまった子供たちに対する施策、そうしたものを川下対策とも整理されます。

それぞれメリットとデメリットがあって、川上対策というのは、全ての子供が対象になるわけで、現金給付だと非常に大きな財政負担を伴いますが、一方で、現物給付、その中にも公教育というものも含まれますけれども、相対的に財政負担も少なく、また、ばらまきという批判も回避されるような施策でもあります。一方、川下対策のほうは、問題を抱えた子供に対してターゲットを絞るので、ターゲティング、選別することそのものに対して行政コストがかかっていくことと、そうした給付サービスを受ける子供たちが、社会的な偏見、いわゆるスティグマを受けやすくなってしまふこと、それから、往々にしてターゲティングそのものがうまくいかない、つまり漏れが必ず生じてしまうという、いろんなデメリットが挙げられております。今後、国や自治体において、そういう対策をそれぞれうまく組み合わせていくことが大事なかなと思います。

まずは、質問で、川下対策はたくさんあるんですが、そのうちの一つについて、例えば、生活保護世帯の子供というのは、ちょっとおっしやいましたけれども、学習塾に通えないとか、家庭の生活事情のために学校に通えないといった教育上の問題を抱えております。この点については、厚労省も予算をつけて対策に乗り出しております。我が県において、どのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長へお伺

いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 子供の学習に関する支援につきましても、生活支援あるいは経済支援等とともに重要であると考えておりました。県では従来から、子供のいる生活保護世帯に対しては、義務教育における教育扶助や高等学校等就学費を給付しているところであります。また、ケースワーカーが定期的に自宅を訪問し、子供の立場から、家庭での学習環境を充実するよう、保護者への助言・指導を行っております。なお、学習支援等につきましては、埼玉県の状況を調査いたしました。交通事情のいい埼玉県でさえ参加率が低いなどの課題もあるようでございます。本県のように、中山間地域が多く、公共交通機関の整備が十分でない地域において、どのような学習支援のあり方がふさわしいのか、引き続き検討しているところでございます。

○清山知憲議員 今おっしゃったように、確かに我が県は、県域も広くて人口密度も低く、学習支援は同じようにするには課題があると思います。今後、いろいろ知恵を絞っていただきたいなと思いますけれども、とすると、さまざまな問題を抱えた子供たちを拾い上げる場として、全数把握できる小中学校というのが非常に重要じゃないかなと思います。そうした場において、児童生徒の生活環境の問題とか学習を妨げている背景について気づいて、適切な介入を施していくことは極めて重要だと考えております。教育長にお伺いしたいんですが、そうした役割を果たすのに、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーといった専門職を配置するよう国においても求めておりますけれども、我が県ではどういう状況かお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒のカウンセリングとか、保護者・教職員へ専門的な助言を行うことによって、例えば、いじめとか不登校、非行など、さまざまな生徒指導上の課題を解決することを目的として配置しているところであります。本年度は、36名の方に、公立学校の中で、より必要性の高い小中学校79校を担当いただいております。それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、教育と福祉、その両方に関して専門的な知識・技術を有する方を7名委嘱しております。各学校の要請に応じて、先ほど生活環境の話がありましたが、家庭や関係機関に働きかけながら、課題解決を図っていただいております。また、スクールソーシャルワーカーへ指導・助言を行うために、スーパーバイザー1名を別途委嘱いたしております。

○清山知憲議員 平成26年度の文科省の予算においても、新たにこうした専門職の配置の拡充が補助率3分の1で盛り込まれております。また、人員も限られているということですが、要保護率の高いような問題のある学校なんかにも重点的に配置すべきという主張も、専門家がなされております。教育委員会として、そうしたことも配慮して配置拡充に取り組んでいかれるのか、お伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 現在、児童生徒を取り巻く複雑な社会状況や保護者の多様な価値観など、教育現場では、今まで以上に、より細やかで丁寧な対応が求められておりました。スクールカウンセラーへの相談件数、それからスクールソーシャルワーカーが支援する児童生徒数も年々増加傾向でありますので、専門家の必要性は今後も高まっていくものと認識いたしております。県教育委員会といたしましては、それ

らの高いニーズにしっかりと応えていきたいと考えております。そのためには、予算の確保や、宮崎県では有資格者が不足しているという課題もございますので、現在取り組んでいる県以外の関係機関に協力をいただいて実施している臨床心理士の派遣事業や、教育関係者OBなどをお願いいたしておりますスクールアシスタントなどの活用も含めて、検討を重ねながら、その充実に努めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 予算の問題もあるということですので、ぜひ知事部局も一緒になって、この問題、充実に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、川上対策、これは普遍的制度とも呼ばれますけれども、貧困の子供にターゲットを絞ったものではなくて、全ての子供が享受するような政策ですね。先ほど申し上げたように、公教育そのものもその一つであって、政策オプションとしては、給食事業や教育カリキュラムの充実、それから、子供、児童生徒の健康にかかわることなど、いろいろありますけれども、ここは、私なりに性に関する教育について取り上げていきたいと思っております。

宮崎県では、2012年度の人工妊娠中絶の実施率が、女子1,000人に対して年間7.9件という数字、これは全国平均よりも少し多い数字ですけれども、一方で、妊娠週数が12週を超えてからの人工死産率は、出産1,000件に対して19.6件と、日本で最も高い数字、ワースト1位をずっと続けております。そこで、県が数年前に行った人工死産に至った方々108名へのアンケート結果によると、その半数が10代と20代前半といった若者で、そして全体の半数強が望まない妊娠が原因で人工死産に至ったと。

さらに申し上げますと、児童虐待の死亡例、これは全国の調査ですが、虐待によって死亡した子供たちの4割から5割がゼロ歳児、そのゼロ歳児のうち、半数がゼロカ月、1カ月未満ですね。つまり、生まれてからすぐに両親の手によって殺害されているケースがあるという調査結果があります。望まない妊娠であったケースが多くて、どこにも相談できなかったということです。

また、さらに、無事に生まれて育っていても、予定にない妊娠によってパートナーとのトラブルを抱えたままでは、ひとり親家庭となってしまう可能性も非常に高く、現に我が県のひとり親世帯生活実態調査でも、母子世帯に陥った原因として挙げられている未婚の母という背景が、ここ近年で1割と急にふえてきております。こういうひとり親世帯は当然、貧困に陥る可能性、割合が非常に高いことが既にわかっております。こうした背景を踏まえて、専門委員会の報告書などでは、思春期からの性教育や妊娠に関する相談機関の情報提供など、積極的な活動が重要であると言及されております。我が県での性教育に係る取り組みについて教えてください。

○教育長（飛田 洋君） 学校における性に関する指導は、保健体育の授業や学級活動の時間など教育活動全体を通して、小中高のそれぞれの学校段階に応じて取り組んでいるところであります。そのような取り組みを補完するため、県教育委員会では、学校の健康課題に応じて、専門の医師を公立学校40校に派遣し、そのうち、性に関する指導につきましては、20校に産婦人科医師を派遣いたしております。そのような取り組みをしているところですが、これらに加えて、特に性に関するより具体的な指導を行

うために、全ての県立高等学校38校と五ヶ瀬中等教育学校に、本年度から産婦人科医を派遣し、講演会や健康相談を行うこととしております。また、福祉保健部においても、中学生や高校生を対象に、「ピアカウンセリング事業」や「健やか妊娠推進のための健康教育事業」を実施し、生命尊重や自分を大切にすることを目的としたカウンセリング等を行っております。

○清山知憲議員 今年度から全ての県立高校へ産婦人科医を派遣して性教育の充実に努めるといふことで、非常に期待したいと思っております。ただ、平成24年3月に、県教育委員会は、性に関する教育「かけがえのない大切な命」ということで参考資料を策定しておりますけれども、学校における性教育の方針としておりますけれども、参考資料とすべきもののはずが、これが現場で子供たちの命を守るべき性教育を行う上で、非常に制約を与えるような内容になっているんじゃないかと考えております。

何かいろいろ書いてあるんですけども、特に慎重になっている部分が非常に多くて、例えば、「中学生の段階において、コンドームの取り扱いについて指導することは適切ではありません」「どの発達段階においても、性的接触や性交について取り扱う必要はありません」というふうに、具体的にだめだというふうな言及がされておまして、これは既に、現在の社会情勢とか子供の体を守る観点からもかけ離れた指導内容となっていると思っております。

平成17年に県が行った調査によると、高校2年生にもなると、女子生徒の3割近く、そして男子生徒の2割が既に性交渉を経験しております。もはやこういった状況では、そういう性交渉をしないものだという前提に立っても、そこは触れないということじゃなくて、いかに生

徒たちが自分たちの体を守ることでできるか、適切に避妊などの具体的な知識と正確な知識に基づいて取り組んでいくことができるかどうか、繰り返し教えていかなければならないと思うんです。この参考資料の内容について、一部修正をして、触れてはいけない、教えてはいけないといった制約的な内容のところを取り除いて、現場がより柔軟に、かつ具体的に取り組むことができるようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 今の資料についてですが、「性に関する教育」を「生命の尊さ」を基盤とした命の教育と捉えて、「かけがえのない大切な命」というのを作成したところであります。発達段階に応じてやるというようなこと、例えば、小学校では、月経や射精について、中学校では、性への関心と行動について、高等学校においては、避妊の方法や人工妊娠中絶の防止などについて、そういう指導資料を準備したところなんです。実は、文部科学省からは資料が示されていないという状況の中で、現場は戸惑い感、困り感があるということで作成したんですが、資料をつくるに当たっても、文部科学省の指導を受けながら作成したものではありませんものの、社会情勢が変化したとか、文部科学省もいろんな取り組みをされていると思っておりますし、今おっしゃいましたように、一方で、現実には子供たちがどういう状況であるかとか、あるいは子供たちを取り巻く環境がどうあって、子供たちがトラブルに巻き込まれないようにするためにはどうするか、そういうことを踏まえながら、資料の改訂を検討させていただこうとも考えております。

○清山知憲議員 改めて検討していただけないかということで、今後、いろんな社会情勢を踏まえ

てということですがけれども、一步踏み込んで、私はこういう制約は本当になくしていくべきだと思っているんですね。それについて、一つ改めて考えを伺いたいと思うんですが、例えば秋田県なんかでは、中学と高校で毎年60校に産婦人科医を派遣して、踏み込んだ性教育講座を始めていて、具体的な避妊法や性感染症について教えております。それで、これは中学校にまで手を広げているんですけれども、秋田県の10代の人工妊娠中絶率は、2001年の18.2という数字から2011年には5.3と、約3分の1以下まで劇的に減らしております。

実際に我が県においても、人工死産率ワースト1位の結果を受けて、産婦人科医会の先生方が、我が県の性教育事業については、いま一つ効果が上がっていないと総括されていて、中学生などのより早い時期に、避妊等を含めた正しい性教育を幅広く繰り返し実施することが重要だと結論づけております。また、本県の産婦人科の先生方に直接話を伺うと、常に学校サイドから、きつく、教育の内容について、これはやめてくれ、ここまでは踏み込まないでくれというふうな制約を受けたり、また、生徒直接じゃなくても、学校関係者と性教育のあり方について我々から話をしたいという機会を持ちかけても、なかなか時間がないというふうに持っただけないといったような、教育委員会側の非常にナーバスな、性教育の一部をタブー視する余りの姿勢が常に言及されるんですね。

また、避妊や性感染症と申し上げましたけれども、今、子宮頸がんといった悪性腫瘍のリスクもあって、さらに、今なおHPVワクチンの積極的勧奨がペンディングになっていて、一体どうすればいいのかという中で、子供たちの今後の体、特に女子生徒なんですけれども、どう

守っていくかということ、教育委員会として、もうちょっと踏み込んで考えを示していかなければ、学校現場はかなりナーバスになっているので、その辺について、もう一つ御意見を伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 過去の歴史の中で、いろんなやり方があって、それが批判を受けたり、理解をいただいたり、いただけなかったり、いろんなことがあって、現場は戸惑っていると思いますが、確かに、性に関する問題が複雑化・深刻化しているという状況を考えると、どこまで踏み込むかということ議論しながら、もっと考える必要があるということは、私も十分そう思います。例えば、子供によって知識も経験もそれぞれ異なる、いろんなことがあります。学校におきましては、全ての児童生徒に一律に行う指導と、それから、児童生徒それぞれの実態に応じて個別に行う踏み込んだ指導の両方が必要だと思いますし、子供たちの知識、経験もそれぞれ異なる中で、一律にする指導をどこまで踏み込んでするかというのは、極めて慎重な、さまざまな要素を考えた判断——踏み込むことも必要でしょうし、ある面でとどまることも。そういうことを考えながら、具体的な指導をどこまで盛り込むかを視野に入れながら、あるいは具体的な指導を個別にする部分、全体とする部分、そういうことも視野に入れながら検討していきたいと考えております。

○清山知憲議員 秋田県の事例なんかも研究していただきながら、また、個別に対応するといっても、先ほどのターゲティングの話でもないですけれども、やっぱりできないんですね。どの生徒にすればいいのかわからないです。そして、せめて、壮絶な現場に接している保健の関係者の方々、産婦人科の先生方の話

を、まずは学校の先生方も聞いていただきたいと思いますし、そういう現状を切実に感じていただきたいと思います。

次に伺いますが、フッ化物洗口、フッ素をまぜたうがい洗浄液でうがいをするという取り組みですけれども、これもいわゆる川上対策、普遍的対策の一つと言えようかと思えます。宮崎県歯科保健推進計画では、県は学校がフッ化物洗口に取り組めるように支援するとしています。県内の小学校、中学校の現状について、教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 健康増進課の調べでございますが、速報値でありますから、概況とお考えいただくといいと思えますが、平成25年度フッ化物洗口に取り組んでいる小学校は33.7%、中学校は29.7%となっており、平成23年度及び24年度の取り組み状況と比較いたしますと、小中学校ともに年々増加しているという傾向であります。

○清山知憲議員 佐賀県では、約20の市町全ての小学校で、フッ化物洗口の実施率が100%となっていて、現に12歳の子供の虫歯本数の減少が確認されているということですが、そのほかにも、県教育委員会が強くリーダーシップをとって推進している県などもございますが、宮崎県教育委員会として、より強力で推進していく考えはないかお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 学校における歯と口の健康づくりにおいて、子供たちに虫歯の原因や予防の仕方を学ばせることは、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う上で、極めて重要であると考えております。フッ化物洗口による虫歯予防については、今御紹介いただきましたように、顕著な効果を示しているということは私も知っております。有効な手段の一つであると認

識いたしております。このことについて、厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」には、フッ化物洗口を実施する場合は、本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行うと示されております。県教育委員会といたしましては、このようなことに十分留意しながら、学校でしっかりと取り組むよう、積極的に紹介していきたいと考えております。

○清山知憲議員 佐賀県では、きちんと説明責任を果たして、全ての小学校できちんと同意を得てやっていたらいいようにございます。福祉保健部長にお伺いしますけれども、県内の市町村によって取り組みに差があるように思いますが、まず小学校に絞って、それぞれ実施率の高いところ、低いところの市町村の状況について教えてください。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 平成25年度末の小学校のフッ化物洗口の実施状況であります。1市4町2村の7市町村が、全ての小学校で実施しております。一方で、6市9町1村の16市町村では、取り組まれていない状況にございます。

○清山知憲議員 県内でも、7市町村で100%、そして16市町村でゼロ%と、物すごく差がついている状況だと思うんですね。こうした取り組みは、子供の家庭環境にかかわらず、全ての子供のデンタルヘルスを向上させる取り組みだと思いますので、ぜひ県教育委員会としても、強力で呼びかけと支援をよろしくお願いしたいと思います。

次に、児童虐待について福祉保健部長へお伺いします。貧困状況にある子供の数の全体像とすると、全国で326万人と推計されておりますが、その中で、生活保護世帯の未成年者の数

は29万人、そして児童養護施設に入っている子供の数が2.9万人と、そういう構図になっております。特に児童虐待を受けている子供というのは、さまざまな問題を抱えた中でも、最も介入と手当てを必要としている領域だと考えております。県によると、近年の相談件数は、24年度で443件と、だんだん増加傾向にあるということですけれども、児童相談所も手いっぱいであるという話も聞きます。そんな中、近年の児童虐待防止法や児童福祉法の改正を受け、さまざまなほかの都道府県においては、新たに「子どもの虐待対応マニュアル」を県ごとに作成する動きがございますけれども、我が宮崎県ではどういった取り組みをされているのか、お伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 児童虐待への的確な対応を行うためには、児童相談所を初め、市町村や保育所、学校、病院等、関係機関相互の情報共有や連携が重要であります。これまで、平成15年に作成した県のマニュアルや国の手引を活用しながら、虐待事案に対応してきたところでありますが、近年の児童虐待相談件数の増加など、児童を取り巻くさまざまな状況の変化に対応するためには、現在のマニュアルの見直しは必要と考えております。今後、関係機関にとりまして、よりわかりやすく利用しやすいマニュアルの作成に着手したいと考えております。

○清山知憲議員 10年以上前に作成された手引、私も質問のやりとりの中で初めて知って、これはネットにも公開されていないので、極めて入手困難なマニュアルなんですけれども、本当は手軽に手元にあるべきマニュアルが入手困難ということで、もうちょっとこれを、法改正の趣旨なんかも踏まえて、よりよいものにして

いって、取り組んでいただきたい。これはよく見ると、非常によくできている部分があって、特に学校や警察、医療機関において、虐待を疑ったときに、具体的に子供や保護者に対してどうやって対応していけばいいのか、そういうことまできちんと書かれているので、ぜひこれをよりよいものにしていただきたいと考えております。

続きまして、児童虐待に対応する児童相談所や、学校、福祉施設の職員についても、スキルアップや経験の積み上げが必要という声をよく聞きます。児童虐待防止法第4条3項では、都道府県において、そういった人材の確保や資質の向上に取り組まなければいけないとしておりますけれども、我が県の取り組みについてお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県では、児童相談所において、児童虐待対応に携わる児童福祉司を毎年増員してきておりまして、平成26年度には27名を配置し、専門性の高い人材の確保に努めております。また、関係機関との連携を強化するため、児童相談所に、教職員を初め、警察官OBや保健師、保育士等を配置し、専門的な知識や経験を有する人材の活用を図るところであります。さらに、児童相談所職員の専門性の強化を図るため、国立の研修機関での専門研修の受講等を計画的に進めるとともに、児童福祉施設職員に対する児童処遇についての研修、学校、保育所などの関係機関に対する虐待の発見や継続的な支援についての研修等を実施いたしまして、関係者の資質の向上に努めているところでございます。

○清山知憲議員 特に、児童福祉司や児童相談所で前線に立っておられる方々のスキル向上や適材適所なんかを充実して取り組んでいただき

たいと考えております。

次に、質問変わりました、県土整備部長へ、まちづくりについて幾つか伺います。

本格的な人口減少社会を迎えて、先ほど山下議員の質問にもございましたが、私は大きく2つの対策が必要かと思えます。1つは、先ほど言うておられました域内の人口をふやすような取り組み、出生率向上の取り組みや経済対策、移住政策等、いろいろあるかと思えます。もう1つは、そういう人口減少社会に最適化したまちづくりを行っていかねばいけないということで、これは非常に幅広く都市計画や交通政策、居住政策、福祉政策、インフラ、それから産業政策等、総合的なコンセプトだと考えます。宮崎の場合は、「都市計画に関する基本方針」を10年前に策定しておりますけれども、そろそろ現状を踏まえた改訂が必要じゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○県土整備部長（大田原宣治君） 「都市計画に関する基本方針」につきましては、本県の都市づくりの方向性を示すものとして平成16年5月に策定し、さらに、平成18年の都市計画法などの「まちづくり三法」の改正に伴い、当方針を補完するため、「宮崎県まちづくり基本方針」を平成20年3月に策定したところです。その後、東日本大震災を受け、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定され、また、本年5月には「都市再生特別措置法」が改正されるなど、防災・減災の対応やコンパクトなまちづくりのさらなる推進など、都市を取り巻く情勢が大きく変化してきております。このため、県としましては、これらを的確に反映させるとともに、県民の皆様や各市町村の意見を十分に聞き、また、「宮崎県まちづくり基本方針」の関連性も十分考慮しながら、よ

りよい「都市計画に関する基本方針」となるよう、平成28年度までに改訂を行ってまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ぜひ、よりよい方針を定めていただきたいと思います。

内田副知事にお伺いしたいんですが、現時点で、まちづくりを支援する県の方向性として、こうした「まちづくり基本方針」がまとめられておりますが、しかし、その一つ一つの実効性については、かなりの疑問が感じられます。今後、県内でも、宮崎、延岡、都城、日向、西都等、いろいろな都市の市街地において、人口減少、高齢化が進んでいく中で、市街地ならではのさまざまな問題が生じてまいるとは思いますけれども、県もこうした支援の実効性を高めるために、基礎自治体との協議や庁内での協議、そうした横断的な取り組みをしていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○副知事（内田欽也君） 今後の急激な人口減少・超高齢社会に対応した安全・安心で暮らしやすいまちづくりというのは、非常に重要であると認識しております。このような中で、市町村が地域の実情に応じたまちづくりを実現していくためには、県と市町村がそれぞれの役割を十分認識しながら、県としては、道路の整備、公営住宅の整備、あるいは広域的な観点からの調整ですとか的確な情報提供など、ハード・ソフト両面から、市町村と一緒に取り組んでいくことが必要であると考えております。このため、今年度から、県内を6つ程度のブロックに分けて、圏域市町村とまちづくりに関する勉強会を開催するなど、今後とも、市町村の取り組みへの支援を強化するとともに、庁内の関係部局での意識や情報の共有をさらに充実させ

るなど、積極的にまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 一つ前に進んだような姿勢を示していただいて、ありがとうございます。

続きまして、県は、平成21年から宮崎都市圏交通総合戦略を策定しておりまして、この人口約50万人を抱えた宮崎都市圏の交通戦略とまちづくりのあり方を定めておりますが、平成25年度は、この戦略の中での幾つかの短期目標を達成するとした年度でした。しかし、議会にも特に報告がございませんでしたし、そうした総括をしたという話も聞きませんでしたけれども、県土整備部長へお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 平成21年3月に策定しました宮崎都市圏総合交通戦略につきましても、平成25年度までを短期、平成30年度までを中期としまして、自動車交通混雑の緩和など4つの評価項目について、それぞれ目標値を定めているところであります。その短期目標値の達成状況につきましても、自動車交通混雑の緩和に関する車の旅行速度は、直近の平成22年度データでは目標を達成しておりますが、その他の3つの評価項目については、平成24年度実績値で申し上げますと、鉄道の乗降者数につきましても、目標値1日平均2万7,300人に対し約2万5,800人、バスの乗客数については、年間340万人に対し約269万人、宮崎市街地の歩行者数につきましても、1日8万4,600人に対し約4万9,300人となっているところであります。

○清山知憲議員 バスの乗降客や通行者数など、それぞれの達成度は、目標値からすると、かなり厳しいものがあると思いますが、今後、具体的にどのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県では、平

成21年度に、行政機関や交通事業者、学識経験者などから構成されます、官民一体となった推進協議会を立ち上げ、公共交通の一層の利用促進を図るため、宮崎駅西口交通センターの整備に合わせたバス運行ルートの見直し、さらには、木花駅前広場整備に伴い、鉄道とバスの乗り継ぎを連動させたフィーダーバス社会実験を実施するなどの施策を展開してまいりました。また、今年度は、小戸之橋かけかえ工事に伴います渋滞状況を踏まえ、一ツ葉有料道路などを活用した通勤バスの試験運行を検討しているところです。

超高齢社会を迎え、人に優しい暮らしやすいまちづくりを進めるため、公共交通機関の利便性の向上を図ることは、極めて重要であると考えております。現在、バス事業者におきまして、バス運行状況を利用者にお知らせする新たなシステムの導入なども検討していると伺っておりますが、県としましては、今後、協議会をさらに活性化させ、公共交通機関の利便性向上がなお一層図られ、平成30年度の目標が達成できますよう、官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 目標達成に向けて、厳しく臨んでいただきたいと思います。

続いて、昨年的一般質問において、公共施設マネジメント白書の作成というものを提案させていただきました。それから、国においても、この白書、つまり公共施設等総合管理計画と呼びますけれども、各都道府県において作成を求める通知が、この間の4月にも出されております。これには、平成26年度からの3年間、措置率2分の1で特別交付税措置がついておりますが、今後作成する計画があるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(成合 修君) 公共施設等総合管理計画につきましては、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指すものであり、早急に取り組むべきものと認識しております。計画策定におきましては、いわゆる箱物に限らず、道路や橋梁などの全てのインフラ、公共施設等を対象としているため、今後、関係部局と十分連携を図りながら、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 これからだということで、ぜひよろしくをお願いします。

まずは、県有施設の現状について、県が保有する施設棟数と老朽化の状況等、あわせてお伺いしたいと思います。

○総務部長(成合 修君) 県が保有いたします建物の棟数及び延べ床面積につきましては、病院局、企業局、それと警察本部を除きました数値でございますけれども、平成26年3月末現在で、棟数が約4,200棟、延べ床面積が約195万平方メートルとなっております。また、その老朽化の状況につきましては、劣化が顕著にあらわれ始めます建設後30年を経過した建物の割合で申し上げますと、平成26年3月末現在、延べ床面積ベースで46.1%であります。10年後には65.5%になる見込みでございます。以上です。

○清山知憲議員 既に30年を超えた建物が延べ床面積ベースで46%ということで、これはきちんと今後、管理計画を行っていかねばいけないと思いますので、よろしく願い申し上げます。

続いて、質問変わります、青島観光につい

てお伺いします。

今年度、3億4,200万円かけて県立青島亜熱帯植物園の事務所、トイレ、大温室を1カ所にまとめた改築工事を行います。青島神社は近年、観光客数が伸びておりまして、平成24年度で83万9,000人、25年度は90万とも聞いておりますけれども、一方、亜熱帯植物園は24年度で1万9,000人と、大体神社を訪れる人の2.3%ぐらいしか集客できていないのが現状です。今後、国民宿舎跡地に、宮崎市において駐車場を整備して、イベント広場なんかを設置して、そっこのほうから亜熱帯植物園の中を歩いて青島神社に向かう、そうした観光客の動線もできてまいりますので、今度の大温室の改築は、そうした動きや青島活性化の中で大きな意味を持つと考えておりますが、ぜひ、学術的な植物保全以外にも、観光客にとって魅力のある施設をつくるような視点を取り入れていただけないか、県土整備部長へお伺いします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 新しい温室につきましては、亜熱帯植物に造詣の深い専門家や地元代表者などから成る検討委員会を設置しまして、現在の温室から移し変える植物や新たに植える植物の選定及び展示方法等について十分検討を行い、さらに幅広く県民の皆様からの御意見も伺いながら、宮崎らしさを醸し出すような魅力ある温室となるよう、今年度中に植栽レイアウトを決定することとしております。また、今回の改修にあわせ、新しい温室に隣接して、イベント開催や休憩するスペースを整備する予定にしておりまして、青島に観光で訪れた多くの方々が、集い、くつろぎ、ゆっくり楽しむことができる施設となりますよう、観光部局や宮崎市とも十分連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。

旧青島橋ホテル跡地について、損害賠償を求めたブルーアイランドリゾート社が控訴を断念して、一応の決着を見ておりますけれども、今後、ここをどのように利活用していくかが、青島に非常に大きな影響を与えると考えております。県は、この再開発や利活用について、宮崎市や財産区と何らかの協議を行っているのか、教えてください。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 旧青島橋ホテル跡地は、折生迫財産区が所有・管理しており、その再開発・利活用につきましては、地区住民の意思を十分に反映させながら、当財産区と財産区管理者である宮崎市長において検討が進められてきております。宮崎市から、財産区の再開発・利活用について、具体的な相談を受けたことはありませんが、青島は本県を代表する観光地の一つであり、今後、その活性化を図られることを期待しているところであります。

○清山知憲議員 今後、機会を捉えて、何かあれば、県としても積極的に協力をお願いしたいと思います。

青島というところは、観光地としての再活性化策は、宮崎市とか宮崎市観光協会が先頭に立ってやっているわけですが、しかし、現実には、あそこを通っている参道は県道ですね。県が管理しております、その脇にあるトイレは自然環境課が管理していて、対面の国民宿舎跡地と亜熱帯植物園は都市計画課、ビーチに出ると中部港湾局、そして観光の話、「波旅」になると観光推進課と、非常にこれは県の各部署が縦割りに管理しているような状況で、青島の活性化を図って誰かが何かしようとしたら、必ずそれぞれの県の各部署との協議を挟ま

なければいけないという効率の悪い状況もあります。そこで、県と市で青島の活性化について一体的に協議する場が必要ではないか、部長の見解をお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 青島の再開発につきましては、宮崎市が策定した「青島地域活性化基本計画」に基づいて進められておりますが、青島は本県を代表する観光地の一つであり、県有地も多く存在しておりますことから、県といたしましても、今般の植物園のリニューアルを初め、宮崎市と連携しながら、さまざまな支援・取り組みを行ってきたところであります。御質問の県と市の協議の場につきましては、基本計画の円滑な推進を図るため、県・宮崎市の関係各課で構成する「青島地域活性化行政連絡会」が設置されております。今年度、宮崎市では、この基本計画の見直しを行うことになっており、県としましても、この行政連絡会を通じて、宮崎市との連携をより強固にしていきたいとともに、商工観光労働部といたしましても、県の調整窓口としての役割を積極的に果たしてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。

総務部長に伺いたいんですけども、ちょっと関連するんですが、現時点で、宮崎県と宮崎市との人事交流の状況についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（成合 修君） 宮崎市との人事交流につきましては、本年4月1日現在で、県から宮崎市に対しまして、事務職1名、獣医師1名の計2名を派遣しております。また、逆に宮崎市からは、事務職2名、獣医師1名、消防関係職員3名の計6名を受け入れております。

○清山知憲議員 先ほどの青島の状況にしろ、まちづくりのテーマにしろ、県庁所在地である

宮崎市と宮崎県の間には、協調して取り組むべきテーマや、また、ほか二重行政の解消にも取り組むべきテーマも多いんですが、今、事務職1名を市に出して、2名を受け入れているということで、それぞれの自治体の規模を考えると、まだまだ人事交流を拡大して、より密接に情報共有や連携を強めていくべきだと考えるんですが、この点について、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 県と市町村の連携の深め方は、さまざまな手法があろうかと思えます。県庁所在地である宮崎市とは、幸い今、トップ同士、非常に円滑なコミュニケーションが図られているところでありまして、事務方の協議もしやすい状況があるかというふうに思っております。その上で、人事交流は、市町村、県のそれぞれの人材育成という観点、また、さまざまな施策の連携を深めるという観点で、非常に重要な取り組みというふうに考えておりまして、私も総務部長時代から、これは積極的に取り組むという方針で進めてきております。今御指摘がありましたような宮崎市との観光も含め、さまざまな課題等を抱えておるところでございまして、今後とも、宮崎市の受け入れ体制や要望なども踏まえながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ぜひ、それぞれトップからのいい流れも受けて、壁を取り払っていただきたいと思えます。

続いて、次の質問で、病院局長にお伺いしたいんですが、県立宮崎病院の救命救急センターについて。これは、県内で初めて整備を受けた三次の救命救急センターですけれども、ハード面や運用面でいろんな問題を抱えているのが今までにわかっております。特に平成24年3月ま

では、そこに常駐する専門の救急医師がゼロ人という異常な事態が続いておりましたけれども、そこへ沖縄県立中部病院のER——Emergency Roomの略ですけれども、そうした国内でもトップクラスの実績と歴史を誇る救急センターの事実上トップとして働いておられた雨田先生が赴任してくれました。

ERというのは、多くの大学の救命救急センターのように重症患者に特化したような救急ではなくて、一次から三次まで幅広く、患者さんの重症度によらないで、365日24時間受け入れ体制をします。そうした救急体制こそ、患者さんにとっても理想的で、かつ総合医を目指す医師にとっても、全ての医師に対してもそうなんですけれども、必要な重症度判定とか初期診断、初期治療といったトレーニングに絶大な効果を生むところでもあります。ERの専門である雨田先生が赴任してこられたタイミングを生かして、この病院の救命救急センターは、今後、宮崎市内に宮崎大学と並んで全く同じタイプの救急センターを整備するというよりも、異なるタイプの救急でお互いに補完していくような考え方をとるべきじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○病院局長（渡邊亮一君） 宮崎病院の再整備につきましては、現在、基本構想の策定に取り組んでいるところでございますが、特に救命救急センターにつきましては、ハード・ソフト両面における充実・強化が大きなテーマとなっております。現在、宮崎病院では、三次の救急医療を担うセンターとして、重篤患者を中心に受け入れを行っているところでございますが、その運営のあり方につきましても、基本構想を策定する中で、関係機関等の御意見も伺いながら検討してまいりたいというふうに

考えております。

○清山知憲議員 救命救急センターについては、先日、私も議会で申し上げましたけれども、救急搬送を断らざるを得ない件数が600件を超えているような問題を抱えていて、さらに、その一方で、どんどんまだ宮崎県内は高齢化が進んでまいります。また、高速道路も整備して、より宮崎市に患者さんが搬送される、また受診にやってくるという状況も加速化していった、実際に県立宮崎病院でのセンターの受け入れ救急患者数、救急搬送の受け入れ件数は、平成21年ごろの1,900件から25年度は3,200件ぐらいですかね、3,000件を超えるような件数にふえてきております。それだけニーズがあって、また、患者さんも自分たちが何か胸やけとかいような症状を発症したときに、自分は三次だから三次に行こうとか、自分は軽症だから初期急病センターに行こうという判断は、そもそも素人にはできないんですね。

だから、先日も申し上げましたけれども、我々が教わったことは、胸やけでも心筋梗塞の患者さんがいる、ただのせきや息苦しさでも重篤な肺炎の患者さんもいる、ましてや素人の患者さんたちにはその判断ができない、そうしたところに幅広くどんな患者さんでも来ていいですよ、そして初期の研修医が、医療者、看護師も含めて、そのフィールドで勉強することができるという意味で、ERというものは、多くの国内の研修医を集めている病院では、かなり採用されているようなタイプの救急医療センターでございます。再質問はしませんけれども、ぜひ、いろんな意見や県外の状況なども調査していただいて、再整備計画というのは非常に大きな節目だと思いますので、検討を加えていただきたいなと思っております。

最後の質問になりますけれども、福祉保健部長へ、医師修学資金貸与条例施行規則、非常に細かいんですけれども、この県の規則についてお伺いします。

県は、医学部の在学中に修学資金の貸与を受けたドクターに対しまして、中山間地等の僻地に誘導する目的で、知事が指定するような僻地に赴任した場合は、2年間、返還義務、必要勤務期間の短縮を行いますという特例を設けました。そこまではいいんです。僻地に誘導するインセンティブを設けたということで、いいと思うんですけれども、しかし、その特例を受ける条件をさらに規則で定めたところが、ちょっとよくなかったかなと思っております。よりによって、その条件として、7つある基幹型の研修指定病院の中で、ただ1つを県が恣意的に選択して、そこでの研修を受けることを条件に、2年間の特例を適用しますという規則の内容になっております。

問題点は2つありまして、1つ最大の問題は、行政が恣意的に研修機関、トレーニングの場を指定しているということ、選別しているということですね。医療者という専門職がどこで自分たちは研修を受けるべきか、それはそもそも行政が判断して決定すべき話ではないんですね。宮崎県が今まで若手医療者の確保に失敗し続けて、今般の医師不足を招いて、非常に厳しい状況を僻地においても招いているのは、ひとえに行政のこの分野における無理解と、それから病院側の努力が足りなかったこともあると思うんですよ。そこで、今、宮崎県が県内の研修指定病院の一つを指定して、そこでのトレーニングを受ければ、僻地でうまくいく医師が育ちますということを県が判断することそのものが、越権というか、行政がやるべき話じゃない

んです。

2点目は、そうした規制を設けることで、そもそも特例を受ける対象者が激減してしまうことです。今、医学部に在籍している対象者は大体80人前後いますけれども、今、一つの研修指定病院に限定していることによって、毎年2～3人の特例対象者しか生まれないので、これは県内で医師不足によって困窮している各自治体の状況を余りに甘く見ているんじゃないかなと思います。こうした制約について、県として省略して行って、よりシンプルな規則にしていくべきだと考えますが、部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 専門医志向が主流の中にありまして、僻地医療には、多様な疾患等に対応できる総合医のスキルが必要なことや、専門医資格の取得がおくれるなどの理由から、僻地での勤務を希望する若手医師はほとんどいないのが現状であります。このような中、昨年4月に設置されました地域総合医育成サテライトセンターでは、僻地医療等に関心とスキルを持つ医師を育成するための初期・後期を通じた研修体制が整備されたところであります。このため、僻地に定着する医師の確保を強気に推進するためのインセンティブ策として、医師修学資金貸与者が、県立日南病院での初期研修及び同センターでの後期研修を行った後、僻地医療機関に勤務した場合に、必要勤務期間を短縮する規則改正を行ったところであります。僻地における医師確保は、困難性の高い課題でありますので、今後とも引き続き、関係者の意見も参考にしながら、制度運営について、さまざまな観点から検討してまいりたいと存じます。

○清山知憲議員 ちょっと説明をしていただい

ただけで、私の質問に答えていないんですけれども……（2回目ブザー）制約を取り除くべきだと考えているんですが、どう考えておりますか。

〔「議員の意見を参考にせんと。せっかくだいい提案をしているのに」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 清山議員。

○清山知憲議員 私は制約を取り除くべきだと考えているんですが、どうですか。

○福田作弥議長 福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 今回の改正は、昨年4月に改正したばかりでございまして、その状況、まだまだ時間が、もう少しただけじゃないかなと思っております。日南のほうで、熱心な指導医が一生懸命頑張っていたいております。その取り組みをまず見守ってまいりたいというふうに考えております。

○福田作弥議長 清山議員。

○清山知憲議員 最後にしますけれども、それは条件をフェアにしないとできないんですよ、評価が。条件をフェアにしないと。わかりますか、言っている意味。（「時間、時間」と呼ぶ者あり）このほかの研修病院では、僻地に行く医師は育たないと考えておられるんですか。もう最後にします、これで。

○福田作弥議長 福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ほかの研修病院においても、必死に医師の研修をされているということでございますが、今回、このサテライトセンターを指定いたしましたのは、サテライトセンターでは、総合医に特化した研修を行うというふうに私ども判断いたしましたので、まずはサテライトセンターで行っていただくことに特例を設けたということでございます。

○福田作弥議長 清山議員。

○清山知憲議員 終わります。

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

正午休憩

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 椎葉村に梅尾という地域があります。小丸川の源流に位置し、人口が次第に減少している小さな集落です。ここにある尾崎郵便局が突然、今月廃局になります。廃局の理由は、日本郵便株式会社は極めて厳しい経営環境にあり、今後なお一層の健全経営を図るため、利用の減った尾崎局を閉めるというものです。郵便事業は、平成19年に民営分社化され、現在は日本郵便株式会社になっており、郵便事業収入及びゆうちょ銀行・かんぽ生命保険からの受託収入で経営されており、利用が減少して厳しい経営環境にあるとは言われていますが、JAなどが大きく店舗数を減らす中、郵便局数は、民営化後も全国約2万4,000局を維持してきました。4カ月後に廃局という突然の通知に、郵便局が唯一の金融機関である梅尾地区の住民は途方に暮れました。人口が減少している中で廃局はやむを得ないとしても、せめて1年ぐらいは簡易局としてでも存続してほしい。地元住民の必死の訴えの結果、廃局とはなるものの、週に2回、1日3時間の事務所サービスを廃局後1年間行うことになりました。郵政民営化法では、郵便事業のユニバーサルサービスの提供が義務化されましたが、ユニバーサルサービスはどう定められているの

か、高校の後輩になります総務部長に伺います。

次に、林業政策について環境森林部長に伺います。

敗戦後のはげ山となった国土に営々と植え、育てられた約1,000万ヘクタールの人工林資源が成熟し、国産木材の量的な供給体制が政策的に整えられた今、待望の国産材新時代を迎えようとしています。本県においても、先人たちの努力で、森林資源はかつてないほど充実しています。杉丸太生産量の連続日本一、路網整備や高性能林業機械導入による生産基盤の充実、そして、大手企業の誘致、木質バイオマスプラントの複数立地など、機が熟した感があります。ただ、それを動かすのは人です。人材をいかに確保するか、いかに育成するかが重要と思います。さきの議会までに、複数の議員から林業大学校の設置について質問がありました。秋田県では、東北・北海道では初めてとなる林業大学校がスタートすると聞きます。民有林の杉人工林面積が全国一にもかかわらず、林業従事者が高齢化していることから、若年技術者の育成を目指し、1学年15名、年間1,200時間の研修を2年間行い、修了時に知事認定の「林業技術管理士」の資格を与えられるようです。本県では、林業アカデミーを開設し、林業技術者の養成事業を始めておりますが、その概要について伺います。

また、人材育成を初め、これまで以上に本県は日本の林業をリードしていかなければならないと思いますが、宮崎の林業振興への抱負を環境森林部長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○総務部長(成合 修君)〔登壇〕 お答えし

ます。

郵便事業におけるユニバーサルサービス、いわゆる誰もがひとしく受益できる公共的なサービスにつきましては、日本郵便株式会社法の第5条において、「業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する」と定められているところであります。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（徳永三夫君）〔登壇〕 お答えします。

「みやざき林業青年アカデミー」についてであります。本県林業を持続的な成長産業としていくためには、若い林業者を育成していくことが大変重要であると考えております。このため、県ではことし4月、林業技術センター内に「みやざき林業青年アカデミー」を開設したところであります。このアカデミーは、林業就業希望者を対象に、年間1,200時間以上の研修をするものでありまして、その内容でございますが、森林・林業に関する基礎的な学問、それから、林業経営に関する専門的な知識に加えまして、苗づくりから造林、伐採、製材、さらには林業高性能機械の操作など、実践的な技術の習得を目指すものであります。本年度は、県北出身者5名の入校生を迎えておりますが、今後、宮崎大学や市町村など多くの関係者の意見を聞きながら、研修内容の一層の充実を図って、地域林業をリードする質の高い担い手を育成してまいりたいと考えております。

次に、本県林業振興への抱負であります。御質問にありましたように、本県は、豊富な森

林資源を有し、林内路網や高性能機械など、生産基盤の整備を積極的に進めてきたところ、杉の生産量が23年連続して日本一となっております。また、製材工場の整備や木材乾燥機械の導入などによりまして、製材品出荷量も全国3位と、我が国有数の林業県として確固たる地位を築いているところであります。

一方で、木材価格の低迷や担い手の減少・高齢化、さらには森林の再整備、野生鳥獣被害対策など、さまざまな課題を抱えていると認識しております。このような中ではありますが、ことし、中国木材株式会社日向工場や木質バイオマス発電施設の建設が進んでおりまして、本県林業にとっては追い風が吹き始めたなというふうに感じておるところでございます。この追い風を絶好の機会と捉えまして、木質バイオマスの需要拡大、森林資源の再整備、さらには人材の育成等に積極的に取り組み、本県林業を裾野の広い成長産業として前に進め、山村地域の振興はもとより、日本林業のリーダーとしての役目を果たせるよう努力してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○黒木正一議員 郵便事業でありますけれども、ユニバーサルサービスの責務を法定する規定には、「あまねく全国において公平に利用できるようにする責務」とあるということですが、日本郵便株式会社法施行規則には、郵便局の設置基準として、いずれの市町村においても1つ以上の郵便局を設置しなければならないとされており、また過疎地における基準として、現に存在する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることとなっております。これは、今ある郵便局ネットワークを全て維持することが保証されているわけではないということです。本県にはありませんが、全国には、

郵便局以外に民間金融機関がない町村が24カ所あり、こういうところは別として、採算の悪い僻地の郵便局から次第に廃局になる可能性があるということなのです。

梶尾地区には、国指定の重要無形文化財の梶尾神楽があり、11月には、地元の人と日向市や宮崎市などからふるさとに集まった方々で神楽が舞い継がれています。営々と小丸川の源流を守ってきた地区の皆さんが、郵便局という拠点を失うことで諦めの心境にならなければいけませんと心配です。県におきましては、日本郵便の情報を十分に把握され、地方の衰退につながらないような対応をお願いしたいというふうに思います。

環境森林部長は、先ほど、森林資源の再整備が本県の課題の一つと言われましたけれども、植栽未済地対策について伺います。林業地帯では今、下刈り作業の時期を迎えています。温帯モンスーン地帯にある日本の農業は、雑草との闘いとよく言われますが、林業も同じです。植えられた杉やヒノキの周りの雑草を刈る仕事で、夏の一番暑い時期に行い、これ以上厳しい仕事があるのだろうかと思う作業です。今でこそ草刈り機ですが、昔は鎌でした。草刈り機は使うようになったものの、木を植えたり、雑草を刈ったり、これだけは大型機械化できない仕事です。木が成長して収穫の時期を迎えた今、「育てる林業」から「利用する林業」の時代になったとよく言われます。そのとおりだと思います。ただ、50年、100年後に豊かな森林を育てることも重要なことだと思います。適地においては木を切ったら植える、この基本を忘れてはなりません。雇用の場の少ない山村にとって、育林は重要な雇用対策です。植栽未済地が都市部周辺から次第にふえつつあると聞きます。この

ままでは森林の公益的機能も発揮できなくなるという声も聞きます。植栽未済地の現況と今後の対策について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 森林を伐採後、3年経過して植栽されていない、いわゆる植栽未済地でございますが、平成20年の調査で約2,500ヘクタールありましたが、平成25年9月現在で約750ヘクタールとなっております。県ではこれまで、植栽未済地の発生を抑制するため、年間約2,000ヘクタール発生いたします伐採跡地に対しまして、森林整備事業や森林環境税を活用いたしまして、約1,600ヘクタールの再造林を実施しているところであります。今後、大型製材工場や木質バイオマスの稼働に伴い、伐採面積が増加すると見込まれます。さらに、御質問にありましたように、近年、人家裏、公道近く、都市部においての植栽未済地の増加を懸念しておりまして、土砂災害等の発生を危惧しておりますので、引き続き、森林所有者への指導に努めるとともに、市町村、森林組合も含めた関係団体等の意見を聞きながら、植栽未済地の解消に向けた対策、体制づくりについて検討をしてみたいと考えております。

○黒木正一議員 植栽未済地が次第にふえているというのは、木材価格の低迷とか後継者不足とか、構造的な問題があるかというふうに思いますけれども、植林後、鹿などの食害で全滅するなどして、意欲をなくしていることもあります。本県においては、鳥獣被害対策支援センターによる全県的な取り組みで成果を上げている地域もありますが、その被害は広がっております。また最近、マダニが媒介する感染症の発症数、死亡数が全国一となり、その生息拡大原因の一つにイノシシとか鹿などが考えられてい

るなど、なお一層の対策が求められています。全国的に鳥獣被害が深刻化する中、ふえ過ぎた野生鳥獣を適正に管理するため、国が主体的に捕獲に乗り出すことを盛り込んだ鳥獣保護法の改正が行われたようですが、その内容についてお伺いします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 改正鳥獣保護法につきましては、全国的に鳥獣による農林作物への被害が深刻化しているため、従来の鳥獣の保護政策から、生息数を適正な水準に減少させる管理政策へと、大きく方向を転換したものであり、去る5月30日に公布され、1年以内に施行されることとなりました。

主な改正内容でございますが、1つ、特定の鳥獣について、国や県がみずから有害捕獲をする場合は、許可が不要となったこと。1つ、捕獲を行うことができる法人に——これまで森林組合や農業協同組合等でしたが——一定の基準を満たす民間事業者も追加されたこと。1つ、これまで禁止されておりました住居集合地域等——人家の多いところなんです——での麻醉銃による捕獲が、今回、都道府県知事の許可でできるようになったこと。1つ、わな猟の免許取得年齢が、現行の20歳以上から18歳以上に引き下げられたことなどです。

○黒木正一議員 次に、木炭生産の振興について伺います。先日、門川町に炭焼きを始める若い人がいると聞いて行ってきました。門川町も奥に入れば森林地帯で、林業やシイタケ栽培も行われています。猿の群れもおり、カシなどの炭の原木も多く、これまでも生産が行われており、現在、16トンの生産があります。新たに炭焼きを始めるのは2人で、3基の炭窯をつくっているところでした。技術を持った先輩の指導

を受けて成功してもらいたいと思います。

日本における木炭の生産量は次第に減少しております。本県においても同じことが言えます。本県の生産量は、24年、白炭が508トンで全国3位、黒炭が88トンで全国13位、合計596トンで全国5位となっています。県内の地区別生産量は、美郷町が320トンと断然多く、次いで延岡市の147トン、三股町が72トンで、県北が白炭、県南が黒炭の生産地と言えます。かつては、生産された炭が売れずに困っている話をよく聞いたものですが、炭の需要は現在どうなっていますか、お伺いします。

美郷町の生産者にはIターン者も複数いますが、今後生産を伸ばしていくには、原木の安定供給体制づくりが不可欠と思われます。「ひゅうが備長炭ブランド強化対策事業」で販売力及び生産体制の強化に取り組むことになっていますが、その概要についてお伺いします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 本県の木炭生産を代表いたします白炭につきましては、東京市場を中心に流通しておりますが、生産者の高齢化や後継者不足、原木不足などによりまして生産量は減少し、需要に供給が追いつかない状況であります。また、県産白炭は、和歌山県の「紀州備長炭」に比べますと、そのブランド力が不足しておりまして、販売価格が低いことが課題となっております。このため、ことしから、新たに「ひゅうが備長炭ブランド強化対策事業」に取り組みまして、原木の安定確保に向けた体制づくりや、品質・規格統一のための研修会の開催を実施することといたしております。これらの取り組みを通しまして、県産白炭の生産体制やブランド力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、森林整備加速化・林業

再生事業について伺います。本事業は、生産から加工・流通に至る生産基盤の充実、またバイオマス施設整備など、林業・木材産業を取り巻くさまざまなニーズに柔軟に対応し、本県においても多くの実績を上げてきました。特に今回は、東日本大震災の被災地での本格的な復興に必要な木材を安定供給するとともに、内需振興型産業である林業・木材産業の再生を図る目的で延長・継続されてきましたが、26年度で終期を迎えます。国産材の自給率を上げ、林業の成長産業化の実現を図るためには、事業の継続・拡充が必要です。国に対して、本事業の継続・拡充を強く求めていただきたいと思います。知事に考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 森林整備加速化・林業再生事業であります。川上から川下に至ります総合的な対策を複数年にわたって実施できる、自由度が高く、大変重宝する財源ということで、各方面からの要望も強い事業であります。本県におきましては、21年度の事業創設以来、国から累計で約180億円の補助金を受けまして、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、また、木材加工施設や木造公共施設などの整備、さらには、原木シイタケの生産振興や消費拡大に向けた取り組みなどを進めてきたところでもあります。本県の森林資源は、先人の御努力によりまして、全国に先駆けて充実したものとなっておりますので、この資源を有効活用し、さらにこれを次の世代へと引き継いでいくことが大変重要であると考えております。

先日、「ウッジョブ」という、林業に取り組む青年を取り扱った映画を見たわけですが、ある親方が弟子に向かって言う言葉が、自分たちが今、立派な仕事をしたかどうかは、自分たちが死んだ後、子や孫の世代になってよう

やくわかるんだというようなセリフがあって、森林・林業の本質に心打たれましたし、今を生きる我々の責務というものも感じたところであります。

この事業が終了しますれば、林業の成長産業化に向けた取り組みが減速し、本県の経済活動にも大きな影響を及ぼすことが懸念されるころでありまして、事業の継続・拡充につきまして、私みずから積極的に働きかけてまいりたいと考えております。先日も、前副知事の牧元林政部長が来県されたときにもお話をしましたし、今週末、林野庁長官も来県をされ、意見交換の機会もございますので、そういう機会を捉えながら、また、全国知事会などとも連携をして強く働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。県議会の先生方のお力添えもよろしくお願い申し上げます。

○黒木正一議員 ぜひ一体となって要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私も先日、「ウッジョブ」という映画を見ました。平日だったんですけど、若い女性とか若いカップルが来ているのが非常に驚きでした。大学受験に失敗した青年が、「緑の雇用」事業を利用した1年間の研修プログラムで、携帯電話も通じない山奥に行って、そこでのいろんな人間模様を描いた映画でありましたけれども、その中で、林業は油断すると重大事故につながるということで、非常に厳しい安全教育が行われておりました。例えばチェーンソーでの伐木とか、そういうものが非常に印象に残ったんですけれども。

本県において、このところ、林業労働災害が増加しているというふうに聞きます。ことしに入って2回以上死亡災害が発生している北海

道、兵庫県、宮崎県に対して、林業死亡労働災害多発警報が発令されており、防止対策が求められています。何より安全作業の徹底が第一ですが、若い就業者もふえており、安全教育も重要と思います。本県における林業労働災害の発生状況と防止対策について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 厚生労働省の調べによりますと、平成25年における本県の林業労働災害の発生件数は105件、そのうち6件が死亡災害となっております。また、本年に入りまして、既に3件の死亡事故が発生しております。大変危惧しているところであります。このような中、国におきましては、昨年、労働安全衛生規則の一部が改正されまして、作業現場での安全確保を図るために、作業計画の作成や作業指揮者の設置等が新たに定められたところであり、このため、県といたしましては、安全衛生指導員による巡回指導の強化や、事業主を対象といたしました研修等の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。御質問にありましたとおり、林業労働災害を防止することは、若者の新規参入を促進する上で大変重要と考えておりますので、今後とも、関係機関と連携を図りながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、災害時における救急体制について伺います。本県において、死亡を含む林業労働災害が多いのは、地形の問題も一つはあるのではないかとこのように思いますが、用心していても事故は起こります。重大な事故が発生した場合、重要なのは、それぞれの地域やドクターヘリなどの救急体制と情報体制の整備ではないかと思えます。ドクターヘリが運航することになり、救急体制は大きく前進しまし

たが、万能ではありません。その一つに、ホイス機能がないことがあります。傷病者の引き上げ収容ができないことです。引き上げることができなくて救出困難な場合もあり、医師が救助隊と一緒に現場におりれば救出できる事例もあるということで、そのような場合、防災ヘリとの連携が必要とも聞きます。高度救助隊との合同訓練も行っているとのことですが、状況を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 消防機関からドクターヘリへの出動要請があった際は、ドクターヘリ運航管理室、宮崎大学医学部附属病院、防災ヘリ航空センターで同時通話を行い、4者で情報共有し、連携できる体制をとっております。御質問の山間部での事故等の場合には、ドクターヘリがアクセス困難な救急現場もありますので、ただいま申し上げました連携体制のもと、防災ヘリの消防隊員が現場で傷病者をつり上げ、近くのランデブーポイントで待機するドクターヘリに医療救護活動を引き継ぐなどの対応をしております。また、フライトドクターみずからが防災ヘリから救急現場に降下し、一刻も早い救命救急処置を行うことについて、その効果と課題を今後検討してまいりたいと考えております。今後とも、防災ヘリを初め、医療機関、消防機関等の関係機関と十分連携を図りながら、救急医療体制の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 先日、宮崎大学救命救急センターで、山間部などでの救命のため、ヘリコプターから降下するための訓練に取り組むという話を伺いました。危険も伴いますし、救命救急医の守備範囲もどんどん広がる一方で、そのような取り組みに頭の下がるような思いがしたところでもあります。

次に、携帯電話のエリア拡大について伺います。観光振興議員連盟が県内各地の農家民泊体験を行いました。山奥に行かれた方の中には、携帯電話が通じず、不便な体験をされた方もおられると思います。住宅地におけるカバー率は限りなく100%に近づいているようですが、山村奥地、つまり林業地帯には、まだまだ携帯電話が使えない地域が広くあります。救急事態の連絡手段として最も便利なのが携帯電話です。山林火災や山地災害時にも、また同じことが言えます。エリアカバー率の状況はどうなっていますか、また、今後、拡大の可能性は考えられるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 県では、採算性の問題などから、事業者単独での整備が難しい山間部等について、市町村と連携し、国の補助事業を活用しながらエリア拡大を図ってきたところでございます。その結果、携帯電話が1社も使用できない世帯は、平成25年度末の時点で約260世帯となり、カバー率は99.9%となっているところでございます。しかしながら、残された電波の届かない不感地域は、世帯数が少ないことなどから、事業者の参画がより厳しくなっておりまして、さらに、世帯のない山間部等へのエリア拡大は、さらなる困難が伴うという認識でございます。県といたしましては、今後とも市町村と連携しながら、不感地域の解消に努めてまいりますとともに、国に対しましては、引き続き事業の拡充について要望してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 採算性ということで、なかなか厳しいようではありますが、少しでも前進できますように、対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、小規模事業者の振興について伺いま

す。

全国の企業数は約386万社で、そのうち、大企業は1万社で全体の0.3%、一方、製造業・建設業などで従業員20人以下、商業・サービス業で5人以下の小規模企業が334万社で全体の86.5%を占めています。これまで国は、主として、成長・海外展開するような大企業を振興してきましたが、そのような中であって、地域の雇用を支え、地域に密着した小規模企業が激減しており、この14年間では91万社も減少ということですが、この異常事態とも言える状況に対処するべく、小規模企業の持続的発展を図る「小規模企業振興基本法」が今国会で審議されているようですが、その概要について、また本県における小規模企業の推移について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 小規模企業は、製造業その他で従業員20人以下、商業・サービス業で従業員5人以下とされており、本県の小規模企業数につきましては、商工団体の調査によりますと、平成21年度に約4万5,000であったものが、25年度には約4万1,300となり、8%の減少となっております。

次に、小規模企業振興基本法の概要についてでございますが、小規模企業は、地域の経済や雇用を支えており、経済の好循環を広げるためにも、その成長や持続的発展を図ることが必要となっております。このようなことから、国におきまして、小規模企業を中心に据えた新たな施策体系を構築するための基本法を制定されようとしているものであります。具体的には、小規模企業の振興に関する施策について、国が基本計画を策定し、販路拡大や新事業展開、人材の育成・確保など、さまざまな基本的施策を講じることとされております。

○黒木正一議員 この小規模企業を対象とした振興基本法の制定は、哲学が変わったと言われるくらい大きな転換と見ている人もいます。この法律を理解・活用し、地域の振興に結びつけなければなりません。一方で、その核となる商工会において、経営指導員の再配置の検討がされていると聞きます。経営指導員は、商工業者の経営、経理、税務及び労務に関する相談・指導という本来の業務だけでなく、多様な役割を担っており、地域自治体と一体となった地域振興事業に影響が出るのではと懸念もされます。国が振興基本法をつくり、これから小規模企業事業の継続的発展に向けて取り組もうとしている今、その支援機関である商工会への支援を強化すべきであると思いますが、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 地域経済を支える小規模企業の振興を図ります上で、事業者に寄り添った支援をモットーとします商工会の役割は、大変重要であると考えております。私も今、地域に出かけたときには、商工会の事務所を訪れて、会長さんや事務局長さんといろいろ意見交換をさせていただいておりますが、きめ細かいいろいろな対応をしていただく一方で、会員数の減少等によりまして財務体質が厳しくなってきていると、また、経営指導員等の配置状況にも商工会間で格差が生じているということで、多様化・高度化する経営支援ニーズへの対応など、多くの課題を抱えているところであります。

このような中、商工会の持つ経営支援機能を効率的かつ効果的に発揮できますよう、現在、県商工会連合会を中心に、経営指導員などの再配置や指導能力の向上などについて検討されているところであります。この取り組みは、基本

法の目指す小規模企業の持続的発展の実現に資するものと考えております。県としましては、これまでも、経営支援や地域振興事業を行う商工会に対しまして、人件費、事業費の補助を行っておりますが、今後とも、商工会の機能が効果的に発揮できるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、農林産物の輸出についてお伺いします。

中山間地における重要な基幹作物であり、かつての貴重な輸出品でありながら、現在は大変厳しい状況にあり、その中で、再び輸出に活路を見出そうとしている茶と乾シイタケの輸出対策について伺います。

茶は、本県においては、古くから山間部を中心に自生する山茶を摘んでつくられてきた釜いり茶と、都城地方に宇治、静岡から導入された煎茶が県下全域に広がり、戦前は県内生産量の2割近くが輸出されていたと言われております。昭和40年代には、原料用カンショの生産減に伴う代替作物として盛んに植えられ、茶園面積、生産量ともに急増し、新しい茶専業農家が多く誕生し、現在、荒茶生産量全国第4位で、1農家当たりの規模拡大が進んでいます。消費は減少傾向で、急増したペットボトル入り緑茶は、平成18年以降、減少から横ばいとなっています。輸出は、米国などにおける日本食ブームの影響で10年で3倍に増加。このような中、国は輸出戦略を策定し、ロシアなどを重点に、2020年には今の3倍にする目標を掲げています。先行する静岡県を追って複数の生産県が輸出に乗り出すようですが、本県の状況と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県からの茶の輸出につきましては、昨年度、EU、北米、

東アジア向けに約4トン、1,000万円の実績となっており、年々拡大の傾向にあります。県といたしましては、県香港事務所を核に、世界的な茶の商談会であります香港インターナショナルティーフェアへの出展や、香港の日本食品店舗に常設しております「みやざき棚」での販売・試飲などで、輸出に取り組むJAや農業法人を支援しているところであります。和食がユネスコの無形文化遺産に認定されるなど、海外において日本食文化が普及しつつあることから、日本茶の販路を拡大する好機であると考えております。このため、今後とも、関係団体はもとよりであります。意欲ある生産者等とも連携を図りながら、マーケット情報の収集・提供やマッチング活動など、輸出拡大に向けた取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ことしの11月には、茶の業界最大のイベント「全国お茶まつり」が19年ぶりに本県で開催されます。この大会が成功をおさめられ、宮崎茶の品質向上、知名度向上につながることを期待いたします。

さて、乾シイタケもかつては代表的な輸出品で、最も多い年は、現在の国内生産量を上回る4,000トン近くが輸出されていたものの、安い中国産に押され、国内生産が減少、輸入国になり、消費構造の変化による消費減、原発事故の風評被害もあって、国内産が行き場を失っているような状況にあります。そのような中、農水省は、乾シイタケの海外での需要を開拓し、輸出の復活に取り組んでいます。本県においても東アジアへの輸出に取り組んでいます。現状と今後の取り組みについて、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 本県の乾シイ

タケの輸出の状況でございますが、県内事業者への聞き取り調査を行いました結果、平成25年には、香港、台湾に向けて約200キロが出荷されているということでもあります。輸出につきましては、中国産、韓国産との価格差や輸送コストなど、多くの課題もございますが、国内の需要が低迷する中で、海外への販路拡大は非常に重要であると考えております。このため、関係部局や県内事業者等と連携をしながら、東アジアでの輸出商談会やフェア、さらには来年度開催されますミラノ万博への出展など、さまざまな機会を捉えて、本県乾シイタケの安全性やそのおいしさを広くPRしてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 茶の輸出は静岡県が先行しているようですが、乾シイタケも静岡県が第1位、輸出量約23トンのうちに35%を占めているようです。生産量は全国7位ですから、何か静岡県にはヒントがあるかもしれません。茶、乾シイタケとも本県の輸出量は少ないということですが、それは、これから伸びる可能性が大きいことだとも言えます。6月5日に西都市で乾シイタケ生産者大会がありましたが、かつての勢いはどこへやらという感じでありました。再生に向けて取り組んでいかなければというふうに思います。

さて、本県の農林産物の輸出は年々増加しています。昨年は香港事務所を設置、人的支援体制を強化するなどの成果が出てきているものと思います。しかし、海外で継続的に物を売ることは容易ではないと、専門家がよく言います。全国各地も、輸出促進アドバイザーを設置するなど力を入れており、今後の展開のためには、輸出に向けた人材育成が重要ではないかと思えます。本県から東アジアの見本市に出展してい

る業者から、専門的な知識を勉強したいし、専門性を持った職員を養成してほしいという声を聞きます。隣の熊本県では、県産品輸出拡大に向けた人材を育成する「輸出推進マイスター養成講座」を開設したそうですが、本県の人材育成の状況、考え方を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県において、輸出を支える人材を育成していくことは、喫緊の課題と認識いたしております。このため県では、平成24年度に、農林水産業や商工業の団体で構成する「みやざき『食と農』海外輸出促進協議会」を設置いたしまして、生産者や民間企業、団体、市町村を対象に、輸出の基本となる海外商談のノウハウなどをテーマにしたセミナーを開催しております。また、代金決済、食品の成分表示制度など、輸出に関する専門知識や実務を習得してもらうために、ジェトロの研修と海外での販売実習を実施いたしまして、これまでに12名の人材を育成したところでございます。今後とも、ジェトロを初め、県香港事務所等を十分に活用しながら、輸出を支える人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 これから「オールみやざき」として県産品の輸出促進に取り組むためには、県庁の職員も積極的に東アジアの視察・調査に出かけてもらって、現地の情報を知ってさまざまなアイデアを出してもらい、取り組んでいく、そのような機運をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

次に、世界農業遺産についてお伺いします。

現在、農政の大転換、TPP問題など、農業を取り巻く状況は、大規模化して、グローバル化に対応できる成長産業を目指そうというもの

です。そのような中、農地が分散し零細な、本県の典型的な中山間地域の西臼杵3町・椎葉村・諸塚村の世界農業遺産認定を目指して、「高千穂郷・椎葉山世界農業遺産推進協議会」が発足いたしました。これは、国連食糧農業機関（FAO）が認定するものです。FAOは、世界の人々を食料不足による飢餓から救うことが設置目的で、これまで、品種改良や耕地の拡大を進めて食料の増産を図り、人口増加に対応した食料供給に取り組んできた歴史があります。その象徴的な活動が「緑の革命」と言われ、緑の革命は、食料を増産させ、アジアの飢餓対策に大きく貢献したと言われていますが、同じ品種の大面積栽培による病害虫の発生による大量の農薬使用や、化学肥料の多用などの環境問題の発生もあり、それまでの伝統的農法や地域の暮らし・文化が壊されたという見方もされてきております。そのFAOがなぜ世界農業遺産の認定に取り組むのかという思いがありますが、世界農業遺産の概要と認定の意義についてお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 世界農業遺産とは、御質問の中にもありました国連食糧農業機関が平成14年から開始した仕組みでありまして、次世代に受け継がれるべき重要な伝統的農業や生物多様性、伝統知識、農村文化、農業景観等を全体として認定し、その保全と持続的な活用が図られることを目的としております。これまでに全世界で31地域が認定されておりました。日本からは、新潟県佐渡地域の「トキと共生する佐渡の里山」、あるいは熊本県阿蘇地域の「阿蘇の草原の維持と持続的農業」等が認定を受けまして、現在、国内認定地域は5地域となっております。認定された地域では、農家や住民の方々の励みになり、農産物の付加価値の

向上等に向けた取り組みが進み、都市農村交流人口の増加等につながっていると聞いております。

○黒木正一議員 かつての緑の革命の反省の上に立って、地域の文化、生物多様性などを重視した農業をこれから大切にしていこうということであろうかというふうに思います。これまでの認定の状況を見ますと、世界で13カ国・31地域、そのうちアジアが一番多く、6カ国・23地域、そのうち中国が11地域、日本が5地域と、世界ではアジア、アジアでは中国と日本に集中しています。日本では5カ所のうち2カ所が九州で、隣の熊本県と大分県が既に認定されています。それぞれの地域が認定に当たっては特色をアピールしているようですが、今回、西臼杵3町と椎葉村、諸塚村が候補地となる理由は何か、また、この地域がアピールするものは何かを伺います。また、認定に向けての今後のスケジュールはどうなっているのかも伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 西臼杵3町と椎葉村、諸塚村の5町村は、棚田、シイタケ栽培、焼き畑など伝統的かつ特色ある農林業と、神楽などの伝統文化を維持しており、また、これまでフォレストピア構想で連携している実績もありますことから、国連の研究機関である国連大学の現地調査を受けまして、世界農業遺産の可能性について言及がされたところであります。このため、ことし3月に、5町村、県及び関係団体等から成る「高千穂郷・椎葉山世界農業遺産推進協議会」を立ち上げまして、現在、国内候補地としての決定を目指しまして取り組みを進めているところでございます。今後、10月下旬までに国内候補地が決定される予定であり、最終的には、平成27年に開催されます国際

会議の中で認定されると聞いております。

○黒木正一議員 大分県では、「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」が昨年認定をされています。大分県では、認定を受けて、地域の振興に生かす事業が始まっているようです。本県においても認定され、地域農業の振興・活性化につながることを期待したいと思います。しかし、認定のハードルはかなり高いと聞きます。認定の見込みはどうか、また、認定に向けては地域の熱意が最も重要と思いますが、他県の取り組みを見ますと、知事の戦略も大きいと思われれます。認定に向けて、知事の意気込みについて伺います。

○知事（河野俊嗣君） 認定に向けた取り組みであります。今、議員から御指摘がありましたように、さまざまな厳しい競争、まずは国内候補地として勝ち残る必要があり、さらには、世界各地の候補地との厳しい競争になるものと考えております。そういう中で、アジアに集中しているのではないかと、例えば九州にはもう2カ所あるのではないかと、そのような地域バランスの議論もあろうかというふうに思いますが、本県の候補地というものは、既に認定された地域に全く引けをとらないすばらしい内容のものだという自信もございまして、この農業遺産への認定に向けて、地元と一体となって機運を盛り上げて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、スポーツランドみやざきに関して2点伺います。

本県には多くのプロ・アマのスポーツチームが合宿をしています。本県で練習した選手が活躍するのはうれしいものです。前の議会のとき

にも取り上げましたが、昨年の10月、椎葉村であったプロ・アマ交流試合に鳥取城北高校コーチとして参加していたモンゴルのイチンノロブ選手、その後、大相撲に入り、あっという間に番付を上げ、とうとう先場所は十両で優勝までしてしまいました。今後が楽しみです。

それでは、まず、東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトについて伺います。2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを本県の振興につなげようと、推進本部が発足したという報道がありました。オリンピックを東京で開く単なるイベントで終わらせないように、宮崎をアピールする絶好の機会であり、宮崎の食や観光、また、同年までの事業であります記紀編さん1300年記念事業との連携、無形文化遺産登録を目指す神楽などの伝統芸能などを、国内外に発信するチャンスであると思います。全国の多くの県が、オリンピックに向けて合宿誘致などに取り組むようですが、本県が取り組むプロジェクトの狙い、また、市町村や民間団体との連携が重要と思いますが、今後の展開について知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） このプロジェクトは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としまして、全県を挙げて宮崎の魅力を磨き上げ、発信し、国内外の活力の取り込みを通じまして、地域の活性化を図りますとともに、これを単なる一過性のイベントとはせず、2020年以降も見据えた、次世代に受け継ぐ有形無形の財産づくりを目指してまいりたい、そのように考えております。

そのためには、これまで本県が培ってまいりましたさまざまなスポーツキャンプ等の実績、またノウハウというものを最大限に生かしながら、スポーツ大会、合宿の誘致、さらには外国

人誘客の強化、宮崎が誇る食材・食文化の魅力の磨き上げと発信、また、観光ガイドの育成などのおもてなし環境の充実、さらにはスポーツ人材の育成、本県からぜひオリンピック選手を出したいというような思いのもとに取り組むとともに、生涯スポーツの振興など、幅広く取り組みを進めていく必要があるかと考えております。

これらの取り組みの推進に当たりましては、先日、庁内に推進本部を設置したところでありまして、さまざまな関係者、専門家からの情報収集、意見交換なども今、取り組んでおるところでございます。さらに、今後、官民連携推進のための組織を設置しまして、県、市町村、民間が一体となりまして、世界に誇れる「日本一のおもてなし」の構築と発信に向けて取り組み、また、このオリンピック・パラリンピックを一つのばねとした、契機とした本県の有形無形の財産づくり、発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 もう一点、「球春みやざきベースボールゲームズ」について伺います。ことしのプロ野球キャンプは、ソチオリンピックと重なり、いつもよりマスコミに取り上げられることの少ないものでありました。この球春みやざきベースボールゲームズは、プロ野球の練習試合のことで、2月の終わり、私は、ソフトバンクと韓国・斗山ベアーズの試合を見に行きました。この時期はちょうどキャンプの終盤で、1軍に残れるかどうか試される時期で、白熱した試合でした。韓国からも応援団が来ており、平日にしては観客も多く、1軍の試合が無料というのも魅力なのかもしれません。プロ野球のキャンプは、沖縄がふえており、前期だけを宮崎で行うチームもあります。2月の後半に

練習試合が複数のチームでできる環境づくりは、キャンプの長期滞在、新規球団の誘致につながるのではないかと思います。この事業の成果と今後の取り組みについてお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 近年、プロ野球球団のキャンプ後半は、練習試合などの実戦形式を主体とした内容に変化しております。このため、「球春みやざきベースボールゲームズ」は、平成24年度から、県、関係自治体、関係団体で構成する実行委員会において企画をし、各球団に呼びかけて開催しているものであります。参加チームも、本県でキャンプを実施していただいているソフトバンクホークス、西武ライオンズを中心に、平成24年度は5球団、25年度は6球団参加していただくなど、球団からも高く評価をいただいております。また、キャンプ後半は、1軍のベンチ入りをかけた真剣勝負の時期であることから、熱戦も多く、観客数につきましても、初年度の6,360人から、2年目には1万5,700人へと大幅に増加しております。このように、球春みやざきベースボールゲームズは、プロ野球キャンプのさらなる拡充のために非常に効果的な事業でありますので、参加球団数の拡充や誘客の促進に、より一層努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 私が見に行った試合は、たまたまその前に、宮崎県の日南学園出身の寺原投手が1軍ローテーション入りできるかどうか試される試合だと聞いたものですから、応援に行ったんですけれども、ローテーションには入りませんでしたけれども、残念ながら故障してしまいました。早い復帰を期待したいというふうに思います。

次に、少子化対策、その中でも婚活事業についてお伺いします。

増田元総務大臣が座長を務める日本創成会議が公表した「消滅可能性都市」のことが午前中も話題になりましたけれども、今はこの話題があちこちで聞かれます。増田氏によると、日本では戦後3度、地方から大都市圏への大量の人口移動があったそうでありますが、問題は、地方の高齢者の減少により、第4期の大規模な人口移動が誘発される可能性が高いというふうに言っております。地方の高齢者が減少して都会で高齢者がふえれば、それに伴って若者が移動するということのようにありますけれども、東京の出生率が非常に低いものですから、東京に若い者をどんどん送っても人口の再生産ができないということで、何とか魅力のある地域をつくって、そこに若者を残すべきだというふうに言っておられますけれども、その点はそのとおりだと思います。ただ、そのためには、やはり魅力のある地域づくりと、若い人たちが結婚して、子供を産んでもらうことだというふうに思います。少子化対策、子育て支援の充実が言われておりますけれども、その前提としての婚活事業、今現在、県では、みやざき「恋物語」プロジェクト事業を行っておりますが、その概要について福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） みやざき「恋物語」プロジェクト事業では、県内で結婚支援活動に取り組むJA青年部やNPOなどの45団体を「縁結び応援団」として登録し、応援団が取り組む婚活イベント情報を県庁ホームページで提供するとともに、相互の意見交換会を通じて、結婚支援に関するノウハウの共有や向上などを図っているところであります。また、縁結び応援団が実施する婚活イベントの中で、他の参考となるモデル的な取り組みに対して補助を行っております。これらの取り組みにより、社

会全体で結婚を応援する機運づくりや、独身者の出会いの場の創出を図っているところであります。

○黒木正一議員 調べてみましたら、全国各地でいろんな婚活事業が行われております。地元宮崎県の川南町の軽トラ市では、「恋トラ市」と銘打って、参加者が買い物デートをし、複数のカップルが生まれているそうです。また、滋賀県高島市では、間伐作業婚活が大当たりということで、森林散策や間伐体験、途中で、チェーンソーで切った木を、ロープをかけて男女数人が引っ張って倒すというものだそうですけれども、アウトドアを楽しむ山ガールに目をつけて募集したところ、京都、大阪、名古屋から応募が殺到、定員30人に2倍の申し込みがあり、キャンセル待ちも出たというように、盛況であったそうでありますけれども、いろんな取り組みを今後やっていきながら、少子化対策にも取り組むべきではないかというふうに思います。

それでは、最後の質問であります、ある新聞の投書欄に、愛媛県が開設した結婚支援センターでボランティアで裏方をしている方の、「婚活イベントに携わって、自分の若かりしころを思い出し、そわそわする」という投書が載っておりました。愛媛県では、少子化の主たる要因である未婚化・晩婚化に対応するため、平成20年に「えひめ結婚支援センター」を開設し、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供しているそうです。「ついに県が!?婚活やったケン!!!」とか「県の婚活ますますやるケン!!!」とか、にぎやかに打ち出しているようです。男性の5人に1人、女性の10人に1人が生涯一度も結婚しない時代ですが、結婚を望む人は多くいます。先ほどから出ております増田氏

も、ストップ少子化戦略の中で、公共機関による結婚機会の提供を提案しています。行政の結婚支援事業はどうかという声もありますが、県が直接、結婚支援事業に取り組んだらと思いますが、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) この子育て対策、非常に重要な課題ということで、県としてもいろいろ取り組んでおりますが、まずは、県の行っている結婚支援事業につきましては、平成24年度から、県内各地のさまざまな縁結び応援団が実施する、例えば、畜産を体験しながらの婚活でありますとか、ランニングなど共通の趣味を行いながらの婚活といった、創意工夫に富んだイベントに対して補助を行うという形で取り組んでおるところであります。過去に県が自前で、実施主体として開催をしていたときに比べて、イベントへの参加機会や参加者数が大幅にふえるなど、より効果的な支援につながっているのではないかとこのように考えております。限られた財源なりを使いながら、いかに関係者と有効に連携を図りながら、より効果の大きいものにするかということで、他県のそういう取り組み事例も参考にしながら、今後ともいろんな知恵を出してまいりたいというふうに考えております。

また、先日、子育て同盟という、11県の知事によります会合のサミットが長野県松本市で行われまして、森少子化担当大臣も来られまして、いろんな意見交換をさせていただきました。国としても、そういう出会いの部分も含めて、結婚から妊娠から出産から育児から、幅広いそれぞれのステージに応じて取り組む必要があるというようなことを大臣もおっしゃっておりますし、県も市町村もそれぞれの立場で、できる限りのアイデアを出していく、また、NP

○や民間団体とも連携をしていく、そういう体制づくりが必要ではないかというようなことも議論したところでございます。

今後とも、大変重要な取り組みという認識のもとに、市町村、民間団体と連携しながら、積極的にアイデアを出して取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 最初に、椎葉村樺尾地区で郵便局が廃局になるという話を申し上げましたが、実はいい話題もありまして、30年ぶりにこの秋、子供が生まれるんだそうです。たった1人の子供が生まれることにこれだけ意味があるんだなというふうに、その地域に行つてつくづく思います。県が直接というのはいろいろ課題もあろうと思いますが、どうか宮崎県が縮まないためにも、日本が縮まないためにも、積極的な結婚支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。

(拍手)

○福田作弥議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 愛みやぎきの西村です。きょうも元気よく質問したいと思っておりますので、どうぞ執行部の皆様方には明快な答弁をよろしく願いいたします。これまでの質問とかぶる部分もございますが、ぜひ御容赦いただきたいと思います。

5月8日、増田寛也座長を初めとする有識者でつくる日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表いたしました「ストップ少子化・地方元気戦略」におきまして、2040年に消滅する可能性がある自治体が全国で約半数に上るとの衝撃的な試算を公表いたしました。特に過疎地域においては大きな反響を呼び、本県でも該当する市町村が15市町村ありました。これまでの議会でも、2人の議員から既に同様の質問が出て

おりますが、それだけに県民の声は大きかったものであると思います。

この発表を聞きますと、どうしても、自分たちの町がなくなるのかと否定的に捉えがちですが、実際に提言書を読みますと、人口減少を楽観論や悲観論で考えずに正確に認識すること、対応が早ければ効果がある、若者・女性の活躍できる対策を行うという3つの基本姿勢を示しており、少子高齢化や過疎地対策について政策等も提言しております。

また先日、6月4日には本県に、「デフレの正体」「里山資本主義」の著者である藻谷浩介氏が来県され、経済対策と少子高齢化の関係を踏まえ、人口減少等について講演をされました。知事初め、県職員の皆様も多数参加しておられました。私も参加しましたが、その前に日本創成会議のさまざまなデータを見ておりましたので、この講演が非常に勉強になったところでありました。

私自身が感じるには、藻谷氏から、現実を受け入れて、その地域の魅力を磨く努力を行えば、たとえ今、過疎地域であっても、さらなる発展があるというふうに、メッセージを受け取りました。先ほど知事も午前中、綾町や西米良村などにはすばらしい地域がたくさんある、県内でも頑張っている自治体はたくさんあるというふうに答弁をされましたが、知事はこの人口減少問題に対してどう考えているのか、お伺いいたします。

以下、質問者席で質問をいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

人口減少問題につきましては、経済を縮小させ、社会の活力の低下、ひいては社会経済の持

続可能性を揺るがす大きな要因となるものでありまして、地方にあっては、最終的に地域の維持・存続にかかわる非常に深刻な問題であると受けとめております。このため、県としましては、平成23年に策定した現在の総合計画におきましても、人口減少問題を県政の最重要課題の一つとして位置づけまして、まずは、自然減に対応するための出産・子育てしやすい環境づくりなどの少子化対策、さらには、人口流出による社会減に対応するための雇用の場づくりや流入対策としての移住の促進、また、人口減少の中にあっても地域の活力を維持していくための交流人口の拡大や地域経済循環の促進、さらには、高齢者や女性の活躍する場の拡大などに、市町村などとも連携をして取り組んできたところであります。

先ほど議員から御紹介がありました、去る6月4日の藻谷先生の講演におきましても、本県の活路としてさまざまな着眼点をお示しいただいたところであります。私も大変印象に残ったところとしましては、思い込みにより議論するのではなく、しっかりとデータに基づいて客観的な状況を把握した上で、また、現場の実態を踏まえた上で議論をすべきこと、さらには、地域の頑張りによって、地域の人口減少、また地域の振興に大きな差が生じているということで、それぞれの地域の取り組みを促すような講演であったというふうに考えておるところでございます。この先生の御指摘は、大部分でこれまでの本県の考えや取り組みと軌を一にするものであり、さらに今申し上げましたような方向性で、この人口減少対策にもしっかりと取り組んでいく必要があるであろうということで、思いを強くしたところであります。

人口減少問題は、県政の最重要課題でありま

すので、市町村や民間とも、これまで以上にしっかりと連携をしながら、少子化対策、また、雇用の場の創出、移住の促進など、さまざまな施策に総合的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 知事、答弁ありがとうございます。まさしく知事が言うとおりの現実を見据える——これまで、どうしても感情論というところも非常に大きかったと思いますが、藻谷先生の講演でもデータを重宝されて、しっかりと分析をされていたように私は感じたところでありました。もちろん、これは、それぞれの市町村がまずは努力をしていただいて、地域の方々と連携してやっていただく、さらにそこを県が後押しをしていくということが非常に重要であると思います。

関連して、関係部長に質問をしたいと思います。宮崎県は出生率が全国第2位と。それを考えますと、自然減に対しては、非常に努力をして何とか少子化対策を行っているというところがあります。もちろん、まだまだというところもありますが、それ以上に、宮崎県から、就職であったり、また進学であったりして、県外に離れなくてはいけない、離れてしまう「社会減」のほうにしっかりと対策を向けるべきではないかなと思いますが、その対策につきまして、とりわけ、県外から本県に移住してもらう、中高年を含めて移住してもらう移住者対策、また、就職等で宮崎に就職してもらうUターンの取り組みにつきまして、具体的な対策を関係部長より説明をお願いします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） Uターン対策につきまして、総合政策部では、移住情報ガイドブック等による情報発信や、都市部での移住セミナー、相談会の開催など、全国のあらゆる

る世代に本県の魅力をアピールするとともに、市町村が実施する移住促進に向けた取り組みへ支援を行うなど、各種の移住施策に取り組んできているところでございます。これらの取り組みの結果、移住者の把握を開始いたしました平成18年10月から昨年度までの実績でございますけれども、392世帯の移住が実現している状況でございます。今後とも、市町村や関係機関と十分に連携を図りながら、さまざまな機会を活用し、本県の魅力を発信するなど、移住促進による県外からの呼び込みに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 宮崎での就職を希望される方への支援につきましては、東京、大阪、福岡の3カ所で「ふるさと就職説明会」を開催し、県内企業との出会いの場を提供しているほか、県内就職希望者に登録をいただき、県内企業とのマッチングを行う「ふるさと宮崎人材バンク」を運営しているところでございます。これら「ふるさと就職説明会」及び「ふるさと宮崎人材バンク」によりまして、平成25年度までの過去10年間で、439名の方が県外から県内の企業へと就職されたところです。今後とも、さまざまな機会を捉えまして事業の周知を図りますとともに、魅力ある雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 両部長に答弁いただきました。特に移住に関しましては、やはり宮崎の魅力というものと比例してくる部分があると思いますし、また、知事初め、トップセールスの部分も非常に重要なことだと思います。まだまだ宮崎県の魅力を伝え切れていない部分もあるのではないかなと思いますし、やはり、何よりも暮らしやすさ、温暖な気候であったり、そういうものをもっともっと全国に向けてPRしていただ

きたいと思います。また、Uターン就職に向けては、ふるさと就職説明会等を行っていただいておりますが、10年間で439名、まだまだこれも改良、工夫の余地はあると思います。もちろん県内には、都会の人材を欲しいと思いつつも、そこまで手が回らないという企業もたくさんいらっしゃると思いますし、独自でやっている企業ももちろんいらっしゃると思います。ぜひ、この数字も少しでも伸ばしていただければ、両部長にはお願いをしたいと思います。

次に、また知事の政治姿勢に戻りまして、農協改革について伺いたいと思います。先日、会派でJA宮崎中央会を訪問し、幹部の方々と意見交換を行いました。まさに今、政府が進めようとしておりますTPP、そして農協改革について意見交換を行ったわけですが、今回、その2つについて質問しようと思いましたが、先週土曜日に、TPPの説明会が本県で初めて開催をされまして、私も聞きに行ったところですが、正直、説明を聞いたほうがよりわからなくなってしまった。ましてその中でも、報道されていることはうそですよ、報道されていることは間違っていますといったことを言われますと、実際、じゃ、テレビも新聞も、我々、何を信じていいんだということ、逆にわからなくなった部分がありましたので、今回、TPPの部分は控えます。

特に農協改革、今まさに議論がなされておりますが、組織の改革というのは、そのときの時代であったり、そのときの経済・社会背景によって大きく変わっていくものをみずから改革していくことが、私は望ましいと思います。農協自身であってもそうではないかなと思いますし、農協の改革案というものも出ました。それ

を見て、国民の中には手ぬるいという話もあるでしょうし、また、政治家の方々の中でも受け取り方がそれぞれであると思います。ただ、本県におきましては、農協という組織は、経済的にも大きな影響力を持っている組織であると思いますので、質問させていただきます。

今、特にT P P交渉と農協改革というものを政府が同時に進めております。これは私の印象ですけれども、余り農協がT P Pに対して反対、反対と声を上げると、おまえたち、農協改革はもっと厳しいものにしてやるぞと、もしくはされるんじゃないかというような、両方ともイバラの道であるけれども、少しでも軽くなりたいという農家の方々の声もあるのではないかなと思います。特に県内農家は今、T P P初め、E P Aも含め、海外農産物の輸入拡大というものに対して非常におびえております。安いものがどんどん入ってきたら、自分たちの経営はどうなるんだろう、自分たちの農業生産はどうなるんだろうという不安を非常に持っております。その中で、この農協改革というものは、さらにその不安をあおるものであると思いますが、知事は、政府の進める農協改革についてどのような所感をお持ちなのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、農業協同組合であります。地域農業の発展・振興はもとより、地域経済や生活を支える社会基盤として、非常に重要な役割を果たしていると考えております。一方で、担い手の高齢化や、さまざまな場面での競争の激化など、農業・農村を取り巻く環境というものが大きく変化し、また厳しさを増している状況にありまして、農業協同組合としましても、時代の変化に対応した改革をみずから進めていく必要があるかと考えており

ます。農協改革の議論につきましては、こういったことを踏まえた上で、また、現場の実態をよくよく踏まえた上で、慎重かつ丁寧に行う必要があると考えておりまして、先般、大分で行われた九州地方知事会議でも、私からこのような形での特別決議の提案をし、そのように採用されたところでありますが、今後とも国に対して、現場関係者の意見を十分に聞いた上で議論を行うよう、しっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、農協改革の議論が継続されている過程の中ですが、とりわけ、変わらなきゃいけないというのは、農業以外の外圧のイメージも非常に強いわけです。実際に私たちも意見交換した際には、農家の方が、「変わらなきゃいけないという部分は当然あるけど、そこはしっかりと時間をかけて変えてきているし、何十年もかけて作り上げてきた今の組織体というものがある」というふうに強くおっしゃってございました。まさに宮崎県におきましては、農家と農協は非常に密接な関係にあります。今、報道で示されている段階であります。例えば、全農の株式会社化であったり、中央会の廃止というものが実行された場合、本県の農家に与える影響について知事はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、さまざまな案、さまざまな意見が議論されておるところであります。国の規制改革会議が示した提言では、改革を行った後の農業協同組合の具体的な姿が描かれていない、また、その道筋もはっきりしていないということで、その影響については明らかになっていない状況であります。日豪E P AやT P P協定交渉などで、将来の農業に対する担い手の不安が増大をしている中で、農業経

営を支えております農協組織の改革を行うに当たりましては、こういった担い手の営農意欲が損なわれないように、改革の目的や将来像を共有できる丁寧な説明が必要であろうかと考えております。また、農業協同組合は、経済活動だけではなく、地域社会のライフラインとしての役割も担っておりますことから、農業・農村の維持・活性化を図る上では、拙速な改革を避けるべきでありまして、先ほど申し上げましたような丁寧かつ慎重な議論を進めていく必要があるかと考えております。

○西村 賢議員 知事もおっしゃるとおり、地域にとっては非常に重要なライフラインの部分もございます。農協の弱体化がそのまま農家の弱体化につながる、そういった弱い農家の方々も県内には多数いらっしゃいます。きのうから、また、けさの新聞等、マスコミ報道でしかわかりませんが、自民党案の中でもさまざまな議論がされているようでありますが、今回、知事も、知事会もしくは県内市町村の首長さん方と連携をして、県内農家の不安というものを払拭していただく努力を継続していただくようお願いしたいと思います。

次に移ります。本県の航空路線について質問をいたします。

大都市圏より地理的に遠い本県にとりまして、空路は、国内、海外を問わず、観光やビジネスにとっても重要な役割を担ってまいりました。しかし、航空運賃はほかの移動手段と比べてコストが高く、路線の維持などに必要な搭乗率の確保は簡単ではありません。本県も調べてみますと、宮崎空港の廃止路線は、平成9年以降で、北海道、広島、松山、岡山、高知、関空、長崎など、7路線に上っております。宮崎空港の搭乗客も、平成9年ごろの346万人をピ

ークに、昨年は285万人と、路線廃止の影響も受けております。当然、路線廃止は本県に限ってのことではありません。地方空港はそれぞれに苦勞しているところがたくさんあり、特に日本航空の経営再建から路線見直し等が相次ぎ、空港によっては1日数便しか利用されない空港もあります。現在、本県はLCCの誘致等を行っておりますが、国外、国内問わず、新規路線開設の可能性につきまして、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） LCCにつきましては、国内各社を訪問し、本県の魅力をアピールするほか、昨年度から、就航に係る支援制度を設けまして、誘致の取り組みを行ってきたところでありまして、また、LCC以外の国内航空会社に対しましても、路線の維持・充実のもとより、新たな路線の開設について粘り強く要望を行っているところでございます。また、国外に関しましては、経済発展の著しい中国・香港など、東アジア地域との路線の開設に向けまして、現地での本県の認知度を高めていくとともに、チャーター便の実績を積み重ねていく必要がありますので、旅行会社へのセールス活動はもとより、チャーター便の支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。現時点では、新たな路線開設の具体的な計画はありませんが、本県の航空交通ネットワークの充実に向けて、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 一度廃止路線になってしまうと、なかなか復活していくのは難しいということがありました。空港関係者に聞きますと、過去から学ぶと、結局は、お互いの空港間を飛行機を飛ばすというところまではいいと。ただ、そこでどれだけ人的交流を築けるかというもの

が重要だということをおっしゃって、やはりそこが行えなかったという反省点もあるのではないかなと思います。せっかく開設していくわけですから、今後は、人や物がしっかりと動いていけるような体制を全庁挙げてつくっていく必要があるのではないかなと思いますし、既存の路線に関しましても、知事を初めとするトップセールスをもっともっと充実させて、民民交流、それぞれの商工会議所であったりとか観光関係であったりとか、そういうものをしっかりと加速させる必要があると思います。

次に移ります。これは本当に私自身の思いで、余計なお世話かもしれませんが、本県に本社がありますスカイネットアジア航空、2002年の8月に誕生いたしました、当時、県費も大きく投じまして新規航空会社として立ち上がりました。それ以降、長い間、平たんな道ではなかったと思いますが、県民が育ててきた航空会社でもあります。前期は、この前の報道によりますと390億円と、売上げが過去最高となり、経営も安定してきているようであります。

今回、私は、会社側から頼まれたわけではないんですが、せっかく宮崎市に本社があるこの会社を、県民のためにもっともっと有効活用して生かしてはどうかという提案であります。せっかく本社が宮崎にあるこの航空会社をもっと生かして、この会社に新規路線をつないでもらうということはできないのかなと。そうすれば、新たなLCCであったり海外の航空路線を本県に持ってくるよりも、非常にリスクも小さく、また、経済的にも宮崎県に大きくはね返ってくるのではないかなと思いますが、地元企業であるSNA社と協力して新規路線を開拓してはどうか、お伺いをいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） スカイネッ

トアジア航空は、本県に本社を有する唯一の航空会社でありまして、雇用も含め、本県の活性化や県民の利便性の向上に御貢献いただいております。私も含め、さまざまな機会を捉えまして意見交換などを行っているところでございます。現時点では、国内の新規路線につきまして具体的な計画があるというふうには伺っておりませんが、国際線につきましても、来年4月以降の国際チャーター便の運航に向けて調整を行っているところでございます。県といたしましても、関係機関と連携しながら、その実現に向けて協力してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この会社が設立された当時の新聞記事等を見ました。県費を投じて新規航空会社を立ち上げることにしましては、県民からも反対の声とか疑問の声も非常にあったわけですが、立ち上げる、いわゆるイニシャルコストに関してはもう乗り切ってきたと思います。ここまでの企業になったわけですから、これをうまく生かしていくことが私は重要だと思います。繰り返しますが、宮崎空港の乗降客も、平成9年の346万人から、一時は100万人も落ち込んでいた時期もあります。そのころより回復はしておりますけれども、県内観光や経済発展のために、ぜひとも生かしていただきたいと思っておりますし、先ほどの話で、新規路線の開設にも県に尽力していただきたいと思っております。

次に移ります。認知症患者について質問をいたします。

認知症行方不明者が1万人を超えたという報道がなされておりました。厚生労働省も実態調査に向けて乗り出すようですが、まず、警察本部長にお伺いをいたします。認知症患者の行方不明者が問題となっておりますが、本県の警察

届け出件数の推移はどうなっているのか、また、保護や発見された状態についてもお答えください。

○警察本部長（白川靖浩君） 本県の認知症または認知症の疑いのある行方不明者の届け出受理状況等についてであります。統計をとり始めた平成22年が30名、平成23年が30名、平成24年が33名、平成25年が47名の、合計140名の届け出を受理しております。この140名のうち、121名の方が生存発見されましたが、16名の方は、残念ながら発見時には死亡されておりました。残り3名の方は現在でも未発見となっております。警察では、当時、部隊を編成して、警察犬の投入や、消防団等関係機関との連携による搜索活動を行うとともに、「徘徊高齢者SOSネットワーク」による県内市町村に対する手配、全国警察への行方不明者手配を行っております。今後とも、認知症または認知症の疑いのある行方不明者等につきましては、早期の発見、保護に努めてまいります。

○西村 賢議員 16名の方は非常に気の毒であったと思いますし、また、3人の方の安否も気にかかるところでありますが、実際に行方不明者の搜索には、その地域の自治会の人たちや、また消防団でありますとか、非常に多くの方々方が動員されて、人海戦術で行われております。その負担も相当なものであるかと思いますが、家族の方の心労も非常に重いものがあると思います。搜索には、GPS機器というものが今、携帯電話とかにもついていますけれども、それが非常に有効であると言われております。携帯電話であれば、認知症の方は持ち歩かないので役に立たないというふうに聞きましたが、靴も販売されております。そういう靴とか、GPSに対する助成を、鳥取県などが自治体とし

て予算化を検討しているようであります。本県もこのような先進的事例を検討していただきますようお願いしたいと思います。

まさしく、認知症は特定の病気ではなくて、その症状を指すそうですが、いつ家族の中で発症するかわかりません。もちろん、自分がいつ発症するかもわかりません。その症状は本人が自覚できないこともありますから、その対策も難しいところがあります。高齢者の割合が多い認知症ではありますが、最近では、若年性認知症と呼ばれる18歳から64歳以下で発症する認知症の存在も明らかになっており、全国には約4万人いると推定されております。既に東京都では、若年性認知症総合支援センターを立ち上げ、相談窓口を設けており、患者と家族を支える体制をつくっているそうです。本県には認知症の患者がどの程度いるのか、また、そのうち若年性の患者はどの程度いるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 日常生活において見守りを必要とします認知症の方は、現在のところ、県内に3万人程度と推計をいたしております。また、65歳未満の若年性認知症の方につきましては、厚生労働省が推計したデータをそのまま本県に当てはめると、県内に300人程度と推計されます。

○西村 賢議員 あくまで推計ということですが、3万人。まさに、高齢者がふえれば、必然的に認知症患者自体もふえてしまうと考えられますが、これからの認知症患者の増加に対しても対策を講じていかなければならないと思います。

先日、ある精神病院を訪問し、医師やケア担当者との意見交換を行いました。現在では、重症化する認知症患者は精神病院に入院させられる

ケースが多く、極端に言えば、死ぬまで病院で面倒を見てくれと家族から頼まれるケースも多いそうです。その医師いわく、認知症患者を病院に連れてきても、状態が改善するケースは少なく、逆に、ふだんと異なる生活環境に置かれることにより、悪化することがあるとのことでした。このことは、幾つか目を通した医学関係のレポートにも記されておりました。

また、病院に連れていってしまうのは、看病や介護の大変さもありますが、実際には、グループホーム等の施設に入居すれば月に10数万円程度かかり、精神病院では、保険が適用されれば5～6万円で済むということもあり、県民の苦しい負担の状況もあります。結果、宮崎県は、人口比でいうと、日本で3番目に精神病床の多い都道府県となっているようです。その数は埼玉県の3倍にも上るということで、実際には多くの認知症高齢者が精神科病院に入院しております。治療というよりも、収容保護といった要素が強い一方で、本来の精神病患者の急な搬送等に対応できないケースもあるということでした。

このことは全国的な問題となっておりますが、それを踏まえて、厚生労働省も、認知症の人が住みなれた地域で暮らせる社会を目指す「認知症施策推進5か年計画」、いわゆるオレンジプランに昨年4月から取り組んでおります。本県は、増加する認知症患者に対してどのような対策を講じているのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 認知症施策の推進に当たりましては、早期発見・早期対応を初め、地域における支援体制の充実が重要と考えております。このため、県におきましては、これまで、国の認知症施策推進5か年計画、い

わゆるオレンジプランにも位置づけられております、医療相談や専門医療の提供を行う認知症疾患医療センターを県内に3カ所設置したのを初め、地域包括支援センター職員や認知症に対応できる介護職員への研修を実施するとともに、地域で認知症の方やその家族を支える認知症サポーターの養成を支援してきたところであります。また、今年度は、認知症の早期発見・早期対応に重要な役割を果たす、かかりつけ医や病院看護師の研修を実施することとしております。なお、現在、国において新たな認知症対策が検討されておりますので、その動向を踏まえながら、認知症施策の一層の推進につなげてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 これまで議会の中でも、この認知症の問題、先ほど言ったような精神病床の問題等は、これまでも何度か質問をされてきました。議会の中でも、なかなかその有効策が議論の中では得られていないところでもありますし、今の答弁についても、しっかりとこれをやっていかなければ、認知症の方々がさらにふえてきたときの対応は難しいかと思えます。先日の藻谷さんの講演でもありましたが、これから超高齢化の波が来るわけです。人口移動が来て、今のベビーブーマーの人たちが、今度は65歳、75歳、85歳となってきたときに、施設をこれ以上つくっていくことは非常に難しいと思えますので、一人でも早期に発見して、早くからケアができるようなシステムをつくっていただきたいと思えます。

次に、高齢者を狙ったオレオレ詐欺等の被害は後を絶ちませんが、その中でも、認知症の方が詐欺犯罪等に巻き込まれるケースが多く、昨年度は、送りつけ商法や投資詐欺といった消費者トラブルで、認知症や知的障害のある高齢者

が被害者となったケースは1万人を超えていると、国民生活センターの調べでは出ておりました。悪質業者からカモとして狙われているのではないかという心配もあります。認知症患者や知的障害のある方を、このような悪質なケースからどう守っていくのか。犯罪に巻き込まれないようにするには、判断能力が不十分な人の財産を守っていく成年後見制度というものがありますが、その活用は非常に有効であると考えます。実際、成年後見制度の利用状況を見ると、本県では、まだ371名となっておりますが、5年前に比べると増加傾向にあるようです。先ほど3万人はいると言われる本県の認知症患者を考えると、まだ該当者がいると思いますが、その普及について、県の取り組みをお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 成年後見制度は、認知症など判断能力の不十分な方々が、財産管理や契約締結をめぐって不利益をこうむらないように保護・支援する上で、有効な対策であると考えております。このため県では、県社会福祉協議会を通じて、成年後見制度の活用に関する相談に応じるとともに、本人にかわって市町村長が申し立てを行うための職員研修や、後見人を担う人材を育成するための実務研修を実施するなど、制度の利用拡大に取り組んでいるところであります。議員の御紹介にありましたように、平成25年度が371件の申し立て件数となっております。5年前の21年度が281件で、その後も300件台で推移しております。今後とも、県といたしましては、引き続き、家庭裁判所や各市町村など関係機関と連携しながら、当制度の普及・促進を図ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この件につきましては、私も友人の弁護士等に話を聞いてみましたら、後見

人制度というものを有効活用したほうが、例えば、家族間のトラブルであったり、ヘルパーとか身近な人に対してもいろんな疑いをかけなくてもいいし、また実際に、そのような方に幾らお金を払ったり渡したりしても、当人は忘れてしまったりすることが多いので、この後見人制度はもっともっと普及する必要があるということでした。もちろん、これは県が主体ではなくて、市町村等が主体となってやらなければならない事業かもしれませんが、ぜひ県も後押しをしていただきたいと思います。

次に、日向市内の公共事業についてに移ります。

日向市は、ことし3月、東九州道で宮崎市方面とつながり、格段に県内のアクセスが向上いたしました。高速道の利用者も予想以上のことで、利便性の向上は県民にとっても大きな成果が出ていると思います。今後は、高速道の進捗も踏まえて、さらなる利用拡大で高速道を生かしていく取り組みが必要であると思います。本日は、日向インターチェンジから日向市市街地を通り、国道10号につなぐ県道土々呂日向線の改良工事につきまして質問をいたします。

現在、日向インターチェンジから財光寺地区を抜け市街地中心部へ続く部分で、土地区画整理事業と街路事業が行われておりますが、そのちょうど街路事業部分では、大型車の通行ができない区間があります。現在、県が行っている工事の状況と見通しを、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道土々呂日向線の日向市中心部につきましては、東九州自動車道へのアクセス向上を図り、円滑な都市交通や良好な都市環境を確保するため、市が施行する土地区画整理事業と県が施行する街路事

業により、整備を進めているところであります。このうち、街路事業につきましては、中町地区の未改良区間約200メートルにおいて、平成24年度から事業に着手し、平成30年度完成を目指しまして、現在、用地取得を進めているところであり、工事に必要な用地面積の約6割を契約いただいたところでございます。県といたしましては、今後も、地元の御協力をいただきながら、日向市とも十分に連携し、道路整備の効果が早期に発現できますよう、事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 住民は、年月がかかっても、今の答弁のように、平成30年を目標にしてしっかりと進んでいますよというメッセージがあれば、安心してその経過を見守ることができずし、また、その沿線に対して、商店街でありますとか企業の誘致等にも寄与できるのではないかなと思っております。

関連して、私は昨年9月議会で、群馬県の道路整備計画を例に挙げまして、道路整備の事前公表について質問をしたところですが、その後検討していただきまして、1年前発表から複数年発表に切りかえていただけるということで、非常に期待をしております。そのときも質問したんですが、群馬県は、県の方と市の方が非常に連携を密にしてつくっている印象を受けました。地元の声をしっかりと反映した計画となっていくように、要望しておきたいと思っております。

次に、細島港について質問をいたします。これまでの重点港湾で細島港に関してはさまざまな要望等もしてまいりましたが、今度は、工業港地域ではなく、細島・畑浦地区にある細島港商業港地区について質問をいたします。

この商業港地区は、チップヤード、倉庫など

を備えており、現在では、水深が浅く、大きな船は入港できません。そのために、現在、港湾計画を変更していく中で、どのように有効活用を考えているのか、どのような検討がなされているのか、今後の展望について県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 細島港商業港地区につきましては、細島港発祥の地であり、古くから漁業や商業を中心とした港町として栄えてきた歴史ある地区でありまして、背後には、国指定の文化財である名勝「妙国寺庭園」など、歴史的価値のある史跡や建物などが点在し、海の幸が味わえる「海の駅ほそしま」など、多くの人が集まる魅力ある場所となっているところであります。平成23年度に地元関係者の方々を中心に開催しました「商業港地区の将来利用に関する検討会」では、豊かな観光資源と、漁港やプレジャーボートなどの港の施設が一体となって、商業港地区を活性化したいとの御意見もいただいているところでございます。県といたしましては、現在、細島港港湾計画の見直しを行っておりますことから、このような意見も踏まえ、港の歴史や景観を生かし、漁船やプレジャーボートが行き交い、人々が集うにぎわいのある場所となるよう、日向市や地元の方々と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 私も幼いころはこの地域に住んでおりましたので、小さいころから遊び場として、チップヤードとかああいうところで遊んでいた記憶があるんですけども、かなり年月もたちまして、あの周辺も道路も、がたがたとなってきたり老朽化しております。商業港の周辺には、あのチップヤードも県のチップヤードでありますし、また、倉庫等も建ち並んでおり

ます。相当老朽化もしておりますし、利用者からは改修を望む声も強く、例えば、このままチップヤードを残しておくのであれば、大規模な補修も必要であると思いますし、倉庫であれば建てかえなどの必要も出てくるかもしれません。今後、港湾計画見直しとなった場合には、例えば工業港地区への移転なども検討されるのかなと思います。そのような考えがあるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 商業港地区のチップヤードや倉庫につきましては、港湾機能のさらなる効率化を図るため、工業港地区や白浜地区にあります同様の施設との集約化などの検討が必要であると考えておりますが、移転先の用地確保などの課題もありますことから、現在行っている細島港港湾計画の見直しの中で、関係者とも十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 再質問しますが、港湾計画の見直しというものは、23年からいろんな意見を聞いたりして、地元の方々とも意見交換をしていると思いますが、見直しというものは29年ぐらいでしたかね、目標は。それをもっと早めて、次の計画が立ち上がるまでの目標年次というものがあれば、教えていただきたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 細島港では現在、港湾計画見直しのため、長期構想検討委員会を設置しまして、学識者あるいは地元の方々と議論させていただいているところでございます。この港湾計画の見直しにつきましては、できる限り早く行えるよう努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 済みません、できる限り早くお願いをしたいと思います。先ほど申し上げたとおり、チップヤードでは、道路ががたがたに

なりまして、アスファルト片がチップの中に入りまじってしまうと。業者のほうから、これはもう売り物にならなくなっているというふうに言われておりますし、また、側溝は木片で埋まって水が流れなくなって、水が流れないものですから、あふれた水がチップを海にそのまま押し流すというような状況もあります。移転しないのであれば、しっかりそこを補修していただきたいと思っておりますし、これが2～3年後移転することであれば、今のまま頑張って使えるかもしれませんが、それ以上かかるようでしたら、早目早目の補修をお願いしたいと思っております。

次に、最後の質問になります。先日、文教警察企業常任委員会の県内調査におきまして、日南振徳高校を訪問いたしました。その際に、生徒の手づくりであるシフォンケーキをいただきました。文化祭などで販売しているようで、地元の食材を使った非常においしいものでありました。これまでも我々は、県内の調査でほかの学校にも行ったり、例えば海洋高校に行ったときも、文化祭で売っているんですよといった缶詰をいただいたりしました。そのような食品加工というものが、それぞれの農業系の学校、総合系の学校で販売されるケースがありますし、それぞれの学校で人気があると伺っております。

県内には、授業の中で食品加工を学び、製品化しているところが多数あります。中には、大手コンビニチェーンと提携して商品化された学校もありますが、このような学校の高校生たちに、新たな加工品の企画・開発を行っていただき、加工品のコンテストを行ってはどうかと提案いたします。高校生たちの教育の一環とはいえ、若い発想ですばらしいものを生み出してく

れるのではないかと期待しますし、高校生たちのやる気、モチベーションの向上にもつながり、また、グランプリをとった食品を県内企業が採用すれば、一躍新しい宮崎ブランドの創造につながるかもしれません。いろいろ夢は広がりますが、個人的には、例えば秋の高文祭の時期に、食の高文祭とか食の文化祭といったような形で実現することはできないのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 食品加工製品のコンクールということですが、現在、農業系の高校では、学校段階、県の段階、国の段階で、食品加工分野の研究や、その加工に至る取り組みなどを競うコンテストがなされておりまして、県で上位になった子供たちは、切磋琢磨して全国で競ってくる、九州で競ってくるというようなことをしております。

議員の御提案は、これをもう一つ踏み込んだ形だと私は受け取らせていただいたんですが、製品そのものを持ち寄ってコンテストをやったらどうかという御提案だと思ったんですが、おっしゃったように、コンテストの実施につきましては、新たな商品開発に向けた、生徒や職員の意欲、エネルギーを高めるとか、いい効果が出ると思っております。温かい提案だと感じておりますが、今やっているコンクールでなぜ製品を持ち寄っていないかということ、原材料のとれる時期が違うとか、賞味期間が違うということで、一律に比較ができないということ、やっていないという課題があるということでした。

しかし、非常に興味深い提案ですので、食品加工を学ぶ高校生が、他校の製品や製法を知り、ともに切磋琢磨しながら学ぶとともに、自分たちの製品について評価を受ける機会を設け

ることは、非常に大切なことですので、今後、どんな形にすれば実施できるか検討してみたいと思います。また、せっかくやるんだしたら、各学校の製品を県民の皆さんに知ってもらおうとか、その取り組みを知ってもらおうとか、そういうこともあわせて考えられないかなと、お聞きしながら思ったところでした。ありがとうございました。

○西村 賢議員 教育長、まさしく我々も、議会のそういう委員会で訪問した際に、そういったいいものを我々だけがいただいているのは申しわけないという気持ちからの提案でありました。ぜひこれが県内に広まって、すばらしい高校生たちの技術とか新しい発想というものを広く広げていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

6月12日（木）

平成 26 年 6 月 12 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、中村幸一議員。

○中村幸一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。きのう、家に帰らないで寮に泊まっておいたら、少しは勉強できるかなと思っていたんですけども、ころっと寝てしましまして、目が覚めたのは4時でありました。これから勉強したらいいなと思いながらも、歩いてこようかと思って歩き始めたんです。天満橋のところに来ましたら、おじさんが向こうから——おじさんといっても私と同じぐらいですけど——ごみ袋を持ってごみを取っているんです。「おはようございます」と声をかけたら、「おはようございます」と。おっしゃるのに、ごみを捨てる人が多いですねという話から始まって、車のプレートまで落ちているという話で、プレートを見せていただきましたが、頑張ってくださいねということで、いいものを見たなと思って行っていたんです。

橋をおりて民家のほうに行きましたら、アジサイがきれいに咲いているんですね。アジサイというのは、花言葉なんか知りませんが、そういう世代じゃありませんから、知りもしませんが、ただ、聞いていたのでは、ある一定の土地については、1つの花の色のアジサイしか咲かないと聞いていましたが、きょう回ったところは5色咲いておりました。これは近いうちに、接ぎ木がきくそうだから、接ぎ木でとって

やろうかなと思ったところでしたが、そういうことをきょうは見てきたわけでありまして。こういういい思いをしながら来たのにもかかわらず、近隣諸国のことをしゃべらなくちゃいけない。非常に腹立たしいことでもあります。

今、経済大国になった中国が、本当にやりたい放題のことをやっていたいております。南シナ海の西沙諸島付近で、ベトナムの領有地なんですけど、その石油を掘削しようということでも今、中国がやっております。そこで、ベトナムとしては、我が土地だということで対抗しているわけですけども、そこで軍艦同士がぶつかったりしています。中国に言わせると、向こうがぶつかってきたんだと、こういう話ですが、あれ以来、ちゃんとビデオを撮って、そして、新聞にもテレビにも、全世界にこれを発信した。やっぱり中国が悪いじゃないかとみんな思ったと思います。また、南シナ海のほうのフィリピン沖では、岩が動いているらしいんですが、そこをずっと埋め立てて軍用基地をつくろう、空軍の発着基地をつくろうということで、またフィリピンともごたごたやっているようでもあります。

しかし、考えてみますと、我が国も、2010年の9月7日でありました。忘れもしませんが、尖閣諸島沖で中国の漁船が日本の船にぶつかってきました。そして、船長というのを捕まえたんですけど、当時、自民党の政権ではありませんでした。ですから、菅総理と仙谷という人が主流であったんですが、法に基づいてちゃんとやりやよかったですけれども、不起訴処分にした。それは、中国の圧力といろいろなことに屈してやったことだと思えます。そのことで、ビデオを出しなさいという世論があったんですけど、ビデオも出さないということで、今度はそ

の船に乗った関係のある人がそのビデオを流したんです。それで全国民、世界中の知るところとなったということがありましたが、そういうことで中国としては、日本というところは、圧力をかけたりちょっと脅したりするとすぐ乗るんだということで、それから尖閣諸島が大きく始まってきた。そして、南アジア付近のほうも、今さっき申し上げたフィリピンとベトナムの方向も、必ず中国は、自分のところの領海だ、あるいは自分のところの石油資源だということで攻めているわけです。これは本当にいけないことだと私は思うんですが、こうして日本の近隣諸国、アジア付近が非常に今、困った状況にあるわけですが、私は、後ほど話しますけれども、集団的自衛権のことについてもちゃんとしなくちゃいけないというふうに思っていますが、中国がアジアの民衆に対して、アジアの人たちに対して、こういうことをやっていることについて非常に憤りを感じているんですが、知事はこのことについてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

後は質問者席でやらせていただいて、ここからを終わりたいと思います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

最近、我が国と近隣諸国の間では、領土や歴史認識をめぐるさまざまな問題が生じているところでもあります。中国や韓国を初めとする国々は、東アジアに位置する日本にとりまして、我々は、隣人を選ぶことができない、引っ越しをすることができないわけでありまして。地域の安定と経済成長を進める上で欠かすことのできない隣国であると認識をしております。

このような考え方のもとに、経済や観光、文化交流などの深まりを通じ、大局的な観点か

ら、相互に理解し、協力し合える関係を構築することが重要であろうと考えております。議員から御指摘がありましたように、我が国の主権を脅かす違法行為などが生じておるところでございます。先日、防衛協会で、新田原基地の内倉司令のお話を伺うことができました。海で、また空で、さまざまな形での挑発行為と見られるような行為、また、違法行為が行われているところがございますが、こうした行為に対しては、国において、冷静かつ毅然とした態度で厳正に対処していただき、平和的な外交交渉でその解決を図る必要があると考えております。以上であります。[降壇]

○中村幸一議員 現在、新聞を見てもテレビを見ても、既にどこを見ても、集団的自衛権云々というのが言われているわけです。これも集団的自衛権、個別的自衛権がありますが、よそから攻められたときに、個別的自衛権を行使するのは何ら問題ではない、私はこのように思うわけでありまして、これは当然のことです。

それで、安倍総理が、5月の15日でしたか、記者会見でお話をされました。そのときに、アメリカの軍艦あるいは艦船に日本人が乗っていて、他国が攻撃をしてきた。このときに、日本国は当然、集団的自衛権で対処すべきだという話をされました。そのとおりだと思います。そしてまた、仲のいい国が近隣でもし攻撃を受けた場合に黙って見ているのか。そこでも集団的自衛権を発動しなくちゃいけないじゃないかというようなことを、図を使って説明されました。そして最後には、まだいろいろありましたが、集団的自衛権についてはやっぱり憲法改正が必要なんだけれども、今の状況では憲法の解釈でやろうというふうなことをおっしゃったん

です。

私も、憲法解釈ということになると、これは大変なことになるなというふうに思ったわけですが、国際法を見ても、1945年、国連憲章の第51条で、国連加盟国は——今、193カ国ありますが——全て個別的自衛権と集団的自衛権を有するというようなことがうたわれているんです。そしてまた、どこかに攻撃があった場合は、それを権利として使えるんだというようにことも国連憲章の中に書いてあります。ただ、そういうことがあっても、国連にちゃんと通知をなささいということもうたわれております。そういうことがうたわれているわけですから、国連加盟国193カ国に全て集団的自衛権というのはあるわけです。日本は、憲法9条とかあったりしていろいろありますから、日本人は、なかなか真面目というか何か知りませんが、これをいろんな議論をしていらっしゃる。外国人に言わせるとこうなんです。国連加盟国は全て集団的自衛権があるわけだから、集団的自衛権は使えるじゃないかと。いや、日本は憲法でだめなんですよと。今まで憲法でだめだと言ってきたんですから、これもいたし方ないことなんです。

だけど、安倍総理がおっしゃるように、改正をしないでも解釈でやるというのは、アメリカと秋口には話し合いをしなくちゃならないこともあります。私は、もっともっと大きなことがあるんじゃないかと思うんです。だから、安倍総理がおっしゃるのは、我々は——マスコミもそうですが、ほとんどのマスコミは日本のことを余りよく書きません。近隣諸国のことは、その諸国の新聞社であるように、よく書きます。これは今、にやっと笑いましたから、そうだと思います。我々は、尖閣諸島で何が起

こっているかということはまだつぶさに知らないんじゃないかと思うんです。これをつぶさに知ったら、本当に大変なことになろうと思うんです。御存じのとおり、この前、日本の航空自衛隊の戦闘機に向かって30メートル近くまで接近したと。そうしたら、きのうテレビで言っていました。30メートル付近までまた接近してきましたと。これは大変なことなんですね。戦争状態と似たような状態です。これが、集団的自衛権がないならば、向こうから撃つのを待っていてやらないといけない、こういう状況になります。もちろん日本がそういうことを仕掛けることはないと思います。そしてまた、いろんな党が言うように、安倍総理だって戦争を好みませんよ。我々だって自民党員として、もし安倍総理がそういうことになったら、真っ向から反対したいと思っているぐらいですから、そういうことがあるはずがありません。

そういうことを考えると、この集団的自衛権というのは、やはり解釈でやらざるを得ない。そして、解釈で集団的自衛権が成ったら、間を置いてでもいいから、ちゃんと憲法改正をやらなくちゃいけない、私はこのように思っておるわけですが、憲法改正というまでにまだまだ時間がかかる。だから、これはやむを得ないという気がするんですが、その件について知事はどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 世界各地においてさまざまな紛争が生じるなど、安全保障環境は大きく変化をしております。そういう状況の中で、我が国の安全保障のあり方を議論することは、極めて重要であると認識をしておるところであります。決して議論としてタブーということではなしに、また、政府として具体的な事例等を

想定しながら、国民的な議論の高まりを今もたらしている、大変重要なことであろうかというふうに考えております。

現在、集団的自衛権の行使の是非や、それに係る憲法の取り扱いなどにつきまして、政府・与党を初め、各方面でさまざまな議論が行われておるところであります。これらの問題は、国の根幹にかかわります極めて重要な問題でありますので、丁寧かつ慎重な国民的な議論がなされるべきものだと考えております。

○中村幸一議員 それから、教育長にお伺いしたいんですが、スーパーグローバルハイスクール、私は、11月定例議会で、五ヶ瀬中高一貫教育校は、故松形知事が文科省の反対を押し切ってまでしてつくられた中高一貫教育校だと。であるならば、今、申し上げましたが、この中高一貫教育校をもっともっと立派なものにし、そして、日本一の中高一貫教育のモデルにしてほしいと、そういうことを申し上げました。質問したときに、教育長もお答えになったんですが、グローバルハイスクールを政府のほうで検討しているということは知らなかったんですね。知っていらっしゃらなかった。もし知っていらっしゃれば、スーパーグローバルハイスクールなる制度を国が検討しつつあるということをお話しになったと思うんですが、言われなかったということは知っておられなかったんだろうということで、私も、私の意向が政府に届いたのかなと思うぐらいびっくりしたんです。しかし、本当にいいことだと思いました。

スーパーグローバルハイスクールに56校、国は選んだわけですが、その中に五ヶ瀬中高一貫教育校が選ばれました。これは任期が5年ということですから、相当なことができるだろうなと思っております。県のほうもいろいろお話を

されています。県としては、高校生グローバルリーダー育成支援事業として取り組むことになっていますが、これをどのように取り組みをされようとしているのか、そのことをお聞きしたいし、国としても、いろんな施策が載っております。

海外の高校や国内外の大学等との連携を図ったり、あるいは先進的な人文学、社会科学分野で子供たちを育てていきたいとか、そういうカリキュラムがあったり、それから、グローバルイシュー、これは問題点の提起でしょうが、そういったこともちゃんとやっていきたい。海外研修とかそういったところにも派遣したい。外国の高校とか大学から呼んできていろいろと勉強させたい。それで世界的な知識を身につけて、日本のためになるように頑張っていたきたい。こういう名目でスーパーグローバルハイスクールを国が計画したと思うんです。

ほかに、大宮高校にもグローバルハイスクールに似たようなものが1つありますが、これはまた次回にしたいと思います。今回は、このスーパーグローバルハイスクールについて、教育長はどういうふうに考えていらっしゃるか。せっかく選ばれた56校のうちの1校、そして、中高一貫教育を日本で一番最初に始めた五ヶ瀬中高一貫教育校。このためにも、最大限の努力をされて、日本一あるいは世界一の中高一貫教育校にさせていただきたいなと思いますが、教育長の答弁をお願いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 今、御紹介いただきましたように、実は246校、全国で応募がありまして、その中の56校の1校として、スーパーグローバルハイスクールとして指定されたんですが、五ヶ瀬中等教育学校は、その指定校の中で一番の小規模校でございます。その小規模校の

五ヶ瀬中等教育学校が、創立20周年の成人の節目を迎えた今、世界に向けて大きく発信し、飛躍をするチャンスをいただいたと考えております。指定校としての研究では、目指す姿として、「野性味あふれるグローバル・リーダーの育成」を掲げ、人類に突きつけられている課題に正面から向き合い、将来、国際社会を牽引できる人材の育成に取り組もうとしているところであります。

このため、経済格差や環境問題、高齢化など、喫緊のグローバルな課題を解決できる人材育成のあり方について、中山間地域である五ヶ瀬から発信することを目的に、世界一流の大学、オックスフォードやケンブリッジ大学などの学生を招いて意見交換を実施するとともに、生徒にグローバル課題を肌で実感させるため、九州大学を初めとする国内外の大学等の協力のもと、生徒をバングラデシュやインドネシアなどに派遣し、現地調査等に取り組むこととしております。県教育委員会といたしましては、五ヶ瀬中等教育学校の取り組みを積極的に指導いたしますとともに、その成果というのを全県で共有して、宮崎からグローバル人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 次に、出生率についてお話をしたいと思いますが、5月24日、古川衆議院議員の勉強会がありまして、講師でお見えになった財務省主計局次長の岡本薫明さんの講演を受ける機会がありました。人口問題、あと30年たったら、あるいは50年たったら、どの程度の人口になる。そしてまた、いろんな地域が崩壊していくと。それは、東京に行く人と東京に行かないようになった場合とのこともありました。それから、出生率についても、30年後ぐらいはこのぐらいの出生率が出てくるだろうと。

事細かく暗記していたんですが、きのう山下議員が、私もするだろうと思いつつも、知っている全てを話してしまいました。だから、あとはなくなったので、どうしようかな、やめようかなと思ったんですが、そういうわけにもいかないと思いつつも、お話しするんですが……。政府の経済財政諮問会議のもとに設置された専門調査会は、出生率を高めるため、子供を産み育てる環境を整え、50年後に人口1億人程度の維持を目指す、初の数値目標を示しております。講義であったように、そういう状態じゃなくて、こういうふうには1億人程度に維持できればいいなと思っております。

さて、産みたくても産めない夫婦の話は議会でも何回か取り上げられました。私の友達なんですが、私より大分下ですけれども、年齢がちょっといって結婚しまして、私も結婚披露宴に呼ばれたんですが、よかったねという話をしてお祝いしたところでしたけれども、結婚して間もなく、なかなか子供ができないんですよという話も聞いていました。ところが、お互いの忙しさにかまけてなかなか会う機会もございませんでした。この前、電話が来て、「一回、中村さん、会いましょうよ」ということだったので、出かけていってお話ししたんですが、「子供ができました」ということなんです。「よかったね。立派なもんだ。あと1人つくらにゃいかんね」という話をしたら、「いや、もうできません」と。子供をつくるのに——両方とも言うとおきましよう、片方がどうこうと言うといけませんので、両方とも悪いとして——あそこの産婦人科にいい医者がいるよといったらそこに出かけ、こっこの産婦人科でいい人がおるよといったら出かけて、本当に並大抵ではない苦勞をしまして。私も事業をして

いましたので、何とか多額のお金——お金のことはここでは言いません。幾らかかったと言いませんが、多額のお金が必要でした。私がサラリーマンであつたらできなかつたかもしれません。何回もお話ししましたが、同じ仲間です。途中でやめた人たちもたくさんおります。金がかかるからもういい、とにかく夫婦で仲よくやっていこうよということを選んだ人たちもおりますというわけです。

だから、私は彼に言ったんです。宮崎県は出生率が全国で第2位になったんだという話をしたら、「先生違いますよ。宮崎県が何をやりましたか。宮崎県がいろいろやったから出生率が第2番目になったんじゃないんだ」。これは、その本人たち夫婦も金を出した。奥さんのお父さん、お母さんも出したらしいんです。御主人のほうのお父さん、お母さんも出した。おばあちゃん、おじいちゃんたちも出した。県がやってくれたから国で第2番になったんじゃないと思うんです。「私たちは、本当にいろいろな人から協力をいただいてお金を工面しました。その結果、子供がこうして生まれたんですよ」。

私はびっくりしました。そんなにかかるということは大体聞いておりましたけれども、そんなにたくさんの費用がかかるとは思っていませんでした。ですから、福祉保健部長に聞くんですが、どのぐらい県で補助をやっているかというのを知っていますが、こんなことを聞きますと、そこそこの補助じゃやっていけない。全国2位になるということは何かありますか。うちは作物等で2位になっているのはありますけれども、国体だって39位とか40位じゃないですか。2位まで押し上げたということは、県民の力なんですよ。県政の力じゃないんです。私はそう思いますよ。ですから、福祉保健部長にお

伺いますが、どのぐらい今、そういった不妊の人たちに費用を提供されているか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 不妊治療費につきましては、国の助成制度を活用いたしまして、医療保険が適用されない体外受精と顕微授精の特定不妊治療を受けた夫婦を対象といたしまして、夫婦の合計所得が730万円未満の方に助成をいたしております。今年度からの助成制度では、初回治療の女性の年齢が40歳未満の方の場合、通算6回の助成を受けることができます。助成額は1回につき最大15万円となっております。平成25年度は、県全体で延べ863件、助成総額は約1億1,000万円となっております。

○中村幸一議員 今おっしゃった額で足りるような額じゃないんですね。本当に真剣に、なかなか子供ができないお二人が子供をつくろうという努力をされると、莫大な金が必要なんです。これは県に頼むわけにもいきませんが、本来、国でもちゃんとした保険もやっていかなくちゃいけないだろうと私は思っていますが、県にいろいろ言ってもなかなかまとまらないので——まとまらないというか、ちゃんとやっていただけないだろうと思うので、この前、国会議員の皆さんを何人か呼んで、私、話してみました。「こういうことがあるんですよ」「いや、聞いています」、「聞いていたなら、厚生労働省あたりでちゃんと話もしてくださいよ。そして、保険もちゃんとしてくださいよ。そういうことは我が県の部長さん方からも聞いているでしょう」「いや、聞いていません」。だから、何も言っていないんですよ、皆さん方は。だから、国のほうは知らない。だから、我々がちゃんと言わないといけないと、私、つくづく今回思いました。

そこで、時間も余りありませんから、急ぎますが、部長、もうちょっと出していただくような手だてはありますか。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 体外受精などの特定不妊治療は、保険が適用されないということで、経済的にも負担が大きいということは理解しておりますし、そういうことから、先ほど申し上げましたような助成事業を現在行っております。お尋ねの県による助成額の増額といえますのは、厳しい財政状況等を見ますと、大変難しいと考えております。国の政策として不妊治療の保険適用がなされるように、毎年度の国の予算・施策に対する提案要望の中にも織り込むなど、さまざまな機会を通して要望しております。県におきましては、不妊に関する情報提供や不安に対する心のケアなど、さまざまな悩みに対応するため、県内3保健所に専門相談窓口を設け、精神的な負担の軽減にも努めているところであります。

○中村幸一議員 ちょっとこれは言いにくい質問なんですけど、公務員の資格取得についてお聞きしたい。差しさわりのある人がおりましたら、耳を塞いでおいていただいて結構であります。

行政書士、土地家屋調査士、そしてまた税理士、まだほかにいっぱいあるんですが、そういったことについて、国と、県もそうですが、県との関係は行政書士しかありませんけど、税理士でもそうです。20年ぐらい勤めたら一定の資格を与える。そしてまた、試験科目も免除するというのがあるんです。国家公務員は上は上から天下りをし、下は下でそういう恩典を与えておるわけです。だから、行政書士についても後で話しますが、税理士なんですよ、私の一番下の息子が42になりますが、同級生が2～3人、

税理士を目指して一生懸命勉強しておる。通らないんですね。なかなか通らない。5問ぐらいしていたら、あと2問残して全部落ちてしまうと、こう言うんです。税理士を——税務署がくれるもんだから——余り一般から合格させると、今度いざ仕事になったときに、仕事がないんですよ。だから合格させない、そういう状況なんです。

ここでは行政書士しか答えられないと思いますから、行政書士についてお伺いしますが、県庁に合格している人も優秀な人ですよ。だから、別に与えなくても試験を受けりゃ合格すると思うんです。ですから、全部試験にしてください、こういうことをお願いしたいんです。聞きますと、ことしも6%の合格率だったらしいんです。だから、若い人が食っていけない。そういう状況を総務部長はどう思うか、お答えください。

○総務部長（成合 修君） 行政書士資格取得について、県は、その資格試験を実施し、監督する機関となってございますが、行政書士の資格は、行政法に基づき、行政書士試験合格者及び弁護士等の有資格者と並び、議員の御質問にありましたように、国または地方公共団体の公務員として通算して20年以上、高等学校卒業の場合は17年以上、行政事務に従事した者が有すると規定されているところであります。この実務経験年数は、過去、5年から9年、さらに17年へと、二度にわたって引き上げられた経緯がございます。この年数については、行政書士が担う行政書類作成に係る知識習得に必要な期間とされているところでありまして、行政書士の実務の高度化に伴って見直されたものと理解しております。

なお、今国会に、行政書士の業務拡大を柱と

した行政書士法改正案が提出されておりますが、今後、行政書士に新たな権限が仮に付与された場合には、手続の専門性を確保するために、先ほど申し上げました行政実務の経験からだけではなく、より法律的な知識が必要となりますことから、それに合わせ、資格要件の見直しの可能性も出てくるのではないかと考えております。その状況について見守ってまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 次に、障がい者のついの住みかについてお伺いしたいんですが、前回、松村悟郎議員が代表質問で、福祉保健部長におっしゃいました。親亡き後の障がい者の子供にどう関与するのかという話で、そのとき、2つほどおっしゃいました。その中で私が思ったのは、私は今、4年間のこの任期のうちに2年間は厚生委員会にいるんです。そのときに、知的障がい者やあるいは精神障がい者の人たちは、ちゃんとした施設をつくって高齢になったときに住まわせてやらないと、健常者とはうまくいかないんだよという話を何回もしました。委員会でも部長も課長も答えたんです。「そうですね。やっぱり知的障がい者の人たちとかそういう人たちについては、そういう施設も必要ですね」と、そうおっしゃったので、私は、これは国のほうにも働きかけてくれるなという感触を得たんです。感触ですよ。ところが、部長の答弁は簡単な答弁でしたよ。今、頭に浮かんでこないのですが、簡単な答弁だったんです。

私は、2つ施設があるんですが、1つの施設は都原地区というところにあるんですが、その施設は、市役所から土地・建物を借りておりました。先立って購入しておいたほうがいいですねという話もあったので、購入したんです。高

い金を出して購入したんです。今、準備を進めているさなかに、そういった、前に言ったこと等をちゃんと部長が受けとめていないということに物すごい憤りを感じたんです。部長を責めているんじゃないですよ。みんなの部長が悪い。みんなが、この議会であったこと、委員会であったことを、委員会が終わったら終わりだ、議会があったら、議会が終わったら終わりだ、答弁したら一応終わりだと。国に行く必要もないし、どこも行かんでよかつじゃがというようなことじゃないですか。そういうのに腹が立って仕方ないんです。だから、松村議員のおっしゃったこと、今、私が聞いたこと、知的障がい者のついの住みかを今後どうされるおつもりか、お伺いしたい。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 議員の御指摘は、しっかりと真摯に受けとめたいというふうに考えます。障がいのある方を親が在宅で介護しておられまして、親が先に亡くなられた場合、障がいのある方の生活の拠点をどこに確保していくかなど、いわゆる「親亡き後問題」は大きな課題であると認識をいたしております。障がい福祉サービスの提供に関する基本的な考え方として、国では、入所等から地域生活への移行の促進を掲げておりますが、現実には、グループホームでは対応できない方もおられるものと考えております。県といたしましては、今後、高齢の知的・精神障がい者の方の生活の場の支援のあり方、さらには、高齢化に伴い施設への入所が必要となる方の受け皿をどうするかといったことなどにつきまして、福祉施設や関係団体等の皆様方と意見交換や議論を深めてまいりたいと考えております。なお、その議論を踏まえまして、国への働きかけなど、必要な対応に努めてまいりたいというふうにご考慮を

ります。

○中村幸一議員 それから、市が、障害者相談支援事業というのを立ち上げなさいということで、私も立ち上げました。優秀な職員を派遣したんですが、障害者相談支援事業というのは、金は少なくしか出さない、市のほうからか県のほうか知りませんが。そして、やることはいっぱいあるんです。やらなくちゃならないことが多いんです。時間がありませんから、かいつまんで言いますが、そういう状況の中で、果たして、この障害者相談支援事業というのはいいかどうか。金の問題、それから、ちょっと仕事の量が多過ぎるんじゃないかということについて、お答えいただきたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) サービス等利用計画のことをございますけれども、これは、平成27年4月からの本格的な実施に向けまして、既にサービスを利用されている方々、県内に9,000人ちょっといらっしゃいますが、こういう方々の計画作成を、3年間という短い期間で集中的に進める必要があります。事業所の負担が大きいのといった声や、現行の報酬等につきましても、事業所の採算性の確保に課題があるとの声も伺っているところでございます。このような状況を踏まえ、県におきましては、標準的なモニタリング期間のあり方、あるいは報酬構造を含めた見直しにつつまして、国へ要望を行ってまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 都城志布志道路についてお伺いをいたします。

先月の5月30日、都城志布志道路整備・活用促進大会というのが都城で開かれまして、都城に、鹿児島の人たちや、副知事もお見えになった。その中で、今から都城—志布志間の高規格道路をちゃんとやりましょうということなんで

す。今までほったらかしにしちよったから、少しはやる気になったんだろうなというふうな思いもしました。私も、議長もし、そして県連会長をした折に、いろんなどころに行って相談をしました。訴えました。東九州自動車道にしても志布志高規格道路にしても同じです。私は、やむを得ない、高速道路については早くやらないかん、志布志はその後だろうなと思っていました。私がちょうどその大会に行くとき、104歳のばあちゃんですが、私の母親と同級生でしたが、「どこに行くんですか」「こういう会合に行きます」、「104歳になりましたが、いつできるとやろかい」と。いつできるんだろうか。志布志線が、鉄道が27年前に、これは別な決まりでなくなったんですが、なくなった。あれから27年たつ。志布志に遊びに行くこともできない、こういうお話だった。

そこで、時間がなくなりましたから、急ぎますが、知事は、今度は本腰を入れて志布志高規格道路に突っ込んでいただきたいと思うんです。幸い今、宮崎県の国会議員も大分偉くなっていますから、ぜひとも一緒になって進めていただきたい。今後の意気込みをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 都城志布志道路であります。これまでも機会あるごとに、この道路の必要性、重要性などを強く訴えてまいったところでもあります。東九州道延岡—宮崎間が開通をしたわけではありますが、まだまだ県南区間が残っている、さらには中央道もある、そういったことに加えて、必ず都城志布志道路の整備の必要性を、私は事あるごとに訴えてまいりましたし、昨年度は、より一層の事業推進を図るために、鹿児島県と両県合同による、もちろん地元都城市の関係者も含めて、国への要望活動を

行ってきたところであります。

この道路は、市内の渋滞緩和を図るとともに、日本有数の食料基地であります都城圏域の畜産業の活性化を初め、企業誘致等による新たな雇用創出、さらには観光振興など、地域の経済発展に大きく寄与する経済の道として、また、防災や医療の道として、非常に大きな役割を担う重要な道路であると認識しておるところでございます。今、議員から御指摘がありました30日の整備・活用促進大会も、私、長野県松本市に向かう前でありましたが、その前に少し時間をいただいて大会の冒頭に挨拶をさせていただき、そこでも改めて決意表明をさせていただいたところであります。

今後とも、国に対して予算確保をより積極的に働きかけるとともに、県議会を初め、沿線自治体、商工関係団体等の御支援もいただきながら、国や鹿児島県とも十分連携をし、早期の全線開通に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 今、盛んに知事からも部長からも、国に働きかけてという言葉がありました。ただ、国に働きかけていらっしゃるんだろうかというのが非常に疑問なんです。今、私どもは特別委員会が2つあります。しまったな、特別委員会の一つを、議会のやりとりの中を精査するための会合にすればよかったなと今思っているぐらい、皆様方の国に対する意見というのが通じていないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 要望活動を毎年さまざまな形で行っておるところでございますが、大事なことは、具体的な成果を出すことであろうかというふうに思っております。東九州道、先ほど申しましたような一部区間の前倒し開通と

というのは、一つの県民を挙げての運動で、大きな成果であったというふうに考えております。この都城志布志道路も、地元のそういう盛り上がり、市民文化ホールが満杯、また立ち見も出る大変な盛況でありました。これを九州地方整備局の岩崎局長にも具体的に見ていただいて、その熱気をじかに伝えることができたわけでありまして、東九州道の県南区間の整備に向けた串間市での1,600人の大会、これも国交省で語りぐさとなっているということでございます。今後とも、そういう形で我々の熱意というものをしっかりと伝え、また、繰り返し繰り返し訴えてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 教育長にお伺いしますが、スーパーグローバルハイスクールというのは、私はこれは、先ほど答弁いただきましたけど、本当に真剣にやると、宮崎県の中で本当にすばらしい子供ができて、世界をリードするような子供たちが育っていくだろうと思うんです。そういった意味でも、知事もそうですが、この件については予算を出してあげて、本当に立派なスーパーグローバルハイスクールになっていただきたい。いかがでしょうか。

○教育長(飛田 洋君) 五ヶ瀬中等教育学校ができて20年になるんですが、五ヶ瀬中等教育学校が開校したときに、野性味あふれる日本のリーダー、世界のリーダーを目指すというような気持ちでつくられた。当時の職員に、どういう教育をしたいんだという話をしたら、知性あふれる子供で、やっぱりそういう元気な子供をつくりたい。例えて言うなら、ヤマメ釣りができて東大ぐらいでも通るような子供を育てたいという話をされましたが、スーパーグローバルハイスクールができたというのは、日本の将来、世界の将来を担う人材をきちんと育てない

といかんという危機感、きちんと育てないといけないという思いからだと思います。物すごいチャンスを提供したと思っておりますので、我々も積極的に学校を支援して、本当にいい形で五ヶ瀬から発信できますように努めていきたいと思っておりますし、五ヶ瀬だけには終わらせず、大宮がアソシエイトになりましたが、その学校、ほかの学校も含めて、宮崎の財産として、どういう教育課程を組んだらそういう子供が育つか、どんな試みをしたら子供が育つかというようなことをちゃんと押さえながら、全県下で共有して宮崎の教育に生かしていきたいと、強く決意をしております。

○中村幸一議員 ぜび、ヤマメが釣れて、東大に通るような生徒をつくってください。これで終わります。(拍手)

○福田作弥議長 次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、ふるさと納税について伺います。

自分のふるさとの自治体、応援したい都道府県及び市区町村に対して寄附をすると、寄附金額のうち2,000円を超える分について、所得税が寄附した年から、住民税は翌年度から控除される制度であります。御存じのとおりであります。このふるさと納税の実績について、少々旧聞に属するところではありますが、総務省が昨年、全都道府県、市区町村を対象に、制度開始以来初となる全国調査を行い、その調査結果を踏まえ、納付手続の多様化、あるいはさらなるPR強化など、ふるさと納税のより一層積極的な活用を促す通達を出しております。そこで伺

いますが、まずは、平成25年度の県のふるさと納税の受け付け状況はどうであったか。あわせて、今回の通達で総務省より求められたものについては、県としてどのように取り組んでいるのか、総務部長に伺います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○総務部長(成合 修君)〔登壇〕お答えします。

ふるさと納税につきましては、本県では「ふるさと宮崎応援寄付金」として実施しております。平成25年度の実績は、46件、343万500円となっております。

次に、本県の取り組みについてであります。まず、寄附金の収納方法につきまして、クレジットカードによる寄附、あるいは口座振り込みによる寄附、また、県が発行する納付書による寄附の3つの方法から選択できるようにすることで、寄附をしていただける方が納付しやすい環境を整えているところであります。また、幅広く寄附を募るために、県のホームページ上に「ふるさと宮崎応援サイト」を立ち上げるとともに、県外事務所を通じまして、県外で開催される県人会や同窓会などで、制度の周知や寄附の呼びかけを行っているところであります。引き続き、寄附していただける方の利便性の向上や、さまざまな機会を捉えましてPRに積極的に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○新見昌安議員 引き続き、ふるさと納税に関して知事に伺いたいと思います。調査結果は、都道府県分と市区町村分に分けて公表されておりますが、都道府県分の大きな調査項目「寄附者との関係づくりについて」の中で、取り組みの一つとして、特産品等の送付を行っている団

体が、47都道府県中23団体ありました。この件については、県議会でも制度開始当初さまざまな議論があったところでありすけれども、現時点では宮崎県として行ってはおられません。しかしながら、隣県の熊本県においては、2013年度の寄附の実績、件数、金額とも大きな伸びを示しております。そのような結果をもたらした追い風の 하나가、特典として用意された、くまモンのグッズセットであったというふうに言われております。議論が分かれるところでありすけれども、本県としても特産品の贈呈、一考の余地があるのではないかと考えますが、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本県では、このふるさと納税制度により、口蹄疫のときに大変多額の寄附をいただいたところではありますが、寄附をいただいた方に感謝の意を伝えるために、お礼状を送付しますとともに、昨年度から、希望される方には、部長の答弁にありましたように、県のホームページのサイトに応援メッセージを掲載できるようにもしておるところでございます。

このふるさと応援寄附金は、ふるさとを応援したいという思いを寄附という形で受け入れるものでありまして、あくまでも寄附していただける方の自発的な思いに基づくものという考えから、本県では、今のところ特産品等の送付は行ってない状況であります。しかしながら、議員から御指摘がありましたように、約半数の団体が特産品等の送付を行っている。今、「関係づくり」という言葉もございました。また、その自治体のPRや特産品のPRなど、さまざまな効果というものを考えられるところでありまして、本県としても、そのあり方について調査、研究してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ネットで「ふるさと納税」で検索しますと、上位に出てくるのは、例えば「ふるさと納税特典ランキング」とか「2014年おすすめ！ふるさと納税特産品・特典」、「【2014年版】お得な「ふるさと納税」ランキング～お米編～」とか「～牛肉編～」、そういったものばかりでございます。寄附金控除の優遇税制についてはなかなか出てきません。国民の関心の多くが特産品・特典にあるということがうかがえるのではないかと。少しばかり柔軟に考えていただければというふうに思います。よろしく願いをしておきます。

次に、統計データの利活用について、何点か伺ってまいります。

統計データと言えば統計調査課であります。そこでまず伺いますが、統計調査課では、県の出前講座のメニューとして、「統計データの読み方について 数字はこわくない。面白統計講座」というものを載せておられます。そのデリバリー状況はどうなっているか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(橋本憲次郎君) 統計に関する出前講座につきましては、平成23年度から毎年度募集しておりますが、これまでのところ申し込みをいただいておりますが、残念ながら開催実績はございません。

なお、社会の情報基盤であります統計につきまして、広く県民に関心を深めていただくことは大変重要であると考えておりますので、出前講座のほかにも、イベントやセミナーの開催など、さまざまな啓発活動を展開しているところでございます。今後とも、これらの取り組みに係るPRについてさらに工夫を凝らすことにより、県民の方々により一層統計に対する関心を持っていただくよう、努めてまいりたいと考え

ております。

○新見昌安議員 今回、統計のことを質問として取り上げたのは、学校現場で統計学習の拡充が図られているということを最近耳にしたからであります。調べてみますと、小学校、中学校の新学習指導要領が平成20年、高等学校の新学習指導要領が平成21年に公示されて、これらの新学習指導要領は、小学校が平成23年度、中学校では平成24年度から全面実施、高等学校では、平成25年度の入学生から、数学及び理科は平成24年度の入学生からと、段階的に適用されていますけれども、その中で統計教育が拡充されているようであります。例えば、中学校では「資料の活用」、高等学校の数学Ⅰでは「データの分析」といったものがそれに当たると、先日伺ったところであります。

これからの社会を生きていく子供たちは、統計データから世の中の傾向をつかみ取り、さまざまな決定をしていくといった場面には、これから何度も遭遇するのではないかと思います。そのときに慌て、戸惑わないようにするためにも、統計学習の拡充は大事な視点ではないかと思います。そこで伺いますが、学校現場での統計学習とあわせ、統計に親しみを持ってもらうため、本県では子供たちのためにどのような取り組みをしているのか。また、子供たちが日常生活の中で統計に親しめるよう、インターネット上に子供向けの統計学習サイトを立ち上げてはどうかとも考えますが、総合政策部長の見解を伺います。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 子供を対象といたしました統計学習に関しましては、小学校3年生から6年生までの子供とその保護者に御参加いただきまして、親子統計教室を年1回実施しておりますほか、統計グラフのコンクー

ルを毎年開催するなど、子供たちが統計に親しむ環境づくりに努めているところでございます。

もう一点、子供向けの統計学習サイトにつきましては、利用者にとって場所や時間に制約がないなどの点で、一つの有効なツールと考えられるところでございます。他県でサイトを持っているという事例もございますので、そのような事例を参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 全国的には、子供何々とかキッズ何々とか、そういった統計学習サイトを立ち上げている都府県も多くございます。前向きに取り組まれるよう要望しておきたいと思えます。

ネット上のサイトを活用しての学習とあわせて、子供たちが統計を通して自分のふるさとを知り、また愛し、誇りを持つきっかけをつくるためには、生身の人間との双方向のやりとりも大事ではないかと思います。先ほど統計調査課の出前講座の実績はゼロということを伺いました。これは本当にもったいないと思えます。ここは、生きた統計学習を行うために、統計のプロである統計調査課の職員を学校に出前に行かせてはどうかと考えますが、これについては知事の見解を伺いたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の、統計データを正しく読み取り、生活や学習に役立つ情報として活用していくためには、早い時期から統計に触れて、統計の使い方、また統計的な物の見方や考え方を身につけること、これは極めて重要だと私も考えております。また、県としても、そういった統計データを有効に活用し施策に生かしていく、さらには県外に向けたPRに活用していく、これも重要でありまして、本県

の美しい自然、歴史・文化、豊富な農林水産物や魅力的な観光地など、全国に誇れるさまざまな財産というものを、例えば「宮崎の1番」というリーフレットにまとめたり、「指標でみる宮崎県」などの取りまとめを行い、ホームページで紹介をしたり、県庁内にも掲示をしたりということをごぞいます。

特に、子供たちがこういった財産について客観的な統計データをもとに学ぶことは、統計的な思考力を育むとともに、郷土への理解をさらに深めて、自信や誇りの醸成につながるものと考えております。先ほど答弁にありました統計グラフのコンクール、私も毎年表彰式に出ておりますが、非常にこれも重要な取り組みであると認識をしております。

統計に関する学校への出前授業につきまして、出前授業以外には、現在、小中学校を統計教育研究の実践校に指定して強化をしている取り組みも別途あるわけをごぞいます。出前授業につきましては、現在、大学と連携した出前授業の提案をいただいております。今後、県教育委員会などとのさらなる連携強化を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 今の答弁で「積極的に」という文言——程度副詞ですかね。これ、なかなか入るものではないんじゃないかと思っております。知事の意気込みが感じられると思っております。よろしくお願いをしておきます。

次は、携帯情報端末への情報配信についてであります。

私たち公明党の支持母体の定期刊行物の一つに「グラフSGI」というものをごぞいます。創価学会インターナショナルでございます。外国人のメンバーも読めるように、英語と日本

語併記の冊子であります。先般、それを見ていまして、あるページに目がとまりました。それは「SGIを動画で体感しよう!!」というもので、スマートフォンやタブレット端末から——これは固有名詞ですけれども——「AR reader(エアリーダー)」という無料アプリをダウンロードして、グラフ内の何カ所かに印刷してあるARマーカ―を読み込ませれば、動画が音声とともに再生されるというものであります。ARとは「拡張現実」というものだそうで、その仕組みは私にも全然わかりませんが、早速試してみようということで、アプリをダウンロードし、マーカ―を読み込ませると、たちまち外国のメンバーの合唱の様子と歌声が再生されて、正直驚いたところをごぞいます。QRコード、バーコード等を読み込んだ動画の再生というのは既にありますけれども、その場合は幾つかのステップを踏んでから動画にたどり着くような状況じゃないかと思っております。一方、このARでの再生は本当に簡単で、読み込ませればすぐに動画と音声が出てきました。これは高齢者でも十分使えるんじゃないかと感じたところをごぞいます。これを活用しない手はないんじゃないかと思っております。そこでまず、「県広報みやざき」を初めとした県の広報紙等に、このAR技術を導入してはどうかと考えるところですが、これについては知事に伺いたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のARは、紙面上の記事などにスマートフォンやタブレットをかざしますと、画面から動画などの追加情報を見ることができる技術でありまして、見る人の興味を引いて、より詳しい情報を提供する、これを可能にする新たな手法だと認識をしております。私も以前、ふるさと知事ネットワークで

島根を訪れたときに、出雲大社におきまして、デモ的に、かざすと出雲大社の昔の像が出てきて、いろんな解説が紹介されたりということ、観光面での活用も、これからどんどん広がっていくのではないかとということを実感したところでありまして。県内でも、小林市において、いろんな活用をされている事例もあるようでありまして、今後ますますいろんなところで、場面で広がってこようかと考えております。

ARの活用に関しましては、動画コンテンツなどを準備する必要がありまして、県の広報紙に掲載する幅広い情報の全てにARを用いるということは、いろいろ困難もあろうかというふうに考えておりますが、広報戦略室を設置して、さまざまな新しい手法を活用しながら、広報に積極的に取り組んでまいりたい、そのような姿勢でありますので、動画による補足が効果的と思われる分野の記事についてはARの活用ができないか、検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 知事が言われるように、広報紙の全ての情報をARでということは、私も思っておりません。文章やイラスト、写真だけでは伝えにくいけれども、動画と音声があれば十分伝わる、そういったものだけでいいんじゃないかと思えます。ぜひとも前向きにお願いをしておきます。「県広報みやざき」には、「こんにちは！^{こうの}河野です」というコラムもありますよね。これ以上言いませんので、よろしく願います。

携帯情報端末への情報配信について、もう一点提案したいと思います。県においては、災害時の被害防止、犯罪防止に資するために、防災・防犯情報メールサービスを実施しておられま

す。私もスタートのときからこれを登録しておりますけれども、当時、メール機能を持った持ち運べる端末は、多分、携帯電話だけだったと思います。その後の持ち運べる端末の目をみはるほどの発展、機能充実は、皆さん御案内のとおりでありますけれども。そこで、携帯電話向けの防災・防犯メールとは別に、スマートフォン、タブレット端末の特徴を生かした防災情報配信に取り組んではどうかと考えますが、これについては金丸政保危機管理統括監に見解を伺いたいと思います。

○危機管理統括監(金丸政保君) 本県では、平成18年度に防災・防犯情報メールを導入したところをごさいます。現在、約2万8,000の方に御利用いただいております。御質問にありましたスマートフォンやタブレットにつきましては、その特徴として、画面上で地図情報が見やすく、また、目的地に到着するまでのナビゲーションの機能もありますことから、例えば、災害発生時における避難に際しましては、迅速かつ安全に避難するための情報を得る手段として有効なのではないかと考えております。一部の自治体におきましては、既に導入している事例もあり、また、国土地理院においては、津波浸水区域や避難場所等のデータベース化に取り組まれておりますので、今後、これらを参考にしながら、より効果的な防災情報の提供につきまして研究してまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 危機管理統括監には初めての答弁になったわけですがけれども、前向きの思いが込められているというふうに感じました。ありがとうございます。

次は、生活困窮者対策についてであります。何点か伺っていきます。

残念ながら、先週火曜日に9週連続の最終回を迎えましたけれども、NHKドラマ10「サイレント・プア」、ごらんになっておったでしょうか。私は欠かさず見ておりました。録画ですけれども。本当に容姿端麗で明眸皓齒の深キョンこと、深田恭子が主役で、コミュニティソーシャルワーカー、略してCSWと言うそうですけれども、このCSW役の彼女が、自分自身も人に言えないような孤独を抱えつつも、サイレント・プア、声なき貧困、見えない貧しさ、こういった中でもがき苦しんでいる人々に寄り添い、問題解決に取り組んでいくという社会派ドラマでありました。そこで取り上げられていたのは、例えば、ごみ屋敷とか若年性認知症、ホームレスとかひきこもり、外国人不法滞在等々、まさしく現代社会が抱えている問題ばかりでありました。そういったものがNHKのテレビドラマのテーマになる、そういった世相に、改めて複雑な思いを抱いたところでございます。

本題に戻りますけれども、明年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されます。これに先立ち、平成25年度からは厚労省の生活困窮者自立促進支援モデル事業が実施されていますけれども、本県及び市の実施状況はどうなっているのか。あわせて、明年の福祉事務所設置自治体における施行に向け、モデル事業をどのように生かしていくのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） まず、県の取り組み状況でございますが、国のモデル事業を活用して、ことし5月1日から、県の福祉事務所に相談支援員を合計3名配置いたしまして、さまざまな生活上の相談に応じているところでございます。また、各市の取り組み状況につき

ましては、宮崎市が5月19日に相談窓口を開設しており、ほかの市におきましても、今後、モデル事業に取り組むなど、来年度の施行に向けて準備を進めているところであります。これらの取り組みによりまして、来年4月の法施行後の本格実施に円滑に対応するとともに、地域の課題の把握や関係機関とのネットワークを構築し、生活に困っている方の早期の自立支援に生かしていきたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 当該事業を実施するに当たっては、自治体直営のほか、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO等への委託も可能だそうです。本県及び市ではどのように対応していくのか、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県では、直営の形で実施しておりまして、福祉事務所に相談支援員を配置し、直接相談を受けております。また、宮崎市におきましては、市社会福祉協議会への委託により運営されており、今後、モデル事業に取り組む市におきましても、同様の実施準備を進めていると伺っております。

○新見昌安議員 この生活困窮者自立支援法によれば、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給は必須事業となっております。しかし、例えば、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業といった任意事業も可能ということになっております。よって、任意事業の取り組みいかんでは、同じ県内でも自治体間で事業内容が異なるケースが発生することも考えられるわけですが、県としてはどのように対応していくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 自治体が任意で取り組む事業といたしましては、お話のように、対象者の能力、状況に応じたさまざまな支

援がありまして、例えば、就労に必要な訓練を行う支援、あるいは宿泊場所や衣食の提供を行う支援などがございます。これらの取り組みについては、都市部や山間部でニーズが異なりますので、自治体間などで取り組みに差が生じるものと思われませんが、いずれにいたしましても、法の趣旨を踏まえ、各市町村が地域の実情や課題に応じた適切な対応を図っていくことが、何より重要と考えております。

○新見昌安議員 先ほどの答弁で、県では、国のモデル事業を活用して相談支援員を県の福祉事務所に3名配置されるということで、一定の対応は考えておられるようですが、今の福祉事務所は、現実問題として、今の対応で手いっぱいという状況じゃないかと思えます。生活困窮者からの相談は、本当に多岐にわたるんじゃないかと思えます。専門性が問われる事案も多く出てくるのではないかと。それらに対応できる人材をどう育てていかれるのか、今後の取り組みについて、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) お話のように、相談支援員につきましては、生活に困っている方が抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、関係機関とも連携しながら、自立に向けた支援を継続的に行う必要がございますので、その人材育成策として、県におきましては、今年度から、計画的に相談支援員の養成研修を実施することとしております。県としましては、積極的にこの研修に参加させるとともに、研修に参加した相談支援員を講師とした伝達研修を行うなど、相談支援が円滑に行われますように取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 サイレント・プアにもう一回触れたいと思いますが、この中のCSWについ

ては、大阪府が特に力を入れておられます。この番組の中でコミュニティソーシャルワーク監修の担当として名前を出されていた方に、勝部麗子さんという方がいらっしゃるんですが、この方は現役の豊中市社会福祉協議会の地域福祉課長であります。既存の福祉の枠組みのはざまでもがき苦しんでいる人たちに寄り添い、問題解決に取り組んでおられるというようなことでもございました。大都市と地方では実情は異なると思えますけれども、見失ってはいけない視点ではないかと思えます。本県における地域の見守りの現状、またあり方について、知事に見解を伺いたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 地域における見守りがありますが、本県におきましても、高齢化やひとり暮らし世帯の増加が進むとともに、地域における人と人とのつながりが徐々に希薄化していく、こういう状況にありまして、見守りの重要性はますます高くなってきておるところであります。このため、県内の各地域におきまして、民生委員・児童委員による住民への戸別訪問などの活動を初め、市町村や市町村社会福祉協議会を中心に、地域住民やNPO、ボランティアなども参加した見守り活動が、それぞれに展開しておるところであります。

また、県におきましては、さまざまな公的サービスや相談機関などをつなぎまして、地域の福祉課題の解決に当たる地域福祉コーディネーターの養成に取り組むとともに、本年2月に、「みやざき地域見守り応援隊」という仕組みをつくったところでもあります。これは、九州電力や宮崎ガスなどの民間事業者が、地域住民の異変を察知した際に関係機関へ連絡をしてもらう、そういう仕組みであります。今後とも、これらの取り組みを推進することによりまして、

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会づくりに努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 サイレント・プア、声なき貧困、見えない貧しさ、こういったものを生み出すことのないように、宮崎らしい地域の見守り、今後もしっかり取り組んでいただけるようお願いをいたします。

次は、障害者優先調達について、何点か福祉保健部長に伺っていききたいと思います。

障害者優先調達推進法は、去年の4月1日から施行されております。その目的は、障害者就労施設等の受注機会を拡大し、もってそこで就労する障がい者等の自立の促進に資することにあるというふうに言われておりますけれども、施行されてから既に1年を経過いたしました。そこで、確認の意味も含め伺いますが、同法によれば、県や市町村は毎年度、調達方針を策定するということになっております。具体的にはどのような事柄を定めているのか。あわせて、昨年度の県内市町村における調達方針の策定状況はどうであったか伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 障害者優先調達推進法に基づきまして県や市町村が毎年度策定することとなっております調達方針では、障害者就労施設等からの物品等の調達の目標金額を初め、調達の対象品目、推進方法、実績の公表などについて定めております。

また、昨年度の県内市町村の策定状況につきましては、全国の市町村の策定率が6割を下回っている中で、本県では全ての市町村において策定されております。

○新見昌安議員 26市町村全てで策定されているということについては、評価をしたいと思っております。

また、県庁のホームページを見てみますと、

「障害福祉サービス事業所の製品・受託作業の紹介について」というページがあります。県としても、周知に努めるとともに、積極的な取り組みを促しているというふう感じたところでもありますけれども、市町村では思うような効果が出ていないという報道も、先般なされていたところでもあります。県と市町村のさらなる連携強化が必要とも考えますけれども、これについても見解を伺いたいと思っております。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 市町村の調達実績につきましては、現在、取りまとめているところではありますが、県といたしましては、障害者就労施設等が供給できる製品等の情報をまとめた冊子を市町村に配付するなど、これまでも連携を図りながら取り組んできたところがあります。今後とも、市町村に対して積極的な発注を働きかけるとともに、障害者就労施設等に対しては、市町村のニーズを踏まえた製品の供給に努めるよう助言指導を行うなど、優先調達の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 調達目標を盛り込んだ方針を策定していること自体、市町村としても前向きに調達しようとしている一つの証左ではないかとは思いますが。にもかかわらず効果が出ていないということは、求めるものと提供できるものとの間にミスマッチがあるのではないかと思います。今の答弁にあったように、県としても施設側に対して助言など、よろしく願いしておきたいと思っております。

ところで、発注・受注の仕組みとして、全国的には共同受注窓口なるものがあるようですが。そういったものを設置している県もあるようですが、本県での調達の仕組みはどのようになっているのか、重ねて伺いたいと思っております。

○福祉保健部長(佐藤健司君) ただいま御紹介がありましたように、全国的には、複数の障害者就労施設等が共同して受注を行うために、関係団体や代表施設等の中に共同受注窓口を設置している地域もありますが、県内には設置されていないため、県や市町村は各施設等に直接発注をいたしております。なお、県庁における物品購入の場合、総務事務センターにおいて、施設等の製品情報をまとめたリストを参考にして、印刷物や記念品などを発注しているところでもあります。

○新見昌安議員 特定の施設に偏らないよう、バランスのとれた発注をお願いしたいと思います。

その上で、法の趣旨にのっとり、県を挙げて優先調達を推進する必要があると考えますが、今後どう取り組んでいくのか伺います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 県におきましては、既に今年度の調達方針を策定し、県の全ての所属に対しまして、施行2年目を迎えた同法の趣旨を改めて周知徹底するとともに、積極的な取り組みを要請したところでもあります。また、市町村に対しましても、優先調達の推進につながる情報提供を行うなど、一層の連携を図るとともに、施設側に対しましては、県や市町村がどのような物品等を必要としているかなどの情報提供を行うとともに、物品の品質向上に向けた取り組みを促すなど、障害者就労施設等からの優先調達が全県的に推進されますように取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次は、鳥獣被害対策についてであります。

先月23日、参議院本会議において、改正鳥獣保護法が可決・成立をいたしております。5

月30日に公布、1年以内に施行されることとなっております。その概要については、昨日の黒木正一議員の質問に対する環境森林部長の答弁で明確になっておりますが、ふえ過ぎた鹿、イノシシなどが農作物や生態系に深刻な被害を与えている、こういった事態を改善するために捕獲を強化する内容となっております。また、狩猟免許取得者の減少・高齢化を踏まえ、捕獲の専門事業者を都道府県知事が認定する制度も創設するというふうになっております。

このように、国も狩猟者の確保に向けての方向性を打ち出してきておりますけれども、全国的には独自に狩猟者の確保に向けた取り組みをしている動きもございます。例えば、長野県や兵庫県、和歌山県においては、猟銃による狩猟を模擬体験できるシューティングシミュレーターといったものを導入して、狩猟に関心を持ってもらおうとしておりますし、女性を担い手にしようとする動きもあるようであります。きのうの黒木議員の質問で「山ガール」というのが出てきましたが、「狩りガール」と言うそうでもあります。全国組織の大日本猟友会は、インターネット上に「目指せ！狩りガール」という特設ページを開設しています。狩猟と獲物を食べることを同時に楽しむ、まさしく肉食女子、そういった方々もふえているようであります。あの手この手でありますけれども、本県における狩猟免許取得につながるような取り組み、どんなふうに行われているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(徳永三夫君) 狩猟者の確保対策につきましては、これまで、狩猟免許試験の複数会場での実施や、受験希望者を対象とした事前講習会の開催など、受験しやすい環境の整備に努めてきたところであります。また、本

年度から新たに、法人捕獲促進事業を創設いたしまして、市町村や森林組合の法人が、わなによる有害捕獲を実施する場合、一定の条件を満たせば、狩猟免許を有しない者が、わなの設置の補助者として捕獲に参加できる、法人捕獲を支援することとしております。この取り組みを促進することによりまして、地域の農林家の方々が有害捕獲を体験し、その技術を習得することにより、狩猟免許の取得につながることを期待しているところでございます。今後とも、市町村、関係団体と連携を密にいたしまして、狩猟者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 鳥獣被害対策については、その現状を広く県民に知らせていくということも重要ではないかと思えます。本県における現在の取り組みについて、同じく環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(徳永三夫君) 鳥獣被害対策を推進する上で、広く県民に情報発信することは大変有意義であると考えております。このため県では、鳥獣被害対策支援センターが中心となり、各地域に設置しております地域特命チームと連携しながら取り組んでいるところであります。具体的には、県庁ホームページの動画サイトや、鳥獣被害対策支援センターが発行いたします「鳥獣センター通信」、さらにはマスメディアの活用などさまざまな手段を使って、鳥獣の生態や被害対策の方法、その取り組み事例などについて、県民への周知を図っているところであります。

また、昨年、日向市で起きました「かみつき猿」に見られますように、今や野生鳥獣による被害は、農林作物だけでなく、市街地においても県民の生命や生活を脅かすまでに至っており

ます。このため、市町村開催の研修会や一般県民を対象とした出前講座への職員の派遣など、積極的に対応いたしまして、その情報の提供に努めているところでございます。

○新見昌安議員 鳥獣被害対策で狩猟者がふえるということは、ジビエの有効活用を促進することにもつながってくるのではないかと思います。本年2月、長野市で開催された全国ジビエサミットに、重松議員と参加してきました。全国のジビエに携わる事業者、行政、研究機関などの関係者が一堂に会しての会合であり、今後のジビエの振興を図る上で示唆に富む内容でありました。その中で少々気にかかることがございました。獣肉を処理する上で必要な衛生ガイドライン、マニュアルの策定については、ジビエの活用にも前向きな県では、それぞれ独自のものを策定していましたが、宮崎県は策定されておられません。2月時点で策定中であった熊本県は、3月、「熊本県イノシシ肉・シカ肉衛生管理ガイドライン」を策定しております。本県においても「衛生処理マニュアル」を作成すべきではないかと考えますが、福祉保健部長に見解を伺います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 本県におきましては、現在、シシ肉、鹿肉等の解体・販売を行う営業者に対しましては、食品衛生法に基づく営業許可を取得していただき、通常の監視業務や狩猟免許講習会などにおいて、衛生的な取り扱いを指導しております。お尋ねの「衛生管理マニュアル」につきましても、国では平成23年度から、野生動物のE型肝炎ウイルスや寄生虫等の病原汚染物質の調査を実施しており、その結果を受けまして、ガイドラインの作成を予定しておりますので、県といたしましては、その内容を踏まえ、県独自のマニュアルの作成に

取り組みたいと考えております。

○新見昌安議員 今回の質問は、改正鳥獣保護法の成立を受けて、具体的な取り組みをただそうとして考えたところでありますけれども、この秋口にも国が示す基本指針を待たなければならないようであります。また、ジビエの有効活用についても、国が作成する衛生管理ガイドラインを待つ必要があるようであります。この問題については、次回また取り上げたいというふうに思います。

次は、食物アレルギーについてであります。

本年3月、文部科学省は、学校給食でのアレルギー事故再発防止策を議論していた有識者会議の最終報告を発表するとともに、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」という通知を出しております。この会議は、一昨年12月、東京都調布市で、学校給食を食べた小学5年の女の子が、急性アレルギー反応、アナフィラキシーショックを起こして死亡した事故を受けて設置されたものでありますけれども、最終報告によれば、学校給食における食物アレルギー対応に関して、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応の徹底が必要不可欠であると、改めて確認されるとともに、今後の改善・充実方策などについて具体的に提案をされているようであります。本県においては、学校給食での食物アレルギーへの対応について、この事故の発生前からしっかり取り組んでいただいているというふうに認識はしております。そこで改めて、県教育委員会としてはこれまでどのような対応をしてこられたのか、教育長に答弁をお願いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 議員の御質問にもありましたけれども、学校給食における食物ア

レルギーへの対応につきましては、児童生徒の命に直接かかわる極めて重要なことと強く認識をしております。県教育委員会といたしましては、これまでも、給食を実施している公立学校はもちろんのことですが、私立の学校とか国立の学校にも呼びかけ、アレルギー対応に詳しい専門家による研修会の開催や、各学校にどのような対応をしているのかというアンケートをとりまして、本県における課題を洗い出して、その課題をどう解決するか、必要な指導を行ってまいりました。そういう形で、食物アレルギーの対応に関する指導の充実を図ってまいったところであります。

また、今回、有識者会議がまとめた最終報告を受け、各学校における、さらなる今後の改善や充実の方策等について、市町村教育委員会、県立学校等へ通知を行ったところであります。さらに、栄養教諭対象の研修会の開催に加えて、本年5月には、管理職も対象にして食物アレルギー対応研修会を実施し、具体的な対応の仕方の説明や演習を行い、指導の徹底を図っているところであります。

○新見昌安議員 不幸にして万が一、事故が発生してしまった場合には、迅速かつ適切に対処することが求められます。そのためにも不断の心構えが重要になってくると考えますけれども、今後どのように対応していかれるのか、同じく教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 食物アレルギーに適切に対応するには、今も御説明にありましたようなことは大事だと思うんですが、直接給食の指導を行う学級担任を初め、全ての教職員が、疾患の特徴をよく理解することや、個々の児童生徒の症状の特徴——児童生徒によって違いますので——を把握すること、さらには緊急時へ

の対応の準備を日常から行っておくことが極めて重要であると認識いたしております。そのため、本年5月に行った研修会に加えて、本年10月にも、県内全ての学校の管理職や教職員などを対象とした食物アレルギー研修会を再度実施することとしております。また、その研修後に、研修会の内容を、各学校の校内での研修、職員会議等でそれぞれの職員に認識させ、取り組みの改善や充実の方策を講じるように指導したいと考えております。命にかかわる食物アレルギーの対応について、今後とも、市町村教育委員会や関係機関等と連携を図りながら、指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 先ほどの答弁にもあったように、子供の命にかかわることでございます。万遺漏なきよう、対応方よろしく願いをしておきたいと思っております。

最後の質問になりますが、警察行政について、警察本部長に伺いたいと思っております。

先日、某大型家電量販店の駐車場で見た表示ボードに戸惑いを覚えました。「前向駐車厳守」というふうに書いてありました。駐車スペースに頭から突っ込んでくださいという意味にもとれますし、出船の精神、すなわちスムーズに前向きに出られるようにバックで駐車してくださいとも受け取れます。多分これは後者だと思います。というのも、昨年 of 新聞記事で、宮崎北署がスマート駐車（後退駐車）を普及させるキャンペーンを始めたというものがありました。後退しながら車を出そうとすると、死角が大きくなって事故がふえるというふうにありました。そこで、平成25年中の駐車場などにおける交通事故の発生状況、及び県警全体としては駐車場での事故防止にどのように取り組んでおられるのか、伺いたいと思っております。

○警察本部長（白川靖浩君） 昨年、県内で発生しました総事故件数、これには物損事故も含まれますが、3万4,055件で、このうち4分の1以上に当たる9,106件が駐車場等で発生をしております。交通事故総量を抑止するためには、駐車場の交通事故防止対策が重要であると考えております。このため、先ほど議員の御指摘にもありましたが、県警では、スーパーマーケットや商業施設などの駐車場において、あらかじめ車を駐車枠にバックで駐車し、出発する際には前向きで発進する方法が、事故防止に有効であると考えておりました。これを推奨しております。これを受けまして、今お話がありました宮崎北警察署では「スマート駐車運動」、日向警察署では「出船駐車の推進」と銘打ち、さまざまな運動を実施しております。県内各署で同様の運動を行っておるところでございます。駐車場の管理者に対する働きかけや、県民の皆様に対する広報啓発など、駐車場内の交通事故防止対策を推進しているところでございます。

○新見昌安議員 先ほどの「前向駐車厳守」というのは、出船の精神と捉えていいんですね——はい。宮崎南署管内の某大型家電量販店でございますので、一応確認しておいてください。

次も、大量にため込んだ新聞切り抜きからありますけれども、警察安全相談について伺いたいと思っております。9月11日は「警察相談の日」だそうです。警察安全相談ダイヤル「#9110」を広く知ってもらうために実施した街頭キャンペーンを紹介する記事でありました。古い記事です。これをヒントにしたんですが、平成25年中の警察安全相談の件数、また相談にはどのようなものがあつたか、伺いたいと思っております。

○警察本部長(白川靖浩君) 平成25年中に、県内では1万7,176件の警察安全相談を受理しております。相談の内容につきましては、多い順に、対人関係のトラブルなどの「家庭・職場・近隣関係」などが2,889件、17%、放置車両や落書きなどの「迷惑行為」が2,081件、12%、送りつけ商法などの「悪質商法」が1,873件、11%といった状況となっております。

○新見昌安議員 次に、今答えていただいたもののうち、「#9110」警察相談専用電話へ相談した件数はどれぐらいあったのか。また、この番号は一般的には余り知られていないのではないかというふうに感じますけれども、県民への周知のための取り組みはどのように行われているのか、同じく警察本部長に伺いたいと思います。

○警察本部長(白川靖浩君) まず、この「#9110」という電話でございますが、これは、全国統一の警察相談専用電話として、平成2年から各都道府県警察本部に設置されているものでございます。「#9110」は、桁数を短く覚えやすい番号にしまして、相談者の利便を図ろうとするものであります。同時に、急ぎでない相談はこちらで受けることによりまして、緊急の事件事故に対応する110番の業務に支障が生じないようにというようなことも目的としておるところでございます。

本県の平成25年中の、先ほど申しました約1万7,176件の相談件数中、「#9110」を利用して相談された件数は482件、2.8%にとどまっております。これは、当県では、相談者にとってなじみのある警察署や交番・駐在所に直接出向かれたり、電話をされたりするケースが非常に多いという実情にあるためと考えております。警察としましては、今後とも、9月11日の「警察

相談の日」におけるキャンペーン活動、あらゆる機会を利用した各種広報啓発活動等を通じまして、県民の皆様にとりまして警察安全相談を利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

○新見昌安議員 ありがとうございます。よろしく願いをしておきます。

以上で全ての質問が終わりました。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分散会

午後1時0分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問を行います。

まず、2020年までに宮崎が取り組むことについて、知事、関係部長にお伺いいたします。

2020年ですぐ頭に浮かぶのは、昨年9月、ブエノスアイレスで開かれたI O C総会で決定した東京オリンピック・パラリンピックであり、本県では2012年から取り組んでいる記紀編さん1300年記念事業であります。

まずは、本県で取り組んでいる記紀編さん1300年記念事業についてお伺いいたします。この事業は、御案内のとおり、古事記や日本書紀に描かれた日向神話を改めて見詰め直し、県内にある多くの伝説、伝統文化、史跡などを磨き上げ、県内外に発信し、地域活性化を目的に取り組んでいる事業であります。2012年から2020年までの9年間というロングラン事業であります。まずこれまでの取り組みについて

お伺いいたします。また、あわせて記紀編さん1300年記念事業の県民の認知状況と全国での認知状況をどのように感じているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

記紀編さん1300年記念事業の集大成と位置づけて2020年に誘致しようとしている国民文化祭について、昨年1月に誘致を表明し、文化庁長官へ本県開催の要望を行ったと伺っております。そこで、国民文化祭についてその後どのような準備状況になっているのか、またどのような国民文化祭にしようと考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについてお伺いいたします。東京オリンピックに向けて、これまでスポーツ合宿についての議論は出ておりますので、視点を変え、聖火リレーについてお伺いいたします。50年前の1964年に開催された東京オリンピックでは、国内での聖火リレーが、本県を起点とするコースを含め、全国に4コース設定されました。当時の報道等の記録を見ても、県内でも大変盛り上がったということが取り上げられております。聖火リレーが実現できたのも、宮崎県議会での「オリンピック東京大会聖火リレー起点誘致に関する決議」などを初め、地方からの要請があったからということでもありますので、今回の東京オリンピック・パラリンピックでも、聖火リレーの宮崎起点をいち早く要請すべきと考えておりますが、知事に見解をお伺いいたします。

次に、神楽の世界無形文化遺産登録についてお伺いいたします。

昨年ユネスコが登録し、大きな話題になった「和食・日本人の伝統的な食文化」を初め、我が国は、能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎等の文

化芸能や、地域での活動として京都祇園祭の山鉾行事、岩手県花巻市の早池峰神楽など、実に22件が世界無形文化遺産に登録されております。本県も、昨年7月に県内の神楽文化を世界無形文化遺産に登録することを目指し、「みやぎの神楽魅力発信委員会」を立ち上げておりますが、これまでの活動状況について教育長にお伺いいたします。

次に、ことしから米の直接支払い交付金の見直し、日本版直接支払い制度、減反政策を5年後をめどに廃止、農地中間管理機構の設置など大きな転換期を迎えている農政の大転換についてお伺いいたします。

民主党政権下での「ばらまき政策」から自民党・公明党政権になり、「担い手重視政策」にかじを切る大きな農政改革についてはある程度理解するものでありますが、余りにも急な改革で、かつ米主体生産地である東北をモデルにしたような全国統一の制度ということで、疑念も残っております。私の住む西諸地域では、他地区に先駆け、JAこばやし、小林市、高原町が一体となり、集落営農を進めることを目的として「きりしま農業推進機構」を立ち上げております。きりしま農業推進機構の総会においても、主食である米づくりはこれまでの制度でもうけは少ないのにどうやっていけばいいのか、これまで先祖から受け継いできた土地に対する思いなどに今後どのようにしていけばいいのかといった不安の声を聞いております。県としても、市町村、関係団体と連携し、農政大転換について説明会を行っているようですが、どのような意見、声が届いているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

畜産振興についてお伺いいたします。

近年の県内の子牛競り価格を見ても

と、50万円を軽く超え、60万円前後の高値で取引されております。口蹄疫発生前の平成21年は37万円前後であったと考えますと、かなりの高値で取引されております。子牛生産者にとってはいい反面、肥育農家にとっては、子牛価格が高く、濃厚飼料の高どまりに加え、枝肉価格が思ったように上がらず、悲鳴を上げている状況であります。子牛価格が高値で取引される要因として、本県で発生した口蹄疫、東日本大震災に伴う福島原発の影響や全体的な高齢化による担い手不足で、絶対的な子牛の頭数減ではないと言われております。そこでまず、口蹄疫発生前の平成21年と平成25年を比較し、肉用牛主産県である鹿児島、北海道、宮崎の取引頭数がどのような増減になっているのか、また県内各市場の子牛市場での増減率はどうなっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

次に、歯科行政について福祉保健部長にお伺いいたします。

現在、県では、歯科医師がいない地区の歯科医療を確保するため、県医師会に無歯科医地区巡回診療を委託しております。以前は県内の山間地で行われていたようでありまして、近年の道路改良等により、現在では延岡市島浦地区のみの巡回診療だと聞いております。島浦の特に高齢者で交通弱者の方から喜ばれていると聞いております。そこで、現在、県歯科医師会に委託している無歯科医地区巡回診療事業についての評価と今後の対策をお伺いします。

壇上からの最後の質問になりますが、特殊詐欺について警察本部長にお伺いいたします。

以前はオレオレ詐欺が横行しておりましたけれども、警察や地域のさまざまな詐欺防止啓発活動により、ある程度鎮静化の方向にあったのでありますけれども、数年前から、さまざまな

趣向を凝らした振り込め詐欺、架空請求詐欺、株取引詐欺など特殊詐欺がふえ始め、昨年、平成25年度は全国で何と487億円と過去最悪の被害額になってしまいました。ことしも依然として特殊詐欺事案は後を絶たず、最近では警察や弁護士に成り済ますなどの巧妙な特殊詐欺も発生しております。県内でもことしに入り、80歳の方に、「あなた名義で買われた商品の代金を支払わなければ刑務所に行くことになる」という、うその電話を繰り返して、現金1億円以上をだまし取った特殊詐欺が発生しております。そこで、県内の特殊詐欺の現状と、なぜ特殊詐欺が増加しているのかをお伺いします。

以上で壇上からの質問を終え、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

聖火リレーについてであります。前回の東京大会におきまして、当時の県議会を初めとする県民一丸となった誘致活動の結果、宮崎が聖火リレーの起点の一つとなったことは、本県の大切な歴史として、また誇りとして、今後も大切に引き継いでいかなければならない県民の貴重な財産であると考えております。

個人的なことでありますが、私の誕生日の翌日に聖火がここ宮崎に届いたわけでありまして。その翌日に平和台公園——毎朝私がウォーキングしておるところであります——を起点に出ていったということ、毎朝毎朝その場所を通るたびに、あの思いを再びという思いを新たにしておるところでございます。

今回の東京大会開催の2020年は、記紀編さん1300年記念事業の集大成の年と重なる重要な年であります。私は、東京大会を、このような宮崎の誇る歴史、文化、伝統などを県内外に広

く発信する絶好の機会と捉えております。昨年度、文部科学省や日本オリンピック委員会などを訪問した際も、前回大会の聖火リレーの起点となったということアピールしてきたところでもあります。現時点においては、国などから聖火リレーの考え方は示されておきませんが、このたび庁内に設置をしました「みやぎき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト推進本部」を中心に情報収集に当たりつつ、引き続き、しかるべき関係先への要請を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（橋本憲次郎君）〔登壇〕 お答えします。

国民文化祭についてであります。県におきましては、平成32年度（2020年度）開催を目指し、今年度新規事業として国民文化祭誘致推進事業を立ち上げ、有識者や市町村との意見交換会の実施などを予定しているところであります。しかしながら、文化庁によりますと、国民文化祭は平成27年度の鹿児島県まで開催が決定しておりますが、平成28年度から平成31年度まで開催を希望する都道府県がなく、現在のところ平成28年度以降の開催都道府県が決定していないとのことであります。このため文化庁では、国民文化祭のあり方について、その存続も含め検討し、今後、一定の方向性を示す予定であると伺っております。県といたしましては、今後とも国と緊密な情報交換を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 お答えします。

巡回歯科診療についてであります。無歯科医地区巡回診療事業は、県歯科医師会及び地元の歯科医師会の長年にわたる御協力により実施す

ることができております。おかげをもちまして、県内の無歯科医地区住民の歯科保健の充実、診療の確保に寄与したところであり、心から感謝をしております。こうした歴史ある事業でございますが、近年の道路事情の改善や受診者の減少等により、平成18年度からは、現在の1地区、具体的には延岡市島浦地区のみの実施となっており、昨年度の実績は、診療日数が18日、延べ患者数は106名、1日当たりの患者数は数名となっております。今後の対応でございますが、こうした現状も踏まえながら、歯科保健指導を含めた診療形態のあり方などにつきまして、地元市と検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○商工観光労働部長（茂雄二君）〔登壇〕 お答えいたします。

記紀編さん記念事業のこれまでの取り組み状況と認知状況であります。まず、県内におきましては、県民総語り部化を目指したりレー講座や小中高校生向けの出前授業、神話巡りバスツアーなどを実施しますとともに、神話を活用した地域づくりへの支援などに取り組んでまいりました。なお、神話巡りバスツアーにつきましては、今年度は東九州自動車道の整備によるアクセス向上を生かして都農一日向一延岡コースを新設し、全部で5コースとしたところであります。

また、県外におきましては、神話ゆかりの他県や首都圏の大学と連携したシンポジウムなどの開催、九州国立博物館や大型商業施設「グランフロント大阪」での神楽に焦点を当てたイベント、さらに河瀬直美監督によるプロモーション映像の制作・配信など、神話の源流としてのブランドイメージの浸透を図ってまいりました。

これらの取り組みによりまして、例えば神武天皇生誕の地と言われる高原町では「日本発祥地まつり」が新たに始まるなど、地域みずからが発信していく取り組みやその芽が生まれてきております。また、県内各地の神社やゆかりの地では観光客の数もふえていると伺っておりますので、神話のふるさとみやぎきの認知状況につきましても、一定の手応えを感じているところであります。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（緒方文彦君）〔登壇〕 お答えいたします

国の新たな農業・農村政策についてであります。本県農業の成長産業化を進めていくためには、国が示した4つの政策をしっかりと地域に根づかせていく必要があることから、県では、県内各地域で説明会や意見交換会を行っております。その中では、施策を推進するにはこれまで以上にマンパワーが必要、集落をまとめるためには中心となるリーダーが不可欠、あるいは水田の有効利用について本県の特色を生かした取り組みができるよう方向性を示してほしいといった意見のほか、中山間地域では地形が急峻で農地集積等の取り組みは難しい、鳥獣被害もある中で農地を引き受ける担い手がいらないなど、さまざまな課題や問題提起をいただいております。

次に、肉用牛の主要生産県及び県内における子牛取引の状況についてであります。まず、主要生産県における子牛市場の取引頭数につきましては、鹿児島県が平成21年度に8万129頭であったものが、25年度には7万2,852頭となっており、9%減少しております。また、本県も同様に6万2,669頭から5万4,381頭になっており、13%減少しております。一方、北海道におきましては、3万5,033頭から3万8,609頭へ

と10%増加しております。

次に、県内の各子牛市場における平成21年度と25年度の取引頭数の増減率につきましては、7つの子牛市場とも減少しており、減少幅が少ない順に申し上げますと、南那珂市場がマイナス3%、小林市場がマイナス7%、宮崎中央市場がマイナス9%、都城市場がマイナス10%、高千穂市場がマイナス14%、延岡市場がマイナス15%となっております。また、口蹄疫の影響が大きかった児湯市場は、マイナス46%と大きく減少しております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎の神楽の世界無形文化遺産登録についてであります。登録に向けた取り組みとして、文化勲章を御受章なさった中西進先生や、3月まで文化庁無形文化遺産特別委員会の委員をされていた國學院大学の小川教授など、日本の誇る著名な研究者の方々を初め、神楽が伝承されている地域の方々も委員としてお迎えし、設置いたしました「みやぎきの神楽魅力発信委員会」において、これまでに6回にわたり協議や現地調査を実施していただき、登録に向けた効果的な取り組みについて助言や提言をいただいたところであります。また、県教育委員会では、この委員会の御助言をもとに現地での聞き取り調査や映像での記録などを行い、これまでに完成した2つの神楽の映像資料を英文の解説つきでホームページ上で公開するなど、取り組みを進めているところであります。以上であります。

〔降壇〕

○警察本部長（白川靖浩君）〔登壇〕 お答えいたします。

特殊詐欺の現状等についてであります。本県

における特殊詐欺の現状につきましては、平成25年中、件数で50件、金額で約2億3,139万円の被害を認知し、被害金額は過去最高となっております。本年は5月末までに、件数で24件、金額で約1億9,350万円の被害を認知しており、昨年同期と比較して件数で6件、被害額で約1億100万円増加しております。増加の要因といたしましては、東日本大震災のボランティア活動を口実にする、あるいは利殖をうたって架空のもうけ話をかたるなどしながら、多くの共犯者が次々と登場するなど、だましの手口が複雑巧妙化するとともに、首都圏にいると見られる犯人グループが以前にも増して活発な活動をしていることが考えられます。また、従来の金融機関における振り込み型の被害に加えて、現金を宅配便などで送付させたり、直接現金を受け取りに来るといった手口も増加しております。これが被害額の増加につながっております。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 それぞれ答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは再質問に入りますけれども、まず初めに、記紀編さん1300年記念事業について再質問いたします。答弁にありましたとおり、県内向け、県外向けにさまざまな取り組みをしていただいております。しかしながら、なかなか盛り上がってこないというのも現状ではないかと思っております。

島根県では、先日、出雲大社の千家家と高円宮典子様との婚約の内定が発表されるという明るいニュースがあり、さらに出雲大社を中心とする出雲神話が注目されておまして、うらやましい限りであるというふうに思っております。千家家ではなくて本家本元の日向神話が埋没してしまうのではないかと、思ってお大変危惧してお

ります。そこで、これから記紀編さん1300年記念事業についてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、出雲大社がある島根でありますとか伊勢神宮がある三重は、式年遷宮が重なったこともあり、全国的にも注目を浴び、またかなりの集客力を発揮しているということございまして、こういった神話ゆかりの地との差別化を図っていくためには、そういった神話の源流がここ宮崎にあるというイメージを県内外に浸透させるというこれまでの取り組みや、先ほど部長も答弁しましたが、県民総語り部化といいますように、改めて県民としてもこの宝を見詰め直し、理解をし、そして楽しみ、発信をしていくということ、そして県外にもそれをしっかりと伝えていくことが重要であろうかと考えております。

私自身も、神話ゆかりの県と連携をして東京で古事記関係のシンポジウムが行われたときには「神楽が紡ぐ地域の絆」というテーマでプレゼンテーションを行いました。学識者、また参加者からも一定の手応えを感じたところであります。県内各地で行われる神楽や祭りにみずから足を運び、また体感し、自分が感じたことをさまざまな場面で語ることで、神話の源流である宮崎のすばらしさを県内外にアピールしてきたところでありますし、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

神話の源流というふうに申し上げましたが、神話のふるさとというところにとどまらず、私はつらつら考えますに、この宮崎は日本のふるさとであろうかという思いがしておるところでございます。もちろん神武天皇生誕の地という部分もありますし、さまざまな自然、食、また県民性も含めて、日本のふるさと、原点と言え

るようないろいろなものが残されている。そこをしっかりとアピールをしていく取り組みがこれからも必要ではないかという思いがしております。幸い、国においても外国人観光客の倍増に向けた取り組みがなされるということ、それから2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開かれる。このような新しい機会、また追い風というものを捉まえまして、神話の源流、また日本のふるさとである宮崎というものを国内外に強くアピールしていく大きなチャンスではないかと考えておりました、宮崎の魅力というものをしっかりと発信できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 私のほうから、記紀編さん1300年記念事業を盛り上げるための一つとして提案させていただきます。それは、昨年末のレコード大賞企画賞を受賞した海上自衛隊東京音楽隊を活用してはどうかということでもあります。音楽隊の前隊長は宮崎出身の——私の地元でありますけれども——河邊一彦さんでありまして、また音楽隊のソプラノ歌手の三宅由佳莉さんはマスコミからも非常に注目されておる人です。河邊前隊長は、平成22年に行われた九州公演のために、天孫降臨伝説、また神武東征伝説をモチーフにした「天の逆鉾」「仏法僧の森」「神住む湖」「紺碧の空、雲流る」の4つの曲から成る交響組曲「高千穂」を作曲されております。この交響組曲「高千穂」は記紀編さん1300年記念事業のテーマにぴったりだというふうに思っております。ぜひ、記紀編さん1300年の記念事業として海上自衛隊音楽隊の招聘はできないのかと考えておりますし、また高校生などによる吹奏楽部の交響組曲「高千穂」コンクールなどができないか、考えております。そこで、交響組曲「高千穂」を聞いたこ

とがあると聞いておりますけれども、知事に交響組曲「高千穂」の感想と、知事として活用方法がないのかも含めてお伺いしたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 交響組曲「高千穂」がありますが、今、紹介をされましたような4楽章から成る約30分の曲でございます。天孫降臨伝説を表現したファンファーレに始まり、それに続く神武東征伝説などの描写、まさに宮崎の神話をイメージして作曲された楽曲であります。私、たまたま教育委員の近藤委員から、その映像、DVDをお借りしまして1回聞いたのですが、すばらしいなと思えました。大変聞きやすいですね。非常に耳になじむメロディーでありますし、聞いておりますと非常に迫力があって元気が伝わってくる。また物事の始まり、黎明というような単語、キーワードが頭に浮かんでくるようなすばらしい曲ではないか、また本県出身の河邊前隊長の作曲ということでございますので、そういうさまざまな体験がにじみ出たような、まさに本県の神話を描写するすばらしい曲であると思えます。

平成24年6月には、宮崎市で開催された東京音楽隊コンサートにおいてこの組曲が披露されて、今御紹介がありました三宅由佳莉さんのソプラノとともに大変好評を博したということでもございます。今後とも、本県での音楽会や吹奏楽イベントなどにおいて演奏され、県民に親しまれるような機会というものも検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次は、教育長に同じような質問で大変恐縮なんですけれども、教育長は高校の教師の時代に吹奏楽部の顧問をした経験があるということで、音楽に大変造詣が深いのではないかと考えておりますので、まず交響組曲

「高千穂」の感想をお伺いいたします。また、記紀編さん1300年記念事業を音楽を通じて広げる意味で、高校生の吹奏楽による交響組曲「高千穂」の活用方法をお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 交響組曲「高千穂」は、霧島山系の雄大な自然、あるいはそこにまつわる神話、そのようなものをモチーフにして描かれたシンフォニーだとお聞きしておりますが、実は私、2つのバージョンを聞かせていただきました。吹奏楽と、先ほど御質問にありましたソプラノの声楽、両方を聞いたのですが、目をつぶり、ずっと聞かせていただいたんですが、神話の雄大さ、大地のエネルギー、神々しさ、厳かな雰囲気、自然に対する畏敬の念、そういうものを感じながら聞かせていただき、魂を揺さぶられる壮大で感動的な作品だと感じたところであります。

実は、演奏ができないかということで少し調べたのですが、演奏をするに当たって、この曲は一般的な楽曲とは著作権の管理方法が異なっておりまして、演奏会1回ごとに使用料が発生するなどの課題もありますが、聞く方に郷土の神話や自然のすばらしさを感じさせるとともに、記紀編さん1300年記念事業を盛り上げることでできる作品でもあると思いますので、例えば高校総合文化祭、そういうようなイベントで、生徒が演奏し、聞き、感動を共有するというようなことは意義あることだと考えております。

○丸山裕次郎議員 このことについて要望させていただきますが、記紀編さん1300年記念事業を盛り上げていくためにも、ぜひ記念事業として海上自衛隊音楽隊を継続的に招聘してもらったりとか、また教育長から提案ありましたとおり、高校総合文化祭においてのイベントで生徒

が演奏することを定期的にやっていただいで、底辺を広げていただく努力をしていただきたいというふうに思っております。そして、できれば高校総合文化祭のイベントでは三宅由佳莉さんにぜひ来ていただいて、もし高校生と一緒にできるのであれば、吹奏楽部の皆さんのみならず、非常に感動しますし、夢も広がるのではないかとこのように思っておりますので、そういうことを踏まえて、記紀編さん1300年記念事業が教育委員会でもしっかりと根を張っていただくようお願いしたいと思っております。

次に、国民文化祭について再質問を行います。先ほどの総合政策部長の答弁を聞かせていただいて多少ショックを受けたところであります。先ほどの答弁でもありましたとおり、国民文化祭は平成27年の鹿児島大会までは決まっている状況なんですけれども、平成28年から31年まで手を上げる県がないということでありますので、平成32年（2020年）の我が県が要望している開催は非常に危ぶまれているのではないかと感じております。仮の話で大変恐縮なんですけれども、仮に国民文化祭が国のほうで廃止となった場合にどう対応するのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ちょうど平成32年度というのが記紀編さん1300年記念事業の最終年である、その集大成ということで国民文化祭の誘致を検討してきた、これがこれまでの状況であります。

今、国におきまして、国民文化祭のあり方について検討がなされているということでございますので、その検討状況を踏まえての対応ということになります。必ずしも国民文化祭というものでなければならないというふうには考えておりません。たまたまそういうスキームがあ

るので、それを活用できないかという思いのもとに進んできたわけですが、折しも平成32年が東京オリンピック・パラリンピックの開催年にもなったということでございます。オリンピックの開催時には、スポーツ競技のみならず、文化プログラムもあわせて行われるということでございます。これは国全体として行われる。さらには、その中で県としてもいろいろな文化的な取り組みというものも考えられるところでありまして、こうしたもろもろの動きを考えて、記紀編さん1300年記念事業としてふさわしい、本県ならではの文化的なイベントの開催など、積極的な対応策というものを検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 国民文化祭についての要望ですけれども、知事から話がありましたし、本当にどうなるかわかりませんが、いずれにしても、2020年は記紀編さん1300年の集大成の年になりますので、何らかの全国大会を持ってきていただいて集大成としてやっていただきたいと思っております。ただ、集大成で終わりでなくて、それからステップしていく、ホップ・ステップ・ジャンプしていくという年に2020年をしていただきたいというふうに思っております。

次に、神楽の無形文化遺産登録について再質問を行います。壇上から言いましたとおり、昨年7月に「みやぎきの神楽魅力発信委員会」を立ち上げていただいており、教育長からも答弁がありましたとおり、その委員長に小川直之國學院大學教授が就任され、顧問に、昨年、文化勲章を受章された中西進国際日本文化研究センター名誉教授が就任されております。ほかの委員も県内外で活躍されている方が就任されており、非常に頼もしく思っております。すばらし

い方々が集まっている委員会でありますので、委員会からいろんな意見が出ている、提言が出ていると思っておりますが、どのような提言があったのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 神楽魅力発信委員会から大きく2つの提言をいただいております。

1つは、基礎的なデータ収集についての提言でございますが、実際に具体的な映像を見ていただいて、映像に加えて神楽歌などの音声の記録を行うことや、本県神楽の文献目録の作成などに取り組み、データの一層の充実を図ること、さらに、神楽を取り巻く社会的習慣としての振る舞いを初めとする神楽を支える方々の取り組みについても調査の対象とすることなどの提言をいただいております。

もう1つが、本県神楽のPRについてでございますが、専門家をターゲットとしてアピールする取り組みを進めることや、登録を目指すほかの県と連携して活動を行うことなどを提言いただいております。

○丸山裕次郎議員 引き続き質問させていただきますけれども、「みやぎきの神楽魅力発信委員会」から、神楽を世界無形文化遺産に登録するためには他県との連携が必要だという提言があるようですけれども、これらの提言を受け、知事はどのように対応されるのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 世界無形文化遺産登録に向けた取り組みをより効果的に行うためには、神楽というものが、本県はもとより我が国を代表するすばらしい文化であるという認識のもとに、登録に対して意欲のある都道府県同士で、共同してイベントやシンポジウムなどを開催しまして機運を盛り上げたり、また文化庁への働きかけを行ったりすることなどが大変重要

であろうと考えております。

私としましては、神楽の宝庫でもある本県は、県内で207も行われておるわけでありまして、本県がリーダーシップをとって、他県と連携をした取り組みが展開されるよう、積極的に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 オリンピック関係の会議に参加した話をさせていただこうと思いましたが、私は、ことし1月に東京で開催された「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会成功に向けて」と題してのパネルディスカッションに参加させていただきました。パネラーは、柔道家でもある山下泰裕日本オリンピック委員会理事、吉田沙保里オリンピック金メダリスト、下村文部科学大臣等が参加しておりました。パネルディスカッションの中で下村文部科学大臣から、「今回の大会は東京だけでなく日本全体で、スポーツだけでなく日本の文化等も生かし、オールジャパンで取り組んでいきたい」との発言がありました。

会場からの質問時間があり、私も下村文部科学大臣に対しまして、「東京だけでなく日本全体で、スポーツだけでなく日本の文化等も生かし、オールジャパンで取り組んでいくということでもありますけれども、宮崎において伝統文化である神楽を世界無形文化遺産登録に向けた活動を行っております。神楽を初め、多くの伝統文化が日本にありますので、オリンピック等の開会式で日本の伝統文化を披露する考えはないか」との質問、提言をさせていただきました。下村文部科学大臣からは、「非常におもしろい。地方から積極的な提言を期待しております」などの回答をいただきました。非常にうれしく感じ、2020年までにまず神楽の世界無形文化遺産登録を済ませて、東京オリンピックなど

の開会式で披露することができれば、多くの外国人が宮崎に来るきっかけになるのではないかと思います。そこで、オリンピック開会式での披露を含め、神楽を世界無形文化遺産にする意気込みについて、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 宮崎の神楽であります。が、本年2月に西都原考古博物館で行われた銀鏡神楽の公演でありますとか、高千穂町での神楽のシンポジウムに参加をさせていただきました。神楽というものが宮崎のすばらしい財産、宝であると、改めて認識をしておるところであります。また、神楽を継承されている方々と直接お話をさせていただき、こうした世界無形文化遺産への登録という目標を掲げることによる刺激を受けて、またそれに対する期待の大きさというものも強く感じたところでもあります。県としましては、先ほど申しましたように、他県との連携を図りながら、地元の方々や関係機関としっかりとタッグを組んで、この登録に向けて取り組んでまいりたいという思いでございます。

そして、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの大会組織委員会に対しまして、開会式で神楽が採用されるよう、神楽の中での中心的なテーマである「天の岩戸開き」、このモチーフを何とか採用していただけないかという思いで取り組んでおるところでございます。昨年、我が国に開催が決まった情報が来たのが9月8日でありましたが、その日に博多で「アマテラス」という公演を見て、そこで非常にインスピレーションを持って、これを何とか開会式で表現したい、東日本大震災から立ち直る日本の姿を象徴するものではないか、そのような思いで考えたところでございます。ぜひこれを何とか実現したいという思いでございますが、採

用決定の運びとなれば、世界無形文化遺産の登録に向けた大きな力ともなりますし、宮崎の神楽というものが世界に向けて発信され、観光面でも本県が大きく飛躍するチャンスになるのではないかと考えております。さまざまな機会を捉えて、またさまざまなお力添えをいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 このことについて要望させていただこうと思っております。繰り返しになりますけれども、2020年の東京オリンピック大会前にぜひ神楽を世界無形文化遺産に登録できるよう全力で取り組んでいただきたいと思います。また、あわせて東京オリンピック開会式などで神楽を披露するために、東京オリンピック組織委員会に対し積極的に依頼を行っていただきたいと思います。また、先ほど知事からありましたけれども、東京オリンピック等で神楽が披露できれば、世界の方々に神楽を見ていただいて、またテレビでも見ていただくとなれば、全世界の方々に神楽がアピールできるのではないかと考えております。また、県内には、先ほど知事からもありましたように、約200の神楽があります。神楽をこれまで守ってきた方々は元気と勇気が出てくるのではないかとこのように思っております。また、神楽を見るために宮崎に来たいという国内外の観光客がふえることにより、宮崎の発展につながるのではないかと考えております。県内には、私の地元の「高原の神舞」を初めとする国指定の重要無形文化財に指定されている神楽が4つあります。この指定数は全国トップであります。知事には、全国の知事を引っ張る気概を持って神楽の世界無形文化遺産登録に全力で取り組むことを、改めて要望いたします。

次に、農政大転換について再質問いたしま

す。農政水産部長から答弁がありましたとおり、各地域から、施策を推進するためのマンパワーや集落をまとめるリーダーが不可欠であるとか、本県の特徴を生かした方向性を出してほしいとか、本県の特徴である中山間地域からは農地集積等に取り組むのは厳しい、鳥獣被害もあるので農地を引き受ける担い手がないという声、また意見があることがわかりました。そこで、これらの声、意見を踏まえて、県として農政の大転換に対してどう取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(緒方文彦君) 国が示しました農地中間管理機構や米政策の見直しなどの産業施策を、中山間地域も含めた県内全域で取り組んでいくためには、日本型直接支払い制度等の地域施策と一体となった推進が必要であると考えております。このため、県といたしましては、地域の意見を踏まえまして、担い手や地域リーダーの育成、農地集積を推進する人材の配置を行うとともに、明確な産地ビジョンに基づいた集落組織の育成強化や、6次産業化による新たな産地づくり等、地域の実情に応じまして、これらの制度を組み合わせた積極的な施策の展開を図ることとしております。

なお、このような新しい施策が実効を上げるためには、農業者や農業関係者の意識改革が必要であると思っておりますので、県、市町村、JA等の関係機関と集落代表者等が、ワンストップで議論し活動できる推進体制を各地域に整備し、効果的な推進に取り組むこととしております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、ワンストップで協議できる体制をしっかりと構築していただきたいと思います。

壇上からも言いましたように、今回の農政の大転換は、米作地帯の東北をモデルにしたよう

に思っております。5年後にはさらに減反廃止をするという予定になっておりまして、農家がつくりたいものをつくるようになっていきまして、米の需給バランスが非常に崩れるのではと心配しております。国においては、農家経営の所得安定確保の収入保険制度の検討がなされているようでありまして、米の需給バランスは、飼料用米、加工用米への作付誘導が機能するかが大きな鍵になるのではないかと考えております。飼料用米、加工用米については、備蓄、流通、飼養家畜への影響など多くの課題があるということはわかっておりますけれども、新たな制度がスタートしたからには、この制度をうまく使いこなしていただきたいと考えております。そこで、本県は畜産県でありますので、飼料用米について、生産から流通まで含め推進を図るべきと考えておりますけれども、今後どのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御指摘のとおり、飼料用米の家畜への給与は、今後の飼料自給率向上を図る上で重要な取り組みの一つと認識いたしております。飼料用米の生産につきましては、今般の米政策の見直しにより支援措置が充実されたことから、多収性品種の作付の増加に対応するために、その種子を十分に確保するとともに、品種の特性を最大限に生かすため、各地域に実証圃を設置し、生産技術の確立を図ることとしております。また、流通・販売につきましては、現在、県内で生産された飼料用米のほとんどが農協系統組織で取り扱われておりますが、今後、生産量が増加した場合には保管場所確保等の問題が生じますことから、現在、関係機関とその対応を検討しているところであります。

○丸山裕次郎議員 このことについて要望させていただこうと思います。農政の大転換という波で被災するのか、波に乗って飛躍するのかは、県がどのように対応するかで大きく違ってくると思います。ぜひ、ピンチと捉えずチャンスに変える気概で頑張っていただきたいと思っております。

今回の大転換は、先ほどから何回も言いますが、東北をモデルにしたと思っておりますけれども、この制度が始まったからには、生かす発想が必要だと思っております。私の地元高原町には、湯之元地区、狭野地区、宇都地区という3地区全体で約300ヘクタールの広大な圃場整備が済んだ水田があります。この300ヘクタールの土地を農地中間管理機構を生かし、主食用である米をつくるゾーン、WCSをつくるゾーン、飼料米をつくるゾーン、加工米を作るゾーンを設定し、効率がよくて水管理がしやすい水田フル活用はできないかと考えております。また、飼料用米、加工用米に関しては、品質改良も必要かと思っておりますけれども、二毛作等により反収アップを行い、宮崎ならではの畜産との連携や酒造メーカーとの連携など、宮崎モデルの体制もできてほしいと思っております。山間地域では、農地の集約、鳥獣被害の大きな課題がありますので、さらなる県の支援が必要だと思っております。宮崎県は農業あつての宮崎であります。今回の農業の大転換に多くの課題があるということはわかっておりますが、大転換にうまく乗れるように全力で取り組むことを強く要望しておきます。

次に、畜産の振興について再質問を行います。農畜産業振興機構のデータでは、平成21年と平成25年を比較して、全国ベースで子牛出荷頭数が38万8,000頭から35万1,000頭となっております。

り、実に約3万7,000頭減っており、率では10%も減少しております。答弁にありましたように、主要県であります鹿児島、北海道、本県での増減格差が出ているようでありませけれども、どのように分析しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 鹿児島県や本県も含め、全国的に高齢化等による離農が進み、繁殖雌牛の飼養頭数が減少したことにより、子牛取引頭数も減少しております。一方、北海道におきましては、酪農や畑作等のそれぞれの経営で肉用牛との複合化が進んだことから、子牛取引頭数が増加したと聞いております。しかしながら、北海道におきましても、平成23年をピークに繁殖雌牛の飼養頭数が減少傾向にありますことから、今後は子牛取引頭数も減少してくるものと思われま。

○丸山裕次郎議員 先ほどの答弁でも県内の各市場のことについて聞きましたけれども、各市場でも減少の格差が出ているようでありませが、どのように分析しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県内の各子牛市場とも取引頭数は減少しております。口蹄疫の影響が残る児湯市場を除きますと、繁殖雌牛の飼養頭数が多い宮崎中央、都城、小林の各市場では、繁殖センターの整備や担い手等による増頭も行われてはいるものの、それ以上に高齢化による減少が進んでいると考えております。また、延岡及び高千穂市場は、中山間地域であり、自給飼料の確保や規模拡大が難しい中で、高齢化により繁殖雌牛の飼養頭数が減少していることから、減少幅が他の地域よりも大きくなっていると思われま。一方、南那珂市場におきましては、後継者の就農や繁殖センターの

整備等により、担い手における増頭が図られたことに加えまして、分娩間隔が他の地域よりも短いことから、減少幅が比較的小さくなっているものと考えております。

○丸山裕次郎議員 今、答弁にありましたとおり、県内で減少率が一番低い南那珂地域では、もちろん担い手の方がいらっしゃる、若い方がいらっしゃるということでありませけれども、繁殖センター等の整備によってということでありませたので、少なくなる率が小さかったという効果をもたらしたという答弁ではないかと思っております。そこで、繁殖センターやキャトルステーションの効果はどのようなものがあるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 繁殖センターは、JA等が子牛競り市場で購入した雌子牛を育成し、受胎させた後、農家へ供給する施設であり、農家における飼養管理の省力化とともに、後継牛生産を支援し、増頭を促進させる効果がございま。また、キャトルステーションは、JA等が農家の子牛を一時的に預かり、子牛競り市場に出荷する施設であり、農家での飼養期間が短縮され、労力軽減が図られるとともに、飼養管理マニュアルにより質のそろった子牛が出荷され、収益性を向上させる効果のほか、農家の牛舎の空きスペースを活用した繁殖雌牛の増頭が促進される効果が期待できるものと考えております。

○丸山裕次郎議員 繁殖センターやキャトルステーションを利用することにより、飼養管理の省力化、労働力軽減が図られるなど、頭数維持や増頭に有効であるということを示していただき、ありがとうございます。生産基盤を維持拡大するためには、繁殖センターやキャトルステーションの導入促進などの支援策を講じていく

べきではないかと考えております。そこで、このような繁殖センターやキャトルステーションの支援と農家への技術的指導を今後どのように行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御指摘のとおり、繁殖センターやキャトルステーションは、今後、地域での分業化や個々の農家の省力化、さらには飼養頭数規模の維持拡大を図る上で重要な役割を担うものと認識いたしております。繁殖センター等の整備につきましては、国庫事業を活用しながら進めているところではあります。今年度から地域肉用牛繁殖基盤強化対策事業によりまして、センター機能の強化等を図ることとしております。また、平成25年度から繁殖成績向上のため、NOSA I 獣医師を活用した繁殖検診等の取り組みのほか、JAや農業改良普及センター等が一体となって定期的に農家巡回指導を実施するなど、農家に対する技術面の強化に取り組んでいるところでございます。今後とも、国庫事業などを十分活用しながら、牛舎整備や繁殖雌牛の導入を促進し、本県の飼養頭数規模の維持拡大に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 繁殖センターやキャトルステーションを推進するためにも、どれくらい費用対効果があるのか、また経営はどのようにすればいいのかという具体的な数値、及び経営的、技術的マニュアルを示して推進していただくように要望しておきます。

畜産振興についての最後の質問になりますけれども、宮崎県は全共2連覇した畜産県でもあります。今後とも揺るぎない畜産県として全国に打って出るためには、飼養頭数の維持確保が大きな課題となると思っております。また、2

連覇を生かし、販売戦略強化も必要だと思っております。畜産農家からは、TPPはどうか、後継者がいないのでいつまで続けられるかという不安な声を聞くのも実態であります。畜産農家が自信と誇りを持って畜産経営ができる方向性を、県がしっかりと打ち出してほしいと思っております。そこで、今後の肉用牛振興についてどのように図っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県は全国でも有数の畜産県でありまして、中でも肉用牛は県を代表する基幹作目の一つでございます。県といたしましては、現在、口蹄疫からの再生・復興、さらには新たな成長に向け、畜産新生プランに基づき、分娩間隔短縮等の生産性向上、飼料自給率向上による生産コストの低減、あるいは販売力の強化等に取り組んでいるところでございます。また、喫緊の課題となっております肉用牛生産基盤の維持強化を積極的に図りますとともに、宮崎牛に代表される本県産牛肉のブランド確立に努めてまいりたいと考えております。今後とも、畜産農家が将来にわたって安心して肉用牛の生産ができるよう、関係機関と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、5万頭の維持をしていただくようお願いしたいと思っております。

次に、歯科行政について再質問を行います。無歯科医地区巡回診療になくはないのが移動診療車ではありますが、私も実際、移動診療車を見てきました。平成6年に購入、実に20年たったということで、かなり老朽化が進んでおりました。車両のみならず、歯科医療器具も老朽化しておりました。今までよくもったなという感じもありますし、いつ動かなくなるのかと

心配しております。現在は県が所有していることになっておりますが、仮に車両がだめになると、県医師会に委託している無歯科医地区巡回診療はどうなるのかと思いました。

歯科医師会によりますと、3年前に発生した東日本大震災の際に、被災地支援に移動診療車を派遣したかったのですが、老朽化のために断念したということでありました。千葉県や愛知県、愛媛県が所有している移動診療車は被災地に駆けつけ、被災地の義歯製作や口腔ケアに活躍したと聞いております。本県も南海トラフ地震・津波で海岸線を中心に大きな被害が予測されるということであります。昨年12月に県と県歯科医師会が、災害時における歯科医療救護を迅速かつ的確に実施するための防災協定を結んでおります。そこで、危機管理という観点から、歯科医療救護を迅速かつ的確に実施するためにも、移動診療車の更新に取り組む必要があると考えておりますけれども、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 災害時における歯科医療救護への対応は、重要な課題であり、歯科診療車の活用も一つの方法であろうかと思っておりますが、仮に新規に購入する場合には、1台当たり数千万円の費用が必要となります。歯科診療車購入以外の方法として、持ち運び式歯科診療機器の活用、臨時歯科診療所の設置、既設の歯科医院への通院手段の確保など、さまざまな対応策も想定できますので、今後、歯科医師会や市町村など関係機関と十分協議をしてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 財政的な面もあるかと思っておりますけれども、一日も早い更新をお願いしたいと思っております。

最後に、特殊詐欺について再質問を行います。

す。昨年の被害額が過去最悪だったようでありますけれども、このままいけば、ことしはさらに過去最悪の被害額になってしまう深刻な状況であります。深刻な状況でも、金融機関との連携で特殊詐欺を未然に防止できた事案があるようですが、どのように防止できたのか、また未然防止できた件数をお伺いいたします。また、今後の特殊詐欺にどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(白川靖浩君) 金融機関では、窓口やATMからの被害金の送金を防止するため、顧客に対する積極的な声かけに御協力をいただいております。本年は5月までに9件、約2,157万円の被害を未然に防止できたところであります。具体的には、高齢者が1人で来店し、高額の払い戻しを依頼した場合や、携帯電話をかけるながら、ふなれな様子でATMを操作しているのを発見した場合に、職員が事情を聞き、警察に通報していただいた事例があります。

警察では、特殊詐欺の防止のためには検挙と予防の両面で取り組むことが重要と考えております。検挙対策としましては、例えば、被害者の協力を得まして、首都圏から現金を受け取りに来た被疑者を逮捕し、そこから組織の中核に迫る捜査をしております。他方、予防策としましては、各種広報媒体を活用した情報発信や、犯行グループから押収した名簿に登載されている方への個別の防犯指導を推進しているほか、最近では、NTTの電話帳から高齢者等の電話番号を削除する取り組みを開始したところであります。県警察では、今後も、検挙と予防の両面からこれらの対策を総力を挙げて推進し、特殊詐欺の防止に取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 要望いたしますけれども、高齢者をだます特殊詐欺は許すことができません。

ん。全力で未然防止並びに犯人逮捕に努めていただくようお願い申し上げます。

昨年の被害件数が50件で、ことしは5月末で24件ということですが、相談に来られ、被害届を出された数だと思っております。恐らく相談もせず、被害届も出さず泣き寝入りしている方も多くいる可能性がありますので、気軽に相談できる体制を、警察のみならず市町村、地域の皆様と連携を強化していただきたいと思っております。

最後の要望として、東京オリンピック聖火リレーについてでありますけれども、今回も恐らく何らかの形で国内で聖火リレーがあると思っております。今回は世界に東日本大震災からの復興ということで、まずは東北、前回のオリンピックで本土復帰をしていなかった沖縄が聖火リレーの起点になる可能性があると考えております。宮崎が今回も起点になるためには、他県との違いを出す必要があると思っております。宮崎にしかない神武天皇発祥の地ということを大きくアピールすべきではないのかと私は思っております。神武天皇のことを世界の方々に説明し、わかりやすい言葉ということで、ファーストエンペラーというキーワードが非常にわかりやすいと聞いております。ぜひ、ファーストエンペラー生誕の地宮崎を聖火リレー起点にというキーワードで、知事が先頭に立っていただいて、聖火リレーの誘致に全力を挙げて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○押川修一郎副議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 本日は、延岡より久しぶりに傍聴に来ていただいております。延岡の皆さんが帰るときには足取りが軽や

かになるような、前向きの答弁をよろしく願いいたします。

3月16日、東九州自動車道の日向一都農間が開通し、ついに念願の延岡一宮崎間が全線開通いたしました。既に大きな影響が出ており、人や車の流れが大きく変わってきています。これまで建設促進に御尽力いただきました県を初め関係各位に、心から感謝を申し上げます。

また、民主党政権時代に、全線開通に向け、ばらまきとは違う大きな予算をつけてくれました。特に東日本大震災があったにもかかわらず、逆に手厚く予算がつき、早期完成に弾みがつきました。ただ、残念なことは、各開通式が行われたときには、自公政権に戻った後で、いかにも俺がというしたり顔でテープカットしていたのは、自民党の国会議員ばかりでありました。

さて、さきのゴールデンウィークは、県北の観光地や道の駅等々に県外や県内各地から多くの車が押し寄せ、大にぎわいでありました。大分県はもとより、これまでは遠かった鹿児島県との距離もぐっと近づき、3時間以内の移動時間となりました。5月には、西南の役最後の激戦地、そして薩摩軍総大将の西郷隆盛が唯一戦場で陣頭指揮をした延岡の地に、鹿児島より3回に分けて約500名近いお客さんにお越しいただきました。鹿児島の皆さんは、延岡が西郷さんところな縁が深いところとは知らなかった方がほとんどで、今後、新たな交流もふえる可能性も出てまいりました。また、ある小学校は、既に鹿児島県に修学旅行先を変えたところもあるようです。

また、今年度中には大分県の佐伯一蒲江間も開通予定で、大分市、福岡市にもつながることになります。福岡県内の一部で用地買収が困難

をきわめているようですが、わずかな距離ですので、北九州へも実質つながると言っても過言ではありません。さらに大きな人や物の流れが変わることとなるでしょう。

また、高速道路の利点は移動時間が計算できることです。現在、私は県議会に車で来ることができています。以前は、平日か週末か、また時間帯等によって移動時間が大きく変わりましたが、ほぼ5分から10分以内の誤差で自宅から県議会まで来ることができます。まさにジャストインタイム、今、企業が求める「必要なものを必要なときに必要なだけ生産する」に十分対応できるようになります。窓口は大きくあけられました。このチャンスをしっかりと捉えなければなりません。

全線開通して、間もなく3カ月を迎えようとしています。多くの皆さんが利用し始めたことによって、改めて便利のよさや快適さを称賛するお話をいただいたり、また疑問の声や不満も届いており、その幾つかをお伺いし、県民の皆さんに回答したいと存じます。まず、3月16日に東九州自動車道日向一都農間の開通後、車の流れはどのような状況か、県土整備部長にお伺いします。

以上で壇上からの質問を終了します。(拍手) [降壇]

○県土整備部長(大田原宣治君) [登壇] お答えいたします。

東九州自動車道の交通量についてであります。東九州自動車道延岡一宮崎間におきまして最後の開通区間となりました、日向インターチェンジから都農インターチェンジ間の交通量で申し上げますと、3月16日の開通直後、これは調査日が3月17日から3月20日の4日間の平均でございますが、1日当たり約8,000台であつ

たと公表されております。その後の翌4月の1日当たり平均交通量は、開通直後からやや減った約6,800台となっておりますが、開通初年度の予想交通量5,100台を上回る利用がなされております。

また、日向インターチェンジから都農インターチェンジ間の開通によりまして、その他の区間についても交通量の増加が見られておりまして、都農インターチェンジから高鍋インターチェンジ間は、前年同月比で58.8%増の約6,900台、西都インターチェンジから宮崎西インターチェンジ間では、同じく13.4%増の約7,100台となっているところであります。以上でございます。[降壇]

○田口雄二議員 非常に大きな車の流れが変わったことがわかります。片側1車線で簡易中央分離帯のため、最高速度が70キロに抑えられているようですが、この速度規制はかなりストレスがたまる要因になります。制限速度で走ると、後続車からのプレッシャーは相当なものです。片側1車線である限りスピードアップはできませんので、交通量をもっとふやさなければなりません。4車線化に向けての今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 東九州自動車道の4車線化を図るためには、まずは交通量の増加が前提となります。このため県といたしましては、交通量の増加を図るため、高速道路沿線地域への企業誘致や観光誘客はもとより、東九州自動車道が一日も早く北九州市まで全線開通しますよう、引き続き、国や関係機関に強く要望することや、県民の皆様が高速道路をもっと利用していただけるよう、ETCの啓発などに取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

○田口雄二議員 昨年、九州中央3県議員連盟の例年の要望活動でNEXCO西日本九州支社に伺ったときに、4車線化についての話になりました。1日1万台が一つの目安、また用地は4車線化に合わせて既にも買収しているとのことでありました。県民にも利用促進を促していかなければなりません。

ただ、4車線化は簡単にはいきませんが、追い越し車線の新設はできないものか。昨年、NEXCOを訪問した際に、新富町と国富町の追い越し車線の間、もう1カ所設置を私は要望させていただきました。この間は、11キロ以上もある上にアップダウンの連続で、スピードダウンが顕著なところですよ。しかも、長大な橋もなく、またトンネルも1つありませんので、県からもぜひ要望をお願いしたいものです。よろしく願いいたします。

次に、パーキングエリアの充実についてお伺いします。延岡インターチェンジと宮崎西インターチェンジの間には、休憩施設は川南パーキングエリアだけの1カ所です。しかも、上下線共用の施設で、この施設は宮崎杉を使っていたが、なかなか上品なつくりにはなっているんですが、利用者からの不満が多く届いています。まず、上下線共用であるにもかかわらず、トイレの数が少な過ぎること、平日でも大型バスが入ると、女子トイレはもちろんのこと、男子トイレまで行列ができてしまいます。ゴールデンウィーク中は、さぞかしトイレが混んだことであろうと推察されます。宮崎西インターチェンジ以北で1カ所しかない川南パーキングエリアのトイレの増設や、食事などができる施設の充実はどう考えているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 東九州自動車道延岡—宮崎間の全線開通によりまして、交通量の増加が見られる中、高速道路の利用者から川南パーキングエリアについて、トイレの数が足りないとか、食事などができる施設が欲しいなどの要望が寄せられていることは承知しております。このうち、トイレにつきましては、混雑緩和のため、臨時トイレが5月のゴールデンウィーク期間中に8基設置されておりました。また、食事や物販などの施設につきましては、現在、川南町観光協会などで運営している施設に加えまして、週末を中心に仮設テントによる地場産品等の販売も行われているところです。

県といたしましては、川南パーキングエリアの利活用が図られることは、高速道路の利用促進の観点からも重要な課題であると認識しておりますので、西日本高速道路株式会社などに対しまして、今後の交通量の変化や川南パーキングエリアの利用状況などの実態を踏まえたトイレの増設や食事・物販施設などの充実をお願いしてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 女性には仮設トイレは敬遠されがちです。ぜひともパーキングエリアの充実をよろしく願いいたします。

これは私の個人的な思いなんですけど、美々津近辺にパーキングエリアがあればなど、いつも思いながら走っております。標高も高く、広葉樹の緑も鮮やかで、神武天皇お船出の地周辺の海岸線や太平洋の眺望はすばらしいもので、古事記のいにしえをしのぶにはいいところです。別府湾サービスエリアからの景色にも匹敵すると思いますが、残念ながら車をとめて景色を楽しむところがありません。ここにあつたらいいなと思いつつ、次の質問に移らせていただきま

す。

先日の梅雨入り直後の2日間にわたる大雨は、県北の交通に大きな支障をもたらしました。6月4日、東九州道は延岡南インターと西都インター間が通行どめになりました。延岡南道路も、また延岡一門川間を走る県道も、ともに長時間にわたり通行どめとなり、帰宅時間帯には唯一通行できた国道10号に車が集中し、土々呂地区を中心に地域一帯が大渋滞となってしまいました。もともと土々呂地区は渋滞がひどいところで、県道や延岡南道路が使えないものですから、大渋滞は当然です。しかし、県道もJRも間もなく復帰したのに、延岡南道路は翌日の早朝まで通行どめで、高速道路の意外なもろさが見られました。わずかの距離で、その大半がトンネルの延岡南道路は、なぜ長時間にわたって通行どめ規制されていたのか、その基準について部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 高速道路の異常降雨時の通行どめ基準につきましては、西日本高速道路株式会社によりますと、延岡南道路では連続雨量350ミリに達した場合などに安全確保のため通行どめを行うと伺っております。また、通行どめの解除は、今後6時間は雨が降らないと予測された場合に、道路パトロールによる安全確認の後、警察との協議に基づき行っていると伺っております。

○田口雄二議員 その基準が解せないのは、国土交通省が所管している東九州道の延岡南インターチェンジから大分県の蒲江インターチェンジまでは、県内で一番の降雨量であった北浦町古江を通過するにもかかわらず、全ての区間一度も通行どめになっていません。国土交通省にお聞きしたら、随時、雨量や路面の状況などを確認しながら判断したとのことでした。延岡南

インターチェンジを境に、片や通行どめが19時間、片や通行どめなしです。県北の道路事情の一番のネックと言っても過言ではないところの区間のこと、慎重な対応が必要なことは重々わかりますが、NEXCO西日本と国土交通省とのこの差は何なのか、もっと素早い判断ができなかったのかと思う次第であります。大事な予定等に大きな影響を受けた方がたくさんいたのではないかと思います。関係先と、今後の対応をぜひとも協議いただきたいと思っております。

次に、高速道路を生かした誘客対策をお伺いします。最近の大分県側の官民を挙げての取り組みはすごいものがあります。地元民放で大分県のイベントの商業がよく流れ、また新聞は別府の大規模温泉ホテルの一面広告、延岡では大分のショッピングモールのチラシもよく入り、いろんな場面での大分の露出が非常に大きくなっております。県北ではもともと大分方面に行く人が多く、今年度中に大分市まで東九州道がつながりますし、しかもその区間の約半分は無料です。今後さらにPR活動を強化してくる可能性が大です。民間までには口を出しにくいでしょうが、県は東九州自動車道を生かした誘客対策、県外向けにどのようなPRを行っているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 東九州自動車道を生かした誘客対策につきましては、市町村や観光事業者の皆様方と連携して、これまでさまざまなPR活動に取り組んでいるところであります。例えば、大分県や愛媛県などのマスコミや旅行会社に対するセールスや観光説明会を開催するとともに、大分県の大型商業施設である「パークプレイス大分」や「トキハわさだタウン」での観光PRイベントを実施したと

ころであります。また、ことしのゴールデンウィーク前には、全国紙2紙に広告を掲載し、九州全県と山口県に対しPRを行いました。さらに、ゴールデンウィーク中には、大分県と連携し、北九州市のラジオ局とタイアップした観光イベントの開催や、約160万人を集めた広島市でのフラワーフェスティバルにおいて東九州自動車道のPRを実施するなど、情報発信に努めているところでもあります。今後につきましても、佐伯一蒲江間の開通を見据え、大分県との共同パンフレットの作成や、さまざまなメディアを活用した観光PRなどに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 茂部長は延岡市出身ですので、県北の事情はよく御存じだと思います。延岡側からばかりではなく、大分から見ても延岡市までは高速料の半分は無料です。PR活動やイベント等での集客で負けないよう、朝ドラの人気の言葉ではありませんが、「こびっと」、しっかりと活動してまいりましょう。よろしくをお願いします。

それと、開通後に鹿児島県からのお客さんが延岡にたくさん来たことを御報告いたしました。西南の役のゆかりの地は県内にもたくさんあり、西郷さんを訪ねる旅のような企画も考えて、鹿児島県にもぜひ売り込んでいただきたいと思っております。やはり鹿児島におきましては、西郷さんというのは別格の人ですので、ゆかりの地には足を運びたいと思っております。

次に、この4月1日より、延岡駅前から宮崎空港まで高速バス「ひむか」が就航し、宮崎交通とJRバスの共同運行で1日8往復しています。よくこのバスとすれ違うのですが、どう見ても乗車率がいいようには思えません。JRよ

り安いし、使ってみたいが、出発時間等の詳細が全然わからないという方が非常に多いのが実情です。せっかくトイレ付きのグレードの高いバスを導入していただいたのに、寂しい限りです。高速バスの現在までの利用状況を、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(橋本憲次郎君) 宮崎一延岡間を運行する高速バス「ひむか」の利用状況でございますが、4月は920名、5月は1,007名となっております。これを1便当たりで換算しますと、おおむね1便当たり2名となっており、残念ながら利用は低調な状況にあります。

○田口雄二議員 予想したとおり、余りにも寂しい乗車人数です。10名から12名ほど乗ってもらわないと採算がとれないとも聞いております。実質2名では高速料金も出ない状況ではないでしょうか。完全な採算割れで、いつまでもつか心配です。この県庁の隣にもバス停があり、宮崎一延岡の要所要所を経由しますし、宮崎交通バスは各座席にコンセントもついており、パソコン使用等の環境設計にもなっております。料金からも延岡一宮崎間のLCCと言ってもいいと思います。御年配や主婦等のお急ぎでない方には非常に有効だと思います。PRが不足しているのではないかと思います。その取り組み状況について、総合政策部長に再びお伺いします。

○総合政策部長(橋本憲次郎君) 高速バス「ひむか」は、東九州自動車道宮崎一延岡間の開通を契機に開設された路線でありまして、県民の利便性向上、地域間交流や経済活性化に資する大変重要なものと認識しております。県といたしましては、フェイスブックを活用した情報提供や、県庁内の全所属に時刻表を配布し、利用を呼びかける等の取り組みを行っている

ころでございます。また、交通事業者におかれまして、今後、「ひむか」をPRするため、9月末までの期間、最大で運賃が半額となる片道1,000円キャンペーンを行うという大変積極的な対応をする予定であると伺っております。今後とも、事業者と連携して周知を図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 まるで質問に合わせて御用意いただいたような1,000円キャンペーンでございまして、大変うれしい御報告をありがとうございました。これが呼び水になって、今後利用客がふえるように、つながればと思っておりますし、また引き続き利用の推進をよろしく願い申し上げます。

東九州道の開通に関して何点かお伺いしましたが、高速道路の持つ可能性の広がりには驚かされます。この思いを県南の皆さん、九州中央自動車道沿線の皆さん方にも早く享受させなければなりません。建設促進にさらに力を注いでまいりましょう。

次に、知事の政治姿勢についてお伺いたします。

安倍総理は、労働者の生活を脅かす労働者保護のルールを見直し、大企業中心の政策をさらに優先しようとしています。そのような中、政府の産業競争力会議と経済財政諮問会議の合同会議で、一定の条件を満たす労働者について、働く時間を自己裁量とするかわりに残業代の支払いなどの労働時間規制を適用しない、ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入の提言がなされ、現在、その検討がなされています。今回の提言は、多様で柔軟な働き方を可能にし、労働時間ベースではなく成果ベースの労働管理を基本とするために、本制度を導入するものとしています。しかし、残業代ゼロ、無報酬の長

時間労働を合法化するもの等々の問題点が指摘されています。現在、対象者等について議論されています。心配されるのは、労働者派遣法は当初厳しい規制がありましたが、なし崩し的に規制緩和が行われ、現在のような社会問題にまで拡大しています。特定秘密保護法のように、とりあえず法案を成立させて詳細は後からでは、労働者にとってはたまりません。このホワイトカラーエグゼンプションについて知事はどのようにお考えか、お伺いたします。

○知事(河野俊嗣君) 一般的な働き方は、労働の対価を労働時間に応じて支払うというものでありますが、これに対してホワイトカラーエグゼンプションは、労働時間規制を取り払って、時間ではなく仕事の成果の評価により報酬を決めるというものでありまして、その導入について、国の産業競争力会議などにおきまして、対象者をどうするかなど、さまざまな議論が行われているところであります。いろんなメリット・デメリットがあるんだろうというふうに思いますが、この制度により、時間に拘束されないことにより創造性や生産性の高い働き方が可能となるという意見がある一方で、働き手が残業代ゼロで長時間労働を強いられるのではないかとの懸念もあると承知しております。制度の導入により、これまでの労働者の働き方が大きく変わるということも想定されますので、今後の議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 知事のお考えというよりも、現在の経過を御報告いただいたようなことで、詳細はまだ固まっておりませんので、それはしようがないと思います。

次の質問に移ります。いよいよ年内に予想されます知事選挙まであと半年になりました。河

野知事は、既に県内の経済10団体の出馬要請も受けましたし、昨年の12月議会で2期目への出馬表明をされました。第3の候補者の動きがちらほらいたしますが、準備怠りなく進められていることと思います。

前知事は、「知事として限界を感じた。国のシステムを変えなければならない」と言って、1期のみで宮崎を後にしました。しかし、全国的には、国会議員から、その限界を感じたという知事や政令市の市長になっている方が多くいます。元鳥取県知事であった片山善博慶応大学教授は当時、「何をやろうとして知事の限界を感じたのかがわからない。宮崎から逃げ、国政に出る口実に地方分権を使ったとしか思えない。自分は知事の限界を感じたことはほとんどなかった。本気でやれば、かなりの部分は克服できる」と、読売新聞にコメントしています。

その限界を感じた前知事に、副知事として4年間仕え、その後、本県の最高権力者として知事を務めてきました。そこで、お伺いします。河野知事は知事として限界を感じたことがあるかどうか、お伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 県政を推進していく上で、大小さまざまな困難に直面することは多々あります。もちろん財政的な制約もございます。権限、国の交付制度があるわけですが、それは知事としての限界というよりも、私としては乗り越えるべき壁、克服すべき壁というふうにとめておるところでございます。

大事なことは、知事たる私一人だけがこれに対応するわけではありませんで、県民や県議会の皆様を初め、市町村や関係団体、県職員などとの対話と協働により、それぞれの知恵やネットワークを総動員させて、一丸となってその壁を乗り越えていくというのが、基本的な私の政

治姿勢であるわけであります。

実際、宮崎には、口蹄疫からの再生・復興のときに見せたような、大変な困難に際して県民が一致団結して乗り越えていった実例もありますし、鵬翔高校、また延岡学園も、チームワークにより大きな壁を乗り越えた、そういうすばらしい底力があるものと実感をしておるところであります。引き続き、県政をめぐるさまざまな課題はあるわけですが、県議会を初め、多くの皆様と連携をしながら、県勢発展のために日々挑戦し続けてまいりたい、そのように考えております。

○田口雄二議員 もちろん、全てがうまくいったとは思いませんが、113万県民の現在と将来を託された知事です。たとえ少々の限界を感じても、英知を結集してその壁を突き破っていく覚悟がなければ、知事は務まらないと私は思っております。残された期間、全力投入をよろしくお願いいたします。

次に、保健所の対応についてお伺いします。

先ほど、ゴールデンウィークに各道の駅を訪ねたことに触れましたが、大にぎわいの「道の駅北浦」で、テントを張って出店していました元市議会議員の知人にお会いしました。大分県の「道の駅かまえ」の例を挙げて、「同様の取り組みをしたらどうか。お客さんにも喜ばれるし、売り上げも大きく上がるのではないかと持ちかけました。ところが、その知人は、「もちろんやりたいし、蒲江よりおいしいものを提供できる自信もある。にもかかわらず、保健所の許可がおりない。宮崎県の保健所は厳し過ぎる。大分県ではできることが、なぜ宮崎県ではできないんだ」と、ふんまんやる方ない表情で訴えてきました。実はこの不満はよく耳にする話で、3つの県にまたがり鮮魚を扱う私の同級

生も、「他県では何も言われないことが、宮崎県だけはだめなんだ。どうしてなんだ」と、よく愚痴をこぼしておりました。

先日、農家民泊で訪れた諸塚村のお母さんから、新たな事業を考えた中で、御出身の熊本県では当たり前のことが、宮崎県の保健所には高いハードルを突きつけられたと、「熊本ではいいのに何で宮崎はだめなんですか」と私に相談が来ています。

食品の提供となりますので、安心・安全でなければなりません。厳しいのは当然ですが、なぜ他県との違いで私どもに不満が届くのか、この基準は何に基づいて決めているのか、保健所の対応が県によって違いますが、本県独自の対応か、他県との違いがあるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 食品衛生法では、営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関する基準、及び施設に関する必要な基準を、都道府県等が条例で定めることになっておりまして、これを受けて本県では、食中毒防止の観点から、気候風土などの実情に照らし合わせ、基準を定めております。基準の運用に当たりましては、昨年、鮮魚販売について見直しを行いましたように、毎年度定期的に、また相談がありました場合はその都度、見直しの検討を行っております。具体的には、個々のメニューや品目ごとにリスク評価を行いまして、見直しが妥当かどうかの検討を行っております。お話のあった例がなぜあるのかにつきましても、今後、具体的な内容について把握し、研究してみたいと考えております。いずれにしましても、今後とも、引き続き県民の食の安全の確保を大切にしながら、一方で、食品衛生にかかわる状況変化にもしっかりと対応しながら、適切に基準を運用し

てまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 問題の多くは、職員と申請した県民とのやりとりに勘違いや説明不足があったり、うまく伝わっていないことが多いようですが、担当職員も丁寧にわかりやすく、説明をお願いしたいと思っております。食品衛生法にのっとり、衛生的で安全が第一であることは当然ですが、県によってその対応に違いがあるのは問題で、特に県境に近いところではその違いを目の当たりにしやすく、不満が出ています。控え目な県民に、高速道路等の環境変化でやる気が出てきています。そのやる気をそぐようなことはしてほしくないものです。

憲法を改正することなく解釈を変更することで整合性を持たせようとする安倍総理もいます。しゃくし定規に捉えて、だめ出しばかりするのではなく、もう一工夫すればクリアできる、もう一手間加えれば可能である等々の方策に知恵を出していただくよう、よろしく願いいたします。

次に、県北の医療事情についてお伺いいたします。

県当局の御尽力により、県立延岡病院は以前の危機的状況から格段に改善されました。しかし、延岡を初めとする県北の医療環境は依然厳しい状況にあります。延岡市は新規開業時に財政的な補助をしていますが、思うほど開業につながっておりません。よって、医師の高齢化が顕著になってきています。県立延岡病院とともに県北の医療の中核をなす延岡市医師会病院が、延岡市夜間急病センターの後方支援病院として御尽力をいただいております。しかし、今の医師会のマンパワーでは、連日の深夜帯の診療はできない状況です。また、小児科初期救急においては、延岡市医師会と日向入郷地区の市

町村、そして日之影町の医師が力を合わせて、準夜帯の診療を365日体制で維持しています。医師会会員も精いっぱい頑張っておりますが、救急体制を維持するのにきゅうきゅうとしている状況です。そこで、県立延岡病院から延岡市夜間急病センターへの医師の派遣はできないか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(渡邊亮一君) 県立延岡病院は、高度医療や救急医療の提供など、県北地域の中核病院として重要な役割を担っておりますが、神経内科など一部の診療科では休診が続いています。また、他の診療科でも医師数が充足していない診療科があるなど、大変厳しい状況が続いているところでございます。また、県立病院の医師の多くは、大学の医局から病院を指定して派遣いただいておりますが、県の判断で他の医療機関へ派遣することは難しい状況でございます。このため、現状では県立延岡病院からの医師派遣は困難な状況でございますが、県北地域の医療事情の厳しさは十分承知しております。今後とも、地元医療機関との連携を密にしながら、県立延岡病院が地域の中核病院としての役割をしっかりと果たしていけるよう、医師確保等による機能充実に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 大変厳しい状況で、医師会の先生方には大変御尽力をいただいております。大変ありがたいのですが、どこかで無理がたたると、体制が維持できなくなるのではないかと非常に心配をしております。残念ですが、引き続き県立延岡病院の体制強化をよろしくお願い申し上げます。

次に、県は医師不足対策として、宮崎大学医学部に県内の高校生をいかに多く入学させて、そのまま県内で臨床研修を実施していただき、

そのまま県内に医師として残ってもらうか、そのような政策を進めてまいりました。その一つが、平成18年に創設された宮崎大学医学部の地域枠です。この地域枠で入学した学生の卒業後の県内定着状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 宮崎大学医学部地域枠の医学生は、平成24年度に7名が臨床研修を開始しており、そのうち6名が県内で研修を行っております。同様に、平成25年度は10名のうち6名が、平成26年度は8名のうち5名が県内で臨床研修を開始しております。また、臨床研修修了後の状況ですが、平成24年度に県内で臨床研修を開始した研修医は、ことしの3月に研修を修了しておりますが、修了後は全員が県内の医療機関に勤務されております。

○田口雄二議員 地域枠で県外に行っている医師は、レベルの高いところで専門性を高めたいのは十分理解できますが、そのままスキルアップして、また宮崎に帰ってきてもらわなければなりません。宮崎県はあなたを必要としているんだと意識させるため、絶えず連絡を取り合う等、よろしくお伺いいたします。

同じ医師確保から、多額の県費を投入している自治医科大学についてお伺いします。例年2名から3名が入学しており、卒業後に、本県の中山間地の医師として地域医療を支えていただいております。この卒業生で、9年の義務年限を終了した後、県内で勤務している医師はどれほどいるのか、部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 本年4月現在で、自治医科大学卒の義務明け後の医師は総数で54名でございますが、このうち35名が、県内の公立や民間病院等での勤務医、開業医として活躍されております。県内定着率は64.8%と

なっておりますが、その内容を見ますと、第1期生から第10期生までの定着率は55%でありましたが、第11期生以降の定着率は71%と、近年は高くなりつつあります。

○田口雄二議員 最近、県内への定着率が上がっているようです。先ほどの地域枠入学の医師同様、県外にいる医師の状況をしっかりと把握し、絶えず宮崎を意識させることをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、東九州メディカルバレー構想の質問に移ります。

東九州メディカルバレー構想を本県の成長戦略として進めていただいております、大変ありがたいと思っております。また、かなり高いハードルであった地域活性化総合特区の指定を受け、財政的、税制的にも支援を受け、また規制緩和等もあり、研究開発が進めやすくなりました。特区指定後の国の評価と商工観光労働部長の評価をお伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 東九州メディカルバレー構想特区につきましては、昨年、内閣府により平成24年度の進捗状況に関する事後評価が行われ、その結果、おおむね順調かつ適切であるということから、5段階評価で最も高いAとの評価を受けたところであります。

本特区に対する私の評価であります。まず特区指定のメリットが生かされた成果として、規制緩和により、医療機器の開発スピードがアップするとともに、特区調整費を活用した大型の研究開発資金が獲得でき、画期的な医療機器の開発が進行中であること、また、宮崎大学に設置した寄附講座を中心に、産学官での医療機器の研究開発が活発化する中で、医療機器の中核企業3社が工場を増設するなど、産業集積

も確実に進みつつあること、さらに、国の関係機関の支援を受け、海外からの医療技術者研修を実施するなど、日本の医療技術の海外展開を目指した取り組みも具体的に進行中であることなどから、本特区については順調に推進できているものと考えております。

○田口雄二議員 国の評価も部長の評価も大変高いことが認識できました。全国の特区指定は35あり、そのうちのAランクが11ですから、このまま推移してほしいものですが、非常に順調にいつていることが確認されました。

東九州メディカルバレー構想の医療機器産業の拠点づくりを实践する宮崎県医療機器産業研究会を立ち上げ、今後の研究開発において中心となっていただく企業や団体が参加しています。この研究会の成果と取り組み状況について、部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 医療機器産業研究会につきましては、東九州メディカルバレー構想の医療機器産業の拠点づくりを牽引するため、平成23年10月に、ものづくり企業や支援機関を会員として発足し、医療機器産業への新規参入や取引拡大を目指して、医療現場の見学会やセミナーの開催、展示会出展などに取り組んでまいりました。

会員企業は、発足当初の約2倍の60社にふえ、樹脂加工や精密板金加工等を得意とする企業が相次いで新規参入に取り組んでおり、新たに医療機器製造業許可を取得した会員企業は3社となっております。また、県の補助制度等により、手術用の特殊な器具や内視鏡用の手術台など、産学官による研究開発も活発に進められており、中小企業の医療福祉分野への積極的な取り組みが進展しております。今後も、医療機器産業の一層の集積に向けて、同研究会の取り

組みを加速させていきたいと考えております。

○田口雄二議員 東九州メディカルバレー構想は県北が中心ですが、この研究会は県内全域の会員から構成されています。九州保健福祉大学と西都市の企業の世界初の画期的な医療機器の研究も、かなり進んでいると聞いております。一刻も早く製品化されまして、医療に大きく貢献してほしいものと思っております。

次に、東九州メディカルバレー構想に大きく貢献していただいている九州保健福祉大学が、新学部を来年4月開設の予定です。1学年定員が60名の生命医科学部生命医科学科で、臨床検査技師と細胞検査士の2つの資格を同時に取得できるのは全国でも7大学しかなく、九州では初の希少価値の高い学部学科となります。さらに、新学部とともに、がん細胞研究所も併設される予定で、がん幹細胞やiPS細胞のがん化など、先端の分野をメインの研究テーマとしています。この大学が新たな学部の設置を予定していますが、東九州メディカルバレー構想の推進との関連について、担当部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 今回、九州保健福祉大学では、御質問にありましたとおり、臨床検査技師及び細胞検査士を育成する生命医科学部の新設とともに、仮称ですが、がん細胞研究所を併設される予定であると伺っております。同大学では、現在も、臨床工学科を中心に、東九州メディカルバレー構想が掲げる人材育成や研究開発の拠点づくりなどに大きく貢献していただいているところですが、新学部の設置は、医療人材育成や研究開発の両面から、本構想のさらなる推進への追い風になるものではないかと期待しているところであります。

○田口雄二議員 この学科は全国でも珍しく、

九州では初めてです。がん細胞研究所の併設もあり、ノーベル賞の山中京都大学教授との共同研究などの可能性もあります。地域発展の鍵を握る施設になるかもしれません。この東九州メディカルバレー構想の大きな推進力を持っていると私は思っていますが、知事は東九州メディカルバレー構想推進のための九州保健福祉大学の支援に関してはどうお考えか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 九州保健福祉大学は、海外からの医療人材育成に大変熱心でありますし、臨床工学技士の育成環境も全国トップクラスにあるわけであります。県では今年度も、同大学を中心に、アジアからの医療技術者のための研修事業が実施できますよう、自治体国際化協会の支援事業に応募しまして、事業資金を確保したところであります。

また、同大学では、県内企業と共同で、世界初となる完全自動のたん除去システムの開発に取り組んでいるところでありますが、県では国に対し、研究開発資金として特区調整費が活用できるよう強く要望しまして、約8,000万円の研究費が確保されたところであります。

県といたしましては、今御指摘がありましたように、今回の九州初の学部設置が、東九州メディカルバレー構想の一層の推進に寄与するものと期待をしております。今後とも、国などへの要望・提案など、研究開発資金等の確保に精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 知事も、この大学——九州保健福祉大学ですが——そして新学部の設置に大きく期待していることは理解できました。東九州メディカルバレー構想が地域を大きく発展させ、今、問題になっております人口減少問題の

解決の一助となればと期待をいたしております。

次に、PED、豚流行性下痢について伺います。

県の畜産試験場川南支場で口蹄疫発生という大変不名誉な歴史がありますが、畜産農家を指導する立場でありながら、面目丸潰れでした。ウイルス対策として、その後、万全を期していたはずなのに、またしても発生してしまいました。そこで、川南支場同様に口蹄疫が発生し、今回もPEDが発生した農場はどの程度あるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 口蹄疫発生以降、畜産試験場川南支場における防疫対策の見直しはもとより、市町村や関係団体等と連携して県内の防疫体制の強化に取り組んできたところですが、結果として県内で発生が拡大したこと、さらには川南支場で発生したことにつきましては、まことに申しわけなく、大変重く受けとめているところであります。

お尋ねの口蹄疫の発生した農場で、今回PEDが発生した農場につきましては、現在のところ、川南支場を含め12農場でございます。

○田口雄二議員 12の農場で口蹄疫、またPEDが出たということで、つまり川南支場と同じように前回の教訓が生かされていなかったということだと、その証拠だと思っております。

また、もう1点気になるのは、以前の口蹄疫のときに、地域的に非常に農場が集中し過ぎているのではないかと、適正な密度はどうなのかということが出ておりましたが、また今回大きく広がっているというのは、それもまた見直しをしていく必要があるのではないかと考えております。本県においては少し鎮静化の方向にあるようですが、ここで気を抜かずに徹底的に防除

に努めていただきたいものです。改めて、今後の川南支場や県内農場のPED防疫対策をどのように考えているのか、部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現在、川南支場や県内におけるPEDの発生要因等を究明するため、宮崎大学の協力をいただきながら疫学調査を行っておりますが、今後、これらの調査結果等も踏まえ、さらなる防疫強化に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、引き続き、情報の共有化や研修会等による農家の防疫意識の向上に努めまともに、家畜防疫員による農場巡回において、これまでの飼養衛生管理基準に加え、PED対策として実施いたしました各農場の自己チェックシートに基づき、よりきめ細やかな防疫指導を行うこととしております。また、屠畜場等の畜産関係施設における運搬車両等への消毒の徹底や、ワクチンの適正接種の推進などを行い、県全体の防疫レベルのさらなる向上を図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 このPEDの件で職員の方といろいろやりとりをしておりましたら、「実は、PEDを話題にすると、ぽっと出たりするんです」と言って、非常に心配しておりましたので、きょうはこの話をしましたけれども、出ないことを祈っております。うわさをすれば出てくるというところがあるみたいですので、職員の皆さんも非常にびりびりしておりました。

次に、教育行政について質問いたします。

地域の医療や先端技術産業の将来を担う人材育成を目指して、延岡高校に定員80名のメディカル・サイエンス科が3年前に設置され、今春、第1期生が卒業していきました。大きな期待を受けてスタートいたしました。その進学状況について教育長にお伺いをいたします。

○教育長(飛田 洋君) 延岡高校のメディカル・サイエンス科は、御質問にもありましたように、地域医療を担う人材の確保という地域の課題や、東九州メディカルバレー構想を支える高度な科学的識見を持った人材の育成が求められることなどを踏まえ、平成23年に本県で初めて設置したところであります。その理念の実現のため、日常の授業の充実はもとより、地域の方々の御理解、応援を得て、病院や地域最先端企業でのインターンシップを実施したり、さらには設定した課題を解決するため、みずから研究する探求的な学習に取り組ませたり、少人数での指導の充実を図るなど、一人一人の個性に応じた質の高い学びを提供してきたところであります。

この春卒業したメディカル・サイエンス科1期生の進路、進学状況につきましては、1期生卒業生83名の7割以上、62名が現役で国公立大学に合格いたしております。また、医学系大学で見ますと、宮崎大学医学部医学科の2名合格を初め、薬学部にも9名など、22名が合格いたしております。さらに、いわゆる難関大学と言われる大阪大学に5名、九州大学に5名が理工系学部を中心に合格するなど、一定の成果を上げてくれたものと思っております。

○田口雄二議員 非常にいい結果であったとの報告でありました。また、かなり難しい大学にも進学したようです。これだけ話題性のあった特別クラスでしたので、このメディカル・サイエンス科は、延岡高校全体にも大きな相乗効果があったのではないかと思います。延岡高校全体の進学状況にどのような影響を与えたのか、再度、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 延岡高校におきましては、メディカル・サイエンス科で実施してい

る、これまでにないスタイルの学びを普通科にも取り入れ、普通科生徒も、病院での医療体験研修や大学の教授を招いての出前講座に、メディカル・サイエンス科とともに参加するなど、これまで以上に、自分の将来を考える機会やお互いを高め合う機会を多く設けてきており、指導に当たる教職員の意識の高揚、生徒全体の学ぶ意欲の高まりも感じているところであります。それらの取り組みによって、多くの生徒がそれぞれの進路目標を達成するなど、進学実績にもよい結果があらわれてきております。

具体的には、これは一つの目安ではありますが、国公立大学合格者数で見ますと、今春が、ここ10年で最高の合格者数、最高の合格率——以前は1学年7クラスあった時代もあるんですが、今は6クラスです。それでも7クラスの時代より合格しているというような状況がありまして、2つ設置している学科の生徒が、ともに学び、切磋琢磨することにより、さまざまな相乗効果が出たものと考えております。

○田口雄二議員 メディカル・サイエンス科の設置は、学校全体に非常に大きないい影響を与えてくれたものだと思っております。子供たちを支えていただきました先生方に、心から感謝を申し上げたいと思いますし、成績のいい子が宮崎に流れるのを食いとめることにもなるのではないかと思います。ただ、県北では延岡高校ひとり勝ちでも困りますので、地域全体の底上げも、どうかよろしく願い申し上げます。

一応用意しました質問は全部申し上げましたが、最後に、きょうはいろいろ高速道路のことを申し上げましたが、内心は本当に感謝を申し上げております。今までと違いまして、さっき言いましたように、時間の読める行動もできる

ようになりましたし、実は前も話しました、私のいるところの東海小学校というところは、県内で修学旅行をしておるんですが、今回は高速道路を使ったことによって、より有効な時間ができましたので、さらに充実した県内の修学旅行を既に済ませております。今までになかったところでは、大学の医学部に行ってドクターヘリの視察等々もしているようでありまして、子供たちにも非常に大きな刺激があったようです。

ただ、高速道路は、まだ県南や九州中央自動車道はでき上がっておりません。私たちが喜んでいようなことを、ぜひこの地域の皆さんも享受できるように頑張っていかなければならないと思っております。今、大きなチャンスでもありますので、宮崎県の発展に大きくつなげていくように、ともに頑張っていまいましょう。

きょうはどうもありがとうございました。よろしくをお願いします。(拍手)

○押川修一郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時58分散会

6月13日（金）

平成 26 年 6 月 13 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の松村悟郎でございます。

地元高鍋町脇地区自治公民館婦人部、えりすぐりの選抜メンバーの皆様がお越しでございます。少しでも多くの皆様に傍聴に来ていただき、関心を持っていただくことは、議員にとりましても本当に張り合いのあることでございます。また、議会活性化、ひいては力強い県勢の発展につながると思います。きょうは朝早くから本当にありがとうございます。

さて、6月3日から5日にかけての豪雨で、本日お越しの脇地区の皆さんも土砂崩れで裏山が崩れるなど、大変御心配をされたことと思います。特に被害の大きかった川南町を流れる平田川周辺の花やトマト、キュウリを栽培される施設園芸農家の皆さん、大変な被害でございました。そのほか今回被害に遭われた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

きょうは、4年に一度の世界的なスポーツの祭典、FIFAワールドカップの開会式が盛大に行われました。私も朝4時には起きて観戦をさせていただきました。すばらしい接戦で、何よりも先発の主審を務めた西村審判ほか日本の審判団の皆さんにも、本当に感動しました。ワールドカップは、世界203の国と地域の予選を勝

ち抜いた32カ国が、頂点を目指して熱い戦いを行っています。日本代表の活躍にも大いに期待をしています。特に、我が宮崎県出身の伊野波選手の活躍も楽しみにしています。一説によると、世界で延べ300億人近くの人々がこのワールドカップをテレビを通じて観戦するというところでございます。政治や宗教、民族、地域などの課題を超越して、世界中の人々が一喜一憂し、感動を共有できるすばらしい平和の祭典だと思います。さらに、世界最大規模の経済効果をもたらすエンターテイメントでもあり、スポーツの持つ底力を体感できることを期待しております。

そこで、通告に従い質問をいたします。

まず、スポーツ観光についてであります。

先月5月31日、木の花ドームで行われました「みやざき県民総合スポーツ祭」の総合開会式に出席いたしました。オープニングのアトラクションで、日本武道の一つである杖道というのが演武されておりました。そのメンバーの中に、日南、串間などのALTなどで日本にいられた方々がいらっしゃいました。高鍋町でも松濤館空手の国際交流事業で、オーストラリアからの子供たちがホームステイをして空手の合宿をしています。このように我が県でも、武道を通じた海外との交流は、少しずつですが、進んでおります。

さて、空手が盛んな沖縄には、世界で通用する沖縄ブランドとの意気込みもあり、毎年約2,000人もの外国人の方が空手の修行目的で来られているそうです。さらに、空手道発祥の地・沖縄が、世界の空手の聖地となることを目指して、沖縄県知事がみずから会長となり、平成20年に振興会を立ち上げられております。本県も、武道に関してはたくさんの方の強みがあると

思います。武道をスポーツランドみやぎきの柱の一つとして積極的に取り組んでみたらどうかと思います。知事の所感をお伺いいたします。

以下の質問は質問者席のほうで行います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

スポーツランドみやぎきについてであります。今お話がありました本日開幕したワールドカップサッカーや、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、スポーツは今まさに全世界の注目を集めるものとなっております。この好機を捉えて本県では、「東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」を立ち上げまして、スポーツ大会、合宿の誘致や外国人誘客の強化など、全県を挙げて「おもてなし環境」を磨き上げて、世界に発信する取り組みを進めているところであります。

御提案のありました武道であります。都城市において、全国弓道大会がことしで27回目を迎えているほか、延岡市で井上康生監督率いる柔道男子日本代表の合宿や、椎葉村で貴乃花部屋などの合宿が行われております。また、今月には、シンガポールの剣道ナショナルチームの合宿が宮崎市で予定されているなど、武道はスポーツランドみやぎきの重要な柱の一つであると受けとめております。

また、先日、俳優の藤岡弘さんと意見交換する機会があったわけですが、武道というもの、その精神が海外でも非常に高く評価をされ、また尊敬の念を持って受けとめられる、そのような話がございました。

武術としての側面のみならず、まさに礼節を重んじ、心技一体として人格を磨いていくとい

う精神的な部分というものも高く評価され、これが人づくりにもつながり、また海外にも発信できる要素ではないかというふうに受けとめておるところでございます。今後とも、スポーツランドみやぎきにつきましては、全県化、通年化、多種目化を進めてまいりたいというふうに考えておりますが、武道につきましても、その一環として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○松村悟郎議員 本県でも、弓道の全国大会を27回も開催している都城市、弓の産地でもありますけれども、本当にすごいと思います。このように、本県にも武道が地域活性化のチャンスになる事例はまだまだあると思います。そこでまず、武道をスポーツ観光の柱にするための風土が本県にあるのか、県民に親しまれているのか、その環境確認のために幾つか質問をさせていただきます。

まず、本県の学校教育での武道教育の現状と、中体連、高体連等での武道の成績、競技活躍について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 平成25年度の県内公立中学校での武道の実施状況について申し上げますが、学校によっては複数種目実施しているところもありますので、延べ数であります。柔道が98校、剣道が37校、相撲2校、弓道2校、なぎなた1校での実施となっております。

武道競技の過去3年間の実績を申し上げますと、中学校ではJOCジュニアオリンピックカップ全国中学校弓道大会の団体優勝など、全国規模の大会において、本県から8団体、15個人の入賞がありました。高等学校では、全国高校総合体育大会空手道競技の団体優勝など、18団体、37個人の入賞がありました。このように、本県の武道各種目の競技力は高く、毎年、

全国規模の大会において、宮崎の中学生、高校生が活躍してくれておりまして、選手諸君、そして指導者の皆さん、関係者の皆さんの御努力に心から敬意を表するものであります。

○松村悟郎議員 本県の武道の競技力は、全国に通用するということをございました。高等学校では、過去には弓道、剣道、団体で全国制覇をしております。柔道に関しても個人で優勝しております。本当に輝かしい成績だと思えます。武道に対する教育の状況や武道家の育成環境には問題ないようです。

次に、本県での武道競技全国大会などの開催実績と大会誘致の取り組みについて、お伺いたします。

○教育長（飛田 洋君） 武道の全国大会の本県開催につきましては、先ほど知事の答弁にありました都城弓まつり全国弓道大会のほか、一昨年は、剣道の日本三大大会の一つと言われております全日本東西対抗剣道大会が開催されております。また、九州大会につきましては、県武道館だけでも年間10回程度大会が開催されております。

県武道館等を有効に活用した全国規模の大会の開催や県内合宿の誘致を進めることは、レベルの高い大会へ選手として参加できる機会の増加や、試合の観戦により学ぶ機会がふえることにもなりますので、本県全体の競技力向上にも寄与することが期待されます。また、日本の伝統文化の尊重や礼儀作法の習得など、教育的効果も大きいものと考えております。さらに、他県の選手・役員の皆さんとの交流等を通して宮崎のよさをアピールすることもできますので、地域の活性化や経済効果も期待できるものと考えております。

○松村悟郎議員 九州大会、全国大会の実績も

あります。県武道館だけではなくて高千穂町の武道館でも大会が開催されると聞いています。誘致環境も申し分ないと思います。

さて、世界のスポーツはそのほとんどがヨーロッパの文化ですが、日本発祥の武道では柔道がオリンピック競技にもなり、世界中に競技人口が広がっています。また、そのほかの武道でも世界中に愛好家がいると聞いております。そこで、本県の競技人口、全国、そして世界の現状について、教育長にお伺いたします。

○教育長（飛田 洋君） 本県の武道の競技人口は、宮崎県体育協会に加盟しております武道関係団体の登録者数で申し上げますと、剣道競技の2,119人、弓道競技の2,034人、柔道競技の1,743人を初めとして、相撲、空手道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道競技を含めまして、8,113人です。また、日本武道協会の資料によりますと、概数ではございますが、日本国内で約240万人、海外では約7,000万人の武道愛好者の方がおられます。

○松村悟郎議員 海外での武道愛好者7,000万人、本当にすごい数字だと思います。この7,000万人が潜在的なお客様、つまりターゲットになります。

これから、特に剣道に特化してお伺いをいたします。ことしの2月20日から22日にかけて、フランスのパリで国際交流支援機構（JET A）主催の「宮崎の神話と剣道」という講演会と、日本武道宮崎主催の「パリで宮崎を感じる1日」というイベントが開催されました。宮崎から、神話の話をされる観光ボランティアの方や宮崎日仏文化協会の華道や茶道の先生、剣道の演武をされる方などが直接パリに向かわれて、フランス剣道連盟の協力を得て、剣道を中心とした日本文化や民話など宮崎のPR活動を

行っています。このイベントについて、本県も後援をしていただき、また観光パンフレットなども直接パリに送っていただいております。県が後援した意義とこの企業の取り組みについてどのように感じられたのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 日本武道宮崎が主催されました「パリで宮崎を感じる1日」につきましては、本県の伝統的工芸品である日向剣道防具の販路拡大に資するとともに、本県の神話や文化についての理解を深める意義があるとして後援を行ったところであります。また、本県の伝統的工芸品を取り巻く状況が厳しい中、県内の企業が、国内はもとより海外において積極的に販路拡大に取り組まれるとともに、剣道を通じた伝統文化の発信も行っていることについては、大変心強いと感じたところであります。県といたしましては、今後とも、伝統的工芸品を含め、県産品の振興に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 今回、パリでイベントを主催された多田さんは、「世界でも有名になった武士社会の名残とも言える日本独自の文化である剣道と、剣道具や木刀、弓具などの国内最大の生産量を誇る宮崎県、多くの神話や現代剣道の三大源流の一つの発祥の地鶴戸神宮など、宮崎が誇る地域資源を海外で知ってもらいたいとの思いです」と話されています。宮崎県の武道に関する環境は本当に素晴らしいと思います。若い武道家育成状況も、受け入れる施設環境もそろっており、宮崎、高千穂の武道館、都城の防具生産現場、日南の鶴戸神宮訪問など、武道家にとって魅力的な観光ルートもすぐにでもできそうです。後は発信するだけではないでしょうか。そこで、海外で展開されているクールジャ

パンで人気が出ている剣道を宮崎の新たな観光資源として生かせるのではないかと思います。知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど議員が指摘されましたパリでのイベントにつきましては、パリの自治体国際化協会の所長として私の総務省の後輩が行っておりまして、フェイスブックを通じてそのときの様子の情報が来たわけでありませんが、大変関心、注目を集めておったということで、手応えを感じたところでございます。こうしたヨーロッパを初め海外では武道に対する人気が高まっておりまして、武道を切り口とした海外への情報発信というものが、日本の魅力を世界に発信するクールジャパン戦略の柱の一つであり、非常に重要なものとなっているというふうにとらえております。

武道に関連して、私、四半的というものを海外の皆さんに対する一つの敷居の低いエンターテインメント性も含めたものとして何とか活用できないかという思いはあるわけですが、今の御指摘の剣道も、話がありましたように、剣法発祥の地と言われる鶴戸神宮を有しているということ、そして防具製作が盛んな本県にとりまして、観光振興、さらには海外からの誘客という観点からアピール力を持ったものでありまして、議員の御提案は大変興味深く受けとめたところであります。本県におきましては、こうしたスポーツを初め、神話・伝説や花、食など、さまざまな切り口で地域の宝を生かした観光の振興に取り組んでいるところではありますが、武道、その中でも剣道ということも含めて、今後、多様な視点とアイデアを取り入れながら、地域の魅力向上に努め、誘客の促進を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ここで一つの記事を紹介いた

します。日本を世界に発信する、日本のブランドを売り込む「Discover Japan」という雑誌がございます。この1ページにあります。経済産業省が推奨するクールジャパンのプロデューサー渡邊賢一氏が「Discover Japan」4月号に掲載された、「外国人武道家の日本への心の旅」という記事です。「現在、武道家を志し、入門する外国人は年々増え続けている。世界の武道家人口の方がマジョリティーであることは、今や常識。(彼らは)日本に精神的な探求の旅に訪れている。世界の武道家の中では特に宮崎県が人気だ。生涯愛用する武具と出合える憧れの産地。神話に残る武神の息吹に武士道のいにしえを感じる要素が重なり、宮崎を聖地化している。「武士道の国」日本として、日本各地の武道の聖地を再編集化してゆくことが必要ではなかろうか」と書かれています。今こそ、剣道を本県のすばらしい資源としてアピールする、まさにチャンスが到来しています。みんなで宮崎の資源に、さらに磨きをかけてまいりましょう。

きょうは、今お話のあった宮崎日仏文化協会の方、そして世界17カ国で我が県の武具を販売され、宮崎を発信されている多田さんも、多分傍聴に来ていただいていると思います。御紹介だけさせていただきます。

次の質問に移ります。災害に強い河川整備。

まずは、県管理河川の地震・津波対策についてであります。東日本大震災の教訓を踏まえ、政府の中央防災会議では、新たに2つのレベルの津波の考えを示したところであります。このうち、数十年から100数十年に一回起きるような発生頻度の高いレベル1の津波については、河川管理施設を初めとするハード施設で防御することが基本とされています。政府の地震調査委

員会は昨年の5月、南海トラフにおけるマグニチュード8以上の地震が、今後30年間に60～70%の高い確率で発生すると評価しております。日向灘に流れ込む県管理河川の地震・津波対策が喫緊の課題であります。

このような中、大淀川や小丸川など国管理の一級河川では、堤防の補強工事やかさ上げ工事が既に行われております。また県では、ことしの3月に、レベル1津波の対策が必要な箇所について公表したところであります。今年度から、県内の14の河川について新たに地震・津波対策の事業に取り組むと伺っております。そこで、まず初めに、県管理河川の地震・津波対策が必要な箇所をどのように選定したのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 県管理河川の地震・津波対策が必要な箇所の選定につきましては、まず、過去に発生した地震や今後想定される地震をもとに津波高の計算を行いまして、本県での実績津波高を参考にしながら、レベル1津波の水位を設定したところでございます。その後、L1津波による浸水想定を検討を行い、家屋等の浸水が想定される箇所を要対策箇所として選定し、公表したところでございます。

なお、要対策箇所のうち、清武川を初めとします14水系につきましては、河川単独で事業効果を発揮できるため、今年度から新たに津波・高潮・耐震対策河川事業に着手したところでございます。

○松村悟郎議員 津波対策については、本当に今、非常に確率が高いということでございますので、一日でも早い整備が必要でございますけれども、県管理河川の要対策箇所における整備の方法、あるいは今後どのようなスケジュールで整備が行われるのか、そしてその費用をどの

程度見込んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 河川の要対策箇所につきましては、今後、調査設計を行い、堤防のかさ上げや液状化対策、水門等の新設や自動閉鎖化などを実施していくこととなります。

今後の整備スケジュール等でございますが、今年度から事業に着手する14水系につきましては、事業期間約10年、総事業費は約130億円を見込んでおります。また、海岸事業と一体となって取り組む必要がある17水系につきましては、事業の実施に必要となる海岸保全基本計画を今年度中に改定し、整備優先度の高い箇所から順次取り組む予定でありまして、事業期間や事業費の詳細については、今後検討することとしております。県といたしましては、近い将来、高い確率で予測されております南海トラフの地震発生をしっかりと見据え、スピード感を持って地震・津波対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

6月3日から5日、児湯郡、日向地区、県北延岡地区、集中的な豪雨が起こりました。海岸地域に限定されていたのではないかと思いますけれども、大きな被害の中で、河川の護岸決壊あるいは越水等が地元の児湯郡内でも多々起こっております。そこで、まず初めに、今回の豪雨による公共土木施設及び農業関係の被害状況について、県土整備部長、農政水産部長、それぞれにお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 6月3日から5日の豪雨による公共土木施設の被害状況につきましては、調査途中の段階ではござい

が、現在のところ、県、市町村合わせて132カ所、約14億5,000万円となっております。このうち河川災害は70カ所の約7億8,000万円、道路災害は62カ所の約6億7,000万円となっております。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農業関係の被害につきましては、児湯及び東臼杵管内を中心に県内各地で発生しており、現在、被害状況の把握に努めております。このうち農作物等の被害につきましては、冠水や土砂流入等により、カボチャ、スイートコーン等の野菜、飼料作物及び水稻に被害が発生したほか、鶏の溺死、あるいはハウス及び鳥獣侵入防止柵等の損壊を確認したところでございます。また、農地及び農業用施設につきましては、調査途中ではありますが、現在のところ、農地災害が128カ所の1億4,100万円、農業用施設災害が51カ所の5,500万円で、合わせて179カ所の1億9,600万円となっております。

○松村悟郎議員 先週、被害があったわけでございます。私も何度か現地の方に伺ったのですがけれども、緒方部長には土曜日の休みの日、こちらから要請もしていないのにバイクでわざわざ被災現場のほうに来ていただきまして、ありがとうございます。本当に喜ばれておりました。

さて、地元の方によれば、今回のような集中豪雨は初めての経験ですというお話をよく耳にします。ただ、全国的な気候変動により、これは今後頻繁に発生することが懸念されております。特に川南町を流れる平田川については、今回の豪雨で大きな被害が発生したところであります。私も現地を何回か調査しましたが、河川の護岸の被災や河道内に堆積している土砂等を確認したところであります。そこで、平田川に

おける災害復旧事業の進め方と、河道内に堆積している土砂についてどのように対応するのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 平田川におきましては、延長約1.7キロメートルにわたり護岸が決壊するなどの甚大な被害が発生したところであります。このうち被害の拡大防止が必要な箇所につきましては、土のう積みなどによる応急対策を実施しますとともに、流木につきましても、町と連携して撤去したところでございます。本復旧につきましては、速やかに、国の災害査定を受けるため、現地の測量や設計などの準備を進めるとともに、災害復旧工事の早期完成に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。また、平田川の河道内に堆積している土砂につきましては、再び越水するおそれがある箇所につきまして除去する予定にしております。

○松村悟郎議員 まだまだ梅雨時期、雨の心配もございますので、応急的にできるところは速やかに、処置のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

次に、河川の維持管理について質問します。町なかの住民の生活空間の一部となっております小河川では、パートナーシップ事業で地域住民みずからが作業し、草刈りなど管理を行っているところがあります。私自身も「水辺の会」で参加しており、パートナーシップ事業は、河川を身近なものと感じるとてもよい事業だと思います。しかしながら、河床部に堆積土砂がたまっていることで草刈りが大変困難で、管理しづらい状況にもあります。堆積土砂の除去をいただければ、引き続き河川内の環境改善に努められると思います。また、管理用道路を舗装することで、草刈りのための軽トラックや機

械搬入が容易にでき、地域住民が管理しやすくなり、さらに遊歩道として市民の利用が多くなり、ごみ問題も少なくなります。何より、市民に親しまれる河川になるのではないかと思います。そこで、県として、地域住民が親しみを持って草刈り等を行っている町なかの小河川については、作業をしやすくするための堆積土砂の除去や管理用道路の舗装などを行うことはできないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 河川内の堆積土砂の除去につきましては、家屋の浸水のおそれがあるなど、治水上支障となる箇所を優先的に実施しているところではありますが、町なかの小河川におきまして、河川に親しむために整備した階段や散策路が堆積した土砂により利用が困難になっている場合には、市町村や地域住民の意見を伺いながら、堆積土砂の除去を検討してまいります。また、管理用道路につきましては、地域の実情や利用状況などを総合的に勘案しながら、舗装も含め、どのような整備手法が望ましいか、今後検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。太陽光発電についてであります。

本県は、日本一と言っていいほど温暖な気候に恵まれ、豊かな森林、水資源、日照時間、自然エネルギーを活用した取り組みには最も適した環境にあります。宮崎県も新エネルギービジョンを策定し、積極的に導入促進が図られています。さらに、平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始され、導入の動きはさらに加速され、特に太陽光発電の普及

は目覚ましいものがあります。そこで、本県の住宅用太陽光発電の設置状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 国の外郭団体であります一般社団法人太陽光発電協会によりまして、データが残る平成17年度末の7,296件に対しまして、平成25年度末は2万9,272件と、約4倍の伸びとなっております。また、世帯普及率であります、本県は6.4%となり、7.5%の佐賀県に次いで全国2位となっております。

○松村悟郎議員 随分、家庭用も進んでいるようでございます。今後とも、さらに推進をよろしくお願ひしたいと思います。

住宅用の太陽光システム、これも本県は直接、補助制度というのが行われておりました。これも25年度で終わりと伺っております。そこで、その影響というのも心配されるわけがございます。本県の住宅用太陽光発電の普及、今後の見込みと、さらに導入促進のための施策、考え方について環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 本県は、全国トップクラスの日照時間や快晴日数など、太陽光発電に非常に適した条件となっておりますことから、今後も、固定価格買い取り制度が継続されるとともに、設置費用が低下していく状況にあれば、引き続き普及が見込まれるものと考えております。県といたしましては、住宅用太陽光発電システム融資制度によりまして支援するとともに、設置後のメンテナンスの方法など、必要な情報の提供を行い、今後とも導入の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次は、産業用の太陽光発電についてであります。本県のメガソーラーは、都農町のリニアモーターカー試験場跡、これは話

題になりました。その後、固定価格買い取り制度が導入されて、県内至るところで設置が進んでおるとお思います。そこで、本県のメガソーラーなど、産業用（非住宅用）太陽光発電の設置状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 経済産業省の認定を受け、現在稼働しております10キロワット以上の太陽光発電は、平成26年2月末現在、件数で2,611件、出力で16万8,953キロワットとなっております。このうち1,000キロワット以上のメガソーラーは、件数で22件、出力で3万5,205キロワットとなっており、固定価格買い取り制度が開始された平成24年7月以前に比べますと、出力は約9倍に伸びているところでございます。

○松村悟郎議員 太陽光発電の普及は、本当に目覚ましいものがあると思います。そこで、幾つかの課題が出てきていると聞いております。九州電力高鍋営業所管内では、今回の価格買い取り制度の見直しなどの影響で、予想以上の連系申し込みがあります。太陽光発電を希望する事業者の皆さん、4月から連系を保留する状況になっているそうです。県内では、同様の案件が都城営業所管内でも起こっていると聞いております。そこで、太陽光発電の系統連系に係る課題と今後の方策等について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 系統連系につきましては、限られた地域に連系が集中いたしまして、電線や変電所の容量を超える電力が生じる場合には、変電所等の改修工事が必要となります。これらの工事費用につきましては、太陽光発電の設置事業者の負担となることや、その工事に長期間を要することから、売電開始時

期がおくれることが大きな課題と考えております。このため、県といたしましては、九州電力と連携しながら、支障のある地域等の情報の提供や必要な事務手続などについて助言を行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 かなり広い範囲で今、接続ができていないようでございます。高鍋営業所管内は、佐土原から美々津あるいは西都地域まででございます。都城営業所は、都城から小林、えびの周辺まで管轄をしているということでございます。どうぞよろしく九電と協議をお願いしたいと思います。

次に、経済効果についてであります。太陽光発電所は、設置した後、そこに従事する人員は必要なく、雇用の点では効果が少ないと言われております。一方、大量のパネルの組み立てや基礎工事、電気工事などの工事関係の仕事を創出するとともに、大変大きな設備投資がなされています。また、パネルやパワコンなどの設備更新、保守点検作業といった新たな仕事も創出されます。さらには、設備に対しての市町村への税収も期待されています。そこで、太陽光発電設置に伴う地域への経済効果について、特に太陽光発電の投資額と市町村の固定資産税収入について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 太陽光発電の設置に伴います県内への投資額は、経済産業省が公表しております資料等から、固定価格買い取り制度以降の施設で推計いたしますと、県全体で700億円程度となります。また、固定資産税につきましては、県内22カ所のメガソーラーで推計いたしますと、県全体で9,000万円程度となります。

○松村悟郎議員 市町村の固定資産税、9,000万円ということでもございましたけれども、メガソ

ーラー以外の産業用発電は、正確ではありませんけれども、私のほうで概略、計算してみたところ、来年度、市町村に落ちる1年の固定資産税、6億円になると思います。太陽光の場合には17年償却ということですので、当然、償却資産税ですから年々減っていくわけでもございますけれども、市町村に対する税収というのはかなり大きなものが期待できると思います。

次に、環境に優しく安全で安心なエネルギーとして、新エネルギーへの県民の期待は大きく、1年前倒しで改定された現在の宮崎県新エネルギービジョンは、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画であります。本県の積極的な導入促進や固定価格買い取り制度の影響により、九州電力によりますと平成26年3月末で32万キロワットの発電が開始され、また現在建設中のものなど、本申し込みの案件を入れますと既に72万5,000キロワットになり、平成32年度目標70万キロワットを上回る導入規模が予想されます。また、ビジョンによりますと、見直しは平成29年度とされていますが、本ビジョンに大きな影響を与える動向を踏まえ、必要に応じてビジョンを見直すということもございませう。そこで、さらなる新エネルギー導入を促進するためにも、新たな目標を設定するなど、新エネルギービジョンの改定も必要ではないかと思っております。知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 太陽光発電につきましては、固定価格買い取り制度の運用開始後、急速な普及が進んでおり、今、具体的な数字も示していただいたところでありますが、国が認定している施設が全て稼働した場合には、県の新エネルギービジョンの導入目標であります平成34年度までに70万キロワットという数値を、

その時点で上回ることとなります。しかしながら一方で、用地確保や資金調達の不調などにより国が認定を取り消すケースでありますとか、先ほどの系統連系の問題などにより事業を断念するケースも多く出てくるものという変動要因などもあるわけでありまして、もちろん基本的に、積極的に取り組むという基本姿勢を保ちつつも、新エネルギービジョンにつきましては、中間年である29年度中に改定することとしておりますので、太陽光を初めとする新エネルギー全体の導入実績を踏まえながら、導入目標の見直しについても、その時点で検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 太陽光、自然エネルギーの促進は大事でございます。もう一つ大事なことは、一昨日の新聞にも載っておりましたけれども、何といたっても自然豊かな宮崎県の景観が重要でございます。景観とのバランスをしっかりと考えた導入計画も必要だと思います。

次に、電気自動車についてであります。低炭素社会の実現と地球環境の保全にも寄与することから、クリーンエネルギー自動車として電気自動車の普及促進を図ることが宮崎県環境計画にも明記され、私も大いに期待しております。しかしながら、車両がガソリン車と比較して高価なことや、何よりも充電スタンドの整備が進まないことなどが普及が進んでいない原因だと感じております。そこで、本県の電気自動車の普及状況と購入支援策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 本県での電気自動車等の普及台数は、九州運輸局によりますと、平成25年3月末現在で電気自動車が222台、プラグインハイブリッド自動車が88台の合計310台となっております。また、電気自動車等の購

入支援策といたしましては、国のクリーンエネルギー自動車補助金があるほか、県におきましては、自動車税の軽減措置を行い、その普及促進を図っているところでございます。

○松村悟郎議員 それでは、進まない原因の充電スタンドの設置状況と導入支援策について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 充電インフラにつきましては、現在、県内に36カ所が設置されており、これに計画申請中の45カ所を加えますと、来年10月末までには81カ所となる見込みであります。また、充電インフラの導入支援策といたしましては、国の次世代自動車充電インフラ整備補助金により設置費用の3分の2の補助があるほか、残りの3分の1につきましても、一定の条件を満たせば民間の支援制度を活用することが可能となっております。県といたしましては、市町村や事業者等に対しまして、補助制度の情報提供を行い、充電インフラの整備促進を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。県の充電施設整備は365カ所ということでございますので、その目標どおりに達成すると電気自動車はさらに普及するのではないかと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

次の質問です。環境に優しい農業の取り組みについて。

農業は本県の基幹産業であります。農業を取り巻く情勢は、高齢化の進行や担い手の減少、また国内外の産地との競争が激化するなどの諸問題があり、大変厳しい状況にあります。このような中で、産地におきましては、農業の構造改革を進めるとともに、他産業との連携を進めるなどの取り組みにより、農業・農村のポテンシャルを生かしながら力強い農業を目指す必要

があります。一方で、国民や県民の環境に対する関心が高まる中、農業分野における地球温暖化の進行に伴う産地への影響が懸念されています。農業は環境と一体の産業であり、環境への負荷を低減する農業を確立することが、将来の環境保全への貢献につながるものと考えております。実際に私の地元の児湯地区では、畜産が盛んな地域でありますので、畜産と園芸が連携した地域内での耕畜連携に多くの方が取り組んでいらっしゃいます。このような取り組みを支援していく必要があると思いますが、環境に優しい農業への県の取り組みの考え方について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県ではこれまで、環境への負荷を低減し、将来にわたって持続的な農業生産を発展させるために、土づくりを基本として土壌診断に基づく適正施肥や、化学合成農薬の使用を低減する栽培の取り組みを推進してまいりました。一方で、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっている中、消費者ニーズへの対応がますます重要になってきております。このため、県におきましては、平成24年3月に「みやざき環境保全型農業推進プラン」を策定し、環境保全型農業による農業経営の安定化と日本一安全・安心を届ける仕組みづくりという2つの視点に基づき、環境保全型農業の実践による新たな成長産業化への取り組みを進めているところであります。

○松村悟郎議員 次に、「みやざき環境保全型農業推進プラン」における取り組みについて質問します。環境に優しい農業には、肥料の適正な利用がありますし、ほかにも耕畜連携による地域資源の有効活用があります。それぞれいろいろな取り組みがあると思います。しかしながら、例えばであります、化学肥料や化学合成

農薬を低減する取り組みは、温暖で日照条件に恵まれている本県のポテンシャルを生かすことにつながりますが、一方で病害虫の発生のリスクがあり、取り組みがたい要因があるのではないかと思います。これを克服するためには、産地の努力と工夫が必要とされています。そのことが十分に消費者に伝わりにくいために、市場での評価や農産物の価格に反映されにくい現状があります。そこで、みやざき環境保全型農業推進プランにおける具体的な取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） このプランにおきましては、環境に優しい農業や攻めの販売戦略等、5つの基本方針を掲げております。その中で、特に環境に優しい農業につきましては、適正な栽培管理に加えまして、天敵や微生物殺菌剤等を積極的に利用する総合的作物管理、いわゆる宮崎方式 I C M の普及を進めております。また、攻めの販売戦略としては、農業生産活動の各工程について点検や評価を行う農業生産工程管理、いわゆる G A P につきまして、平成26年度から、みやざきブランドの認証基準に位置づけまして、販路の拡大につなげていくといった具体的な取り組みを行っております。

○松村悟郎議員 本県の農地の半分を占める畑作地帯を中心に、平成23年、葉たばこ耕作から転換された方々、さらには最近の加工野菜の需要、これによりカンショ、バレイショ、里芋など、ポリマルチを使う面積が増加しております。回収するだけではなくて、ポリフィルムの排出量自体を減らす取り組みも必要だと思います。先ほど申し上げましたみやざき環境保全型農業推進プランでも、「農業用廃プラスチックの排出抑制に向けた取組を強化する」とあり、

具体的には「環境負荷の少ない資材への転換の取組を支援する」と記述されております。この内容に合致する資材として、微生物が分解して土に戻る生分解性マルチフィルムを、何とか県内でも普及できないものかと期待しているところでもあります。昨年の6月議会でも、普及に向けた取組みの質問をさせていただきました。まず、生分解性マルチフィルムの普及に向けて、県はこれまでどのような取組みを行ってきたのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県ではこれまで、農業団体等と連携して、露地野菜等の産地を中心に、生分解性マルチフィルムの実証展示圃を設置するなど、啓発に取り組めますとともに、研修会等を通じて、その効果について関係者に情報提供を行ってきたところでもあります。また、平成25年度からは、総合農業試験場畑作園芸支場におきまして、里芋を対象に、当該フィルムを用いた栽培の省力化に向けた試験に取り組んでいるところでございます。これらの取組み等によりまして、生産者の関心が徐々に高まりつつあります。昨年末には、カンショ、スイートコーン、ゴボウなどを中心に、約400ヘクタールで生分解性マルチフィルムが使用されているところでございます。

○松村悟郎議員 児湯地域では新富町、高鍋町、行政の皆さんも積極的に取組まれ、助成措置も組まれていると聞いております。先ほど、県内約400ヘクタールで利用ということではございましたけれども、児湯地域以外での活用に対してどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 露地野菜などを栽培する大規模な経営体が多い北諸県地域等におきまして、生分解性マルチフィルムを導入

することにより、カンショなどでフィルムを除去する労力を節減し、その労力を里芋など他の品目の栽培や収穫作業に振り向け、生産性の向上に活用している経営体が複数見られるところでございます。県といたしましては、このような事例や実証展示圃の成果等につきまして、生産者はもとより、市町村など関係機関・団体に対しまして、引き続き、研修会において情報を提供するなど、周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、東九州自動車道開通に向けた活性化対策についてであります。

宮崎一延岡間が開通し、本年度は大分まで、2年後は北九州まで、いよいよつながります。本県においても大分と共同でPR活動をするなど、観光客誘致に全力で取り組んでおられることだと思います。ただ、九州経済調査協会が発表されましたアンケート調査結果については、知事も述べられておりましたけれども、私も驚いております。開通効果への期待は九州新幹線並みに高い反面、開通に向けた民間事業者の取組みはほとんど展開されていないという状況でした。大分からは既に大型ショッピングセンターやリゾートホテルからのPRも始まっております。そこで、開通を見据えた民間ベースでの利活用を推進するための取組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 東九州自動車道の整備進展によりまして、九州の循環型高速交通ネットワークが形成されることは、東九州地域が浮揚する絶好の機会であると認識しております。このため昨年度、県では、開通を見据えた戦略的な取組みの必要性について、民

間等の方々を対象に、講演会や意見交換を実施するとともに、久保観光庁長官をお招きした「東九州の新時代を考えるシンポジウム」を開催するなど、その意義について機運醸成に努めてきたところでございます。一方で、そのような認識の厳しいギャップがあったという調査もございます。

今後、北九州までの開通を見据えまして、ビジネスチャンスの拡大がさらに期待できますことから、県といたしましては、北部九州における自動車産業関連企業の取引拡大のためのフロンティアオフィスの設置、また物流では、細島港など県内港の利活用促進のための支援の拡充、さらには福岡での観光・物産イベントの開催など、民間の事業者が主体的に取り組むための環境の整備を図り、攻めの姿勢で高速道の開通効果を最大限に発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

質問が残りましたけれども、質問時間が過ぎましたので、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日は地元の自治会の方や民生委員の方、そしてボランティア団体の方々にも傍聴にお越しいただいております。遠いところをまことにありがとうございます。

県政というものは、ふだんの生活からしますと、なかなか距離を感じる部分もあるかと思いますが、議員それぞれ各地元において地域の方々の生の声を聞いて、広範囲にわたる各種政策に活かしていくというのが基本ではないかなと考えております。ぜひ、執行部の皆様に

も、議会からの声にしっかりと耳を傾けていただければなと思っております。

さて、先ほども話がありましたが、けさはワールドカップの開会式がありました。ブラジルにおいては、非常に大きなお祭りでありますから歓迎されるかと思えば、一方では、ワールドカップに巨額の費用を投じるなら福祉や教育に回すべきという、住民たちの反発もあるという報道、ニュース等を聞いております。日本にいるとなかなかわからない他国の現状というものだと思います。

我が国においても、そもそも健康、長寿、そういうものに対する人間の思いというのは、仏教の言葉をかりるならば四苦——4つの苦しみ、「生、老、病、死」というものもありますが、健康、生命というものに対する人間の思いというのは非常に重いものだと思っております。

宮沢賢治の「雨ニモ負ケズ」の一節に、「東ニ病氣ノコドモアレバ行ッテ看病シテヤリ、西ニツカレタ母アレバ行ッテソノ稲ノ束ヲ負ヒ、南ニ死ニサウナ人アレバ行ッテコハガラナクテモイ、トイヒ、北ニケンクワヤソショウガアレバツマラナイカラヤメロトイヒ」とあります。

「東ニ病氣ノコドモアレバ行ッテ看病シテヤリ」、子供の看病というもの、親にとって子供というものは大変かわいいものでありますし、私も子供がいますから、夜、熱が出て大変苦しそうにしていると、できるならばかわってあげたいとか、そういう思いになるのが親の心情じゃないかと思えます。

それに対しまして、県の施策としましては、夜間の小児救急や電話相談、出産に係る周産期母子医療センターの充実等を図っていただいているわけなんです、一部では夜間の救急に対

する軽症患者の受診率が高いという課題もあるかもしれませんが、先ほども申しましたように、親の子供に対する愛情というものは非常に深いものがあって、ある意味、やむにやまれぬものがあるのかという感じも受けます。

また、生まれてからのことである前に、まず出産という一つの大きなステージがあります。生まれるほう、赤ちゃんというものは、おなかの中からこの世界に出てくるという大きな命がけの出来事であるわけなんです、同じように母体、母親のほうも、みずからの生命を危険にさらしてでも出産するという命がけの自然の営みであります。

その中で、普通分娩、そしてまた異常分娩と申しますか、周産期医療の重要性、そこにお世話になる、そういう場合もあるわけなんです。数年前から注目されておりました宮崎県モデル、周産期医療においては、1,000人の赤ちゃんに対する宮崎県の死亡率というものが、平成9年では6.7だったものが平成18年では3.6と、全国トップレベルの水準にまで上がるという、全国から非常に注目される時期を過ごしてまいりました。

しかしながら、地域周産期母子医療センターでの実態においては、患者である母親等は開業医院とセンターとの間をひっきりなしに移動しなければならない。限られたベッドでありますから、それを効率的に運用していかなければならないという非常に大変な思いをしているものもありますし、また現場の先生方も24時間365日、看護師や助産師の方を含めて一生懸命取り組んでいらっしゃいます。そういった中で、帝王切開や手術をした翌々日には、また開業医の病院のほうへ転院しなければならないという、普通の手術のレベルでは考えられないような現

状ではあります。しかし、一人でも多くの命が助かればという、みんなで協力していこうというその思いに、患者の方々の協力も得られているのではないかとこのように感じております。

県のほうでは、昨年3月に策定しました宮崎県医療計画に基づいて、各医療圏域ごとに一定レベル以上の機能確保に取り組むとのことで、大学病院を初め、国立、県立、市郡医師会、民間病院などと連携し、ドクターヘリやドクターカーの導入等、医療施設の設備整備を図ってこられ、充実をしてこられました。その結果、本県の医療体制の充実が図られたわけですが、今後、その維持負担も考えていかなければなりません。このことについて知事の考えを伺い、壇上での質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県の医療体制についてであります。本県の医療体制につきましては、昨年3月に策定をいたしました宮崎県医療計画によりまして、5疾病5事業及び在宅医療の各分野ごとに、本県の病院の8割を占める民間医療機関も含めまして、医療資源の配置状況などを考慮しながら、その維持充実に取り組んでいるところであります。

具体的には、これまで、地域医療再生基金を1次から3次までで総額90億円確保することができましたので、これらを財源といたしまして、各圏域の医療機能を高めるため、大学病院を初めとした公的医療機関や、市郡医師会病院を初めとする民間病院などの施設・設備整備に対する支援を行いますとともに、各分野に共通する高度救急医療として宮崎大学のドクターヘリの運航支援や、今後の高齢化社会を見据えた

在宅医療・介護のネットワーク構築などを支援しているところであります。

医療体制の維持充実は、県民の関心も大変高く、強い要望が寄せられている分野であります。これまでも民間医療機関は、救急医療などにおいて大きな役割を果たしてきていただいているわけではありますが、今後とも、民間を含む県内の医療機関が担っている医療機能の維持充実が図られますよう、県医師会や宮崎大学などの医療関係者と十分連携・協議をしながら、本県医療体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 県病院3つ、宮崎、日南、延岡とあるわけなんですけれども、県西域においても国立病院や医師会病院等がありますが、何よりやっぱり民間の先生方が非常に協力的でなければ、こういったものは成り立っていかないというものが前提だと思います。どうぞ、開業医の方々のほうにも目を向けていただけるように、知事には要望しておきたいと思っております。

続いて、知事の一つの大きな政策の目玉であった100万泊県民運動についてお伺いしていききたいと思います。河野知事が提言されてから4年目となって、これまでも幾つかの質問が出てきたところでありますが、まず部長のほうに伺います。昨年度の「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」の取り組みはどのようなものだったのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 100万泊県民運動は、宮崎の魅力を見詰め直し、県内観光や交流の促進を図る取り組みとして、広い意味での地産地消の観点から県民運動として取り組んでいるものでございます。その推進に当たりましては、県民お一人お一人にこの取り組みの趣旨に御賛同いただき、実行に移していただくこ

とが重要だと考えております。このため、公共施設や各種イベント会場等における県民運動の企画展の実施、また県内旅行商品の開発支援、ホームページ等による県内観光地やイベント開催等の情報発信など、官民一体となって普及啓発に取り組んできたところでございます。

これらの成果の一つとして、昨年度は県民運動と連携しまして、民間の事業者の皆様がみずから実施する形で、県内宿泊を喚起する効果のある「県民限定 ディスカバー！宮崎 100万泊キャンペーン」が行われたところでございます。今後とも、関係部局や市町村、民間団体の皆様とより一層の連携を図りながら、県民運動の幅広い展開に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 私も「県民限定 ディスカバー！宮崎 100万泊キャンペーン」のポスターが目にとまって、非常に豪華なラインアップがあったという記憶があるわけなんですけれども……。その成果の一つとして実施されました「県民限定 ディスカバー！宮崎 100万泊キャンペーン」についてなんですけど、今回どのような取り組みで、内容、効果はどのようなものだったのか、同じく総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） このキャンペーンにつきましては、みやざき観光コンベンション協会と宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合が協力して取り組んだものでございまして、農家民泊も含めた300を超える宿泊施設が参加し、昨年8月からことしの1月までの半年間にわたり県内全域で実施されたものでございます。

また、この取り組みは、キャンペーン期間中に対象施設に宿泊した県民の方々を対象に、抽選で500名の方に県内の特産品等をプレゼント

するもので、参加施設を初め、観光協会や旅行会社、道の駅等へのポスターやチラシの配布、テレビ・ラジオのCMによる告知など、PRに努めたところ、約3,900名の方の御応募をいただいたと聞いております。

このキャンペーンの実施に当たりましては、県民向けの宿泊プランを新設した施設も数多くあったと伺っております、県民の継続的な宿泊につなげていくためには、大きなきっかけになったのではないかと考えているところでございます。県といたしましても、100万泊県民運動の推進に貢献する取り組みであったという評価をしておりまして、知事のCM出演や県の広報媒体を活用した告知など、積極的な協力を行わせていただきました。このように、県内周遊観光の促進に向け、民間主体の新たな取り組みにつながったことは、一つの大きな成果ではなかったかと考えているところでございます。

○二見康之議員 たしか口蹄疫復興基金のほうから800万ほどの予算を出されたというふうに伺っておりますが、800万の予算に対して3,900名の応募だと1人当たり約2,000円。どう考えるべきか、私にとってはちょっと高いのではないかという思いがあるんです。もっと一般の方々に周知するのが大事な反省点じゃないかなと思っております。

ただ、それ以上に、100万泊県民運動というものに対しては、県民の方々の期待度というのが非常に高かった。知事自身もそれはお感じだと思うのですが、ちょっとネットを見ていましたら、知事が2011年に100万泊県民運動ということでブログに書いていらっしゃるんです。覚えていらっしゃるかどうか、ちょっと読みます。

当時、県議のほうから何人か質問があったと。今回の100万泊についてのコンセプトという

ものは、「宮崎県民113万人が県内に年間1泊すれば、100万泊となり、人やお金が動くことによる経済効果が期待できる。一人ひとりが踏み出す一歩の積み重ねが、大きな効果を呼ぶ。県民にとっても、「ふるさと宮崎」を再発見する機会となる。地域間交流が促進され、観光客を受け入れる宿泊施設や観光地の側にも新たな「気付き」が期待できる」。

もちろん、おっしゃるとおりで、非常にわかりやすいことなんです。100万泊というインパクトもあったんだと。100万泊県民運動というだけで、県民で100万泊しようという、非常にわかりやすい。キャッチコピーとしては非常に成功したものだったと思うんですけども、であるがゆえに期待が大きかった。そして、もっと施策の中身といいますか、充実度を求められてきたんじゃないかなと思います。御答弁を伺っております、広報とか周知、そういったものに終始徹底されていたみたいなんですけれども、当時のこのブログにも、「ただ、どのように県民運動として形にしていくか、具体化に向けては様々な検討・準備が必要になります。アイデアを思いつくは易し、実行するは難しというところ——当然ですね——まずは、市町村や各種団体とも連携しながら、県民の皆さんがこのような考え、コンセプトを認知し、共有していただくことが大切で、そのための仕掛けや仕組みづくりがポイントになります」。これは知事が打ち出された提案であるわけなんです、もう既にここで市町村と各種団体との連携はどのようなやり方がいいでしょうかというようなスタンスだと思うんです。はっきり言って、消極的に受け取られてしまうんじゃないかなと。

この次にもっと具体的に書いていらっしゃるんです。「県民運動の呼びかけを知っていた

くことにより、例えば、自治会や老人クラブ、婦人会、各種グループ、職場などで旅行するような場合——きょうも来ていらっしゃると思いますので、ぜひ100万泊に使っていただければと思いますけれども——それじゃ今年は県内に泊ってみようかと、県内旅行を後押しするような効果を期待したいところです」。

知事のほうからといたしますか、県のどなたか、担当でも結構ですが、担当の方が、県内いろんなグループのほうに出向いて行って、こういう100万泊運動をしている、それに向かって県内ではこういう施設がありますよ、こういうイベントがありますよ、ぜひ何かで使ってみませんかというようなアプローチが欲しかったんじゃないかというのを一番痛切に感じます。ホテル業界とか旅館業界の方々にとっては、泊まってもらえるというような期待感が非常にある。でも、泊まる側としては、今までの県内の宿泊数を見てもわかるように、1人1泊していないわけです。ほとんど泊まっていない。泊まっていない方々をどうやってホテルとかに向かってもらうか、泊まってもらうか、その取り組みといたしますか、やはり知事の思いというか、その思いをもうちょっと伝える努力が必要だったんじゃないかと思いますが、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） ブログの紹介、またいろんな御指摘、心から感謝を申し上げます。

100万泊県民運動は、今御指摘がありましたように、県内の地域資源、観光地の魅力というもの県民の皆様一人一人に再認識していただくということ、そして県内観光や地域の交流活動、イベントへの積極的な参加など、できることから実行していただくということで、一人一人の一步ずつの積み重ねというのが大きな

効果を生み、県内の地域経済の活性化にも結びつけていきたい、そのような思いから提唱させていただいたところでもあります。このような思いを県民の皆様と共有していただき、「地産地消県民運動」でありますとか、「中山間地域をみんなで支える県民運動」ともあわせて、一体的に県民運動として推進していくために、県内経済団体や県、市町村などから成ります「みやぎ元気！地産地消推進県民会議」を設立しまして、循環型の地域経済の構築に向けて、広い意味での地産地消というものに取り組んでいるというところでもあります。

こうした取り組みの結果、先ほど御指摘もありました民間主体の大型宿泊キャンペーンの実施でありますとか、県内旅行業者による県民向けの旅行商品の開発につながるなど、県内宿泊の促進に貢献する取り組みが徐々にふえていくところだというふうに思っております。

また、いろんな団体への呼びかけもやっております。例えば地域婦人連絡協議会などは、これまで宮崎市中心で総会を行っておいたものを、この運動に共感してということで、いろんな地域で宿泊も兼ねてやっていこうというような取り組みもございますし、県職員の中でも、県職員が率先してそういう取り組みをやろうということで、グループでいろんな地域に行って、観光地、地域の視察も行いながらというような取り組みを進めておるところでございます。

業界等の大きな期待というものも肌身で感じておるところでございます。こうした取り組みというものをさらに促していきながら、またしっかりこの運動の意義というものをみずからも発信し、それを広げていく。そして、大事なことは——もちろん県民の100万泊も大事であり

ますが、それをさらに県外からの誘客、また国外からの誘客に結びつけていく契機とすることであろうかというふうに思っておりますので、そういう広がりを持つ誘客、また地域振興の活動となるように努力をしてみたいと考えております。

○二見康之議員 よろしくお願ひいたします。

次に、霧島ジオパークについて伺います。

全国で日本ジオパークに認定されるようになってきております。霧島ジオパークが目指している世界ジオパーク認定枠もだんだんと狭き門となってきた感じがあります。また、日本ジオパーク認定の更新時期も今度迎えますが、審査官から指摘されたことをきちんと改善していくということも急を要しております、これまで以上に努力していかなければならない状況が来ております。そこで、まず初めに、霧島ジオパークについて県はこれまでどのような支援をしてきたのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 私も先日、高千穂峰に登らせていただいたところでございます。雄大で美しい景観、またミヤマキリシマの植生群といった貴重な自然を体感させていただきまして、霧島ジオパークのすばらしさを改めて実感したところでございます。

県ではこれまで、地元市町が行う総合案内看板、解説板等の設置やジオツアーの実施など、世界ジオパーク認定に必要な取り組みに対して支援を行ってきたところでございました。今年度も引き続き、全体計画の策定やボランティアガイドの育成など、昨年見送りとなった認定推薦の再申請に向けた取り組みに対する支援を行っているところでございます。また、県観光情報サイト、県政番組、県立図書館等でのパネ

ル展等を活用しまして、霧島ジオパークの魅力を紹介するなど、情報発信にも努めているところでございます。

○二見康之議員 ぜひ、よろしくお願ひいたします。そして、世界ジオパーク認定推薦の再申請に向けた取り組みに対する支援は、ぜひ今後ともお願ひしたいところであります。

また、御存じのことと思いますが、先日、第6回日本ジオパーク全国大会が来年秋に霧島ジオパークで開催されることが決定いたしました。九州では初めて開催されるものであり、その注目度も大変高いものであると思います。この霧島エリアでの開催が決まった日本ジオパーク全国大会に対して、どのような御支援をされるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） ただいま議員から御紹介いただきましたように、第6回の日本ジオパーク全国大会が来年秋に霧島ジオパークエリアで開催されると決定したことは、大変喜ばしいことだと思っております。これがまた、世界ジオパーク認定に向けたステップアップにつながるものと期待しているところでございます。

御質問の大会に対する支援につきましては、現時点におきましては、地元の市町から具体的な要望を受けていないという現状でございます。県といたしましては、全国大会の開催が、霧島ジオパークとともに本県の魅力の効果的なPRの機会となりますよう、地元市町や鹿児島県とも十分に連携してみたいと考えております。

○二見康之議員 具体的なことは今後お話があるかと思うんですけれども、この全国大会というチャンスは、次はいつになるか、もしくはないかもしれないというふうに考えてもいいと思

うんですが、今大会をいかに成功させるかというものが大変重要だと思っております。

ことし9月には、第5回日本ジオパーク全国大会が長野県南アルプスにおいて開催されます。できましたら、知事もしくは総合政策部長、ぜひ現地のほうに行っていただいて、実際の大会がどういうものであるのか、肌で感じていただければなと思っております。霧島ジオパーク全国大会において、宮崎県の魅力の効果的なPRになるように生かしていただければと思います。

次に、海外戦略について伺います。

東アジア経済交流戦略において、昨年の香港事務所開設等を見ておりましても、自由貿易政策をとっている香港、シンガポールのほうへ海外戦略のウエートがシフトしているような感じを受けます。もちろん、新たな市場開拓のためにも必要なことだと思いますが、これまで上海のほうも数年来、経済交流に取り組んできております。まず初めに、本県と上海の経済交流の現状について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 上海は中国経済の中心都市であり、巨大なマーケットを有することから、これまで官民一体となって観光PRや商談会・フェアの開催など、市場への継続的なアプローチに努めてきたところであります。そのような中、近年、大型クルーズ船の寄港や現地の旅行会社の招聘、さらに昨年10月には、細島港と上海を結ぶ定期コンテナ航路が開設されるなど、上海との経済交流については一定の進展が見られております。今後とも、関係機関等との連携を十分に図り、県上海事務所も活用しながら、経済交流の推進に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 今お話しいただいたように、細島と上海を結ぶ定期航路ができたという大変喜ばしいことが昨年10月あったわけなんです。これまで韓国釜山での積みかえで10日ほど要していたのが2～3日に短縮された。この方向をもって、日向市においても利用促進に取り組んでいきたいというお考えのようです。県として、細島―上海航路を活性化するためにバックアップしていく取り組みが必要ではないかと思いますが、県の方針を総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 昨年10月に開設されました上海航路は、東アジアの成長を取り込む「みやざき東アジア経済交流戦略」を推進する上で、物流面から大きな意義がある大変重要な航路だというふうに認識しております。県では、物流効率化支援事業というものを持っており、細島港を初めとする県内港湾等への荷寄せを支援しておりますので、上海航路につきましても、この事業を活用して、活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 また、そのような新しいステージに上がったということで、宮崎県上海事務所にも新たな役割が出てきているのではないかと思います。中国との関係が厳しい中、上海事務所の今後の方向性というものをどのようにお考えなのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 上海事務所につきましても、平成14年に設置して以降、観光誘客や県産品の販路開拓といった、中国との交流を促進するための拠点としての業務を行っているところであります。本県にとりまして中国は、約13億の人口を有する魅力のある市場であり、今後とも、上海事務所においては、富裕層をターゲットとした観光誘客や大型クル

一ズ船の誘致、焼酎や加工食品に的を絞った販路開拓等に取り組むこととしております。

なお、今後の事務所の設置形態や組織体制等のあり方につきましては、観光や輸出の状況、輸出に係るさまざまな規制や日中間をめぐる政治情勢等、中国市場を取り巻く環境も見きわめた上で検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 今おっしゃったことはもちろんのことだと思えるんですけども、今まで質問がずっと出てきた中では、人事、どういった方を送り込むのか、現地での決裁権が必要だとか、そういった議論のほうも非常にあったと思うんですが、全く御答弁の中には出てこない。検討されているのかどうか非常に疑問に思うんです。また、事務所の運営自体を県が今後やっていくというわけではなくて、向こうのほうで根づいた民間企業に経営を任せていくなど、例えばコンペを組むとか、そういったやり方等を検討していかなければならないんじゃないかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、昨年質問させていただいたことに関連して、2つ伺います。まず、1点目はジェットロ事務所の設置についてであります。昨年6月議会で商工観光労働部長より、ジェットロ事務所の設置に向けて真剣に取り組むとの御答弁をいただいておりますが、その後どのような状況なのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 各県に置かれたジェットロ事務所は、貿易に関する専門人材を抱え、海外とのネットワークを生かしながら、貿易投資相談や輸出セミナーの開催のほか、商談会出展後の成約に至るまでのアフターフォロー等、海外展開を行おうとする企業をきめ細やかにサポートする役割を担っております。

す。このため県では、既に事務所を設置している一部の県に対して運営状況等を調査しましたほか、現在、輸出に取り組む県内企業や市町村、関係機関から幅広く意見を聴取しているところであります。

なお、ジェットロ事務所の設置に当たりましては、人件費や事業費等の運営経費について、県に一定の財政負担が生じますことから、引き続き、設置の効果等を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 今の御答弁だと、事務所を設置したいと思っていられるのか、または財政負担がかかるので既に半分諦めているのかなという感じも受けるんですけども、どちらに受けとめればよいのかよくわかりません。ジェットロ事務所のメリット、財政負担については、以前からわかっていることでありますし、県内の自治体や関係機関からの意見を聴取しているとのことですが、これも1年かけてやるべきことではないと思います。県として東アジア戦略を打ち出しているながらも、実際には海外進出していこうという気があるのかとさえ思っていますが、いかがお考えなのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） ただいま申し上げましたように、財源の確保のほかにも、企業、市町村、その他関係団体とのいろいろな調整等の整理すべき事項もありますことから、残念ながら今年度の予算の要求には至っておりませんが、その必要性については十分に感じておりますので、なるべく早い時期の設置に向けて、私としては努力してまいりたいというふうに考えております。

○二見康之議員 なるべく早くというのはいつごろなのかなと、もう来年始まるんじゃないか

なという思いもあるわけなんです、今までの議事録も調べてみたところ、ことしの2月にも高橋議員から質問があって、ジェットロと連携を図りながらやっていきたいという御答弁もありましたし、昨年11月の田口議員の質問にも、ジェットロ、関係機関の協力を得たい、そういう機会がふえたというふうにもおっしゃっております。また、昨年の2月、星原議員の質問にも、「国や他県はもちろん、ジェットロなどの海外関係機関とも協力関係を構築しながら、オールみやざきという体制で取り組んでまいりたいと考えております」と、知事が御答弁されております。いまだにこのような状態であると、知事自身の、本気で東アジア経済交流戦略を遂行していく意欲があるのかと思ってしまうのですが、知事のお考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今、各部局と、さまざまな政策課題の大局的な議論をしておるところであります。商工観光労働部から出された3つの課題のうち1つが、このジェットロ事務所の設置についてということでもありますので、最重要課題の1つとして、内部で十分検討しているということでございます。さまざまな調査、意見交換、情報収集をやっているということでございますが、今、事務所がなくても、サービスが受けられないということではなしに、ない形でのサービス提供というのも十分活用しておるところであります。さらに進めるためにはということと設置を含めた形での前向きな検討を進めておるところでございます。今後とも、東アジア経済交流戦略を進めるという観点から、そういう専門的なアドバイスを受けるといった方向についてしっかりと県としてのあり方というものを検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 もう少し伺いたいと思うんですが、知事も部長も連携していききたいということはよく言われるんです。ジェットロと連携していろいろ海外戦略に取り組んでいくと。連携というのはどういうことをおっしゃっているんですか。何をもちて連携している、もっと連携して取り組んでいきたい——連携というのはどういうことなのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど部長が答弁しましたように、ジェットロというものが、貿易に関する専門人材を抱え、さまざまなネットワーク、知識、経験を有しておられるということでもあります。それとしっかり連携を図ってまいり、そのような意味でございます。

○二見康之議員 全国を見ても——私、きのうびっくりしたんですけれども、ことしの4月、九州でジェットロの事務所がなかったところは宮崎と佐賀だったんですが、佐賀のほうは開所されています。同じく4月には浜松、この6月には茨城のほうでも開設されております。ジェットロと連携していくというのは、こういうことじゃないんでしょうか。地元の事務所にジェットロの事務所があって、その情報を、連携をとりながら、ジェットロが持っている世界にある情報を得ていくといいますか、ジェットロと仲よくするんじゃないかと、ジェットロが持っているネットワークを使っていくということのほうが連携だと思えます。ジェットロ側から見れば、全国的に事務所を設置してやめたところは、まずないんです。その状況で、宮崎だけがまだまだ検討して検討して、よっぽど不信があると考えているんじゃないかなと思ってしまうのですが、知事はいかがお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） そういう国も含めた関係機関との連携のあり方の一つの最も密度の濃

いのが事務所の設置であって、それ以外にもいろんな形で相談に応じていただいているというのは今までもございますということをお先ほど申し上げたところであります。その延長として、これからより積極的に取り組む中で、やはり身近にそういう人材がいて、頻繁にいろんなアドバイスを受けることは非常に有意義ではないかという方向のもとで、今検討を進めている、そういうことでございます。

○二見康之議員 ジェトロというのは、別に県だけが利用する、相談する場所じゃないと思うんです。各企業、民間の方々も利用するわけですね。今の現状だと福岡事務所が窓口になっていると思うんですが、宮崎にそんなに必要性を感じていないということなんですか。いかがなんでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） ジェトロとの連携を深めてまいりたいというお答をお先ほどからさせていただいております。今の時点で事務所を設置していないということをもって、連携をしていないのではないかとか、消極的ではないかという御指摘をいただいております。確かに、他県と比べて事務所の設置ということに関してはおこなっているのかもしれませんが、さまざまな形で、ジェトロの関係者に来ていただいている講演会やセミナー、そういうこともしておりますので、いろんな連携の仕方、いろんなアドバイスの受け方はあるというふうに思っております。いずれにせよ、我々、アジアに向けて、アジアも含めた海外戦略を考える上で、その連携をこれまで以上に深めていくことは大変重要だというふうに考えておりますので、事務所の設置ということも含めて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 事務所の設置の検討じゃなくて、その活用方法の検討をぜひしていただきたいと思います。あることによって、どうそれを生かして、海外戦略をさらに伸ばしていくかということを考えることのほうが大事なんじゃないですか。佐賀県なんていうのは、東アジア戦略だけじゃなくて、世界に向けて次の手を打っていこうというふうに考えているわけなんです。宮崎が今の状況で、非常に残念な部分もあるわけなんですけど、時間がありませんので、次に移ります。

次に、ものづくり補助金について伺います。

国の平成25年度補正予算施策である、ものづくり・商業・サービス補助金の目標設定と関係団体を含めた取り組み状況について商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂雄二君） ものづくり・商業・サービス補助事業を受託している県中小企業団体中央会では、本年は、昨年の71件を上回る100件程度の事業採択を目標にしまして、専任の職員を4名増員するとともに、公募説明会も県内5地域、9回に拡充し、さらには個別相談会も設けるなど、積極的な取り組みを進めていただいております。また、県においても、事業の周知はもちろんのこと、企業の応募手続が円滑に進むよう助言指導を行うなど、中央会を中心に、関係団体等がオールみやぎの推進体制を構築し、応募企業の確保、支援に努めております。このような結果、本年は、現段階において既に昨年の4倍程度となる172件の応募があったところであります。県といたしましては、引き続き、中央会を初め関係団体等との連携を密にしながら、昨年より多くの企業が採択されるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 昨年の同時期の現状は非常に少なかったもので、その4倍というものは余り褒められたものじゃないと思いますけれども、その後の後半の巻き返しといいますか、取り組みについては、私もいろんな起業家の方々からいいお話をたくさん聞いております。「県のほうからの積極的なアプローチによって、全然考えていなかったけれども、新しい分野へチャレンジしてみようという気になった」とか、「今回はだめだったけれども、次は頑張ってみようと思った」とか、県というものに対する信頼というものが非常に高まったんじゃないかなというふうに感じているところです。現段階では172件の応募ということですが、大体今までの通過率を見ると4割、今のところ、60～70件ぐらいが採択されるんじゃないかなという見通しかもしれませんが、100件という、残り、あと倍ぐらいは欲しいところなんじゃないかなと思います。ぜひ、中央会のほうともしっかりと一緒になって取り組んでいただければと思います。

次に、日本一のチョウザメ産地として一生懸命取り組んでおられますが、天然魚に依存しない完全養殖に成功した本県にとって、今後、県内産業としての発展が期待されております。そこで、チョウザメ生産において他県にない宮崎県の強みというものは何か。そして、今後の課題というものについて農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） チョウザメ生産における他県にない本県の強みとして、まず県が良質な稚魚を養殖業者に安定的に供給できること、また長年の研究成果をもとに養殖技術のサポートが可能なこと、県が有する高品質なキャビアの製造技術を活用できることなどがあ

ると考えております。

次に、課題であります。昨年11月にキャビアの販売を開始し、大変好評を得たところではありますが、今後の生産量の増加に応じたさらなる販路の開拓と認知度の向上により、チョウザメ産業の中心となるキャビアの販売を伸ばしていくことが重要と考えております。

○二見康之議員 半年ぐらい前だったと思うんですが、NHKを見ていたときに、チョウザメの養殖の特集というか、番組がありまして、宮崎かなと思ったら島根県でした。ほかのところを調べてみますと、岐阜県、島根県、岩手県、岡山県、鹿児島県でもキャビアのいわゆる養殖をやっているところなんなんです。本県のほうは、稚魚から一貫生産できるということが非常に強みだと思うんです。それが無い他県との違いだとは思いますが、養殖という段階になってくると、これは地域間競争が、向こうの方がある意味、先に行っている可能性もあると思うんです。この地域間競争に勝つために何が必要なのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現在、キャビアは本県以外の複数の県において生産されておりますが、地域間競争に勝つためには、高い品質のキャビアを供給することが何よりも重要と考えております。このため、本県独自のキャビア製造技術を基本といたしまして、高品質の飼料による飼育を初め、キャビアを製造するタイミングを見きわめるための卵の熟度管理、さらに製品の品質チェックなど、厳しい製造管理を行っているところでございます。この結果、本県キャビアは有名シェフから高い評価をいただいているところでありますが、今後とも、関係者と連携しながら、さらなる品質の向上を図

り、確固たるブランドとしての地位を築き上げてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 チョウザメ養殖の収入源というものは、主に魚肉とキャビアというふうに向っておりますが、魚肉にする前の雌雄判別までが約3年、魚卵採取となるまでが約10年、それまでほとんど収入が見込めないということは、要するに、それまではコストだけがずっとかかっていくということだと思っております。産業として利潤を上げていくためにも、長期的なコスト削減というものは非常に大事なポイントだと思っておりますが、県としてどのように取り組んでおられるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現在、本県で養殖を進めているシロチョウザメは、キャビアを生産し、収入を得るまでに少なくとも8年以上の期間を要するため、議員御指摘のとおり、コストの削減は重要な課題でございます。このため、県におきましては、飼料の低コスト化のほか、シベリアチョウザメなどの成熟の早い種類の種苗生産技術、キャビア生産効率化のための早期に雌雄を判別する技術や雌のみを生産する技術などの開発に取り組んでいるところでございます。

○二見康之議員 ぜひ、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。他県のキャビアの単価等をちょっと調べてみました。岐阜県ではアムール種15グラムで8,800円、島根県のベストルでは30グラムで9,450円、鹿児島県ではベストルですが、15グラムで4,725円。それぞれのグラム単価を出してみますと、宮崎県では600円、規格外のものでは500円というものなんです。鹿児島県では315円、岩手県のほうでは、アムール種ですけども、グラム当たり260円という金額設定な

んです。はっきり言って倍違うわけです。魚肉単価についても非常に価格の競争と申しますか、そこも出てきているでしょうし、キャビアというものは非常に時間がかかるものなので、急にふえるものじゃないとは思っております。しかし、木材価格じゃないですけども、高いときばかりを見ていて取り組んでいたら、後々売ったときの利幅、利潤がなかったということにならないように、コスト削減なり、また高品質というところも確かに大事だと思っておりますけれども、全てが高品質になるわけでもないと思っております。やっぱり裾野の広い市場開拓というのも大事だと思っております。

最後に、チョウザメ産業の育成について、県内には21業者あるということでしたけれども、どのように取り組んでいかれるのか、そして県内のキャビア生産量や販売戦略をどのようにお考えなのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県のチョウザメ養殖は、先ほどお話がありましたように、現在21業者が取り組んでおまして、キャビアの生産は、ここ数年は数十キロから100キロ程度で推移するものの、今後大きく増加する見込みでございます。したがって、まずは国内市場における販路を固めつつ、世界的な品評会への出展などを足がかりとしまして、世界を見据えた販路拡大に取り組んでいくことが重要であると考えております。このため、現在の販売戦略をベースといたしまして、安定した養殖経営、世界的な需給動向、さらにはターゲットと想定される東アジアなどの市場ニーズといった視点を踏まえまして、しっかりとした戦略を構築した上で、着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 次に、子ども・子育て支援新

制度について伺います。

2年前に、子ども・子育て関連3法が成立し、現在に至るわけですが、平成27年度から新制度が施行されますが、現場のほうでは、公定価格がなかなか公表されなかったことも含め、非常に大きな不安を抱えておられます。子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、国から公定価格の仮単価が先日発表されましたが、これまでの仕組みとどう変わったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 議員お話しのように、幼稚園、保育所などの施設や小規模保育などの事業ごとに、その運営に通常要する費用として、国が定める公定価格の仮単価がようやく示されました。

公定価格についてのこれまでの仕組みとの主な相違点ですが、現在の運営費用の算定方法は、例えば、幼稚園の場合は私学助成補助金、保育所については保育所運営費などの施設種別によって異なっておりまして、これについて、従来の保育所における算定方法をベースとした共通の仕組みが創設されたところであります。また、職員の処遇や配置状況等を踏まえたさまざまな加算措置が設けられており、子ども・子育て支援新制度の目的であります、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供を促す仕組みとなっております。

○二見康之議員 新制度の施行に向けて、県では子ども・子育て支援事業支援計画というものを策定していかなければならないと伺っておりますが、入園募集は秋には始まるものです。この計画は議会の審議が必要なものであるはずですが、非常に時間的にもタイトな予定になるのかとは思いますが。この新制度の施行に向けた今後の予定はどのようになっているのか、福祉保

健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 子ども・子育て支援新制度の施行に向けまして、今年度、県では、子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び幼保連携型認定こども園の認可基準条例の制定を行う必要がございます。計画につきましては、年内に素案をまとめた上でパブリックコメントを実施し、県民の皆様から意見を伺った後、来年2月の県議会において御審議いただくこととしております。また、条例につきましては、来年度の施設の入園募集が秋ごろから始まることから、9月の県議会に議案として提出する予定としております。

なお、県の計画策定に当たりましては、市町村の計画を踏まえるものとなることから、今後とも、市町村と十分な協議を行いますとともに、条例の内容につきましては、施設設置者等に対し、しっかりと周知をしまいたいと考えております。

○二見康之議員 今回のこの新制度については、実施主体というのを市町村に置いているということなので、各市町村における事業計画というものは非常に重要なものだというふうに私も感じております。この5カ年計画の中身によって、どのようにサービス提供を行っていくのか、そしてどのような事業を行うのか、また教育・保育提供区域設定はどうなるのか、2つの行政区域にまたがる部分はどうか、都市部と山間部との違いというものもあります。利用者、需要量をどの程度見込んでいくのか、定員、供給量をどの程度に設定していくのか、また幼稚園、保育園、認定こども園との調整をどのようにしていくのか、さまざまな懸念事項があるわけなんです。さきの厚生常任委員会においても議論してきたところもありますの

で、重複は避けます。しかし、県としましては、市町村の役割が非常に大きい今回のこの件は、県内全体にしっかりと目を配り、また気を配っていただきたいと思っております。この1年は非常に大事な時期でありますので、細部にわたるまで、市町村並びに現場の声にしっかりと耳を傾けて取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、教育行政について伺いたいと思いません。

質問の前に、一つ知事のお耳に入れておきたいことがあるんですが、知事は、スポーツに関係するお話をされるときに、延岡学園の野球のこととかバスケットボール、鵬翔高校のサッカーの話はよくされますが、2年前の平成24年に、都城市立五十市中学校女子バスケットボール部が、第42回全国中学校バスケットボール大会において全国優勝を勝ち取っております。ぜひ、今後はこの快挙もお話の一端に加えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育委員会の取り組みの中で、競技力向上について高等学校競技力強化推進校指定制度をとられておりますが、多感な青年期に一つのことに情熱を燃やすということは、人格形成においてもよいことですし、スポーツ振興に努める本県としても、期待度の高い施策であると思いません。

先日、都城東高校女子ソフトボール部の全国3位の祝賀会に参加してきました。生徒たちの生き生きとした明るさ、そして規律ある所作、TPOにおけるメリハリといったものを感じたところであります。やはり、全国に通用する選手たちは、その人間性もしっかりしていると、改めて感じたところであります。

ある先生から聞いたお話ですが、在任中、ある学校で非常に荒れていた時期があったそうです。そのときに、先生も保護者の方々も手に負えないような状況だったそうですが、その先生方は、まず部活動をしっかりしよう、一生懸命になれる部活動をつくろうと取り組まれたそうです。部活に熱中するにつれて、生徒たちもだんだんとふだんの生活にも落ちつきが生まれ、学校の風紀も取り戻すことができたそうです。

スポーツのみならず、文化活動も同じこととは思いますが、いろいろな効果が期待できる、この競技力強化推進校指定制度です。さらなる充実を望んでおりますが、今後の取り組みについてどのようにお考えなのか、教育長に伺いたいと思いません。

○教育長（飛田 洋君） 都城東高校の子供たちの活躍というのは、本当にありがたいと思っております。

競技力強化推進校についてであります。本県における高校スポーツの水準の維持向上と、国民体育大会や全国レベルの大会で通用する競技力の向上を目的に、平成9年度より取り組んでいる制度であり、現在、22校21競技44部を指定しております。推進校への支援として、遠征・合宿経費への補助や、指導者の資質向上を目指した研修会等を行っております。

今後の取り組みですが、現在の指定部を継続して指定するかどうか、また新たにどの学校のどの部を指定するかなど、指定の見直しを進めていくとともに、支援費のより効果的な配分のあり方や、顧問研修会が一層充実するよう研修内容の検討を行うなど、強化推進校の成果がさらに向上するように努めてまいりたいと思っております。

このような取り組みを通して、各学校が切磋

琢磨し、ともに競技力を高め合うことで、本県の多くの子供たちが全国や世界を目標とした舞台上で活躍し、県民の皆様にも夢と感動、そして元気を与える高い実績を出す部が、もっとももっともふえてほしいと期待をいたしております。そういう願いをぜひかなえてほしいと思っています。そういう願いがかなう際には、より効果的な支援のあり方とか、どのようにして推進校指定をふやしていけるかというようなことも考えておりますので、そういうことについても検討してみたいと考えております。

○二見康之議員 また、教育現場におきましては、いろいろな課題もあるわけなんですけれども、いじめとかメンタル面のケア、そういった高度専門化している教育現場というものがあります。県教育委員会におかれましては、さまざまな政策等を打たれているものと話は聞いておりますが、私学におけるこのような課題について、県としてどのように対応されておられるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） まず、私立学校の運営につきましては、私立学校法の精神に基づきまして、公的機関は法律で規定される関与以外は差し控え、その自主性を重んじることが重要であるという前提がございます。

御指摘のありました、いじめやメンタル面のケアなど教育現場における課題につきましても、各学校が実情に即した相談支援体制を整備するとともに、合同の研修会を開催するなど、自主的、積極的な取り組みが行われているものと承知しております。

県では、その合同研修会への支援ですとか、また県立高等学校長経験者を私学教育専門員として配置しまして、学校や保護者からの緊急の相談に対応できる体制を整備するというような

協力をしているところでございます。さらに、教育委員会におかれましては、教育研修センターが開催する教科指導研修、また、いじめなど喫緊の課題に対応するための研修会に私立学校関係者が受講できるよう便宜を図っていただいているところでございます。県といたしましては、今後とも、私立学校の建学の精神や自主性を尊重しながら、必要に応じまして、教育現場における課題の解決に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 いろんな問題が非常に複雑に難しくなっておりますので、教育委員会の情報等としっかりと連携して、常に情報交換ができるような関係をぜひ構築していただきたいと思っております。

次に、林業公社について伺います。

林業公社は、平成23年度に第3期経営計画を改定しておりますが、その後の経営状況について環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（徳永三夫君） 林業公社におきましては、第3期経営計画に基づき、さまざまな経営改善に取り組んでいるところであります。具体的には、間伐材を直接、製材工場に販売する直納方式による流通コストの削減や、金融機関の利息の軽減等に取り組みました結果、平成24年度の事業収支は6,400万円余の黒字となり、計画を2,000万円ほど上回っております。また、平成25年度におきましても、これまでの取り組みに加えまして、木材価格の上昇を見ながら積極的に木材の販売を行った結果、事業収支は、前年度に引き続き計画を上回る見込みとなっております。

○二見康之議員 一昨年環境農林水産常任委員会において、委員長より3点申し入れをされております。平成26年度までに廃止・県有林化

等を含めた見直しをすること、県は公社と一体となって改善に取り組むこと、毎年、議会に報告を行うこととありました。それぞれについてしっかりと取り組まれていることと思いますが、今年度の林業公社のあり方の検討において、存続または廃止の大きな判断のポイントとは何でしょうか。また、知事の職責としてどのようにお考えなのか、知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 林業公社のあり方につきましては、今年度改めて検討を行うこととしておりますが、存続または廃止につきましては、県民への負担が最も少ないことであるとか、森林整備や林業生産活動において高い公益性が期待できることなどを総合的に判断することとしております。おかげさまで、今、部長が答弁しましたように、さまざまな自助努力、また追い風により、経営状況は改善、好転をしておるところでございますが、現在、外部検討委員会を設置しまして、経営改善などの点検・評価を行うとともに、専門的な立場からの幅広い意見も伺いながら、検討を進めているところでもあります。

私自身、知事として、本県の森林・林業の振興を推進する立場でありますので、林業を成長産業としていく上で、今後、林業公社がどうあるべきかということを含めまして、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 本県の林業・森林業を推進されるトップである知事ですから、公社だけのことではなくて、県内全体の森林行政というものの大所高所に立たれた御判断というものを、ぜひお願いしたいと思います。

最後になりましたが、投票率についてお伺いしたいと思います。

本県の投票率において、著しい低下傾向が見られますが、有権者の選挙に関する啓発、周知等については、公職選挙法上、選挙管理委員会に定められているというふうに伺っております。まず、啓発や周知等に活用できる情報はどのようなものがあるのか、選挙管理委員会が保有する投票結果に関する情報というものはどのようなものがあるのか、また、それらの情報を利用して投票率向上に向けた取り組みができないか、選挙管理委員長に伺います。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 選挙管理委員会が保有します投票結果に関する情報といたしましては、市町村別、男女別の投票者数や投票率、投票者数のうちで期日前投票者数や不在者投票者数、また年齢別の投票率などの情報を有しております。

このうち年齢別の投票率につきましては、各市町村の一部の投票所から抽出した結果に基づいて推計したものでありますが、若者の投票率が低いという結果が出ておりますことから、昨年の参議院議員通常選挙におきましては、フェイスブックやツイッター、ユーチューブといった、若者に親しみのある媒体を活用するなど、若者に関心を持ってもらえるような啓発に力を入れたところでもあります。今後とも、市町村等の関係団体とも十分連携を図りながら、投票結果の情報を生かした効果的な啓発や、投票環境の向上の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 公職選挙法で、選挙管理委員会がそこを担うというふうになっているようですから、仕方ないのかもしれませんが、選挙管理委員会は、選挙を県警本部と一緒に取り締まるほうですから、新しい取り組みというものを考えるのはなかなか難しいかなという気

がするんです。

論語に、「これを知る者はこれを好む者に如かず。これを好む者はこれを楽しむ者に如かず。」という言葉があります。より積極的にアクティブになるためには、好きになる、楽しむというような興味・関心を起こさなければ、いろんなアクションというものは起こせないと思いますが、今後とも、いろんな方法を考えながら、さらに投票率が上がるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ御検討のほどをよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざきの有岡です。けさから第20回ワールドカップブラジル大会が始まりました。テレビの前にくぎづけだった方も多いと思いますが、けさの開幕戦のブラジル対クロアチア戦は、喜ばしいことに、日本人審判団3人が担当されました。ファールやアドバンテージなどの対応もよかったです感じます。日本人らしいフェアなレフェリングで、選手のすばらしいプレーを引き出していました。私の質問も、宮崎県の課題を引き出せる機会となればと思っております。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。県民の皆さん方からよく、「今の知事はどんな方ですか」と尋ねられます。そのとき、

私は、「知事個人は人柄もよく、頭脳明晰でキャリアを持った大変優秀な方です。また、県庁職員も一人一人優秀であり、宮崎県のシンクタンクです」と答えております。しかしながら、残念なことに、個人から組織になると、何か欠けてしまっているようです。そのことについて、質問を通して確認していきたいと思っております。

まず、知事の政治姿勢であります。

昨年9月定例議会の最終日に、私は、平成24年度決算認定に反対討論いたしました。そのときの内容は、公共事業等において資料を作成する際に、青写真や電子出力を外部に委託します。そのために、年間契約として、毎年、各総務事務センターでは単価契約を行っているわけです。A0判からA4判まで、さまざまな種類のモノクロ、フルカラーなど、項目ごとに1枚当たりの単価を設定するものです。これは、単価同調制度で複数者契約・業者選択方式であり、競争入札参加資格事業者による見積もり合わせを行います。その見積もりの中で最低価格を単価として設定する流れです。しかし、実態を確認すると、機械などの専用設備もなくスキルもない業者が、どのようにして見積もりが出せるのか疑問でありました。

総務事務センターでは、本年2月20日、合同説明会を行い、機械・設備等保有状況調査表が契約業者より提出されました。結果は、知事も御承知のとおり、総務事務センター契約31者中、青写真機器保有は8者のみ、全体の26%です。約4分の3が機器を持っていないということです。電子複写・出力は13者、42%で半分以下です。要するに、半数以上が自社ではできないということになります。さらに、契約辞退4者という結果でありました。なぜこのような状

態で多くの業者と契約を続けてきたのか理解できません。このような契約の実態について、知事の見解をお尋ねします。

次に、知事が行っている給料の20%減額により、知事個人として年間約300万円の減額に努力されています。その目的と成果について、知事の御所見を伺います。

次に、若手職員の育成について、稲用副知事にお尋ねいたします。

まず、私は、県庁の意識改革に、若者のアイデアや行動力に期待をしている一人です。副知事は、県庁職員として多くの経験と実績を積んでこられておりますが、次世代の県庁マンを育てることは、キャリアを持つ稲用副知事の大切な役割であると考えます。そこで、人材育成の観点から、若手職員の提言や視点を具現化する取り組みが必要と考えますが、見解をお尋ねいたします。

次に、観光振興と交通網整備について、内田副知事にお尋ねいたします。

内田副知事は、平成16年に、国土交通省総合政策局、当時、公共交通の「快適性・安心性」向上方策の検討委員会の事務局におられました。そのような国土交通省での経験から、今の宮崎県の現状を見た上で、今後の交通・物流のあり方、交通網の整備の必要性についての御所見をお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わらして、質問者席から再質問させていただきます。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、冒頭に過分なお言葉を頂戴したことに、心より感謝を申し上げます。しっかり組織として機能できるように努めてまいりたいと考

えております。

青写真などの契約状況についてであります。非常に厳しい財政状況にある中、施策を着実に推進していくためには、不断の努力として、行財政改革に積極的に取り組んでいかななくてはならないと考えております。議員から御指摘のありました青写真等の契約につきましては、各地区ごとに、見積もり合わせにより決定した最低単価に同意した複数の事業者と契約します単価同調方式を採用しております。1者との契約では、県の発注量が大変多いため対応できないこと、また、県内各地元業者の育成という観点、さらには、発注各課の業務の効率化ということから、青写真等の契約方法をこのような形で行っておるところでございます。

なお、平成26年度の契約におきましては、御指摘いただいた点も踏まえ、また、地元企業の育成ということを徹底する観点から、青写真等の機械設備の保有状況の見積条件への追加を行うこと、契約項目の見直し、さらには、複数枚発注時の単価の見直しなどを行ったところであり

ます。機械の保有状況等について御指摘いただいたところでございますが、青写真等の単価契約につきましては、物品の納入を契約の目的とする物品売買契約としているところであり、これは製造請負的な契約と異なりまして、一括下請もしくは委任を禁止している財務規則の規定が該当しないことから、平成25年度までは、機械設備の保有については、条件としておりませんでした。ただ、26年度については、先ほど申しましたような見直しを行ったところございまして、これまでの青写真等の単価契約につきましては、物品の納入が適正に行われておりますことから、特に問題ないものと認識しており

ます。今後とも、経費節減や業者の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、私の給料の減額の目的と成果についてであります。行財政改革は不断に取り組むべき行政課題であるという認識のもとに、幹部職員を集めた会議や職員向けのメッセージ、所属通知など、あらゆる機会を通じて、職員に率先して行財政改革に取り組んでほしいという思いを常々伝えてきたところでございます。私自身の給料の減額は、このような思いのもと、行財政改革を進めるためには、まずは牽引する立場にある者が、みずからの取り組む姿勢を示す必要があると考え、行っているところでございます。現在、本県の行財政改革への取り組みは、総人件費の抑制やゼロ予算施策の積極的な推進、職員みずからの発案による取り組みなど、着実に推進が図られてきていると感じているところでございます。今後とも、引き続き職員の意識改革を図りながら、しっかりと行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

若手職員からの提言等についてであります。社会情勢が目まぐるしく変化する中、多様化する行政ニーズに的確に答えていくためには、職員一人一人の資質向上を図るとともに、若手を中心とする職員の柔軟な発想や新しい視点を施策に生かすことが大変重要であると考えております。このため、課題解決に向けた提案を職員から募集する「かえるのたまご」の中で提案されました内容の実施に取り組みますとともに、総合計画の見直しに若手職員のさまざまな意見を生かす観点から、先日、若手職員ワークショップを開催したところであります。

また、職員の相互啓発を図ります職員自主研究グループなどの研修でまとめられました提言のうち、可能なものにつきましては、取り組みに向けての検討を促しているところであります。将来の県政を担う若手職員の柔軟で豊かな発想や意見を生かしていくということは、人材育成、さらには、人材活用の面からも有意義でありますので、優良な提案につきましては、これからも施策等に反映させていきたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○副知事（内田欽也君）〔登壇〕 お答えいたします。

交通・物流のあり方についてであります。私は、宮崎に参りまして、交通・物流が県勢発展のための基盤として、いかに重要な柱であるかを改めて実感いたしました。その中で、交通につきましては、高齢化や人口減少が進む中、県民の日常の足の確保や、観光客にとっての移動手段の充実などが課題であると考えております。また、物流につきましては、大消費地から遠い本県にとりまして、輸送手段の確保や物流コストの削減が重要な課題でありますので、高速道路の有効活用や海上輸送等の維持・充実、貨物の集約化などが必要であると認識しております。

このような中、本県では、交通事業者のトップの方々が集まって懇談会を設置され、公共交通機関の相互連携や活性化等に向けて、大変前向きに取り組んでおられます。私も折に触れ、会議に参加するなど、意見交換をさせていただいているところでございます。今後とも、これまでの経験を生かしながら、平成25年3月に策定した「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」に基づき、東九州自動車道の県南区間や九州中央自動車道の整備促進を含め、陸・海・空の総

合的な交通・物流ネットワークの構築に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 ただいま、知事、両副知事より答弁をいただきました。

知事の政治姿勢につきましては、関連の質問がございますので、まず最初に、稲用副知事より再質問させていただきます。若手職員のアイデアの具現化でございますが、平成25年度自治学院主催の研究成果報告会を拝見しました。その中から紹介を兼ねて質問いたしますが、昨年、知事の肝いりで、社会人採用1期生が誕生しました。そのメンバーが発表したテーマでございますが、「おもてなしを本気で県政に取り入れる」という発表でした。3つの提案があり、県庁の理念の明文化——会社でいう社訓であります——朝礼の徹底、おもてなしマイスター制度がありました。民間では当然のごとく行われている朝礼ですが、最低週1回の朝礼の義務化などを提案され、その朝礼によって、課題や情報の共有、さらには時間の厳守の意識が芽生えるなど効果が期待されると、手厳しくも前向きな意見でありました。このような若者の意見やアイデアを生かすべきと考えますが、稲用副知事の御所見を再度お尋ねいたします。

○副知事（稲用博美君） 今御紹介いただきました提案は、県庁のおもてなしとは何かということを確認にして意識の共有を図り、それを高め合っていこうという仕組みをつくることによりまして、職員みずからも満足する、その上立って、県民満足度日本一のおもてなし県を目指そうという考え方であろうというふうに思います。民間企業等で多様な経験を積みました若手職員が、その経験を踏まえまして発想したものでありまして、テーマをしっかりと押さえた本

当に有意義な提案であるというふうに思っております。

現在、本県の中でやっておりますのは、所属長から職員に対して、業務の目標あるいは取り組み姿勢を示します「部局長メッセージ」、あるいは職員一人一人が県民サービス向上の目標を設定して、それを実践するという「ひとり一改善運動」、こういったものに取り組んでおりまして、目指す方向としては同じであろうというふうに考えております。今回の提案を含めまして、職員のアイデアを生かしていくことで、職員の意識の高揚を図り、ひいてはより質の高い県民サービスを提供できるよう、さらに進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 一つの例を御紹介いたします。JR九州の例でございますが、南宮崎のエレベーター設置の際に、実は列車のレーンの見直しが必要だったそうです。今までの固定観念があるために、なかなかいいアイデアが出ず、改善に苦慮していたとき、若手社員からのアイデアが出された。今まで気づかなかったことに若手職員が気づき、アイデアを出してくれた。そのことによって、どうにか課題を解決できたと伺いました。やはり固定観念にとらわれず、違う角度から見直すことで、目の前の壁を乗り越えられるヒントが見つけられることと思います。職員の能力を最大限に発揮し、宮崎県のシンクタンクとしての環境づくりをぜひ期待しております。

次に、内田副知事に、観光振興の立場からお尋ねいたします。本県の観光振興の核となるべきみやざき観光コンベンション協会が、今年度、宮崎駅隣のK I T E Nビルに移転すると伺っておりますが、移転を機にどのような効果を期待しているのかお尋ねいたします。

○副知事（内田欽也君） 多大な経済効果をもたらすコンベンション等は、MICEと言われてまして、観光立国実現の主要な施策の一つとなっているわけでありまして。また、その誘致については、全国各地で地域間競争が急速に激化しているところでありまして、本県におきましても、これまで以上に官民協働での取り組みが重要となってきたと考えております。現在、KITE Nビルには、宮崎商工会議所を初め、ホテル旅館組合、宮崎市観光協会など、県内の主要な関係団体が入居しております。ここに、みやざき観光コンベンション協会が入ることによって、各関係機関との情報共有あるいは協議・調整などが円滑になりまして、例えば、MICEセールスあるいは官民挙げてのおもてなし環境の充実など、オールみやざきでの一体的かつ効果的な取り組みが可能になると考えております。加えて、MICEの誘致だけではなく、スポーツランドみやざきの推進あるいは国内外からの観光誘致等における連携など、今回の移転は、本県の観光振興の促進に大きく貢献するものと考えております。以上であります。

○有岡浩一議員 ただいま答弁いただきましたし、私どもは、みやざき観光コンベンション協会の十分な活用、そして連携、こういったもので宮崎県の観光浮揚を図っていくきっかけになればと期待しております。一つの考え方として兵庫県の例を申し上げますが、兵庫県の団体から、県や議会に対しまして、交通網整備や観光振興支援についての要望がなされた。各自治体、どのような都市部であろうと、宮崎県においても、各団体、そういった同じような整備に取り組もうということをやっているわけです。宮崎県ならではの観光振興と交通網整備については、内田副知事の高い見識のもと、「今でき

ることを今やろう」という攻めの取り組みを期待しております。

それでは、知事の政治姿勢について再質問をしてみたいです。

先ほどの知事の答弁にございましたが、適切な契約方法であるという考え方、そして、今回の契約には問題はないんだという考えをおっしゃいましたけれども、私は、業者ができないものを契約するというスタンスは、一般論としては、なかなか納得できないと思っております。そういう意味で、昨年の決算議会においては、国の出先機関並みの契約を行えば、3,000万円以上の経費削減ができるんだと、知事の給料減額の10年分という、ある意味では、わずかな金額ではないと思っております。今回の契約の内容、自分のところではできないというものに対して、行政はもちろんチェックしなくていいというような表現がありますが、私はチェックしなくてもいいんじゃないかと、お互いのモラルとして、できるものはできる、できないものはできないことをはっきりしない限りは、業者側の技術の向上にもならない、そう思っています。

そういった意味では、契約制度そのものが悪いのではなくて、この中身を精査しない限りは、こういった関係、特に心配しているのは、業者の方、県民の方が、県は大体でいいと、わからなければ大体でやっておけばいいんだと、書類を出して契約すればわからないんだと、そんな意識が芽生えることが大変怖いと思っております。そういった意味では、今回の契約の中身を精査すればするほど、業者のモラルが欠けているのか、それとも、行政の慣例的な、前の課がやったことを引き継いでやっている、それでいいんだと、そういう意識なのか、どこがどう

問題があるのか。僕は問題だと思っておりますが、知事の御所見としてはいかがなものでしょうか、再度お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の青写真等の単価契約につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、事業者に図面などを納入してもらうことが目的であるということで、いわゆる物品売買契約になっておるわけでございます。その観点から、先ほど御指摘がありました機械設備の保有というものは、条件ではなかったということでございます。ただ、御指摘等も踏まえ、それから、ことし、より地産地消を進めていく、地元事業者への発注というものをより進めていこうというような観点から、県で発注したものが県外業者へ流れていくことを防止し、県内業者への優先発注、地元業者を育成する観点から、機械設備の保有状況を見積条件に追加したところであります。そのような形から、県内業者の育成も図ってまいりたい、そのように考えております。

○有岡浩一議員 私は、今回の流れというのは、氷山の一角だというふうに思っておりますが、よく私が耳にすることは、宮崎県の技術の継承が課題だと聞いております。それはどういうことかといいますと、このままの状態が続けば、宮崎県の技術は衰退してしまうと。具体的に話をわかりやすくいたしますが、今回のように、入札で仕事をとる、それが仕事だと、それがA社、そして、A社が受けた仕事をそのまま3割、4割引いて下請に丸投げする、それを受けるB社、時には赤字を覚悟で仕事を受ける孫請C社、これらの一連の流れの中で、いつ若い人たちに技術の継承、こういったことができるのでしょうか。当然やるべきところに仕事を発注し、その業者が若い人たちに技術を継承する

ようなシステムをしっかりとつくと、ただ仕事をとって下請に出せばいいんだというような、そんな考え方がはびこることは、僕は問題だと思っております。

スキルアップするために仕事をする、仕事をするために効率的な無駄のない仕事をしていく、そういう仕組みをしっかりとつくと。毎年5,700~6,000億近くの予算を計上しても、結果的には業者がどんどん体力を失っている。この状態が続けば、県外に仕事を発注してしまうような構図ができ上がってしまう。そういうことを、しっかりと、もう一度、業者、行政、お互い本当の信頼関係をつくっていった上で確かめ合う、そういうものまで今やらないと。このままの状態、ただ仕事を発注していますというルールに、我々はそう受けませんが、実態は、そういうふうに機能して、体力をつけて、技術の継承ができている状態じゃないと、僕は危機感を持っています。

そういう意味で、今回の一つの課題として知事にお尋ねしますが、職員自身も現場に行き情報収集したり、デスクワークだけでは得られない情報を現場に行き求めていく。例えば、先ほどの単価も、私が調べた範囲では、6,000数百円が本来は3,000何ぼでいいと、ほかは民間も国の出先機関もそうやっています。だから、自分たちの今の単価を当然だというふうな考え方で進めていますけれども、いろんなところに行き業者に聞いて、今の技術ではこれぐらいでできますという話を聞いて、単価の見直しをする。そういう努力をしない限りは、去年がこうだったからいいとか、ほかが自分のところより高いのだからいいだろう、そういうレベルの努力では、業者の育成にもならなければ、行革にもなっていない。だから、そういう意味で、

大変くだいようですけれども、職員が足を運ぶ、現場を見る——現場主義と僕はよく言いますが——そういう職員のスタンス、そういうものを職員に求めていくべきじゃないか、僕はそう思います、知事はいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、技術の継承も含めた業者育成の観点、大変重要であろうかというふうに思っておりますし、現場の実態を踏まえたさまざまな見直し、それも重要であろうかというふうに思います。26年度の単価契約につきましては、経費節減等の観点から、業者の聞き取り調査、また各所属の意見などを聞いた上で見直しを行ったところでございます。今後も、経費節減と業者育成という観点から、必要な見直しというものを絶えず意識に入れた上で取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 このことは県庁全体に言えることですし、見直しをするという言葉だけではなくて、本当の意味で意識改革をされて、職員の皆さん方がその方向に向かわないと、今までどおりやっていたいいんだというような時代は終わらして、もう民間は先を行っています。行政だけが後追いをして動いていないという批判も受けております。そういった意味では、こういったことをきっかけに改革に取り組んでいただきたい。先ほど申し上げたように、若い人たちの意見も聞きながら、どこがおかしいかということに気づかなければ、新しい目で見てもらって改革をする、そういう姿勢で今後取り組んでいただきたいと思っております。

あとは、知事の経費削減の話をちょっとさせていただきましたが、知事が努力していらっしゃる部分、それに対して、職員がどういうふうに行財政改革を今後やらなければいかんとい

う危機感を持っているか、ここが大変ミスマッチしているんじゃないかなという気がしているものですから。財政等、一生懸命やっているのはよくわかります。そして、担当者は、1割、2割削減ということでやっています。ただ、削減することが目的じゃないです。削減したものを何に生かすんだという部分が必要です。知事が今回、「人財づくり基金」という形で20億の予算を組まれました。これは大変いいことだと思います。これで、教育現場の施設の整備ということでセンターをつくります。それはいいです。ただ、本当に「人財づくり」をやるつもりなら、これは徹底してやるべきだと。人づくりをやるために皆さん一緒に協力してください、どの職場でも人を育てると、そういう知事の熱い思い、信念というのでしょうか、そういうものがみんなに伝わらないと、削減、削減、モチベーションが下がるばかり、これではなくて、下げた分は必ず人を育てて還元する、そういうメッセージを知事が伝えていただくことが大切だと思います。

一つのアクションでやっています。私も、知事と3年前にお約束したように、政務調査費をお返しして、できるだけ県政の中で生かせる方法を考えてほしいと。特にその中でもキャリア教育をお願いしていますし、就労支援、こういったものを作ってほしいとお願いしました。若い人たちが年間150万円以下の所得でいる、そういう年取の若者がふえているんですね。こういう若者の実態を見たときに、これから宮崎を背負っていただく若い人たちが生きていく上で、もっともっと技術を身につけたり、支援する中で育てていけないといけない。若い人たちが夢を持って宮崎に残って、そして家庭を持つ、そういう構図をつくらない限りは、人口減

少問題を幾ら見直しても前に進まないと思はれています。そういう意味では、まず我々が今やるべきことというのは、育てていくための仕掛け、そういう意味では、知事がおっしゃる人財づくり、これは大きな仕事ですし、大変期待している次第でございます。このことについては質問いたしません、知事が努力していらっしゃることをぜひ職員の皆さん方も認識して——人の金だと、同じお金です。同じ金額、同じものですから、大切にどう使ったらいいかということ意識してもらえよう努力を今後も続けていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、2巡目の国体開催ということ昨年11月の質問ではさせていただきました。佐賀県が平成35年国体開催を決めました。滋賀県は平成36年、2巡目の開催を昨年、既に決めております。ちなみに、本県開催2年後の昭和56年に、びわこ国体として滋賀県が行っておりますし、国体準備には10年以上の準備期間が必要だと判断したからだと思います。今後は、最短でも平成38年が可能性がある年であります。38年以降になるというふうに聞いております。2巡目の宮崎国体に向けて、知事のリーダーシップを發揮して、いつを目標にやるべきだと。そういう知事のリーダーシップの決意をお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国民体育大会であります、国内最大のスポーツの祭典であります。広く国民に親しまれておりますし、69年という長い歴史の中で、スポーツの振興・発展に極めて重要な役割を果たしてきているものと考えております。本県におきましても、前回の国体が開催されたことを契機として、全国で活躍する

多くのアスリートを輩出し続けているものであります。また、そのときに整備された施設が、スポーツランドみやぎを推進する施設として大いに活用されております。国体開催につきまして、2巡目ということが視野に入ってきておるわけでございますが、県民一体となって取り組んでいく必要がありますことから、市町村、競技団体、関係団体、企業など、関係機関と十分に連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

また、東京オリンピックの開催が決定したわけですが、スポーツランドを推進している本県におきましても、「おもてなしプロジェクト」を展開することとしており、それが、いづれめぐってまいります2巡目国体の開催に向けて、県民の機運を高めることにも結びついてくるのではないかとこのように考えておるところでございます。県民総参加型の宮崎らしい、おもてなしの心あふれる大会にしたいと考えておりますので、これから、市町村、競技団体、企業の皆様とともに、積極的に機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今の知事のお話を伺って、知事がやろうと、そういう決断したイメージがございません。実は、昨年9月の凶師議員の質問に対しまして、「しっかりとスケジュール感を持ちながら、我々としては準備を進めてまいりたい」という答弁が9カ月前です。そして、今回の話の後半は、「機運の醸成を図ってまいりたい」という、何を、誰がするというところに全く向いていない、他人事のような話になってしまう。僕は、知事のいいところもさっきお話ししましたが、もう一つ紹介しますと、石橋をたたいても渡らない性格であると。これは、やろうと決めても、じゃ誰がするのかとい

う指示をしないと、リーダーの決断というか決意、そういうものを見せないと、僕は現場は動かないと思っています。決して、私がやりませぬ、いつやりませぬという話をしてほしいと言っているんじゃないです。

スポーツの現場の話をしませぬが、指導する方、選手は、いつ国体ができるのか、はっきりした目標が欲しいんだと。陸上三段跳びに例えて答えませぬが、ホップ・ステップ・ジャンプがあります。ホップは準備期間、ステップが開催年、そして、それから先の30年以上がジャンプです。このジャンプしたところまでを見据えた取り組みをするためには、長い準備期間が必要だと僕は思っています。ですから、最初の準備期間のホップの時間をどれだけたくさんかけて準備するか、これが一番のテーマだと思っているんです。そういう意味では、知事がスケジュール感を持って準備を進めてまいりたいという具体的な話が、どこかテーブルに乗って、水面下でも議論して、何かやっているという姿が見えないものから知事にお尋ねしているんです。知事、例えば38年が最短なら、ここをひとつ目標にして計画してみてください、青写真をつくってくれと、そういう指示はされているのかどうかお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国体開催に向けては、いろんな手順がございませぬ。東日本、西日本で持ち回りというようなことありますし、西日本全体の中で合意形成を図っていく必要があります。それに向けて、立候補なり手を挙げるに当たっては、市町村なり競技団体とのしっかりとした準備なり協議、また合意形成が必要だということでございませぬ。御指摘のとおり、施設整備、それから選手の育成も含めて、長い目で見て準備をしていく必要がある、それはもつと

もなことであろうかというふうに考えておりませぬ。そのようなことで、いたずらに先延ばしするということではありませぬで、しっかりとしたスケジュール感も持ちながら、しっかりとした手順を踏んで、2巡目の国体に向けて頑張っていくという方向性については、我々、問題意識としては共有していると思ひませぬので、今申し上げませぬような手順をしっかりと積み上げて、よりよい国体となるよう、2巡目国体というものを迎えてまいりたいと考えておりませぬ。

○有岡浩一議員 堂々めぐりをする話になりませぬけれども、そういう議論を知事が全てするわけじゃないです。そして、体育協会とか教育委員会、それぞれの担当がある。市町村もある。ただ、誰かがある程度のプランを練って、そして青写真をつくらないと、全てが白紙の状態ではどうしようでは、何ら議論は進まないと。先ほどの青写真の話じゃありませんが、結局、投げてみたら何も返ってこなかったという話では困るわけですね。やはり青写真をまずつくって、それで実現可能なものを選んでから下地をつくらない限りは、いつまでたっても国体をいつやっていくんだという目標設定はできないんじゃないかと思っています。だから、最初の下地の部分、基本設計は別ですよ。最初の青写真は、どこかが進めていかない限りは具体的な話にならないし、関係者もいつするんだ、いつするんだということで、みんな右往左往するばかりです。だから、今聞くのは、知事が本当にやる気があるんだろうかということを確認したいと思っています。そういう意味では、知事は、38年に限らなくていいですが、必ず準備を始めるということで理解していいのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎が2巡目国体をや

らないということは全くあり得ない、いずれ我々としては、しっかりとそれを受けとめて、だからこそ、冒頭申し上げましたように、国体の意義を申し上げたところでございます。今、38年というような話もございましたが、いずれにせよ、いろんなルールに基づき、いろんな手順に基づき、これは申請され、決定され、準備が進むというものでございます。決してほかの県におくれをとって、今そういった手順を踏んでいないということではありませんので、我々としては、そういうスケジュール感を持って、もちろん競技団体も含めて、意思統一しながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 考え方が若干食い違うんですが、私は、政治家の知事として、物事を腹を据えて決断して動かすと。そういうものがないと一つも動けないという現状があるから、知事のほうからまず国体をやると。38年ができるかどうか、できなければ39年、40年となるでしょう。そういうことを含めて、まず動き出さないと、いつまでたっても見えてこないままに2年、3年たつ。そうすると、先ほどのホップ・ステップ・ジャンプのホップの部分の部分が短ければ短いほど準備が厳しくなる。東京オリンピックのように、今、6年前ですが、5年前になって、5年間の計画を縮小するとか、そんなことを言っているようでは、我々宮崎県の現状としてはおくれる。そのおくれた部分が、将来の30年、40年先に、宮崎県のほうにしわ寄せが来ると。そういう思いがあるから、早く段取りをしていかなければ、国体開催に向けて、いい、宮崎らしい国体にするための準備が間に合わない。

もっと外部指導者の話もありますが、宮崎国体を経験した選手の青年の方たちが今60を迎えています。そのときの指導者は70前後になって

います。ですから、この方たちが経験したものを生かしていかなきゃいかん、そういう時期に来ているんですね。だから、「いつやるんですか」と言ったら、「今始めなきゃ間に合わない」というような現場の声もあります。ですから、知事、やるということは決めているのであれば、早くいつできるかを考えてくれという指示を出してください。そうすれば、みんな動き出します。そして準備する。できないならできないという話をするし、施設の問題も含めて具体的にはやりますから。要は、知事自身が国体ということをごくごの段階ではおっしゃらないと、やる気がないんだというふうにとられる状況になるからですね。ぜひ知事にリーダーシップをとっていただきたいという思いは強くございます。この件につきましては、恐らく堂々めぐりになりますから、また機会を見てお話ししたいと思っておりますし、特別委員会等の中でまたこの話題が出ると思っておりますので、またしっかりとお伝えしていきたいと思っております。

現在の国体の話を、ちょっと私なりに理解している部分をお話しますが、国体は今、30位台を目標にしております。今後の競技力向上の課題としては、女性の強化というのがあります。女性の強化といたしましても、年齢層がありますけれども、例えば宮崎でしたら宮崎銀行陸上部のように、地元企業が協力して選手を育てていただいている。これは大変ありがたいことだと思っておりますし、家庭を持ったママさんアスリートと言われるような、そういう方たちの環境整備、これも進めなきゃいけない。いずれにしても、そういった環境整備も含めて取り組むには、一日でも早く——一日では無理です——一年でも早く取りかからないと準備が間に合わない。そういう思いで今回は質問しました

し、知事には、ぜひ県がやりますからと手を挙げてくださいますと言っているんじゃないです。計画を早くどこかにつくってもらわない限りは目に見えません。そして、我々も現場も、目標設定を早くしてほしいと、このことだけはお伝えして、次の質問に入りたいと思います。

次は、PEDに対する取り組みでございますが、これは、初日、山下議員、昨日も田口議員からお尋ねがありましたので、内容、概要はわかります。ただ、その中でも、ぜひ知事に伺いたいのは、12月11日、農水省から対策の徹底ということで通知文が来ておりますが、この通知文を受けまして、口蹄疫を経験した宮崎県の知事として、そのとき、どのような決意を持って指示をされたのか。12月11日の対応をお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、口蹄疫を経験しておるわけでありまして。二度とこのような事態を起こしてはならないということで、日本一の防疫体制を構築するために、これまでも、水際防疫、地域防疫、農場防疫、さらに迅速な防疫措置というものを4つの柱として、さまざまな対策を進めてきたところでございます。今回のPEDにつきましましては、沖縄県での発生以降、逐次、担当部局から発生状況などの報告を受けておりまして、12月11日付の国からの通知についても承知しているところであります。本県では、その前日の12月10日に、PEDの疑い事例が確認されましたので、すぐに担当部局に対し、迅速な情報の提供と防疫の徹底などに関係機関と連携してしっかり行うよう、指示したところであります。

○有岡浩一議員 例えば、12月19日、屠畜場の搬入口の消毒徹底を指導したとか、12月11日は注意喚起周知をしたという話なんですね。た

だ、現場がこういう注意喚起をしたから実際やっているか、指導したからやっているか、これは大変疑問でありまして、今回の広がった原因に、再度文書が来たように、屠畜場での車の搬入、こういった現場が問題だったというふうに言われていますので、こういった初動体制の関係は——宮大も協力してやっていただけるようですが——しっかりと取り組まなければ。宮崎県の口蹄疫の恩返しは、こういう初動体制をしっかりやって防疫をやる。それが宮崎県の恩返しです。そのことをもう一度確認して、畜産県宮崎を守るのは知事の使命ですので、そういう姿を見せていただきたいと思っております。今後は、そういう思いでやっていただきたいと思っております。

では、TPPの質問に移らせていただきます。TPP協定締結が今議論されていますが、本県の農業を守るために、どのような対策が行われ、どのような影響が出るかということ、具体的には、先日の報告会がございましたが、見えてこないというのも事実です。しかし、本県の農業を守るという知事のスタンスでありますので、この対策についての見解をお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） TPP協定であります。交渉内容が非公開とされておりますことから、先日もそういう報告会もいただいたところであります。なかなかその影響というものを今の時点で正確に推しはかることができない状況であります。1次産業を基幹産業とする本県にとりまして、畜産を初めとする農林水産業への影響のみならず、地域経済への大きな影響が懸念されるところであります。

県としましては、農業・農村というものは、食料を生産するという機能のみならず、美しい

風景や伝統・文化を培う基盤としても大変重要であります。また、これを守り、後世に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務であるというふうに考えております。こうした農業分野における国際的な競争が厳しさを増す中で、本県農業・農村の活力を維持し、今後も発展させていくためには、競争力のある産地やその中核となる意欲的な担い手の育成が急務であると考えております。今後とも、市町村や農業団体、農業委員会等としっかり連携しながら、農地中間管理機構や新たな米政策など、国の新たな農業政策を最大限に活用しまして、産地構造の改革と資源管理を強化して、農業の成長産業化に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 そこで、私は、「TPPのためのレポート」ということで、河添恵子氏の著書を紹介したいと思っております。「だから中国は日本の農地を買いにやってくる」という本であります。中国マネーが世界中で大規模農地や農場の買収を進めているということは、マスコミの情報で皆さん御存じだと思いますが、特に世界最大の養豚企業でありますアメリカのスミスフィールド・フーズが中国資本に買収されたり、フランスのワイン産地ボルドーのかなりのシャトーが中国資本に買収され、大きな問題になっているという情報があります。そういった流れの中で、中国企業が、経営が不安定になった、または高齢化で後継者がいない、そういったところを狙っているというふうな記事がございまして、本県のように、PEDやTPP、こういった環境の中で、宮崎の農業を守っていくということは大変大きな課題でございまして、この本の中の考え方として、TPP協定により経営基盤が厳しくなる中で、本県の農業・農村を

狙っているというのでしょうか。外国資本に対してどのような備えをすべきか、考え方を知事にお尋ねしたいと思います。

ちなみに、ペーパーカンパニーを使って借地をしたり、そういった動きも全国の中ではあるようですので、対策について、知事のお考えをお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 海外資本から狙われるというようなことで今御指摘があったところでございますが、そのような動きの前に、まずは、担い手の高齢化であるとか後継者不足、それから、産地のいろんな意味での弱体化というものが課題であろうかというふうに考えておまして、先ほど申しましたような、しっかりとしたいろんな対策を行うことにより、競争力のある産地や、その中核となる意欲的な担い手を育成していくこと、そして、宮崎の農業生産基盤を確固たるものにしていくことが、そのような問題、御指摘、懸念に対する対策となるかというふうに考えております。

○有岡浩一議員 中国に対して、この本の中で紹介してあるのは、「上に政策あれば下に対策あり」ということで、長いスパン、10年、20年かけて、こういう対策をとってくるというのが外国資本の動きですので、今だけじゃなく長いスパンで、こういったものに対しても対策をとっていただきながら、宮崎県の環境を保持する農業の保全に努めていただきたいと思っております。

続きまして、時間が参りましたので——沖縄県の基地負担軽減につきまして、これは2年前に質問いたしました。今秋までには合意を目指すと思いますので、この質問につきましては、新協定——日米地位協定を補足するもの——の交渉の結果を受けまして、また再度、質問させ

ていただきたいと思ひます。これで知事の政治姿勢につきましては終わらせていただきます。

次に、教育長にお尋ねいたします。先ほどもちょっと触れましたが、外部指導者の活用ということで、中学、高校に外部指導者制度がございます。競技力向上も必要ですし、外部指導者というものは今後必要になってくるというのは、現場の声でございます。外部指導者の位置づけや活用について、教育長の所見をお尋ねいたします。

○教育長(飛田 洋君) 部活動におきましては、多くの学校で、専門的な技能を持っておられる地域の方々に、外部指導者としてボランティアで協力いただいております。本当に感謝しているところであります。県教育委員会では、運動部活動の外部指導者を対象とした研修会を実施しており、受講された方は、学校の正式な指導者として登録いただいております。さっきの宮崎国体だとか宮崎インターハイで御指導された先生方とか、いろんな方が頭に浮かぶんですが、高い指導実績をお持ちの退職教員や競技実績のすぐれた方は、部活動の指導者として貴重な人材であると考えますので、今後とも、このような方々の御支援をいただきながら、運動部活動が一層盛んになるように努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 人材はここにしかないと思ひますので、大切に育てていただきたいと思ひています。

最後に、警察本部長にお尋ねいたします。日向警察署が新しくなり、訓練棟の整備もありません。周辺警察署の職員の方々も大変負担軽減になって助かっているというお話を聞きました。そこで、地域のニーズや現場の職員の皆さん方の意見を尊重した、今後の警察署の整備に

ついでの見解をお尋ねいたします。

○警察本部長(白川靖浩君) 警察署は、防災活動拠点としての機能を含め、地域における安全・安心の拠点として、重要な役割を担っております。このため、警察活動を十分に行うために必要な設備を有する施設であることはもとより、当直仮眠室の個室化など、職員の勤務環境の改善と負担軽減にも配慮した整備が必要です。さらに、警察署は、県民が各種の許可や相談で来訪する施設でありますことから、駐車場の確保やプライバシーが守られる相談室の設置、エレベーターを初めとするバリアフリー化など、住民の利便性にも十分配慮していかなければならないものと考えております。厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも、県警察では、地域のニーズに応えるとともに、災害その他の事態に的確に対応できるよう、老朽狭隘化の進んだ警察署の整備について、関係部局と協議を進めてまいります。

○有岡浩一議員 ぜひ今後の整備を期待しております。

以上で私の今回の質問を全て終わります。ありがとうございました。(拍手)

○押川修一郎副議長 次は、内村仁子議員。

○内村仁子議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の内村仁子でございます。本日も、私の地元から、そして宮崎の友達、道づくりを考える女性の仲間と、多くの方においでいただきました。ありがとうございます。元気を出して、私の定番であります「女性の立場から、小さな声も届ける」ために質問してまいります。

私はこれまでに、都城志布志道路の早期完成について、何回も質問と要望をしてまいりました。昨日、中村議員からも質問があり、知事は「重要な道路であると認識している」との前向

きな答弁をされました。4月30日に都城で開催された都城志布志道路整備・活用促進大会には、忙しい中、知事も参加され、挨拶をいただきました。また、交流会には内田副知事においでいただき、みんな大変喜んでおりました。感謝、感謝でございます。今回、道づくりを考える宮崎中央女性の会の応援のもと、都城市、鹿児島県の曾於市、志布志市の女性と一緒に、「道づくりを考える都城広域女性の会」を設立しました。そこで、知事に、4月30日の大会においでいただいたときの感想を伺います。

次に、男女共同参画推進について総務部長にお尋ねします。

安倍総理は、たびたび「これからは女性の時代」と言われております。まず、知事部局における女性の管理職への登用状況を伺います。

2点目に、先般、宮崎県内の女性管理職が少ないと報道されました。県内の市町村における女性管理職の登用状況を伺います。

3点目に、管理職になるには、多くの経験と見識、研修を積み重ねての地位向上が図られなければなりません。知事部局における女性職員の今後の登用についての認識を伺います。

続きまして、ことしの4月、初めて女性の会計管理者が誕生し、この議場の知事部局側に女性が着座しておられます。大変うれしく、頼もしく感じております。さまざまなプレッシャーも感じておられることと思いますが、会計管理者としての業務に対する認識と意気込みについて伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から質問いたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

都城志布志道路についてであります。この道

路の整備の重要性については、昨日も答弁したとおりでありまして、都城圏域、また南九州圏域全体を考える上で、欠くべからざる、また整備を急ぐべき高規格道路であるというふうに認識しております。5月30日に開催されました都城志布志道路整備・活用促進大会につきましても、私も、多くの県民の皆様が集まるというようなことで、ぜひとも参加したいという思いから、翌日、長野県の松本市で子育て同盟サミットが開催されるので、その日のうちに松本に移動する必要性はあったわけではありますが、大会関係者の皆様の御理解をいただく中で、大会の冒頭に、特別に時間をいただいて、挨拶させていただいたところでございます。その後、松本に向かいまして、着いたのが深夜の零時であったところでございます。何とか、ぎりぎりの中で出席させていただきました。

大会は、立ち見が出るほど、ホールがいっぱいにあふれる中、大変熱気を感じたところでございますし、ホールの中ほどには——きょう内村議員のジャケットは、道づくりを考える女性の会のピンクのはっぴを思い出させるものがありますが——はっぴを着た女性の皆さんが中央を陣取られて、大変熱意を感じたところでございます。整備促進を望む参加者の熱い思いというものを直接肌身で感じたところでございます。

また、九州地方整備局、岩崎局長にも参加いただき、その熱意というものをじかに感じていただくことができたのではないかと、大変ありがたく思っております。また、きょうつけておられますが、新しいバッジ、「はよしっくいやん」という直接のメッセージも、そういったところでアピールされているところでありまして、私としても、整備を加速させていきたいと

いう決意を、その場で、挨拶で表明させていただいたところでございます。

今後とも、国に対しまして、予算確保を積極的に働きかけるとともに、県議会を初め、沿線自治体、商工関係団体、道づくりを考える女性の会などの御支援もいただきながら、国や鹿児島県とも十分連携を図り——鹿児島県の伊藤知事につきましては、先日、九州地方知事会でお会いしましたときに、東九州道の日南一串間一志布志のルートへの決定に対する御理解にお礼を申し上げますとともに、都城志布志道路の加速化についての協力をお願いしたところでございます。こういった各方面との連携を図りながら、全線の早期完成に向けまして、今後とも、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（成合 修君）〔登壇〕 お答えいたします。

知事部局における女性職員の管理職への登用状況についてであります。本年4月1日における知事部局の課長級以上の女性職員は、部長級1名、次長級3名、課長級12名の計16名で、昨年度に比べまして2名の増となっております。また、課長級以上に占めます女性職員の割合は5.9%となっており、積極的な女性職員の登用に努めたところでございます。

次に、市町村の状況についてでございます。地方公共団体定員管理調査結果によりますと、県内市町村の一般行政職における課長級以上の女性職員は、平成25年4月1日現在、24名で、課長級以上に占める女性職員の割合は3.5%となっております。

次に、知事部局での今後の女性職員の登用に係る認識についてであります。女性職員の登用につきましては、男女共同参画の観点のもとよ

りでございますが、多様化する県民ニーズや県民目線に立った施策の推進などを図っていくために、女性職員がその能力を最大限に発揮していくことが大変重要であると認識いたしております。このため、「第2次みやざき男女共同参画プラン」におきましては、知事部局における副主幹以上の役付職員に占める女性の割合を、平成28年度までに12.5%とする数値目標を設定し、女性職員の登用に取り組んでいるところでございます。県といたしましては、さまざまな職務の経験等を通じまして、意欲と能力のある女性職員の育成や、働きやすい環境の整備などに取り組むことにより、今後とも、女性職員の積極的な登用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○会計管理者（舟田美揮子君）〔登壇〕 お答えいたします。

会計管理者としての業務に対する認識等についてでございます。会計管理局は、基金などを含む現金の出納・保管を初め、予算を執行する各所属の会計書類の審査・指導など、会計事務の適正な執行を確保する役割を担っており、その業務は、県行政を支えるいわば基礎ともなる重要なものと認識しているところでございます。このような認識のもと、私は、会計管理者といたしまして、その職責をしっかりと果たすよう、若手職員や女性職員など、日々感じております担当職員の職務に対する熱い思いや個性と能力を最大限に生かしながら、公正で適正な会計事務の執行に全力で努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○内村仁子議員 答弁ありがとうございます。都城志布志道路につきまして、知事から熱い思いを語っていただきました。今回、国土交

通省からは、平塚一横市間を30年に開通予定と、工事期間の発表がありました。今までに30年という数字は出ておりませんでしたけれども、工事めどの発表により、明るい兆しが見えたような気がします。これは、防災の道、産業の道、医療の道として位置づけられた悲願の道です。移転工事の進む都城市郡医師会病院も、大分骨組みも見えてまいりました。私たち住民も、これから頑張っって働きかけていきたいと思しますので、知事も国への要望をさらに、さらに、またよろしくお願ひします。「はよしっくいやん。あたいどんが生きちよるうち」というのがみんなの願ひであります。よろしくお願ひします。

また、今、会計管理者から意気込みを伺います。これまで教育委員長も堂々と答弁してこられました。プレッシャーをかけるわけではありませんが、これからも女性の登用がなされるよう頑張っっていただきますよう、お願ひいたします。

また、せんだっっての報道によりますと、霞が関各省庁で30%の女性を採用するという報道がなされました。そして、若手の女性の獲得に各省庁が躍起になっているという報道もされております。これからも、ぜひ県庁の女性の皆さん、そしてまた、それに合わせて男性も頑張っっていただきたいと思っております。

続きまして、教育長にお尋ねいたします。就学時の健康診断の検査項目にはどんなものがあるか、お尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 就学時の健康診断における検査項目につきましては、学校保健安全法の施行令第2条に規定されておまして、栄養状態、脊柱（背骨）及び胸郭（胸）の疾病及び異常の有無、視力及び聴力、目の疾病及び異

常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔（口）の疾病及び異常の有無、その他の疾病及び異常の有無と定められております。

○内村仁子議員 今、目の検査があるということ伺いましたが、この目の検査の中に、色弱者への対応、いわゆる色覚検査があるか伺います。

○教育長（飛田 洋君） 色覚検査につきましては、就学時健康診断では、昭和48年に法が改正され、検査項目から削除されており、現在、実施されておられません。また、学術用語でいう「色覚異常」を、文部科学省の通知等では「色覚の特性を有する」と表現されておりますが、その色覚の特性を有する児童生徒が支障なく学校生活を送ることができるような環境が整ってきたことから、学校で行われる定期健康診断では、法の規定において、平成15年度より色覚検査は必須項目ではなくなっております。必須ではありませんが、現在、学習指導や進路指導などあらゆる教育活動に際して、色覚の特性を有する児童生徒に配慮するため、保護者の希望等に依じて、個別に検査を実施いたしております。

○内村仁子議員 私たちの子供のころは、色弱の方々を色盲と表現されておりました。しかし、今、一部差別的な含みもあるのではないかとということで、この言葉は使われておりません。色弱者ということで表現させていただきますが、色の判別がつきにくい方を呼ばせてもらっておりますけれども、色弱は先天的、そして遺伝的特徴で、特に男性に発現が多く、およそ男性の5%、女性の0.2%に発現し、日本には約320万人の色弱者がおられる試算となります。平成24年度の宮崎県の人口が男性52万8,550人、

その5%2万6,429人、女性59万7,329人、その0.2%1,194人、合計約2万7,623人の色弱者がおられる試算となります。これは大変な数になりますが、今の個別に検査を実施との答弁ですが、この色覚検査を今後、検査項目に入れるべきではないかと思いますが、教育長の考えを伺います。

○教育長（飛田 洋君） 色覚検査が定期健康診断の必須項目から削除されたことにより、自分の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規則に直面するというような状況もございました。児童生徒がこのような不利益を受ける事態を防ぐ手だてが必要だと認識いたしております。国においては、色覚の特性や検査の目的など基本的事項について、保護者、児童生徒への周知を図り、希望者については、検査を実施する方針をより明確化されております。本県教育委員会においても、市町村教育委員会や学校に、文部科学省の方針と同様の趣旨の通知を行い、既に指導の徹底を図ったところであります。今後とも、さまざまな機会を捉えて指導を行い、教職員が色覚の特性について正しい知識を持ち、児童生徒に対して配慮を行うとともに、適切な指導が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 学校での対応ということで、もしそのような児童生徒がいても、先生がわからずに、例えばグリーンのボード——昔は黒板でしたけれども、今、グリーン系になっております。そこに赤色のチョークで字を書かれると、見えないわけですね。赤と緑が重なると、全てが黄土色に見えるわけです。特に男の子が、警察官やパイロットになりたいと夢を抱いて大きくなって、そのときに就職が難しい事実が出てまいります。いろんな案内のリード看板

にしても、東京の地下鉄にしても、何々線、何々線とって矢印がしてありますが、それが全て黄土色に見えるという、識別が不可能となることが出ております。プライバシーを確保して、県独自でこの検査ができないか、再度お尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 一連の質問をお聞きしながら、戸惑うようなことがあってはならないと、改めて深く認識しているところです。問題は、それをどう防ぐかということでありまして、現在は、希望する子供たちには、保護者が同意すればできるということになってはいますが、それをどうやって徹底するかということになると思うんです。今、徹底していない原因として、保護者の同意ということですが、保護者等に対して、色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかと指摘がございます。そこで、じゃ具体的にどういう手だてが考えられるかということですが、例えば、全児童生徒を対象に行っております保健調査等に新たな項目を追加することなどで、色覚の検査について保護者にきちんと周知し、保護者の意向を確実に把握できる方法をとるなど、そのような事態——就職などで戸惑うような事態——を避けるような方策を学校でとることができないか、検討してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、本県の私立小・中・高等学校の耐震化率について、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 本県の私立学校の校舎等の耐震化につきましましては、小中学校は、既に耐震化率100%となっておりますが、

高等学校の耐震化率は、平成26年4月1日現在で、約82%となっております。

○内村仁子議員 私立学校の耐震化率は82%と今答弁いただきましたが、少子化により、私立高校も経営が大変厳しくなっていると伺っております。県立高校は全て耐震化が進み、同じ宮崎県の生徒の命を守ることは、差があってはならないと思います。私立高校も県立高校も、それぞれが特徴を出しながら、宮崎県の子供たちを大事に育てて教育してもらっております。このことについて県の補助ができないものか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 耐震化には、御指摘ありましたように、多額の費用がかかるということがございます。現在、国におきましては、耐震診断や耐震補強工事等に対し、原則として、補助率3分の1以内の補助事業がございます。本県の私立学校でも、最近5カ年で、中学校1校、高等学校3校が、この補助金を活用することによりまして、校舎等の耐震化を進めていらっしゃるところでございます。このような中、国におきまして、平成26年度当初予算で、新たに耐震改築工事も補助対象にするなど、制度の拡充が図られたところでございます。県といたしましても、私立学校に対する経常費の補助事業を初め、さまざまな助成により、私学振興及び経営の安定化を図っているところでございます。今後とも、耐震化が進んでいない学校の実情を詳細にお伺いしまして、経営計画など、学校の将来の方向性を踏まえた上で、耐震化を進めるように働きかけてまいりたいと思います。

○内村仁子議員 今答弁いただきましたが、私立高校もいろんな面で頑張っていて、先ほど二見議員からもちょっと出ましたけれども、それぞれ

特色ある授業をしておられます。耐震化については、私は前の議会でも1回出しておりますが、ぜひ考慮していただきたいと再度お願いしておきます。

続きまして、児童虐待に入らせていただきます。児童虐待について福祉保健部長にお尋ねします。今、都城管内の児童相談所では、児童虐待が増加していると聞いています。そのほかの中央及び延岡相談所の平成23年度以降の虐待件数の状況を伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 中央児童相談所における虐待相談対応件数は、平成23年度200件、24年度220件で、延岡児童相談所では、23年度71件、24年度68件となっております。なお、25年度につきましては、現在、取りまとめ中ではありますが、県全体といたしましては、前年度に比べ増加する見込みとなっております。

○内村仁子議員 児童虐待については、私は議会のたびに出しておりますが、この条件といいますか原因が、ほとんど貧困、そういうものに入ってくるということで、宮崎県の経済状況が絡んでくるのではないかと心配しております。そしてまた、児童虐待の相談においては、スピード感を持って当たってほしいということも以前申し上げました。去年、アメリカに行ったときに、アメリカでは、1回子供が説明すれば、児童虐待を訴えれば、全ての警察、そして弁護士、いろんな方が一緒のところ聞いて、1回の説明で終わるんですが、まだ今の日本の状態では、ここで話をし、ここで説明し、何回も聞き取るということが行われているみたいですので、児童虐待については、いろんな制度があると思いますけれども、これからも精いっぱい頑張りたいと思っております。小さな命が数時間のうちになくなるという実態も出て

おりますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、これまでの議会でも、児童虐待のサポートはスピード化が必要であるということを示し上げておりますけれども、現在、宮崎県では、夜間、休日の相談があったときの対応はどのようなになっているか伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 児童相談所におきましては、虐待相談に迅速に対応するため、担当職員に公用の携帯電話を所持させ、24時間365日、速やかに担当職員に連絡できる体制を整えておまして、例えば、子供自身が保護を求めている、このままでは何をするかわからない」という親からの切迫した訴えがある場合など、緊急性が高いと判断されたケースについては、直ちに現場に急行し児童を確認するとともに、必要に応じて一時保護等の対応を行っております。また、それ以外のケースにつきましても、国の指針に基づき、市町村などの関係機関と連携し、48時間以内に目視により対象児童を確認した上で、状況に応じた助言・指導等の対応を行うとともに、必要な場合は、定期訪問による見守り等を実施しているところでございます。

○内村仁子議員 児童虐待は、まだまだこれから、いろんなことで、いろんな問題があると思いますので、これからも職員の皆さんの対応をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、子宮頸がん予防ワクチンについてお尋ねいたします。私は、昨年6月議会で、子宮頸がん予防ワクチンの接種により、副反応で苦しんでいる患者について質問しました。そのときの答弁で、接種後の副反応報告は、厚生労働省の数字によりますと、1,968件、重篤な症例は106件とありました。そして、この接種制度について、市町村と連携し、接種の勧

奨を行っているのと答弁しておられます。しかし、その2日後には、厚生労働省から積極的勧奨をしないと出されました。これは積極的ではないものですから、ワクチンを接種に行けば、まだ接種されている状態が続いております。今も若い女性はその副反応で大変苦しんでいます。

この事業では、平成22年から24年までの3年間に、市町村の負担も入れて、約10億円の事業となっております。県内では、22年11月から25年3月まで、延べ3万1,000人が7万2,731回接種しておられます。これは、1人で3回受けないと効き目が無いということで、3回、1人に5万円かかるけれども、無料だということで、無料なら受けておったほうが良いという感じで受けられた方も非常に多いと伺っております。今とめておりますけれども、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が再開された場合は、県はどのように対応されるか伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、現在、国において、積極的な勧奨の取り扱いが慎重に審議されております。県としましては、今後、積極的勧奨が再開された場合は、国の方針に基づき、必要な情報提供を行いますとともに、市町村と連携し、接種の勧奨に努めてまいることになると考えております。

○内村仁子議員 ことしの3月の議会でも、全く同じ答弁をしておられます。子宮頸がん予防ワクチンについては、「国のほうが再開となった場合は、また再開します」という答弁をそのときにしておられますが、子宮頸がん予防ワクチンの副反応について、薬害オンブズパーソンによりますと、ことしの4月25日、厚生労働省は、子宮頸がん予防ワクチンの副反応を「心身

の反応であり、ワクチンの成分が原因ではない」とする見解をことしの1月にまとめた審議会のメンバーについて、利益相反の申告内容に誤りがあったということを公表しました。

議事録では、委員15人中11人(約73%)が、当該ワクチンメーカーから奨学寄附金あるいは講演料を受け取っており、このうち3名(約20%)は、議決に参加できないレベルの利益相反とされています。しかし、名前は公表されておりません。アメリカでは、10ドル——今のレートでいくと約1,000円ぐらいでしょうか——の寄附を受けても、100万ドル、約1億円の罰金が科され、氏名も公表されるとのことです。日本では、その規制がまだまだ甘くて、名前の公表まではされておりません。今、薬害オンブズパーソンのほうでは、名前も公表するように厚生労働省に申し入れがしてあるということですが、このような利益供応のあった審議委員が出した結果で、多くの女性が後遺症に苦しんでおります。それがわかっている、国の方針で積極的勧奨と出たら、県として積極的勧奨をされるのか。

今、ここに「副反応被害報告集」というのがあります。この中で、副反応のあった、ワクチンをされた12歳から15歳、16歳の女性が、物すごい苦しみを味わっていらっしゃいます。中には、21軒の医療機関を回られて、病名がわからない、そして治療法がわからないということで、大変苦しんでいらっしゃいます。この報告集の中にいろいろ手記が書いてありますが、きょうまで元気だった子供があしたには歩けなくなっている、そして、自分の母親の顔さえもわからない、記憶障害が出ております。実名で家族も本人も記録を出している方がいらっしゃいます。このようにして、もう3年間苦しんで

学校にも行けない、体に紫の斑点が出ている、記憶障害が出ている、生理不順で生理がとまってしまっている——この人は今18歳です。2回ワクチンを受けていらっしゃいます。そして、親の顔さえもわからない、全身の痛み、疲労感、感覚がわからない、筋力が落ち、脱力感で何もできない、目まいがする、食欲もない、いろんな反応が出て、家族ともどもすごく苦しんでいらっしゃいます。生徒会の副会長をしたり、学校に楽しく行っていたり、部活の副キャプテンをしたりとか、いろんなことをしていた子供さんが、突然このような被害に遭っておられます。激しい膝の痛み、両腕の痛み——テレビで皆さん見られたと思いますけれども、全身がけいれんしている子供さんもおられます。実際このような反応が出ている、そして、どうして私がこういうふうに苦しまなければならないのかというのを、この報告集に書いておられます。それであっても、こういうのが出ていても、国のほうが再開するとなったときに、県としても、部長はまだ再開されるつもりでおられるのか。

この患者さんが行っていらっしゃる病院で、「先生の子供さんがもしこういう病気になったらどうされますか」ということも問うていらっしゃるわけですが、それに対して医者は何も言わなかったということも書いてあります。今、薬害でいろんなことが出ていることも、たくさん報告されておりますが、これほど今まで元気だった女性がこういう病気になる、考えられない状態です。若い年代の性交渉で子宮頸がんになる率が高いと出ておりますけれども、そちらのほうの教育をしたほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、積極的勧奨が再開されたときに、県ではそれを再開されるのか、再度お尋

ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 議員の先ほどからのお話にありましたように、昨年6月から、ワクチンと副反応の因果関係ということについて、国のほうで専門家も交えて、今、検討を慎重になさっております。積極的な勧奨が再開されるということは、その因果関係について認められないという判断のもとに、積極的勧奨がなされるというふうに理解しておりますので、そういう場合は、先ほど申し上げましたように、必要な情報は提供しながら、接種の勧奨に努めてまいることになると考えております。

○内村仁子議員 くれぐれもこのワクチンについては、皆さんで共有していったほうがいいんじゃないかなと思っております。こういう実態が出てからでは、犠牲になられた子供さんへの言いわけはどうにもならないと思いますので、この件については、みんなで共有していったらいいんじゃないかなと思っております。

続きまして、妊婦健診についてお尋ねいたします。妊婦健診は、25年度からは国庫補助がなくなり、一般財源化されたために、都城市では、妊婦健診に単独で25年度1億7,300万円支出しています。少子化、少子化、人口減少、自治体がなくなるという心配をされいながら、県からの支援は全然ありません。県財政も厳しいとは思いますが、平成24年度までで終了した妊婦健康診査9回分に匹敵する国庫補助を県の補助で補填できないのか、ぜひ検討していただきたいと思いますが、福祉保健部長の答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 議員のお話のように、妊婦健康診査は、24年度までは補助事業という形でありましたが、平成25年度から市町村へ交付税措置ということで、財源保障が

なされております。そういうことでありますので、市町村の判断によって実施されるものであるというふうに考えております。なお、県といたしましては、安心してお産を迎えるためにも、妊婦健康診査は大変重要であると考えておりますので、県庁ホームページや母子健康手帳の配付時等を活用いたしまして、妊婦健康診査の受診の勧奨に努めているところであります。

○内村仁子議員 平成26年度都城市・三股町行政懇話会というのが5月14日に開催されました。私ども県議会と、都城市、三股町の三役が、一緒に協議しながら進めた懇話会でございます。この中でも、妊婦健康診査への補助制度の創設について要望が出されております。都城市の自治体が1億7,300万円も支出するというのは、なかなか大変な事業となっておりますが、これから、本来の目的である母子保健の充実の基礎となるもので、妊娠中の異常の早期発見や予防等の健康管理、安全な出産と健康な子供の出生を確保するために欠くことのできない事業でありますので、ぜひ、またこちらのほうも検討をお願いしたいと思います。

続きまして、同じ医療圏のことについてお尋ねいたします。これも、都城市・三股町行政懇話会での要望事項であります。これは、私は去年の議会でも出してあります。「県西のこども医療圏に対する支援について」というタイトルで出されておりますが、県西地区、都城には県立病院がありません。宮崎には宮大医科部もあり、非常に恵まれている地域ですが、県西地区においては、小児科医を初めとして、医師の確保が大変難しくなっております。このことについて、知事の答弁をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今お話がございました小児科医を含めた医師の確保は、県西地区はも

とより、県全域にわたる大変重要な課題であると認識しております。これまで、医師修学資金の貸与でありますとか、宮崎大学医学部への地域枠、地域特別枠の創設、また地域医療学講座の設置など、県内の医療を担う医師の養成に取り組んでいるところであります。また、県と宮崎大学、県医師会及び市町村で構成します宮崎県地域医療支援機構におきまして、臨床研修医の確保や医師のキャリア形成支援など、若手医師の確保に取り組んでおります。まず、全体のパイを何とかふやしていこうということで、それぞれ取り組んでおるところであります。

さらに新たな取り組みとしまして、昨年7月に東京で開催したのに引き続きまして、先月末には、本県ゆかりの福岡都市圏で活躍しておられる医師と県内の医療関係者との交流会を開催したところで、私も出席しました。ちなみに、冒頭申し上げました都城志布志道路整備・活用促進大会の翌日、長野県で子育て同盟サミットが行われた、その松本から飛行機で福岡に飛んで、それに出席したわけですが、ぎりぎりの予定の中で、可能な限りそういうところに出席し、その場には清山県議にも出席いただきまして、医師の立場で、いろんな先生方に声をかけていただきました。要は、ネットワークをつくって、将来の宮崎での勤務につながるような、そのような取り組みをしておるところでございます。

また、レジナビフェアに出席したり、宮崎大学医学部の5年生に講演を行ったり、知事としての思いをさまざまな方に届けるという取り組みもしておるところでございます。地域医療体制の維持確保は、県民の皆様が宮崎らしい豊かさを実感できる暮らしの重要な基盤であると考えておりますので、今後とも、大学、医師会、

市町村など、関係機関と十分連携を図りながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 都城北諸県医療圏では、昨年度、救急医療体制を維持・存続させていくため、関係機関が一丸となって、あらゆる情報を収集し行動していく、都城圏域救急医療広域連携連絡協議会が立ち上がりました。去年の段階では、これを準備中ということで、私は議会で申し上げたところだったんですが、これが今、立ち上がりましたが、何とか上物はできて、医師がいなければ救急医療は務まりません。そして、今度、都城志布志道路も一緒に医療の道として、曾於市、鹿児島県からの患者、そして、小林、西諸からの患者さんもふえると思いますので、ぜひ強力なリーダーシップのもとで、医師確保に努めていただきたいと思います。そして、安全に子供を育てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、農家民泊についてお尋ねいたします。私は、4月17日と18日、井上議員と、「北きりしま田舎物語」として、えびの市で農家民泊をしてみたいです。夜中の2時半まで地元の方と語りました。すごく頑張っておられましたが、受け入れ農家の増加は厳しく、風呂、トイレ、炊事場の改修、布団の購入、初期投資に苦慮しておられました。今、「北きりしま田舎物語」のほうでは、非常に修学旅行生がふえているということですが、関係部局の支援について、まず、事業スタートの農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農政水産部におきましては、農家民泊を行う農家のスキルアップや、グリーンツーリズム体験の需要拡大

にも対応できる体制づくりが大変重要であると認識しておりまして、これまで、市町村等と連携しながら支援してきた結果、農家民宿等の数は、5年前の約1.8倍、134軒にまで増大しております。具体的には、農家が農家民宿を開業するために理解しておくべき、旅館業法、食品衛生法などの各種法令や、そば打ちなどの体験交流メニューのノウハウ習得に関する研修会を開催するとともに、県内関係者のネットワークづくりやPR活動等に対する支援を行っております。また、農家民宿開業に必要な施設改修等につきましても、農業近代化資金などの制度資金もありますので、これら資金の活用促進を含め、引き続き、関係機関一体となって、農家民泊の取り組み拡大に努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 次に、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 農家民泊など地域の資源を生かした取り組みは、地域の活力を高める上でも大変重要であると認識しております。総合政策部においては、農家民泊に特化した支援制度というものではございませんけれども、例えば、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村が連携して、モニターツアーの実施など、農家民泊を活用し、教育旅行誘致を図る取り組みを実施されておりまして、この取り組みに対しまして、平成24年度に創設した「市町村間連携支援交付金」により支援を行っているところでございます。このような地域資源を活用しながら、持続可能な地域づくりを図る取り組みに対しましては、引き続き、交付金などを活用しながら、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 次に、商工観光労働部長に伺

います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 農家民泊は、近年ニーズが高まっている体験型の教育旅行の誘致や本県観光振興を図る上で、大変重要な素材でありますことから、商工観光労働部におきましては、これまで誘客対策を中心に支援してまいりました。特に、九州新幹線の開業によりアクセスが向上した関西地方をターゲットに、教育旅行の誘致促進に向けて、各地域の農家民泊団体や市町村などと連携し、旅行会社や学校関係者へのセールス活動や現地視察会などに積極的に取り組んでいるところであります。このような中、北きりしま田舎物語推進協議会では、昨年度初めて、関西の中学校4校、約400名を受け入れましたが、今年度は、関東の専門学校を含む7校、約1,000名を受け入れる予定となっております。また、西臼杵・入郷地域や西都市では、台湾など海外からの受け入れも進んでおり、徐々に誘客対策の成果があらわれてきているものと考えております。今後とも、関係機関・団体等と連携を図りながら、農家民泊を生かした観光誘客の促進に努めてまいります。

○内村仁子議員 観光が疲弊すると言われる中で、農家民泊はすばらしいシステムだと思っております。私たちも、井上議員とタケノコを掘って、野菜をとりに行って、それで夜はごちそうしてもらって、次の日はあく巻をつくって、外で釜で御飯を炊いてということで、すごく楽しい1日を過ごさせてもらったんですが、こういう体験ができるために、県内の小中学校の農家民泊の実施状況について教育長に伺います。口にする食べ物がどのようにしてつくられているか、生きた教育に最高だと思いますが、教育長の答弁をお願いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 「北きりしま田舎物

語」のお話がありました。受け入れ農家の一戸がかつての私の教え子で、直接どんなことをやったかとか、子供たちがどんな感想を持ったかというのは聞きました。子供たちにとって、農家民泊は、農家に宿泊し、農業など農家の生活を体験しながら、本県の基幹産業である農業への体験的理解ができること、また、食べることや食への感謝、他人を思いやる心や社会性の育成、さらには、郷土のよさを実感させる上からも有意義なことだと考えております。県内の小中学校の農家民泊につきましては、平成24年度は、小学校12校、中学校2校の計14校、平成25年度は、小学校14校、中学校3校の計17校が、宿泊先として、小林市、えびの市、高原町、諸塚村、五ヶ瀬町の農家をお願いして実施いたしております。

○内村仁子議員 小中学生の農家民泊がふえていくということは、非常に喜ばしいことだと思いますので、修学旅行、何も鹿児島——歴史のあるところですけども、あそこまで行かなくても、農家民泊でいいんじゃないかなと思います。

続きまして、環境農林水産常任委員会では、今回、県北調査で、椎葉、高千穂方面、そして渡川と、2日間で約500キロを走る行程で、地区の方々と協議をし、研修をしてきました。種田山頭火の句に「分け入っても分け入っても青山」というのがありますが、まさにそのとおりでした。棚田がきれいに整備され、山、大地を守っておられる地域の姿に触れました。しかし、皆さん、鳥獣の被害に大変苦労しておられます。ネットは張ってありますが、ネットが破れるとか、いろんな苦労をしておられます。だけど、景色はすごくきれいに手入れがされておりました。この鳥獣対策についてどのように取

り組んでこられたのか、これまでも議会でたびたび出ておりますが、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 鳥獣被害対策につきましては、平成22年度から、本庁及び各地域に鳥獣被害対策特命チームを、さらに、平成24年度には、鳥獣被害対策支援センターを設置し、市町村や関係機関とも一体となって、モデル集落での成功事例の創出やリーダーの育成、効果的な防護柵の設置、適切な捕獲対策等に取り組んでいるところでございます。これらの取り組みにより、鳥獣を寄せつけない集落環境の改善が進み、住民みずからも被害対策を実施する機運が醸成され、モデル集落では、農作物の被害が減少し、集落の未来が描けるようになったとする事例も報告されているところでございます。また、有害鳥獣捕獲の効果的な取り組みにより、県内の鹿推定生息頭数は、平成20年度の約7万7,000頭から、平成24年度には約4万1,000頭に減少したという成果も見られるところでございます。

しかしながら、鳥獣被害は依然として深刻な状況にございます。さらなる対策の強化が求められておりますことから、市町村、関係機関、地域住民が一体となった被害対策の取り組みをより一層推進するとともに、防護柵の設置や捕獲対策を強化するなど、鳥獣被害対策に全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 私は去年、鹿川に行きました。初めて行きましたが、すばらしい景観だと思っておりました。今回は渡川に行きましたが、渡川というところに初めて行きました。皆さんが高齢者、そして若い方は少ないんですが、それなりに一生懸命、地域で村づくり、ま

ちづくりをしておられました。そこでつくった弁当をいただきましたが、土地のもので地域の奥さんたちがつくってくださって、それはそれはおいしいお弁当を提供していただきました。このように、地域で一生懸命頑張っておられる方がいらっしゃるということで、みんなで行って、そういうところの方を励ましてあげるということも、私たちは大事な行政の仕事かなと思っております。

同じく、環境農林水産常任委員会では、県南地区で都城地区製材業協同組合に行きました。こちらのほうでは県の補助が出ておまして、都城地区製材業協同組合は、都城市を中心に北諸県郡内の木製材業16社で組合をつくり、原木の市売り事業と製材機械ののこ目立て事業などを行っておられました。今回調査しましたのこ目立て機は、協同組合の理事長が、補助事業を活用して、どうしても入れてほしいということで、ドイツ製の湿式の目立て機でした。九州で初めて導入——日本で初めてじゃなかったのかなと思いますけれども、すばらしいものが入っておりました。これは、今までの乾式の目立て機に比べて、湿式なものですから、粉じんが出ない、職員の健康を守っていくということで、大変すぐれた機械でありました。機械の技術は日々改良が進んでおりますが、今回の事例のように、林業活性化の観点から、先進的なすぐれた機械の導入に当たっては、県が率先して支援できるように、必要な予算を確保すべきだと思いますが、環境森林部長に見解をお願いします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 議員から御指摘がありました、都城地区製材業協同組合で導入されたドイツ製の目立て機につきましては、国の森林整備加速化・林業再生事業により、昨年度、導入を支援したところであります。この

ような高性能林業機械を導入し、県内の製材工場の能力向上を図ることは、本県林業・木材産業の成長産業化を進める上で、大変重要であると考えております。このため、県といたしましては、費用対効果も十分勘案しながら、高性能林業機械の導入に向けて、引き続き支援してまいりたいと考えておりますが、森林整備加速化・林業再生事業につきましては、平成26年度で終期を迎えますことから、その継続・拡充を国に対し強く要望するなど、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。林業は、なかなか木材価格の低迷で、今まで大変苦勞しておられました。しかし、木材の乾燥機を入れていただくなど、大変良質な建築材ができるということで、今、大変喜んでおられますので、これからも林業への御支援をよろしく願いたいと思います。

次に移ります。近年、ネットによる悲惨な事件が起こっております。最近、熊本のほうでも起こりました。このようなネット利用により起こる犯罪被害の防止に向けて、どのような教育を生徒さんにしておられるか、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 本県におきましても、ネット利用に伴い、コミュニティーサイトなどを介した犯罪被害が発生しておまして、その防止というのは非常に大切で、児童生徒への情報モラル教育の充実及び保護者への意識の啓発が一層重要になってきたと考えております。そのため、各学校におきましては、警察などの専門家を招いて講話を実施したり、昨年度、県教育委員会で、そういう犯罪に遭わないようにということなどを狙って作成しました情報モラル啓発資料を用いて、児童生徒や保護者

に対して、意識の啓発を図ったりするなどの取り組みを行っております。

県教育委員会といたしましても、外部の専門家による定期的なネットパトロールによって、課題の把握と対応を行うとともに、ネット上のトラブルの相談窓口として、目安箱サイトを開設しまして、問題の解決に向けた方法を提示するなどの支援を行っております。今後とも、そういう取り組みは進めてまいりますし、しっかりとやっていきたいと思うんですが、根本的な問題というのは、子供たち自身が危険を予測して、その危険がどういう結果をもたらすかを判断して、適切な行動がとれることだと思います。ですから、全教育活動を通じて、そういう意識をきちんと持つように、今後も指導に努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ネット被害というのは、学校だけではなかなか無理、また、家庭教育のほうも大事だろうと思います。そういう観点では、家庭と学校が一緒になって、これからもいろいろ取り組みをしていただきたいと思っております。

次に、県内のネット利用による児童被害の現状と対策について。報道では、ネット利用による事件だということをいろいろ言われておりますけれども、県警本部長にこのことについてお尋ねします。

○警察本部長（白川靖浩君） 県内におけるインターネット利用による児童の犯罪被害の現状であります。平成25年中、事件検挙によって17名を保護しております。具体的には、青少年健全育成条例違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、強制わいせつ等による被害となっております。警察では、インターネット利用による児童の犯罪被害の防止を図るため、保護者及

び児童を対象として、学校等において、サイバーセキュリティーカレッジや非行防止教室を開催させていただいております。また、リーフレットを作成しまして、教育委員会の協力を得て、中学、高校の入学者の保護者に配付するなどの広報・啓発活動を行っております。さらに、違法・有害情報から児童を守るため、県内の携帯電話販売店に対し、フィルタリングの普及のための協力を要請しております。今後とも、この種犯罪に対し積極的な事件化を図るとともに、関係機関・団体と連携を緊密にし、インターネット利用の危険性や正しい利用方法に関する情報提供などの啓発活動を行い、児童の犯罪被害の防止対策を推進してまいります。

○内村仁子議員 ありがとうございます。安心・安全が宮崎県には一番必要な事項だと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、私は、色覚検査について、教育長にお願いいたしました。このことにつきまして、2020年のオリンピック・パラリンピックが開催される、そして宮崎県は、おもてなしプロジェクトということで、選手の合宿受け入れをやりたいということで、今までずっと出されております。やはりどの方にも優しい、そして、障がい、ハンディがあっても、事情があるなしにかかわらず、それぞれ輝いている、これが先進地ではないかなと思っております。宮崎県として、色弱の方々も含めて、ユニバーサルデザインの先進地となるよう、それがおもてなしになると思っておりますので、看板もよく目をつけていただきながら、これから先のユニバーサルデザインを考えながらしていただきたいと思ひます。これは通告しておりませんでし

たけれども、知事、一言答弁をお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトを考える上で、合宿の誘致というところ、特にオリンピックなどを意識しての議論があるわけですが、パラリンピックの対応というのも大変重要であろうかというふうに思いますし、海外も含めたお客様のおもてなし体制ということからしますと、今言われたようなユニバーサルデザインの取り組みというのは、大変重要なものというふうに考えております。このおもてなしプロジェクトの中でも、そういう意味での受け入れ環境の整備というものは、一つの柱として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 たくさんの質問になりましたが、以上で今議会での私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○押川修一郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、16日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時51分散会

6月16日（月）

平成 26 年 6 月 16 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総合政策部長	橋 本 憲次郎
総務部長	成 合 修
危機管理統括監	金 丸 政 保
福祉保健部長	佐 藤 健 司
環境森林部長	徳 永 三 夫
商工観光労働部長	茂 雄 二
農政水産部長	緒 方 文 彦
県土整備部長	大田原 宣 治
会計管理者	舟 田 美 揮子
企業局長	四 本 孝
病院局長	渡 邊 亮 一
財政課長	阪 本 典 弘
教育委員長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警察本部長	白 川 靖 浩
代表監査委員	宮 本 尊
人事委員会事務局長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事務局局長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議事課長	亀 澤 保 彦
政策調査課長	高 林 宏 一
議事課長補佐	内 野 浩 一朗
議事担当主幹	松 吉 浩
議事課主査	松 本 英 治
議事課主任主事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。傍聴者の皆さん、大変御苦労さまでございます。

知事に就任されて3年半、知事の答弁、発言には巷間いろいろと言われておりますが、政治家河野知事としての答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、カジノについてであります。

長崎県知事は既にカジノ受け入れを表明されました。そして、いろいろと精力的に運動されているようでございます。河野知事、カジノの受け入れの意思、そしてまたいつそれを表明されるのか、そのあたりを明確に御答弁願ひたいと思ひます。

後の質問は質問者席から行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

カジノを含む統合型リゾート、いわゆるIRについてであります。IRにつきましては、投資や雇用、観光誘客など、地域経済にもたらす影響、効果に大変興味・関心を持っているところであります。今国会には、その骨格となりますIR基本法案「特定複合観光施設区域の整備の促進に関する法律案」が上程されておまして、今後、具体的な検討が進んでいくことを大いに期待しているところであります。

私としましては、国におきまして、健全性、安全性が確保される制度設計等がなされることを前提に、国の区域認定を視野に入れて前向きに検討してまいりたいと考えております。そのために、先般、庁内関係部局等によります行政連絡会議を設置させまして、IR基本法案を含めたIRに関する認識の共有化を図ったところであります。また、県内の民間団体等によりますIR研究会において、本年度、IRに関する後援会、研修会や視察等が予定されておりますので、今後、県としても積極的に参加をし、関係者の方々との議論を重ねてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 いわゆるカジノ設置推進法案、IR法案、これが通らないうちは表明されないという意味ですか、今の答弁は。

○知事(河野俊嗣君) 今、出ております法案というのは手続法案であります。カジノにつきましては、先ほど申しましたように、さまざまな地域経済の効果というものに大いに関心を持って、期待をしながら見詰めておるところであります。さまざまな弊害というのも指摘されておるところでありまして、そういったものに対するどのような制度設計がなされるかというのが、現時点で明らかになっていない、それを踏まえた県民の間での議論を深める状況にはないのではないかという思いがございまして、しっかりと経済界とも連携を行いながら、情報収集、また各地の先進地の視察等も踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今の答弁は、さっきの答弁よりもっと後退したように聞こえました。いわゆるIR法案が通れば、その受け入れ、その他を表明されると思つたら、カジノ実施法案が通らないうちは表明できないということですか。そ

のようにも今聞こえましたが。

○知事（河野俊嗣君） 我々が関心を持って見詰めており、何がポイントになるかということをお説明申し上げたところであります。受け入れという表現をされておりますが、これは各自治体が手を挙げるといふこと、申請をするといふことになる状況でございます。そういう手続といふものを踏まえながら、我々としてはしっかり情報収集と検討を進めてまいりたい、そのようなことでございます。

○中野一則議員 宮崎市を含めて受け入れは表明してもらわなければいけません、宮崎県全体、いろいろ問題もあることですから、いろいろ調査されて、知事がそれを判断されて、受け入れするかしないか、知事としてどこかで表明しなければいかんと思うんです。既に他県は、長崎を含め、知事がそれを表明して先頭を切っただけです。カジノ実施法案が通ってからでは——それが通れば即地域指定をしますよ。そして、オリンピック前に開始できるようにという手続ですから、これでは宮崎県へのカジノの誘致といふものは不可能だ、こう思います。そう思いませんか。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘を受けとめながら、おくれのないようにしっかりと状況を見きわめて、しかるべき対応をしてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 その判断は、知事選を控えているから、微妙な立場ではあられると思いますけれども、その辺は推してやはり判断されるべきだ、こう思っております。お願いしておきたいと思っております。

次に、農業政策の諸課題について質問してきたいと思っております。

規制改革会議の農業のワーキンググループが

センセーショナルなことを発表されました。いろいろありましたが、そのあたりのことは今回、議会でもいろいろと質問があつて、また答弁等もありました。農協を初めとする農業改革は、この前、規制改革会議が答申をされました。その前に自民党案もできました。これは、当初のワーキンググループの提案と根本は全く同じだ、このように思っております。TPPあるいは減反政策の廃止、農協改革、これは3点セットでいろいろ政府が攻めていることだ、こう思っております。その裏には、報道もされておりましたけれども、やはり財界がおる、こういうことだと思っております。いろいろと農業成長戦略が云々言われますけれども、これは企業の成長戦略のための提案、答申だ、このように認識しているところであります。

そういう中で、今後、農業がどうなるのかということをお非常に懸念いたしておりますが、私は、農協の現状、役割ということについて、特に指導事業のことに視点を置きながら確認という形で進めていきたいと思っております。まずその前に農政水産部長に、今、宮崎県には農業にかかわる指導員がどのくらいいるのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県の普及指導員でございますけれども、8つの農業改良普及センターの普及指導員と専門技術指導員を合わせて162名となっております。

○中野一則議員 既にJAは1月31日が決算で総会もありました。13JAの資料を全部取り寄せましたが、それで見ますと、4月1日現在、農協の営農あるいは経営の指導員が498名です。県の指導員のちょうど3倍を抱えております。支払う給料が20億円を超えている。人件費とすれば、もっとこれよりかかるわけですから、か

なりの負担をして、指導員を持っていると
営農指導その他をやっているというのが現実で
あります。

部門別損益計算というのがありますが、その
合計をずっと見てみますと、営農指導事業にか
かる費用の合計が31億2,600万円であります。損
益計算では部門別に配賦しなければいけません
から、各事業に配賦すれば、販売・購買、いわ
ゆる経済事業だけで6億6,000万円赤字になっ
てしまう。いろいろ言われているこの経済事業
も、実際、指導員の給料等をやれば赤字になる
ということです。その分をどこで補填するかと
いうと、信用共済事業で補填しているというの
が現在の総合農協であります。信用事業とか共
済事業を総合農協としてJA事業から切り離す
というようなことも、いろいろと言われており
ますけれども、もしこれを切り離せばJAの経
営は成り立たない。そのことが農家組合員の経
営に大きな影響を与える。そのことで地域の農
業、地域社会、いわゆる農村社会の崩壊につな
がる、私はそういう認識を持っているんです
が、知事の御認識をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 農協はグループとし
て、今おっしゃったように、トータルでのさま
ざまな機能を果たし、地域の農業の維持、また
地域社会の維持に重要な役割を果たしておられ
るというふうに考えております。今、御指摘が
ありましたように、規制改革会議での議論も踏
まえて、いろんな改革の議論が進んでおるとこ
ろであります。拙速な議論は避けるべきであ
り、特に本県のような農業を中心とする、基幹
産業とする地域における実態を踏まえた丁寧な
議論を求めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 前の私の質問で担当部長は、
農業にやる気があれば農家も企業も支援してい

くというような答弁をされたことがあります。
企業の中にはいろいろありますから、その辺は
十分気をつけられてほしい、このように思いま
す。

次に、優良繁殖雌牛保留対策事業について、
農政水産部長にお伺いいたします。ことしも改
良基礎雌牛候補地域内確保対策事業というのを
やっておられますが、この目的をお伺いいたし
ます。

○農政水産部長(緒方文彦君) 本事業は、次
世代の種雄牛づくりに必要な優良雌子牛を地域
内に保留することを目的としておりまして、選
定した優秀な雌子牛を地域内に保留するために
要する経費として、1頭当たり10万円を助成す
るものでございます。

○中野一則議員 昨年度の予算に対して、本年
度は3,000万円という計画が出ております。半分
以下になったわけですね。半減した理由をお尋
ねしたいと思います。

○農政水産部長(緒方文彦君) 確保対策事業
につきましては、宮崎牛に代表される本県産牛
肉のブランド確立や、喫緊の課題となっております生産基盤の維持強化を図る上で重要な取
組みであると考えており、財源確保が大変厳し
い状況ではありますが、今年度、300頭分の予算
を確保したところでございます。一方、今年度
から、国の優良雌子牛の導入事業の要件が緩和
されまして、助成額もこれまでの8万円から10
万円に増額されましたので、この事業も活用し
ながら、市町村やJA等と連携いたしまして、
優良雌子牛の確保に努めてまいりたいと考えて
おります。

○中野一則議員 半減したところを農畜産業振
興機構で補填する。いろいろと事業内容が緩和
されたからということで、金額も今まで8万で

あったものが10万になって、そしてまた条件もよくなったとはいえ、この農水省の外郭団体の財源は関税ですね。TPPとかEPAとかFTAがどんどん進めば進むほど、その財源は確保されなくなるということになると思うんです。先細りのそういうところを頼って、県自体の予算を半分にする。ましてや、この事業はずっと昔からありましたが、全ては事業団の寄附金で賄ってきて、県がみずから出すというのは口蹄疫からですよ。全部寄附で賄っていた。せっかく県が口蹄疫もあってやろうとするときに、こういう先細りの機構を頼るというのは非常に危険性がある、こう思っております。そういうことの懸念はないか、もう一度、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御指摘のとおり、この財源は、エーリックでございますけれども、関税等を見込みますと、将来、原資が少なくなる可能性はあると考えております。以上でございます。

○中野一則議員 そういう可能性がある中で、来年度はこれを中止しようという段取りというか、方向であるんですね。なぜ中止する。末端というか、地域の農家が、和牛生産農家がこのことを非常に心配しているんです。ことし半分になった。来年以降は中止される。それをさっきの機構で補う。この政策はいかがなものかと思うんです。ぜひ、優良雌子牛確保のために継続してほしい、こう思っております。部長、もう一度お願いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現時点におきまして、平成27年度以降の事業継続につきましては申し上げることはできませんけれども、優良雌子牛の保留対策は大変重要な取り組みであると考えております。そのため、今後どのよう

な対応ができるか、検討してまいりたいと思います。以上です。

○中野一則議員 ぜひ、継続をするように要望しておきたいと思います。

次に、家畜防疫対策についてお尋ねしたいと思いますが、家畜防疫については担当職員の皆さん方が非常に真剣に真面目に取り組んでおられます。しかし、それなのに問題が発生している。例えば、豚流行性下痢（PED）が物すごく県下に拡大しました。山下議員は先日、13億2,000万円の被害であるというのを試算されました。それから、PEDは畜産試験場川南支場まで発生しました。これは口蹄疫も発生した場所ですね。

4月13日でしたか、熊本で鳥インフルエンザが発生しました。そのときに結局、県内に3カ所の消毒ポイントが設置されましたが、一番肝心なところのえびのに設置するのが西米良に比べて5時間半もおくれているんです。なぜだろうか。このことで、今、2～3言いましたが、口蹄疫発生 of 教訓がなされているのかという気もいたしております。それはなぜなのかと、私なりに思っているんです。一つには、口蹄疫のトラウマがまだあるんじゃないだろうか、それと、畜産担当者に潜在的に何か不満があるんじゃないかなという気がしてなりません。とはいえ、職員の皆さん方は、県下の畜産については我々が担っているという矜持が、プライドがあるわけですね。ですから、その誇り、自信を取り戻す、そのことがいろんな問題が発生することの解消になる、そのような理解をしているところでもあります。

いろいろ聞くと、畜産所属の獣医さんの手当と福祉保健部に所属する獣医さんの手当、これは出先ですけれども、非常に差がある。農政水

産部のほうが安いということです。こういうのは、どちらもある程度引き上げて同等にせないかのじゃないか。そうしないと、さっき言ったプライドが保たれない、こう思っております。

それと、ポストのことですが、農政水産部長、農政担当次長、畜産新生推進局長、次長以上のポストが3つあります。この3つの1つは、この際、畜産関係職員に与える、そのくらいのことであってもいいんじゃないか、こう思っております。知事の英断を含めての御答弁をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 畜産関係の業務につきまして、今いろいろ御指摘がございました。これまでも、口蹄疫、鳥インフルエンザ、PED、さまざまな家畜疾病が生じる中で、現場での生産性の向上や食の安全・安心の確保など、重要な役割、大変困難な業務に取り組んでいただいているというふうに考えております。

今、給与の問題、処遇の問題に御指摘があったところがあります。給与につきましては、特に給料の調整額や特殊勤務手当につきましては、業務の特殊性や困難性などの違いによって異なる額が支給されているということがあります。あくまで特殊性や困難性など現状の把握に努めながら、業務の実態を反映したものになるよう、これまでも対応し、今後とも対応してまいりたいというふうに考えております。

人事異動につきましての御指摘は、これも効率的、効果的な行政運営を図るために、能力と適性を踏まえた配置を行っておるところであります。部長等の幹部についての御指摘もありましたが、県政の重要課題に向けた高いマネジメント力、知識、経験、調整力、判断力、そう

いったものを求められるところでございまして、御指摘を踏まえながら、今後とも、能力主義というものを基本に、人材の配置に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ、改善等をよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、教育政策についてであります。高校再編についてちょっと触れておきたいと思えます。

今の10カ年計画の28年からの中期計画について、ことしから県立学校教育整備計画で検討されていると思うんですが、検討するところが宮崎県学校教育改革推進協議会であります。その地区別協議会あるいは専門部会がありますが、地区別協議会は県下3カ所の教育事務所ごとに設置をされている。今その人選中であるようではありますが、非常に少子化が進んでいるえびのとか串間は、飯野高校、福島高校を抱えているわけですが、その存続について一生懸命取り組んでいるところでもあります。そういう声が届く、反映させるためには、今の教育事務所単位では統括できないのではないかという心配をいたしております。もともと7つの教育事務所を統合するときに、末端の声をきちんとこれからも取り上げていくんだという話でしたから、前の教育事務所単位にこういう地区別協議会はあるべきだ、こう思っておりますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○教育長（飛田 洋君） 県内の高等学校等のあり方について、特に小規模校につきましては、地元の方々、自治体等の御理解、御支援もいただいていることに、まず深く感謝を申し上げます。

学校教育改革推進協議会におきましては、今年度、宮崎県高等学校教育整備計画の中期実施

計画策定のため、今後の高等学校教育改革などについて御協議をいただいているところであります。この県レベルの協議会に地域の声を反映させる観点から、県下一括の会だけではなく、県内を3地区に分けて、市町村代表の方からさらに御意見をお聞きするために地区別協議会を設けさせていただいているところであります。そのため、地区別協議会の委員の人選につきましては、地域の実情をきめ細やかにお聞きできるよう、さまざまな立場の方を地域間のバランスにも十分配慮し、お願いいたしていくこととしております。また、この協議会だけではなく、これまでも日常的に各学校などからの情報収集に努めるとともに、地域から直接お寄せいただく、さまざまな御意見や御要望もお聞きいただいているところであります。さらに、要請があれば、各地域の教育委員会等にも積極的に出向いて、御意見をお聞きしていきたいとも考えております。今後とも、このような姿勢で、いろんなところで意見を聞かせていただくという、積極的な対応をしてみたいと考えております。

なお、中期実施計画の素案につきましては、県議会の御意見をお聞きいたしますとともに、パブリックコメントを実施することにより、県民の皆様の幅広い御意見をいただくことを予定いたしております。

○中野一則議員 とにかく、飯野高校とか福島高校を抱えるところの声が反映されるように、少数意見という形で済まされないようお願いしておきたいと思っております。

それから、教科書採択のことでお尋ねしたいと思うんですが、平成27年、来年度は中学校の教科書を採択する年になります。教科用図書採択地区協議会専門委員が、今までは9教育事務

所単位に設置されておりましたが、今回、教育事務所が3つになったということで、3カ所になるという懸念はないのかどうか、おそれはないかということをお尋ねしたいと思っております。

○教育長(飛田 洋君) 教科用図書採択地区につきましては、法律及び国からの通知によって、市町村教育委員会の意向を十分尊重しながら、教科用図書選定審議会の意見も伺った上で、都道府県の教育委員会が設定するものとなされており、本県におきましても、関係法令や通知の趣旨を踏まえ、県教育委員会で審議し、採択地区を決定いたしております。

現在、本県では6つの採択地区を設定しておりますが、これらの採択地区は、それぞれの地域の地理的な条件や文化的な条件などを考慮するとともに、教科書の調査研究や採択事務の適正な実施がなされることなども考え、市町村教育委員会などの意見を把握した上で決定いたしております。現段階では、現在設定している採択地区の変更について、各市町村や各採択地区協議会から要望は伺っておりませんので、変更の検討はいたしておりません。

○中野一則議員 6カ所でやる方針だということでしたので、安心しました。

それから、教科書無償措置法が改正されて、市町村単位にできるようになりましたが、それは今のところ上がってきていないということでしたので、できたら従来どおりの方向でということでもよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、公営アイススケート場の件でお尋ねしたいと思っております。

先日、宮崎県アイスホッケー連盟等の陳情を受けました。ニュースを見ておりましたら、教育長にも陳情があったようであります。この人たちの陳情内容は、公営のアイススケート場を

建設してほしいという要望内容でありましたが、それを建設する計画があるのかないかを教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 本県では現在、冬季のえびの高原のみしかアイススケート場はなく、また、えびの高原でもアイスホッケーを十分に練習できる環境にないことから、選手の皆さんが県外へ練習に行かれている状況については、十分承知いたしております。そのような厳しい練習環境にもかかわらず、日ごろから選手強化に取り組んでいただいていること、また強化をして、アイスホッケーは九州ブロックも突破して国体に行っているような状況もありまして、そういうことに深く感謝いたしておりますと同時に、心から敬意を表するものであります。

県有のスポーツ施設については、その多くが30年以上経過し、老朽化しておりますが、県の厳しい財政状況の中で、施設の新設は難しく、既存施設の改修を可能な範囲で行っている状況でありまして、新たなアイススケート場の建設が必要なことは十分認識いたしておりますが、現時点では非常に難しいと考えております。

○中野一則議員 建設は大変難しいという考えのようであります。また今、答弁で、えびの高原での練習もできなくなっているということでありましたが、えびの高原の屋外アイススケート場は、20年来あるわけですが、ことしは大変なにぎわいで、最高の人出で、地元の一人として大変喜んでいるところであります。えびの高原のスケート場は、ことし抜本的な改修をするということで、フェンス等を中心にされるわけですが、予算が約2,600万円です。フェンスをレジャー用から競技用に変更すれば、競技

会場として使える、練習場に使えるというのが、アイスホッケー連盟の皆さん方からの声でありました。予算が決まっているわけですが、もう少し上乗せをして、競技用のフェンスでの抜本的改修はできないものかどうかを、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） えびの高原アイススケート場につきましては、今年度行う改修工事におきまして、フェンスのボードをより強度の高いものに変更する予定でありますので、アイスホッケーの練習に御利用いただいても問題のない構造になるというふうに考えております。なお、利用いただく場合には、危険防止のために、一般の方の利用がない時間帯になるものと考えております。

○中野一則議員 高度なものにフェンスをということでしたが、それが本当に練習に差し支えないのか、競技等ができるのか、この関係団体等の声を聞いて、改修であれば、そういう意味での改修をしていただきたい、こう思っております。

次に、学校事務職員の採用のあり方についてお尋ねしていきたいと思っております。

学校事務、いわゆる区分試験の廃止をされて、15年が経過いたしました。学校事務職員としての採用をしていないところ、つまり区分試験を廃止したところの都道府県は全国で何県あるかを、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 本県と同様の形、すなわち小中学校及び県立学校の全ての学校事務職員を知事部局の職員として採用の上、出向させている都道府県は、本県を含めて7都道府県であります。

〔「都道府県と言われたけれども、道も入っているんですか」と呼ぶ者あり〕

○教育長（飛田 洋君） 7都県でございます。失礼いたしました。

○中野一則議員 知事にお尋ねします。教育長が答弁されましたが、今、宮崎県がやっている学校事務の採用の仕方は全国で7都県しかないということなんです。これも含めて、区分試験を廃止したということと、知事部局との人事交流で、学校現場でいろいろとトラブルがあるんです。私だけでも何件か、そういうトラブルを聞いて、その都度、今までいろいろと対処方をお願いしてきました。そういうことで、学校現場では、前に戻してくれという要望が非常に強いということです。

何よりも学校事務というのは特殊性、専門性がありますね。それを2～3年で異動の人が来たって、優秀な職員が来ても、今でもトラブルがあるんですから、それはどうかなと思っています。野球とかサッカーとか、その他全国制覇をすれば、知事が何回も繰り返し発言されるぐらいですから、そういうところを抱える学校は、私立もそうですが、公立学校といえども、事務職員の人たちが大変な難儀、苦勞をされております。部活のいろんな予算の措置やら運営やらいろんなことがあります。それを考えると、やはり学校では、プロパーの職員を採用し、育成することが一番いいんじゃないか、こう思います。学校事務職員の採用は、もとの学校事務区分試験に戻せないかどうか、知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 学校事務職員であります。子供たちへの愛情とか教育に対する深い理解が不可欠なもとに、行政職員として、やはり専門性を発揮する立場にある、学校を支えるという観点で非常に重要なところであるというふうに考えております。平成10年に学校事務職員

採用試験が廃止をされた。一定の考え方のもとにそのような整理がなされたわけでありますが、その後、学校を取り巻く環境の変化等もあったという状況を踏まえて、現在、教育委員会におきましては、平成24年度から25年度にかけて実施した「学校事務のあり方に関する庁内検討委員会」の検討結果に基づきまして、学校事務職員の任用のあり方や人材育成の方策について、さまざまな検討や取り組みが行われているというふうに伺っております。学校事務職員の採用につきましては、学校運営をしっかりと支えていくことのできる人材を確保するという観点を大切にしながら、教育委員会と関係部局が連携して、十分に検討していくことが必要であろうと考えております。

○中野一則議員 ぜひ、私がさっきお願いしましたその方向に改正されるように、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

次に、限界集落の対策についてお尋ねしていきたいと思っております。

自治体の消滅の可能性、限界集落の現状云々ということは、今議会でも何人か質問されました。その辺の答弁は聞きました。率直にお尋ねいたしたいと思っておりますが、本県の限界集落の現状について、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 議員から御質問がございました限界集落という概念自体が、実は大野晃旭川大学教授が平成3年に提唱された学術的な名称でございます。その定義としましては、過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、かつ冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落と定義されております。したがって、限界集落という表現は公式の定義に基づくものではなく、冠婚葬

祭など社会的共同生活の維持が困難になっているかどうかについての客観的な判断が困難であることなどから、国、県ともに使っていないというところがございます。

したがいまして、県では限界集落としての把握はしておりませんが、御趣旨に沿って考えまして、平成23年2月現在で中山間地域の1,873集落について市町村に対して行った調査によりますと、高齢化率50%以上の集落は268集落となっており、また、今後10年以内に消滅する可能性がある集落が2集落などという調査結果があるところがございます。

○中野一則議員 限界集落という言葉が公式的でないというばかりで、実態は限界集落への対応がおくれている、こう思っております。しかも、市町村のアンケート結果の数字ですから、もっと県が積極的にすべきだ、こう思っているんです。

限界集落というか、少子高齢化がもっと進んだのが無子高齢化というんです。49歳以下の女性がいなくて、高齢化がどんどん進んで、結局、消滅する運命にあるという集落、さっき2つが消滅と言われましたが、その2つだけなのかどうか、ほかは把握されていないかを、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 議員の御質問にございました49歳以下の女性がいらない集落につきましては、現行の宮崎県中山間地域振興計画策定の際に調査を行ったわけですが、その観点からの把握はできていないというのが現状でございます。しかしながら、現在進めております計画の改定に向けた作業の中で、市町村に対して集落状況調査を行っているところでございますけれども、その状況を把握する観点から、性別、年齢別の状況につきましても、把握

に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○中野一則議員 把握に努めるという話でありましたが、「いきいき集落」事業を今はサポート事業と言われておりますが、「いきいき集落」という言葉も公式にあるんですか。公式な言葉で事業を進めておられるわけですよ。その中で、今、123が認定されておりますが、そのうち、高齢化率50%以上はわずか15%の19集落しかないんです。「いきいき」だから、そういうことだろうとは思いますが、本当は俗に言われる——公式に認めていないと言われるかもしれませんが——限界集落というものに、もっと本腰で取り組むべきだ、こう思います。そういう対策をすべきだと思いますが、もう一度、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 集落は、そこで暮らす方々にとりまして、かけがえのない生活の場でありますことから、地域に誇りを持ち、安心して生活できるようにすることが必要であると考えております。このため県では、産業の振興、集落の活動支援とともに、医療、福祉、交通、災害対策など、集落の維持・活性化を図る施策に、全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。

市町村に対して行った調査によりますと、本県の集落の中には、今後、集落機能の維持困難や消滅の可能性があると考えられる集落等があるというのは事実であり、またその対策については、大きな課題であるというふうに認識しております。そのような集落につきましては——「いきいき集落」というのは、みずから積極的に頑張っていたらいい集落ということになりますけれども、必ずしも活性化していない集落もあるという現状を踏まえまして——集落の

現状や今後の課題を把握し、住民だけではなく市町村を交え、集落の将来的なあり方を話し合う集落点検、または中山間盛り上げ隊の派遣などにより支援していくというのが、重要な切り口だと思っております。今後、人口の減少等によるさらなる集落機能の低下が懸念されますが、県といたしましては、住民の方々の意向を踏まえながら、市町村と十分に連携を図り、必要な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 私は、当初言いましたTPPとか減反政策の廃止とか、いわゆる農業政策の大転換、こういうところをずっと見ていくと、これから先の政策では、本当に農村がいよいよ疲弊していく、集落がどんどんなくなると、非常に心配をいたしております。集落の活性化、再建策であります。これは、やはり小中学校がなくなることも大きな原因だと思っております。再開校することだと思っております。平成16年から今日までの11年間に、県下の小中学校がどのくらい廃校になったものかと調査いたしました。小学校が、これは一部、分校も入りますが、わずか11年間に既に51校休廃校いたしております。中学校が12校の廃校なんです。平成15年までとすれば、かなりの学校が宮崎県からなくなっているというのが現状だと思いません。

先日、報道されましたが、熊本県の多良木町の槻木地区、ここは7年ぶりに小学校が再開校いたしました。私も行ってきました。槻木地区というのは、けさ、ここの役場に聞きましたが、戸数が5月31日現在で70戸、人口が133人です。ここに1人の入学者がおったということで再開したんです。学校に行って聞きましたが、校長と養護教諭は他校との兼務、教頭と教務主

任——この方が担任ですが——これは通常の勤務、用務員1人は町が常用で雇用する、こういう形で再開校いたしております。町が槻木活性化プロジェクトというものをつくって一生懸命取り組んでこられました。熊大の教授も中に入られたようでありますが、その成果のあらわれと。また、多良木町の町長、松本照彦さんというんですが、この方はこの集落の出身なんです。今も役場に通っていかれておりますが、やはり、その集落への首長の思いとか、再開するという執念がないとなかなかこれは難しい、こう思っております。

教育長にお尋ねいたします。1人入学者がいても数名の先生を配置しなければならないわけですが、さきの山下議員の質問にも必ず支援していくということでしたが、再度、確認いたします。1人入学があっても支援していくということに変わりはございませんか。

○教育長（飛田 洋君） その自治体であります市町村教育委員会が、学校設置について判断され、学校を設置されるということになれば、県教委としては当然バックアップしていくことになろうと思えます。

○中野一則議員 総合政策部長、そういうことですので、集落の活性化としては、こういう学校の再開校を含めた取り組みが必要と思えますが、宮崎県も槻木みみたいなモデル事業に取り組むお考えはないかをお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 議員から御指摘いただきました熊本県多良木町の槻木地区の事例というのが、地域活性化を図る観点から、もともと集落支援員という方を配置した。その際に、その方の関係で新1年生が入ったということで、外部から人が入ることによって小学校を再開させた。また、それが地域の活力に

つながるといふ点で注目を浴びているというふうに理解しております。今、それが始まったばかりでございますので、今後どのように展開していくのかというのは、重大な関心を持って見てまいりたいと考えております。

それを一般化しますと、やはり集落再生のためには、定住人口、交流人口、そういうものの増加、特にその中でも若者の増加というのが大事であるという事例だと考えております。国の集落支援員や地域おこし協力隊、外部人材の活用も含め、移住政策も含めまして、市町村と連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 四の五の言わずに、とにかく強い県の指導で市町村を揺り動かして、こういうモデル事業があるわけですから、宮崎県のモデルをやってください。お願いしておきます。

次に、専決処分のあり方についてお尋ねします。

いわゆる専決処分については3つの要件があります。議会が議決すべき事項を議決しないとき、議会が成立しないとき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、このときが専決処分です。法律が制定されたのは昭和22年です。あれからすると、通信の方法、交通の状況も大きく変わりました。今、議員で2時間半かかってここに来られる人はおりません。2時間半以内でみんな来れるんです。そういう時代になりましたので、専決処分のあり方も考えてほしいと思います。以上のことから、今議会に提出されている承認の2件、専決処分は、本来は2月定例議会に提出されるべきものであったと思いますが、総務部長、いかがでしょうか。

○総務部長(成合 修君) 議員御指摘のとおり、

地方自治法第179条によりまして、専決処分につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかな場合ということで、非常に限定的になってございます。今議会に承認をお願いしております2件につきましては、1つは平成25年度一般会計補正予算、もう1つが県税条例の一部を改正する条例でございます。補正予算につきましては、昨年度の2月補正予算編成時に、時間的制約から見込むことができなかった、いわゆる義務的な、退職手当の確定。歳入のほうでは、県税あるいは地方交付税の確定等に伴うものでございまして、例年の例に従いまして、やむを得ず専決を行わせていただいたところでございます。

なお、議員の御指摘等も踏まえまして、専決処分につきましては、真に緊急を要する場合、時間的余裕がない場合に限るなど、今後も厳正に行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 時間的余裕がない場合は——それでも厳正にという話でしたが——今回提案されている議案、こういうのを専決処分している都道府県は全国に幾つありますか。

○総務部長(成合 修君) 平成25年度末に補正予算の専決処分を行っている都道府県は、本県を含めまして19府県になります。

それから、税条例の改正でございますが、税条例の改正につきましては、全国で37都道府県となっております。

○中野一則議員 予算のほう、19県しかないということは、28県は専決処分をしていないということですね。再度、確認いたします。

○総務部長(成合 修君) 平成25年度末の補正予算については、残り28都道府県が専決しておりません。

○中野一則議員 今はそういう時代になってい

るんです。だから、18年に法の改正もあったんです。法に従って専決処分は避けるべきだと思いますが、お考えはどうでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 今の補正予算の件に関して申しますと、本県は年度末に可能な限り数字を把握して専決処分をしておるわけですが、大方の県はその手続をせず最終的な決算の数字の整理で済ませており、2月議会に提出しているという状況ではないということであり、本県としては、年度末に可能な限り予算の中で対応しているということですが、いずれにしても、御指摘のとおり、専決処分というものが、議決に要する時間的余裕がない場合に限るなど厳正に行う必要があるものということ踏まえて、今後ともしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 宮崎県が1県残ってしましますよ。本当に真剣に考えてください。法は、そういうことで専決処分をしない方向に改正されているわけですから、よろしく願いいたします。

過去の例をちょっと紹介しておきます。平成17年10月3日専決した件であります。総額8億1,333万3,000円の補正予算でありました。これは、大きな被害が出た台風14号の被災者への支援金であります。1戸20万円、あの件ですね。これの専決処分のあり方、当時の9月定例議会中でありました。このとき、議員からも何とかならんかならんかという一生懸命な質問がありました。結果的にはお金がないということで、できないということでありました。ところが、9月議会は9月29日木曜日が閉会日でありました。専決処分したのは、翌週の月曜日、10月3日でありました。4日目ではありますが、土、日を挟みましたから、平日は中1日しか

なかったんです。それを専決処分したということは、これは被災者を人質にしたことだった。いわゆる議会軽視、無視、地方自治法違反、私はこう断言していいと思うんです。そういうことが過去にあったんです。そのときの総務部長が誰だったか私は知りませんが、そういうことでありましたから、専決処分というものは、よほど真剣に取り扱っていただきたい、こう思っております。

次に、国県道安全対策についてであります。国県道の歩道整備をしてほしいということがあります。えびの市内で高速道路と国県道が交差するところが6カ所あります。国道が1件、県道が5件であります。そのうち、南那珂の人には申しわけないんですけども、既に38年前、昭和51年3月に供用開始をいたしました。そのうちの3件は交差点がいまだにありません。通学道路あるいは生活道路であります。ここにぜひ歩道をつくってほしいということがあります。担当部長、御答弁をよろしく願いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 高速道路が県管理の国県道をまたぐ場合につきましては、西日本高速道路株式会社や国におきまして、県と事前に協議を行い、必要となる国県道の幅員を確保した上で、高速道路の整備を行っていただいているところでございます。高速道路につきましては、開通後約40年が経過した区間もあり、その中の国県道には歩道の未整備箇所もございりますが、道路の交通量や利用状況等に応じ、歩行者の安全を確保するため、グリーンベルトや減速マーキングの設置などを行ってきたところであります。今後とも、県としましては、これらの対策に加え、路肩部の段差改善やドライバーへの注意喚起を促す標識設置など、

必要な安全対策を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 このうちの1つは上江小学校近くの交差点、実際は迂回路を通過しております。市道なんです、幅3.5メートル、そこも高速道路の下を自動車が行っている。どこを通過しても危険があるんです。ぜひ検討してください。これは宮崎県ばかりの問題ではありません。えびのばかりの問題でもありません。全国共通したものであります。ぜひ、国にも呼びかけて取り組んでほしいと思います。要望しておきます。終わります。(拍手)

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

第1に、集団的自衛権行使容認について伺います。安倍首相は、国会会期末を目前にして、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を解釈改憲で可能にしようと、しかも、それを今国会中に閣議決定で行おうとしています。集団的自衛権の行使は、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するというもので、戦後、憲法9条のもと、世界の信頼を積み上げてきた平和の歩みを踏みつけにし、「海外での武力行使をしてはならない」という憲法上の歯どめを外すことにほかなりません。時の政権、一内閣の判断で、憲法解釈を自由勝手に変えることは、立憲主義の否定そのものです。憲法上認められない集団的自衛権の行使を容認して、「海外で戦争する国づくり」を進めることについて、知事はどのようにお考えか、御見解を伺います。

第2に、川内原発再稼働問題についてです。政府は、川内原発を全国の原発再稼働の突破口にしようとしています、立地地元の鹿児島県民はもとより、被害地元になり得る宮崎県民、そして、全国民が不安を抱えています。5月21日、福井地裁は、関西電力に対して、大飯原発3・4号機の運転差し止めを命じる判決を言い渡しました。「一たび深刻な原発事故が起これば、国民の生存を基礎とする人格権が極めて広く侵害される」として、「具体的危険性が万が一にも存在する場合には、差し止めが認められるのは当然である」というのが判決の基本的姿勢です。さらに、「原子力発電技術の危険性の本質と被害の大きさは、福島原発事故で明らかになった」として、「福島原発事故後にこの判断を避けることは、裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するのに等しい」と断じています。この福井地裁判決をどのように受けとめておられるか、知事の御見解を伺いたいと思います。

第3に、教育委員会制度の改定問題についてです。政府は、教育委員会の制度を大きく変えようと、今国会でその法案審議が進められています。そもそも教育委員会は、国や自治体の長から独立した行政組織であることに最大の特徴があります。それは、戦前の軍国主義教育行政の反省から、教育への政治介入を防ぎ、教育委員会の自主性を尊重する制度として確立されました。ところが、今回の政府の法案は、その独立性をなくし、教育委員会を国と首長の支配下に置こうとするもので、自治体の首長が、国の方針のもとに、教育大綱を決定し、教育委員会に具体化させようとしています。さらに法案は、教育委員会を代表する教育委員長をなくし、自治体幹部である教育長に教育委員長の役

割も与え、文字どおり教育委員会のトップに据えようとしています。こうした教育委員会制度の改定をどのように見ておられるか、知事の率直な御見解を伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、集団的自衛権についてのお尋ねであります。世界各地において、さまざまな紛争が生じ、アジアにおいても緊張が生じております。世界の安全保障環境が大きく変化していることを踏まえ、我が国の安全保障のあり方について改めて議論することは、極めて重要であると認識しております。現在、集団的自衛権の行使の是非やそれに係る憲法の取り扱いなどにつきまして、政府与党を初め各方面で、さまざまな議論がなされているところであります。これらの問題は、国の根幹にかかわる極めて重要な問題でありますので、丁寧かつ慎重な国民的議論がなされるべきものと認識しております。

次に、差し止め判決についてであります。御質問の大飯原発などの原発に関する訴訟につきましては、これも関心を持ち、その推移を見守っているところであります。現在、大飯原発の訴訟については、控訴がなされているところでありますので、現段階で、司法の判決内容自体に論評を加えることは、控えさせていただきたいと存じます。

次に、教育委員会制度の改革についてであります。本県におきましては、現行の制度の中で、知事と教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら、また、折に触れて意見交換をし、連携協力して教育行政の充実に取り組んでいると

ころであります。先般、国会で、教育委員会制度改革法案が可決・成立したところであります。私といたしましては、教育行政においては、政治的中立性、継続性・安定性の確保が重要であり、教育委員会制度につきましては、その制度をそれぞれの現場でどのように生かしていくかという観点が大切であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ知事のお考えを聞かせていただきました。

まず、集団的自衛権の件ですが、「論評は差し控えたい」というお話だったんですけれども、今、日本の国の曲がり角に来ているという点では、私は、憲法上許されない集団的自衛権の行使が認められるとお思いか否かだけをお聞きしたいというふうに思っているんです。その点ではどうですか。

○知事(河野俊嗣君) 「論評を差し控えたい」と答弁させていただいたのは、大飯原発の判決のほうでございまして、集団的自衛権については、やはり国民的な議論を丁寧に進めるべきだというのが基本的な認識であります。さまざまな論点等ございますので、それを簡単に答えるのは非常に難しい問題であり、慎重かつ丁寧な議論が必要だという認識であります。

○前屋敷恵美議員 私は、今言われたように、知事そのもののお考え、認められるかどうかをお聞きしたいというふうに思っていますので、結局論評は避けたいということにつながると思うんですが、いかがですか。

○知事(河野俊嗣君) この問題に関しましては、安全保障環境の変化をどのように捉まえるかということ、そして、その中で、我が国がどのような事態に対処し得るのか、そのためには、さまざまな法的な手当てがどのように必要

になってくるのか、今、政府においては、15の具体的な事例等を示しながらされておるところでありまして、それについて、どのようなところに法制度の手当て、または憲法上の手当てが必要なのかというところは、非常に慎重な、また丁寧な議論が必要であろうかというふうに思います。その結論を踏まえた上で、それを憲法改正なのか、解釈の変更なのか、法律による手当てなのか、それは一つ一つ丁寧に見ていく必要がありますので、なかなか一言で片づけるわけにはいかない問題であろうという認識でございます。

○前屋敷恵美議員 非常に残念なんですけれども、全国では、首長さんが、明確に御自分の立場を表明されておられる方も何人もいらっしゃいます。国民の命にかかわる問題、憲法上の問題ですから、やっぱりこれは許せない、また閣議決定だけで決めるということは許せないとはっきり述べている方もいらっしゃいますので、ぜひ、知事もそういう立場で、御自分の御意見を表明していただきたいというふうに思います。

集団的自衛権行使を容認するということは、先ほど壇上でもお話しいたしましたが、これまで「武力行使をしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」としてきた、この2つの歯どめを外してしまうことになるんです。この歯どめがあったからこそ、日本は戦後、国民の命も奪われず、他国の人の命も奪わずに、平和を守り通してきたわけです。この歯どめを外してしまうと、アメリカが行う戦争に、自衛隊がその戦闘地域に行つて、殺し殺される局面に立たされるということなんです。まさに「海外で戦争する国」への大転換です。このような重大な国のあり方を変えていくという大転換を、一内

閣の閣議決定で、憲法解釈の変更という手段で強行するなど、到底認められるものではありません。憲法破壊の暴挙は断じて許されない、このことをしっかり申し上げておきたいというふうに私は思います。

次に、原発の再稼働問題ですが、県は、隣県、鹿児島島の川内原発において、万が一、原子力災害が発生した場合に備えて、対策を立てておくことが必要ということで、地域防災計画に新たに原子力災害対策編を新設するということを決められましたが、今回の福井地裁の判決では、「原発から250キロ圏内の住民は、直接的に人格権が侵害される具体的な危険があると認められる」としております。先ほど知事は、まだ係争中なので、判断は差し控えたいということでありましたけれども、しかし、福井地裁は、画期的な判決だというふうに私は思っています。それは、何よりも人の命をまず第一に、全てのものに優先するんだ、これは当然のことだというふうに思うんですね。ですから、どういふ場合でも危険性が想定される原発事故に対して、その備えもしっかりしておく必要があるという点では、新設しようとしております防災計画、防災対策といいますか、これにどのように、住民・県民の安全を守るという点では、考慮していくのか、生かしていくのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 訴訟に関する論評は差し控えさせていただきますが、今御指摘がありましたように、安全・安心を徹底すること、これは極めて重要なことだというふうに認識しております。現在、地方公共団体における原子力災害対策というものは、原子力災害対策特別措置法でありますとか、国が専門的・技術的な観点から定めます原子力災害対策指針、防災基

本計画に基づき、実施されることになっておるわけでございます。県としましては、これらを踏まえながら、県民の安全・安心を確保する観点から、今回、原子力災害対策編を設けましたように、必要に応じた対応というものを行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、果たして、県民の安全を本当に担保するような避難対策や避難計画ができるのだろうか、そういうふうに思うんです。日本共産党は、6月の初めに、九州7県がそろって、九電のほうに再稼働の中止を求める申し入れを行ってまいりました。九電の皆さんとやりとりをする中で、九電は、県民・住民のことは余り考えていない、避難対策も含め、そしてまた、想定される地震対策、火砕流対策、これも十分でないままに再稼働することを申請するということですが、これは話にならないと思うんです。しかも今、全国のトップを切って進められようとしているだけに、本当に責任重大だと言わなければならないんですね。しかし、企業としての責任を果たそうという姿勢が全く見られない。まさに問題だというふうに思ったところです。

前にもお話しいたしましたがけれども、宮崎県は、九電の大株主、380万株所有するという株主でもあります。本当に県民・住民の皆さんの安全をいかに守るかという点では、はっきり意見の表明をする必要があるというふうに私は思うんです。ですから、安全対策が講じられなければ、九電としても、それには責任を負うと言われるんですけれども、具体的にどう負うかということは、全く論じられなかったんです。ですから、そういった点では、そういったものがしっかり担保されない限りは、今ある原発そのものの安全性も、そして、いわんや再稼働する

ためにも、その対策などが不十分という点では、再稼働の中止を求めることが、知事としては必要ではないか。立地地元ではありませんけれども、被害が想定される地元の知事としては、当然の態度表明だというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 原子力発電所の再稼働につきましては、国や原子力規制委員会の科学的・技術的な知見に基づきます安全性の確保を大前提とした上で、今、立地地元という言葉がございましたが、地元の意向等も踏まえ、最終的に国が責任を持って判断していくべきものと考えております。国や原子力規制委員会におきましては、原発の安全性に関する国民のさまざまな不安の声というものを真摯に受けとめていただき、審査過程等において、しっかりと説明責任を果たしていただきたいというふうに考えております。なお、県におきましては、安全神話にとらわれることなく、先ほど申しましたように、万が一ということを想定して、再稼働の有無にかかわらずということで、ことしの3月に原子力災害対策編を策定するなど、県民の安全・安心の確保を最優先として対応しているところであります。

○前屋敷恵美議員 県が避難対策、避難計画の一定の具体的なものを示さない限りは、市町村が対策を打つということも、なかなか困難だろう、ならないだろうというふうに私は思うんです。そういった点で、今、市町村で対策を講じているところがあれば、県内の状況をお聞かせいただきたいと思います。危機管理統括監、お願いしたいと思います。

○危機管理統括監(金丸政保君) 市町村におきまして、現時点で、避難計画を策定している市町村あるいは策定中の市町村はございませ

ん。また、お尋ねの地域防災計画というものが避難計画とは別途ございますが、地域防災計画につきましましては、原子力災害対策につきましまして、宮崎市が策定しているところでございます。

○前屋敷恵美議員 こういう状況ですから、再稼働、再稼働と言われると、本当に住民は心配が募るばかりなんです。先ほども話しましたように、川内原発の再稼働をめぐることは、十分な対策がほとんど表明されない、担保されないという中では、再稼働するべきではないんじゃないかというふうに思うところです。九電も情報提供は徹底すると言われてますが、情報だけ流されても、どのように避難していくのか、どうするのか、まさに大混乱状態ですよ。そして、福井地裁の判決で示されたように、250キロ圏内が危険ということになれば、九州は全て危険範囲に入ることになるわけですから、これは避難のときはどうなるか、火を見るよりも明らかだというふうに思います。ですから、こういう危険性が払拭されない限りは、再稼働はもちろん認められない、こういう立場を明確に表明していただくことを強く要望して、次に移りたいと思います。

教育委員会制度の改定についてですが、知事に見解を述べていただきましたが、あわせて、教育委員長、そして教育長にも見解をお聞かせいただきたいと思います。

○教育委員長（齊藤和子君） 本県教育委員会におきましては、現行制度のもとで、定例会などにおきまして十分な議論を行いますとともに、知事・副知事との意見交換などを行い、連携して、教育行政の推進に努めているところでございます。私といたしましては、今後とも、宮崎の全ての大人が協力しながら、子供たちの

教育に取り組みますとともに、スポーツ振興や社会教育の充実などにも努めていくことが大切であると考えております。

○教育長（飛田 洋君） 教育委員会制度改革についてのお尋ねであります。私といたしましては、いずれの制度のもとでも、自分に与えられました職責を全うし、子供たちが宮崎の学校に通ってよかった、保護者の皆さんが宮崎の学校に通わせてよかった、社会教育とか文化・スポーツ活動等で、宮崎県民の皆さんが宮崎で暮らしてよかった、そう思っただけのよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 御見解を述べていただきましたが、しかし、教育委員会制度の改定問題は、本当に大きな課題を残すことになると思います。今回の教育委員会制度の改定が具体化されれば、教育委員会の独立性は大きく損なわれ、憲法に保障された教育の自由と自立性を侵害することにつながってまいります。戦後教育の出発点を忘れて、今またゆがんだ愛国心の教育と異常な競争主義を押しつけようとしていることに、全国の教育関係者や国民が危惧の念を表明しています。世論調査でも、75%が「政治家が教育内容をゆがめない歯どめが必要だ」というふうに答えています。何より子供たちと日本の国のあり方にかかわる大問題です。方向を誤らないように、正すべきはしっかり正すことが殊さら今必要だということを申し上げておきたいというふうに私は思います。

では、続けていきます。次は、子供の医療費助成についてお伺いいたします。

子育て支援の大きな柱であります子供の医療費助成の拡充についてですが、私は、この課題はこれまで幾度か取り上げさせていただき、昨

年6月議会でも、知事の「日本一の子育て・子育て立県」を目指すと言われる施策の観点からも、子供たちの健やかな成長を支える子供の医療費助成の拡充を求めたところですが、知事の就任以来、全く状況は変わっておりません。しかし、市町村では、住民の子育て支援への強い要望に応じて、独自で上乗せをして、小学校卒業や中学校卒業までに拡大する、また、自己負担をなくすなど、努力を続けておられます。県はこの自治体の努力に応えることが必要だというふうに私は思いますが、まず、各自治体での取り組み状況をお聞かせいただきたいと思います。福祉保健部長にお願いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県では、小学校入学前までの乳幼児を対象として、医療費助成事業を行っている市町村に対し、県の基準に基づき算定された医療費の2分の1を補助金として交付しており、平成25年度実績としては、県単独で約9億1,000万円を助成しております。また、県内市町村の取り組み状況につきましては、多くの市町村において、対象年齢や自己負担額等において、独自の基準を設けて助成しているところであります。

○前屋敷恵美議員 もう少し具体的に御説明いただきたいんですけども。今、県内26自治体のうち、何らかの形で県の制度に上乗せをしているというところは、私の調べでは、18自治体あります。69.2%、約7割が、住民の皆さんの強い希望で助成を強めているところなんです。とりわけ今、子育て世代の労働環境は大変厳しく、派遣やパートの非正規、低賃金の不安定な雇用となっております。宮崎県の県民所得は、ついに全国最下位を記録しました。最低賃金も、これまた最低クラスです。こういう厳しい中で、子育て世代は必死に頑張っているんで

す。子育て支援のかなめ、柱とも言える子供医療費助成を拡大して、未来を担う宮崎の子供たちの命と健康は宮崎県がしっかり守る、こういう知事の決意と実行が、若い子育て世代を励ますことになるのではないかと私は思います。義務教育の中学校卒業までは医療費無料化を求めたいと思いますが、知事の御所見をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 子育て支援乳幼児医療費助成につきましては、安心して子どもを生み育てられる社会づくりを推進する上で、大変重要な子育て支援策であると考えております。大変厳しい財政状況の中ではありますが、県と市町村で連携して、実施しております。都市部の財政的に余力のある自治体とはいろんな差が生じている。そういう大変心苦しいところはあるわけですが、可能な限りの対応をしております。このような制度は、本来、国の責任において、全国的に、統一的に行われることが望ましいと今考えておるところでございます。全国知事会におきましても、また、先日行われました子育て同盟——全国の子育てに取り組む11県の知事による同盟であります——そういう場を通じて、国に対し、標準的な制度の枠組みの設定や必要な財源の確保について要望しているところでございます。これからも、そのような観点で、しっかりと要望を伝えてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私も、国が責任を持って子供たちを健やかに育てるという点では、国の責任が大きいというふうに思います。ですから、制度として国が進めていくように、県からもぜひ、あわせて要望を強めていただきたいと思

ここで、私は先進事例を一つ紹介したいと思

います。恐らく子育て同盟に入っておられる県ではないかというふうに思うんですが、「所得制限も自己負担もなしで、入院・通院とも中学校3年生まで無料」としている、これは群馬県です。少子化対策や子育て環境の充実を図るため、県内どこに住んでいても子供の医療が無料で受けられるようにと、平成21年10月から対象範囲を中学校卒業までに引き上げました。群馬県の知事は、子育て支援は「未来への投資」だと一番の施策に掲げて、全庁で予算をやりくりして、今年度は何と40億円の補助金が予算化されています。

保護者のアンケートを見ますと、「早期に十分な治療が受けられることは、重症化を未然に防ぎ、ほかのお子さんへの感染を予防している。税金で賄われていますが、このまま制度を継続できれば、少子化対策になる上、子供たちの将来の健康につながると思う。小さいときから健康に気を配っていれば、大人になったときや老後も健康に過ごすことができ、結果的に医療費を抑えられると思う。自分の子供がぜんそくとアレルギーを持っているが、ひどくなる前に受診して、ぜんそくの発作なく、今、運動部で頑張っています」と、母親の率直な思いが寄せられていました。

知事、宮崎県も未来への投資を行おうではありませんか。県が制度を拡充することが、市町村の制度をさらに充実させることにつながってくるというふうに思います。要は、知事の決断ではないでしょうか。知事が何を大事にして県政運営を行うかです。私は、中学校卒業までは、医療費は無料にすべきだというふうに思いますが、段階的に小学校卒業まで無料にできないか、知事の英断を再度求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 何を大事にするかとい

う御指摘がありました。やはり人づくり、「人財づくり」は非常に重要でありまして、その中でも、子育て支援策、日本一の子育て・子育て立県を目指してまいりたいと頑張っておるところでございます。今後とも、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今御指摘のありました群馬は、子育て同盟に加盟しているところではありませんが、今御指摘がありました取り組みについては、深く敬意を持って受けとめたところであります。財源的にも相当厳しいものがあるというふうに考えておりますが、ただ、それが例えば合計特殊出生率の改善等にすぐにつながっているわけではない。事ほどさように、子育て支援策というのは、医療費支援もありますが、いろんな施策をトータルで、また地域の実情に応じてやっていくことが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。今後とも、御指摘のある医療費につきましても、先ほど言いましたように、国として、全体的な、統一的なものを図るべきではないかということをお願いしながら、要望を続けながら、本県としては、それ以外のさまざまな地域での子育て支援策というものに力を入れてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 子育て支援というのは、本当に息の長い事業だというふうに思うんです。未来を担う子供たちですから、健やかに育てていくという点では、本当に力を入れていく部署じゃないかというふうに思っております。国に当然要求することもしながら、今言いましたように、具体的に経済的な支援を側面から行うことが今、何より求められているというふうに思いますので、ぜひ検討課題にのせていただくよう強く要望したいと思います。

次に、国民健康保険税について伺います。

高過ぎる国民健康保険税が、今、どの自治体でも住民の暮らしに大きな負担となっています。今年度、国保税をさらに引き上げる自治体、何とか据え置く自治体などありますが、いずれも高い国保税であることには変わりはありません。どこでも高過ぎて払いたくても払えない、こういう悲鳴が上がっています。県内各自治体の状況はどうか。国保税の最高額と最低額、また平均額、滞納世帯数と滞納額、短期保険証、資格証明書の発行状況、差し押さえ徴収状況など、県内の状況をお聞かせいただきたいと思えます。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 御質問の国民健康保険関連のデータでございますが、まず1人当たりの国民健康保険税は、平成25年度の算定時において、最高額が12万540円、最低額が7万3,556円、平均額が10万44円となっております。また、平成25年6月1日現在で、国保税の滞納世帯数は、県全体で3万485世帯、未収額は99億7,771万円余となっております。短期被保険者証を交付されている世帯数は1万6,995世帯、資格証明書を交付されている世帯は1,545世帯。平成24年実績であります。差し押さえ件数は3,253世帯となっております。

○前屋敷恵美議員 私は宮崎市に在住ですので、宮崎市の状況で少しお話をしたいと思えます。宮崎市は今年度、大幅に保険税が引き上げられることになっております。1人当たりで1万1,575円引き上げられて、11万3,030円になります。現状でも、高過ぎてまともに払えずにいる滞納世帯は、およそ2万数千世帯に及んでいるというふうに聞いています。例えば、今回の引き上げで、両親が40歳以上、子供2人の4人家族で所得200万円の場合、国保税は41万3,400円になって、何と年収の20%以上を国保税に充

てなければならぬ、こういう状況です。何とか保険税を納めても、今度は病気になっても医療費3割負担が払えない、こうした状況です。ましてや、滞納が続くと保険証が渡されず、窓口では医療費全額を支払わなければ受診することができません。

全日本民医連加盟の医療機関での調査によりますと、昨年度、経済的理由による受診のおくれで状態が悪化して死亡した事例が、57例に上る調査結果が発表されました。その内訳は、国保税が高過ぎるために国保加入の手続をしていなかった人、滞納したために保険証が取り上げられていた人が合わせて78%を占め、65歳未満の就労状況を見ますと、無職、非正規雇用で収入が不安定な人が75%に上っています。県内でもこうした死亡事例が起きています。全ての医療機関で調査をすれば、その数はもっと多いものになるでしょう。命が本当に大事にされなければなりません。そのためにも、高過ぎる国保税の引き下げ、窓口負担の軽減、自治体の窓口相談や職員体制の充実などが今求められております。

県内の各自治体は、冒頭申しましたように、基金の取り崩しや一般会計から繰り入れをしたりして、何とか国保税を上げない工面をしておりますが、住民の皆さんは、値上げしないのはもちろんのこと、支払えるように引き下げをしてほしい、こういうふうに願っています。そもそも国民健康保険制度は社会保障制度です。相互扶助で運営するような制度ではありません。支払う限度を超えている国民健康保険税を引き下げるために、県も法定分以外に支援をすることが求められているというふうに私は思います。そして、何よりも削り続けている国の負担割合をもとに戻して、国の責任を果たさせて

いくこと、このこともとりわけ重要です。県からも強く国に求めていくこともあわせて、知事の見解を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） ただいま部長が答弁しましたように、県におきましては、市町村に対し、多額の財政支援を行っている、また、これが年々、基本的に増加傾向にあるということでございます。新たな負担というものは困難な状況にあるわけでありますが、こういった医療・介護等の社会保障関係費を長い目で見て抑制していくための健康長寿社会づくり、これにしっかりと着実に取り組む一方で、こうした国民健康保険制度における財政上の構造的な問題につきましては、引き続き国に対して、抜本的な解決を図るよう強く求めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 財政が厳しいということは、十分に認識しているところです。しかし、人の命にはかえられないという問題も、しっかり受けとめていただきたいというふうに思うんです。県民がどういう暮らしの状況にあるか、県民の痛みを心に寄せて、常にしっかりと把握して施策に生かしていくことが、県政に求められていると私は思います。「できない」と一蹴するのではなくて、検討する姿勢を持たなければ、県民からかけ離れた行政運営になってしまうのではないのでしょうか。そこをしっかりと念頭に置いて、ぜひ国保税引き下げのための県の助成を俎上にのせて検討いただきたいというふうに思うところです。よろしく願いいたします。

引き続き、国保の広域化問題について伺いたいと思います。平成24年に国民健康保険の広域化が打ち出され、平成29年の実施に向けて、各都道府県での広域化支援方針の策定が義務づ

けられ、本県も策定を行っているというふうに思います。全国知事会でも論議を呼んでいると聞いておりますが、広域化の目的、そして現在の議論の状況など伺わせていただきたいと思っております。福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 国民健康保険の都道府県単位への広域化につきましては、目的は財政基盤を安定させることでございますが、現在、国の社会保障審議会等で、国保の財政基盤強化策とあわせまして、保険料の賦課徴収や保健事業の実施などについての都道府県と市町村の役割分担など、具体的な制度設計に向けた議論がなされております。県としましては、広域化の前提として、財政上の構造的な問題が解決され、安定的な運営が可能な制度となる必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 あわせて、広域化に対する県の考え方についても伺いたいというふうに思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ただいま申し上げたつもりなのですが、要は、広域化するに際しては、財政上の構造的な問題、いわゆる財源の確保がなされませんと、広域化されても安定的な運営はできないということでございますので、財政上の構造的な問題を解決できるような制度設計にしていきたい、また、都道府県と市町村の役割分担をしっかりと現実的なものに定めていただきたい、そういう考えでおります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。今、広域化については、今後の課題ということなのですが、迫っているという状況です。財政基盤を安定させるのが大きな目的であるというふうに言われましたけれども、果たしてそれが県民にとってどうなのかというところをわか

りと押さえていかなければならないと思っています。県民が不利益をこうむるような制度になってしまったのでは本末転倒ということですので、県からもしっかりと意見を持って、不利益をこうむることのないように、そして健康を損なうことのないような、そういうものにしていくという点では、県の努力も必要かというふうに思います。また、そういうことで、それがなされないというような状況に至れば、広域化の問題については、やはり進めることは問題ではないかというような意見もしっかりと述べていただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

次に、松枯れの対策について伺います。

昨年11月議会でも、この松枯れの問題は取り上げさせていただきました。補正予算も組んで対策を講じてきた経過はございますが、抜本的な解決には至っていないのではないのでしょうか。改めて、現在の松枯れの状況、これまでの対策、今後の課題について、どのように検討しておられるのか、環境森林部長にお答えいただきます。

○環境森林部長（徳永三夫君） 松くい虫の被害量については、ここ4～5年、横ばい状況がありますが、昨年度は、記録的な猛暑と少雨により、海岸沿いの松林におきまして、まとまった被害が出たところでございます。また、松くい虫の防除対策につきましては、これまで、海岸地域等を重要松林として位置づけ、薬剤散布による予防対策と、被害木を伐採し焼却処分する伐倒駆除対策を実施しておりますが、先ほど御指摘がありましたとおり、昨年度は被害が激しかったことから、11月補正により対応させていただいたところでございます。今後とも、被害の状況を見ながら、地域の方々

や森林組合等と連携いたしまして、被害木の早目の処理に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 松枯れについては、昨年、対策も打っていただいたんですけども、やはり地元の方々が大変心配もしているという状況があります。特に宮崎の松林の景観というのは、観光宮崎のシンボルとも言えるものだというふうに思うんです。宮崎の松は、全国的にも希少価値の大変高い美林ということが言われているだけに、松をしっかり守っていくという県の役割が必要だというふうに私は思っております。今、部長のほうから、松枯れの伐倒駆除などについてお話しいただきましたけれども、間髪を入れずに一気に対策を講じていく、こういう方向を目指しておられるお話もありましたが、集中した対策を講じるということが本当に大事だと。専門家の皆さんですから、十分に対策はおわかりだろうというふうに私は思うんです。要は、位置づけの問題、それと予算の確保だというふうに思っています。再度、環境森林部長に、予算の確保も含めて明確な御判断をいただきたいと思います。

○環境森林部長（徳永三夫君） 伐倒駆除につきましては、先ほどもお話をしましたように、防潮・防風など、公益的機能の高い松林を中心に実施しております。本県の松林、専門的には松林（まつりん）と言うんですが、海岸松林は、一ツ葉海岸が日本の白砂青松100選——これは白い砂と青い松が醸し出す原風景の100選でございますが——に選定されるなど、本県の海岸につきましては、防風林としてだけでなく、御指摘がありましたように、観光や景観上も非常に大切な森林資源でありますので、今後とも、被害の状況を見ながら適切に対応いたしまし

て、その保全に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひよろしく願いいたします。

では、最後になりましたが、非婚のひとり親への寡婦控除適用について伺います。

私のところへ、ひとり親で子育てをしているお母さんから訴えが寄せられました。非婚のシングルマザーで、働きながら子育てをし、資格を取るための勉強もしておられる方でした。必死で頑張っておられる様子が本当にひしひしと伝わってくるお話でした。現在、ひとり親を支援する寡婦控除の制度がありますが、非婚のひとり親を控除の対象にはしていません。寡婦控除は、経済的に苦しいひとり親を救済する目的があります。非婚のひとり親の経済事情は、他の母子家庭と変わらないどころか、より深刻な状況にあるというふうに思います。現在、ひとり親世帯は何世帯おられるのか、また、非婚の世帯は何世帯おられるのか伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県内におけるひとり親世帯数は、少々古い調査でございますが、国勢調査で把握しておりまして、平成22年の国勢調査によりますと、1万6,630世帯となっており、このうち、未婚、いわゆる結婚されていないひとり親世帯数は1,736世帯となっております。

○前屋敷恵美議員 私は、婚姻歴がないという理由で寡婦控除の適用を受けられず、不利益を受けるとするのは、不合理だというふうに思います。日本弁護士会（日弁連）も、「法のもとの平等にも違反する」と、法改正を求めて政府に要望書を出しておりますが、現時点では、非婚のひとり親にみなし適用を実行することが求

められているというふうに私は思います。ぜひ、県も積極的にこのことを受けとめて、県営住宅の家賃などの減額に適用できるよう、寡婦控除のみなし適用を実行していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。県土整備部長にお答えいただきたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県営住宅の家賃を算定する際の寡婦控除につきましては、公営住宅法に基づき、所得税法を準用することとされておりまして、婚姻歴のないひとり親は、寡婦として認められておりません。県としては、寡婦控除のみなし適用につきましては、所得税法の改正が必要であると考えておりますので、今後、国等の状況を見守ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 現時点では、法改正がなされておられませんので、この適用にはならない。だから、よりお尋ねしているわけで、みなし適用ができないか、ぜひ検討を進めていただきたい、積極的に受けとめていただきというふうに思うところです。県内では、延岡市がみなし適用の実施を行っているというふうに聞いております。当面、県も含めて、全ての自治体でみなし適用の実施が図られることが必要ですが、何より、寡婦控除が全てのひとり親に適用されるように、政府に法整備・改正を図るよう求めることだと思います。この国への要望について、福祉保健部長の答弁を求めます。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 婚姻歴のないひとり親につきましては、所得税における寡婦控除が適用されないことから、所得税額等に応じて料金が算定される県営住宅の家賃や保育料などにおいて、ほかのひとり親と比べ不利益となる場合もありますので、これまでも、九州各県と連携し、国に見直しを要望しております

が、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、県土整備部長から御答弁をいただいたんですけども、ぜひ県も積極的に受けとめるという形で、寡婦控除のみなし適用が県の段階でもできないか、ちょっとこれは通告しておりませんでした、知事の御判断をいただきたいというふうに思います。

○知事(河野俊嗣君) 部長が答弁しましたように、いろんな制度的な問題もあります。いろんな御指摘等を踏まえながら、しっかりと国への要望というものも考えてまいりたいと思います。

○前屋敷恵美議員 先ほど延岡市の事例を挙げましたが、延岡市は積極的に受けとめたんですね。議会でのそういう要望があったということ、私は伺っております。県内でそういう自治体があるわけですから、そういった点では、県が率先して寡婦控除のみなし適用をする。こういうことを先頭を切ってやるのが、県内自治体の全てのみなし適用にも弾みがつくということ、そして法の改正にも大きく弾みをつけていく、こういうことになろうかというふうに思うんですけども、無理でしょうか、どうぞ。

○知事(河野俊嗣君) 御意見として承るところであります。

○前屋敷恵美議員 検討していただくよう期待しておりますので、よい結果を出していただきたいというふうに思います。本当にひとり親で頑張っているんですよ。そういうところにもしっかり目を向けた県政運営を進めていただきたいと思います。

時間がなくなってまいりました。今回の質問は、国のあり方が問われる問題と同時に、今もお話ししましたように、県民の暮らしをどう守

るかという点で、高過ぎる国保税や子供の医療費助成等子育て支援、これらの課題は、ことしになって幾つも自治体の選挙がありましたけれども、どこでも住民の皆さんから要望が大きく出されたことばかりであります。本当に切実なものでした。県政が県民の暮らしと命を本気で守る、この地方自治体本来の役割が果たせるよう、私は再度、知事の積極的な施策の追求を求めていきたいと思っておりますので、期待しております。

以上で質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕 (拍手) では、通告に従いまして、一般質問を行います。通告しておりました知事の政治姿勢については、重複をいたしましたので、割愛をいたします。

ことし1月のダボス会議での安倍首相の発言以降、法人実効税率の引き下げを基軸とする法人税改革議論が、国の経済財政諮問会議や政府税制調査会などにおいて活発に行われてきております。具体的には、現行約35%の法人実効税率を、アジア諸国並みの約25%にまで引き下げる方向での議論であります。なお、これに関する財務省の資料によれば、法人税率を10%引き下げるには約5兆円もの財源が必要となるとしております。そのような中、甘利経済財政担当相が、去る6月13日、「来年度から法人実効税

率の引き下げに着手する」との文言を、今月下旬に出されると思われる、いわゆる「骨太の方針」の素案の中に明記したとの報道がなされるなど、今後、いよいよ法人税改革の議論が煮詰まっていくものと思います。しかしながら、国税における法人税のうち、その34%は地方交付税の原資であり、これに法人事業税や法人住民税といった地方の取り分を加えますと、法人関係の税のうち約6割は地方の取り分が占めており、法人税改革に関しては、国以上に我々地方こそが大きく声を上げていくべき問題だと考えます。

ところで、今回の改革に係る政府見解の中に、引き下げによる減収分は経済成長によりカバーできるとする、いわゆる法人税パラドックスが機能するとの考え方も示されておりますが、果たして法人税逆説が本当に成り立つものなのか、しかも恒久的にとの疑問は、私には限りなく大きいのであります。そしてまた、税率については、中国や韓国などアジア諸国並みを目指すとも言われていますが、もともとアジア諸国には、社会保障にお金をかけず、経済成長を優先している低福祉国家が多いのが実態であり、そのような国の税制を我が国が目標にするのを問題だとする指摘もあります。ちなみに先進国では、アメリカが約40%、フランス約33%、ドイツが約30%となっております。本県財政を預かる知事としては、今回のような経済対策を目的とするような法人税改革をどう思われるか、御見解をお伺いいたします。

あわせて、法人実効税率引き下げによる税収減の代替財源として、経済情勢の好転による税収増や、課税ベースの拡大による財源の確保を行うとの意見もありますが、どのようにお考えかお聞かせください。

以上で壇上の質問を終わり、以下自席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

現在議論されております法人実効税率の引き下げは、企業の国際競争力等の観点から、その方策の一つとして検討されているものであります。こうして経済対策に税制を活用する——もちろんそういう手法というのはあり得るわけがありますが——場合には、税の原則であります公平・中立・簡素との整合性をどのように図るかということ、また、政策効果の検証でありますとか、代替財源の確保といったことを総合的に勘案して検討していく必要があると認識をしております。

次に、法人実効税率引き下げの代替財源についてであります。代替財源については、幅広く検討していく必要がありますが、法人実効税率の引き下げは恒久的な制度であることから、地方に対しても大きな影響がありますので、持続性のある安定的な財源が望ましいと考えております。

このため、全国知事会におきましては、代替財源の検討に当たって、例えば租税特別措置の見直しを初めとする課税ベースの拡大でありますとか、企業活動の規模に着目して課税する外形標準課税の拡大といったような手法が考えられるのではないかと、可能な限り法人課税の中での税収中立を優先して進めていくことが望ましいのではないかとといったような議論がなされているところであります。

週末、古川財務副大臣と意見交換する機会もあったわけではありますが、今回の見直しによる地方への影響に対して、十分注意をしなければいけないのではないかとというようなことを申し

上げて、意見交換をしたところでもあります。いずれにしましても、本県にとりましては、代替財源の確保をいかに図るかが重要と考えておりますので、今後とも、全国知事会等と連携を図りながら、必要な地方税財源を確保し、地方歳入に影響を与えることのないよう、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 代替財源として租税特別措置の見直しというのに触れられた。しかしながら、租税特別措置の課税ベースというのは全額見ても9,000億です。それからもう一つには外形標準課税というのもおっしゃいましたけれども、例えば平成24年の統計ですが、宮崎県の企業総数を見てみますと、これは会社、企業数のみでありますけれども、約1万2,700社、その中の99%以上、1万2,585社というのが資本金1億円以下の中小企業であります。それから、この数字を平成21年調査と比べてみますと、576社減っております。どういうことかということ、毎年新規の企業も立地するけど、それ以上に廃業していく企業が、宮崎県には多いということになるかと思うわけであります。こういった中で、外形標準課税というものを拡大していったこれらに掛けるようになりますと、具体的には資本金あるいは給与総額というのが参考にされるわけですから、なかなか本県の企業には厳しい状況、さらに経営環境の悪化につながるのではないかと考えておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、法人事業税の外形標準課税は、企業が支払う給与など、企業活動をあらわす客観的な指標により課税するものでありまして、基本的には、応益性の原則や税収安定の観点から、望ましい課税方

式であると考えているところでもあります。しかしながら、今回の法人税改革が、国際競争力の強化などの観点から議論が行われているということ、また、現在、中小企業の経営に対する配慮から、法人課税の税率が低く設定されているということ踏まえますと、御指摘のとおり、外形標準課税の中小企業への拡大ということについては、慎重に検討していく必要があるかというふうに考えております。いずれにせよ、税制全体の中でしっかりとした検討を進められる必要があると考えております。

○坂口博美議員 国際競争力という話もあったんですけど、例えば、税が安くなるだけで日本に企業が来るか、あるいは日本の企業が帰ってくるか、競争力があるかということ、問題は消費地までの輸送コスト、それから原材料を輸入する輸送コスト、ここだと思っております。そういう意味では、日本は非常に立地条件が悪い。だから、税が下がって果たして思惑どおりにいくかというのは、非常に疑問であります。ただ、これは国のことですから、これで議論は終わります。

次に、防災・減災対策について伺いたいと思います。病院局長に伺います。

巨大地震などの大規模災害時におきましては、その際に発生するであろう重篤な傷病者の救済というのは、決して避けることはできない、待ったなしの課題でありまして、また欠くことのできないものでもあります。特に災害拠点病院となっております県立病院では、さまざまな重篤な患者の受け入れなど、県内医療機関の中心となって県民の命を守る責務が求められることになると思います。そういった意味からも、日ごろから、災害時においてもその機能が維持をされて目的が果たせるような防災対

策や、災害救急医療を提供するための医療体制の整備というのが急がれると思います。現在、県立3病院の災害対策への取り組みはどうなっているのか、お聞かせください。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院では、災害用備蓄倉庫や受水槽など、災害に備えた所要の整備を行ってきたところでございますが、東日本大震災以降、非常用発電設備を高層階に増設したほか、県立延岡病院では、御案内のとおり、屋上ヘリポートを有する救命救急センターを整備するなど、大規模災害時におけるさまざまな状況を想定し、対策を進めているところでございます。今年度は、地下水浄化システムや太陽光発電設備を整備するほか、DMAT等の災害派遣医療チームのさらなる充実など、引き続き災害対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 加えまして、県立宮崎病院は、今申し上げましたような責務のほかに、県内のいずこにおけるいかなる災害にあっても、傷病者、被災された方の受け入れ、それとあわせまして、他の医療機関の支援医療機関としての役割というものも出てこようかと思えます。そういった中で今、県立宮崎病院については、その整備についての検討をなされているわけですが、今回の整備に際しまして、防災機能の強化はもとよりであります。災害時医療の機能についても、その向上が強く期待される場所でもあります。これらの条件を満たして、一刻も早い再整備の必要性を強く感じるわけですが、今どういった検討のさなかにあるのか、教えていただきたいと存じます。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立宮崎病院の再整備につきましては、本年1月に県議会の厚生

常任委員会で報告しましたとおり、全面改築と大規模改築の2つの案をベースに、現在検討を進めているところでございます。具体的には、老朽化や狭隘化への対応はもとよりでございますが、耐震性の向上や浸水対策など防災面の機能強化、救命救急センターの拡充やヘリポートの設置など、救急・災害医療の充実等について、病院スタッフとともに鋭意検討を行っているところでございます。

県立宮崎病院は、基幹災害拠点病院として、県下全域の災害医療の中心的な役割を担う使命がありまして、大規模災害の発生が予測困難な現下の状況、またさらには、老朽化に伴い、病棟を初めとする施設の維持管理の経費が年々かさねてきている現状を踏まえ、早急な整備が必要であると認識しているところでございまして、今年度内を目途に基本構想を策定したいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひ、これは急ぐ必要があると思いますので、精力的に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、防災拠点庁舎の整備について、総務部長に伺います。拠点庁舎の整備につきましても、いよいよ今年度内には基本構想を策定するということになっておるわけですが、その際、昨年常任委員会で、平常時における来庁者への配慮でありますとか、災害が発生したときに近辺にいる方々が防災拠点庁舎に向けて避難してきた、こうした人たちを受け入れながらも、なおかつ本来の業務に支障を来さないように、これをあわせて成立させてほしいといったような要望がなされました。このことについて、その後どういったぐあいに検討され、進捗しているのか、今後の整備計画スケジュール等についてはどうなっておるのか、あ

わせてお答えください。

○総務部長（成合 修君） 防災拠点庁舎の整備につきましては、昨年度策定した基本方針を踏まえまして、年内の基本構想策定に向けて、現在、関係部局や関係機関との連携を図りながら、策定作業に取り組んでいるところであります。現在、詳細な建物の配置や、災害対策関係諸室、一般避難スペース等の災害時に必要な機能のほか、来庁者等のための利便施設の設置等についても検討を行っているところでありますが、まずは、大規模災害時に県民の生命や財産を守る防災拠点としての機能を十分に確保することが重要であると考えております。今後の整備スケジュールにつきましては、年内に基本構想を策定しまして、基本・実施設計を行い、平成29年度の着工、30年度の完成を目指しているところでございます。

○坂口博美議員 どうもありがとうございます。

では次に、地震災害時の2次災害について、危機管理統括監にお伺いをいたします。私たちの周りには、一定の条件のもとでしか、所有をしたり使用したりすることができないといったものがたくさんあります。それらの多くは、常に私たちの身近にありまして、私たちに大変便利で、あるいは大変豊かな生活を支えてくれてもおります。しかしながら、感謝すべきこういったものも、一旦その条件を損なえば、瞬時にして周りを地獄へと導いてしまう、こういった別な顔もまた、あわせ持っているわけでありまして、その最たるものというのが、今回の福島県での原子力発電所からの放射能漏れでありましょう。

しかし、放射能だけでなく、それ以外にも大きな課題がたくさんあります。東日本大震災

では、地震や津波に起因する火災が330件も発生をしております。これは、地震で損傷した家屋の電気配線のショートでありますとか、津波で浸水した車の漏電等による出火、あるいはLPガスボンベからのガスの噴出、倒壊した石油タンク等から流出した油への引火など、さまざまな原因であります。あの押し寄せてくる波の中で家屋が燃えている、今でもあのとときの光景というのが鮮明によみがえるわけでありましてけれども、地震等に際して、こういった2次災害につながる危険物には一体こういったものがあるのか。そしてまた、東日本大震災では危険物施設にどのような被害が発生したのかをお伺いいたします。

○危機管理統括監（金丸政保君） 2次災害の拡大が懸念される危険物として、まず、消防法上の重油、ガソリン、灯油、軽油等がございます。東日本大震災後、消防庁は、これらの危険物を貯蔵する施設等を対象に、被害状況調査を実施しております。その結果を申し上げますと、岩手県や宮城県など1都1道14県内に設置されておりました約21万の危険物施設のうち、約3,300の施設で配管の破損等が生じまして、その結果、危険物が流出したり火災等が発生した事例がございます。このほか、地震が発生した場合に2次災害の拡大が懸念される危険物としては、LPガスなどの高圧ガスやダイナマイトなどの火薬類、さらにはPCB廃棄物なども該当するものと考えられます。

○坂口博美議員 では、そういった危険物についての所在でありますとか管理、これについてはどういうぐあいに把握をされておるのか、関係部長にそれぞれお伺いいたします。

○危機管理統括監（金丸政保君） 重油やガソリン等の消防法上の危険物につきましては、一

定数量以上の貯蔵等を行う施設を設置する場合、原則として、市町村長に対し、設置の許可申請等を行うこととされておりますので、市町村がその際に保管場所を把握することになります。また、高圧ガス及び火薬類につきましては、一定数量以上のものを貯蔵または販売しようとする場合は、それぞれ関係法令等に基づきまして、知事または市町村長に対して許可申請等を行うこととされておりますので、その際、保管場所を把握することになります。

○環境森林部長（徳永三夫君） PCB廃棄物等につきましては、PCB廃棄物特別措置法によりまして、毎年、保管する事業者等が、所在地、種類、量及び処分の状況等について県に届け出ることとなっております、これにより把握しているところでございます。

○坂口博美議員 東日本大震災では、絶縁体にPCBを使っているものが合計で200台、津波で流出しております。本県にもそういった施設を持っておる事業所というのが246事業所ありまして、その中の72事業所、3割は、津波浸水想定区域の中にあるわけであります。PCBについては、せんだってから最終的な処分期限というのが延ばされまして、平成39年度までということになりました。これに限らずですけれども、いずれにしましても、あらゆる危険物についての適切な管理というものが求められるわけですが、どのように対応されているのか、再度、関係部長にお伺いいたします。

○危機管理統括監（金丸政保君） 消防庁では、東日本大震災後の被害状況調査の結果を踏まえまして、危険物施設の事業者が適切に震災対策を実施するため、本年3月に震災等対策ガイドラインを作成しておりまして、その中で、施設の耐震性能の確認、あるいは災害発生時の

行動手順など、対策の留意点を取りまとめております。県や市町村では、これらの施設への立入検査を実施しておりますので、今後は、このガイドラインに則した対策が確実に実施されますよう、連携を図りながら適切な指導に努めてまいりたいと考えております。

○環境森林部長（徳永三夫君） PCBにつきましては、PCB廃棄物特別措置法及び廃棄物処理法に基づきまして、立入検査を定期的に行っておるところでございます。その指導には、PCBの飛散、流出、地下浸透の防止など保管基準に基づきまして、適正な保管と、あわせて廃棄物の早期処理を行うよう指導しているところでございます。

○坂口博美議員 よろしくお願ひします。

先ほどお答えいただいた危険物のほかにも、例えば産業用の劇物でありますとか毒物、あるいは動物園とかマニアが飼っている中の特定動物など、さまざまなものが危険物として考えられるわけでありまして、これについてはしっかり把握して、万全を期していただきたいと思ひます。

では次に、地域医療支援機構についてでありますけれども、これについては先日、内村議員が質問をされて重複いたしておりましたので、割愛をしまして、今回、医師の地域偏在問題についてのみ伺っていきます。

おおよそ医師不足地域において求められる医師というのは、高齢化が一層進む中にありまして、複数の疾病でありますとか慢性的な疾病、こういったものを持つ患者を総合的に診ることができる医師、いわゆる総合医の確保が大変重要ではないかと思っております。昔だったら恐らくこの人は助からんかったらろうなという、極めて重篤な患者が命を取りとめる。周りでそ

ういった話をされるのを聞いたことがある人というのは、恐らくそう少なくはないんじゃないかなと思うわけでありまして。大変小さく専門化、細分化された科目ごとの専門医がチームを組みまして、そこへドクターヘリで患者を搬送して、その施術がなされる場所には高度な医療機器というものが整備され、お医者さん同様、高度な専門性を持つ看護師、あるいは関連する医療スタッフ、こういう人たちがしっかり連携を組みまして、ここならではの助けがあった命というのがたくさんございます。人間誰しも命は惜しいわけでありまして、できればやっぱりそういう場所で施術を受けたい。しかしながら、そこには限界があるわけでありまして。

実は、私ごとになりますますが、20歳に至るぐらいまでのころ、随分前の話ですけれども、当時、僕の町は富田村とあって、合併前の村でありました。そこに比江嶋三郎さんという先生がおられまして、村民の命あるいは健康を守っていただいていたんですけど、夜泣きがとまらない赤ちゃんを夜中に連れていっても快く診てくださる。あるいは高齢の方に対しても往診をして、まさに、みとりの診察というのをしてくださるといったお医者さんでした。僕はおやじのときにも体験しているんですが、その先生の紹介先というのは、当時、随分前ですから、宮崎県立病院が多うございました。三郎先生の紹介状を持っていくと、「三郎先生の診断なら、うちで精密検査するよりも精度が高い。だから本当は検査の必要はないんですけども」と言いながら、お医者さんは、その検査をやっておられました。それぐらい大変高い見立ての識見を持っておられたと思います。

それからもう一つ、これは私自身が経験したことでありますけれども、うちの次男が3歳の

ときでありました。預けていた母親から電話が入りまして、「どうも子供の様子がおかしい、すぐ高鍋町の長友病院に連れていけ」という電話が入って、僕は泡食って帰って子供を見たら、そんなに大したことないんです。少し顔色は悪いかなというような感じだったんですけど、母親の顔がちょっと普通じゃない。「わかりました」ということで長友先生のところに連れていった。そしたら先生は、聴診器を当てるとすぐに、ぱっと何か手配してくださって、「すぐ僕が指示する病院に行きなさい」ということで、そこに連れていったら、そこでは高圧かん腸が準備されて、即手術室に入れて手術が終わったんですけども。鶴という先生で、宮医大から高鍋に病院を出された先生だったんですけど、「坂口さん、あんた運がよかったな。まず、あの時点で診療所に連れていったことが運がよかった。また、行った先が長友先生のところだから運がよかった。これは腸重積症とあって、なかなかわかりにくい。おくれると命にかかわる重大な病気なんだ。子供さんは運がよかったよ」という話をしてくださいました。

そういった前置きをしまして、これは一般的な話ですけれども、例えば、今病院にかかる患者の中の80%は、単純な熱でありますとか腹痛、頭痛といった、近くにある診療所あたりで日常的な診療を受ければ十分対応できる患者だと言われております。残りの2割、この方々も、ちょっと高度な検査ができるような病院に行って、かくかくしかじかで大丈夫ですよというようなことにほとんどつながる。問題は、全体の中の3%ぐらいの人たちが、専門医のチームを組んだ総合力でもって医療を受けなければいけない方々。ただ、3%ぐらいだということでもあります。そういったことをあわせ考えます

ときに、特にこれからの地域のお医者さんの確保ですが、私は、そういった見立ての上手な総合診療医みたいなお医者さんの確保が有効ではないかなと考えるんですけども、御見解をお聞かせください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 高齢化の進行に伴い、複数の疾患を抱える患者の増大が予想されるとともに、地理的条件等から医師を確保することが困難な中山間地域を多く抱える本県にとりまして、多様な疾患等に対応できる総合医の養成・確保は大変重要であります。私も、議員の思いに深く共感するところでございます。

こうした状況を踏まえ、昨年4月に宮崎大学と連携して設置いたしました、県立日南病院の地域総合医育成サテライトセンターにおいては、僻地医療等を熟知した熱意ある指導医などのもと、内科系から外科系まで広範囲の診療科を初診から救急まで幅広く経験させながら、福祉や保健等との連携もできる地域総合医の育成に取り組んでおります。今後とも、これらの取り組みが着実に進展するようしっかりと支援するとともに、現在、国において検討が進められております総合診療専門医制度の動向も見守りながら、総合医の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 平成25年の4月22日ですけど、「専門医の在り方に関する検討会」の報告では、総合的な診療能力を有する医師の必要性というものを述べておまして、専門医の一つとして総合医は加えるべきだという報告をしております。そして、お聞きするところでは、平成29年からその養成が始まっていて、早ければ32年にも専門医としての総合医の認定が始まるとも聞いておりますので、ぜひここにも注目

しておきたい、あるいは連携をとっていただきたいということをお願いいたしておきます。

次に、農政問題について伺います。

県は、「儲かる農業」を実現する方向の一つとして、フードビジネスの振興でありますとか農業の6次産業化に取り組んでおられます。しかしながら、これは本県だけがやっていることではなくて、全国の都道府県がしのぎを削っている方策でもあります。こういった中で、本県が勝ち残って、なおかつその付加価値配分が農家にまで還元されるためには、消費者や加工業者が、「宮崎産の原材料を使ったものでなくてはだめだ」と認めるところまでたどり着く必要があろうかと推察をいたします。そしてこれは、加工分野に限らず、生鮮分野でも同じことが言えるのではなからうかと思えます。つまり、「みやぎきブランド」を不動のものとして確立するためには、本県のオリジナル品種による徹底した差別化が、その成否に大きく響くと考えますが、総合農業試験場でこれまでに開発した我が県のオリジナル品種と、今後の展開方向について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 総合農業試験場では、本県独自のオリジナル品種として、スイートピーやキンカンなどの8品目について29品種を種苗登録しておまして、本県の特徴ある産地づくりに大きく貢献しております。一方、今日の品種開発は、マーケットニーズの把握や育種スピードの向上、知的財産の保護が成功のポイントとなっております。このため総合農業試験場では、国内外のバイヤーによる評価のほか、開発期間を短縮するためのDNAマーカー技術の活用や、開発段階での現地実証の実施、知的財産保護のための品種判別技術の開発など、より体系的な新品种の開発に取り組んで

おります。県といたしましては、独自の技術革新を進めることで、積極的な産地改革を推進し、担い手が将来に夢の持てる本県農業の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 8品目で29品種というのが多いか少ないかというのは、ここで評価することを避けまして、これからの方向としてはそうだろうと思います。特に、品種判別技術を言われたんですけど、これは知的所有権を守るという意味からも、これを含めた体系的な開発といいますか仕組みというのが肝要だと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

ところで、本県は、率直に申し上げまして、加工用の畑作分野では決して先進県とは言えないのではないかと考えますが、畑作園芸支場でのこれまでの成果について、あわせてお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 畑作園芸支場では、これまで、農業法人や農業機械メーカー等と連携した実践的な研究に取り組んでおります。主な取り組みとしましては、キャベツの端境期である4月から5月に出荷できる栽培技術や、ジュース用ニンジンの収量を倍増させる栽培技術、里芋の収穫・調整作業機械の開発など、現場ニーズに対応した課題解決に取り組んでおります。また、国の研究機関等と連携して、土壌病害に強い高収益を可能とする輪作体系の確立などの技術開発にも取り組んでおります。今後の加工業務用野菜のニーズの多様化に対応するため、新品種の育成や作業機械の開発などの研究に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 次に、薬用作物について伺います。これについては、これまでは薬事法の問題でありますとか流通システムの問題など、大

変高いハードルがありまして、この分野で産地を形成していくのは非常に困難だと言われていた分野であります。しかしながら、近年の国内産を志向する高まりでありますとか、さらには、その主な輸入先であります中国が今後とも原料を出せるかといったような問題から、急に国内産の供給見通し、将来に向けての供給期待というのが大きくなってきた領域ではなかろうかなと思っております。そして、試験研究機関である県の薬草・地域作物センターですけれども、ここでのこれまでの成果と今後の展開方向についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 薬草・地域作物センターでは、これまで、ミシマサイコやウコンなどの薬用植物の収量向上技術の開発や、佐土原ナスなど県内の地域作物の収集・優良系統の選抜、ハーブ類を活用した天敵の増殖技術等に取り組んでまいりました。近年、国産薬用作物の需要が高まる中で、製薬企業や健康食品企業等と連携した共同開発をスタートさせたところでありまして、本年度は、地元の農業者や製薬企業等で構成する協議会を設立し、薬草栽培技術の確立と普及に取り組んでおります。今後、さらに拡大する需要に対応するため、機能性に着目した薬用植物や地域作物等の栽培技術の開発や、高付加価値化に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしくをお願いします。

ここで知事に伺いますけれども、今それぞれ尋ねてきましたように、全国が勝ち残りをかけて競争している、そんな中にあるわけですが、ここで差別化ができる品種というものを宮崎が専有できるということになれば、これは宮崎にとって非常に有効な有利な手段になるのではないかなと思います。まして、先日でありました

か、国の成長戦略案の農業分野で、今後15年ですか、2030年には農業輸出を今の10倍にするんだ、その手段としてはブランドを統一していく、どこどこブランドじゃなくてジャパンプランド一本でいくんだ、一元化をするんだというようなことが報道されました。そうなればなおさらであります。やっぱり「ジャパンプランドはみやざきブランド」というぐらいのことを挑戦していかなければいけないんじゃないかなと思っております。

そうは言いますが、ブランド競争、品種改良競争というのは、競争というより、むしろ戦争と言っていいぐらい大変熾烈でありまして、例えばイチゴであります、今、イチゴの国内登録されている品種というのは273あります。その中のメジャー的な品種というのは7つしかありません。ここで日本一のしのぎを削る争いが起こっているんですけれども、福岡県が1983年、「とよのか」という品種を開発いたしました。それまでは栃木県が「女峰」といった、大変なすごい開発だったんですけど、そういったものを出したりしながら栃木が日本一の座を守ってきていたんですが、1983年に福岡がこれを抜いて日本一になった。そうしたら今度は、その後、1994年にはまた栃木県が「とちおとめ」という品種を出して、また日本一に返り咲いたわけです。何くそというので、今度は2001年に福岡県が「あまおう」を出しました。今、日本一の産地だと言われております。ところが、昨年、栃木県は「スカイベリー」という大変すばらしい、拳ぐらいになる大きなイチゴなんだそうですけれども、これを開発して、いよいよこしはこれをデビューさせる、そしてまた日本一になるんだということに100%自信を持っておると言われております。

このように極めて厳しい品種改良競争の中にあるわけですが、ここで本県が他県に勝利するためには、他県に比べて絶対的な差別化が図られる新品種の開発しかないと言っても過言ではないと思います。本県のオリジナル新品種の開発力強化に向けた取り組みについて、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、地域間競争は激化しております。競争力のある産地づくりを進める上では、オリジナル新商品の育成は極めて重要な課題であると考えております。例えば、トップセールスなどをいろんなスーパー等でしていただいても、キンカンの種なし「宮崎夢丸」に対する期待というのは大変強いものがございます。消費者の現場のニーズに沿った新品種を開発していく必要性を強く実感しております。新品種の育成には、膨大な遺伝資源の分析研究など長い年月も必要ですし、さらには研究者の高い能力、資質も必要となってまいります。このため本県では、博士課程の取得を推進することで、中核的な研究員の育成を図りますとともに、国などの競争的資金を活用して、大手種苗メーカーや大学などとの共同研究に取り組んでいるところであります。

先ほど御指摘がありました薬草・地域作物センター、これも本県の強みであり、これから大いに期待をされる薬草研究の拠点であると考えておりますので、このさらなる活用でありますとか、日本一の残留農薬や機能性成分の分析技術を育種に活用することで、本県特産の農作物や地域作物の機能性に着目した新品種の育成を促進して、新しい産地、さらにはフードビジネスの振興・展開を図ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 激しい競争がもう既に始まっ

ているわけですが、大変熾烈な戦いを今後やっていくことになろうかと思っておりますので、ぜひとも力を入れて取り組んでほしいと思っております。

それから、今、日本一を誇る我が県の分析技術を活用して、これを育種に戻して品種改良をやるんだと言われたんですけれども、これには、それなりの人的なものを含めた体制整備というのがなければ、今の体制ではちょっと厳しいのではないかなと思っております。これについて、具体的な話になりますから、農政水産部長に見解をお尋ねしたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 総合農業試験場では、420の農薬成分、120の機能性成分を2時間で分析できる特許技術を持っておりまして、本年4月に、島津製作所やデリカフーズ、日本冷凍食品検査協会、宮崎大学、JA経済連等で構成します研究組織「みやざきフードリサーチコンソーシアム」を設立したところであり、今後、さらなる技術の高度化や多様な分析サービス等を行うこととしております。現在、試験場内に研究施設の整備や専任人材の確保等の準備を進めており、今後、この組織の分析結果を最大限に活用いたしまして、総合農業試験場において、機能性に着目した育種選抜や栽培技術の開発に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 どうぞよろしく申し上げます。

次に、土木問題について、部長にお伺いをします。

今、小戸之橋のかけかえというか解体がなされています。これは市の工事ですが、この橋梁は50年たって、そこでのコンクリートの強度試験なんかをやりたいということで、今、

解体に伴っての調査・研究がなされていると聞かれていますけれども、詳しいことを御存じでしたら教えていただきたいと存じます。

○県土整備部長（大田原宣治君） 小戸之橋につきましては、ただいま議員からお話がありましたように、現在、宮崎市におきまして、かけかえのための撤去工事が進められているところですが、完成から既に50年を経過しておりますことから、コンクリートの劣化状況などを把握するために、宮崎市と宮崎県生コンクリート工業組合が共同で調査を行っていると同っております。具体的な内容としましては、現場でコンクリートと鉄筋を採取しまして、これらが現在の程度の強さを有しているかを計測するため、コンクリートの圧縮強度試験や、鉄筋の引っ張り強度試験などの材料試験を行っていると同っております。

○坂口博美議員 市はそうなんですけど、県においては、こういった解体時なんかと同様な試験というか取り組みをやったことは、これまであるんでしょうか、お聞かせください。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県では、平成14年度から平成18年度までの5年間をかけた、宮崎大学と共同で、老朽化や河川改修等により解体することとなった橋梁を活用した研究に取り組んだ事例がございます。この研究は、橋梁の解体時に、今回の小戸之橋と同様、橋桁からコンクリートのコアを採取して、劣化状況等を調査することにより、現在かかっている橋梁の健全度を把握する技術資料とすることを目的としておりまして、その成果は、現在、宮崎大学で学術的な資料として活用されているところでもあります。

○坂口博美議員 そういった中で、設計時に想定をしていなかった以上のふぐあい、ひびが

入っているとか、逆に設計時に期待していた以上の品質のよさ、こういった事例もあったのではないかと思うんですけども、そういったものがあれば、そのときの分析結果等含めて教えていただきたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 土木構造物の設計・施工に当たりましては、各種技術基準に基づきまして適正に実施しているところですが、昭和41年に架設され、交通量も増大した橋梁の補修工事におきまして、工事完成直後に舗装面にひび割れが発生するというまれな事象がありました。このため、橋梁専門家などで構成されます検討会を立ち上げ、現地調査やコンクリートの強度試験などを行い、ひび割れの発生は、当時使用された骨材の大きさが原因であると特定し、補強工事を実施しているところがあります。また、想定以上の品質が確保されている事例としましては、宮崎大学との共同研究を実施した中で、橋梁のコンクリート劣化状況が予測より進行していない事例がありましたが、これは、丁寧な施工がなされた結果、十分なコンクリートの品質が確保されたことによるものではないかと考えております。いずれにしましても、このように原因を解明し、さまざまな知見を蓄積しながら、今後の長寿命化対策に活用していくことが大変重要であると考えております。

○坂口博美議員 今の答弁では、亀裂については原因は断定できた、もう一方の品質のほうについては推測の域であるということになるかと思うんです。この質問を僕が今回やろうと思ったのは、実は港湾における消波ブロックがぽっきり折れた面を見たんです。そうしたら、一方のほうは骨材が入っている、一方はモルタルが多くなって――表面のきれいさなんかから

見たときに、上のほうは水分が多い。何かというと、検査のときに見ばえを求める。そうなる とばんばんバイブレーターかけて、たたきをやる。重いものは下に沈んでしまう。力がかかったら、ぱっきんとその境目から折れるんです。それは僕の推測ですが、多分たたき過ぎだろうな、その原因はやっぱり見ばえを求める検査だろうなど。でも、それをばんと2つに割って中を見たら断定できていたと思います。だから、せっかくつくったものを壊すときには、そこから何かを得てほしいというので、今の質問をやりました。

例えば、きょう清山議員がいますけど、医療の現場では、死亡でありますとか病気、こういった原因解明のために病理検査というのをやって、そこからの知見を蓄えて、それを次に活かしていくということがなされております。土木の分野においてもぜひそういう取り組みをしてほしいと思っております。再度、県土整備部長に、そういった考えについての見解をお聞かせいただきます。

○県土整備部長（大田原宣治君） 橋梁などの構造物の設計や施工に当たりましては、各種技術基準に基づくとともに、過去の経験や受け継がれた技術を生かしてきたところでありまして、特にこれから老朽化した公共土木施設などがふえてくる中、解体工事の際に得られる情報や知見により、技術力や品質の向上を図ることは大変重要であると考えております。このため県としましては、今後も解体工事などの際には、大学などの研究機関に研究の場として活用していただき、学術的な知見が蓄積され、ひいては技術や品質の向上につながるよう、さらに連携を図った取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 品確法というものを尊重して、そこらに結びつけていただきたいと思います。過去に何度か経験があるんですけども、箱物のジャンカを何回か見たことがある。当然なんです。階段の下のほうのジャンカでありますとか、窓枠の下のほう、バイブレーターも入らないし、たたいたってセメントは落ちてこない。一つには建築では、昔は平屋根でよく漏水がして、どこから漏れたかわからない。こういうのも知見の積み上げで、とんがった屋根、勾配をつける屋根になりました。コンクリートの建物。ジャンカですけど、私は素人なんですけど、例えば窓なんかも、四角い窓をつけても、下のほうの型枠というのは、丸みを持たせれば、そこにコンクリートが全部詰まってくわけです。たたきができない、パイプが入らないものは、幅をとってあげて、かぶりもとってやる、強度もとってやる。こういったもの、そこから吸収して設計に生かすべきだと思うんです。県の物量作戦、なかなか限界があると思うんですけど、47都道府県連携とったり、国と連携したりすれば、何らかのものが生まれると思いますので、ぜひこれはお願いをいたしておきます。

では次に、水産問題について伺います。

カツオなんですけれども、去年は、その前の年の半分か3分の1ぐらいの漁獲でしかなかったということで、カツオの不漁を大変嘆かれました。ところが、ことしになりまして、初ガツオシーズンになって、昨年どころか、ことしは全くカツオが揚がらないということで、カツオ漁に出る船もないぐらいの状況であります。

それからもう一つ、これも不思議なんですけど、15年ぐらい前になりますか、京都の舞鶴港あたりで一遍にサワラが揚がり始めたんです。

昔は日本海域にはサワラというのは水揚げがなかったんです。ところが急に、平成10年かその当時ぐらいから、日本で水揚げされるサワラの半分は日本海産ということになった。海の中で何か変化が起こっていると思うんです。ですから、海洋環境の変化が一体どういった影響を本県の漁業に及ぼしているというふうに考えておられるのか、御認識を伺います。

○農政水産部長(緒方文彦君) 本県沿岸の海洋環境の変化につきましては、継続的な海洋観測を実施し、その変化の把握に努めているところでございます。この結果、日向灘においても、過去50年の間に、秋から冬にかけての表層水温の上昇が認められ、その影響が懸念されることから、水産資源への直接的な影響や、魚類の回遊量の変化などについても分析を進めているところであります。また、養殖場においても、有害プランクトンの増加が懸念されるため、従来の現地調査に加えまして、自動観測ブイでのモニタリングにより、必要な情報を提供するなどの対策を講じているところであります。いずれにいたしましても、海洋環境の変化は、漁業の質的・量的な変化や漁業被害を引き起こすおそれがあるために、極めて重要な問題であると認識いたしております。

○坂口博美議員 そういった変化が起こっているわけなんですけれども、今後、宮崎の漁業というものをどういふぐあいに展開していこう、対応していこうと考えておられるのか、お聞かせください。

○農政水産部長(緒方文彦君) 海洋環境の変化は、地域の漁業経営に大きな影響を与えると考えられますため、その変化を正確に把握し、これに適応した漁業の構築を図っていく必要があると考えております。特に操業範囲の狭い沿

岸漁業や養殖業において、その影響が顕著であると考えられるため、引き続き、海洋環境の変化を把握するとともに資源の評価を行い、その変化に応じた新たな漁法の導入や養殖業の支援、これに関連する漁業権や漁業許可の創設など、柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 簡単に言いますけど、漁業権だ技術だといっても簡単にいかないんです。なかなか大変。でもこれを乗り切らなければいけないので、ぜひともちゃんと対応してほしいと思います。

海況変化ですけれども、例えば、せんだって山下議員がエルニーニョの話をしました。エルニーニョになると、西太平洋で雨が極端に少なくなる。そうすると塩分濃度が上がる。上がるとウナギの産卵場所を避けて、南に行って産卵してしまう。南に行ったウナギの稚魚が上ろうとすると、違うところに行き着く潮に乗ってしまうとか。逆に、アリューシャン寒気団が発達すると、すごく冷えて親潮の勢いが強くなる。ごおんと黒潮に当たって、暖まることで下から重い水が上昇してくる。プランクトンが湧くからカタクチイワシとかが一遍にふえるとか、すごく海は敏感です。だから、ここらの情報をしっかりやりながら、本当に今のままの漁業でいいのか。許可を切りかえるということもなかなか大変です。海域の権利を更新したり、またすみ分けさせたり、これもなかなか大変です。生活の場ですから。でも、将来を見据えて漁業には取り組んでほしいと思います。

以上で一般質問を終わります。(拍手)

○押川修一郎副議長 次は、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕(拍手) 先般通告しておりました項目に沿って質問してまいりま

す。

まず、攻めの高齢者福祉政策についてであります。

介護保険制度が施行された2000年当時、75歳以上の後期高齢者数は全国で約900万人でしたが、現在は約1,400万人となっており、今から10年後の2025年には、何と約2,200万人となり、この日本は後期高齢者2,000万人社会となっていきます。2010年から2025年までの15年間で75歳以上の高齢者増加数が上位の自治体は、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、千葉県、愛知県で、この6都府県だけでも15年間で、約373万人の75歳以上の人口が増加します。この期間、全国の高齢者増加数は約760万人ですので、6都府県で半分を占めることになります。増加数が一番多いのはやはり東京都で、2010年からの15年間で123万人から197万人となり、実に74万人が増加することになります。このように高齢化の問題は、高齢化率だけで捉えるのではなく、高齢者の絶対数に注目すべきで、医療・介護などのニーズ数は高齢者数の絶対数に連動して大きくなっていきます。

今から40年から45年前、金の卵として地方から都市部へ流入した人々の受け皿とするため、団地や集合住宅の建設、また宅地開発が都市部の各地で行われましたが、同一世代が一斉に入居する形態であったために、現在、局地的に一斉かつ急速に高齢化が進展しており、今まさに都市部においては、団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題というものが大きくクローズアップされております。そこで厚生労働省は、昨年5月に「都市部の高齢化対策に関する検討会」を立ち上げ、待ったなしの現状に強い警鐘を鳴らすとともに、今後の対策に関して明確な方向性を打ち出しております。

その中で検討された柱の一つに、広域型施設整備の圏域間調整があります。具体的に申し上げます。これは、東京都と静岡県との連携で、東京都杉並区が静岡県南伊豆町に保養地型特別養護老人ホームを設置するということが検討されました。都市部では、地価が高く施設整備費用がかさむため、新たに特養などをふやすことは難しい実情があり、これから2020年の東京オリンピックに向け、地価や建設資材費が上がれば、この状況はますます悪化することが明らかです。そこで杉並区は、南伊豆町に保有していた教育施設跡地に、区民が優先的に入所できる定員80名程度の特別養護老人ホームを建設することを打ち出しました。この計画に静岡県も南伊豆町も連動し、町側で建設、また運営をする社会福祉法人の公募をし、杉並区と静岡県と南伊豆町が建設費などの補助をしていくということになっております。

何よりこの取り組みのすばらしいところは、施設入所後も住所は杉並区に置いたままでよく、介護保険運用は杉並区が行うことにより、南伊豆町の介護保険料の増額には全く影響がないということです。本県において介護保険適応の高齢者施設整備が進まないことは、施設を設置することにより市町村の介護保険料が高騰することが一番のネックになっていることは、周知のとおりです。杉並区と南伊豆町の事例ではその心配はありません。ましてや、受け入れる静岡県と南伊豆町では、雇用の創出と地元農畜産物の消費拡大につながると、高齢者福祉の先進地事例構築に前向きに取り組まれています。杉並区におきましても、2,000人もいる施設入居待機者の解消の一助になると、早速、南伊豆町への入所アンケートを実施したところ、既に120名もの方々から入所希望が寄せられているとい

うことです。まさに両自治体がウイン・ウインの関係を構築され、国の制度を引っ張っていく、そのような形で今、高齢者政策の新たな取り組みが始まっております。

なお、都市部の高齢化対策に関する検討会においては、今後、都道府県をまたいで同様な取り組みが実施される場合には、関係する都道府県間において、双方の保険事業、特に介護保険事業の支援計画で明確に形にし、それから事業化する。そして、移住や帰郷を望む高齢者自身の意向を最大限尊重するとともに、重度の要介護状態になったときでも、その地域から切り離されることがないように、配慮を求められています。

それではまず、ここで、このような都市部における高齢化問題を、知事はどのように捉えていらっしゃるのか御答弁を求めまして、以下の質問につきましては質問者席から行います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

都市部での高齢化の問題についてであります。都市部における高齢化問題の一つとしまして、一斉かつ急速に後期高齢者の増加が始まるという特徴があります。具体的には、先ほど議員も説明されましたが、改めて整理をしますと、介護を受ける割合の比較的高い75歳以上の高齢者が、2010年から2025年までの15年間で、全国で約760万人増加し、その半数が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府の6都府県で占められると言われております。また、都市部では、用地不足や地価が高いことなどを背景に、特別養護老人ホームなどの施設建設は容易でない状況になると想定をされております。先日来県されました日本総研の藻谷浩介

さんからは、県内の市町村におきましても、例えば人口が伸びている宮崎市、三股町などは、将来における高齢者対策というものが非常に大きな重要な課題になってくるというような御指摘もあったところでございます。このような都市部の特徴から来る課題は、地方における医療・介護サービスの需要・供給のバランスにも大きな影響を及ぼすことが予想されますので、県としても大いに関心を持って見守ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○凶師博規議員 今、知事の御答弁、大いに関心を持って臨んでいきたいという御答弁でした。では、静岡県以外にも、既に都市部から高齢者を受け入れるために動いている自治体があります。千葉県、茨城県、山形県など複数あって、国への高齢者受け入れの規制緩和を求める福祉特区も申請されている自治体もあります。と同時に、杉並区と同じように高齢者施設不足に悩む東京都豊島区、ここは区以外のところに施設設置を検討しているという情報もあります。日本の高度成長期をたくましく支えてくれた本県出身者が今、東京都で定年を迎えられ、できることなら生まれ故郷宮崎で生活をしたい、もしくは温暖な気候の中で老後を過ごしたいと夢描かれている高齢者はたくさんいらっしゃるんです。何より、都市部において施設整備に苦慮している自治体は数々あるわけですから、本県も、東京都と静岡県との連携のように、国の制度を動かし、積極的に受け入れを進めてはいかかかと考えますが、ここでは福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 御紹介のありました東京都杉並区の例は、杉並区内の施設を静岡県内に設置するケースであります。昨

年、厚生労働省の有識者検討会の中で議論をされております。その中で、杉並区民の保養所が南伊豆町にあったことなどによる住民同士のつながりや、自治体間連携を背景にした特別な事例として扱われております。また、この検討会の報告書の中では、都市部の高齢者が入所する施設を地方に整備することについて、本人の意思に反して入所を強いる形となるおそれや、地方における医療・介護サービスの需要・供給にギャップが生じる可能性があることから、慎重に検討すべきとされております。県といたしましても、現時点では、県民のための医療・介護資源に不足を招くおそれがあるなど、さまざまな課題があると認識しているところであります。

○凶師博規議員 今の御答弁、厚生労働省は、今回のこの事例に関してノーを言っているわけではないんです。条件はつけつつもイエスを出しているんです。ですから、今後このような事例が出てきても、厚労省は進めざるを得ないような方向性を検討会で出しています。ハードルが高いことは百も承知で質問しております。介護の人材不足が現在県内でもあること、そして既存の制度では限界があることも理解をしています。それでも、この施設誘致がかなえば、経済波及効果もあるわけですから、それをもって県内福祉事業の底上げにつなげていくことも可能で、何より、このまま政策を打たず、他県に先を越されて後追いするようなことがないよう、今まさに都市部の高齢化問題を、しっかり県政の課題に、また視野に入れていただきたい。

行政主導の対応が困難なのであれば、民間と連携した高齢者移住促進を図ることも可能です。千葉県千葉市には、国内初となる本格的ア

クティブシニア・コミュニティであるスマートコミュニティ稲毛が2010年に誕生しています。既に多くのマスコミで取り上げられましたので、御存じの方もいらっしゃると思いますが、ここ稲毛は60代、70代のシニアの方々の第二の人生を謳歌する環境が整っており、戸数は810戸、約1,500名を受け入れている、まさにシニアタウンであります。24時間体制でのセキュリティーと保健室の設置、提携病院による対応、そして介護サービスの提供はもちろんのこと、1万坪を超えるクラブハウスやグラウンド、ゴルフ練習場、テニスコート、プールなどのスポーツ施設などが多彩にそろえられており、アクティビティーは完璧です。さらに、食事は一流料亭なだ万が監修しており、味と健康面に配慮されたメニューが提供されています。このシニア世代の理想郷と言えるコミュニティの入居費用なのですが、入居時の費用は1,500万から2,000万と安くはありません。しかし、月額の利用料は、食事と共有施設の使用料込みで10万円程度に設定してあります。まさにスケールメリットを最大に生かした施設運営がされているんです。このコミュニティ創造事業は、まさに都市部の高齢化問題に即応しており、行政と民間が連携したモデル的取り組みでもあります。

そして、この千葉県における取り組みと類似する計画が本県にもありました。松形県政時代に打ち上げられた宮崎ニュー・シルバー基本構想であります。この構想は、県と大手民間企業による共同調査・研究により、県内複数箇所に拠点コミュニティを構築し、高齢者夫婦5万世帯、10万人を受け入れ、構想推進に伴う雇用ほか関係者世帯を含めると16万人もの移住者を見込んでおり、開発総面積2,000ヘクタール以上、総建設費1兆2,500億円と、壮大な内容であ

りました。拠点コミュニティのハード及びソフトサービス内容は、先ほど紹介した稲毛とほとんど重なるもので、まさに時代を先取りし、全国から注目を集める構想でもありました。しかし、この構想は平成3年に凍結されています。この宮崎ニュー・シルバー構想のようなスケールの大きさでは、今、検討は無理だとは思いますが、今後、民間と共同して誘致する可能性があるものとして、カジノを含む総合型観光リゾートがありますが、これで都市部と競争するよりは、スマートコミュニティ誘致に関して都市部と連携するほうが、より現実的選択だと私は考えます。ちなみに、スマートコミュニティ稲毛の代表取締役社長は、元ゲームソフト開発会社の経営者でもあります。知事、まさに今、都市部の自治体と民間企業とともに共同調査・開発をするプロジェクトチームを立ち上げるそのときだと考えますが、知事のお考えはいかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘がありました宮崎ニュー・シルバー基本構想は、温暖な気候や人情味豊かな県民性といいました本県の特性を生かして、高齢者が安心して第二の人生を本県で送ることができるように、民間活力を利用して、居住環境や健康増進環境などの機能充実、また、そのための新たな拠点開発等を目指したものであるということです。確かに壮大な、非常に意欲的な構想であるというふうには受けとめておるところでございますが、このような考え方は、高齢者の移住により、医療・介護分野を中心とした雇用の創出や、元気な高齢者による経済活動を通じまして、地域経済・雇用への一定の波及効果が期待される場所でもあります。全国の、どちらかというと地方部の知事の集まりである、ふるさと知事ネットワークにおいて

も、そのような考え方のもとに積極論を展開される知事もいらっしゃるが、一方で、医療・介護にかかわる人材の確保、また、特に医療・介護保険制度における県、市町村の自治体負担などの問題が大きいことから慎重な意見もあり、いずれにせよ、国における一つのグランドデザインがなされた上での、丁寧な制度設計というものが需要ではないかというふうに考えておるところであります。現在、人口減少問題を契機としまして、都市と地方の関係が、国において議論されているところでもあります。本県としましても、人口減少への対応が県政の最重要課題の一つとなっておるところでございます。高齢者というお話がございましたが、若い世代も含めて幅広い世代を県外から呼び込むための施策について、しっかり取り組んでいく必要があると認識しております。

○図師博規議員 知事、前向きな御答弁をありがとうございます。

このままでは、県は少子化も過疎化も進んで人口はどんどん減少していく、これは皆さん御承知のとおりですが、都市部には行き場を求め多くの高齢者がふえています。しかし、高齢者の中でも15%は何らかの介護が必要な方で、あとの85%の方々は自立をされており、社会・経済活動参加も可能な方々です。そこで、本県にも平成18年から「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」という事業があり、団塊の世代のふるさと回帰、もしくは自然回帰を誘発するとともに、都市部の高齢者にグリーンツーリズムやブルーツーリズムを体験していただいて、都市部と田舎に二地域居住を促進するという目的で事業展開もされていまして、今もなおUターンやIターンの方々を受け入れる事業は継続されております。では実際、これらの事業で宮

崎には何世帯、何人の方々が移住していただいているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 本県では、移住促進のため、全国のあらゆる世代に対し、ホームページなどによる情報発信や都市部での移住セミナーの開催など、本県の魅力をアピールするとともに、実際に宮崎での生活を体験していただく「お試し滞在」事業など、市町村と連携して各種の移住施策に取り組んできているところがございます。これらの取り組みの結果、移住につきましては、人数単位では把握しておりませんが、世帯単位の把握になりますが、調査を開始しました平成18年10月から昨年度までに、392世帯の移住が実現しているところがございます。今後とも、市町村や関係機関と十分に連携を図りながら、移住希望者の世代やニーズに応じた的確な情報発信や相談対応を行うことにより、県外からの移住促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○図師博規議員 8年間で392世帯の移住ということでしたが、スマートコミュニティ稲毛は、1事業で810世帯、1,500人の方々を受け入れるほどの事業になっております。今までの事業成果は、もちろん評価をするところではありますが、多いと考えるのか少ないと考えるのか。また、今後新たな手だてが必要なのも明らかです。やはり都市部からの受け入れを現実的なものにするためには、拠点となる施設整備が必要なのです。

本県のシルバータウン構想は実現しませんが、同じバブル期にシルバータウン構想を立ち上げ、それを今もなお継続させ、形にしている自治体があります。秋田県です。秋田県では、昭和55年に県庁内にプロジェクトチームが

設けられ、平成3年までに約60億円の費用を投じ、秋田県南部シルバーエリアという総合福祉施設を開業させています。ここは、高齢者専用マンションに加え、養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどが集積されており、診療所やリハビリセンター、そして大浴場にレストラン、テニスコート、室内練習場、理容室、美容室まで完備され、一般県民も利用できることから、世代間交流の場としても広く利用されています。現在、秋田県では、このような拠点コミュニティを県北、県央、県南の3カ所に整備しており、今もなお民間活力をそこに注入してサービスの拡充を図っています。同じ財政規模の自治体が、同じ時期にシルバータウン構想を策定し、スケールは違えども、構想を実現できた秋田県と実現できなかった本県の高齢者を取り巻く現状は今、大きく違っています。

本県の現在の高齢者福祉保健計画という計画がありますが、市町村の施設及び在宅サービスの数字を積み上げるだけが県の数値目標として示されているのが実態です。ゆえに、介護保険適応の高齢者施設は、冒頭に言いましたとおり、宮崎県では頭打ちのまま、ほとんど伸び代はありません。それにかわって有料老人ホームの乱立が今行われており、入居時の料金と、そこで提供されるサービスの格差がどんどん大きくなっているという、いびつな高齢者サービスの実態があります。一説では、本県は県民1人当たりの有料老人ホームベッド数が日本一多いと言われております。今後ますます、県の高齢者福祉保健計画にのっとらない高齢者サービスが拡大していくことが考えられますが、知事、このような実態を踏まえ、総合的に、今後この宮崎県が目指す高齢者福祉保健計画、高齢者福祉政策というものはどういうビジョンをお

持ちなのか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に、県民の3人に1人が高齢者になるという見込みがあるわけであり、このため、社会の活力を維持・発展させていく取り組みとともに、高齢者保健福祉に対する取り組みを着実に進めていくことは大変重要であろうかというふうに考えております。議員からも御指摘のありました、今の高齢者の方々は、健康で元気な方々も多く、まずはそういった方々が、社会から支えられる側ではなく、みずから社会を支える側に回る、そして活躍していただけるような社会を築いていくこと、健康長寿の社会づくりをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

一方で、介護を必要とされる方々もふえてきますことから、引き続き、介護基盤の整備や福祉に携わる人材の育成・確保、特にこの人材の育成が大変重要であろうというふうに思っております。市町村やサービス事業者などの関係機関と連携しながら、高齢者のニーズに合ったサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。急速に高齢化が進む中ではありますが、市町村、また関係団体、県民の皆様と手を携えながら、安心して心豊かに暮らせる社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今の知事の御答弁が具体的な形になることを期待しております。今回は高齢者福祉の政策の質問ではありましたが、私が描く高齢者福祉政策のプレゼンテーションの一端でもありました。これがどれだけ知事初め関係部局に届くのか、期待したいところですが、県だから、行政だからできるシルバービジネスがあるという視点を、今後の政策展開にぜひ組み込んでいただきたいと考えております。

少しここで時間をとり過ぎてしまいましたので、次に用意しておりました児童養護事業の展望については、今質問では割愛させていただきまして、また次回の一般質問で詳細に取り上げさせていただきます。

続きまして、中小企業振興について伺います。きょうも地元商工会の若手の方々が、知事並びに関係部長の答弁を聞くために、わざわざ来ていただいております。

まず、この4月に消費税が引き上げられましたが、本県にとってはアベノミクス効果が届かないままの増税でもありました。各種産業に影響が出ているものと考えられますが、実際、4月以降の本県の商工業の実態、状況について、まず商工観光労働部長に答弁を求めます。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 4月からの消費税率引き上げにより、本県でも個人消費等において、駆け込み需要やその反動減が見られたところでもあります。例えば、大型小売店販売額においては、消費税率引き上げ直前の3月には前年同期比15.0%のプラスと、駆け込み需要が見られ、4月は前年同期比10.5%のマイナスと、反動減が見られました。乗用車の新車登録・届け出台数につきましても、3月は前年同期比19.3%のプラス、4月は3.6%のマイナスとなったところでもあります。また、県が5月中旬に県内事業者を対象に実施したアンケート調査の結果では、例えば、小売・飲食関連業の約8割で、4月の売上げが前年同期と比べ減少しております。一方、5月以降の業況につきましては、緩やかではありますが改善傾向を見込む企業が多くなっており、また、日本銀行宮崎事務所等の分析におきましても、「駆け込み需要の反動減は想定範囲内で、持ち直しの動きは続いている」とされていることから、今般の消

費税率引き上げに伴う影響は、おおむね限定的であるものと考えております。

県といたしましては、さきのアンケート調査において、「一部、駆け込み需要の反動減による売上げ減少が今後も続くのではないかと心配する声や、税率引き上げに伴った原材料費等のコスト増を懸念する声などもありましたことから、引き続き、個人消費等の動向を十分注視してまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 県内の小売・飲食業の8割に影響が出ているということが報告されたところです。国は法人税の減税を打ち出してはいますが、その恩恵があるのはほとんどが大企業で、本県の大部分を占める中小零細企業においては、今後來る消費税10%の第二波でさらに追い込まれていくことは必至です。さらに、TPPの推移によっては、農畜産業のみならず、関連産業及び飲食業にもさらに影響が出てくることも明らかです。

こんな中、地域の小規模事業所を支え、地域振興の中核として重要な役割を担っている商工会の組織再編が検討されているようです。具体的には、会員の少ない商工会を合併させる動きや、現在配置されている経営指導員や経営・情報支援員を削減することが実施されるようで、実際、ことしの4月から、西都市三財商工会と日南市の北郷商工会の経営・情報支援員が1名ずつ削減となっております。ほかの商工会においても、退職者が職員で出た場合でも補充をしない、いや、できないというような方向性まで出ているようです。この方針に、地域の商工会からは、「商工業振興だけでなく、地域の祭りや各種行事運営を担ってきたのは商工会であることを、県は認識しているのか」や、「構造改革で壊された地方の商工業再生が県行政の課題で

あるのに、何をやっているんだ」など、強い憤りが噴出しています。小泉政権下で構造改革が行われ、国からの商工関係補助金は地方交付税に包含され、商工会連合会への運営費の補助額は県の裁量となりました。当初10億円ほどあった連合会への補助金も年々減少しており、現在は8億円ほどとなっております。このままでは、地域の若い企業家や小規模事業所の芽を摘んでしまうどころか、今ふえつつある買い物難民の増加にも加担しかねません。県は商工会の組織編成と人員削減についてどう捉えているのか、再度、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 商工会の組織体制の見直しにつきましては、平成24年度から、県商工会連合会が中心となり、商工会の経営支援機能の強化を主な目的として、検討が行われていると伺っております。具体的には、商工会の経営指導員等が1人で担当する小規模事業者数に、地域間で大きな格差がありますことから、複数の商工会で職員を共有する合同設置や、商工会の合併などにより職員を再配置することで、商工会間のアンバランスを解消し、経営支援サービスの平準化を図るというものです。そのほかにも、職員の研修体系の見直しや、具体的な業務を通して先輩職員が新任職員を継続的に指導する、いわゆるOJTの活用等、多様化・高度化する小規模事業者の経営支援ニーズへの的確に対応できるよう、商工会がみずから、組織体制の見直しについて検討が行われているものであります。

○図師博規議員 あくまでも商工会連合会側内部だけでの計画であり、県からの影響はないかのような答弁ではありましたが、実際、この連合会側の再編計画には、今、部長の答弁にありました、専門員の偏在を解消することが目的で

あったり、そういうことはもちろんうたわれているわけなんですけれども、経営指導員や支援員の配置基準を決めているのは県であります。また、県予算のマイナスシーリングがゆえに、編成と人員削減を余儀なくされているという一因もあると思います。今後、商工会の機能——町の末端まで血を送る、お金を送る、経済を活性化するために働いてくれているこの商工会、また、それに属している会員の方々のモチベーションを維持するためにも、県の補助金や専門員の維持・拡充というのは必要であると考えますが、知事のお考えはいかがですか。

○知事（河野俊嗣君） 地域経済を担うという、地域社会の中で非常に重要な役割を商工会は果たしていただいておりますので、県におきましては、厳しい財政状況ではありますが、これまで、商工会に対する補助金について、可能な限り配慮してきたところであります。このような中、先ほどの部長答弁にもありましたとおり、県商工会連合会を中心に商工会の組織体制の見直しというものが検討されているところであります。この取り組みは、小規模事業者の経営支援ニーズの変化に加えまして、商工業者会員数の減少や厳しい財務体質など、厳しさを増す運営環境というものを見据えて、商工会みずからが、将来の商工会のあり方について真剣に検討されているものでありまして、既に一部の商工会では、合併に向けた検討も始まっていると聞いております。私自身も、それぞれの商工会を訪れて、いろんな意見交換、また御意見も伺っているところでありますが、県としては、そのような商工会の考えや取り組みを十分に尊重し、新たな体制で商工会機能を効果的に発揮するためには、どのような支援が有効かということにつきまして、商工会連合会とも密に連携

を図りながら検討を行い、今後ともしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○函師博規議員 今の知事の答弁、具体的な御答弁だとは思いますが、部長の答弁とかみ合うかどうか、またお聞きします。

県は昨年、宮崎県中小企業振興条例を策定し、中小企業の振興を県政の重要課題と位置づけ、県のみならず、中小企業にかかわる関係機関、そして市町村、県民を含め、県民総力戦で振興を図っていくことを示しています。そしてその13条と14条では、中小企業から意見を聞く機会を設け、中小企業振興に関する施策に反映し、必要な財政上の措置を行うと明記してあります。ここで言う「中小企業にかかわる関係機関」とは、まさに商工会や商工会議所を指し、ここに「必要な財政上の措置を講ずる」とあるわけですから、各商工団体からの要望を受けとめ、組織の維持と専門員の増員に努めるべきで、最低でも現状維持ができるよう努めることがあってしかるべきと考えます。中小企業振興条例の内容を踏まえた取り組みの状況と今後の展望について、再度、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 宮崎県中小企業振興条例に基づく取り組みにつきましては、昨年度は、従来の取り組みに加えまして、条例策定の過程で中小企業者や商工団体等の皆様から御要望のありました、人材育成・確保、経営革新・新規創業、販路開拓の各分野の新規事業に取り組んだところであります。また、県内各地域に職員が出向きまして、中小企業者や商工団体等との意見交換を延べ12回実施いたしました。意見交換では、「さまざまな施策を県は実施しているが、事業者にはわかりにくい」ですとか、人材育成の必要性、新ビジネス創出

の環境づくりなどについて御意見等をいただいたところでございます。このため県では、昨年より運用を開始いたしました「宮崎県中小企業支援ポータルサイト」により、県、国及び関係機関の施策内容や相談窓口をわかりやすく紹介し、情報提供に努めたほか、今年度の新規事業といたしまして、新たな創業を支援する「未来を担うみやぎの起業人」応援事業などに取り組んでおります。県といたしましては、今後とも、中小企業者の皆様の現場ニーズを把握し、実効性のある施策の展開に取り組んでまいりたいと考えております。

○函師博規議員 この場での具体的答弁、予算に関することの御答弁を求めるのが難しいのはよくわかっておりますが、地域においては、市町村合併によって吸収合併された小さいところの自治体、これとイコールに今、商工会が映っているわけです。またここで合併されてしまうと、町自体がさらに疲弊してしまう、そういうような危機感を抱いている地域が多数あるということを、ぜひ部長も知事も御認識いただきたい。そして、この編成計画は、今年度策定されて、もう来年度から実施の予定なんです。今年度中に、商工会連合会もしくは地域の商工会との密な連携をとっていただきたい。よろしくお願ひします。

それでは続きまして、次の質問に移ります。昨年9月議会でも取り上げました、ラグビーのワールドカップ誘致についてお伺いをいたします。

今まさにサッカーワールドカップが世界的な盛り上がりを見せてはおりますが、東京オリンピックが開催される1年前の2019年には、ラグビーのワールドカップが、ここ日本で開催されます。国内会場は12会場ほどが予定されておる

ようで、その大会誘致に向け、県もラグビー協会と連動し、日本組織委員会の会議に参加されるなどして情報収集に努められてきたことは、理解をしております。そして、いよいよ試合会場誘致の立候補締め切りがことしの10月に迫ってきたことから、ラグビー関係者を初め県の関係者には、今、県がどう動いてくれるのかということに注目が集まっております。先日は、ラグビー日本代表の合宿が宮崎のほうで行われるなどして、宮崎の環境の質の高さは既に実証済みです。ぜひこの流れで試合会場誘致へ立候補していただき、スポーツランドみやぎきを国内外にアピールする機会をつかみ取っていただきたい。そこで、先日、大会を開催する開催地の要件、ガイドラインというものが日本組織協会のほうから発表されましたが、この内容について御理解いただいているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 2019年ラグビーワールドカップの開催都市ガイドラインで示された主な要件といたしましては、観客席が最低でも1万5,000席必要であるほか、夜間照明設備や、電光掲示板としてテレビ放送並みの品質を備えた60平方メートル以上の大型スクリーンなどが必要となっております。また、選手控え室、テレビ・ラジオ実況放送室や記者室などが整備されていることも要件となっております。

なお、他県の整備実績等から、ガイドラインの要件にある夜間照明設備や電光掲示板を整備するだけでも、10億円を超える整備費用がかかると見込まれております。

○図師博規議員 他県の整備実績まで調べていただき、概算も算出していただいております。10億程度ということではありますが、観客

席1万5,000席というのは、私も試算してみました。現在、芝生部分があります。この陸上競技場の芝生部分を活用すれば、また長椅子があるんですけれども、これを3等分して1席、2席、3席として、それを勘案していけば、1万5,000席はクリアできます。あとは、今、部長の答弁にありました大型スクリーンや夜間照明設備などの設備をどう整備していくかですが、これはラグビーワールドカップにとどまることではないんです。東京オリンピックに関連する大会の誘致や、何度も取り上げられています2巡目の国体誘致に関しても、この整備はいずれ必然になってくるわけです。また、キャンプ地とか親善試合などを誘致するにも積極的に手を挙げていただきたいけれども、これを挙げるに関しても、今の設備というのはあってしかるべき設備です。

キャンプとか親善試合を誘致するのも、シーガイアとか県有施設とか限られた会場だけではなくて、市町村と連携して地域開催、地方開催を実現し、地域の浮揚、地域の活性化になるよう働きかけていただきたい。ワールドカップ大会の誘致には、本県はまだ手を挙げると決めておりませんが、大分県や福岡県はもう既に手を挙げると決まっております。そして、その大分県や福岡県から高速道路なりを利用して、ぜひ、県央だけじゃなくて県北や県西地区でもキャンプや親善試合が開催されるような働きかけをしていただきたいのです。

今回、質問をつくり上げるに当たって、スポーツランドの担当職員と激論、熱く闘わせていただきました。現場の職員さんは、誘致したい気持ちはあるんです。ましてや日本のラグビーの代表が来てくれているわけです。そこにつなげていくにも、今、判断していく必要があると

いうことを、職員さんは語ってくれておりました。この語りが部長にも届いておると信じまして、再度、商工観光労働部長に答弁を求めます。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 先ほど答弁いたしましたとおり、夜間照明設備や電光掲示板など、開催都市のガイドラインの基準が高く、残念ながら開催都市としての応募は困難な状況であります。一方本県では、昨年11月に行われましたラグビートップリーグに所属するパナソニックワイルドナイツの合宿や、ことし4月に行われました日本代表チームの合宿の実績などを積み重ねてきております。県といたしましては、これら合宿の継続拡大を図りますとともに、その実績を生かしながら、県ラグビー協会や関係自治体と連携して、大会直前の海外代表チームのキャンプ誘致に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○図師博規議員 困難なのはもうわかっているわけですね。それを今からしたいという職員さんがいらっしゃる、準備をしたいという方がいらっしゃるにもかかわらず、そこが動かないという歯がゆさを感じます。大会開催のガイドラインに合わないからといって、今から大会誘致は動きませんと言っているのであれば、整備が終わっている他県とは全く競争すらできないわけですね。そういう状況を改善していくためにも、知事を初め関係部局の財政を含めた抜本的な見直しというものをさせていただきたいと思っております。今後、計画的、迅速な整備を求めまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○押川修一郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き

続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時39分散会

6月17日（火）

平成 26 年 6 月 17 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。昨年11月県議会で、我が会派の井上紀代子議員が性同一性障害について質問をされました。実は、私の次男も性同一性障害でした。これから私の体験を語ることで、家庭や学校生活で悩んでいる子供たちや親、そして先生方の一助になればと思い、この性同一性障害について質問したいと思っております。なお、「性同一性障害」という言葉は、日本精神神経学会によりますと、「性別違和」という言葉に言い換えることを推奨していると報道されましたので、今回はその言葉、「性別違和」を使わせていただきます。

私の子供である長男、次男は、昭和56年に一卵性双生児として生まれました。現在、33歳になります。その双子のうち、次男は、確かに今思えば、小学校のころから女性的なしぐさの多い、優しい子でした。特に、その次男が性別違和を思わせる変化を感じたのは高校生のころでした。長男は生徒会長をするほど男らしかったのですが、片方の次男は、自分は将来、保育士になりたいと言い出し、父親としてちょっと面食らったことを覚えています。長男は工学部、次男は保育士の大学を卒業し、二人して長崎で音楽活動をするようになりました。その音楽活動のさなか、25～26歳のころだったか、次男が

延岡に帰ってきて、私の前に正座をして、「実は私は女の子です。女性として生きていきたい」と告白をしました。私はびっくりしましたが、息をのんで平静を装い、「女性として生きていってもいいけど、特に無理に薬を飲んだり手術したりせずに、自分の思いの自然なままに生きていけばいいが」と、そんなことを言ったのを覚えています。当時、次男は、自分の性別違和に悩み、長崎の大学病院に通院しているとのことでした。病院のほうでも、一卵性双生児なのにその片方のみが性別違和になるのは珍しい事例として、兄弟そろって受診を求められていたようです。その後も、兄弟で長崎の地において音楽活動を続けていたのですが、性別違和で極度の変調が起こったのでしょうか、体調不良を訴え、次男一人だけ延岡に戻り、自宅療養を始めました。

ところが、半年ばかりたったころ、突然その次男が行方不明となりました。警察に相談したところ、大分の施設にそれらしき人が記憶喪失者として保護されているとのことでした。大分の山中を真夜中さまよっていたのをタクシーの運転手に発見され、警察の取り調べを受けた後、保護されたそうです。すぐさま引き受けのために夫婦で大分の施設に面会に行きました。両親の顔を見れば次男の記憶も戻るだろうと自信を持って面会したのですが、面会した途端、その実の子供から、「どなたでしょうか」と尋ねられたときには、親の顔も忘れたのかと啞然とし、事の重大さを悟りました。

記憶喪失の次男をその日のうちに引き取り、延岡の自宅に連れて帰りました。玄関に入っても記憶は戻ることなく、ただ、さまざまな物にさわって、必死で記憶を取り戻そうとしているようでした。その後、しばらくは私たち両親に対

しても、実の両親であるという実感が持てなかったのでしょうか、私たちに、「お風呂に入ってもよろしいでしょうか」などと、他人行儀に敬語を使って話しかけてくるありさまでした。また、こんなことも尋ねられました。「自然と涙が出てくるんですけど、私は何か過去にいじめられたことがあったんでしょうか」と。どんなことがあったのかわかりませんが、無頓着な親として済まなかったと思います。

さらに済まない思いに駆られたことがあります。記憶喪失で警察から取り調べを受けている最中、次男は、トイレに行きたくなって、許可をもらい、無意識のうちに選んだトイレが女子トイレだったそうです。次男は、そのトイレで用を足そうとしたそのとき、初めて自分の体が男であったことに気づき、一体自分はどういう人間なんだと戸惑ったそうです。私は、この話を聞き、「ああ、この子は記憶喪失してもなお、本当の気持ちは女の子だったんだ」と思い、女性への性転換の手術に同意しました。

娘は、性転換の手術を受けた後、現在、保育士として働き、時にはママさんバレーの選手として頑張っています。こんなに元気になれたのも、女性としての手術を受け、裁判所からも認められ、戸籍上も次男から4女へ、さらに「さくら」という女性の名前をもらい、女性として生きることができたからだと思います。

もう一つ、私は、学校の先生方にも感謝しなければなりません。後で知ったことですが、高校時代、次男は男子トイレに入ることができず、こっそり自宅に戻って用を足していたとのことでした。ですから、修学旅行ではみんなと一緒に風呂に入ることができず、修学旅行に行くことを辞退していたそうです。それを聞いた担任の先生たちが、職員会議まで開き、機転を

きかせて、「そんなら、先生の泊まる部屋の風呂に入ればいいが」と勧められたらしく、修学旅行に行くことができたそうです。15年前、当時、さほど性別違和について関心のなかった時代、その先生方の配慮というか、教育の力というか、粋な計らいに両親として感謝しても感謝し切れません。

そこで質問ですが、学校の現場での性別違和への対応について、国の動向も含め、教育長に現状を伺います。以上です。

後の質問は質問者席にて行います。(拍手)
〔降壇〕

○教育長(飛田 洋君)〔登壇〕 お答えいたします。

性別違和に対する学校現場での対応や国の動向についてであります。実は今、お話を聞きながら、私は、自分の息子のやっぱり外から見えない障がい苦しんだ日々を思い出して、万感の思いで聞きながらここに立たせていただいております。

児童生徒が抱える問題や悩みが多様化・深刻化する中、子供たちがさまざまな困難を乗り越え、自立する力を身につけながら夢や希望を抱き、心身ともに健やかに成長してほしいと願っておりますが、そのためには、家庭はもとより、学校や地域社会においても、これまでに以上にきめ細やかな対応が求められております。性別違和で悩んでいる児童生徒についても、学校においては、学級担任や管理職を初めとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、児童生徒の心情に十分に配慮しつつ、保護者の意向も尊重した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなどの対応に努めているところであります。また、国におきましては、ことしの

3月に、全ての国公立の学校を対象に、性別違和に関する対応についての調査を行い、その結果を今月13日に公表したところでありますが、今回の調査を通して、全国の各学校における対応等を共有することができたことは、性別違和についての周知及び対応の充実に向けて一歩前進したものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。私も、こういう体験をして、子供を3回育てたような気がいたします。最初は男の子として、そして記憶喪失して別な人格として2回目、そしてまた女性として、一人の人間を3回育てたような気がするわけですが、私としても、学校現場で対応するのは大変だろうと思います。私もわからないことでありました。学校現場の人たちの御苦勞も大変だろうと思いつながら、悩んでいる子供たちには、さまざまな人間がいていいんだよ、学校でもいろんな人がいていいんだよというメッセージを子供たちにも伝えたいと思いますし、悩んでいる親御さんについても、子供の思いに添って生きていくことがいいと思いますよということを伝えたいと思います。

実は、私の体験として、こういった手術というのは、東南アジアとか、ああいったところに行かないかなのかなと思っていたんですが、2004年に法が改正されて、実は、名古屋で、費用も170万、そして、ビジネスホテルに1泊して1日の手術で帰ってくるという、本当にこんなものだったんだろうかといった簡単な手術で終わりました。ですから、本当に私はそういう制度で助けられたと思いますが、まだ不可解な部分等もあろうかと思いつながら、170万というお金が出せないお子さんたちは、親のことを気遣ったりして、ぐっと我慢したり、もしくは悩んだ

りする子供さんたちもいるだろうなと思うと、私のこういう体験の中で、国の政策の中でそういった助成みたいなものが制度の中に生かされてくるといいがなというふうな気がしております。

体験として述べさせていただきましたので、今後の参考にしていただければと思っております。きのうでしたが、出がけに娘に、「さくら、おまえのことをしゃべってくるからな」と言ったら、学校の先生方の配慮で修学旅行に行けたことは感謝しているということを告げておりました。本当にありがとうございます。そういうことがあったということをお伝えしておきます。本人も、どんどん世の中に出ていきますよということをお伝えしておりました。

関連してであります、いじめ防止問題で質問をさせていただきます。ことしの1月に、長崎の中学校の男子がいじめを苦に自殺をしたという事件がありました。無料通話アプリ「LINE」を使っていろいろ自分の気持ちを伝えただけで、それが十分、学校や家庭に届いていなかった、両親に伝わらなかったということで、大変かわいそうだなと思うんですが……。この新聞記事を読んでみましたら、いじめ防止対策推進法が求めておいた防止対策の組織を、この学校では残念ながらつくっていなかったということでありました。本県においてはどうかということで、現状をお聞きしたいと思います。教育長、お願いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 昨年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、10月には国の基本方針が策定され、本県におきましても、宮崎県いじめ防止基本方針を定めるとともに、市町村教育委員会や学校に対して、助言や情報提供を行ったところであります。また、推進法の

規定に基づき、宮崎県いじめ問題対策連絡協議会及び宮崎県いじめ問題対策委員会を条例に基づき設置し、それぞれ第1回の会議を既に開催いたしたところであります。推進法では、学校におきましても、学校いじめ防止基本方針を定めること、及び学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を置くことが義務づけられており、このことを重く受けとめ、既に県内全ての学校におきまして、基本方針を策定するとともに、いじめに対応するための組織を設置し、いじめの未然防止等への取り組みを組織的・計画的に推進する体制が整えられたところであります。

○太田清海議員 わかりました。このいじめの問題、どこに原因があるのかなど、私たちの立場でも考えるんですが、社会にゆとりがなくなったのかなと思うと、私たち政治家の役割というのがそこにあるんじゃないかなという気がします。ありがとうございました。

続きまして、知事の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。実は、知事のパンフレットの中で私、見た記憶があって、議会でもこの言葉は使われましたが、「ノブレス・オブリージュ」という言葉を座右の銘としておられるということです。実は私も好きな言葉の一つでもあったわけで、ちょっと気にかかっていたものですから、知事はどういう思いで座右の銘にされているのか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） この「ノブレス・オブリージュ」という言葉は、もともとフランスの格言で、「ノブレス」という、貴族という言葉からすると、身分に伴う義務というものが最初の意味であります。今では、責任を担うべき立場にある者には義務に伴う、また、その与えられた地位に伴う覚悟を求めているという言葉

として使われているところでもあります。

私がこの言葉に出会ったのは、学生時代、民法の授業で、星野英一先生が退官をされるときに最終講義がありまして、その中で、「君たちにぜひ贈りたい言葉がある」ということで、この言葉を紹介いただきまして、東京大学で学び、法学を学ぶことができた皆さんには、社会に奉仕する義務があるんだと、そういう自覚を持ってこれから頑張れというお話を伺いまして、大変感銘を受けたところであります。ぼんやり、公のために尽くしたいという思いを持っていました自分にとって、一つ、ぽつと精神的な柱ができたような思いがいたしておるところでございます。

さきの選挙で、宮崎県知事としての重責を担うこととなったわけではありますが、今は、この言葉を、自分の全てを宮崎の発展のために尽くすんだと、そういう覚悟を求める言葉として、自分に対して戒めの思いとともに座右の銘とさせていただいているところでもあります。

○太田清海議員 わかりました。この言葉もいろいろ解釈があるようですけれども、本当に今、日本の中に気品というものがなくなってきているんじゃないかなという気がして、やっぱり心の中には気品を持つ、そういう判断で常にやっていくというのは大事なことじゃないかなと思います。これはこじつけかもしれませんが、実は、所得の多い方も少し社会のために還元しようではないかということを考えると、私は、税制の中で応分の負担をしてもらおうと、この世の中はもっとよくなるんだがなという思いも一方でしました。このノブレス・オブリージュというのは、ヨーロッパでの騎士道の精神から来ているところもあるようですし、本当に命をかける、みんなのために命をかけるという

のもあったようですね。ぜひ、世の中が応分の負担をみんなですていこうという気持ちにならないといけないのかなと思いました。

次に、自由貿易、保護貿易のことについて質問したいと思います。去年の2月県議会の中で、自民党の蓬原正三議員が副知事に、木材輸入関税を撤廃していなかったらどうだろうかとという質問をされました。ゴルフの「たられば」ではないけれどということで、私、この質問を非常に興味を持って、身を乗り出して聞いた思い出があります。私もぜひしてみたいなと思ひましてですね。自由貿易が経済を発展させるという考えのもとに、T P P協定の交渉が進められておりますけれども、農林水産業を守るためには、保護貿易的な視点からの議論も今日必要ではないかと思ひます。関税という制度について知事はどうお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) ますます経済のグローバル化が進んでいるわけでありまして、自由貿易というものは一つの国際的な流れだというふうに受けとめております。本県としましても、東アジア経済交流戦略を策定しまして、県産品の輸出や観光交流などの拡大に積極的に取り組んでいるというところでありまして、その一方で、国によりましては、地域的特性や産業構造など違っていただいております。自由貿易を基調とする中にありまして、国内産業を保護し、育成するという観点から、関税制度の役割というものは大変重要であると考えております。安倍総理が、「守るべきものは守り、攻めるものは攻める」という発言をしておられますが、これも同じ視点に立った発言であるというふうに認識をしておるところであります。今、この自由貿易をめぐるT P P協定等いろいろ

議論がなされ、また、交渉がなされておるところでございますが、農林水産業というものは本県の基幹産業でございます。我が国全体においても、食料の安定供給や国土・自然環境の保全という面で重要な役割を果たす産業でありますので、重要品目の関税堅持など、粘り強い交渉を求めてまいりたい、そのように考えております。

○太田清海議員 私、戦後教育を受けて、自由貿易というのが経済発展させるんだ、保護貿易というのは戦争に導くんだというようなイメージで教育を受けた関係で、保護貿易というのに非常に悪いイメージを持っておりましたが、最近、経済学者のエマニュエル・トッドという人が、日本の学者も含めて本を出しています。「自由貿易という幻想」という本とか。保護貿易によって伸びているところもあるんだよという視点、保護貿易についても一つの光を与えないかんのじゃないかなと思ったりするわけです。特にT P P、多国間での取りまとめというのは、今、知事が言われたように、その国の特殊性を表現することができない。1対1の2国間での協定であれば、お互いの国の事情をわかり合えるからそれを表現できるけれども、多国間、12カ国にふえたような中ではもう無理だろうと私は思う。そういう国の特殊事情を協定の中に表現するというのは、いろんな問題があるわけですから。そういう思いでこれはどうなのかなと。知事も関税は必要だというような意味も含めて聞きましたけれども、私は、2国間では、うまくその辺が表現できるけれども、T P P的なものでは無理ではないかなという感じを持っております。

次に質問を進めさせていただきます。きのう、我が会派の田口議員も質問しましたが、ホワイ

トカラーエグゼンプションについて、知事の考えをもう一度確認のためお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) ホワイトカラーエグゼンプションであります。労働時間規制を取り払って、仕事の成果の評価により報酬を決めるというものであるわけですが、産業競争力会議などで議論が行われておったところあります。これを踏まえて、政府におきましては、年収1,000万以上の職務範囲が明確な高い職業能力を持つ労働者を対象とすること、また、対象者の健康を確保するために、長時間労働の抑制策や年次有給休暇の取得促進策の検討とあわせて、今月中に決定する成長戦略に盛り込む方向ということで伺っております。この制度では、時間に拘束されないことにより、創造性や生産性の高い働き方が可能となるという意見がある一方で、働き手が残業代ゼロで長時間労働を強いられるのではないかとという意見もあると承知しております。制度の導入によりまして、労働者の働き方が大きく変わることも想定されますことから、今後、議論が予定されております国の労働政策審議会の動向を注視してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ホワイトカラーエグゼンプション、前の法律で労働者派遣制度についても、以前は特殊な業務しかやっちゃいけないと言っていたのが、どんどん拡大されて、製造業まで拡大されていきました。非正規は労働者の4割近くにもなっているという状況で、これはゆゆしき状況だと思うんです。そういうふうには、何か今の世の中の流れは、働く人たちとか、世の中の富を本当につくっている人たちの立場がどんどん金属疲労のようになっておるんじゃないかという感を持つわけです。特に、思い出してほしいのは、労働基準法の第1条の第

2項、ここに精神が見事に――戦後、憲法が公布されてその5カ月後につくられた労働基準法ですけれども、その第2項の中に、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならない」、この後がまた問題でありまして、「もとより、その向上を図るように努めなければならない」と書いてあります。労働基準法よりも、うちはちょっといい、労働基準法ができたから、労働基準法の基準に下げようという気持ちはいけませんよ、さらにいい労働基準になるように引き上げましょうねというのが、戦後のこういう働く人たちに対する考え方だったんです。今は、それが逆に、悪いほうに悪いほうに行っているような気がいたします。知事の考えをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、労働基準法の第1条第2項につきましては、法の定める労働条件が最低のものであるということや、その向上を図るよう努力することを義務づけたものであり、その精神は尊重されるべきものと認識しております。また、労働者一人一人が、職業を通じて企業や地域社会の発展に尽くし、人として価値ある生活を営むためにも、労働法制の役割は大変重要だと考えております。

一方で、経済社会情勢も日々変化をしているところでありまして、労働法制もその変化に対応した見直しが必要とされる、また必要であるというふうにご検討いただいております。御指摘のありました、ホワイトカラーエグゼンプションの導入など労働法制の見直しに当たりましては、労働者の生活に与える影響も極めて大きいものがありますので、さまざまな角度から慎重に議論することが必要であるというふうにご検討

ておりますし、大切なことは、労使双方の合意が得られることではないかというふうに考えております。今後の議論を注視してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ブラック企業とか、学生のアルバイトでブラックバイトという言葉も出てきています。本当に学生さんたちも使い捨てのような状態で、ブラックバイトという言葉も出てきています。世の中は、知事が今、注視していきたいという中に、どんどん悪くなっている現実があるような気がしてですね。特に、新聞でも報道されていましたが、これは実名入りで出ていましたけど、延岡工業高校の松元先生という方は、子供を世の中に送り出すのに、労働基準法なりを一生懸命教えておるといふ報道もされてきました。教育の現場でこういった労働法規の勉強をさせていますと。そのとおりだと思いました。せっかく理想に燃えて、学校で教育して、その子が職場に入って耐えていけるだろうか——本当に大変なことだと思うんです。だから、うまく世の中に入っていきようにして、また、世の中自体も、もう少し優しく受け入れるような社会になってほしいなというような気がいたします。そういう法律上の問題の考え方が何か曖昧になっているというのが今日の状況じゃないかと思いました。きのうも前屋敷議員からも質問が出ましたが、集団的自衛権の行使容認を解釈改憲で行おうとしていることについて、知事、もう一度答弁をお願いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 世界各地においてさまざまな紛争が生じている。アジアにおいても緊張の場面というものがあつたわけでございまして、安全保障環境が大きく変化していることを踏まえ、我が国の安全保障のあり方を改めて議論することは極めて重要であると考えて

おります。現在、集団的自衛権の行使の是非や、それに係る憲法の取り扱いなどにつきまして、政府・与党を初め、各方面でさまざまな議論がなされているところであります。これらの問題は、国の根幹にかかわる極めて重要な問題でありますので、丁寧かつ慎重な国民的議論がなされるべきものと考えております。

○太田清海議員 知事の立場ではそこまでしか言えないのかなという気はいたしますが、国民的議論が必要だと言われておりますので、本当に議論をしていただきたい。ただし、現実を見ると、議論をしたいと思っても、もう閣議決定されようとして、事実が先に進んで、認められようとしているわけです。だから、十分な議論をとることができない状況ではないかなと思う。どうですか、知事、これ、どう思われますか、今の状況。もう閣議決定もされようとしていますよね。それについてはどうですか。今、知事としては、国民的議論が必要だと言うけど、そこまでなっていない、知らされていないというか、どうでしょうか、その辺の所感だけ。

○知事(河野俊嗣君) これにつきましては、これまでもかなりの時間を割いて、さまざまな具体的な事例を政府から示され、それをもとに国会での議論がなされておるところでございます。今、どのようなスケジュールで、今国会中に閣議決定がなされるのかどうなのかというような、まさに最終的な状況、ぎりぎりの中での御議論だというふうに思っております。繰り返しになりますが、本当に丁寧な国民的議論というものを踏まえた上で決定されるべきものというふうに考えておるところであります。

○太田清海議員 日本という国は法治国家ですから、法律のもとに動いていく。その上位法は

憲法ですから、憲法がぐらついたら、私たち国民はどう対応していいかわかりません。そういう憲法であるとするならば、本当に国民の合意を得てということの基本にしないとイケないと思うんです。だから、私は、常道としては、憲法改正をしたいというんだったら、そのことを堂々と言っていくべきじゃないかなと。こういう形の国政の憲法観というのは、憲法学者は怒ると私は思いますよ。そんな問題だと思いません。一応そこまでにしておきましょう。

ではもう一つ、知事に質問しておきたいと思いますが、国と地方の協議の場というのが3年前につくられております。当時、地方分権ということで鳴り物入りでつくられた感がありますが、今、ちょっと鳴りを潜めているんじゃないかという気がいたします。法制化から3年を経過しましたがけれども、開催状況や回数、内容も含め、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国と地方の協議の場があります。これが法制化されて、国と地方が対等な立場で政策の企画立案段階から真摯に協議を行う、そのような仕組みがつけられたわけでありまして、これは大変重要な仕組みであろうと考えております。開催状況であります、法制化されて以降、これまで16回開催され、内容的には、社会保障・税一体改革や東日本大震災の復興対策、子ども手当、経済・財政対策、新年度予算、地方分権改革など、その時々テーマにつきまして、国と地方6団体の代表が協議を行っているというところでありまして。

最近の開催回数を見ますと、大体年に4回というルールのもとで開催されていまして、初年度が8回ということで大変多くなっております。効果的な政策立案のためにも、また、国と地方が率直に意見を交わし、政

策立案を図っていく上でも、効果的に、積極的に活用されるべきものと考えております。

○太田清海議員 年4回が原則だろうというのですが、法人税の問題とかああいったのも、何かその中で議論されている経過としてはあるんでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 税制のテーマの中でいろんな議論がなされているというふうには考えておりますが、そのテーマだけを捉まえての開催ということはないというふうには承知しております。

○太田清海議員 地方自治に影響を及ぼす、国の政策の企画立案・実施について、国と地方が協議をするということですから、地方分権が形骸化しないように、知事のほうからも、ぜひ積極的な議論を重ねていってほしいと思っております。

では次に、市町村の広域連携についてお尋ねいたします。

5月23日に、改正地方自治法が参議院本会議で可決・成立したと聞いております。この中では、市町村間の広域連携を促すのが狙いと言われておりますが、知事のこの法改正の見解をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の地方自治法の改正は、昨年6月の第30次地方制度調査会の答申に基づいて行われたものであります。基本的な背景としましては、人口減少・少子高齢社会が本格化する中で、それぞれの市町村が自主性、自立性を持った基礎自治体として存続し、住民に持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、近隣市町村との有機的な連携による活性化がより重要になる。要は、個々の市町村が、従来のようにフルセットでさまざまな機能を果たしていくというのは非常に困難な状況に

あるのではないかという認識のもとに、より一層、広域的な連携を進めようということで、これまで一部事務組合、広域連合といった制度はあったわけではありますが、それは別組織をつくるということでありました。そのような別組織をつくることなく、自治体間の柔軟な連携を可能とする仕組みとしまして「連携協約」、また、小規模市町村におきます処理困難な事務への対応として、他の自治体に事務を管理・執行させる「事務の代替執行」という制度が、それぞれ創設されたものであります。先ほど申しましたように、基礎自治体としての役割を果たしていく、これまでのように全ての機能を果たしていくのはなかなか難しい中で、住民サービスの維持・充実を図っていくためには、この広域連携は非常に重要な手段であり、これを有効に活用していくことが大切ではないかと考えております。

○太田清海議員 柔軟な対応ができるようになったということで、私も資料を読ませていただきましたが、今の自治体が抱える問題に対して広域的に連携できるように、即応できるような組織にどんどん変えていくというのは理解できました。ただ、私が残念に思ったのは、あの合併をする前に、こういうような制度をつくって、合併せずともこういう制度でお互い助け合いましょうよというのをつくっていたらよかったのになというのをつくづく思います。合併をしているいろいろな問題が出てきているところもあるようです。本当は、こういったのは、あのときにつくるべきものじゃなかったのかなというふうに思っております。

それでは、話題を変えまして、福祉医療行政について福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

長崎市の認知症高齢者グループホームの火災事故が昨年起こって、消防法が改正されたようです。消防法施行令が改正されて、スプリンクラーの設置が、小さな施設にもつけなさいということになったようではありますが、この消防法施行令の改正により、スプリンクラー設置が義務づけられている面積275平米未満で、現在、未設置の高齢者施設及び障がい者施設は県内にどれくらいあるのか、またどのように把握しているのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 昨年12月の消防法施行令の改正の趣旨は、自力での避難が困難な方が入居する施設については、施設の面積にかかわらず、スプリンクラーの設置を義務づけるというものであります。この改正により、平成30年4月以降、新たにスプリンクラー設備の設置が義務づけられる高齢者の施設のうち、未設置の施設は、平成26年4月1日時点で67施設であります。同じく、障がい者施設はグループホームが対象であります。未設置の施設は5施設となっております。なお、未設置施設の把握方法につきましては、県所管の施設は、施設設置に係る申請書や聞き取りなどにより、また、市町村所管の施設につきましては、各市町村に照会して確認したところであります。

○太田清海議員 施設については、まだ届け出ないような小さなものもあつたりするのではないかなという気がするわけですが、今、67施設、そして5施設ということでありましたけれども、この未設置の施設に対して、今後、どのようなスプリンクラー設置の対応をされるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) これまでも、自力で避難することが困難な方が入所される施設に対しましては、義務の有無にかかわらず、

スプリンクラーの設置を呼びかけてきたところ
でございます。今回の改正内容につきましても、
ことし3月に、県内3地区で行いました事業
者の研修会において説明したのを初め、施設
への指導監査など、あらゆる機会を通じて周知
徹底を図っているところであります。新たに設
置義務が生じる未設置の施設に対しましては、
できるだけ早期に、遅くとも平成30年3月まで
には設置がなされるよう、市町村とも連携しな
がら、積極的に助言・指導を行ってまいりたい
と考えております。

○太田清海議員 あと3年後までに設置をしな
けりゃならぬということで、猶予期間があるわ
けですが、その間、自力でやれるところとか、
なかなか困難なところとか、もしくはそのこと
によって廃業しなきゃならぬところとか、ある
かもしれません。状況を調査していただいて、
助言・指導するというところであります。いろ
んな形の支援というのものもあるかもしれません
ので、ひとつその辺は今後捉えていっていただき
たいと思っております。

次に、難病医療法が改正されたようです。こ
れも56疾患から約300疾患に拡大されたとい
うことを伺っております。現在、難病の医療費助
成事業においては超過負担があるというふう
に聞いておりますが、今、どのくらいの超過
負担があるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 難病の医療費
助成事業につきましては、国の要綱に基づき、
国と都道府県が2分の1ずつ負担することと
されておりますが、国において十分な予算が
確保できないため、都道府県が超過負担を
している状況にあります。本県の場合、平成
25年度を例にとりますと、総事業費は約13
億円であり、本来、国は、その半分の約6
億5,000万円を負担す

べきところでありますが、実際の助成額は約
4億3,000万円であり、その差額の約2億
2,000万円が県の超過負担となっております。
なお、県におきましては、これまでも超過
負担の解消に向けて、国に対して繰り返し
要望を行ってきたところであります。

○太田清海議員 超過負担があるということ
でありますが、私は、この制度がつくられ
て対象患者がふえていくということにつ
いては、喜ばしいことだと思うんです。た
だ、そういった県としての悩みもあつた
わけですが、難病の医療費助成対象疾患
が拡大されることにより、今後、超過負
担がさらにふえるのかなというふうに思
います。県はこれについてどう対応する
のか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 難病の医療費
助成制度に関する法案が今国会で審議中
でありましたが、去る5月23日に成立し、
来年1月から施行されることとなってい
ます。新たな制度では、医療費助成の対
象が、現在の56疾患から、段階的に約
300疾患に広がることに伴いまして、医
療費を受給する患者数も増加すること
になります。国の推計に基づき試算をし
ますと、本県では、現在の約9,000人
から約1万5,000人になると見込ま
れております。御指摘のとおり、医療費
助成の対象疾患がふえることに伴いま
して、総事業費もふえることになりま
すが、法に基づく新たな制度が始まる
平成27年1月以降は、都道府県の超過
負担は解消すると国から説明を受けて
いるところであります。県としましては、
引き続き国の動向を注視するとともに、
新たな制度に向けた準備を進めてまい
りたいと考えております。

○太田清海議員 新たな超過負担につ
いては解消するという方向でということ
でありますの

で、期待をしたいと思います。

それと、難病患者の場合は、実は、県外に通院しなきゃならない人たちが多い——多い少ないではないんですが、いらっしゃるんですよね。場合によっては他の県に1泊して通院しなきゃならないとか。私は、そういった人たちが、県内で治療を受けたり受診できたりすることが一番いいと思うんですが、この対象疾患が拡大することで、受診できる医療機関も含め、患者の方々が適切な医療を受けられるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 新制度における難病の医療費助成申請におきましては、診断書に当たる個人調査票を、都道府県が指定する医師が作成することになります。この指定医につきましては、専門医資格を有すること、あるいは一定の基準を満たした研修を受講していることが指定要件になっておりますので、患者の方が安心して適切な医療を受けられるよう、県が研修を実施するなど、指定医の確保に努めてまいりたいと考えております。また、新制度における難病拠点病院の指定なども今後必要となりますので、宮崎大学など関係機関とも協議をしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。難病患者の方々の実態把握に努めていただいて、いろんな問題を解決する方向で頑張っていただきたいと思います。

それでは、教育長に再度お尋ねをいたします。

県立高等学校に配置されている生活支援員、この方々は、障がいを持つ方々の支援をすることということで、本当に大きな力を発揮されていると思うんですが、現状としては、勤務時間が8

時から4時までということで、朝の課外とか終礼時には保護者が同伴しなきゃいかんという問題。それから、土曜日には支援員がつかないということで、土曜日の行事には保護者がつかないやいかんとか。もしくは、修学旅行とかいう場合、生活支援員は勤務地を離れてつくことができないという問題があります。これは、宮崎県教委としても一生懸命努力してくれてはおるんですが、こういったところを将来、改善ができないものかどうか、お尋ねしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 県教育委員会では、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、安心して学べる教育環境を整えるため、平成21年度から生活支援員を配置いたしておりますが、このような取り組みを始めたというのは、九州でも一番早い部類だと考えております。今年度は、7名の生徒に対し7名の支援員を配置しており、下肢等に障がいのある生徒に対する移動、授業の準備、トイレ等の介助や、聴覚に障がいのある生徒に対する要約筆記などの支援を行っております。

支援員の勤務時間等につきましては、生徒の受講する授業時間において効率的な支援を行えるよう設定しており、今年度から、生徒の支援をさらに充実させるために、支援する時間を1時間延長できるとしたところであります。支援に当たって大切にすべきことは、該当の生徒が将来自立できるようになるためにはどうしたらいいか、あるいは、自立に向けて一歩でも近づけるためにはどんな支援が最適かということであり、そのような視点を念頭に、生活支援員の支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。障がい者の方

々に、自分の力で頑張ろうというところを教えることも大切だろうなと思っております。ただ、いろいろ具体的な努力の中で解決できたらいいなと思います。

これは延岡の例なんです、延高のメディカルサイエンス科に行きたいという子供さんがいらっしゃいました。中学校3年生。その子供さんは難病を持っておられて、血がとまらないといった問題があるというような難病でありました。メディカルサイエンス科に行って将来医者になりたい、だけれども、延高にはエレベーターがないということで、残念ながら進路を変えないかなのかなというような子供さんもいらっしゃいました。県立高等学校のバリアフリー化の状況について、県全体であります、お伺いしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 県立高等学校のバリアフリー化につきましては、玄関や体育館までの経路の段差解消や多目的トイレの設置など、計画的に取り組んできたところであり、これらにつきましては、整備をほぼ完了したところでもあります。また、エレベーターにつきましては、38校中6校に設置しており、本年度、新たに1校で整備を行っているところでもあります。

○太田清海議員 わかりました。新たに1校追加で整備しておるということですが、なかなかこれもお金のかかることで、計画的にということだろうと思います。県立高等学校のバリアフリー化の整備の方針についてお伺いしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 県立高等学校のバリアフリー化の整備方針につきましては、まず第1段階として、全ての県立高等学校において、段差解消や多目的トイレの設置などの整備に取り組むこととしております。これらは、ほぼ完

了したところでありますが、引き続き、学校施設の状況を点検し、生徒が安全に、そして快適に学校生活を過ごすことができるよう、バリアフリー環境の向上に努めることといたしております。

次に、2番目の段階で、エレベーターなどの設置であります、車椅子を使用しているなどの生徒さんの入学が決定した段階で、教室の配置がえや学校運営面での体制を整えておりますが、それでも教室間の移動等で支障を来す場合などには、予算措置が可能な限り、必要に応じて検討して、エレベーターなどを設置してきているところでもあります。今後とも、子供たちに適切な教育環境を提供できるよう、できる限り施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 エレベーターの設置、全てというのはなかなか難しいだろうと思いますが、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。

それから次に、学校事務のあり方に関する質問であります。きのう、中野一則議員も、私よりも鋭く追及されて、プロパーの職員をつくらないかんということをおっしゃったので、その点は私は省かせていただきますけれども、学校事務のあり方に関する庁内検討委員会における検討結果と、それを踏まえた取り組み状況について伺いたいと思っております。

○教育長(飛田 洋君) 学校事務のあり方に関する庁内検討委員会におきましては、学校事務職員として求められる役割等について議論を行い、昨年9月に検討結果についての報告書を取りまとめ、学校事務職員の研修、役割や職務内容、任用制度のあり方の3つを今後検討すべき課題とし、ワーキンググループなどにおいて具体的に検討を進めてまいりました。

まず、研修につきましては、新たに求められる内容等も加味しながら、研修体系の見直しをするなど、既に工夫改善を行ったところであり、次に、学校事務職員の役割や職務内容につきましては、学校事務職員に求められる役割やその職務内容について、明確化した資料を作成し、現在、さまざまな機会を通じて周知に努め、全ての学校職員の理解を深めているところであり、3番目の任用制度のあり方につきましては、これからの学校運営をしっかりと支えていくことのできる人材の育成・確保を図る観点から、関係部局と連携して、現在検討を行っているところであり、

○太田清海議員 原則、プロフェッショナルなプロパーの職員をとというのが本当は望ましいんだらうと思いますが、いろいろそれはそれで問題があるかと思えます。教育行政区分での採用も、それにかわってまたいいのではないかという意見も聞いたりしますので、その辺もひとつ参考にしていただきたいと思っております。

次に、県立高等学校普通科の通学区域が撤廃されて7年が経過しますが、その評価についてお伺いしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 平成20年度県立高等学校入学者選抜から、普通科の通学区域を撤廃いたしました。この大きな狙いは、中学生が行きたい学校を主体的に選択できるようにすることでありました。このことによりまして、中学生の進路意識や学習意欲が向上し、各高等学校の特色を十分理解した上で、個性や能力、適性に合った学校を、通学距離等を考慮しながら選択しているものと考えております。また、それぞれの高等学校におきましては、教育内容の工夫改善、部活動の活性化など、特色ある学校づくりを進める取り組みや、学校をPRする取

り組みが、それまで以上に積極的に行われるようになってきているところでもあります。

通学区域撤廃により、特定の地域への生徒の集中が見られるのではないかと懸念の意見もありましたが、地域を越えて入学している状況につきましては、県立高等学校と私立高等学校あわせて考察すべきものと考えております。通学区域の制度変更による県立高等学校普通科の旧通学区域以外からの合格者数は、平成26年度について見ますと、普通科合格者全体の6%程度であり、大きな変動は見られておりません。

県教育委員会といたしましては、各高等学校が、地域の方々にこれまで以上に親しみを持っていただき、さらに魅力ある学校づくりを進められるよう、今後とも支援や指導をしてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 通学区域の撤廃ということで、一つの改革だったらうと思えます。こういった改革には必ず光と影といいますか、それがあつたものから、それなりの役割を果たしていると思えますが、例えば影の部分で言えば、できる学校とか、ちょっとできない学校とか、そういう意識が出てしまうと、子供たちにとつても残念だと思つた。また、私、ある校長先生にお伺いしましたら、「うちの学校に入ってくる子供さんたちは少しプライドがない。うちの学校に対するプライドがない。いろいろ話を聞いてみると、その子供たちは、家庭生活や友達関係、いろんなところである時期につまづきを持った、それでひねくれてしまったと。私たち先生の義務としては、その子供さんのつまづきをいかに解きほぐしてやるか、そして、一生懸命生きていこうということを伝えることによつて、私たちの学校にプライドを持ってもら

います」という言い方をされた校長先生がいました。さまざまな子供さんが通ってくる、さまざまな心の傷を持った子供たちが入ってくる、その子供たちにこう問いかけながら、やっぱり頑張っていこうという、そういうのをつくろうとしている校長先生に感銘したところであります。ひとつ、そういった影の部分があるとするならば、そういったところも考えていただきたいと思っております。

教育長については最後の質問になります。県立高等学校の統廃合については、きのうも、市町村教育委員会での小学校、中学校の統廃合問題について、その関係についても聞きましたけれども、地域の活力維持にも配慮すべきだと思いが、教育長のお考えをお伺いしたいと思いません。

○教育長（飛田 洋君） 県立高等学校の統廃合を含めた教育整備計画を策定するに当たりましては、子供たちが行きたくなるような学校であるのかという視点が大切であり、県教育委員会は、何よりもまず、生徒にとってよりよい教育環境を提供するという視点に立って、魅力と活力ある教育活動が展開できるよう、整備を計画的に進めてきたところであります。また、統廃合等の検討の際には、高等学校の所在地や設置学科、生徒、保護者、地域のニーズ等にも十分に配慮しながらこれまで進めてきたところでありまして、例えば、南那珂地区及び西諸地区の専門高校の統廃合におきましては、それぞれの地域産業に貢献できる人材を確保するという観点から、農業、工業、商業、福祉の4つの学びをそれぞれの地域に残しながら、学校の活性化に取り組んでまいりました。今後、仮に統廃合等を検討する必要がある場合にも、これまで進めてきましたように、何よりもまず子

供を大切に考える、さらに保護者・地域ニーズ等にも配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。県立高等学校と市町村の小中学校ではまた違うと思いますが、小学校、中学校が廃止されたらIターン・Uターンはあり得ない。その村は過疎化にまた拍車がかかるのではないかという意味では、ぜひ市町村のほうでも学校の存続については頑張っていたきたいと思うし、それは私たち政治家にも課せられた、過疎化をどう食い止めるかという課題であろうかと思っております。ありがとうございます。

最後に、土木行政についてお伺いをいたします。

私が、これは例年言っていることですが、長浜・方財海岸の海岸侵食問題について昨年質問したところ、海の上から船に乗って調査をいたしますということで回答がありました。ことしの2月20日に船をチャーターして、私たちも乗せていただきました。船の上から長浜海岸等の侵食状況を見たところでありまして、県土整備部長に、この船上調査についてどう考えているか、また、今後どう対応していくのかをお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） ことしの2月に、議員にも参加していただきまして、国や地元関係者の皆さんとともに実施した船上調査につきましては、海上から海岸の全体的な状況が確認できるなど、大変有意義な調査になったと考えております。これまで、汀線測量や写真による定点観測など、陸側から状況を確認していたわけですが、今回の船上からの調査をあわせて考えますと、長浜と方財の両海岸は、現在のところ、比較的安定している状況であり、平

成19年度から実施しております延岡新港のしゅんせつ土砂による養浜の効果が出ているものと考えております。今後も、定期的な測量や調査を継続しまして、海岸状況の正確な把握に努めますとともに、国や関係機関などと十分連携を図りながら、引き続き、海岸の保全に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ありがとうございます。あそこの海岸というのは国土交通省管轄の海岸もありまして、あそこの砂をとったりされるところもあるようなんです。「一浜いじれば七浜たたる」という言葉がありますように、私は関連があると思いますので、今後、慎重な対応をお願いしておきたいと思います。船上調査をしてくださったことに感謝を申し上げます。

もうこれで質問を終わりますが、私、道徳教育についても質問しようかなと思いましたが、私の気持ちとしては、経済活動の中にもぜひ道徳を考えていただきたいということを述べて終わりたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

○福田作弥議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の重松幸次郎でございます。通告に従い、順次質問させていただきます。知事を初め、関係部長の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

今月は、環境月間であります。先日、我が党の機関誌に、次のような全面広告のコメントがございました。「人と自然の調和を目指して、公明党は結党以来、政治の世界とは無縁と呼ばれました環境問題を積極的に取り上げてきました。暮らしの環境問題から公害問題、また、再生可能エネルギーの推進、CO₂の削減など、未来につながる環境政策を進めています。これか

らも、国民の生命・生活・生存を守るため、全力で取り組んでまいります」と、このような内容でした。

さかのぼれば、1972年の6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、6月5日を「環境の日」と定め、今月が環境月間となったものです。そこで、本県の取り組みを調べてみましたら、「みどりの特別企画展」や環境保全の表彰などが開催されており、また、身近な取り組みとして、お買い物マイバッグの持参、クールビズやノーマイカーデーなど、県民一人一人が環境保全に努める運動を進めていくことが重要だと提起されております。

一方、地球温暖化に起因すると言われる異常気象で、近年、国内外でも甚大な被害が頻発しておりますが、我が県においても、先日、新富町から県北にかけての記録的な大雨により、浸水被害が発生いたしました。被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。また、北海道や東日本では、一気に37度を超える猛暑となり、熱中症の対処となりましたが、豪雨や猛暑のシーズンはまさにこれから。十分な警戒が必要です。

そうしたことから、温暖で、美しく、豊富な緑と水を有する本県の自然環境を守ることや、温室ガス削減への意識啓発を県民挙げて取り組み、持続することが重要だと考えます。そこで、知事に、地球温暖化問題についての御所見と、今後の本県の取り組みについてお伺いします。

以上を壇上からの質問として、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

地球温暖化の問題であります。これは、人類や生態系全体に影響を及ぼす大変重要な問題であるというふうに考えております。台風の巨大化やゲリラ豪雨、集中豪雨、これまでにないような気象変動、大きな変動により、我々の生活が脅かされている状況もございます。また、国連の気候変動に関する政府間パネルの報告によりますと、今後、有効な対策がなければ、今世紀末の気温というものは、今世紀の最初と比較して、最大で4.8度、また海面は82センチ上昇するとされております。さまざまな報道により、例えば北極海の氷が溶ける状況など、まさに目に見える形で進展をしている状況があるかというふうに思っております。また、宮崎の住みよい環境というものを次の世代に引き継いでいくという観点からも、我々の世代が真剣に取り組んでいく必要があるのではないかと受けとめております。

このため、県におきましては、温室効果ガスを、1990年度比で、2020年度には52%削減するという目標を掲げているところであります。2010年の時点で43%の削減になっているということでもあります。おおむね順調に進んでいるのではないかと考えておりますが、節電などの省エネや、再生可能エネルギーの導入、さらには、二酸化炭素吸収源としての森林整備などの施策を積極的に進めているところでございます。「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」という言葉があります。地球的な規模で発想をし、足元から行動しよう、一步一步進めようということでもあります。今後とも、我々としましては、全国上位の日照時間や降水量、豊かな森林資源など、本県の特性を最大限に生かした温暖化対策というものを、県民、事業者、市町村と一体となって進めてまい

りたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。公明党は、「原発に依存しない社会」の提言で、原発への依存度を徐々に減らして、2030年を目標に、省エネ促進による消費エネルギーの大幅削減、太陽光や風力発電などといった再生可能エネルギーの発電割合を30%に向上させることや、火力発電における発電の高効率化などを推進しています。そこで、九州公明党では、本年度、再生可能エネルギー対策プロジェクトチームを発足させ、九州選出の国会議員と各県の県議代表によって、九州内の新エネルギー施設や研究機関を調査しております。私もそのメンバーですので、少し紹介をさせていただきます。

4月は、水素エネルギー社会の実現に向け福岡県が取り組んでいる、水素タウンモデル都市「南風台・美咲が丘団地」のスマートハウスを訪問いたしました。その団地、150世帯の御家庭では、最新型家庭用燃料電池「エネファームSOFC型」を導入して、LPガスを改質させ水素をつくり、反対に水素と酸素の化学反応により、各家庭で電気と温水を同時につくる。さらには、太陽光発電と蓄電池まで備えたエネルギー効率抜群の住宅街でありました。このように、家庭用燃料電池を100世帯を超える規模で集中設置するのは世界初の取り組みということで、国内外から注目を集めているとのことでした。

その導入目的が——天然ガスを使用して発電所で電気を起こし、家庭に送電するまでには、送電ロスが5%あります。また、使われない排熱が55%あり、よって40%の電気エネルギーしか届かないが、燃料電池だと、ガスで家庭ごと

に電気を必要な分、発電し、同時に温水をロスなく使え、よって85%のエネルギー効率を得る。結果、CO₂削減につながるということです。

ちなみに、「エネファーム」とは、エネルギーのファーム、エネルギーの農場の造語だそうです。その後、九州大学伊都キャンパスにある次世代燃料電池産学連携研究センター(佐々木センター長)を訪問し、世界トップレベルの水素エネルギー技術研究と新産業の育成・集積を推進する総合的な取り組みを調査しました。また、2015年には一般に発売予定の燃料電池自動車(FCV)にも試乗し、あわせて水素ステーションを見学してまいりました。

5月は、長崎県五島市へ。全長172メートル、翼の直径が80メートルの国内最大級の浮体式洋上風力発電の実証機を視察してまいりました。出力2,000キロワット、一般家庭で1,800世帯分を出力できる実証機は、運転確認を含め、海洋生物、生活環境などの調査を続け、本格的な実用に向かっておりましたが、重量は約3,400トン、海に浮かぶそのスケールの大きさに驚きました。

担当者は次のように語っています。「この洋上風力機は、海面下の部分は浮体コンクリート構造、海面上部は浮体鉄鋼構造、そして上部はローター構造(発電する部分)の、3つが合わさったハイブリッドスパー型となっている。将来は1基の出力をさらに向上させ、それを国内洋上に100基以上設置することにより、発電所に相当する電力を起こすことができる。もちろん一度にはつくれないので、5基から10基、また10基、20基ずつ製造と設置を毎年繰り返し、また、メンテナンスをし続けることにより、安定的に産業振興と雇用が生まれ、そして技術者

の後継者育成が図られる。未来の子や孫たちに、私たちは、黒い油や石に頼らないでエネルギーをつくることができたと胸を張りたい」と語っておられました。

あわせて、潮流発電候補地の船上視察と、電気自動車(EV)、また、地域情報通信システムITSを組み合わせたEVITS(エビッツ)ナビで五島市内観光を体験してまいりました。

7月には、再生可能エネルギー自給率23.4%で日本一の大分県へ、地熱発電を主に調査に行つてまいります。

ちなみに、本県の再生可能エネルギー自給率は5.9%で、全国18位、九州内では5番目のようです。そこで、本県が最も力を入れている再生可能エネルギーは何か、また、その導入促進について県はどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(徳永三夫君) 再生可能エネルギーにつきましては、昨年度改定した新エネルギービジョンに基づきまして、全国3位の日照時間、県土の約76%を占める森林、また、全国第2位の降水量といった本県の地域特性を生かし、太陽光、木質バイオマス、小水力の3つの新エネルギーにつきまして、重点的に取り組んでいるところでございます。これらの導入促進に当たりましては、太陽光では、パネル設置等への支援や、普及のためのセミナーの開催、また、木質バイオマスでは、発電施設導入への支援、燃料となります木材の安定供給に向けた体制づくりへの支援、小水力では、市町村や土地改良区等への技術支援や研修会の開催などに取り組んでいるところでございます。今後とも、関係部局や市町村等と協議を重ねながら、再生可能エネルギーの導入促進に努めてまいり

たいと考えております。

○重松幸次郎議員 それらに加えて、畜ふんや鶏ふんを利用したバイオマス発電も重要な資源であると伺いました。トータルして自給率アップを目指すわけですが、その中の、今お話しいただきました木質バイオマスについて確認させていただきます。

県の資料によりますと、県内林地残材は年間57万トン発生し、そのうち利用実績は、平成24年でわずか2万1,000トン、つまり3.7%しか利用されていないということになります。今後、未利用材の活用が大きく期待できる県内木質バイオマスの施設数と未利用材の需要見込みについて、また、今後どのように推進していくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 県内の木質バイオマス関連施設は、発電施設5カ所、木質ペレット製造施設3カ所が現在稼働しており、さらに、計画中を含めると、発電施設5カ所の整備が進められているところでございます。これら13の施設では、年間41万トンの未利用材を使用する計画となっており、その安定供給が大変重要であります。このため県では、市町村や森林組合、関係団体等と連携を図りながら、収集・運搬のための機械の導入や、中間土場の整備などに支援を行い、安定供給に向けた体制づくりに取り組んでいるところであります。今後とも、木質バイオマスの利用促進を図り、林業の振興と低炭素社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 環境保全と木材振興が同時に図られるということは、本県にとって大変大切な事業だと考えます。これからも、生物、廃棄物に由来するバイオマスや、太陽光、小水力などを利用するエコプロジェクトと、また、ビ

ームダウン式太陽集光装置等を活用した新エネルギーの開発促進を、よろしく願いいたします。

冒頭に申し上げました「環境の日」のコメントにもう一つ、「地球は、未来に生きる子供たちから借りているもの。美しい自然に囲まれ、豊かな社会であるよう、今を生きる私たちが責任を持たなくてはなりません。小さな何かを起こしていく」とありました。宮崎県環境白書の中にも、「環境保全活動に参加する姿勢及び環境問題解決に資する能力が育成されることが重要です」とあります。そこで、本県の環境教育に係る取り組み状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 地球温暖化を初めといたします環境問題について、県民に関心と理解を深めていただくためには、環境教育は大変重要であります。このため、県におきましては、「環境保全のために行動する人づくり」を目標といたしまして、学校や家庭、地域、職場における環境教育に取り組んでいるところでございます。主な取り組みといたしましては、宮崎県環境情報センターを中心に情報の提供を行うとともに、学校や地域等で開催されます研修会等へ環境保全アドバイザーを派遣しているところであります。また、昨年、次世代エネルギーパークとして本県が認定されましたことから、本年度から、新エネルギーへの理解を深めていただくために、県民を対象とした太陽光やバイオマス発電の施設見学会を実施することとしております。今後とも、学校や関係機関等と連携しながら、環境教育の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 環境教育においては、文部科学省と環境省は、E S D（持続可能な社会づ

くり担い手教育)に取り組み、本年11月には、そのESDユネスコ世界会議(150カ国、約3,000名)が岡山市と名古屋市で開かれ、環境・エネルギーや国際理解へのこれまでの取り組みの総括とともに、今後の方針を決める会議が開かれます。県としても、ぜひこの会議に注目し、次のプロジェクト参加を促していただきたいと思います。

次に、自転車安全対策についてであります。

自転車は、環境に優しく、健康的で維持費も安く、近距離ならば移動時間が短く済むなど、便利でエコロジーな乗り物であります。一方で、自転車の利用者増に伴う事故の増加を招いており、また、歩行者との対人事故で高額な賠償請求をされるなど、自転車安全対策が大きくクローズアップされています。先日もある御婦人から、「橘橋南詰を歩いていたところ、自転車と接触しそうになり、ひやりとした。自転車の運転者が不機嫌そうな顔をしていたので、こっちのほうでごめんなさいと言わなくてはならなかった」とお聞きしました。そもそも国の自転車政策において、本来は車両であるはずの自転車を歩道の走行を可としてしまったことにより、自転車の位置づけを極めて曖昧な存在にし、規制では歩道は徐行すべきところを、猛スピードで走り抜けることが常態化し、現在に至ってしまっていると、専門家が指摘されています。

そうした中、宮崎市が自転車安全利用促進計画を策定し、『誰もが「安全」で「快適」に「楽しく」自転車を利用できるまち』をコンセプトに委員会を立ち上げ、協議し、その計画書を公表したとお聞きしました。早速その計画書を見ましたが、自転車の現状と課題から、走る(通行空間の確保)、守る(ルールの周知・啓

発)、停める(駐輪環境の確保)、そして活かす(観光・スポーツ等、その他の利用促進)の4つの柱で構成され、約180ページにわたり具体的に示されております。自転車安全対策に県内の他の市町村も取り組むべき課題は多くあると思いますが、まず、警察本部長に、宮崎県の自転車事故の発生状況と、どの年代の自転車事故が多いのかについてお伺いします。

○警察本部長(白川靖浩君) 昨年、県内で発生した自転車事故は1,360件で、全交通事故の約13%を占めております。発生件数は、平成21年の1,693件をピークに約2割減少しており、全交通事故に占める割合も年々減少しております。その中でも、自転車と歩行者の事故は、過去、最も多かった平成23年の20件に比べて、昨年は11件に半減しております。また、自転車事故を年代別で見ますと、児童生徒の事故の合計が628件で全体の約5割を占め、特に、この中でも高校生の事故が359件と最も多く、全自転車事故の約4分の1を占めております。

○重松幸次郎議員 御答弁いただいたように、減少傾向にはあるものの、まだ1,360件の事故があり、対歩行者事故も11件あったとのこと。また、自転車利用者数の多い高校生の事故率が高いわけでありまして、とにかく無事故を願いたいところです。

まず、安全対策。高校生の自転車通学における交通安全対策についてどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 自転車通学における交通安全対策につきましては、全ての県立高等学校におきまして、地元の警察署など関係機関に協力をいただきながら、交通安全講習会等を毎年実施しており、事故の悲惨さなどについて講話をしていただいたり、運転の危険性を実際

に体験させたりするなど、危険運転や交通事故の防止につながる指導に努めております。また、日ごろから、教職員が手分けをして交差点等で立ち番指導を行うなど、安全の確保に努めているところであります。県教育委員会といたしましては、各学校の担当者を集めた研修会で、さらには、交通安全についての通知文を全ての学校に送付し、警察庁が示した「自転車は、車道が原則」「車道は、左側を通行」などの自転車安全利用の5つのルールを守ることを初め、自転車の安全運転について周知徹底を図っているところであります。しかしながら、全ての高校生の安全意識が高まるまでは至っていないと考えておりますので、今後とも、機会を捉えて積極的に指導を継続してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 そこで提案ですが、福岡県では自転車免許制度の導入に取り組んでおります。福岡県内では、私立高校8校、公立高校で5校が既に実施し、今後4年以内にさらに11校が導入予定とのこと。中学校でも免許制度の導入を積極的に検討する動きがあるようです。

全国で初めて自転車運転免許を導入した福岡県立柏陵高等学校の取り組みがネットで紹介されております。それによれば、「1年次に、教職員や福岡南警察署の署員によって行われる実技・学科の講習を受けた後、交通法規などに関する15問の学科試験に合格すれば免許証は交付され、免許証は毎年更新します。登下校時には交通マナーの指導を行っており、本校のルールに違反すると減点し、持ち点10点を失うと、免許を取り消すとともに停学処分としています。具体的には、信号無視、携帯電話使用での運転は減点3、学校前の下り坂を手押ししないとき

は2点減点するルールとなっております。また、各学年で年に一度、自転車の安全点検を実施しており、点検に合格しない場合は自転車通学を許可しません。2年次には、各生徒が通過する箇所ごとに具体的な指導を行い、交通安全に対する意識を高めてもらいます。バス・徒歩通学に対するマナー指導も行います」とネットにありました。また、「「交通マナーは人間形成」として熱心に取り組んでおられます」と、このようにありました。

他の自治体でも、小学生から大人までを対象にした、こうした自転車免許制度の取り組みが広がっているようです。答弁は求めませんが、御検討をよろしく願いいたします。

また、自転車保険は、自転車を保有する全ての人が自転車保険に加入することを推奨されております。一般的な保険としてはTSマーク付帯保険がありますが、これは自転車安全整備士が点検・整備した自転車に対し、点検日から1年間有効な傷害・賠償責任保険が附帯されているものです。我が家も加入をいたしました。そこで、高校生の自転車通学の安全対策については、自転車の点検・整備、保険加入の推進が必要であると考えますが、教育長の考えを伺います。

○教育長(飛田 洋君) 自転車安全対策につきましては、安全指導に加えて、自転車の点検・整備や保険の加入の推進が必要であると考えております。そこで、各学校におきましては、自転車通学を許可するに当たって、毎年、点検・整備を一斉に実施するとともに、日ごろの点検等についても定期的に行うよう指導を行っております。保険加入につきましては、県高等学校PTA連合会が、民間の保険会社が提供する総合補償制度の案内を行っておりまして、現

在、全ての全日制の県立高等学校の生徒がその補償制度に加入いたしております。その内容としましては、生徒がけがをした場合はもとより、加害者の立場になった場合にも補償されるもので、例えば、過って他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりするなどにより、法律上の賠償責任を負った場合には、最高で9,000万円の給付を受けられるシステムになっております。今後とも、点検・整備、それから保険加入、さらには安全指導について、指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 これからも取り組みをよろしくお願いいたします。

この件では最後に、県全体での自転車の安全対策について、県警の取り組みを警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(白川靖浩君) 自転車は、議員も御指摘されましたとおり、手軽な乗り物として、年代を問わず広く普及しているところであり、道路交通における安全と秩序を確立していくためには、自転車利用者に対する安全教育が重要であると考えております。このため県警では、自転車利用者が守るべき基本的なルールの周知徹底を図るため、交通安全指導員等と連携し、県下全域の小・中・高校において、実際に自転車を使用した交通安全教室を実施しているほか、本年度は、31の学校を自転車交通安全モデル校に指定して、交通安全教育を重点的に実施しております。また、高齢者クラブや事業所等において、自転車シミュレーターを活用した参加体験型の講習を行っておるところでございます。一方、街頭では、ルールを守らない利用者に対し、警察官がイエローカードと称します警告書を交付して指導を行っているほか、悪質・危険な違反者に対しては検挙措置で臨んでお

ります。今後も引き続き、県や市町村、教育委員会等、関係機関・団体と連携して、自転車通行環境の整備や、守るべきルールの周知徹底を図り、自転車の安全対策に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 よろしくお願いたします。公明党も、走行環境整備とルールの遵守教育に絞った10の提言をまとめ、交差点の改善、自転車レーンの設置などのハード面、また、「絶対ダメ！自転車の法律違反」キャンペーンなどのソフト面、両面で取り組みを推進しております。その提言の中で警察本部長にお伝えしたいのが、警察官がルール遵守のお手本となるような改善策をというもので、具体的には、自転車を、現在の白い自転車、いわゆる白チャリから、マウンテンバイク、クロスバイクのようなスポーツタイプにし、ファッション性、機動性に富んだユニフォーム(ロンドン市警のような)にし、警察専用の自転車ヘルメットを着用という提案です。既に埼玉県警が「ハイパー・サイクル・ポリス」と名づけて、昨年度から10台が導入され、また、神奈川県警も本年度からサイクルポリスでパトロールが始まりました。私も、それぞれの県の県会議員に電話で尋ねてみましたら、大変評判がいいということでございました。自転車走行の手本となり、安全指導ができます。また、いざとなれば、その高い機動力と走破性を生かして、ひったくりなどの犯罪検挙に役立ててほしいと思います。DJポリスの次はサイクルポリスと。ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、県立図書館についてお尋ねいたします。

昨年10月、仕事と暮らしに役立つ図書館づくりに取り組まれている鳥取県立図書館を新見県議と一緒に訪問し、ビジネス支援事業を中心

に話を伺ってまいりました。既に2004年から取り生まれ、図書館内に、ビジネスに役立つ本（ビジネスヒント！調査コーナー、業界誌・専門雑誌コーナー、働く気持ち応援コーナーなど）を集めた特設コーナーと、情報収集の提供、企業経営者や大学教授ら専門家によるセミナーを毎年開催されており、まさに人づくりを支える図書館としての役割を紹介されました。また、県内の市町村図書館へより専門性の高い図書を、要請があればすぐに貸出搬送（デリバリー）できる体制を整えているなど、ストックヤードにまで案内をいただき、説明を受けました。帰ってから知りましたが、鳥取県立図書館が全国の都道府県・市町村立図書館でナンバーワンの評価を獲得していることが、自身のホームページで公表されています。

では、宮崎県立図書館はいかがでしょうか。いただいた県立図書館要覧を見ると、県の情報拠点、県民や地域の課題解決を支援するなど、さまざま取り組みをされておりますが、具体的に、宮崎県立図書館では県民にどのようなサービスを提供しているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 県立図書館では、県民の皆様へのサービスとして、図書の貸し出し、調べたいことの手助けをするレファレンスサービスはもちろんのこと、移動図書館車「やまびこ号」による図書館未設置町村の巡回や、県立図書館の資料を市町村立図書館に届けるサービス、県立図書館にない資料を県外の図書館や国立国会図書館から取り寄せるサービスなどを行っております。これらに加え、県民の皆様の身近な課題解決のためのサービスも行っておりまして、ビジネス支援サービスとして、会社を起こされたり、新しい分野に事業進出される

方を支援するために、関係分野の図書やデータベースを活用した情報の提供や、専門機関の紹介のほか、県の産業振興機構や金融機関等と連携して、セミナーや相談会も開催しております。また、図書館が有する専門的資料の活用をさらに深めていただくために、健康や子育て、法律、不動産、自殺予防に関する相談会なども実施いたしております。

○重松幸次郎議員 私も、そのような便利なサービスがあるということを知りませんでした。また、知らない方が多いと思いますので、今後も、どしどし利用促進に努めていただきたいと思います。

県立図書館の気になっていることは、一般紙にも取り上げられました、資料整備費の削減です。生涯学習課よりいただいた資料の図書購入に当たる資料整備費は、平成21年、4,600万円余あったものが、年々下がり始めて、本年度は35%減の2,800万円余になり、予算額でも九州最下位、全国の都道府県立図書館予算額に当てはめると、全国で39位、蔵書数でも全国42位と低迷をしている状況です。このことや、専任司書数や貸出搬送の体制強化の件などを含めて、これは常任委員会で議論されることと思いますので、今回はこれ以上は申し上げませんが、現在の状況をどう捉えて、今後どのように取り組もうと考えているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 県立図書館は、本県の「知の拠点」として、必要な資料や情報を収集し、県民の皆様へ提供するという機能に加え、県民の皆様の課題解決のためのお手伝いをさせていただき役割を担う施設だと考えており、その機能やサービスの充実を図っていくことは、県の大きな責任であると認識いたしてお

ります。このため、資料の整備や、県立図書館と市町村立図書館が共同して県民の皆様へ本を届けるシステムなど、これまでも行っている取り組みを一層充実させるとともに、本年度は新しく、読書活動推進のための著名人を招いたフォーラムの開催や、県内の市町村立図書館職員の資質向上のための研修を実施することにより、県民の皆様には質の高いサービスの提供を行ってまいりたいと考えております。今後とも、県民の財産である県立図書館が本県の人づくりと地域づくりに貢献できるよう、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 予算の件も含めまして、委員会ですっかり御議論いただきたいと思っております。これまでの来館者数は、全国で13位の好成績でありました。市町村図書館との役割分担を図りながら、利用者の期待に応えていただきますよう要望いたします。

続きまして、骨髄ドナー制度についてであります。

昨年2月にも質問させていただきましたが、現在の状況、その後の全国の取り組みなどを紹介させていただきます。

日本では、毎年新たに約1万人以上の方が白血病などの血液疾患を発症していると言われております。そのうち、骨髄バンクを介する移植を必要とする患者さんは、毎年2,000人程度いらっしゃいます。現在、骨髄バンクのドナー登録者数は約43万5,000人、これは平成25年8月末現在であります。年々増加傾向にあり、これまで1万5,000件以上の骨髄移植、末梢血幹細胞移植が行われました。しかし、ドナー候補者の仕事の都合や健康状態などによって骨髄液などの提供ができない場合もあるため、HLA型が

適合するドナー候補者が見つかったとしても移植を受けられない患者さんがいるというのは、前回もお話ししたとおりでございます。

骨髄バンクへのドナー登録を呼びかける支援団体は幾つかありますが、その中でも、「ドナーズネット」という情報共有インタビューサイトがあります。たくさん読ませていただき、何度も涙があふれてきました。1つだけ紹介いたします。2人の小学生を持つ母・Nさんの手記の抜粋です。

自分は白血病で、あと4～5年しか生きられないかもしれない。その事実を受け止めたとき、考えたのは子供のことです。生きるための知恵を、家事を教えなくちゃいけないと思いました。当時、上の娘は小学4年生でしたが、それはもう厳しく教えたんです。料理とか、洗濯とか。

例えば洗濯は、学校から帰ってきたら、まず洗濯物を取り込んで、畳んで、引き出しにしまわないと遊びに行かせなかったんです。子供は一刻も早く遊びに行きたいから、乾いていなくてもとにかく畳んで出かけてしまう。ですが、それを私が見つけると、遊びに行った先のお友達の家に電話をして、帰ってこさせてやり直しです。娘はべそかいて帰ってきました。心配したお友達もついてきたりして。(中略)

今考えれば、本当に鬼のようでした。

——その後は、入院生活で病気を知れば知るほど襲ってくる恐怖心、また骨髄移植を受けるまでの葛藤がありましたけれども、ようやく移植を決意されて——

移植は無事に済んで、その後の回復もほぼ順調です。ことしは、きっと出られないと思っていた息子の小学校の卒業式にも出席で

きます。(中略)

娘は、私に厳しく仕込まれた成果か、料理とお菓子づくりが大好きな女の子に成長して、今は高校の食物科に通いプロを目指しています。移植直後の大変な時期と娘の中学卒業がちょうど同時期で、何もしてあげられなかったんですけど、卒業間際の「日ごろ伝えられない思いをレタックスで送ろう」という授業で、娘は私宛てに一言「生きろ!」と書いて送ってくれました。それは今でも宝物です。

こうした喜びや家族の笑顔、親戚、友人など、たくさんの人に笑顔をくれたのは、ドナーさんの勇気ある行為です。迷いに迷った骨髄移植も、顔を見ることも名前を知ることもない私のために、わざわざ入院して全身麻酔して、骨髄を提供しようと言ってくれる方がいる、その存在に支えられてやっと決断できたようなものです。

ドナーさんには、どんなに言葉を尽くしても伝え切れないほど感謝しています。でも手紙には「ありがとう」としか書けませんでした。その一言でどれくらい気持ちが伝わったかしらと、今も考えています。

既にドナー登録をしている方、これから骨髄提供をなさる方には、ドナーという行為は、患者やその家族、知人、病院のスタッフなど、さらにたくさんの人に笑顔をもたらす行為だということを知ってもらいたいです。本当にドナーさんがいなければ、私たち家族に今の笑顔はありませんでしたからという内容です。

骨髄バンクと移植について、理解と協力を呼びかけていただきたいのですが、改めて、骨髄ドナー登録の普及啓発を図るための県の取り組

み状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 県におきましては、骨髄ドナー登録数をふやすため、保健所における登録窓口の開設、休日登録会の実施、10月の骨髄バンク推進月間に合わせたドナー登録の呼びかけを行っているところであります。また、登録者を骨髄提供へ結びつけることが大切でありますので、昨年度から、保健所担当職員がドナー登録等に関する知識を深め、登録者に対して骨髄提供について十分な情報提供を行えるよう、日本骨髄バンクの職員を講師とする研修会を新たに実施しております。白血病などでつらい思いをされている患者さんを一人でも多く救うためには、命のリレーであるドナー登録や骨髄提供の推進は大変重要でありますことから、今後とも、県内の事業所・団体や県民の皆様に広くその必要性を呼びかけてまいりますとともに、全国的な課題であります休暇制度の普及拡大、休業補償制度の整備について、引き続き国へ働きかけてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今ございましたとおり、4月より、新たに全国の13の自治体で、骨髄または末梢血幹細胞を提供されたドナーのために助成制度が導入され、その中で、九州では初めてとなる都城市のドナーとドナーが勤務する事業所に対する奨励金による支援事業が始まったと伺いました。また、県レベルとしては、島根県、埼玉県がドナー休暇制度を導入している事業所に支援を始めたということです。徐々にこのように広がってきております。大変先駆的な取り組みで、称賛に値するものと思います。そこで、今後、県内の行政、事業所や団体にも呼びかけていくわけですが、その上で、県職員に

対するドナー登録の啓発をどのように行っているのか、また、県職員のドナー登録や骨髄の提供を行う場合、休暇制度を設けているのかを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 県職員のドナー登録につきましては、保健所等の職員に向けて呼びかけを行ってきましたが、ドナー登録者の裾野を広げる上で、県職員の率先垂範ということも大切でありますので、職員向けの全庁掲示板を通じて全職員に啓発を行うとともに、県の施設において献血車による献血を行う際にも、職員に対して呼びかけを行ってまいりたいと考えております。なお、県職員がドナー登録や骨髄の提供を行う場合は、必要と認める期間につきましては、休暇制度を設けているところであります。

○重松幸次郎議員 よろしくお願ひ申し上げます。一人でも多くの命が救われますよう、今後とも普及啓発をよろしくお願ひいたします。

次に、献血についてであります。骨髄ドナーを調べておりましたら、日本赤十字社の活動とリンクをしておりまして、常に血液在庫状況が不足しているとの血液型のマークが懸命に知らせてくれています。単刀直入に、献血の現状と取り組み状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 本県の献血の現状でございますが、平成25年度に献血をしていただいた方が4万7,458人で、平成24年度と比較しますと、やや減少しておりますが、過去5年を見ますと、ほぼ横ばいであり、必要な血液量は確保されております。今後、高齢化が一層進む状況を踏まえ、将来にわたる献血者の確保は、血液製剤の安定供給を図る上で極めて重要であります。このため、リピーター確保

のための複数回献血クラブへの加入促進に取り組むとともに、高校生などの若年層や企業における献血意識向上のためのセミナーの開催や、学生ボランティアと協力した啓発キャンペーンなどを実施しております。また、新たな取り組みとして、昨年9月からは、献血や街頭ボランティアに協力していただいた学生に対し、大学受験や就職活動での実績PRとして活用できる、ボランティア活動証明書の発行を始めたところであります。今後とも、さまざまな活動を通じ、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 市内の献血ルームでもお話をいただきましたが、土日は順調に推移していますが、平日の来館が非常に少ないということでもございました。お話がありましたとおり、若い方、10代、20代の献血者をいかにふやしていくかが課題であるというふうにお伺いしました。そこで、赤十字社宮崎支部長であられる知事に、献血に対する思いをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 献血であります。私たちが参加できる身近なボランティア活動の一つであります。血液というものを人工的に製造することができない現状においては、御協力をいただいた方と、その輸血を必要とする患者の、まさに命のかけ橋とも言えるかけがえのないものであると考えております。

私自身も、微力ながら、ことしの初めに献血をさせていただきました。なかなかまとまった時間がとれない状況の中で、県庁の前庭に献血車が来ておりました。そこでたまたまあいた時間があったらせていただいたんですが、やはり目の前で自分の血液がとられていくのを見ると、そして、その血液がどなたかの力になり、支えになるというふうにお伺いすると、感慨

深いものがあつたところでございます。

先ほど御紹介をいただいた中で、「生きる！」という娘さんのメッセージには大変心を打たれるものがありました。まさに献血も、そのような形での命のリレーではないかというふうに受けとめております。少子高齢化によりまして、献血を支える世代が減少していく中で、命を支える献血の安定的な確保は大変重要であると考えております。昨年、秋篠宮妃殿下の紀子様をお迎えして九州赤十字の大会が行われ、そのときにも、赤十字へ御協力をいただいておりますさまざまな方の表彰を行ったり、お話を伺ったり、そして、これを支え、また促していただける皇室の活動を見るにつけ、いろいろな方の思いというものを受け継いで、引き続き、この運動をしっかりと進めていく必要というものを感じたところでございます。今後とも、市町村や赤十字血液センターを初めとします関係機関や献血協力団体と一体となって、より一層の献血推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ある防災マニュアルの中で、「被災地では、多くのけが人の治療に大量の血液が必要になります。このような災害の場合、他の圏域から血液を被災地に送ることになり、周囲の血液ストックが不足する事態が、過去の災害支援の状況から予想されます。皆さんの体調が許すなら、献血センターに立ち寄るのも一つの支援の形と言えます」と呼びかけがありました。日ごろより献血を心がけてまいりたいと、このように思います。

次に、地域包括ケアシステムについて、福祉保健部長に幾つか確認させていただきまします。

2月の代表質問でも、我が会派の河野議員から、県の取り組み、市町村へのサポートなど質

問がありました。人口減少問題の中でも重要な課題の一つとして、高齢者対策があります。初めに、本県の人口、高齢化率、要支援・要介護認定率及び認知症高齢者数について、現状と、団塊の世代が後期高齢者となる2025年の将来推計についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） まず、本県の人口については、平成25年は112万人であります。2025年でありまして平成37年には102万人に減少する見込みであります。

次に、高齢化率につきましては、平成25年は27.6%となっており、平成37年には35.4%になると推計しております。

次に、要支援・要介護認定率につきましては、平成25年3月末は18.0%となっております。なお、将来推計については国も示していませんが、認定率が比較的高い75歳以上人口の増加に伴い、平成37年には認定率の上昇が予想されます。

最後に、日常生活において見守りを必要とします認知症高齢者数は、現在のところ、県内に約3万人程度と推計しております。なお、国の推計によりますと、全国では、平成24年は305万人であったものが、平成37年には470万人に増加すると見込まれております。

○重松幸次郎議員 まさに、少子高齢化が本県でも全国平均より早く進んでいるようでありまします。介護の施設、介護職員の確保が大変気になります。介護保険施設などについては、中長期的な観点からどのように整備を進めていくのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 介護保険施設などの整備につきましては、県及び各市町村の高齢者保健福祉計画に基づき、計画的に進めることとなります。この計画の策定に当たりまし

では、県では、8つの高齢者保健福祉圏域における高齢者人口の将来見込みや、特別養護老人ホームの入所申込者の状況等を整理した上で、サービス見込みについての市町村との協議や、各圏域ごとの地域運営協議会における調整を踏まえて、県全体の必要整備量を見込むことになります。なお、今年度は、次期計画を策定することになっておりますので、2025年に向けての中長期的な見通しも立てた上で、安心して必要な介護を受けられるよう、市町村と十分連携を図りながら、適切な施設サービスの整備量を定めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 民間事業者とか老人保健施設、多種多様に混在しております。少しわかりづらい状況になっておりますが、地域のバランスを分析されて、その整備をよろしく願いいたします。

次に、高齢化が急速に進行する中、介護人材の確保・養成の取り組みについてお伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 国は、団塊の世代が75歳以上となります2025年に向け、今後、最大で100万人程度の介護人材を新たに確保する必要があると推計しております。特に本県は、全国より5年ほど早く高齢化が進んでおりますので、必要な介護人材を確保することは大変重要な課題であると考えております。このため県では、これまで、福祉人材に対する無料職業紹介や、ハローワークとの共催による就職面接会、福祉の職場についての広報・啓発等を実施するほか、介護福祉士等の養成施設の学生に対し、修学資金の貸し付けを行っております。さらに、介護サービス事業所における介護職員等に対し、その専門性と資質向上のため、必要な研修を実施するとともに、介護職員処遇改善

加算制度の活用により、賃金改善等を図っているところであります。

○重松幸次郎議員 人材確保の検討、よろしく願いいたします。

最後に、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者を支えていくためには、介護専門職だけでなく、社会全体で支えていくことが重要ではないかと考えております。そこで、県民の意識啓発を図るため、今後、認知症サポーターの養成にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症の方が住みなれた地域で暮らし続けるためには、地域における支援体制の充実が重要になるものと考えております。このため、県におきましては、これまで、地域全体で認知症の方やその家族を支える認知症サポーターの養成を支援してきたところであり、昨年度末現在、延べ5万8,000人の方が養成されております。今後の認知症高齢者の増加を踏まえたと、より一層、認知症サポーターの増員を図っていく必要があると考えますので、特に養成数の少ない市町村への働きかけを初め、養成講座の合同開催の調整や、全国の先進的な取り組み事例の紹介など、市町村の取り組みを促進するとともに、広く県民の皆様に対し、認知症サポーターの必要性や養成講座の開催情報について、県ホームページなどを通じて周知してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 私も以前、認知症サポーター講習を受けまして、オレンジのリストバンドをいただいたわけでありましてけれども、とにかく、このように大切なサポーターになっていただきたいなというふうに思います。このほかにも医療との連携、生活支援の充実など、多岐に

わたっていきますが、公明党は、この包括ケアシステムに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、またよろしくお願いたします。

最後になりますが、人口減少について、本議会でもさまざまな質問がありました。出生率、また、子ども・子育て、中山間の対策、産業振興と雇用、そして今の高齢者対策など、多岐にわたっております。私からは2点だけお伺いたします。

1点目は、若者の就職支援及び県内企業のワーク・ライフ・バランスについて、どのような取り組みをしているのか、商工観光労働部長にお伺いたします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 若者の就職支援につきましては、県内企業への定着を促進するため、宮崎駅前の「KITEN」にヤングJOBサポートみやざき、延岡総合庁舎に延岡サテライトを設置しまして、就職に悩む若者一人一人の個別相談に応じているところであります。また、宮崎労働局、県、県教育委員会の3者で、主要経済団体を通じ、県内企業に対して求人枠の拡大等について要請するなど、できるだけ多くの若者が県内企業に就職できるよう努めているところであります。

一方、ワーク・ライフ・バランスの取り組みにつきましては、講演会の開催や広報紙による普及・啓発を行っておりますほか、企業に、休暇の取得推進や時間外勤務の縮減など、自主的な取り組みを宣言していただく「仕事と家庭の両立応援宣言」の登録を促進しているところであります。今後も引き続き、若者の就職支援やワーク・ライフ・バランスの推進に、関係機関と連携をしながら、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○重松幸次郎議員 働きやすい環境づくりを宮

崎の基盤に、よろしくお願いたします。

最後に知事に、改めて人口減少問題についてどのように対応していくのか、御所見をお伺いたします。

○知事(河野俊嗣君) 人口減少問題であります。出産・子育てを取り巻く社会的環境でありますとか、雇用・産業の大都市への偏在、また、個人の価値観や生活の多様化など、極めて広範かつ多岐にわたる複合的な要因によりもたらされているものと考えております。これらは、いずれも一朝一夕には解決が困難な問題であります。何とかこの課題を克服し、社会の活力を維持して、希望ある未来を次世代へと引き継いでいくことは、我々の責務であると受けとめております。そして、私は、その解決策は地方にこそあるのではないかという思いがいたしております。高齢化や人口減少の中での地域活性化へ向けた懸命な取り組みというものが、新たな需要や地域の経済循環というものを生み出すとともに、今後の日本における新たな価値観の提示、「新しいゆたかさ」というような新たな価値観、これにつながるものと考えております。

このような観点から、現在の総合計画におきまして、「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を基本目標として掲げているところであります。人口減少問題を県政の最重要課題の一つとして掲げまして、自然減への対策、社会減への対策、さらには地域の活力を維持していく対策などに、関係機関とも連携をして取り組んできたところであります。本県の人口をめぐむ状況は、依然として厳しいものがございす。人口減少が地域の維持・存続にもかかわる非常に深刻な問題、重要なテーマでもございすので、今年度見直します総合計画におきまし

でも、引き続き、重要課題として位置づけ、その対策に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。人口減少・地域活性化対策特別委員会として、この一年間、しっかり調査してまいります。頑張りますので、よろしく願いいたします。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、一般質問をいたします。

まず、県議会の動きに関心を持ち、雨の中、傍聴に来ていただいた皆様へ、感謝申し上げます。

平成24年は、日本最古の歴史書である古事記が編さんされてから1300年でしたが、平成32年には日本書紀の編さん1300年を迎えます。現在、宮崎県では平成24年から9年間を記紀編さん1300年と位置づけ、記念事業が取り組まれています。本年度は、「宮崎の魅力再発見！県民総「語り部」化推進事業」を初め、みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト関連事業として、宮崎の魅力発信等々が取り組まれています。記紀編さん記念事業について、これまでの取り組みの手応えとあわせて今後の取り組みについて、商工観光労働部

長へお尋ねをいたします。

次に、男女共同参画社会づくりについて、知事にお尋ねをいたします。

6月4日、産学官交流会において、「デフレの正体」「里山資本主義」でおなじみの日本総合研究所主席研究員、藻谷浩介氏の講演があり、知事を初めそうそうたるメンバーが講演に聞き入っておられました。その講演から察しますに、藻谷氏の理論は相当支持されていると思ってよいと実感をいたしました。藻谷氏は、経済を語る時、学者の推測を含む数字より、現場の積み上げの数字を重視すると言われております。また、小売販売額の統計はその典型であるとし、失われた20年についても、日本経済の危機でも回復でもなく、横ばいにあると指摘をしています。少なくとも民主党政権で経済が瓦解したという証拠は読み取れないとも言われています。それを、私的にはうれしく、納得をしています。もっと納得できる彼の説明は、小売販売額の数字が連動するのは就業者数だと説いておられることです。マネーゲーマーと違い、働く人は稼いだら使ってくれる。労働者が減り、消費が減るのが問題ならば、働きたい人が働ける社会にすることこそが大切と力説されています。今、生産年齢人口15歳から64歳の30%が未就業で、その12%を占める家事専業者のうち、今すぐ就業したい人は約320万人という内閣府の調査があり、だからこそ安倍政権も、成長戦略に待機児童ゼロ、女性就業支援を掲げているのだとの指摘は、的を射ていると拍手したいぐらいです。

藻谷氏の言う理論をもとに、現場から積み上げた数字からの分析を実施し、私たちの地域の可能性を見失うことなく対策をとっていけば、決して悲観するような地域にならないと断言で

きます。ただ、やるかやらないかだけです。まさに、子供の人口減少は今から変えることができます。これを横ばいに持っていくことができれば、社会的にはとても安定します。今すぐと言わず、50年後に向けて、毎年1%ずつでも若者の人件費を上げていけばいいし……。現実には、もう1人産みたいけれど、お金がないという人は多いのですから。日本経済のためには、貯蓄を使わない高齢者層からお金を引き出し、バブル未経験層の賃金を上げて世代間格差を是正する政策が、まさに必要です。知事には、若い子育て世代を支え、孫の顔を楽しめる地域をつくる政策を強く打ち出して、実効ある結果を出してほしいと思っています。

6月23日から29日は、男女共同参画週間です。「宮崎県男女共同参画の現状と施策」によれば、表紙をめくった「はじめに」の項で、藻谷さんと全く同趣旨の文言が並んでいます。あえて読み上げれば、「少子高齢化、人口減少が急速に進行する中、多様化する課題を解決し、豊かで活力ある宮崎県を築いていくためには、女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが、極めて重要です」と書き出されて、国の成長戦略の中核に女性の活躍促進があることを明記しています。また、「宮崎県の男女共同参画社会づくりの現状と施策」が、具体的にそれを記しています。まさに地域活性化の鍵は、各政策の中心に男女共同参画社会づくりの視点を据えることにあると言えます。知事の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えしま

す。

男女共同参画社会づくりについてであります。性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、豊かで活力ある県づくりを進める上で大変重要であると考えております。また、究極的には、男女共同参画という政策課題自体がなくなることが理想ではないかという思いもあるところでございますが、県においても、高齢者と並んで女性の活躍の場を広げるということが、今後の地域社会の活力を図る上で非常に重要な課題だということで、総合計画にも掲げ、また男女共同参画プランを策定するとともに、宮崎県男女共同参画推進条例を制定して、取り組みを進めてきたところでございます。こうしたことにより、県の審議会等での女性登用率が平成25年度末に47.3%となるなど、この分野では一定の成果があったところであります。しかしながら、県内の官公庁や民間等を含めた事業者における管理的職業従事者に占める女性の割合は1割に満たないなど、女性の力を十分に生かし切れていない状況があるところであります。

このような中、国が女性の活躍を成長戦略の中核と位置づけ、企業における管理職への女性登用や雇用環境の整備等について、積極的な支援策を打ち出しております。今議会におきまして、企業の代表者等を対象としたフォーラムなどを開催します「みやざき女性活躍加速化事業」をお願いしておるところであります。今後とも、こうした国の動きを追い風として、また国の事業を活用して、市町村、事業者等と一体となって、本県といたしましても、これまで以上に男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長(茂雄二君)〔登壇〕

お答えいたします。

記紀編さん記念事業についてであります。この事業を進める上で、神話の源流がここ宮崎にあることをいかに浸透させるかが、何よりも大切であると考えております。そこで、これまで県民向けの講座や神楽の県外での披露など、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、いずれも、本物を見せること、本質を感じてもらうことに重点を置いて取り組んできたところがあります。中でも、明治大学との連携講座や県民向けのリレー講座、講演会は、参加希望者が定員を超えるなど大変盛況でありました。また、ブランドイメージを表現したポスター「神話の源流へ。」は、日本観光振興協会が主催しますポスターコンクールにおいて、インターネットによる一般投票部門で全国第1位を獲得するなど、県内外に確実に浸透してきているという手応えを感じております。

今後は、例えば県民向け講座におきましては、神話ゆかりの地でのフィールドワークを取り入れたり、小中高校における出前授業についても回数をふやすなど、工夫を凝らしながら質を高めてまいりたいと考えております。また、県外におきましては、外国人観光客倍増に向けた国の取り組みや、東京オリンピック・パラリンピック競技大会などのあらゆる機会を捉えまして、本県のPRに努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 実は、私は記紀編さん1300年事業の追っかけみたいな感じを、自分でもしているところがあるんですけど、私の後援会の皆さんが、6月の21日にまたミステリーバスを走らせることになって、いつも大型バス1台なんですけど、それはことしも、知事の提案され

た100万泊を意識し、そしてこの記紀編さん1300年を意識して、それをたどっていくということを今回もやらせていただきたいと思います。いかに県民に浸透し、県民が喜んでこの事業に参加していただけるかということが、大変重要だと思っています。知的欲求に対しては、この県民大学というのは最高です。そして、もう一つ、「神話巡りバスツアー」というのは、地域ごとにある婦人会の皆さんにとってみれば、物すごく楽しみな一つのコースでもあるんです。だから、身近に使っていく、身近にその事業を生かしていくということが大変重要だと思っています。そこで提案なのですが、啓発とかPR事業として、フレーム切手をつくってはどうかというふうに思っているわけですが、部長の答弁をお願いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 御質問にありましたフレーム切手は、日本郵便株式会社が販売しておりますオリジナル切手商品ですが、企業の創立記念品や販売促進グッズとして、また、地方自治体の記念事業や観光PRのためのアイテムとしても活用されていると伺っております。このフレーム切手につきましては、貴重な御意見として、今後、本県の節目の年などに、記念アイテムの一つとしてその活用を検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ一つのアイテムとして活用を検討していただけるように、これからも忘れることなく考えておいていただきたいと思いますので、何かありましたときには、ぜひフレーム切手をつくっていただきたいと思います。そして、どんどん啓発、活用をPRしていただけたらと思っています。

続けて、男女共同参画社会づくりについて、ちょっと丁寧にやらせていただきたいと思います。

すが、まず、県庁を一つの事業所として考えた場合にということで、県職員に対する男女共同参画の意識づけはどう取り組んでおられるのか、部長の答弁をお願いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 性別にかかわらず、一人一人が個性と能力を發揮できる社会をつくるためには、県職員が率先して男女共同参画の視点を持つことが非常に重要であると考えているところでございます。このため毎年、新規採用職員研修において講義を行っているほか、昨年度は、人権同和問題幹部職員等研修のメニューの一つとしても講話を行ったところでございます。また、男女共同参画センターが発行する広報誌「ブリリアント」を、出先機関を含めた全課に配付しているほか、同センターが開催する研修等への県職員の参加を、全庁掲示板などを通じまして働きかけているところでございます。

昨年度、「男女共同参画の視点で考える防災」というふうに、一つの切り口を持ったシンポジウムに、前千葉県知事の堂本暁子氏を講師としてお招きし、講演や関係者によるパネルディスカッションを行ったところでございます。この際、多くの県職員も参加し、私自身、当時危機管理統括監の立場で、パネリストで参加させていただきましたけれども、その中で、防災会議や危機管理局など県庁の組織や、そこにおける女性登用のあり方も議論の対象となったところでございます。今後とも、あらゆる機会を捉えて、県職員を初め、県民への男女共同参画の意識づけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 重ねて、セクシュアルハラスメント、それからパワーハラスメントに関する相談窓口の設置状況と相談の実績、その内訳

についてお伺いしておきます。

○総務部長（成合 修君） 職員のセクシュアル及びパワーハラスメントにつきましては、それぞれハラスメントの防止等に関する要綱を定めております。その中で、各所属の管理職員を初め、人事課、総務事務センターなどの職員を相談窓口としております。なお、平成24年5月からは、弁護士による外部相談窓口を新たに設置したところであります。

また、平成25年度の知事部局における相談件数であります。セクシュアルハラスメントにつきましては1件、パワーハラスメントにつきましては7件となっております。

○井上紀代子議員 今の相談件数が多いのか少ないのかというのは、今後考えて、また提案をしたいと思っています。

続けてですが、相談窓口について、臨時職員とか非常勤職員さんも含めて、県職員に対してどのように周知を図っているのか、具体的にお願いをいたします。

○総務部長（成合 修君） 職員の相談窓口の周知につきましては、職員向けの全庁掲示板や、本庁の課長補佐や出先機関の総務課長等を対象としました健康管理事業説明会等で説明し、職員に対し周知を図っております。また、ハラスメントの相談窓口であります。自治学院での職位ごとの階層別研修や、各所属でのコンプライアンス研修、さらに所属長に対し、服務通知を年2回発出しておりまして、ハラスメント防止に関する指導を行っているところであります。こういった中で、臨時職員や非常勤職員を含む職員に対し、ハラスメントの防止及び相談窓口の周知徹底を図っているところであります。

○井上紀代子議員 今、丁寧な御答弁をいただ

いたんですけど、職員の数たるや、県庁職員の皆さんというのは大変多いわけです。男女共同参画施策の全体を見ていただいたら——もちろん読んでおられるのでわかっておられると思いますが——男性の自殺が多かったり、鬱病対策をしなければならないという状況については、御理解いただいていると思います。だから、この相談窓口については、現実には、健康の問題であったり、金銭的な問題であったり総合的な相談と、もう一つは、セクハラ、パワハラを受け入れるというふうになっていると思うんです。全体から言えば、誰に相談に行くかということ、大体、昔上司だった方だったり、とんでもない場合は、本当に直で影響のあるような人のところに相談に行かないといけないわけです。それが非常にストレスになる場合があるのではないかというのが、私の今回の指摘なんです。

重ねてお伺いいたしますが、県職員のハラスメントの相談窓口については、県職員以外の第三者に対応を任せたい方がいいのではないかと思います。見解をお伺いします。

○総務部長（成合 修君） 議員御指摘のとおり、相談相手につきましては、非常に身近な所属内の所属長、あるいは全くその所属と関係のない職場とか、いろんなことが考えられるわけですが、ハラスメントの相談窓口につきましては、「同じ県職員に対しては相談しづらい」といった職員からの意見もごございます。また、個人情報保護等の観点から、平成24年5月からは、外部の弁護士による相談窓口を新たに設置したところであります。相談及び問題の解決に当たりましては、相談しやすいよう、希望により匿名にすることも可能となっております。今後とも、これまでの相談状況やさまざまな意見を踏まえながら、職員がより相談しやす

い環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 第三者の弁護士さんというのも、これもひとつ大いにありだというふうに私自身も思います。

それでは、先ほど部長から答弁のありました、セクハラについて1件、パワハラについては7件というのは、弁護士さんにかわった後もこの件数であったというふうに理解していいということですね。

○総務部長（成合 修君） 外部弁護士に対する相談受け付けは、現在のところ1件となっております。

○井上紀代子議員 本来、相談窓口というのは、広く、そして耳を大きくいっぱい聞いてもらって、話すことで問題解決という場合もあるわけで、だから相談しやすい方たちのところに行っていて、2次的な精神的被害に遭わないようにしていくということが、大変重要なのではないかなと、思っているところです。ですから、一度そういう問題について——男女共同参画社会の推進会議というのがあります。年に1回とか、やっと2回というときもありますが、そういう場所できちんと議論をすべきではないのかなと、思っているところです。総務部長の見解をお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 議員御指摘のとおり、先ほど申し上げましたように、相談内容についてはさまざまな形態がごございます。やはり多様な窓口、受付が必要かと思っておりますので、今後とも、これまでの相談状況等、さまざまな御意見も踏まえながら、より相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ議論を詰めていただきたい、具体的な議論をしていただきたいという

ふうに望んでいます。

次に、男女共同参画の観点から、セクシュアルハラスメントが起りやすい職場環境ではないのか。起りにくくするためにはどうしたらいいのか。例えば、県庁の職場環境の点検というのを、そういう視点で点検されたことがあるのかどうかお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 県庁内の職場環境の点検についてでございますが、ソフト面としては、セクシュアルハラスメントの防止を含め、働きやすい職場環境の整備につきまして、各所属においてコンプライアンスチェックシートによる点検を毎年定期的に行っております。また、労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会、あるいは職員の意見を聞く会等も活用しながら、ハラスメントに関する状況把握を行っているところであります。今後とも、セクシュアルハラスメントの防止に向けて、職員の意識啓発を図るとともに、職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 これも具体的に実態調査をするべきだというふうに私自身は思っています。それはなぜかという、男の方たちからすると、今までそういう職場で働いてきていたので、それについて違和感がないという方もいらっしゃるわけです。でも、女性からすると、上司と自分とたった2人で、ある1室、密室的な空間の中で仕事をしなければならないとなったときに、大変なプレッシャーがあることは事実なんです。そして、そこは誰かほかの方たちが自由に出入りができなかつたりする場合、それはどうしていくのか。そういう場所がないというお答え自体がよくわからないんですが、もっと視点を変えていただいて、それは男性であれ、女性の上司と一緒に、たった2人きり

で、密室的なところで、ほかの人からものぞくことすらできないような職場でということは、苦痛ではないでしょうか。答弁をいただいておりますが、男女共同参画社会づくりの視点などという考えに基づいて何かをしていくということには、まだなっていないのではないかというのが、私の率直な考え方なんです。もう一度点検してみる必要があるのではないかというふうに思いますが、総務部長の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（成合 修君） 議員の御質問にありましたように、いろんな角度から職場点検する必要があろうかと思っております。先ほど申し上げましたように、セクシュアルハラスメントについては、平成11年から要綱を定めておりまして、その中に、「職員が認識すべき事項」、あるいは逆に、「苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項」ということで、さまざまな事例を想定して指針を策定しております。またその中で、議員が先ほどおっしゃったような観点を踏まえて、職場環境の点検に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 湾岸署の青島さんじゃないけど、事件は現場で起きるわけです。その現場で起きたことを含めて、どう点検をし、また同じ過ちを繰り返さないためにはどうしていくのかという、そういうきちんとした丁寧な対応をしない限りは、なかなかここは改善をされていないのではないかなというふうに思っているところです。

男女共同参画推進会議、これは年に1回しかないわけで、年に1回あった会議の中でそこまで細かく話されているかどうか、ちょっと疑問しいところもあるんですが、私はこれから外れて発言しておりませんからね。これは県民政策

部がつくったものですから、それから外れて発言しておりませんので、それは御記憶いただきたいというふうに思っています。

次に、学校におけるセクシュアルハラスメントの相談体制と相談件数、及び相談があった場合の対応について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） セクシュアルハラスメント（セクハラ）は、どの職場でも絶対に許されない行為であります。特に子供たちの学びの場である学校では、一層の配慮が必要であると考えております。その防止のために、学校におきましては、全ての教職員に対し、日ごろから研修を行い、日常的に意識づけを行うとともに、誰もが安心して相談できるよう、管理職を相談員とするほか、管理職以外、その他の教職員から男女各1名、また保護者の中から2名をセクハラ相談員に任命しております。さらに、相談員を周知すること自体がセクハラを防止することになると考えておりますので、PTA総会や学校通信などにおいて、全ての児童生徒はもちろんのこと、保護者にも積極的に周知いたしております。実際に相談があった場合には、相談を受けた者は、まず相談者の意思を最大限に尊重し、プライバシーの保護や心のケアを図りながら、事実関係の確認や助言などを行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、問題の解決を図っております。なお、昨年度、本県公立学校におけるセクハラに関する相談は、小中学校で2件、県立学校で4件となっております。

○井上紀代子議員 ぜひ丁寧な対応、そして子供たちが率直に相談に行けるような、いつでもおいでと言えるような状況をつくっていただきたいと思っております。それは、やっぱり公立高

校がきちんとやらない限り——私学のものはよく新聞等でも見ますが、あのままの状態ではいけないと思うんです。それが、「どこが悪い」と言われるような状況、「何が悪かったと。本人じゃないと」みたいな感じの反応だと、子供たちの成長に大きな影響を与えるのではないかと考えています。私学の部分については総務部長の管轄ですが、ぜひよろしく願いしておきたいと思っております。

次は、内村議員も取り上げていただいておりますが、女性職員の登用の問題について、任命権者の皆様から、それぞれ自分のところはどうか、登用の現状とそれに対する認識、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。まず総務部長、病院局長、教育委員長、教育長、警察本部長にお願いいたします。

○総務部長（成合 修君） 本年4月1日における知事部局の課長級以上の女性職員は、本庁11名、出先機関5名の計16名となっております。その割合は、本庁では8.6%、出先機関では3.4%、知事部局全体では5.9%となっております。課長級以上の女性職員につきましては、着実に増加してきているところでございますが、女性職員がその能力を最大限発揮し、県政の諸課題に的確に対応していくためには、より一層、女性職員の登用を図っていく必要があると考えております。県といたしましては、出産や育児に係る職場環境の充実に加え、女性職員の企画・管理部門への配置などさまざまな職務経験を通じ、また管理職としての意識や能力の向上等を図りながら、女性職員の登用に取り組んでまいりたいと考えております。

○病院局長（渡邊亮一君） 病院局の状況でございます。本年4月1日における病院局の課長

級以上の女性職員についてでございますが、まず、本庁は課長級以上が3名おりますけれども、全て男性職員でございます。また、県立3病院全体では、医師を含む課長級以上の職員57名のうち、女性職員は6名となっております、その割合は病院局全体で10%となっております。病院局は、看護師を初め女性が多い職場でございます。女性管理職の役割は大きいものがあると考えておりますので、引き続き、女性職員が働きやすい職場環境の充実に努めながら、その育成・登用を図っていきたいと考えております。以上です。

○教育委員長（齊藤和子君） 本年4月1日における教育委員会事務局の課長級以上の女性職員はおりませんが、女性登用につきましては、大変重要なことと認識いたしております。なお、次の管理職候補となる役付の副主幹以上につきましては、全体で12名の8.6%となっております、うち本庁が6名の7.9%、出先機関が6名の9.4%であります。課長級以上の女性職員につきましては、学校の管理職や知事部局からの人事交流により配置している現状にありますことから、今後とも、学校の女性管理職の育成や知事部局との連携を図っていく必要があると考えております。

県教育委員会といたしましては、指導的役割を果たす女性リーダーを育成するとともに、就業環境の整備やワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現など、働きやすい環境づくりに一層努めながら、意欲と能力のある女性職員の育成・登用に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（飛田 洋君） 本年4月1日における公立学校の管理職と主な主任ポストを女性が占める割合は、小学校28.3%、中学校23.5%、

県立学校8.1%で、全体では23.6%となっております。女性の登用が進みにくい原因といたしましては、管理職や主任ポストの業務が多忙であるという認識があることや、子育てなど家庭の状況で慎重になる方が多いことなどが考えられます。県教育委員会といたしましては、女性管理職をふやすためには、管理職候補となる主任ポストを担う人材をふやすことが不可欠だと考えておりますので、教務主任などに積極的に女性を登用するよう、学校を指導いたしているところであります。また、指導的役割を果たす女性教職員がリーダーシップを十分発揮できる環境を整えるために、業務の見直しや組織的な業務遂行体制の構築を推進しているところであります。女性教職員の意見も参考にしながら、今後とも積極的に、女性リーダーの育成・登用に努めてまいりたいと考えております。

○警察本部長（白川靖浩君） 県警の本年4月1日現在の女性職員数は、警察官121人、一般職員139人の合計260人ですが、課長級以上の幹部職員は現在のところおりません。複雑多様化する社会の中で、女性の視点を警察運営に反映していくことは大変重要なことであり、県警も、女性が大いに活躍できる職場であるべきと認識しております。女性警察官は、平成2年に43年ぶりに採用を再開したところであり、徐々に女性職員の占める割合も大きくなりつつあるところでございますので、幹部登用も含めまして、女性職員の登用拡大に努めてまいります。

○井上紀代子議員 各任命権者の民さんに御答弁をいただきましたが、全体的に見て、しょうがない部分もあるところは、部門的にはあるんですね。ですけど、実際、もっと努力をされれば、意識をしたら違うところもあるのではない

かというふうに思います。

私がこの前の人事異動のときに一番うれしかった記事は、舟田さんの記事でした。すぐとって、これを本当に大事に思いながら見たんですが、13年ぶりに、ここに女性の幹部の方の顔が見えるというのは、大変うれしいなというふうに思います。もっと自然体でいいんです。無理くり、そこまではしたくないという職員の方もいらっしゃると思うんです。その方まで引き上げて、こうしてください、ああしてくださいと、無理くりそうしてくださいと申し上げているわけではないんです。一緒に入庁した人たちが、一緒に研修も受けて、一緒にやって能力が同じなら、女性も幹部の中に積極的に入れるべきではないかということをお願いしているわけです。再三言って恐縮ですが、副知事を中心として年に1回ある男女共同参画推進会議の中で、そのことについても議論をされるというふうに聞いております。ここは、オピニオンリーダーとしての県庁は何をなすべきなのかということをしちんと明確に、御自分たちでも意識されるべきではないかなと思います。

これは、企業は推して知るべしなんですが、逆に企業のほうは、女性を持ってきた場合に、何が大きく力が発揮できるかということも分析をして、そこはもうからなければいけない職場ですので、もうかるためにはどうしたらいいのかということをしちんと意識しているわけです。この前、ニュースで、建設業界も、外国の人たちを受け入れているばかりではだめだと、今の子供たちに建設業という職業そのもののよさを見ていただいて、そして女性の人たちにもどんどん入ってきてもらわないと、本当に日本の建設業というのは変わってってしまうのではないかということをおっしゃいましたが、

やはり自然体で、女性も男性もそこに参入できるような状況をつくっていく必要があるのではないかと思います。そのためには、常に意識する、常にそこを点検していくということが大変必要なのではないかなと思っています。

舟田さんだけではなく、何人かの方がそこに座っていただけるようになっていくと、また違う意味での答弁と、いろんな意味での宮崎県の活力というのは出てくるのではないかなというふうに期待をしているところです。ぜひ推進会議の中で、自分たちのところはこういうふうにしてそれを育てたかということ、自慢話ができるぐらいのことはやっていただけたらなというふうに思っています。

ですから、男女共同参画推進会議が年に1回しか行われていない、たまに2回したときもあるなどと聞くと、どのような位置づけでこの刷り物をつくられているのかなと思います。分析している内容たるや物すごくいいんです。今回、宮崎県議会は人口減少の特別委員会をつくりましたが、まさに人口減少の特別委員会はこれを中心にしてやったらいいんです。そういうことを含めて私は臨みたいと思いますので、ぜひお願いしておきたいと思います。

続けてですが、この冊子によると、本県の女性の労働力率はM字型になっています。出産、育児期でも働ける環境が必要だと思いますが、現状分析と今後の取り組みについて、部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 女性の就業につきましては、第1子の出産を契機に約6割の方が退職されるとの全国の調査結果があり、また、出産・子育てを経てその後復職する女性も多いことから、おおむね25歳から44歳の間、就業率の折れ線グラフがアルファベットの

M字のようなカーブを描くと言われております。本県につきましては、育児中の就業率が全国8位と高く、M字カーブのへこみの部分も小さくなっているところではありますが、このことは、家計を補うために働く女性が多いこと、待機児童がゼロといった保育環境に恵まれていることなどが影響しているものと考えております。

このような中、本県では、企業によるワークライフバランスに関する自主的な取り組みを宣言していただく、「仕事と家庭の両立応援宣言」を推進しているところでありまして、その結果、育児・介護休業の取得促進などの子育てに配慮した宣言を掲げる企業が着実にふえてきているところです。今後とも、女性が出産・子育てをしながら安心して働ける環境の整備を、宮崎労働局などの関係機関と連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 労働基準局が出したデータで新聞記事になっている部分があるんですが、それは、セクハラ相談件数がふえたということと、もう一つは、やっぱり妊娠や出産による不利益というか、その扱いは大きいということ、を、実際書いてあるわけです。これは、私が労働局に求めたのではなく、新聞記事で書かれているので、大きく広がっているものなので間違いないと思いますが、現実はいよいよこうなんです。そこにどういう対策を打つかということが大変重要なのではないかなと思っています。改めて各企業にも、そういう問題も含めて、まずは県庁もそうなんです、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

ここで御紹介したい一つの例として、男性の方で育児休業をとろうとした方がいらっしゃる

わけです。その方は、宮崎でも名立たる企業の方なんです、依頼退職まで追い込まれました。その方は退職されました。だから、現実はいよいよなんです。さっき藻谷さんのことを申し上げましたが、数字もそうだけど、現場で起きていること、現実には起きていることに目をつぶるということに問題点があると、再三にわたって申し上げているわけです。ですから、そこは、拾い集めるようにきちんと丁寧な対策をとっていくことが大事なのではないでしょうか。

続けて、女性農業者の歴史的歩みと、農政分野における男女共同参画社会の進捗状況について、部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県の農業・農村における男女共同参画の取り組みは、戦後、農村生活の改善や近代化、そして女性の地位向上の取り組みに始まりまして、高度経済成長期には、農村からの若者流出に伴い、農業の重要な担い手として、平成以降は農業経営のパートナーとして、また、近年においては6次産業化などの実践者として、それぞれの時代の役割に応じ、さまざまな活動が展開されてきました。このような取り組みの結果、現在では、女性認定農業者は447名、家族経営協定の締結数は1,727件と増加しており、また、地域特産物を活用した加工グループや農家レストラン、農家民泊の運営などの活動も活発化するなど、今や「農村の元気の源は女性にある」と言っても過言ではない状況でございます。さらに、農業委員50名、JA理事に17名が就任するなど、農村におけるリーダーとして活躍する女性が徐々に増加している状況でございます。県といたしましては、今後とも、若手女性農業者などの裾野を広げながら、地域農業・農村を担う経営者として、また豊かな農村生活の実践者として、農

村女性が生き生きと活躍できる男女共同参画の社会づくりに向けて支援してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私はこの答弁が一番好きなんです。最高に好きなんです。というのは、ここに男女共同参画社会のモデルがあると思うんです。確かに農村というところは、本当に厳しい農家の現状があって、三ちゃん農業だとかと言われてきました。内村議員からも紹介いただきましたが、北きりしまの農家民泊に行かせていただいて、つくづく思いました。まさに女性の人たちが自分の力を最大限に発揮して、地域づくりの牽引車になっておられます。それは、押しつけられたものでも何でもなく、自分から自発的にやっておられるのが、物すごく、ここがいいな、それがいいなというふうに現実に実感し、農政の分野における男女共同参画社会の進捗状況というのを、私たちは学び取る必要があるのではないかと思います。私の大好きなえびの道の駅なんか、「えびのっ娘」がなければ、農家の奥様方がつくってくださるあのバイキングがなければ、なかなかみんな足を運ばないのではないかというぐらい、みんなあそこに足を運びたいと思う。そして、あの地域の牽引車もやっぱり女性の皆さんだというふうに思っております。これからこのモデルとして、ぜひまた頑張っていただきたいというふうに思っているところです。

続けて、これは宮崎市の広報紙です。宮崎市の方は御存じだと思います。今度の6月号に、「第2次宮崎市男女共同参画基本計画って？」と疑問符になっていて、計画の中身を丁寧に説明をされています。その中に、「えっ」と、みんな思われたと思うんですが、DVの経験者が宮崎市で3分の1いると、3人に1人はDVの

経験者であるというふうに書かれているわけです。これは国のデータでもそのとおりで、3分の1だと言われているわけです。私は、ハートスペースの皆さんとかから、いろいろお話を聞かせていただいています。その方たちは、「デートDVって何」みたいな講演から、いろんな講演に小中高たがわずどんどん行っておられて、そういうお話をされているわけです。ちょうど思春期に入る子供たちのところでも、きちんと聞いておくべきこと——今回、清山議員のほうから性教育についてのお話がありましたが、決して、それはおろそかにするべきことではないと。私も再三取り上げてきておりますので、そのことについては申し添えておきます。思春期や性についての出前講座は有効性があるというふうに思っておりますが、これをどう考えて、今後どのように対応しようとしているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長(飛田 洋君) 異性との望ましいかわり方やデートDVの防止など、思春期に特有の課題に適切に対応するためには、学校での指導に加えて、外部の専門的な見地から指導していただくことも有効であると考えております。このため県教育委員会におきましては、医師など外部の専門家の協力をいただきながら、思春期の性や心の健康、命の大切さなどについて、児童生徒の理解を深める取り組みを進めております。この取り組みの感想として、学校からは、「専門家の話は、教職員では伝えられない重さがある」「これから医師など専門家と連携がとりやすくなる」などの声を聞いており、学校現場にとって大変意義のある取り組みであると考えております。今後とも、さまざまな関係機関と連携を図るとともに、専門家の協力を得ながら、それぞれの学校の実態や発達の段階

を踏まえ、思春期に特有の課題や性に関する指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 これも新聞記事なんですけど、「ソーシャルネットワークサービスで知り合った人と現実に出会ったことがある」というのは、1割の人たちがあると。この議会でも紹介がありましたけれども、高校2年生の女子の3割は経験者で、男子は2割が経験者であるみたいなことが、今回の議場でも話されたわけです。私は、福岡のこども病院に行きましたときに、こども病院の先生から、「うちは、こんなに障がいのある子供たちが来ても、十分受け入れられる態勢ができます」ということを再三にわたって言われたんです。でも、できたら子供たちが健康な体で健康な子供が産めるような状況になってもらいたいというのが、実は私の本音なんです。だから、そういうのは病院の先生方のほうからも発信するべきではないのかということ、先生に、「私は批判を覚悟で言いますが、そういうふうに思います」というふうに申し上げたら、「3,000グラム以上の子供が産めるような体になることはとても大事なんだ」ということを、その先生もおっしゃっておいりました。それで、大人になっても健康な体であり続けるために、学校ではどのような取り組みを行っておられるのか。今までの私の質問の経過を含めて、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長(飛田 洋君) 子供たちが生き生きとした生活を送って、心身ともに健やかに成長し、健康な大人になっていくということは、皆さんの願いだと思っております。今の子供たちの現状を見ても、生活習慣や性に関する課題、食に関する課題——具体的に申し上げま

すと、思春期の女子生徒の間では、ダイエット願望により食事の量を減らす、食事をとらないなどにより、貧血で倒れる、空腹でいらいらするといった状況の指摘などもあります。そのため学校では、基本的な生活習慣を確立させていくこと——具体的には、調和のとれた食事、適切な運動や休養、睡眠などが大切であることを、発達の段階に応じて指導しております。その中でも特に、早寝・早起き・朝御飯の徹底や、給食を残さずに好き嫌いをなく食べるなど、食に関する指導や、学校の特色を生かした運動の実践により体力を高める取り組みなど、健康づくりを子供たちに習慣化させることを意識した取り組みを進めております。また、本県では、子供が自分でつくる「弁当の日」の取り組みを強く推奨しているんですが、その結果、実施校数、現在日本一となっております。この取り組みも、そのような思いから推奨しているところであります。

○井上紀代子議員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、性暴力の問題についてお尋ねをしたいと思います。これは私が書いたのではなく、ここに書かれている文言ですが、「DV、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の男女間の暴力のほとんどを占める女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものである。これらの背景には、男尊女卑の社会通念、固定的な性別役割分担意識、経済的格差など、今日の社会において男女が置かれている状況に根ざした構造的な問題が存在していると考えられ、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である」。これに書いてあります。ぜひまた読んでいただきたいんですが。そこで、福祉

保健部長に、児童相談所における虐待相談対応件数のうち、性的虐待による相談件数をお伺いいたします。また、女性相談所におけるDV相談件数についてお伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 児童相談所における平成24年度の虐待相談対応件数は443件となっており、このうち性的虐待によるものは10件となっております。また、女性相談所における平成24年度の配偶者からの暴力、いわゆるDVの相談件数は464件となっております。

○井上紀代子議員 次に警察本部長に、DV、ストーカーの相談受理件数と強姦の認知件数についてお伺いいたします。

○警察本部長(白川靖浩君) 本県警察において、平成25年中にストーカー事案として相談を受けた件数は265件で、文書による警告をしたものが45件、禁止命令を発出したものが3件、ストーカー規制法違反や刑法犯として検挙したものが35件であります。配偶者からの暴力、いわゆるDV事案として相談を受けた件数は409件で、刑法犯等として検挙したものが50件であります。また、本県警察において認知した強姦事件は5件で、検挙したものが4件であります。

○井上紀代子議員 これは児相と警察から出た分の数なんです。相談件数はまだ別の場所でも上がっているんです。でも、警察庁を含めていろんな場所で言われていることは、表に出てきた分は多く見積もって13%、あとは圧倒的に下のほうに隠されているというのが、はっきり言って、今回の性暴力問題で一番の克服しなければならぬ問題点だと思っているところです。内閣府も含めてそうですけど、国のほうも、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置が必要だと言っているわけです。都道府県に1つはワンストップサービ

スのセンターをつくるべきというふうに言っていますが、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) こうした性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターがありますが、機能としては、産婦人科医療を提供できる病院と支援コーディネート機能を担う相談センターが連携して、ワンストップで相談受け付けや支援を行うものであります。いろいろなやり方なり設置形態があるようではありますが、全国に14カ所設置をされていると伺っております。

現在、本県における取り組みとしましては、男女共同参画センターが、性被害を含む女性に関するさまざまな相談の受け付けや専門機関の案内などを行っているほか、女性相談所が、配偶者からの暴力等に関する相談受け付けや保護、カウンセリング、自立に向けた支援などを行っております。また、NPOやさまざまな支援団体の活動、サポートもいただいているところでもあります。また、警察におきましては、性犯罪の女性被害相談電話を設置するなどして、女性が被害申告を行いやすい環境づくりに努めておりまして、被害申告を受けての女性警察官による事情聴取、公費負担による病院での受診、裁判傍聴や証人としての出廷時の付き添い、さらには専門家による無料の法律相談、カウンセリングなどを、みやざき被害者支援センターと連携しながら実施しているところであります。

御指摘にありましたワンストップ支援センターにつきましては、こうした関係機関相互の連携をさらに深めるとともに、今後、本県の状況を踏まえたあり方などにつきまして研究をしてみたいと考えております。

○井上紀代子議員 実は、きょう私が着ていますこれは、もともとは古い古い着物なんです。着物は、針と糸で丁寧に縫っていると、その後でほどくときに、本当に気持ちがいいぐらいすっとほどけて、1反の反物にまた戻っていくわけです。きょう傍聴に来てくれている私の友人が洋服に仕立て直してくれたので、私はこれを着ているわけですが、やっぱり最初の一針、縫い方を間違えると、とてもじゃないけど糸はとれないんです。だから、本当にこんがらがってしまっていては、もとに戻すことはできないし、新たなものにつくり上げていくということも不可能なんです。はっきり申し上げて、私は今回、一番がっかりしたのがこの答弁です、精神的にくじけるほど。

女性の経営者の方から、けさ、「河野知事は、あなたが一生懸命きちんとぶつかれば、共通認識に立っていただける方だと思うから、頑張れ」と書いたメールをいただいたわけです。その現実がなければ、現実困っている人がいなければ、私もここで何かを言う必要はないというふうに思います。

ワンストップサービスという意味が本当によくわかっておられるのかどうか、そこを私は確かめたいと思います。なぜワンストップでないといけないのかということを実際にわかっておられるのかどうかを、知事に確かめたいところなんです。これは被害者でなければわからないところがいっぱいあるわけです。「魂の殺人」とまで言われているんです。お話ししてさしあげれば、1年半私も調べましたので、物すごくたくさん、事例があり過ぎるほどあるわけです。だから、知事の答弁の中身だけであるとすると、私は、宮崎県民は寂しい県に住んでいると思うわけですが、知事、もう一度、ワ

ンストップサービスのセンターについて、お考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 冒頭からのいろんな御指摘なり質問の中で、一つあるのは、表に出ている数字以外にもさまざまな実態があるんだということ、我々は真摯に受けとめる必要があるというところであります。これはいろんな御指摘の中で受けとめておるところでございます。

また、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターということでございますが、先ほど御説明しましたように、本県ではいろんな機関がいろんな取り組みをしておる中で、ワンストップ支援センターということで求められる機能をどういう部分で満たしていないのか、またどういう部分が必要なのかというのは、しっかりと検討する必要があるということで、先ほどの答弁を申し上げたところであります。

現場の被害者の声を直接我々が伺う機会はないかなかないわけですが、私は、実は知り合いの女性弁護士から、性被害を受けた方の相談を受けたときの体験というものを伺いました。それは、もちろん被害者にとっては大変な思いであります。その話を受けとめる弁護士の方も、相当な心理的な負担も受けたという話も伺ったところであります。現場においては今、いろんな形でそういうさまざまなセンター、また相談所において相談機能を果たしていただき、きめ細かな対応をしていただいておりますが、御指摘がありましたような、ワンストップ支援センターとして果たすべき機能にどのような部分が今後必要なのかというところを、しっかりと他の事例も踏まえながら研究をしてまいりたい、そのような思いであります。

○井上紀代子議員 きょう、私の質問について

聞き取りに来てくださった職員の方が、一緒に泣いていただいたというのは、私にとってみれば一番大きな救いであったと思います。実は、性被害に遭って、それから、自分はどういうふうに生きていけばいいのかということを読み始めた女性のことを考えると、そして性犯罪というのは物すごく低年齢化しているということは御存じのとおりですので、自分の娘だったら、息子だったらということを考えて対応する必要があるというふうに思っています。

先ほど知事から再答弁いただいた内容を深く信じて、知事と一緒に、この問題が解決していくように、私も頑張っていきたいというふうに思っているところです。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕(拍手) いよいよ最後になりました。ひとつおつき合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは、里山資本主義についてお伺いいたします。

「里山資本主義」の本がベストセラーになっております。この本です。なぜこれほどに売れるのでしょうか。私がかねてより、「今の日本での経済至上主義は人間を幸福にしない」と言っていました。戦後日本は、アメリカの後追いをして経済発展に全力を尽くしてきました。その結果、3万人以上の自殺者、無縁社会、格差社会を生み出してまいりました。私はここでブータンの国民総幸福量の話もしたことがあります。じゃ、具体的にどうすればいいのかということですが、その答えがこの里山資本主義ではないかと思っているところがあります。

里山資本主義とは何かと申しますと、本を讀

めばわかるんですが、読んでいない人のために少々解説しますと、一言で言えば、里山にある資本に目をつけて、人と人とのつながり、自然とのつながりを大切にして、域内で経済を発展させて維持し、自立して生きていく生き方。本に定義は載っていないんです。読んでもらえばいいと思うんですが、大体そんなことじゃないかなと。これを単に、自然や田舎が好きな人たちの話とか、あるいは田舎暮らしで成功した人たちの話を並べて、その共通した原理を説こうとしたものとするのは、ちょっと早計であります。今や、経済至上主義——この本の中ではマネー資本主義と言っておりますが、このマネー資本主義は限界に来ております。人間を幸福にしないどころか、不幸にしております。このマネー資本主義に対するアンチテーゼとして、里山資本主義が生まれざるを得ないと筆者は言っております。いわば歴史的必然だということでもあります。

都会では、人間らしい生活をする事ができません。では、どこだったら人間らしい生活をする事ができるのか、それは必然的に里山しかないということなのであります。人と人とのつながりがまだ残っています。人は、人から認められてこそ生きがいを感じるものであります。豊かな自然も残っております。里山にある耕作放棄地、あり余った森林など、里山の自然をできる限り利用して、人と人とお互い助けたり助けられたりすれば、おのずから域内で経済は循環し完結することになります。時代の流れに敏感な若者たちが次々と田舎へ流れております。お金を稼ぐという点からすれば、都会のほうが有利かもしれません。しかし、人としての本当の豊かさという点からすれば、はるかに里山のほうが豊かであるというのであります。

知事もこの本を読まれたとお聞きしました。また、先日は著者の藻谷氏の講演もお聞きになったと聞いております。里山資本主義についてどのようにお考えになっておられるか、知事のお考えをお聞かせください。

以下、質問者席で質問したいと思います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

「里山資本主義」についてであります。この本は、私も拝読をし、また、去る6月4日に開催されました藻谷氏の講演会もお聞きをして、大変感銘を受けたところでございます。藻谷さんについては、その前に「デフレの正体」という本も書かれまして、これも大変感銘を受け、特に、今回の話でもそうでありましたが、思い込みではなしに、具体的な事実、データに基づきしっかりと分析をし、またしっかりと今後についての議論を展開しておられるというところであります。その経済的な発想、センスというものが非常に感銘を受けたところであります。また、藻谷さんが同じ年生まれで、しかも同じ大学の同じ学部を同じ年に卒業した方だということも、そういう形で注目をおったところでございますが、この里山資本主義、本当に今、大事なメッセージを届けていただいているというふうに思っております。

高度経済成長時代を経て成熟社会に移行し、また、東日本大震災を経験した我が国におきましては、経済的な豊かさのみにとらわれず、恵まれた自然の中で、金銭に換算できないものを大切にしながら暮らすことなど、多様な価値観を尊重した生き方が求められているものと考えております。その中で、この里山資本主義の考え方は、これまで域外に流出しておりましたお

金でありますとか、使っていなかった地域の資源を、域内で経済循環をさせることによりまして、住民の方々がより豊かな生活をし得るという点で、まさに本県を含む地方の今後のあり方の一つの方向性、活路を示すものではないかと受けとめております。

本県は、自然や歴史・文化などといった地域資源、人や地域のきずな・支え合いなどの要素に恵まれた、豊かな可能性を秘めた地域であると考えております。よく「周回遅れのトップランナー」という表現が使われたりするわけですが、周回おくれを認めるというよりも、周回おくれかと思いきや、さまざまな恵まれた資源といいますか、大切なものが残されたことにより、本県がまさにトップランナーとして、これからの日本を牽引する力を秘めているのではないかと自信も持ったところでございます。

今後の宮崎の可能性を生かす方策としまして、現在の総合計画においても、新しい豊かさを追求しようということを掲げておるところであります。まさにこの里山資本主義の目指す方向だというふうに考えておりますし、現在取り組んでおりますフードビジネス、また地産地消、さらには地域経済循環システムの構築という方向性について、決して間違っていないということで、藻谷さんの「里山資本主義」という本からも背中を押していただいたような思いがあり、まさに我が意を得たりという思いで、今後とも、新しい豊かさを追求に全力で取り組んでまいりたい、そのように考えておるところであります。以上であります。[降壇]

○井本英雄議員 本当にそのとおりであります。里山資本主義からすれば、宮崎がトップランナーになるかもしれないというふうな気がいたします。知事も新しい豊かさということでこ

れを捉えていただいている、タイミングがよかつたなど、今思っているところでもあります。

次に、NHKテレビの里山資本主義の中で、若者が、「売り家と唐様で書く三代目」ということを言っておりました。どういう意味かといいますと、初代は苦勞して家を興す。二代目はその苦勞を見ているから、何とかそれを維持する。三代目は苦勞を知らず、結局家をつぶしてしまう。しかし、三代目は教養人でありますから、唐様でもって「売り家」と書くというものであります。NHKテレビの里山資本主義の中で若者が、「我々は三代目である。我々は経済的苦勞を知らない。だから、生きがいとかやりがいとかいうものを求めるのです」と言っておりました。若者の仕事に対するアンケートをとっても、給料よりもやりがいが1番に来るそうでもあります。価値観が違うんです。時代は確実に移りつつあります。このような若者が里山に移住したいという場合、受け入れ環境はあるのかどうか、総合政策部長にお聞きします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 若者の感性にこそ宮崎はフィットするのではないかというお話であったかと思えますけれども、本県におきましても、サーフィンに適した環境や森林資源を活用した炭焼きに引かれて、若者が移住されているという事例もあるところでございます。こうした事例も含めまして、県や市町村の相談窓口を通じて移住が実現した世帯数は、把握を開始しました平成18年10月から昨年度までの数字になりますが、392世帯となっております。また、若者同士は口コミでというのもございますので、こうした窓口を通さずに移住された方も相当数おられるのではないかというふうに思っているところでございます。

このため、若者を含む移住希望者に対しまし

ては、本県を選んでもらうためにも、ホームページや都市部での移住セミナーの開催などにより、本県の魅力をPRしているところでございます。また、実際に宮崎での生活を体験していただく「お試し滞在」事業や、「空き家バンク」の整備など、宮崎にお越しいただきやすい環境づくりや、移住後暮らしやすい環境づくりを市町村と連携して取り組んでいるところでございます。今後とも、若者を含めました幅広い世代に、豊かな自然環境や温暖な気候、人情味豊かな県民性といった本県のよさをより一層アピールするとともに、移住後のフォローアップの充実を図るなど、関係部局や市町村と連携し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 私の知人に、洋画をやっている若い女性の方がおられるんですが、その人は広島県出身でして、その人なんかは、恐らく何も通じないで宮崎市に来ているんです。「なぜ宮崎市なんですか」と聞くと、「何か日本みたいじゃない雰囲気宮崎はある。宮崎が本当に気に入った」と、そういう方がおります。そういう若者の心を捉えるようなものが、今の宮崎にはあるのかもしれないので、ひとつアピール方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この本の中では、木質バイオの成功例として、オーストリア、そして真庭市が取り上げられております。なぜ成功しているのかということではありますが、木質バイオではチップをつくるのに、たとえ間伐材を使ってもコストが合わないそうでもあります。オーストリアや真庭市では、木材の使用量が多く、そこで生まれる木くずがチップの原料になるから、コスト的に合うのだそうでもあります。

では、オーストリアあたりで何でそんなに木

材を使うのでしょうかということですが、実はオーストリアでは、CLT、英語ですと難しくなりますが、木と木を直角に張り合わせて強靱な集成材をつくり上げているそうです。このおかげで9階建ての家を建てることができるようになったということでもあります。地震の多いイタリア・ミラノでさえも13階建ての家を建てようとしておるそうでもあります。このため木材の需要が大きいわけでもあります。この日本でなぜCLTによる3階建て以上の建物をつくることのできないのか——建築基準法や消防法などによる規制があるからであります。CLTの普及は、木材の需要拡大を図る上で大変有効であると思います。県は、CLTの普及のために、規制緩和を含めどのように取り組まれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 議員御指摘のとおり、海外で普及が進んでおります直交集成板、いわゆるCLTは、我が国におきましても、コンクリート等にかわり、大規模な建築物の壁や床などに利用される可能性があることから、県産材利用の新たな分野として、今後の普及に大いに期待をしているところであります。

しかしながら、CLTは建築基準法上の構造材として位置づけがされていないことから、現在、建築物ごとに国土交通大臣の認定が必要となりまして、建築工法の確立や関係法令の整備が、普及の課題となっております。現在、国におきましては、CLTの日本農林規格を制定するとともに、建築基準法令についても改正に向けて動き出しているところであります。このため県といたしましても、日本CLT協会に入会し、国の動きなどさまざまな情報を収集するとともに、木材利用技術センターにおきましては平成23年度から研究を始めて

おりますが、引き続き、センターを中心といたしまして、県産杉を活用したCLTによる建築工法の研究・開発をさらに加速してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 テレビの中でもやっておりましたけど、3階建てのCLTでつくった建物を震度6でやってもびくともしないというんです。そしてまた、防火のためにも非常にいいらしいんです。こういうものは早く許可を出して、そして森林国日本のためにも早くやらないかと私は思います。

里山資本主義に言われていることは、恐らくすぐそばにまで来ているんだろうと思うんであります。また、これでなければ日本は救われないんじゃないかと思えます。このスタンダードをある程度先取りして、県のあらゆる施策に反映していくことも考えなければならぬのではないかと思います。知事は今、次の基本計画の中で、新たな豊かさということを言われました。本当にそのとおりであります。具体的な施策の中にそれを浸透させる努力が必要だと私は思います。例えば、フードビジネス雇用拡大推進事業の補助対象者、31者を選びましたけれども、その選考基準において、今までのようなマネー資本主義的スタンダードで選んでいるんじゃないか。いや、そうじゃない、里山資本主義的スタンダードで選んでいるんだ。そういう細かいところまで入っていかないかんのではないかと思いますのであります。総合政策部長の考えをお聞かせください。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） フードビジネス雇用拡大推進事業につきましては、県内の食品製造業に対する支援を通じて、フードビジネスの振興と地域における安定的な雇用の創出を目的としているものでございます。このた

め、補助対象の採択に当たりましては、県内の食関連産業のビジネスの拡大を後押しする観点から、雇用創出効果や事業の継続性といった点を中心に判断しているところでございます。

しかし、フードビジネスをやろうというそもそもの考えの前提でございますけれども、いずれの事業も、県産素材を生かした商品開発など、地域の資源を活用した事業内容となっているところでございます。一方で、今後の我が国や世界を取り巻くさまざまな課題を考えますと、従来の価値観や社会・経済システムは大きく変わっていくものと考えられますので、今後、フードビジネスに限らず、県の施策を推進するに当たりましては、地域資源の活用や循環、あるいは人や地域のきずなといった点も重視しながら、新しい豊かさの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 人と人とのつながり、そして自然とのつながりを大切にするというのが、恐らく里山資本主義の肝だろうと私は思っております。知事は、今年度の予算で「人財づくり」として20億円の基金をつくられました。国家百年の計からすれば、本当に大切なことであります。そこで知事は、里山資本主義的発想からすれば、どのような人財を育てることが大切だと考えておられるのか、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 人財を育てる、さまざまな観点があるわけでありまして。直近のニュースで非常に感動したのは、今、ワールドカップサッカーが行われておりますが、コートジボワール戦で敗戦をした後に、スタジアムでごみを拾っている日本人の姿が全世界に紹介をされて、称賛をされているというところがあったわけでありまして。勝ち負けということではなし

に、礼節を重んじるそういう姿、日本人がすばらしいものを残しているということ。また、宮崎もよい子が育つ都道府県ランキングで全国トップにあるわけでもあります。そういったものをしっかり残していく、そして引き継いでいく、そういう人財づくりというのが大変重要だというふうに考えております。

この新しい豊かさという観点からは、経済的な豊かさのみならず、今御指摘がありましたような、人や地域のきずな、心身の健康や安全・安心、自然・環境、地域文化など、そういった多様な価値観を尊重した生き方が求められている。まさにそれが新しい豊かさであるわけでございますが、これから育てる人財としては、宮崎にそうした豊かさというものが多く残されているということをしかりと理解した上で、それをさらに追求をし、みずからつくり出し体現をしていく、そして地域に貢献していく人財というものを育ててまいりたい、そのような思いでございます。

具体的な人財のイメージであります。郷土を愛し、ふるさと宮崎を愛し、人と地域のきずなを紡ぎながら、地域にある資源の強みを生かし、磨き上げて、新たな価値を創造できる人財でありますとか、地域に根差しながらもグローバルに展開し、社会の仕組みを変えてイノベーションをもたらすことのできる人財、また、こうした郷土愛や地域に対するまなごしを踏まえた上で、大きな視野と挑戦する気概を持って、将来に向かって地域を牽引するようリーダーシップが発揮できる人財、そのような多様な観点から努めてまいりたいというふうに考えております。大変重要な課題でございますので、この宮崎に一人一人が夢や目標を持って生き生きと活動していくことができるような、そのよう

な人財づくりに努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 NHKのテレビの最後には、ガンジーの言葉が紹介されておりました。ここでちょっと紹介しますが、「地球は、全ての人の必要を満たすには十分大きい。しかし、一部の人の果てしない欲望を満たすには小さ過ぎる」。やっぱり我々は、もうぼちぼち足るということを知らなきゃならん時代が来ているんだと思います。この「里山資本主義」は、できたらたくさんの方に読んでいただきたい本だと思っておるところであります。

では、次の質問に入ります。動物愛護センターについてであります。

本年度の予算で、動物愛護センターの設置を決めていただきました。本当にありがとうございます。動物愛護センター設置の進捗状況、及び動物愛護センターではどのような事業を実施することになっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 動物愛護センターにつきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」の基本理念であります、「人と動物が真に共生する地域社会づくり」の中核的な施設と位置づけ、宮崎市と共同で平成28年度中の完成を目指し、現在ワーキンググループを設置して、センターの機能や運営方法、場所の選定等の協議を進めております。具体的な事業としましては、動物の命が終えるまで飼い主が責任を持って適正に飼育すること、いわゆる終生飼養の考え方の普及啓発を初め、犬、猫の譲渡の推進、飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術による繁殖抑制対策、さらには、動物ふれあい教室などによる愛護思想の普及・啓発などに取り組むこととしております。

○井本英雄議員 飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術もしてくださるというのは、他県でもなかなか見られない珍しい取り組みであります。本当にありがとうございます。

それでは次に、昨年の犬、猫の殺処分数はどのくらいだったのか。また、今後殺処分をゼロにする目標はあるのかないのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成25年度の殺処分頭数は、県全体で犬が695頭、猫が1,843頭、合計2,538頭であり、宮崎県動物愛護管理推進計画をスタートさせた平成20年度と比較しますと、犬、猫合わせて52%減少しております。なお、本年4月に改定しました新たな計画では、平成24年度の犬、猫の殺処分頭数約3,000頭を、平成35年度までに3分の1に減少させるという目標を掲げているところであります。究極の目標は殺処分ゼロと考えますので、今後もできる限り犬、猫の生存率を高めるさまざまな施策を講じてまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。名古屋などでは、広い敷地に一生涯犬、猫が住んでいられるようにして、殺処分ゼロを既に実践しております。宮崎も早くその日が来ることを願っております。

次に、犬にマイクロチップを埋め込めば、迷い犬、捨て犬の半分はいなくなるだろうと言われております。迷い犬、捨て犬対策として、犬へのマイクロチップ装着に対して県が助成することができないのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） マイクロチップ装着等により所有者を明確にすることは、動物愛護法において所有者の努力義務として定められており、その費用も含め、所有者において

御負担いただければと承知いたします。

なお、マイクロチップにつきましては、迷子犬対策のみならず、捨て犬防止の観点からも非常に有効であり、先進国では既に義務づけているところもあるようですので、県といたしましては、他県の取り組み状況等について調査するとともに、引き続き、狂犬病予防注射会場や狩猟免許講習会等さまざまな機会を捉えて、また、新たに整備予定の愛護センターの事業として、飼い主に対する普及啓発に努めてまいります。

○井本英雄議員 ある動物愛護団体の方から、小学校において、犬や猫などの動物を通して命の大切さを教える機会を与えてほしいという要請がありますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 命を大切にすると生命尊重の精神は、何よりも教育の基盤をなすものであり、学校の全教育活動を通じて大切にすべきもので、身近にいる動物、例えば犬や猫などの動物を通して命のとうとさについて学ぶことは、重要なことであると思っております。このため、現在、小学校においては、道徳の時間で生命尊重について学習することはもとより、生活科において小動物と触れ合ったり、飼育委員会などの活動において動物の世話をしたりすることなどを通して、命の大切さについて学んでおります。また、同様のことを狙って、保健所が実施している犬や猫などの動物愛護に関する出前授業に取り組んでいる学校もあります。今後とも、関係機関や民間団体とも連携を図りながら、子供たちが直接、動物に触れ合い、命の大切さについて実感できるような教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

それでは次に、教師のあり方についてお聞きいたします。

時代はまさに教師受難の時代であります。教師の鬱病は一般企業の2.5倍と言われております。そこでまず、OECDが示しているキーコンピテンシー——コンピテンスというのは、人が日々の生活の中で直面するさまざまな状況の要請に対して、みずからの内的構造の全てを総括して応答していく能力ということでありまして、キーコンピテンシーとは、その中で大切なコンピテンシーということなのでしょうが、これは一体何なのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） ある作品の一節です。「覚えるということが大事なのではなくて、大事なのは、カルチベートされるということなんだ。カルチュアというのは、公式や単語をたくさん暗記していることではなくて、心を広く持つということなんだ。（中略）学問なんて、覚えると同時に忘れてしまってもいいものなんだ。けれども、全部忘れてしまっても、その勉強の訓練の底に一つかみの砂金が残っているものなんだ。これが貴いのだ。勉強しなければいかん。（中略）ゆったりと、真にカルチベートされた人間になれ！これだけだ。俺の言いたいのは。」、これは太宰治先生の作品でありまして、ここにあった「勉強の訓練の底に残る一つかみの砂金」こそが、キーコンピテンシーではないかと考えております。

OECDが示していますキーコンピテンシーは、これからの社会を生きていく上でのさまざまな能力の中で、例えば、知識や情報をどう使っていくかという能力や、他人と円滑に人間関係を構築する能力など、特に重要であるとされた能力でありまして、これは、文部科学省が示している「生きる力」にも通じるものだと私

は思っております。県教育委員会といたしましては、今求められているキーコンピテンシーを高める努力を、今後ともしっかりと続けていきたいと考えております。

○井本英雄議員 キーコンピテンシーを生徒に持たせるように学ばせるわけでありますから、まずもって、本来なら教師が持つておかないかんはずなわけですよ。自分がないのに、生徒に「あんた持ちなさい」というのも理不尽な話でありまして。教師を取り巻く環境というのは、考えてみれば、生徒との関係、父兄との関係、そして自分の上司である校長先生との関係、同僚との関係、結局、人間関係だらけなんです。要するに、「先生というのは人間関係のプロじゃないといかん」と言う人もおるぐらい、そういう難しい立場の仕事です。私はキーコンピテンシーの中で一番言いたいのは、他人と円滑に人間関係を構築する能力、すなわちコミュニケーション能力、これをきょう取り上げたいんですが、教員採用試験において、受験者のコミュニケーション能力をどのように見抜いているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 確かなコミュニケーション能力は、教師にとって最も大切で、身につけておくべき欠くことのできない能力であると考えております。コミュニケーション能力は、子供たちの学ぶ意欲を引き出す場面や、さまざまな悩みをしっかりと受けとめる場面などで必要なことはもちろんのことですが、教師による教育の営みのどの場面においても必要であると考えております。そのようなことを踏まえ、本県の教員採用選考試験におきましては、個人面接に加えて、生徒役をしている試験の採点者を相手に実際に授業をやってもらう試験、それから、生徒指導の場面で適切な指導ができ

るかを見るために、例えば授業中によそ見をしている生徒役をして、そのよそ見をしている生徒にどう声をかけ、どう指導するかを具体的にやってもらう試験などを行うとともに、1つのテーマについて受験者を集団で討論させ、人の意見をどう聞くのか、人をどう説得するのかを見るなど、多様な方法でその人物像を捉えるように努めております。

○井本英雄議員 では、いろんな研修があります。その研修の中でどのようにしてコミュニケーション能力を教えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会ではさまざまな研修を行っておりますが、コミュニケーション能力を高めることは、どの研修においても大切なことだと思っております。具体的には、若手教師を対象にした研修では、円滑なコミュニケーションがとれ、信頼関係を築くことができるよう、研修受講者が、問題を起こした児童生徒役や、その保護者役、さらには指導する教師役となり、指導を具体的にさせてみる中で、教師としてどのように対応すればよいのかを研修の講師が助言をする実践的な研修を行っております。また、中堅の教師や管理職を対象にした研修では、同僚や部下との具体的な面接の場面を設定し、実際に面接をさせて、相手の気持ちをいかに引き出し、適切な支援を行うかについて考えることができるような研修を行っております。さらに、社会性や幅広いコミュニケーション能力を高めるために、初任者研修や教職経験10年経過研修などにおいて、地域の事業所などの業務を実際に体験させる社会体験研修を行っております。

○井本英雄議員 一般企業では、上司、同僚に相談できる人が6割以上いるのに、教師では

約14%しかいないというデータがあります。全てコミュニケーションの基礎は人と人との信頼関係であります。生徒との関係、父兄との関係、上司である校長先生との関係、同僚との関係において、どのようにして信頼関係を組織として醸成しようとしておられるのか、教育長にお聞きします。

○教育長(飛田 洋君) 人と人との信頼関係を構築するためには、相手のことを理解するとともに、相手の気持ちを十分に酌み取りながら誠実に対応することが、まず何より大事であると考えております。学校教育の中でも、児童生徒及び保護者と強い信頼関係を築くためには、教師が相手の立場に立って心を通わせるような言葉かけができるか、振る舞いが実際にできるかというようなことが大切でありまして、そのために各学校では、教師がお互いに授業を参観し合っ、どのような言葉を児童生徒にかけるべきかについて意見交換をしたり、若手教師が児童生徒や保護者と実際に対応している場面がありますが、そういう後で管理職や先輩教師が助言を行うなど、心を通わせることのできる能力の育成に努めております。また、このような取り組みをすることは、同僚、管理職との人間関係を深めることにも役立っているものと考えております。

県教育委員会といたしましては、本年3月に、OJTを推進するための手引——OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)、日常の業務を通した学び——を作成したところであり、この手引を活用して、各学校では、よりよい信頼関係を築けるよう、校内での業務を通した具体的な学び合いに現在努めているところであります。

○井本英雄議員 先生はともかく忙し過ぎる

と、どの本を読んでもそうやって書いてあるんです。どんなふうに忙しいのか、私もちょっとわからんけれどもですね。もちろん、いろいろ工夫もされているんですが、コンサルタントなんかの専門家を入れて、一度洗いざらい検討してみたらどうなのかというようなことを思うんですが、そんなことをやったことはあるのかどうなのか、教育長お聞かせください。

○教育長(飛田 洋君) コンサルタントなど外部の方々から違った視点で意見をいただきながら、学校現場の改善を図るということは、大切なことだと考えております。県教育委員会では、教師の働きやすい環境づくりを進めるために、「教職員の資質向上実行プラン」を平成25年3月に策定し、具体的な取り組みを進めております。また、各学校においても、プランに基づきながら実態に応じてさまざまなアイデアを出し合い、その取り組みを推進いたしております。このプラン策定に当たっては、コンサルタントこそ入ってはいただけませんでした。企業の人事担当者や、幅広い経歴をお持ちのPTA代表などにも加わっていただき、意見を求め、さまざまな視点からの検討を行ったところでありまして。今後とも、さまざまな御意見を参考にしながら、働きやすい環境づくりに向け、工夫・改善を図ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ひとつよろしくお願ひします。

これは私の提案であります。ともかく先生方に鬱病が多いというのを聞いてですね。ここに「教職員のための最新メンタルヘルス・アドバイス」というのがあって、私も目を通して見たんですが、ただ、警察官のものを私は取り寄せて見たんですけど、認知ということについて

取り上げていないんです。認知行動療法という鬱病なんかにきく療法があります。これは私も専門家じゃないから深いことはわかりませんが、一度、研修会なんかでさわりだけでも、どんなものかということ勉強してもらおうと、苦しみとか悩みとかいうものがどこから生まれるのかというのがわかると思うんです。認知行動療法では、その人の1日の歩みをずっと書いてもらおうんです。書いてもらって、「あなたはこのときどう考えたの」と認知を全部書き出す。書き出して、「しかし、あなたはこう考えたかもしれないけれども、普通の人はこんなことは考えないよね」というふうに、それを全部矯正していくんです。そして通常に順次近づけていくということをやります。禅なんかはそれ以上、そもそも認知するな、考えるなというのが禅の思考なんです。考えなかったら苦しみは生まれないんだよということなんです。苦しみは全部自分の頭がつくっているんだということが、認知行動療法をちょっと勉強されるとわかるんじゃないかと思ひまして、よかったです取り上げていただいたらと思っております。

次に、在宅医療についてお聞きいたします。

一昨年、清山県議に連れられまして、千葉県我孫子市の在宅医療の現場に調査にお伺いいたしました。朝8時ぐらいだったでしょうか、何の医療機器もない建物に10人ぐらいのお医者さんが集まって、30分ぐらい打ち合わせをして、現場に一斉に散っていくという光景でありました。人口の多い都会ならば成り立つだろうけれども、人口の少ない田舎では、移動時間がかかるから、果たしてこれが成り立つんだろうかなという感想を、そのとき持った次第でありました。そこでまず、なぜ今、在宅医療が必要とされているのか、福祉保健部長にお聞きいたしま

す。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 在宅医療につきましては、国の調査によりますと、国民の60%以上は自宅での療養を希望していること、2つ目に、我が国全体が超高齢社会を迎える中で、特に団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれること、3つ目に、このような状況の中で医療費の増加が見込まれており、効果的・効率的な医療サービスの提供が求められることなどの要因により、その推進が必要であるとされております。こうした状況を踏まえ、国においては、在宅医療・介護を積極的に進めるための関係法改正案が今国会で審議されております。県としましても、県民が、できる限り住みなれた地域で必要な医療サービスを受けられるよう、在宅医療を推進していくことが重要と考えております。

○井本英雄議員 次に、これまでの往診とどう違うのか、今後求められる在宅医療は一体どんなものなのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 往診につきましては、患者の要請を受けて、医師が患者の居宅等に出向き診療を行うことであり、一般的には、突発的な病状の変化など困ったときの臨時の手段とされております。一方、今後求められる在宅医療につきましては、国においても、そのあり方等について検討が行われているところでありますが、医師を中心とした多くの職種による在宅医療チームを構成し、定期的な訪問診療を行うとともに、急変時等の対応も含め、24時間体制で医療サービスを提供するものと考えております。

○井本英雄議員 そういうことであるなら、今後、在宅医療を進めるためには、医療・保健・

福祉の連携が必要だと思われませんが、連携は進んでいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 在宅で安心して療養生活を送るためには、医療や介護などのサービスが相互に連携して提供される必要があると考えます。県内におきましても、県医師会に福祉・医療関係者との連携に取り組む在宅医療協議会が設置されたり、多くの職種が参加して在宅医療推進フォーラムが開催されるなど、連携に向けた動きが出てきているところであります。

○井本英雄議員 住民に対する啓発も必要であると思われませんが、その辺はどう対処しているのでしょうか、福祉保健部長お願いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 在宅医療の啓発につきましては、昨年度から、県看護協会と連携し、県民や医療関係者を対象に、在宅医療の実践例などを紹介するシンポジウムを県内各地で実施する事業などを開始いたしました。在宅医療を推進していくためには、急変時の対応への不安を解消するなど、患者や介護を行う家族の理解を深めることが重要ですので、今後とも、医師会・看護協会や、市町村などの関係機関と連携しながら、在宅医療の啓発に積極的に取り組んでまいります。

○井本英雄議員 実際、在宅医療はなかなか進んでいないように思われますが、進まない原因はどこにあるのか。また、その対策として県はどのようなことをとっておられるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 在宅医療につきましては、医療提供者側では、医師不足を初めとして地域医療が厳しい状況にある中、時間と労力がかかる在宅医療は敬遠されがちであること、一方、患者側の理由といたしましては、

高齢化と核家族化の進行等により、家庭の介護力が低下しており、急変時の対応に不安があることや、日常の療養生活の介護に負担がかかることなどにより、進んでいない状況にあります。

県としましては、医療機関の参画を促進するため、関係者のスキルアップ研修事業に取り組むとともに、退院からみとりまでの医療や介護にまたがるさまざまな支援が、包括的かつ継続的に提供できるよう、延岡市と日南市をモデル市町村として、ネットワーク構築支援事業を実施しております。また、国においては、「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」を今年度から実施することとしており、その中で在宅医療・介護サービスの充実を大きな柱としておりますことから、今後とも、こうした制度を活用して、施策の充実を図ってまいります。

○井本英雄議員 よろしくお願いいたします。

それでは、延岡南道路の件についてお伺いします。

南道路周辺の混雑についてであります。高速道路が蒲江まで通れば、国道10号土々呂付近の渋滞も少しは緩和するのではないかとおられておりましたが、実際はほとんど変わっておりません。加えて、宮崎から南道路までが有料、北方、北川、北浦へ行く道は無料となっておりますことから、国道10号から無料道路に入ろうとする車があります。逆に、北方、北川、北浦の無料道路から来た車が、有料道路を嫌って国道10号に出ようとするわけでありまして、これらの中には、トラックなどの大型車もたくさんおるわけであります。それが結局、どちらも一ヶ岡の中に入ってくるんです。それでいろんな事故が頻発しているということで、これらの対

策が何かないかということですが、県土整備部長よろしく願います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 延岡南道路周辺での渋滞などの問題につきましては、かねてから数年にわたり、国などにおいて検討が進められておりました、これまでも土々呂地区での交差点改良工事や信号機の表示時間の調整などが実施されてきたところでありますが、今のところ十分な解決には至っていない状況です。このような中、東九州自動車道延岡一宮崎間の開通に伴いまして、延岡南道路周辺の交通状況に変化が見られるものと予想されますので、国において交通量調査が行われる予定と伺っております。県としましては、その調査結果などを踏まえ、国や関係機関と連携を図り、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 南道路を無料化するか、あるいは国道10号を4車線にするか、それが一番簡単なんですけど、なかなか前に進まんようであります。そこで、今、1つアイデアが浮上しております、そのアイデアというのが、南道路から延岡に入るときインター線が10号線にタッチするとき、ランプというのが北向きにしかついていないんです。これを南向きのほうにつけることになれば、10号線から来た車もそのまま無料道路に、無料道路から来た車もそのまま10号線に入れるということになって、混雑がなくなるのではないかと。要するに一ヶ岡の町の中に入らなくて済むということなんです。そしてまた、もしつくるとなると、南向きのランプというのが、今ある北向きのランプの上をまたぐ形になりますから、相当高くなる。旭ヶ丘は海に面していますけど、昔からあそこは津波が来たときに逃げる場所がないということで問題

になっているんですが、ちょうどその逃げる場所にもいいんじゃないかということで、一石二鳥だという案なんですけれども、既に延岡市も国土交通省にお願いしているわけですが、これについて、県土整備部長どんなものでしょうか。

○県土整備部長（大田原宣治君） ただいま議員から御提案がありました手法につきましては、団地周辺におきます混雑緩和あるいは事故防止に向けた対応案の一つであるというふうには考えられます。県としましては、一日も早くこうした地域の状況が解決されますよう、国や関係機関と十分連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 知事に対する基本的姿勢、あるいは道路開通後については、いろんな方が質問されましたから、これは割愛させていただきます。

最後に1つだけ、受付、それから電話をかけたときの受け付けですけども、最初、行った人はそれがまず第一印象になるんです。受付のカウンターとか電話とかがですね。これは皆さん軽く考えておるかもしれんけど、初めて行く人は受付の印象でびっくりするんです。全部に聞けばいいんですけども、全部に聞くのも大変でしょうから、私が気になっているところだけ、保健所を担当する福祉保健部長、それから土木事務所、県土整備部長、それから警察本部長、その辺のところをお聞きしたいと思います。願います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 保健所におきましては、食品衛生や産業廃棄物など多くの許認可に係る申請や相談の窓口となっていることから、県民の皆さんが気軽に相談いただける職場環境づくりと、職員一人一人が真摯に対応す

ることが何よりも重要であります。このため、職員に対しましては、従来より自治学院が行う接遇を初めとするさまざまな研修を積極的に受講させるとともに、各職場におきましては、日々の業務の中で、申請や相談に来所された県民の皆様に対し、丁寧に耳を傾け、わかりやすい説明を行うなど、対応スキルの向上について指導をしております。今後とも、県民の皆様が相談しやすい環境づくりや、職員の指導・教育を徹底してまいります。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県土整備部におきましては、土木事務所等で、地元からの要望や建設業の許可、あるいは建築確認の許認可など多くの相談、申請等を受け付けておりますので、職員一人一人が親切で誠実な対応を心がけ、県民の皆様が気軽に訪問できるような環境をつくっていくことが重要であると考えております。このため、自治学院での研修などに職員を積極的に参加させるとともに、それぞれの職場におきまして、来訪者への声かけや案内、さらには電話での丁寧な対応等に心がけるための、徹底したOJTの研修等を実施しているところであります。今後とも、このような取り組みを継続的に実施しながら、議員御指摘のような県民の皆様からの御批判を受けることがないように、県民の立場に立った対応ができる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○警察本部長（白川靖浩君） 警察活動には、県民からの信頼と協力が不可欠でありまして、県警では、職員一人一人にそのことが浸透するよう、平素から取り組んでいるところであります。一般的な県民の方にとっては、事件・事故に遭われるなどの場合を除き、警察署に足を運ばれることは比較的少ないものと思われま

す。このため、県民の方が警察署に来訪された場合は、対応する職員それぞれが、特にわかりやすく丁寧に説明するなど、適切に対応することが重要であると認識しております。

職員への教育に関しましては、平成12年7月の「警察刷新に関する緊急提言」を受けまして、平成13年3月には警察教養細則の全部が改正され、警察学校での採用時教養や専門課程での教養において、職務倫理という科目の中に、重要な項目の一つとして、「市民との応接のあり方」を設けております。ここでは、清潔な身だしなみと厳正・公平な態度で県民からの尊敬と信頼を得ること、常に謙虚な態度を保持すること、さらには、たとえ内容がささいなことであっても、本人にとっては重大であるということを理解することなどの教養を行っております。また、警察署等の各所属におきましても、朝礼、定例招集日などの機会を利用し、繰り返し同様の指示を行っているところでございます。

○井本英雄議員 ひとつよろしく願いいたします。

ちょっと早いですが、以上でもって、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第12号から第14号まで採決

○福田作弥議長 ここで、さきに提案のありました、公安委員会委員及び収用委員会委員の任命の同意についての議案第12号から第14号までの各号議案を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項

の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第12号から第14号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第11号まで、報告第1号及び第2号並びに請願委員会付託

○福田作弥議長 次に、今回提案されました議案第1号から第11号まで、報告第1号及び第2号の各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす18日から23日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、24日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時56分散会

6月24日（火）

平成 26 年 6 月 24 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第11号まで、報告第1号及び第2号の各号議案、請願第47号から第49号まで、並びに継続審査中の請願第30号、第38号及び第41—1号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願2件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第30号、第49号につきましては賛成少数により、第38号は賛成多数、その他の議案及び請願第48号は全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、30億5,100万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金22億1,800万円余、繰入金7

億8,100万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,763億6,300万円余となります。このうち、総合政策部所管の補正予算は8,800万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は144億9,300万円余となっております。

このうち、新規事業「駐日各国大使への宮崎アピール事業」についてであります。

このことについて委員より、「2泊3日の視察日程における候補地はどのように選定するのか」との質疑があり、当局より、「本県は、MICEやスポーツ合宿の受け入れ先として適していること、また、すぐれた観光資源や歴史・文化を有していることをアピールするために、1日ごとにテーマを設定し、関係部局と連携して候補地の選定を行っていききたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村や関係団体等とも連携を密にし、本県の魅力を各国大使にしっかりとアピールすることはもちろんのこと、視察受け入れ後も、諸外国との交流継続についてフォローアップに努めるよう要望いたします。

次に、宮崎県県民意識調査結果及び宮崎県総合計画についてであります。

このことについて複数の委員より、「宮崎県県民意識調査結果において、回答者における20代から40代の年齢層の割合が低いことから、調査項目によっては偏りが出ているのではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、宮崎県総合計画における20年後の将来を展望した長期ビジョンにおいては、若い年齢層の意見を反映させることが大変重要であることから、若者の意見の聴取に努めていただくとともに、今後の宮崎県

民意調査における若い年齢層の回答割合を上げる工夫についても検討していただくよう要望いたします。

次に、宮崎県中山間地域振興計画についてであります。

これは、今後、中山間地域のさらなる人口減少や集落機能の低下が懸念される中、こうした課題に的確に対応し、さらなる振興を図るための施策を推進するため、平成26年度で終期を迎える現計画の見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「今回の計画改定に当たっては、多くの課題が山積している中、何を柱に据えるのが重要である。人口減少の要因について議論を深めていただき、地域資源の活用、地域内での経済循環を視野に入れながら、関係部局との連携を密にしていきたい」との意見がありました。

次に、宮崎県人権教育・啓発推進方針についてであります。

このことについて当局より、現在の社会情勢の変化に対応し、新たな人権問題に対応することを目的として、本県の目指すべき人権教育・啓発推進のあり方を示した方針の改定素案の説明がありました。

当委員会といたしましては、関係部局等と意見交換や連携を密にし、この当該方針にある施策の方向性についても十分に議論を深めていただくよう要望いたします。

次に、宮崎県東京学生寮についてであります。

このことについて委員より、「施設稼働率が年々減少傾向であるが、対策について検討をしているのか」との質疑があり、当局より、「経済的な理由等があると認められる者については、入寮期間を最長2年から4年まで延長でき

るように、今回、管理規則を改正したところである。これにより今後2～3年のうちに施設稼働率は上昇すると見込んでいる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、入寮者のニーズの的確な把握に努め、施設の収支状況の改善や施設稼働率の上昇を図っていただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、鳥飼謙二委員長。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で19億9,900万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は1,018億7,600万円余となります。

このうち、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事

業についてであります。

これは、本県の平成25年における自殺死亡率は、全国において第9位であり、改善傾向にはあるものの依然として高い水準にあることから、宮崎県地域自殺対策緊急強化基金を活用して各種事業を行うことにより、一層の自殺者の減少を目指すものであります。

このことについて委員より、「バッジやTシャツ等による普及啓発の必要性は理解するところであるが、限られた予算を有効に活用するためには、相談事業等に重点化すべきではないか」との質疑があり、当局より、「自殺対策については、普及啓発や相談事業も含め、総合的にアプローチすることが必要と考えている。特に今回は、対策を地域ごとに細やかに行う必要性に鑑み、普及啓発等に加え、市町村が行う相談事業について支援を行うこととしている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「自殺未遂者は、繰り返す傾向があると聞いている。未遂者への働きかけは、予防には効果的と考えることから、本事業中の未遂者への支援については、フォローアップを含めたシステムづくりについて、積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、地域少子化対策強化交付金事業についてであります。

これは、国の地域少子化対策強化交付金を活用し、県及び市町村が連携しながら地域の実情に応じた結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援を行うことにより、誰もが安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進するものであります。

このことについて委員より、「今後、人口減少が進み、少子化は本県のみならず、他県も同

じ状況であるが、その中で本県が日本一の子育て・子育て立県を目指すのであれば、本県独自の対策が必要ではないか」との意見があり、当局より、「この事業以外にも少子化対策については、「未来みやざき子育て県民運動」を初め、さまざまな事業に取り組んでいる。引き続き財源の確保に努め、市町村と連携し、また、子育て支援団体等の方々の意見も踏まえ、さらに効果が上がるよう工夫していきたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「市町村と連携を密にし、国に対して事業継続の必要性や予算配分等について、その意見がしっかりと届けられるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県障害福祉計画についてであります。

このことについて委員より、「国の指針によると、精神障がい者の長期在院者数を平成29年度には、平成24年度を基準に18%減らし、地域生活に移行させるとあるが、本県の場合は何名程度になるのか」との質疑があり、当局より、「平成23年度を基準とした試算であるが、約680名程度の方を地域生活へ誘導していくことになる」との答弁がありました。

これに対し委員より、「この計画は、障がいの者の地域移行についての計画ではあるが、病院から地域生活に誘導するには、その受け皿についても整備する必要がある生じてくるので、他の計画や施策との整合性を図り、地域の実情に応じた実効性のある計画として策定していただきたい」との要望がありました。

次に、県立宮崎病院の救命救急体制についてであります。

このことについて委員より、「県立宮崎病院

の再整備において、救命救急センターのあり方として、ER方式の整備を目指すのか。そうであれば、その体制に必要な人員等の確保についても、計画性を持って取り組まなければならないのではないか」との意見があり、当局より、「現在、県立宮崎病院は三次の救急医療を担うセンターとして、重篤患者を中心に受け入れている。再整備においては、救命救急センターの充実・拡充が大きなポイントであることから、その運営のあり方について関係機関の意見も踏まえながら、基本構想を策定する中で、検討していく」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、岩下斌彦委員長。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で1億5,000万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特

別会計を合わせた補正後の商工観光労働部の予算額は449億9,500万円余となります。

次に、特定複合観光施設、いわゆるIRについてであります。

このことについて委員より、「今後の展開について、宮崎市や事業者との情報交換はできているのか」との質疑があり、当局より、「さまざまな機会を捉えて、お互いに情報交換を行っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「現在、県はどのような取り組みを行っているのか」との質疑があり、当局より、「ことし5月に、庁内に「統合型リゾート行政連絡会議」を設置し、情報共有化を図るとともに、民間経済団体の研究会にもオブザーバーとして参加するなど議論している。区域認定を視野に入れて、前向きに検討しているところである。今後も必要な議論をしていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後とも関係団体等と情報交換を行うとともに、県の目指す方向や対応方針について、できるだけ早く明確にしてほしい」との要望がありました。

次に、記紀編さん1300年記念事業の取り組み状況についてであります。

このことについて委員より、「記紀編さん1300年記念事業は、県外向けにアピールすることが大事である。積極的に事業に取り組んでいくべきではないか」との質疑があり、当局から、「県外での認知度を上げることが一番の課題だと考えている。総合政策部や教育委員会と連携して積極的に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、議案第11号「工事請負契約の変更について」であります。

これは、最近の技能労働者の不足等に伴う賃

金水準の上昇を適切・迅速に反映するために、国に準じて平成26年2月から公共工事設計労務単価等を改定したことに伴い、請負代金額を増額変更したものであります。

このことについて委員より、「労務単価を増額改定したことにより、請負代金額を増額変更するとのことであるが、その増額相当額について、実際に労働者の賃金増につながるよう指導等はしているのか」との質疑があり、当局より、「今回の労務単価改定の際に、文書等で要請するとともに、建設業協会との意見交換会において、労務単価を上げるという本来の目的を説明し、賃金への反映等の適切な対応を要請している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、労務単価の増額変更という制度の趣旨に沿って、請負代金額の増額が下請企業に波及し、労働者の賃金等に反映されるなど、労働条件の改善につながるように取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、建設工事における指名競争入札の平成25年度の試行結果及び平成26年度の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「今年度は通年試行することのだが、試行はいつまで行う予定なのか。また、試行後についてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「状況把握に必要な試行件数を確保した上で今年度中に検証し、今後の取り扱いについては、県議会や関係団体等の意見も伺いながら判断していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、指名競争入札の試行方法等の検討に当たっては、中小規模の建設業者の実態把握に努め、十分に配慮していただきますよう要望いたします。

次に、県立青島亜熱帯植物園の施設再整備に

ついてであります。

このことについて委員より、「トイレ施設も再整備が計画されているが、トイレは文化のバロメーターである。男女のトイレの数の割合や、洋式・和式の割合などについて調査等を行って、すばらしいトイレをつくってほしい」との意見があり、当局から、「トイレも含めて、おもてなしの観点から、よりよい施設になるように検討していきたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)についてであります。

このうち、環境森林部の予算は、一般会計で1億1,000万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は264億3,800万円余となります。

また、農政水産部の予算は、一般会計で6

億8,700万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は421億7,900万円余となります。

次に、鳥獣被害防止対策事業についてであります。

このことについて委員より、「当該事業には、毎年度多額の費用を要しているが、事業効果はどうか」との質疑があり、当局より、「猿が侵入しにくい防護柵の設置など鳥獣別の対策を施したことや、生ごみの管理等、時間をかけて対策を講じた結果、被害がなくなったという事例が出てきている。集落全体が鳥獣被害を防止するという意識を持ち取り組むことが重要である」との答弁がありました。

このことに関連して委員より、「これまでの取り組みを進めるとともに、費用対効果を高めるという観点から、森林生態の研究を行う大学との共同研究を実施する等、産学官との連携を深めることで、より効果的な対策を講じていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、特に中山間地域において深刻な状況が続いていることから、引き続き国への働きかけを行うとともに、関係部局との連携を図りながら積極的に鳥獣被害対策に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、燃油価格高騰の影響と対策についてであります。

このことについて委員より、「燃油価格の高騰で苦勞しているという声が漁業関係者から多数届いている。引き続き支援していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「農林水産業における燃油価格の高騰は大変深刻な問題である。例えば施設園芸について、将来的には木質バイオマス暖房機の導入を促進する必要があると考える

が、現状はどうか」との質疑があり、当局より、「平成29年度までに、木質ペレット暖房機を県内に500台導入することを目標に取り組みを進めているが、ペレットの確保が非常に重要だと考えているため、環境森林部との連携を十分に図りながら、安定的な原料の確保に努めたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、燃油価格の動向は今後も不透明なことから、再生可能エネルギーの活用が集まる中、バイオマスエネルギーや太陽熱等を利用した本県独自の環境に優しい農業を推進する等、時流を的確に捉えた施策を進めるよう要望いたします。

次に、ニホンウナギについてであります。

このことについて委員より、「ニホンウナギが国際自然保護連合のレッドリストにおいて、絶滅危惧種のうち2番目にリスクの高い「絶滅危惧 I B 類」に指定されたが、ワシントン条約に基づく議論次第では、輸入が相当規制されるのではないかと危惧している。今後どう対応していくのか」との質疑があり、当局より、「現在、国において、東アジア地域における国際的な資源管理の枠組みを構築する取り組みが進められており、本県も資源調査を初め、下りウナギの採捕制限に取り組んでいる。今後も国や関係各県とも連携し、再来年に予定されているワシントン条約に基づく議論の場において、しっかりアピールできるようこの取り組みに協力していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、大切な日本の食文化を守るため、養鰻業が盛んな地域や国との連携を図り、適正な資源管理を世界にアピールできるよう、引き続き努力していただくことを強く要望いたします。

次に、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業に

ついてであります。

このことについて委員より、「当該事業が終了した後の議論はされているか」との質疑があり、当局より、「当該事業は平成27年度で終了するが、農政水産部に限らず他の部でも幅広く活用している。事業が終了する平成28年度以降の対応については、関係部局と検討していく必要があると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当該事業のあり方について早急に検討を行い、助成事業者の混乱を招くことがないように対応していただくことを要望いたします。

次に、予算の早期執行についてであります。

平成24年度の国の緊急経済対策分に係る予算の不用額が、環境森林部において約4億円、農政水産部において約13億円発生したとの説明がありました。

このことについて委員より、「不用が生じた大きな原因は何か」との質疑があり、当局より、「用地買収や地元調整に日時を要し、年度内の契約締結に至らなかったことが大きな原因である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、確保した予算については、早期発注に努めていただき、多額の不用額が生じないように、予算の執行管理を徹底していただくことを強く要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員

会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第47号については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、県警察本部所有車両の交通事故についてであります。

このことについて委員より、「今後の事故防止にどのような対策を考えているか」との質疑があり、当局より、「事故防止についてはこれまでも厳しく指導してきたが、今後も県民からお預かりしている車だという強い意識を持って、指導の徹底を図ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、警察車両は警らや緊急走行で稼働が多くなるという事情はあるものの、警察は交通指導を行うなど、県民の模範となるべき立場にありますので、職員に対してこれまで以上に指導徹底を行っていただくよう要望いたします。

次に、特殊詐欺の現状と対策についてであります。

このことについて委員より、特殊詐欺の認知件数と実行犯の検挙件数についての質疑があり、当局より、「捜査中のものも含め、平成25年は認知50件に対し検挙5件、平成26年は5月末現在で認知24件に対し検挙2件である」との

答弁がありました。

また、別の委員より、「実行犯の検挙は難しいか」との質疑があり、当局より、「特殊詐欺は極めて分業化された組織犯罪であり、実行犯の検挙は非常に困難である。そのため、警察本部では予防に力を入れて働きかけをしているが、県民一人一人に広報の効果が行き渡っていないのが課題である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、特殊詐欺の防止には県民総ぐるみで取り組むことが重要であるという認識のもと、関係機関との連携や啓発活動をより積極的に進めていただくよう要望いたします。

次に、企業局所管の市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業についてであります。

このことについて委員より、「以前地元を調査した際に、マイクロ水力発電が可能だと思われる場所が多く見受けられた。今後の導入計画はどのようになっているか」との質疑があり、当局より、「本県の場合、冬場に水がなくなってしまうなど、年間を通して発電できる場所がなかなか見つからないのが現状である。今後も、農政水産部と連携し、可能な箇所があれば、市町村や土地改良区などに技術的な支援を行っていききたい」との答弁がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で1,400万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の教育委員会の予算額は1,096億2,400万円余となります。

このうち、「命や絆を大切にする」宮崎の道徳教育充実事業についてであります。

このことについて委員より、地域教材「道徳教育読み物資料集」配布状況と活用状況につい

での質疑があり、当局より、「県内全ての公立小中高校及び特別支援学校に配布しており、道徳の授業を中心にさまざまな授業で活用されている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「道徳という教科で学習するのはもちろん大事であるが、実際に口蹄疫等で被災した現場を訪問することも大事である。その点はどう考えるか」との質疑があり、当局より、「新しい学習指導要領でも「体験活動の重視」が示されているので、口蹄疫メモリアルセンターなどを活用し、災害を経験された方々の体験談を聞くといった学習についても、今後取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「この資料集の活用もいいと思うが、道徳教育では教材なしで子供たちの自由な意見や考えを引き出す方法もある」との意見がありました。

当委員会といたしましては、当事業において作成された資料集は、本県でしか作成できない有益な教材であると考えておりますので、研修会等を通じて情報を共有するとともに、資料集の有効な活用方法について検討いただくよう要望いたします。

次に、性別違和に対する学校現場での対応についてであります。

先日、太田清海議員が一般質問において、お子様が性別違和であったこと、体調を崩して自宅療養をしていたときに突然行方不明となり、記憶喪失になっていたこと、その後性別適合手術を受け、現在は女性として元気に生きていることなどを話され、「さまざまな人間がいていいんだよというメッセージを子供たちに伝えたい」と述べられました。また、学校の配慮により修学旅行に行くことができたことについて、

先生方への感謝を述べられました。

このことについて委員より、「今後の学校現場との情報交換の中で、今回の話を伝え、子供たちの悩みにいち早く気づいて、ともに悩み、子供たちが自分の生きたい方向に向かっていけるよう支えていただきたい」との要望があり、当局から、「さまざまな機会を活用して学校現場へ話を伝え、子供たちに「あの先生がいてよかった」「あの学校があってよかった」と思ってもらえる学校づくりをしていこうと話をしていきたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○福田作弥議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 前屋敷でございます。

ただいま常任委員長の審査結果報告がございましたが、請願の審査について、文教警察企業常任委員長及び総務政策常任委員長に質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、文教警察企業常任委員長に伺いたいと思っております。新規請願の第47号「教育委員会制度

改革に反対する意見書提出請願」について、賛成少数で不採択という御報告でありましたが、審査の経過と不採択の理由について伺いたいと思います。

○西村 賢議員 お答えします。

委員会の審査におきましては、委員の皆様にお伺いし、継続審査または採決するかを諮った結果、採決との意見があり、採決を行いました。採決により賛否をお諮りしたところ、不採択となったものであります。本請願の趣旨については、各委員の皆様が十分に理解した上で当委員会の審査結果に至ったものだと思っており、慎重に審査をした結果であると認識しております。

○前屋敷恵美議員 委員会では採決のみが提案されたというふうな感じを受け取ったんですが、委員会での直接の審議というのはなされなかったということですか。

○西村 賢議員 直接の話し合いよりも、各委員にしっかりとその趣旨を持ち帰っていただきまして、その結果、採決を行ったものであります。

○前屋敷恵美議員 では、明確な不採択にした理由というのは、委員会の中では明らかにはなかったということですか。

○西村 賢議員 そのことにつきましては、各委員それぞれの思いがあって、しっかりと検証した上で採決に臨んでいただいたと思っております。

○前屋敷恵美議員 私は、請願者の意思は、委員会で十分に受けとめていかなければならないというふうに思います。そのために委員会審査というのがあって、委員会に請願が付託されるわけですから、委員会の中でそれぞれの議員さん方の立場での御発言があって、その審議の中

で採決が行われるということが、本来、委員会の運営としては筋じゃないかというふうに思っているところです。今後の委員会審査のあり方を大きく考えていかなければならない、そういう問題だというふうに受けとめていただきたい、議会としても、そういう方向を受けとめていただきたいというふうに思うところです。ですから、不採択にされたという議員さんについては、ぜひこの本会議で、その理由について討論で述べていただきたい、私はこのように思うところです。

次に、総務政策常任委員長にお伺いしたいと思います。請願第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」、また、新規請願の48号「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願」、また、同じく新規請願の第49号「川内原発再稼働に関する請願」について、いずれも不採択という結果ですが、不採択という結果になった審査の状況と不採択の理由について、あわせてお伺いしたいと思います。

○松村悟郎議員 総務政策常任委員会に今回付託された請願は、新規請願2件、継続請願2件でございます。それぞれの請願に対しまして、質疑あるいは意見等をとったところでございます。委員会の審査におきましては、委員の皆さんに御意見をお伺いいたしました。その結果、その取り扱いについて継続審査または採決するか諮った結果、採決あるいは継続審査との御意見でございました。それぞれに継続審査、あるいは採決の場合には、賛否をお諮りして不採択となったものであります。以上であります。

○前屋敷恵美議員 やはり総務政策常任委員会でも、委員会の中では採決だけが論じられる、

審議されるという経過だというふうに私は受けとめました。特に、第30号の個人保証の原則廃止を求める請願、これは昨年2月の議会に、全ての会派から紹介議員でもって提出されたものです。ところが、これは約1年半にわたって継続審査に付され、そして最終的には不採択になるということは、とても考えられないことなんですけれども、これについても、それぞれの委員さんの意見は出されなかったんでしょうか。

○松村悟郎議員 請願第30号につきましても、慎重に審査をした結果でございます。この中で、それぞれ委員の皆さんの思いは十分に反映しているものだと思います。今回も県議会に対して、請願者の皆さんの意思ということも、それぞれの議員の皆さんも十分理解された中での審査結果だと思っております。

○前屋敷恵美議員 各委員さん方が十分に請願者の意思を受けとめたというのであれば、全ての会派の紹介議員がついて請願が上がったわけですから、委員会の中では採択されるのが一般的に当然だというふうに考えられると思います。県議会の審査のあり方、議会の信義にも係る、問われる問題だというふうに私は思っているところです。

次に、第49号の「川内原発再稼働に関する請願」についても、やはり不採択という報告でございましたが、これについても経過と不採択の理由を述べていただきたいと思います。

○松村悟郎議員 新規請願第49号でございますけれども、同じように、この件に関しても、執行部に対しても質疑等も求めました。さらに、委員の皆様にも御意見を諮ったところでございます。取り扱いについて委員の皆様にお諮りしたところ、継続審査あるいは採決するか諮った結果、採決との意見がありました。採決の結

果、賛否をお諮りしたところ、不採択ということになったところでございます。

○前屋敷恵美議員 請願というのは、県民の皆さんが、切実な要求を県議会が受けとめてほしいということで提出されるわけです。川内原発再稼働の問題にしても、万が一、川内原発の事故が起これば、宮崎県にも大きな影響が及ぶということを懸念されて、ぜひ宮崎県の意味も、再稼働の前には意見表明ができるような取り計らいをしてほしいという中身の請願なんですけれども、委員会では、このことについての受けとめも論議はされなかったんでしょうか。

○松村悟郎議員 請願は、県民の皆さんが行政について持っている御意見、要望、それを文書にして提出するものだと思っております。県議会も、県民の思いということをも十分受けとめながら、委員会の中で審査する必要があると思っております。まさにそのとおりでございます。今回も、各委員会の皆さんに御意見をお諮りして、請願者の意思等について御意見があるかどうかということはお諮りしたところでございますけれども、委員会の中では、意見としては上がっていなかったということでございます。もちろん、この委員会に至るまで、それぞれ個人の中で十分御理解された中だと考えております。

○前屋敷恵美議員 それであれば、なおさらのこと、それぞれの皆さんの不採択にした、その理由が述べられなければ、請願者の皆さんは、理解、納得はできないというふうに思います。これは全ての請願について、そして委員会審査について言えることだというふうに思います。県議会の責任を果たすという点でも、委員会審査のあり方について一考していくことが必要ではないかというふうに私は思うところです。

以上で質疑を終わります。

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎の井上紀代子です。

請願第48号「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願」の不採択に対し、反対の立場から討論を行います。

この請願は、安倍政権が歴代政権の踏襲してきた「憲法9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどめるべきであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解を、集団的自衛権行使を閣議決定で可能とする憲法解釈でなし崩し的に変更しようとしていることを、国民・県民の立場から強く危惧され、提出されたものです。願意は至極もつともです。多くの国民が不満・不安を表明している現時点でもなお、安倍首相は、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈変更を会期中に閣議決定したいとの発言を繰り返していました。

また、安倍首相は、あろうことか、「憲法解釈の最高責任者は私だ」と、国で最高の権利を持つ国民を無視する発言を繰り返しています。自民党内からも、「憲法解釈の最後の番人は最高裁だ。行政府が勝手に解釈を変えるのは、三権分立、立憲主義に反する。禁じ手だ」や、「憲法改正の手續をとって、国民の判断を得なければならぬのに」との意見等が出されてい

ます。

最近では、党内からのこれらの批判に対し、安倍首相お守り役の高村副総裁が、「憲法解釈の変更ではなく、事例の当てはめの変更だ」などとのへ理屈を言われるに至っては、国民が切望している生活を優先する経済対策等々の課題はそっちのけで、安倍首相がなぜこのように国民を無視してまで集団的自衛権の行使容認を急ぐのかと、大きな疑問と大きな不安の声が上がるのは当然と言えます。集団的自衛権行使は、国の安全保障政策を根本的に転換するかしないかということなのですから、国民へ率直に話して、そして判断を仰ぐという姿勢こそが真っ当で大切なことではないでしょうか。

6月15日は樺美智子さんの御命日でした。彼女の名前を聞いて、すぐに当時のことを思い出せる人は少ないかもしれませんが、樺美智子さんは、60年の安保改定反対運動の中で亡くなった方です。私は直接お会いしたことはありませんが、運動そのものの中でも忘れることのできない方であり、私自身にとっては、「反戦への決意」に大きな影響を受けた方でもあります。

まず、政治を考えると、歴史に学ぶことは欠かせないことです。この安保改定反対運動は、岸内閣が進めた日米安全保障条約改定に対し、日本がアメリカの戦争に巻き込まれる危険が増すなどとして、反対運動が全国に広がったものです。条約承認の強行採決で混乱が深まり、アイゼンハワーアメリカ大統領の訪日が中止になり、そして岸内閣は退陣しました。この安保反対運動が日本政治に大きな影響を与えたことは御承知のとおりです。安保改定反対運動の目的の一つは、安保の軍事同盟化の阻止で、安保を軍事同盟にしてはならないという主張でした。

今、集団的自衛権が同盟の論理と言われていますことは御存じのとおりです。先日、朝日新聞へ「同盟の歴史に学ぶ」のタイトルで、東大名誉教授、三谷太一郎さんの記事が掲載されていました。記事には、詳しく同盟が何たるかについて解き明かされています。

重要な部分を引用させていただくと、「軍事同盟は仮想敵国を想定しないと成り立ちませんが、情勢の展開の中で、仮想敵国が「現実の敵国」に転化するかもしれないという非常に大きなリスクを常に念頭に置いておく必要があります。これが日独伊三国同盟からの歴史の教訓ではないでしょうか」。

「軍事同盟の論理は抑止力です。抑止力はリスクを伴います。今日といえども、それは同じだと思います。今の日本政府当局者がどう考えているかわかりませんが、もし現在の中国を「仮想敵国」のようにみなして、それに対する抑止力として、集団的自衛権の行使を認めるべきと考えるならば、相当なリスクを伴うと感じています」。

「私は、はっきり言うと、戦争によって国益は守られない、戦争に訴えること自体が国益を甚だしく害すると考えています。日本の安全保障環境は、戦争能力の増強ではなく、非戦能力を増強することによってしか改善しないでしょう。その際、日本が最も依拠すべきものは、国際社会における独自の非戦の立場とその信用力だと思います。日本の非戦能力は決して幻想ではありません。戦後68年にわたって敗戦の経験から学んだ日本国民が営々と築いてきた現実です。この現実を無視することはリアリズムに反します」。

以上のように、三谷東大名誉教授の発言は、まさに核心をついていて、私ども国民が決して

忘れてはならないことを的確に指摘されています。現在、多くの国民の方は、憲法のほかの条文は細かくわからなくとも、戦争を放棄した9条は素直に受け入れられているのではないのでしょうか。

また、派兵になれば、即影響のある自衛隊周辺からも、かつてイラク戦争への自衛隊派兵推進の実務責任者であった元内閣官房副長官補、柳澤協二氏を初めとして、イラクで事故やストレスで後遺症が残る元自衛隊員、家族のいる大多数の自衛官からも、「9条を壊すな」「集団的自衛権の容認反対」の声が上がっていることは、マスコミ報道等もあり、御存じのとおりです。

今請願の趣旨によると、「歴代政府が戦後長きにわたって表明してきた立場を、憲法改定の手続を経ることもなく、一内閣の閣議決定だけで根本的に変えようとするものです。それは、憲法によって権力を縛る立憲主義の完全な否定です。このようなことを許せば、内閣の解釈だけで憲法の平和的民主的条項の内容が次々と変えられることになり、憲法はあつてなきものになってしまいます。集団的自衛権とは、我が国が攻撃されていなくても、他国のために武力を行使するもので、これを認めることは「海外で戦争しない国」を「海外で戦争する国」に根本から変えるものです。云々」と書かれています。

るる述べましたが、つまり、法解釈の変更の閣議決定をすることはあつてはならず、国民を置き去りにして、一内閣が勝手に決めることはやるべきではなく、国会において濃密な議論の後、国民がこの問題の本質を理解し、半分以上の国民がやむを得ないというところまできてから閣議決定すべきです。安倍政権がここまで

急がなければならない事情があるとするれば、その事情を丁寧に国民へ情報開示すべきです。国の形が問われ、国民の生活に大きな影響が予想できる内容の請願に対し、地域住民に一番近い県議会は、真摯に向き合うことが必要と考えます。憲法9条によって、どの戦争にも加担せず、平和な生活が保障されてきたことは、私たち日本国民の財産です。

以上、今議会における請願不採択に対する反対の立場を表明し、討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました議案及び請願について、議案第2号、報告第1号、第2号及び継続請願第30号、新規請願第47号、第48号、第49号の不採択に反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例改正案は、地方税法等の一部改定に伴い県条例の改定を行うとするものです。政府は、消費税の引き上げに伴い、地方交付税の交付団体と不交付団体との間で税収の格差が一層大きくなることが予想されるため、その対策として、新たに法人県民税の一部を国税化する地方法人税を創設しました。現行の法人住民税・法人税割の税率を、本則5%から3.2%へ引き下げ、引き下げ分は地方法人税を国税として徴収し、地方交付税の原資に充てるとするものです。企業の実質的な負担はこれまでと変わりありませんが、この税率引き下げにより、法人県民税は約8億円の減収が見込まれており、この減収分が交付税措置される保証は全くありません。本来、自治体間の税収格差の是正は、地方

交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきであって、今回のような税制格差の調整は、消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体のものです。消費税増税に反対の立場からも認められません。

次に、報告第1号、平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについてです。

本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決は、災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や税制上やむを得ない場合など、ごく限られています。今回、そういったものもありますが、県民税や地方消費税など、県税11億8,000万円の追加を行い、県債管理基金に19億8,000万円の積み立てなどを行っています。税収については、的確な把握を行い、予算化して県民施策に生かすことが必要ですし、2月以降の増収については、決算であらわし、翌年の予算編成に生かすことが本来のあり方です。例年の慣例的な取り扱いとせず、改善を強く求めるものです。

報告第2号の県税条例の一部を改正する条例については、議案第2号と同様、消費税増税に伴う税制改革の一環であり、反対するものです。

次に、請願についてです。

まず、長期にわたって継続審査とされておりました請願第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」の不採択についてです。

同請願は、提出から既に1年半近く経過し、延べ6回の委員会審査が行われてきました。全ての会派が紹介議員となった請願であるにもかかわらず、継続審査を繰り返し、今回、不採択

にするなどは、全く道理がなく、県民との信頼を裏切り、議会としての責任が問われることではないでしょうか。同請願の採択を強く求めるものです。

また、新規請願第47号「教育委員会制度改革に反対する意見書提出請願」、第48号「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願」及び第49号「川内原発再稼働に関する請願」についても不採択でありましたが、私は強く採択を求めるものです。

まず、「教育委員会制度改革に反対する意見書提出請願」は、政府が進める教育委員会制度の改定に対して、国の教育方針に基づいた教育大綱の決定権を首長に委ねることや、教育委員長をなくして、自治体幹部である教育長にその権限を委ねることなどは、戦前の軍国主義教育の反省から出発した教育への政治介入を防ぐための教育委員会の独立性や、憲法に保障された教育の自由と自立性を侵害するものにほかならず、さらに、ゆがんだ愛国心教育と異常な競争主義の押しつけは、子供たちの健やかな成長と未来を閉ざすものです。そう請願者が訴えられています。政府の「戦争をする国」への道と一体に進められている教育委員会制度改革に危惧する請願者の思いは、しっかりと受けとめるべきです。

次に、「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願」は、これまで歴代政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を解釈改憲で、しかも閣議決定で可能にしようとすることは、立憲主義に反し、平和主義を破壊するものであると、その中止を求めています。集団的自衛権の行使容認は、これまで憲法9条で守ってきた海外で

の武力行使の歯どめを外し、日本が「戦争しない国」から「戦争する国」になるということです。国のあり方を180度変えてしまう大転換を、立憲主義にも平和主義にも反し、憲法解釈で、しかも閣議決定で行うことに何の道理もありません。

昨日報道された全国世論調査でも、集団的自衛権の行使容認への反対は55.4%で過半数を超え、解釈改憲に反対が57.5%、賛成は29.6%です。行使を一度容認すれば、容認の範囲は広がるとの懸念は62.1%と、国民は総じて反対を表明し、危惧の念を抱いています。

人の命を奪い奪われる戦争への道を歩まないために、日本が「戦争する国」にならないために、憲法をしっかりと守ってほしいという請願者の思いは、県民の思いとして、県議会はしっかり受けとめることが求められているというふうに思います。

最後に、「川内原発再稼働に関する請願」について、請願者は、一たび事故が起これば、福島第一原発事故同様、放射能汚染の広がり、宮崎県が被害地元になり得る可能性があることを前提に、川内原発再稼働の前に、少なくとも宮崎県の意味の確認をも必要とする法的措置を講じるよう国に求めるとともに、九州電力に対しても同様に、宮崎県の意味確認を行うことを求めています。このことは、放射能被害を心配する県民の率直な思いではないでしょうか。原発事故が絶対に起きないという保証はどこにもありません。むしろ、事故発生の可能性が危惧される条件が明らかに示されている中で、事故の危険性を心配しないことのほうが不自然です。ふるさと宮崎を失いたくない、住み続けられるように守りたい、この思いは県民が共有するものです。福井地裁の判決でも、250キロメー

トルは影響圏内との認識が示されましたが、十分被害地元たり得る宮崎県の意味を確認要件にすることは、最低限求められるべきものと思います。県民のこの思いを県議会として受けとめるべきではないでしょうか。

以上、いずれの請願についても、県議会としての責任を果たすべく、採択することを強く求めるものです。

議員各位の良識と賢明な御判断を切に求めて討論を終わります。以上です。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 請願第48号「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願」の不採択に対し、反対する立場で討論を行います。

我が国の歴代内閣は、集団的自衛権を行使するなら、憲法9条の条文を改めるべきだとしてきました。そもそも安倍首相は、憲法改正による集団的自衛権の行使を掲げていたはずです。だから、条文を変えやすくするために、96条の改正を主張されました。しかし、96条改正への反対論が盛り上がると一転、集団的自衛権の解釈変更です。なりふり構わぬ暴走であり、迷走であります。集団的自衛権を行使したいと考えるなら、9条改憲を堂々と論じられればいいことであります。安倍首相が街頭のポスターで宣伝されています「日本を取り戻す」の意味は、戦争のできる日本を取り戻すことだったのでしょうか。

昨日6月23日は、沖縄戦から69年の慰霊の日でありました。追悼式で、石垣市立真喜良小3年の増田健琉君が、遠い空の下の戦火に思いをはせた詩「空はつながっている」を朗読しました。「戦争で友達や家族を亡くした人に気持ち

が伝わるよう大切に読みたい」と式典に臨んだそうです。一部紹介します。「空はつながっているのに どこまでが平和で どこからがせんそうなんだろう」「せかいは手をつなぎ合える 青い空の下で話し合える」「だから こんなにきれいな花がさくんだ だから ぼくの上に 青い空が広がっているんだ」と朗読しました。また、当時の悲惨な出来事を涙ながらに語られていた沖縄県民の光景がテレビで映し出されていました。式典に出席されていた安倍首相に、沖縄県民の痛み、平和への祈りは届いたでしょうか。

天皇陛下におかれましても、憲法改正の動きを危惧しておられると報道されています。昨年12月の天皇誕生日のお言葉で、次のように語られています。「戦後、連合軍の占領下に置かれた日本が、平和と民主主義を重要な価値と位置づけ、新たな憲法を制定し、さまざまな改革を通じて現在の日本を築き上げた」と、現在の平和憲法を高く評価されました。皇太子におかれましても、2月の誕生日に、「日本は戦後、憲法を基礎として平和と繁栄を共有してきた。憲法は遵守しなければならない」と述べられました。今、東京では、天皇を擁護するために、右翼団体が「9条を守れ」と宣伝カーで回っているというではありませんか。

安倍首相は、海外で活動するボランティアたちが武装集団に襲われたとしても、自衛隊は救出することができないと述べられました。日本国際ボランティアセンターの熊岡路矢顧問は、6月19日付朝日新聞、「私の視点」で次のように指摘されています。前後を省略しますが、「政治的に複雑、微妙な紛争地では、中立性と公正性の維持こそがNGOの安全を支える。軍隊とかかわりのある組織と混同されれば、攻撃

の対象になりかねない。振り返れば、自衛以外は一切武力攻撃をしないという平和主義的な政策が日本全体を守ってくれたというのが、現場の偽らざる実感だ。さらに、非核三原則や武器輸出三原則、政府の途上国援助（ODA）による貧困削減や人道重視などの方針も大きな意味で安全保障であり、戦後日本の貴重な財産だった」と批判されています。

さらに、安倍首相は、「積極的平和主義こそが我が国の背負うべき21世紀の看板」と強調されてきました。そもそも「積極的平和主義」とは、ノルウェーの平和学者、ヨハン・ガルトゥング氏が、「消極的平和主義」を戦争のない状態、「積極的平和主義」のことを、戦争だけでなく、貧困や搾取、差別などの構造的な暴力がなくなった状態と定義して定着したものであります。今の日本国内を見たとき、非正規労働者が4割、ワーキングプアと呼ばれる方が25%も存在します。負担がふえサービスは縮小する地域医療・介護推進法も成立しました。特定秘密保護法が強行され、原発も再稼働されようとしています。安倍首相が今やるべきことは、貧困や差別による格差、暴力のない社会、ヨハン・ガルトゥング氏が唱えた真の積極的平和主義であり、国民の命と暮らしをしっかりと守ることです。

集団的自衛権の行使容認については、自民党の中でも意見の相違があります。野田聖子総務会長の地元である岐阜県連は、性急過ぎるとして、県内全42市町村議会議長に、慎重な議論を求める意見書を議会で採択するよう要請しました。要請文は農協改革も含まれていて、「国民生活に重大な影響を及ぼす案件であるのに、関係者と十分な議論を経ることなく、性急なスケジュールで検討が進められている。国民の理解

を得る形で結論を出すべきだ」と呼びかけられています。岐阜県議会でも同様の意見書を採択し、政府に提出する方針と伺っています。国の形、行く末を大きく変更する極めて重大なことです。全国で公聴会を開くなどの方法で結論を出すべきだということでもあります。自民党岐阜県連の要請文は至極当然なことでもあります。

過日、原爆被爆者の会と原水爆禁止県民会議の知事及び議長への申し入れに同席いたしました。幼少のころに長崎で被爆された方が、「あの恐ろしい光景は今も目に焼きついている。世界から核兵器をなくしてほしい。原発再稼働はしないでほしい。二度と戦争を繰り返してはならない」と熱く語られていました。また、申し入れをされた方々の中に県議会議員のお母さんも同席されてきました。そのまなざしは優しく、瞳の中に平和を心から切望する思いが感じ取れました。戦争のない平和な国への思いは、誰もが望んでいることでもあります。

日本は、朝鮮戦争やベトナム戦争に参戦しませんでした。アフガン戦争やイラク戦争では、特別措置法をつくって自衛隊を派遣しましたが、直接戦闘に巻き込まれることはありませんでした。集団的自衛権の行使が憲法で認められていなかったからであります。その結果、70年近く日本は一人の戦死者も出さず、他国の民も殺さなかったのです。多くの国民の反対や危惧の声に背を向けて突っ走る安倍政権は、もっと声なき声に耳を傾け、時間をかけて丁寧な国民的議論をするべきです。

現実に合わなくなったから憲法を変えるのではなく、憲法に合わせて現実を変える努力こそが求められているのではないのでしょうか。確かに、世界に目を向ければ、紛争の絶えない地域もあります。武力を背景にした領土問題も頻発

する今日であり、一連の出来事を憂うのは私も同じであります。でも、痛ましい悲惨な沖縄戦などの経験や唯一の被爆国として日本が果たすべき役割は、世界平和へのお手本となるべく憲法9条をどう広げ生かしていくかであります。9条を世界遺産に登録しようとする動きもあります。今は、理想論としか映らない方もいらっしゃるのかもしれませんが、私は申し上げたいのであります。平和憲法を持つ日本の進むべき道は、世界人類平和のために諸外国の先頭に立つことでもあります。

私たち県民連合宮崎は、集団的自衛権の解釈変更を容認することはできません。よって、請願第48号「安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見を求める請願」の不採択に反対するものです。議員各位の賛同を心から心からお願い申し上げます、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第2号、報告第1号及び第2号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第2号、報告第1号及び第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第1号及び第3号から第11号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第1号及び第3号

から第11号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第30号及び第49号採決

○福田作弥議長 次に、請願第30号及び第49号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第47号及び第48号採決

○福田作弥議長 次に、請願第47号及び第48号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会

中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成26年6月24日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 一則
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

豚流行性下痢（PED）対策に関する意見

書

議員発議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第3号

地域包括ケアシステム構築のため地域の
実情に応じた支援を求める意見書

議員発議案第4号

中小企業の事業環境の改善を求める意見書

平成26年6月24日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃
星原 透
井上紀代子
押川修一郎
宮原 義久
太田 清海
河野 哲也
黒木 正一
有岡 浩一
岩下 斌彦
後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

森林整備加速化・林業再生事業の継続を
求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで
追加上程

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第3号「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書」について、反対の立場から討論を行います。

今国会で社会保障を大変質させ、国民の安心の仕組みを根本から揺るがす医療・介護総合法が強行されました。これは、安倍政権が進める消費税増税と社会保障一体改革路線の柱として、自己責任の社会保障の姿勢を露骨に打ち出し、医療・介護のさまざまな分野で国民に負担増と給付減を強いるものです。

介護保険では、2000年の制度発足以来、前例のない大改悪が幾つも盛り込まれました。年金収入280万円以上の高齢者のサービス利用料負担の1割から2割への引き上げは、介護を必要とする高齢者の生活に打撃を与え、利用抑制を引き起こしかねません。また、要支援1・2の人が利用する訪問・通所サービスを国の保険給付

対象から外し、市町村の事業に丸投げすることで、サービスが大幅に低下するおそれのあることも明らかになっています。また、特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に原則化する一方、待機者にもなれなくなった多数の人の行き場を何ら保障しない政府の無責任さも浮き彫りになっています。

こうした改悪は、国民の介護を受ける権利を奪うばかりか、制度の理念にも反するもので、介護難民、老人漂流社会を深刻化させ、患者と高齢者の症状悪化を加速し、医療・介護保険の財政をさらに悪化させることは必至です。また、介護労働者の厳しい労働環境、賃金や労働条件を国の責任で抜本的に改善を図ることは当然の課題です。本意見書案は、こうした避けられない国民との矛盾を解消するために、国への一定の支援を求めるものに過ぎず、本末転倒と言えます。

負担増・給付減による利用抑制路線の破綻と行き詰まりは明らかであり、個人や家族に負担と犠牲を強いる自己責任の社会保障を改め、国が憲法25条に基づいた社会保障の向上・増進に責任を持ち、国民の生存権を保障する政治への転換こそ求めるべきであって、国民犠牲の医療・介護法の実施を前提にする本意見書案は認められないことを述べて、反対の討論といたします。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第3号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第3号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号、第2号、第4号及び第5号採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第1号、第2号、第4号及び第5号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもって、平成26年6月定例県議会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

資

料

平成26年6月定例県議会日程

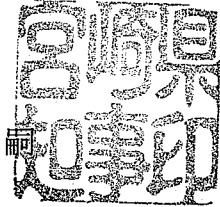
19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
6. 6	金	本会議	開会 議席の一部変更 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
7	土	休 会	(閉 庁 日)	
8	日			
9	月			
10	火	本会議	一 般 質 問	一般質問通告締切 12:00
11	水			
12	木			
13	金	休 会	(閉 庁 日)	
14	土			
15	日			
16	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
17	火		一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
18	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
19	木			
20	金			
21	土	休 会	(閉 庁 日)	
22	日			
23	月			
24	火	本会議	常任委員長審査結果報告、 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1098
平成26年6月6日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊



議案の送付について

平成26年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 職員の配偶者同行休業に関する条例
- 議案第5号 宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の変更について
- 議案第11号 工事請負契約の変更について
- 議案第12号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第13号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第14号 収用委員会委員の任命の同意について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

6月11日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	山下 博三	10:00~11:00	
2	自由民主党	清山 知憲	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	黒木 正一	13:00~14:00	
4	愛みやざき	西村 賢	14:00~15:00	

6月12日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	中村 幸一	10:00~11:00	
6	公明党	新見 昌安	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	丸山裕次郎	13:00~14:00	
8	県民連合宮崎	田口 雄二	14:00~15:00	

6月13日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	松村 悟郎	10:00~11:00	
10	自由民主党	二見 康之	11:00~12:00	休憩
11	愛みやざき	有岡 浩一	13:00~14:00	
12	自由民主党	内村 仁子	14:00~15:00	

6月16日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	自由民主党	中野 一則	10:00~11:00	
14	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
15	自由民主党	坂口 博美	13:00~14:00	
16	愛みやぎ	函師 博規	14:00~15:00	

6月17日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	県民連合宮崎	太田 清海	10:00~11:00	
18	公 明 党	重松幸次郎	11:00~12:00	休憩
19	県民連合宮崎	井上紀代子	13:00~14:00	
20	自由民主党	井本 英雄	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	職員の配偶者同行休業に関する条例	可決				
第5号	宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			
第7号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第8号	宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例				可決	
第9号	宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第10号	工事請負契約の変更について				可決	
第11号	工事請負契約の変更について			可決		
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	承認			承認	承認
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第30号	個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	不採択				
第38号	所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願	継続				
第41-1号	修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願		継続			
第47号	教育委員会制度改革に反対する意見書提出請願					不採択
第48号	安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願	不採択				
第49号	川内原発再稼働に関する請願	不採択				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成26年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願 総合政策及び行財政対策に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
厚生常任委員会	請願第41-1号 修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	6月24日・可 決
〃 第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	職員の配偶者同行休業に関する条例	〃
〃 第5号	宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第11号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第12号	公安委員会委員の任命の同意について	6月17日・同 意
〃 第13号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第14号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月24日・承 認
〃 第2号	専決処分の承認を求めることについて	〃
議員発議案 第1号	豚流行性下痢（PED）対策に関する意見書	6月24日・可 決
〃 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第3号	地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書	〃
〃 第4号	中小企業の事業環境の改善を求める意見書	〃
〃 第5号	森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書	〃

意見書

豚流行性下痢（PED）対策に関する意見書

豚流行性下痢（PED）については、平成25年10月に7年ぶりの国内発生が確認された後、全国的に拡大し、28万頭以上の豚が死亡した。

現在、発生件数は減少傾向にはあるものの、依然として終息には至っていない。

本県においても、昨年12月以降、相次いでPEDが発生し、ウイルス侵入防止に向けた農場防疫の徹底を図るとともに、市町村や関係機関等と一体となって消毒ポイントを設置するなど、まん延防止に全力で取り組んでいるところであり、沈静化の傾向にはあるものの、子豚の死亡や下痢等の症状が継続している農場もあることから、引き続き、防疫の徹底に取り組む必要がある。

PEDの早期沈静化を図るためには、我が国への侵入経路や発生拡大の要因の解明や適切な情報提供、防疫の徹底が必要不可欠であるが、それらに加え、PEDワクチンの増産等に対し支援するとともに、甚大な被害を受け、厳しい経営状態にある養豚農家に対する支援の強化を図る必要がある。

よって、国においては、下記の事項について誠実に対応するように強く要望する。

記

- 1 PEDによる被害を軽減するため、PEDワクチンの増産及び備蓄に努めるとともに、より効果の高いワクチン開発を行う事業者に対する支援を行うこと。
- 2 PEDの発生により経営が悪化している養豚農家に対し、経営安定化のために必要な支援や、PEDにより被害を受けた養豚農家が新たに豚を導入する場合の支援措置を講じること。
また、今回の養豚農家の被害に対する補償について検討すること。
- 3 養豚に係る家畜共済の補償対象を拡大するとともに、家畜共済の掛金に係る養豚農家の負担軽減措置を講じること。
- 4 地方自治体が行うPEDの防疫対策のために必要となる経費については、十分な財政措置を講じること。
- 5 個人情報を含む発生情報の公表のあり方について、早急に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	林芳正殿
内閣官房長官	菅義偉殿

地方財政の充実・強化を求める意見書

子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策、被災地の復興など地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地方の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額等が確保される必要がある。

経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成27年度の地方財政計画、地方交付税総額等の拡大に向けた次の対策を求める。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額及び地方交付税の算定方法については、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額等の拡大を図ること。
- 3 地方交付税については、地方自治体の重要な財源であるため現行水準を確保すること。また、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

現在、全国の自治体においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に構築することを見据えながら、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に取り組んでいるところであるが、拡充する介護サービス量、増高する介護保険料などに苦慮しているところである。

よって、国においては、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望する。

記

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また、外国人材の活用については、慎重な議論を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取組事例の周知など、市町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
厚生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

中小企業の事業環境の改善を求める意見書

今年の春闘の大手企業からの回答では、13年ぶりに全体の賃上げ率が2%台となったが、景気全体を支え、地域経済を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は依然厳しいと言える。さらに、消費税8%引上げに伴う駆け込み需要の反動減も今後予想される。

国際通貨基金（IMF）は3月、日本経済の成長に賃金上昇が不可欠だとする研究報告書を発表し、中小企業や非正規労働者などの賃上げを「アベノミクス」の課題として挙げている。実質的には、企業の収益力次第で賃上げの可否が左右されてしまうため、政府が掲げる「経済の好循環」を実効的なものにするためには、中小企業の収益力向上に繋がる事業環境の改善が求められる。

また、中小企業のうち87%を占める小規模事業者が全国で334万者あり、有能な技術力がありながら人材確保や資金繰りに苦しんでいる。また、事業の拡張に踏み切れない小規模事業者の潜在力が発揮できるよう充実した成長・振興策も重要である。

経済成長を持続的なものにするため、成長の原動力である中小企業が消費税増税や原材料・燃料高などの厳しい環境を乗り越えられるよう、切れ目ない経済対策が必要である。

よって、国においては、地方の中小企業が好景気を実感するため、下記の対策を講じるよう強く求める。

記

- 1 中小企業の”健全な”賃上げ、収益性・生産性の向上に結び付くよう、経営基盤の強化策及び資金繰り安定化策を図ること。
- 2 「小規模企業振興基本法案」を軸に国・地方公共団体・事業者の各責務の下で、円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。
- 3 非正規労働者の処遇改善に関しては、キャリアアップ助成金等の支援が行われているが、各種助成制度が十分に周知されていないため、特に、中小企業・小規模事業者に対して、制度の情報提供に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
内閣府特命担当大臣 (金融担当)	麻生太郎殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
経済産業大臣	茂木敏充殿
内閣官房長官	菅義偉殿

森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書

我が国は、森林が国土の約7割を占める世界有数の「森林国」である。森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止等を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしている。

また、我が国の森林は、戦後を中心に植栽してきた人工林が本格的に利用可能な時期を迎えつつあり、この豊かな森林資源を有効活用することにより、日本の林業を再生し、真の成長産業とすることが大いに期待されている。

本県においては、平成21年度に国において創設された「森林整備加速化・林業再生事業」を活用し、これまで川上から川下に至る関係者が一体となって間伐の実施や路網の整備、高性能林業機械の導入、加工流通体制やバイオマス関連施設の整備、木造公共施設等の整備、県産材の利用拡大など、林業再生の実現に向けた取組を進めているところである。

しかしながら、同事業は平成26年度で終了することになっており、このまま事業が終了すれば、本県の豊かな森林資源を活用した林業の成長産業化に向けた取組が減速し、本県経済活動にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。

については、国におかれては、今後の予算編成に当たって、基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」の継続と、森林・林業の再生に必要な財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
農 林 水 産 大 臣	林 芳 正 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

請 願 一 覽 表

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	2	2	4	
厚 生	—	1	1	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	1	—	1	
計	3	3	6	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第47号	受理年月日	平成26年6月11日
請願者 住所・氏名	宮崎市旭1丁目3-20 「子どもの権利条約」宮崎の会 会長 成見 幸子		
請願の件名	<p>教育委員会制度改革に反対する意見書提出請願</p> <p>【請願事項】 教育委員会制度改革に反対する決議をし、意見書を採択して関係各方面に送付していただきたい。</p> <p>【請願趣旨】 戦争をする国づくりが国民の声を無視して進められている中、教育委員会制度が大きく変えられようとしています。教育委員会制度は「お国のために血を流せ」と教えた戦前の教育行政を反省し、1948年選挙で選ばれた教育委員たちが国や首長から独立した行政組織として、教育のあり方を決めるという民主的な制度として発足したものでした。その後1956年公選制が廃止され、教育委員会の形骸化が進んできました。それは、歴代の自民党政権が国の方針を学校現場に押し付けるため、教育委員会事務局にその役割を負わせ、教育委員会の自主性を奪ってきたことが大きな原因です。その結果、教育行政の中に、閉鎖的で官僚的な対応も広がってきたのです。教育委員会事務局が「隠ぺい」を行い、教育委員会が蚊帳の外に置かれた、滋賀県大津市のいじめ自殺事件はその典型でした。</p> <p>形骸化が進んでいた中でも「首長からの独立」によって、委員会が大きな力を発揮したこともあります。橋下大阪市長が違法な「思想調査」を行おうとした時、教育委員会が否決し教育現場を守りました。また、島根県松江市で教育長が漫画「はだしのゲン」を学校図書館から撤去させた時、教育委員会がその決定を取り消しました。独立した行政機関だったからできることの実例ではないでしょうか。</p> <p>今国会に提出されている法案は、自治体の教育政策の大本とな</p>		

る「教育大綱」を決定する権限を首長に与えようとするものです。そして、この大綱は政府の「教育振興基本計画」の「基本的な方針」を基に作ることが求められています。要するに国の方針に基づいて首長が大綱を決め、それを教育委員会に具体化さようというもので、国の思うままに教育行政を司ることができるようになるものです。

もともと教育は教員と子どもの人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が重んじられて初めて成り立つものです。だからこそ憲法23条で学問の自由を保障し、政治権力による教育内容への介入・支配が厳しく戒められているのです。今回の法案は、国や首長が露骨に教育内容に介入する仕組みをつくるものであり、憲法に保障された教育の自由と自主性を侵害するものです。

今回の法案のねらいには、侵略戦争を美化する「愛国心」を押し付け、戦争をする国づくりの一環であると共に、異常な競争主義を教育に持ち込むということがあります。安倍内閣が導入した「全国学力テスト」は点数がすべてという風潮を全国に広げました。一部の首長は「もっと競争せよ」とあおり始めています。国連子ども権利委員会は日本政府にたいして、これまで3度の勧告を行っています。それは、「日本の子どもたちは過度の競争でストレスを感じています。是正しなさい。」という内容でした。しかし、安倍政権はそれを真摯に受けとめるどころか、真逆の対応を行っています。

以上の理由により、地方自治法99条の規定に基づき、教育委員会制度改革に反対する意見書を提出することを要望します。

紹介議員	鳥飼 謙二 前屋敷 恵美
摘要	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第48号	受理年月日	平成26年6月12日
請願者住所・氏名	宮崎市和知川原3の97 代表 宮崎県革新懇 代表世話人 日高 明義 (その他記名3名)		
請願の件名	<p>安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願</p> <p>【請願の事項】 貴議会が、安倍政権の集団的自衛権行使容認に反対する決議を採択し、政府に意見書をあげていただきますよう請願します。</p> <p>【請願の趣旨】 安倍首相は、首相の私的諮問機関である安保法制懇の報告書を受けて、現憲法の下でも集団的自衛権行使は可能であるとする憲法解釈の変更を閣議決定しようとしています。これは、“「戦争放棄」を定めた憲法9条の下では、我が国に対する急迫不正の侵害を排除するための（＝個別的自衛権行使のための）必要最小限度の自衛力しか持たず、集団的自衛権行使は憲法9条を改定しなければできない”とする、歴代政府が戦後長きにわたって表明してきた立場を、憲法改定の手続きを経ることもなく、1内閣の閣議決定だけで根本的に変えようとするものです。</p> <p>それは、憲法によって権力を縛る立憲主義の完全な否定です。このようなことを許せば、内閣の解釈の変更だけで憲法の平和的民主的条項の内容が次々と変えられることになり、憲法はあつてなきものとなってしまいます。</p> <p>集団的自衛権とは、我が国が攻撃されていなくても、他国のために武力を行使するもので、これを認めることは、「海外で戦争しない国」を「海外で戦争する国」に根本から変えるものです。この道がいったん開かれれば、政府の判断や立法措置によって、海外での戦争に参加する道が際限なく拡大されることとなります。それは全国すべての自治体・住民の未来に重大な影響を与え、日本の進路を左右する大問題であります。「限定的」行使などというごまかしでこれを推進することは断じて許されません。</p> <p>私たちは、以上の立場から、憲法の立憲主義と平和主義を破壊する解釈改憲による集団的自衛権行使容認に強く反対し、その動きを中止することを強く求めて請願するものです。</p>		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘要			

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第49号	受理年月日	平成26年6月12日
請願者 住所・氏名	宮崎市佐土原町下田島987 青木 幸雄 宮崎市郡司分甲5227-39 藤原 宏志 宮崎県東諸県郡綾町入野484-17 小川 渉		
請願の件名	<p>川内原発再稼働に関する請願</p> <p>【要旨】</p> <p>川内原発再稼働前に、「被害地元」である宮崎県のことを確認する法的措置を講じていただくよう国へ意見書を出していただくとともに、九州電力株式会社に対して宮崎県のこと確認が必要である旨、宮崎県議会として意見を表明してください。</p> <p>【理由】</p> <p>福島第一原発事故では、福島県を中心に県境を越えて広範囲に放射性物質が降り注ぎ、今なお溶解落ちた核燃料はどこにあるかわからず、汚染水は増え続け、10数万人の避難者がふる里を離れたままです。事故時の原子力委員長は、最悪、原発から強制移転地域が170 kmを越える地域が生じる可能性や、自主避難を認めるべき地域が250 km以遠にも生じる可能性があるとししました。この事故で大気中にもれたセシウムは、広島原爆に換算して約168発分（汚染水除く）、その約7～8割は東側の太平洋に落ちたと推計されています。また、旧ソ連チェルノブイリ原発事故では、原発から約150～300 km近く離れた広大な地域さえも「義務的移住・農地利用禁止区域」となりました。</p> <p>宮崎県は川内原発から最短約54 km、宮崎市中心部まででも約120 kmです。170 km圏にはほぼ宮崎県全域、250 km圏には九州全域がすっぽり入ります。宮崎県は、川内原発の東側にあり、風下になりやすいところに位置し、農畜産業など第一次産業を経済基盤としています。ひとたび川内原発で重大事故が起これば、ふるさとを丸ごと失うような壊滅的被害を被る可能性があります。宮崎県は川内原発の「設置地元」ではありませんが、被害を</p>		

	<p>被る、いわば「被害地元」です。したがって、川内原発再稼働前に、「被害地元」である宮崎県の意味を確認する法的措置を講じていただくよう、国へ意見書を出していただくとともに、同様の趣旨により、九州電力株式会社に対して宮崎県の意味確認が必要である旨、宮崎県議会として意見を表明してください。</p>
紹介議員	<p>鳥飼 謙二 有岡 浩一 凶師 博規 前屋敷恵美</p>
摘要	

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第30号	受理年月日	平成25年3月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 松田 幸子		
請願の件名	<p>個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願</p> <p>○ 請願の趣旨（要旨）</p> <p>宮崎県議会が、国会及び法務省に対し、法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている民法（債権関係）の改正に当たり、保証制度を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人保証を原則として廃止すること。 2 個人保証の例外は、経営者保証等極めて限定的なものに限るものとする。 3 例外として許容される個人保証においても、次に掲げる保証人保護の制度を設けること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法第465条の2乃至第465条の5）を個人が保証人となる場合のすべての根保証契約に及ぼすものとする。 (2) 債権者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務に違反した場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとする。 (3) 債権者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務書の遅滞情報を通知する義務を負うこと。 (4) 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。 		

○ 請願の理由

1 保証契約の特色と保証被害

保証契約のうち特に個人が保証人となる場面の特質は、その情誼性・無償性・軽率性・未必性・結果の不可視性などにあります。

個人である保証人は、親類や知人から保証人となることを依頼された場合、情誼から断ることが心理的に容易ではありません。他方、保証契約は、危険の存否及び範囲の判断が比較的容易な対価的取引と異なり、契約の時点における保証債務の現実化が未必的であるだけでなく、現実化した場合の結果の大小を正確に予測することが困難であるため、危険性を過小評価して軽率に契約する傾向にあります。

特に個人である保証人は、主債務者の履行能力や自らのリスクを把握する知識・経験・能力が十分ではなく、保証契約は、このような危険な取引類型であるにもかかわらず、保証人が対価を取得することは希であり、対価的均衡を完全に欠いています。

他方、保証債務が現実化した場面では、保証人は、想定を超える債務の負担を強いられ、経済的な破綻を招くことが少なくありません。例えば、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」によれば、破産においては約19%、個人再生においては約9%が保証等を原因としています。加えて、内閣府の「平成24年版自殺対策白書」によると、2011年（平成23年）の自殺者総数は30,651人であり、その内の原因・動機特定者において、経済・生活問題を原因とする自殺は、約28.4%を占めています。法的倒産手続の原因に占める保証等の割合からすれば、経済・生活問題を原因とする自殺のうち、相当程度が保証を理由とするものと推測されます。

2 裁判による救済の不十分性

これに対し、裁判実務は、真意ではなく又は過大な保証契約を締結した保証人の保護について、錯誤論や信義則、公序良俗違反、権利濫用などの一般原則による解決を指向していますが、十分な保護が図られているとはいいがたいところです。

3 形成されつつある金融実務

2006年（平成18年）以降、各地の信用保証協会は、保証申込のあった案件について、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則として行っていません。金融庁も、2011年（平成23年）7月14日付で「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの監督指針」を改正し、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記し（前者Ⅲ－7－2（1）、後者Ⅱ－9－2（1））、民間の金融機関に対し、同原則に沿った対応を求めています。

すなわち、一部の金融実務においては、経営者保証を除き個人保証を不要とする実務慣行が生じつつあり、他方、これによって円滑な金融が妨げられるなどの実害もみられません。

4 個人保証の原則禁止

そこで、前近代的な情誼を基礎としながら、保証人となった者に甚大な被害を生じさせる可能性のある保証契約における被害をなくすために、現在の法制審議会における民法（債権関係）改正の議論において、個人保証の原則禁止規定や、例外として許容される経営者保証における新たな保証人保護規定を設けることを求めるものです。

5 経営者保証

もっとも、主債務者が会社である場合のいわゆる経営者保証については、当面はこれを個人保証の禁止の例外とすることが妥当であると考えられます。しかし、経営者が多額の保証債務を抱えることが新たな事業への再チャレンジの阻害要因となり、また、中小企業の事業承継の妨げになるのではないかなどの意見も多数指摘される場所であることから、将来的な見直しを引き続き検討するべきです。

6 補完的な規制

また、例外として許容される個人保証において、現行民法では、貸金等根保証契約以外の根保証契約に関しては極度額や保証期間の定めに関する規律がないため、保証人が予期しない過大な保証債務の履行を請求される危険性が指摘される場所です。この点、貸金等根保証契約に関する規制を設けた2004年（平成16年）の民法改正に対し、「保証人保護が不十分である」という意見こそあるものの、「保証人保護が過剰である」との意見はほとんど聞かれません。上記のような根保証の危険性は、貸金等根保証契約に限らないのであって、

自然人が保証人となる根保証契約全般について、現行民法の貸金等根保証契約に関する規制を広く及ぼすべきです。

さらに、上記のとおり、保証は、その情誼性・無償制・軽率制・未必性・結果の不可視性などからトラブルの多い契約類型であり、保証に関する紛争では、保証人が保証の意味を知らなかった、あるいは主債務者の資力は十分であって保証履行することはないと誤信していたなどの事情が背景となることが多々あります。そこで、例外として許容される個人保証においては、保証契約締結にあたり、債権者は、保証人となる者に対し、説明義務及び情報提供義務を負うものとするべきであり、またこれらの義務の実効性を確保するため、義務違反の効果として取消権を認めるべきです。

さらに、保証契約締結後について、現行法においては、主債務が履行遅滞となった場合、債権者は、保証人に対しても当然に遅延損害金や期限の利益喪失を主張できます。しかし、通常は主債務の履行遅滞を知る術がない保証人にとって不意打ちとなり、予期せぬ不利益を生じさせることとなります。そこで、保証人に主債務の遅延に対する対応を取る機会を確保するため、債権者に対し、保証人への主債務者の遅延情報の通知や催告の義務を課し、これを怠った債権者は、保証人に対し遅延損害金や期限の利益の喪失を主張できないものとするべきです。

以上のほか、保証人となった者が主債務者の破綻により過大な債務負担を強いられて自らの生活基盤を破壊され、最終的に自己破産の申立てをせざるを得なくなったり、あるいは自殺に追い込まれたりすることを回避するため、フランス消費法典の比例原則を参考とした過大保証を禁ずる規律及び身元保証法第5条を参考とした責任減免規定を設けることが適当です。

7 結び

以上の理由により、個人保証被害の抜本的な救済の観点から、貴議会にお願いいたします。

紹介議員	横田 照夫 前屋敷恵美 鳥飼 謙二 西村 賢 新見 昌安 有岡 浩一 凶師 博規
摘 要	

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 38 号	受理年月日	平成25年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 森 孝子		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分(給料)を正当に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族(主に妻や息子、娘)がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ(配偶者以外は50万円)控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で370の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています(今年8月末時点)。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹 介 議 員	田口 雄二 太田 清海 前屋敷 恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第41-1号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎市清武町木原5706番地 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人 宮崎南学園 宮崎保健福祉専門学校 理事長 入中 康弘		
請願の件名	修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願 【請願の要旨】 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など介護に対するニーズが増大する一方、核家族化、家庭介護者の高齢化など要介護高齢者を支える家族を巡る状況も変化しております。社会状況の変化等に伴う介護ニーズの多様化・高齢化に対応し質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護福祉士養成施設の体系的な教育内容のもと、高い知識と技術を持った教員により質の高い教育を受けた優れた人材が介護現場に従事することが必要です。介護人材の中核となる優れた介護福祉士人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充強化・継続を要望するとともに、雇用対策としての介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度は、介護福祉士養成施設の教育の中で定着しており、入校生の学習意欲も高く、修了生の就職先での評価も得ていることなどから今後における施策の継続と恒久化を要望するものであります。 【請願事項及び理由】 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について		

- ①この貸付制度は、入学生の経済的負担の軽減を図るものとして、介護福祉士養成施設への入学を志す者の魅力として期待されているもので、優秀な人材確保による質の担保を図るための大きな要因となっていることから、実施を推進するための措置を執ること、また、都道府県において国庫負担の増加を要請すること
- ②返還免除条件として、貸付を受けた都道府県の区域内において介護等の業務に5年間従事することとされているが、流動化の激しい今日の世界の中で就業区域の限定は極めて重いものとなっていることから、これを解除することは卒業生の出身都道府県へのUターンやIターンを促すものであり、また、従事期間の短縮化は就業しようとする者の精神的負担を軽減するものであることから介護福祉士の定着支援につながるもので、返還免除条件を緩和されたいこと

上記の通りお願いいたします。

紹介議員	河野 哲也 関師 博規 田口 雄二 松村 悟郎 中野 廣明
摘要	

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月6日	金	本 会 議	開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（坂口博美議員、鳥飼謙二議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第14号、報告第1号、第2号上程 知事提案理由説明
6月7日	土	休 会	(閉庁日)
6月8日	日		
6月9日	月		
6月10日	火		
6月11日	水	本 会 議	知事発言 一般質問（山下博三議員、清山知憲議員、黒木正一議員、 西村賢議員）
6月12日	木		一般質問（中村幸一議員、新見昌安議員、丸山裕次郎議員、 田口雄二議員）
6月13日	金		一般質問（松村悟郎議員、二見康之議員、有岡浩一議員、 内村仁子議員）
6月14日	土	休 会	(閉庁日)
6月15日	日		
6月16日	月	本 会 議	一般質問（中野一則議員、前屋敷恵美議員、坂口博美議員、 函師博規議員）
6月17日	火		一般質問（太田清海議員、重松幸次郎議員、井上紀代子議員、 井本英雄議員） 採決（議案第12号～第14号）（同意） 議案・請願委員会付託
6月18日	水	休 会	常任委員会
6月19日	木		
6月20日	金		
6月21日	土		
6月22日	日		
6月23日	月		
			(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月24日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 質疑（前屋敷恵美議員） 討論（請願第48号の不採択に反対）（井上紀代子議員） 討論（議案第2号、報告第1号、第2号に反対、請願第30号、第47号、第48号、第49号の不採択に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（請願第48号の不採択に反対）（高橋 透議員） 採決（議案第2号、報告第1号、第2号）（可決または承認） 採決（議案第1号、第3号～第11号）（可決） 採決（請願第30号、第49号）（不採択） 採決（請願第47号、第48号）（不採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第5号追加上程 討論（議員発議案第3号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議員発議案第3号）（可決） 採決（議員発議案第1号、第2号、第4号、第5号）（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 福 田 作 弥

宮 崎 県 議 会 副 議 長 押 川 修 一 郎

宮 崎 県 議 会 議 員 坂 口 博 美

宮 崎 県 議 会 議 員 鳥 飼 謙 二